# 日野市議会会議録

## 平成6年第4回定例会

第32号～第39号

12月 6日 開会
12月21日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1890490

# 平成６年　第４回定例会日程

| | | |
|---|---|---|
| １２月　６　日 | （火曜日） | 会議録署名議員の指定、会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程 |
| １２月　７　日 | （水曜日） | 一般質問 |
| １２月　８　日 | （木曜日） | 一般質問 |
| １２月　９　日 | （金曜日） | 一般質問 |
| １２月１２日 | （月曜日） | 一般質問 |
| １２月１３日 | （火曜日） | 一般質問、議案上程、請願上程 |
| １２月２０日 | （火曜日） | 審査報告、会期の延長 |
| １２月２１日 | （水曜日） | 審査報告、議案上程 |

1890490

平成６年度
第４回定例会

# 日野市議会会議録目次


○12月６日　　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 6
諸　般　の　報　告 …… 7

（議案上程）

議案第70号　日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 7
議案第71号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 9
議案第72号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 20
議案第73号　平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号） …… 21
議案第74号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 48
議案第75号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号） …… 50
議案第76号　平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 50
議案第77号　平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号） …… 54
議案第78号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 55

議 案 第 79 号　下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について …… 57
（報　告）
報 告 第 8 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 62
（請願上程）
請 願 第6－51号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情 …… 64
請 願 第6－52号　日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情 …… 64
請 願 第6－53号　衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情 …… 64
散　会 …… 65

○12月7日　水曜日（第2日）
出 席 議 員 …… 67
欠 席 議 員 …… 67
出 席 説 明 員 …… 68
議 事 日 程 …… 68
開　議 …… 69
（一般質問）
米沢　照男議員
1．住民犠牲のリストラ強要に反対し市民本位の民主行政の推進を！ …… 69
佐瀬昭二郎議員
1．家庭ゴミ有料化論の是非を問う …… 80
2．戦後50周年
――日野市にふさわしい平和事業を …… 98
一ノ瀬　隆議員
1．「平成6年」の廃止「1994年」の使用を徹底せよ …… 106
2．交通規制の解除への努力も怠るな …… 116
竹ノ上武俊議員
1．日野市民にも権利あり――

米軍横田基地の爆音被害損害賠償 …… 122
2．市民の食卓があぶない――
ガット合意協定と食品行政を問う …… 129
佐藤　洋二議員
1．東平山三丁目旧国鉄職員住宅跡地の活用について問う …… 140
2．私道にも公道並の施設を！ …… 150
散　　会 …… 156

○12月８日　　木曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 157
欠　席　議　員 …… 157
出　席　説　明　員 …… 158
議　事　日　程 …… 158
開　　議 …… 159
（一般質問）
菅原　直志議員
1．学校における空き教室の有効利用について（その４） …… 159
2．男女共生社会の実現を目指して（その２） …… 163
田原　　茂議員
1．アトピー性皮膚炎に苦しむ家族に行政が手を差し伸べよ！ …… 176
2．高齢化社会に備えて地域住民参画型住民相互サービス制度を確立せよ！ …… 184
馬場　繁夫議員
1．任意団体の日野市企業公社問題を再び問う …… 193
中谷　好幸議員
1．市立病院の建て替え、南部医療機関は、16万日野市民の健康づくりを戦略において、計画をねりあげよう …… 216
散　　会 …… 227

○12月９日　　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 229

欠　席　議　員 …… 229
出　席　説　明　員 …… 230
議　事　日　程 …… 230
開　　議 …… 231
（一般質問）
小川　友一議員
1．厳しさ増す、財政状況の中、今後の行財政改革及び財政運営について問う …… 231
夏井　明男議員
1．市内駐車場周辺対策 …… 248
2．日野駅新改札口設置について …… 252
3．放置自転車対策について …… 257
4．区画整理事業 …… 264
執印真智子議員
1．今日からあなたも日野市民です
——内なる国際化に向けて—— …… 270
鈴木美奈子議員
1．骨粗鬆症の予防のための対策と検診制度を確立せよ！ …… 289
土方　尚功議員
1．行政の効率化を求めて …… 301
2．行政報告より問う …… 305
散　　会 …… 308

○12月12日　　月曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 309
欠　席　議　員 …… 309
出　席　説　明　員 …… 310
議　事　日　程 …… 310
開　　議 …… 311
（一般質問）
沢田　研二議員

１．青少年の健全育成（含む勤労市民の健康増進）のために、学校グラウンドおよび公共屋外施設等の朝・夕方（含む夜）・休日の積極的な開放を …… 311
渡邉　馨鴻議員
１．平成七年度の予算編成の基本方針について問う …… 332
江口　和雄議員
１．市民と行政が一体となった町の美化推進について問う …… 344
２．市民の参加による一斉除雪作業について問う …… 354
板垣　正男議員
１．市道Ⅱ－５３号、５４号（スポーツ公園前道路から甲州街道へぬける道路）の自動車交通規制について …… 358
２．古民家の保存など文化財へのいっそうのとりくみを …… 364
吉冨　正敏議員
１．２１世紀への福祉ビジョンについて問う …… 376
２．多摩平地区のまちづくりについて問う …… 383
散　　会 …… 391

○12月13日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 393
欠　席　議　員 …… 393
出席説明員 …… 394
議　事　日　程 …… 394
開　　議 …… 397
（一般質問）
奥住日出男議員
１．日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統のバス増便を！ …… 397
２．市営住宅の建て替えについて問う …… 399
森田美津雄議員
１．地方自治とりわけ住民自治の後退を迫るような内容で、政府がすすめている「地方分権化」に対しての評価と見解を問う …… 407
天野　輝男議員

1．区画整理事業の進捗を問う …… 422
2．日野市内の教育行政について問う …… 433
小島　久議員
1．自治会館、地区センターの維持管理と栄町コミュニティセンターの建設について問う …… 443
橋本　文子議員
1．「日野市市民参加の推進に関する要綱」にそって市政をすすめよ …… 460
2．各種審議会等、委員の選出について …… 477
3．重度重複障害をもつ人の通所施設について、解決の見通しについて問う …… 479
（議案上程）
議案　第　80　号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 482
議員提出議案第16号　日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 484
（請願上程）
請願　第６－54号　診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情 …… 497
請願　第６－55号　核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願 …… 497
請願　第６－56号　日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願 …… 497
請願　第６－57号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 497
請願　第６－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 497
請願　第６－59号　３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 497
請願　第６－60号　日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願 …… 497
請願　第６－61号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野

市「調整部会」に反映させるための請願 …… 497
請 願 第6－62号 乳幼児医療助成制度の充実を求める請願 …… 498
請 願 第6－63号 日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願 …… 498
請 願 第6－64号 清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 …… 498
散 会 …… 498

○12月20日 火曜日（第7日）
出 席 議 員 …… 499
欠 席 議 員 …… 499
出 席 説 明 員 …… 500
議 事 日 程 …… 500
開 議 …… 505
（議案審査報告） （総務・文教・厚生・建設）
議 案 第 73 号 平成6年度日野市一般会計補正予算（第2号） …… 505
（総務委員会）
議 案 第 4 号 第3次日野市基本構想の制定について …… 557
議 案 第 5 号 政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について …… 569
議 案 第 70 号 日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 573
議 案 第 71 号 日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 573
議 案 第 80 号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 573
（厚生委員会）
議 案 第 72 号 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 575
議 案 第 74 号 平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） …… 575
議 案 第 77 号 平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算

（第２号）　…… 575
議案第78号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算
（第１号）　…… 575
（建設委員会）
議案第75号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正
予算（第２号）　…… 577
議案第76号　平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算
（第２号）　…… 577
会期の延長　…… 578
延会　…… 579

○12月21日　水曜日（第８日）
出席議員　…… 581
欠席議員　…… 581
出席説明員　…… 582
議事日程　…… 582
開議　…… 587
（取り下げ）　（総務委員会）
請願　第６－40号　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願　…… 587
（建設委員会）
請願　第６－11号　神明緑地の伐採反対に関する陳情　…… 587
請願　第６－39号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野
市「調整部会」に反映させるための請願　…… 587
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願　第６－24号　日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願　…… 588
請願　第６－30号　「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求め
る意見書」採択に関する陳情　…… 594
請願　第６－55号　核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願　…… 594
請願　第６－36号　私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減の
ため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見
書提出を求める陳情　…… 595

（厚生委員会）
請　願　第６－48号　文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願 …… 596
（継続審査）　（総務委員会）
請　願　第６－９号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 …… 597
請　願　第６－12号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情 …… 597
請　願　第６－13号　真に国民のための公共事業を求める陳情 …… 597
請　願　第６－18号　「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願 …… 597
請　願　第６－27号　消費税率の引き上げ反対を求める請願 …… 597
請　願　第６－34号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 …… 597
請　願　第６－42号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情 …… 597
請　願　第６－50号　多摩市和田１８６９番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情 …… 597
請　願　第６－51号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情 …… 597
請　願　第６－53号　衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情 …… 597
（文教委員会）
請　願　第６－46号　学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 … 597
（厚生委員会）
請　願　第６－７号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 …… 598
請　願　第６－22号　日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 …… 598
請　願　第６－37号　犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 …… 598
請　願　第６－44号　保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 …… 598
請　願　第６－45号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 …… 598
請　願　第６－54号　診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の

経営基盤安定化のための陳情 …… 598
請 願 第６－62号 乳幼児医療助成制度の充実を求める請願 …… 598
請 願 第６－63号 日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願 …… 598
（建設委員会）
請 願 第６－10号 公園建設に関する請願 …… 598
請 願 第６－15号 程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願 …… 598
請 願 第６－26号 地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願 …… 598
請 願 第６－29号 潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願 …… 598
請 願 第６－32号 緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 …… 599
請 願 第６－47号 豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 599
請 願 第６－52号 日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情 …… 599
請 願 第６－56号 日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願 …… 599
請 願 第６－57号 減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 599
請 願 第６－58号 住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 599
請 願 第６－59号 ３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 599
請 願 第６－60号 日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願 …… 599
請 願 第６－61号 多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 599
請 願 第６－64号 清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 …… 599

（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
（議案上程）
議案第81号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 601
議員提出議案第17号 村山内閣の即時退陣を求める決議 …… 603
議員提出議案第18号 都営住宅の「応能・応益的家賃負担制度」導入撤回を求める意見書 …… 603
議員提出議案第19号 骨粗鬆症に対する予防、治療対策を求める意見書 …… 604
議員提出議案第20号 核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書 …… 604
議員提出議案第21号 東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書 …… 605
閉会 …… 605

# 12月６日　火曜日　（第１日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第32号）

12月６日　火曜日　（第１日）

**出席議員**　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 江口和雄　君 | ２番 | 佐藤洋二　君 |
| ３番 | 菅原直志　君 | ４番 | 渡邉馨鴻　君 |
| ５番 | 吉冨正敏　君 | ６番 | 小島　久　君 |
| ７番 | 小川友一　君 | ８番 | 森田美津雄　君 |
| ９番 | 佐瀬昭二郎　君 | 10番 | 中谷好幸　君 |
| 11番 | 沢田研二　君 | 12番 | 田原　茂　君 |
| 13番 | 宮沢清子　君 | 14番 | 執印真智子　君 |
| 15番 | 土方尚功　君 | 16番 | 天野輝男　君 |
| 17番 | 奥住日出男　君 | 18番 | 橋本文子　君 |
| 19番 | 板垣正男　君 | 20番 | 鈴木美奈子　君 |
| 21番 | 内田　勲　君 | 22番 | 馬場繁夫　君 |
| 23番 | 夏井明男　君 | 24番 | 黒川重憲　君 |
| 25番 | 福島盛之助　君 | 26番 | 簇野行雄　君 |
| 27番 | 小山良悟　君 | 28番 | 一ノ瀬　隆　君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊　君 | 30番 | 米沢照男　君 |

**欠席議員**　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝君

議事日程

平成6年12月6日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告
（議案上程）
日程第　5　議案第　70　号　日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　6　議案第　71　号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　7　議案第　72　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　議案第　73　号　平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）

日程第　9　議案第　74　号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　10　議案第　75　号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　11　議案第　76　号　平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　12　議案第　77　号　平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）

日程第　13　議案第　78　号　平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　14　議案第　79　号　下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について

（報　告）

日程第　15　報告第　8　号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第　16　請願第　6－51　号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情

日程第　17　請願第　6－52　号　日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情

日程第　18　請願第　6－53　号　衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第18まで

午前11時５分　開会

**○議長（福島盛之助君）**　おはようございます。

これより平成６年第４回日野市定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

７番　小　川　友　一　君

８番　森　田　美津雄　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

**○議会運営委員長（天野輝男君）**　議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る12月１日、午後２時に議会運営委員会を開催いたしました。議案、請願の取り扱い、また日程などの協議の結果、会期は本日より12月20までの15日間と決定いたしました。議案、日程の状況につきましては、お手元に配布してあります資料のとおりです。

なお、理事者より追加議案の上程を予定しているという報告がありました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月20日まで期日15日間と決定いたしました。

次に、日程第３に入る前に、理事者から発言したいとの申し出がありますので、これを許します。助役。

**○助役（前田雅夫君）**　それでは御報告をさせていただきます。

平成６年10月11日付けで人事発令を行いました。説明員の変更がありましたので御報告をいたします。

まず、建設部長でございますが、桧山茂。それから議会事務局長に小俣雅義。それ

ぞれ就任をいたしました。今後ともよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　本日より、今年度の第４回定例議会をお願いいたしております。よろしくお願いいたします。

私より、さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について３件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１、組合施行都市区画整理事業の進行状況について。

本市の都市整備が土地区画整理の手法によって推進された実績は、都内あるいは全国でも高く評価されております。加えてこのところ、組合施行土地区画整理事業が、市内各地に進行中または準備中の状況であります。

これら事業を一覧表に整理して議会に報告をし、御指導と御理解に供したいと思っております。

２、保健所に関する都の将来計画について。

本年７月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、平成９年４月の法の全面施行に向けて、東京都より「地域保健サービスの充実に関する基本方針」の見通しが、逐次市長会等に説明されております。

この中で、多摩地域における保健サービスの提供については、保健所が広域的・専門的・技術的な拠点として機能を果たすとともに、市町村は市町村保健センター等を中心に福祉部門と連携した保健サービスの実施を図り、両者が一体となってサービス水準の向上を目指すとされております。

このため、市町村における地域保健サービスの実施拠点としては、当面人口10万人に１カ所の市町村保健センターの整備促進等を図ることとし、保健所は東京都保健医療計画で定める２次保健医療圏に１カ所配置することを基本とし、人口、面積、交通網等の状況を勘案して多摩地区で10カ所程度に再編し、機能強化に対応するため、必要な施設整備を行うとされております。

今後、平成９年４月に向け、東京都との協議のもとに新たな地域保健体制を進めるものであります。

添付資料をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

3、北京市海淀区への友好訪問について。

私は、去る11月7日より4泊5日の日程をもって、北京市海淀区に友好訪問のため海外出張を行いました。この間、前田助役に職務代理を任命し、同行者は総務部秘書担当粟冠参事と日野市国際交流協会会長青木襄児氏であります。当初、日野義人事務局長を予定しておりましたが、病状に伴う医師の忠告のため、急遽会長にお願いをした次第であります。

訪問先の海淀区当局では、1992年に区長の胡昭廣さんほか、日野市に来訪された実績と今回の招請に応じたことにより友好の熱意ある厚遇を受け、両市の市民的交流について同感したところであります。

今後、連携をもって具体化を図る所存であります。

なお、議案送付に落とした報告事項でございますが、あと2件について簡単に御報告を申し上げます。

4、多摩都市モノレール軌道桁初出庫式及び運営基地の起工式についてであります。

11月28日、多摩都市モノレール事業の軌道桁の初出陣式と運営基地の起工式が、立川基地跡地の当事業の予定地で行われております。

5、新日野橋起工式について。

11月30日、一般国道20号線（甲州街道）のバイパスとなる、日野都市計画道路3・3・2号線の多摩川架橋の起工式が、国立市側の用地で行われました。

本件2件を追加し、将来の都市計画事業の進展と大きくかかわりがございますので御報告をし、また御指導をお願いする次第であります。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続法の施行に伴い、地方公務員法第53条の一部改正が施行されたため、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、ただいま提案理由にございましたように、昨年の11月に行政手続法が制定されまして、この法律の制定の関係法令として地方公務員法の必要な規定の整備がされました。それに伴いまして、条例で規定してあります地方公務員法の規定の条文を登録に改正させていただくものでございます。

恐れ入りますが、４ページ、５ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

第１条でございますが、地方公務員法の第53条は、職員団体の登録に関して指定している条文でございます。これも行政手続法の施行に伴いまして、改正以前の不服申し立ての制限を規定していた10項がございますが、これが行政手続法の第27条に規定されたために削除されました。また同様に、口頭審理を規定していました６条の後段でございますが、これも行政手続法に制定されましたので、同じく削除するものでございます。

また、公開のための特例として存置する条文整備がなされましたので、同条にございます第８項が９項に、それから第９項が10項になったので条文を同様に改正させていただく内容のものでございます。また、第５条の関係につきましても、前段という文言が必要なくなったために削除させている内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、高幡団地市営住宅の建て替えに伴い、入居者専用自動車駐車場を新たに設置したため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例の一部改正は、高幡団地の市営住宅の建て替えに伴いまして、入居者専用の自動車駐車場を新たに15台分設置したため、自動車駐車場の使用許可と管理・利用料金等について条文に加えさせていただく内容でございます。

２ページ、３ページで御説明させていただきます。改正の内容でございますけれども、条例第29条及び30条それぞれ各１行ずつ繰り下げさせていただきまして、28条の次に29条として自動車駐車場の項目を加えさせていただきました。そして、１項の中で使用許可、それから２項で利用料金、３項で許可に当たる条件をすることができる項目を指定しておるものでございます。

また30条、管理委託でございますけれど、これは地方自治法の244条の２の３項に定める団体に管理委託できるようにしたものでございます。

それから、すいません、８ページ、９ページの別表をちょっと説明させていただきたいと思います。別表の改正をさせていただきます。川原付団地及び下田団地の位置に今まで大字が入っていませんでしたので、大字を入れて正式名称とさせてさせていただきます。高幡団地につきましては、新たに864番の11を加えるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　それでは、お伺いいたします。

今回の市営住宅条例の一部を改正する議案第71号につきましては、駐車場を高幡の市営住宅に新たに設置をいたしまして、その上限として月１万円を限度とするという主な内容でございますが、今回具体的に議案第71号の細則が、残念ながら、議案送付のときにはついておりませんでして、今定例会初日に配付されておるんですけど、非常にこの辺が理解しにくいんですけど、その辺についてお伺いします。それと同時に、この月１万円を限度とするということでございますが、具体的に高幡市営住宅については、金額的にはどういう形になるのか、あわせてまずその辺についてお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答えいたします。

確かに、規則が本日議員の皆様に提出申し上げまして、遅れたことについては事務手続上問題と言えると。ですけれども、大変申しわけなく思っています。今後については、できるだけ早く提出できるようにやっていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

それから、利用料金の上限の基準でございますけれども、これは向川原の団地にあります民間の駐車場とか、南平駅のございます近くが１万円でございます。上限が。それから借り上げ市民住宅のかしの木ハイツの駐車場も上限が１万円となっておりますので、この辺の均衡を図った上で設定させていただいた内容でございます。

よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　金額は１万円であるということでよろしいわけですか。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　上限を１万円にするということでございます。

○議長（福島盛之助君）　　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　そうしますと上限１万円ということですから、具体的に、当然、条例を制定する前提の中に、上限ですから、具体的にお幾らになっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　今の予定では、１カ月の料金は１万円を予定しております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうすると、上限いっぱいの、駐車料金は１万円ということでよろしいわけですね。それとあわせて確認したいんですけれど、突然、議案第71号でこの駐車料金に関する日野市営住宅の一部改正を求めるものが提出されましたが、本来であれば、新たなそういう条例の改正、まして今まで日野市の場合は、市営住宅に関しては、駐車場というのは設置されておりませんでした。今回そういう意味で、初めての件でございます。しかし、残念ながら、市営住宅の管理審議会の中では、一切そういうような話もございませんでした。そうしますと、この審議会にかけなくてもよろしいのか、その辺は審議会を経ないで、このようなものが突然議会に出されるということは、なかなか理解がしにくいんですけれど、それについてはどうお考えになっているのか、基本的な考えをお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　日野市には、市長の諮問機関として審議会が設置されているわけでございます。そこにおいては、内容的には、市営住宅の管理に関する重要事項について審議をし、答申するというふうに目的としてなっているわけでございます。

今度の場合、この利用料金等については、市側の考えとしては、この重要事項に当たらないというようなことで決定させていただいたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今、部長の方から答弁がありましたが、確かに日野市の市営住宅審議会の条例に基づいて設置されているところでありますし、第２条に、重要項目については審議し、その結果を答申するというふうな第２条の条文の中にはうたわれているんですけれども、この重要というものがどういうものを指しているのか。今回、今、部長の答弁では、重要性が当たらないんだということでございましたが、その重要性については、どう具体的に明記されているか、また規則等でどううたわれているのか。もしうたわれているのであれば早急に資料として提出いただき、かつその重要性について御答弁いただきたいと思います。（「重要じゃないなんてとんでもない。」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　私たちの理解している内容でございますけれど、重要な事項というのは管理の点でございますけれども、これは公営住宅法の中にございますけれども、例えば使用料――家賃を一定の限度額を超えた場合には、公聴会を開き、また

利害関係者の意見をし、その上で審議会の意見を聞くということになっておりますので、大体その辺を管理上の重要な事項というふうにとらえているところでございます。公営住宅法の中の解釈でそう私たちは考えているということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　その辺が非常によくわからないんですけど、それについては、具体的に、規則等を明確にしてそういう形にしているのか、それともその都度、そういう認識のもとの中でやっているのか。本来条例があれば、その条例の最後に当たっては条例ができないので、当然その規則にその辺は明確に基準が当然あって、その基準に従って対応するのが本来の行政の対応の仕方だと思うんですけど、今、部長が答弁された内容については、規則に具体的に明示されているのか、その辺についてお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　私が今お答え申し上げたことは、規則等で重要な事項というような具体的なものは伺っておりません。一つの解釈として御答弁申し上げた次第でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　非常に、その辺は重要な部分ですから、もうちょっと明確に規則等で定めていただきたい思うんです。特に今、住宅の使用料の限度を超える場合に云々というような趣旨の説明がございましたが、今回、少なくとも、駐車場の設置は初めてのケースでありますし、ましてや１万円という具体的な上限を決めて、その上限いっぱいの金額を設定するということでございましたが、これは果たして重要事項に当たらないか非常に疑問を感じるんですね。確かに最初の時点で、審議会等で十分審議をして方針が決まって、あと変更とは随分内容が違います。今回初めての設置を重要でないという認識はどうも理解できないし、ましてやその規則が明確になっていないということは、なおさら不明確であります。それについては、もう一度納得できる答弁をお願いいたします。（「重要じゃないものなんか議会に持ってくるな」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　御指摘の点は理解できるところでございます。確かに解釈の仕方によってまちまちになることは思わしくないわけでございますから、できるだけきちんと（「できるだけじゃ困るんだよ」と呼ぶ者あり）きちんとその辺を整備して、わかりやすいように規則等で決めていきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　それに関連をして質問させていただきますけど、今回日野市の広報、11月15日の広報によりますと、市営住宅の入居者を募集ということで非常に理解できない内容なんですね。募集の中で市営住宅の使用料について、これは条例等で明確に決まっていない中で、出されたのかなと思うんですけれど、この辺は前回の審議会の中で新しく応益応能法というものが出されて、そういう中で市営住宅の家賃を設定するんだと、使用料を設定するんだと、今までにない新たな使用料の改定というかそういう基準の中で、この高幡の市営住宅に導入するという趣旨が説明ありましたが、これは条例に使用料を具体化していない。本家本元の、一番大事な市営住宅の使用料が出ていないで、この附属というべき駐車場の使用料の一部変更ということが出てくる。非常に不可解な、理解できない事態が出てきているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　条例でなくて、これは規則の方で定めていると認識しております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、これについては規則で明確にこの使用料というのが決まっているのか。今回、その規則で出された中に、先ほど出された中に明確に金額が出ているわけですか。それについてちょっと説明をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　私自身、細かいことはちょっとわからない点がございますけれども、一応この使用料を決めるときは、いろいろな土地とか建物の経費の中で一定の基準がございます。その計算式において各々の、一種とか大きさによって、その基準の算式によってこれを決めているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、10月の20日に日野市営住宅管理審議会が開催されました。そのときに時間は午前11時から４階の庁議室で開催されました。議題の内容は「高幡団地市営住宅建て替えに伴う使用料について」という内容の議題でございました。そのときに非常に、私自身も初めて、今回審議会の委員になりまして参加させてもらったんですけど、11時から開催された中で、最初市長等のあいさつの中に、

この使用料について認めていただきたいという、突然そのような趣旨のあいさつがあってこの審議会の内容に入っていきました。そして一連の、今までの市営住宅の使用料とは違って、東京都の基準に合わせた応益応能法の市営住宅の使用料という形の中で、かなりの資料をいただきまして説明がありました。最後にも、この案を認めていただきたいということでございました。非常に理解に苦しむ内容でございました。特に、この市営住宅の審議会をなぜ、自治法なりまた条例に従って、この市営住宅の審議会を開催したのか。このようなことでは形骸化であり、このような審議会に私どもは参加する必要はないんではないかと、そういうことを本当に形だけ、実態の伴わない、諮問もない、これはどうしてなんですか。非常に理解に苦しみます。それについて答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　審議会を、10月ですか、開催させていただきました。これについては高幡市営住宅が完成しましたので、その料金について委員の皆さんに御報告申し上げ、理解をしていただきたいという意味で開催させていただいたという趣旨でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今の部長の答弁は事実と違いますね。認めていただきたいということを市長が発言しておりますし、また事務局の方もそのように発言をしております。

ですから、最後に新しく会長になられた方が「今回については聞くとどめにいたしましょう」ということで閉会をしております。ですから、今の部長の答弁は事実と違います。これは大変な問題ですよ。事実と違う発言を今部長がされました。どういうことなんですか、それは。

最初、市長も「認めて下さい」と、こういうごあいさつです。おかしいんじゃないですか、今の答弁は。部長、もう一度答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　私の答弁が間違っていたら訂正いたします。

議事録にとっていないものですから、私はそう認識していましたけど、今議員さんがおっしゃったように、私の答弁が間違っているなら訂正させていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、この審議会においては、なぜ新しいシステム

で家賃設定するのが審議会の諮問を受けないで、そしてまた、たった1時間で認めてほしい。余りにもこれは審議会そのものの軽視であり、納得できない。そして今聞くところによりますと使用料については規則で、審議会の了解ないまま既にもう決定をしているわけですね。それはまだ未定なんですか。その辺をお伺いします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　高幡市営住宅の利用料金は決定しております。蛇足かもしれませんけれども、今までの、ほかの市営住宅の利用料金を決めるときも、審議会を開いて利用料金を決めたということはないということを前任者から承っております。ですけども、先ほど申しましたような形で、審議会の皆さんに御理解いただくために先日の審議会を開いたということでございまして、利用料金そのものは、さっきも申しましたように、一つの方程式にのっとって決定させていただくということになっているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、審議会の了解がないまま既に使用料金は決定してしまったんだと。そしてこの広報によりますと、戸数、使用料（予定）ということで公募したわけです。で、いつその決定をしたのか、その辺をお伺いします。それと同時に、そうしますと審議会そのものの必要がないというふうに感じてきます。私ども次の段階から、もう審議会には出席しなくていいということですね。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　この使用料につきまして、この規則につきましては、御存じのように、規則等は理事者が決めるわけですから、我々事務局としては市長の決裁をとって決定したということでございます。

審議会の問題は今後のあり方を、今議員さんがるるございましたので、この審議会のあり方については、内部で検討していかなきゃいけないことだと思って認識しております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　非常に理解のできない、また行政ではあってはならないような状況の中で、審議会が開催されてきたということが今回はっきりしました。

市長、これについて、市長は一番の当事者であります。市長、どういう認識をしているのか。まあ最初、市長のあいさつの中で「認めていただきたい」ということは明確に市長みずからごあいさつの中で言われておるところでございますので、それを踏ま

えて市長の基本的な審議会のあり方等を含んで答弁いただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　日野市でも、いわゆる住宅政策の一環といたしまして、十分ではありませんが、市営住宅を市民に提供する、こういう要請を進めてまいっております。

今、御質問の市営住宅管理審議会という諮問機関を数年前に制定をさせていただいたわけでありますが、社会の変化といいましょうか、もともとの木造・平屋という当時は、それなりの政策的な意味が強かったわけであります。数十年を経て、今の社会情勢になるべく見合う建て替え、また規模や設計内容による建て替え事業を進めておるわけであります。そのいわゆる使用料が団地によりまして、しかも非常にアンバランスがあるということに我々も行政上の矛盾も感じておるわけであります。しかしながら、国の制度の中では、なるべくそのときの減価償却的な使用料の計算基準があるわけでありまして、それに準じて計算をし、内部の決裁によって今までいわゆる使用料を決定してまいった経過がございます。いずれ、いろいろな意味でのこの住宅政策の、特に使用料等についてのこのアンバランスをどう考えるべきかということも、ある程度の見解を持って御相談をしたいというふうに考えておる、そのお願いをする審議会であります。

使用料の決定は、これは審議会でお諮りをするという手順が一番公正な手順だというふうには思うわけでありますけど、今までの慣例あるいは法規の上で一定の積算基準に基づいて決定するということになっておりますので、今回は、高幡団地の建て替え住宅につきましては一定の計算をし、審議会にそのことを御承認いただくと、そういった意味合いの提案の仕方になったわけであります。

御質問に対しては、多分に指摘されることも我々も理解するわけでございますので、なるべく諮問機関的、一つの仕組みとして尊重し、いろいろなことを御相談をしながら決めていくと、こういう考え方になるべく立ちたいというふうには思っております。そのように御理解をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　理解できないんですよね。この条例の８条に「審議会の運営については、審議会の必要について必要な事項は市長が定める」ということでございます。

市長、もう一度お伺いしたいんですけどね、今回の新しい応能応益法の市営住宅の使用料は、今までとは違うんですね。これが、その後市長は重要事項でないというふう

に認識されるがゆえに諮問はなかったというふうに理解はできるわけですけど、それと同時に、審議会の中で前会長が、その会長が当時会長をしていたときに、そのときにもこの審議会では、現在と同じような説明を受けて承認をしたんだと。ですから、今回の高幡の市営住宅の使用料についても問題ありません、ですから私は賛成であるというふうな趣旨の、前会長がそういう意見を述べております。審議会そのものがそういうものを見ますと完全に形骸化してしまっている。ですから、8条をどういう認識を市長はされているのか。そうすると、過去に市長自身が審議会に20年、市長やって20何年かやっています。この制度ができて以来、諮問したことが実際あるのかどうか、それについてお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　今、審議をお願いしております関係のことと、審議会の設置ということは、ちょっと扱い上の差があるということについての疑問というふうに受け止めております。

審議会は、別段、法律等で設置を定められた機関でもないわけでありますけれども、市営住宅のこれからの事業の発展、それから市民要望に対する対応、それから家賃の設定の仕方、これらのことにつきましては十分検討を要する、こういう事項だというふうに考えております。したがって、制度上では執行機関側で決定をし、議会の承認をお願いをするという手続が必要でありますが、市営住宅行政全体をいろいろな形で、市民参加の御意見を伺うという手だてとして設けておる諮問機関でございますから、我々としては、かなり入念に取り組ませていただくという考え方に基づくものでございますので、若干の疑問とか御指摘もありますので、これからなるべく明確に審議会の意味をお願いをしていきたいと、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　市長の考え方とは随分違うんですね。市長は執行機関が決定して、その後審議会にかけるというふうな趣旨の内容に受け止められるんです。本来は決定する前に審議会にかけて、多くのいろいろな学識経験者、市民の代表等の審議会の中で十分に審議をして、その審議の内容の答申を踏まえながら最終的に決定をするんだというのが本来の審議会制度の基本的なことであります。でも、今、市長は執行機関は決定して、非常に市長としてはえらい発言をしてしまったな。そうすると市長は、市民参加や、市民参加要綱というのが昨年ですか、制定されました。市長の言っていることと、実際の要綱をつくった内容とは反するということがここで明確になったんで

すね。この審議会の中には住宅の代表者、また議会や学識経験者も入っているわけですよ。その中で日野市の住宅に関することについて諮問をしていくんだと。で、その諮問内容は市長が決定するんだと。ですけど、市長はどういう姿勢でその諮問をするんだということも明確になっていない。ましてや、今回は今までにない新しい家賃制度の導入なんですね。今までとは違うんです。確かに計算上では出るかわかりません。ですから、それを決定させる前に、少なくとも審議会の中に審議していただく。まして、今回については審議会の中で認めていないんですね。説明を聞くにとどめた審議会は終わっております。それを使用料が決まってしまっている。こんな形骸化した審議会だったらもうやらない方がよろしいんじゃないですか。わざわざ費用をかけて計画したものであれば費用のむだ遣いになります。市長がそういう考えであれば、また過去に審議会に諮問したんだということが、市長、答弁はございませんでした。当然、そういう市長の方針であれば、当然審議会を諮問したということが多分ございませんでしょうし、それだったら審議会そのものをおやめになったらよろしいんじゃないですか。条例に従って設置されている以上、市長みずから次の定例会には、この審議会条例をやめる提案をして、これやめた方がいいですよね、完全に審議会そのものが形骸化して形しか残っていないということが明確になりましたから。

それについて、市長、答弁をいただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　機能を、もっと有効な役割をしていただく、こういう仕組みに対して今後も御相談に応じていただきたいと、こう考えております。

余計な説明になるわけでございますが、審議会のあり方といたしまして、意見を問うという形式もございますし同意をお願いするという形式もあるわけでございますので、なるべく意見を問うという方に重きを置くということが大切だというふうに考えております。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、審議会で承認をしていない今回の高幡市営住宅の使用料はもう決まってしまっている。この不可解はどう解釈したらよろしいんですか。

日野市の市民参加の推進に関する要綱というのが平成６年３月１日に制定されております。その２条に市長は、「市政の政策・立案・施策の運営等について市民の意見を受け入れるため、広く市民参加の場を設けることとする」。もし、この第２条の趣旨から

いけば、この審議会制度というのは、もっと重要視して諮問するのが当たり前じゃないですか。この条例とは相反していることが、この審議会では行っているわけですよ。こんないいかげんなことはないですよ、市長。少なくともですね、諮問のあり方については、どういうような諮問をするべきかということは、規則でしっかりうたわれるべきですよ。それで、そのときの市長の気分、感覚であって好き勝手に諮問したり、そんなばかなことはあり得ないんですよ。少なくとも条例を制定した以上、条例に従ってまた規則を設け、それに従っていろいろと日野市の市民のサービスを提供するわけですよ。市長は、言っていることとやっていることがまるっきり違うんですよ、市長、これは。どうなんですか、市民参加の推進の要綱とはまるっきり違うんですよ。

もう一度この点について答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　私どもの政治姿勢といたしまして、あるいは行政姿勢というべきかもしれませんが、地方自治というのは市民を主権者として、なるべく市民参加の形式も豊かにしてやっていくのが適切だというふうに考えております。

そのことの、不十分なことの御指摘になることでありますので、十分心しながら進めていきたい、このように考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　あんまりくどくど言いたくないんですけどね、市長の答弁がなかなか理解しにくいので、やむを得ず発言をさせてもらっているんですよ。ですから、余りにも、市長ね、こういう見せかけ的に思われないように、こういう要綱をつくったんなら、少なくとも、そういう政治姿勢が本当にあるんならば、実際の運営で、運用で、行動で結果としてそうなれるようにしなきゃだめですよ。いつもこういう、アドバルーンを上げてもその実態がいつも伴わない。これが日野市の今の実態なんですよ。ですから、今まで日野市にある審議会等たくさんあります。前も指摘させてもらったように、同じ人が入っている、その選び方の基準が不明確であり、この人はどうかなという人も入っている。いろいろな問題点がたくさんあるんですね。ですからその辺を、もう２年ぐらい前ですか、その当時もそういうことのないようにしっかりやってほしいというお願いの質問をしました。でも、実態はこれ変わっていないんですよ。これは明らかになったわけですよ。ですから、そういういろいろな制度がある以上、それを十分に活用して機能を果たせるように、今回の住宅の審議会だけではなく、すべてのこのような審議会制度を見直して、明確にしていただきたい。そして規則を全部つくり上

げていただきたい。そしてそれによってしっかりとした運営を図っていただきたい。それができなければ、ここで言っていることは真っ赤なうそだということになりますよ。現に、今回の市営住宅を見てもそうですから。そのことを本当に、切に、市長にお願いをいたしまして質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１分　休憩

午後１時19分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都医療費助成実施要綱の一部改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

東京都の医療助成実施要綱の一部改正が、平成６年の10月１日付けで行われました。

この助成対象に新しく遺伝性（本態性）ニューロパチーといわれる疾病が追加をされました。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。

このことに基づきまして、本条例第４条の２の別表の区分、４の項の支給対象の欄の中、ミトコンドリア脳筋症の次に遺伝性（本態性）ニューロパチーを加えるものでございます。

なお、この疾病でございますが、遺伝性に起きる原因不明の末梢神経疾患群の総称で、四肢の末端から筋萎縮、脱力、しびれなどの症状があらわれるものでございます。当市には、現在対象者はおりませんが、東京都では約30名ほどの対象者がいるそうでございます。

２ページへ戻りますが、附則でございますが、まず１の、この条例は公布の日から施行し、新しく加えます遺伝性（本態性）ニューロパチーについては、平成６年10月１日から適用するというものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の一般会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ４億222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を434億3,80

4万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　それでは議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

まず、条文でございますが、第１条に歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま市長が申し上げましたように４億222万円を追加するものでございます。

次に、２条に地方債の補正がございます。地方債の補正につきましては、第２表地方債補正のとおりでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページに移らせていただきます。

第１表歳入歳出予算補正の項目でございますが、これは款、項の補正額でございますが、内容につきましては事項別明細書で御説明申し上げたいと思います。

次に、５ページに移らせていただきます。

第２表地方債補正でございます。起債を一つ追加するものでございます。内容につきましては、日野緑地用地取得でございます。日野5,966番地の1,133平方メートルの緑地を取得するにつきまして、起債を起こすということでございます。また、中身につきましては歳出の方で御説明申し上げたいと思います。

次に、事項別明細書に移らせていただきます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。歳入の中で使用料及び手数料がございますが、使用料のうち15目の衛生使用料を追加するものでございます。13万2,000円でございますが、これは墓地の使用料として、墓地が１区画あきが出ましたので、これを13万2,000円使用料をお願いするものでございます。

次に、12、13ページでございますが、国庫支出金でございます。国庫支出金のうち、負担金の中で民生費の負担金がございますが、心身障害者福祉費負担金から生活保護費負担金まで主に対象の増と、それから単価改正によります補正でございます。

次に、国庫補助金でございます。国庫補助金で右側に節がございますけれども、主なものといたしまして、衛生費の国庫補助金がマイナスの868万7,000円ございますが、これは備考欄にございます保健活動費交付金につきまして、６年度から国の交付金の一

般財源化という切り替えによりまして、地方交付税算入ということになりましたので、実額として交付されないことになってございます。

それから市町村保健対策推進事業でございますが、これは補助対象といいますか、交付金対象事業の減によるものでございます。

下欄の都市計画費補助金でございます。9,750万。これにつきましては、都市計画道路３・４・14号線の用地取得並びに日野緑地用地取得の国庫補助金でございます。

次に、14、15ページでございますが、東京都の支出金に入らせていただきます。

都の負担金の児童福祉費負担金。これは単価改正後による増額でございます。

それから、10項の都の補助金。10目民生費の都の補助金でございますが、老人福祉費補助金あるいは児童福祉費補助金。これらの額につきましては、対象増あるいは単価の変更による増でございます。

次に、16、17ページに移らせていただきます。

17ページの節に、児童福祉費補助金の中で乳幼児医療助成事業費がございます。これが1,113万7,000円ほど増額になっておりますが、これは乳幼児の医療といいますか、お医者にかかる率が高いというようなことでの対象増でございます。

それから衛生費の都の補助金ですが、これもマイナスの236万3,000円になっておりますが、これはインフルエンザを、平成６年度より予防接種の中止ということになりましたので、歳入がなくなってきたということでございます。

次に飛びまして、土木費補助金の都市計画費補助金につきましては、国庫支出金と同様、都市計画道路３・４・14号線の用地取得並びに日野緑地用地の取得の補助金でございます。

それから都の委託金の中で、選挙費委託金がございますが、これは来年４月に行われます東京都知事選挙の費用として、前年分の準備費の委託金でございます。

次に、18、19ページに移らせていただきます。

上段は繰越金でございますけれども、7,396万4,000円、今回の補正の財源として、前年度の繰越金の中から計上いたすものでございます。

下欄の諸収入でございますが、この中で雑入――学童クラブ費がございますけれども、学童クラブ費で45万9,000円の補正になっておりますのは、学童クラブの学童の増によるものでございます。

次に、20、21ページに移らせていただきます。

市債でございますが、土木債のうち日野緑地用地取得でございます。この緑地用地取

得につきましては、１億600万ほどの取得でございますけれども、国庫補助金等を控除した後の金額の75％の充当率ということで6,820万をお願いするものでございます。

次に、22、23ページに移らせていただきます。

歳出でございます。まず、議会費に給料がマイナス250万ということでお願いしてございますが、この給料、職員の人件費について、今回の補正で部分的に出てまいりますけれども、これにつきましては、主として、年度内の職員の人事異動によります過不足につきまして補正をさせていただくものでございます。

次に、24、25ページでございますけれども、歳出の総務費のうちの一般管理費でございます。委託料で35万8,000円ございますが、これは人事管理経費のうち、職員の募集によります広告料あるいは試験の業務の委託料でございます。

次に、目の35企画調整費でございますが、ここに3,050万の補正をお願いしております。日野市企業公社の法人化事務経費でございます。これにつきましては、議会でもいろいろと御指摘をいただき、また御心配をいただいておるところでございますが、やはり企業公社の位置づけとして法人化をしたいということで、再度お願いするものでございます。

このページの最下欄になりますけれども、節の11需用費の530万、市民会館の需用費でございますが、主に電気料ですが、これは市民会館の大ホールの使用の数がふえたということによる電気料の不足でございます。

26、27ページのうち徴税費でございますけれども、徴税費の中で報酬並びに需用費の９万8,000円が、固定資産評価審査委員の経費として計上されておりますが、これは固定資産評価に関して行政訴訟が行われましたことによりまして、委員会の委員さんの出席がふえるということでの補正でございます。

それから、目の20で選挙費がございますけれども、これは歳入でも申し上げましたが、来春の都知事選を予定した準備経費でございます。特に13番の委託料の中には、公営ポスター掲示設置委託料ということで、この知事選挙から投票所を一カ所増設する予定でございます。その費用も含まれております。

次に、30ページ、31ページに移らせていただきます。

民生費でございます。民生費の中では主に扶助費が多いわけでございますけれども、それぞれ右側の節の欄の20番の扶助費につきましては、それぞれの対象者の増によるものでございます。

それから、32、33ページに移らせていただきますが、この33ページの下欄の扶助費

につきましては、乳幼児医療助成でございますけれども、都の制度によりまして乳幼児医療助成の枠を拡大したわけでございますが、これの医療にかかる数値が、当初十分把握できませんでしたので、その差として対象増が出たものの補正をさせていただくものでございます。

次に、34、35ページに入らせていただきます。

ここでも扶助費の増がございますが、これも単価改正あるいは対象増によるものでございます。中ほどに保育園費がありまして、そのうち賃金が1,000万ほど補正をさせていただいておりますが、これは市立保育園で行っております中の心身障害児の数の増によります介助員の費用でございます。

次に、36、37ページでございますが、生活保護費でございます。これは生活保護の対象者がふえたということでの補正でございます。

38、39ページに移らせていただきますと衛生費でございます。

衛生費のうち清掃費で、下欄にごみ処理費でダストボックスの購入がございますが、ダストボックスの買いかえといいますか、在庫がございませんので、この買いかえの分として30個あるいは10個を追加補正させていただくものでございます。

次に、42、43ページに飛ばしていただきますと、農業費でございますが、農業費の中の農業振興費で委託料22万2,000円とございます。これは市民農園を利用させていただいておりましたが、地主さんからの返還要求がございまして、これを返還するに当たって農地として耕うんしてお返しするというようなことでの費用でございます。

それから、44、45ページでございますが、商工費のうち商工振興費で、保証協会の保証料補助金あるいは商店会街路灯補助金、小規模事業者経営補助金、保証協会あるいは経営近代化につきましては件数の増でございます。商店会の電気料につきましては、かなり新しい街頭で電気料が不足するというような状態にございましたので、補正をさせていただくものでございます。

次に、46、47ページの土木費に移らせていただきます。

まず、交通安全対策費でございますけれども、15番の工事請負費で585万円ございますが、これは放置自転車の保管場所の拡張工事ということで、中央高速道の高架下を保管場所として工事するものでございます。

次に、都市計画費でございますが、都市計画費の中の街路事業費の公有財産購入費2億6,615万4,000円。これは都市計画道路3・4・14号線の用地費でございます。410.98平方メートルの買収にかかるものでございます。

次に、25目の下水道の繰出金でございますけれども、３億914万5,000円のマイナスとなっておりますが、これは下水道事業特別会計に３億を上回る決算剰余金が出ましたので、これと振り替えるということで繰出金をマイナスにするものでございます。

次に、48、49ページでございますけれども、公園整備費でございますが、この中で駒形公園の測量業務委託料がございます。駒形公園については都市計画決定をしておるわけですが、さらにその分を0.4ヘクタール分といいますか、拡張しようといたしますことについての実測の費用でございます。

それから、日野緑地整備の用地取得費でございますけれども、日野5,966番地先で1,133平方メートルを平米当たり９万3,600円で購入するものでございます。

次に、50、51ページでございます。消防費でございますけれども、災害対策費として消耗品が103万1,000円お願いしておりますが、これは集中豪雨等で今まで在庫でありました土のう等を大体使い果たしておりますので、またこれをストックするために土のうあるいはシート等を購入するものでございます。

次に、52、53ページに移らせていただきます。

教育費でございます。教育費の中の小学校費の中で、需用費で水道料あるいは修繕料等が補正されております。水道料につきましては、６月からの料金値上げ等もございまして不足を生ずるものでございまして、補正をするものです。

それから修繕料につきましては、保守点検の中で指摘をされました水道施設あるいは暖房機等の修繕をするための費用として補正させていただいております。

なお、学校保健給食費の中で備品購入157万6,000円ございますが、これは第四小学校でランチルームをつくりましたので、それの備品をそろえるということでカーテンあるいはテーブル等の購入費でございます。

次に中学校費で、下欄に教育振興費がございまして、就学援助経費、要・準要保護生徒援助がございますが、対象者の増によるものでございます。

次に、54、55ページでございますが、社会教育費でございます。そのうち下欄の図書館費がございますが、図書館費で70万1,000円の備品購入をお願いしておりますが、これは中央図書館にございます複写機が故障で使用できないというような状態になりましたので買いかえをいたすものでございます。

それから、58、59ページでございますが、予備費でございますが、3,050万を総務費の方に振り替えるというような、企業公社の費用に充てるというようなことで、予備費から総務費に振り替えておるというようなことの補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　1点、関連ということで確認をさせていただきたいと思います。

民生費の項目に生活・保健センターの項目があります。それから衛生費の中にもごみ処理の関係の項目がありますが、この項目とは直接関係ないということで、関連で質問したいんですが、生活・保健センターを会場にして10月の29日、30日に「'94日野くらしのフェスティバル」というのが今年も開催をされました。これは、毎年行われていることなんですが、その中で各議員さんにも多分行っていると思いますが、映画会の御案内ということで「水からの速達」という案内をいただきましたので、私も環境問題だろうということもあって関心をもって見にいったわけなんです。

この映画のつくり云々ということに対しては、特にどうとらえるかは別でございますけれども、これを見てちょっと疑問に思ったことが1点ございます。といいますのは、このフェスティバルそのものは、会場はもちろん日野市の生活・保健センターでこれは問題ないわけですけれども、後援として日野市が加わっているわけです。この映画そのものは、ドキュメンタリー的映画なんですが、要するに谷戸沢の第2処分場に対して反対をする意向が相当込められた内容の構成であるというふうに私自身は受け止めたわけなんです。

日野市は、言うまでもなく、いろいろなジレンマはあると思いますが、谷戸沢にやはり今の段階ではお願いせざるを得ないという状況の中で動いていると思うんですが、これを共催をした日野市、これは生活文化部になるんだと思いますが、この映画の内容を承知した上での上映であったのか。それから直接関係する環境部の方で、この内容を見られてどう感じたのか、あるいは見ていないのか、両部長にまず感想を伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　この10月の29日、30日に消費者展としましてフェスティバルはございました。その中で映画、ただいま申し上げました、私も拝見いたしました。そこで、この行事につきましては実行委員会形式で実施をしたわけでございますけれど、私の印象としましては、そういった危険性といいますか、第2処分場、そうした心配性というものは確かに私も強く感じたわけでございます。つくる場合には、要するに水漏れがないようにと、こういうようなものを込めたものであったなと、こん

な印象を受けました。

これは試写会なしに実施したということでありますけれど、積極的な反対というようなものではないというふうに私は認識をいたしておりました。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　御指名でございますのでお答えいたします。

私は、残念ながらと申しましょうか、拝見いたしておりませんので、コメントはできないわけでございます。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　環境部長が見なかったというのは、ちょっと見ておいた方がいいんじゃないかと思いますけれど。それはともかくしまして、生活文化部長はご覧になったということでございますが、ご覧になって特別の意図は感じられなかったということだと思うんですがね、要約すれば。問題なしというとらえ方だと思うんですが、しかしストーリーは、確かに環境は大事なんだということに力点は置いているんだろうと思いますが、しかしその随所に、やはり今いろいろなところで問題になっているこの谷戸沢の第２処分場については、やっぱり問題あり、だからつくってはいかんというようなことのストーリーが根底にあると思うんですね。全くそういう印象はお持ちにならなかったですか。要するに消費者団体がこれを取り仕切って、これを放映する場面をつくったわけなんですが、私は、やっぱり問題とすべきところは、この映画そのものがどういう印象で受け止めたかというところで大きく分かれるわけですけれども、少なくとも私が見た限りでは若干問題があるんではないかと。で、特定な消費者団体がそれぞれの意図を持って、活動の範囲の中で置かれていく分には全く問題ないと思います。しかし、冒頭にも言いましたように、日野市としても今のいろいろな諸条件からすると、あの場所にどうしてもお世話にならなければならないんだと。関係市長会の中でも、それを十分確認された上でいるわけですから、その行政の一端を担う部署が、反対のための活動といいましょうか、それに一緒に加わるような形というのは極めて不自然ではないのかなというふうに思うんですが。いかがでしょうか、その辺もう一回お聞かせいただけますか。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　環境は大事であるということは、これは否定できない事実でございます。

私が見た印象というのは、全面から反対だというようなことではないというふうな認

識であるということを申し上げたわけでございます。谷戸沢、私は秋川に住んでおりまして地元でもございます。あれができた当時もいろいろそうした心配がありました。

要するに、その処分場の形態そのものを心配するんだということは、だれしも否定できないことであるというふうに私は思っておりました。したがって、あの映画を見まして、正面からあそこにつくるのは反対だというようなものではないと。要するに築造する場合には、そこまで配慮しなければならない問題があるんだというふうに認識をしておったと、こういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　いろいろなものを見るその目の見方といいましょうか、とらえ方によって大きく違うわけですから、これは担当部長としてはそういう目で見られたということなんだろうと思います。

ただその映画の中で、例えば地元の議会が、その処理場をつくるに当たって審議をしようという委員会などの場面で、表からドアをどんどんどんどんたたいてその審議をさせないような行動をとっているとか、あるいは解説、説明の中に明らかにここにこれをつくっちゃいかんのだというような、そういう意図がかなり克明に出ていたと思うんですね。ですから、もちろん環境は大事だということは同じ視点で立っているとは思うんですが、やはりこのつくった意図というのは、ただそれだけの問題ではないような気がするんですね。極めてその行政が後援をしてやる内容ではないような気がいたします。もっともっと環境をメインとした映画であるならば、もっと純粋なつくりが必要ではないのかなというふうに思うんですが。

市長は、この映画ご覧になっておりますか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　その映画そのものを私は見る機会を持ちませんでした。

御指摘のことはよくわかるわけでありますが、現在の行政に都合のいいこと、都合の悪いこと、これはもう時々ぶつかるケースでありますが、一方に主催の形態のこともありますし、いろいろな情報の中で市民の判断に訴えるということは、これは行政としても否定する側に立つことは適当でないと、こんなふうに思っておりますので、注意は十分これからも払っていく必要があると思っておりますが、御指摘のことにつきましてはちょっとミスがあったというふうにお考えいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　市長は、この映画そのものは見ていないけれども、扱い上の

感情だと思うんですが、先ほども申し上げたように、これを制作した人たちの意図あるいはその環境が大事だということの意図、それはそれで大切なものですから、それに対して云々ということではないんですが、あくまでも、やっぱり、行政側がそれを後援するという場合には、いろいろな消費者団体が日ごろから本当に大変な御苦労を重ねて、その成果発表みたいな形で行われるこのフェスティバルですから、それはそれで大変意義のあることですし、大いに今後も盛り上げていくべきだろうというふうに思いますが、ただその中でどういうものがやられるのかということは、やはり担当部署として十分事前のチェックをしてその上で許可していかないと、何か極めて意図的な偏ったものが、さも行政の意向でやられているんだというような誤解にもつながっていくんではないかと思うんです。そんな意味で十分今後については、取り組みについては事前の注意を払っていただきたいというふうに思います。終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○委員（小川友一君）**　今回の議会でも補正予算が上程されたわけでありますけれども、補正予算を上程するに当たっての手法について、以前から補正予算というものに予算計上する場合にはどうあるべきかというふうな指摘を何回かさせていただいていたわけですけれども、私たちが当選したときに、市長、こういうふうな本をいただいたんですね、「議員必携」。この中には、補正予算というのは特定の場合に補正予算を組みなさいと、なるべく補正予算は組まないようにしなさいというふうにこれには書いてあるんですね。

補正予算が出されるに当たって、万やむを得ない場合はよしとするところでありますけれども、出されたけれども内容が精査されていなかったり、法の整合がとられていないような部分が多々見受けられるわけですね。

そこで、今回のこの第４回定例会に出された補正予算とは直接関係はないわけですけれども、第３回定例会に出された補正予算の件で確認をさせていただきたいことが１、２点ありますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず第１点目は、西豊田駅の誘致看板設置委託料が470万計上されました。この看板は予算を認めたわけですから、当然事業執行に向かって今進んでいると思うんですけれども、どの程度の大きさのものが設置されることになったのか、まずその大きさだけお知らせを願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　西豊田駅誘致にかかわる看板につきましては、御質

問にありましたように、９月の議会でお認めいただいたわけでございます。

その後、その看板を設置する具体的な作業を進めておりまして、現在高さ５メートルといいますか、看板の高さは５メートルでございますが、これは足を含めてでございまして、実際の文字を書くところにつきましては高さ２メートルですが、それで幅がといいますか、長さが20メートルということで10文字の言葉を入れるようなことで一応設置をするべく手続をしておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　ただいまの説明を聞きますと、足を入れて高さ５メートルで長さが20メートルだということで、今事業執行に向かっているということですけれども、これが総務委員会に付託された際の説明によりますと、足を入れて５メートルの30メートルだと。突然、まあ看板にしては470万というのは非常に高い金額だなと不思議に重いましたので、大きさを私が質問したときには５メートルの30メートル、そういうふうなお話でした。今の答弁によりますと、10メートル縮まったということだと思います。

その際に、看板を設置するに当たっては都の看板条例等があって、ある程度の規模は規制がされているのではないかという質問をしました。そのときには合法ですというふうな説明がありましたね。それは部長も確認をしていると。再度、私はそんなことはないというふうに思いまして、私たちの会派の奥住議員が本会議場で質問をしました。そのときの、私、議事録を持っているわけですけれども、要するにある程度、法に整合しない部分があるのではないかなというふうに、多分部長も思ったのかもしれませんけれども、「法の範囲でやっていきたいと思います」と、こういうふうに答弁なされているんですね。そうしますと、「委員会付託の場面では法に合致しているんだ」、それで再度本会議場で質問しますと「法の範囲でやっていきたい」と。本来、補正予算を組むときには、どの程度の規模が立って、幾らぐらいのお金がかかってというふうなことは精査されてから予算計上するのが当たり前なんですね。議会から指摘されて初めて「ああ、そういえば都の条例に違反するかもしれない」って、「法の範囲でやっていきたい」。こんなもの我々はプロじゃないけど、あなた方は行政執行上のプロなんですよ。我々から言われる前に、看板がある程度の規模であれば法律に違反するということぐらい、当然感じることだと思うんですね。それで指摘をしたら「大丈夫だ」と、虚偽の説明をしているんですよ。要するに計画性がずさんだから、答弁に困ってうそをついちゃう。

私は、補正予算の組み方の根本が、要するにワンプログラムを補正予算で組みなさいというような一つの使命のままで組まれちゃうから、内容精査とかいろいろな法の適法とかその辺の精査、金額がどのくらいかかるのかかまわず出してきちゃう。それで5メートルの20メートル、要するに10メートルへこめば当然これの、470万円より安くなるんですね。そりゃあ、看板料ですから。しかし470万認めたんだから、470万以内の金額でやればいいんだろうと、こんなふうな発想転換で行政予算を組まれちゃ、我々議会は何のためにこれをチェックしているんですか。(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり) 何のためにこれをチェックしているんですか。我々はチェック機関、どんなものがどういうふうな形で立つのかをチェックしているんです。それがコロコロ変わられちゃったら議会の役割が果たせないんですよ。

市長、覚えていますか。当初予算の中で3,000万の根拠を、企業公社の3,000万の根拠を私が問うたときに「監査員の指導だ」と。よく確かめたら「そんな指導はしていない」。ね、要するにしっかりとした根拠を持って予算を計上するのがあなた方執行部の責務なんですよ。その都度うその答弁をされて、もう我々は黙っていられない。こういうふうな責任をどういうふうに取るんですか。

我々議会議員は、市民の代表なんですよ。我々に答弁していることは、市民に市長が答弁していることなんですよ。市長、どのように責任を取るのか、どういうふうに思うのか答弁願います。

**○議長(福島盛之助君)**　市長。

**○市長(森田喜美男君)**　御指摘の趣旨は、執行機関が気がつかぬ間に正確な情報あるいは説明をもって御理解をいただく。また、説明を行うまでの十分な調査を経て、疑問に対するお答えをなるべく整えておくということは、もう当然だというふうに思います。

総論的に、御指摘のことは我々も一番責任と申しましょうか、御指摘に背かない形で臨まなければならないということは、もう全く同感でございます。

それから、今、具体的な事例として出されました看板につきましては、ある程度その当時の構想的な部分もあったかもしれませんが、私の今確認しておる限り、法的にもクリアできるというふうに承知しておりますので、議案として欠ける点はないんではなかろうかと、こんなふうに思っております。

**○議長(福島盛之助君)**　小川友一君。

**○7番(小川友一君)**　今の市長の答弁ですと、要するに5メートルの30メートルで

法的にはクリアできるというふうな判断でよろしいんですか。いかがですか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　20メートルの設計と申しておりますから、20メートルというふうに（「答弁になっていないよ」と呼ぶ者あり）そのつもりでお答えをしたということであります。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○7番（小川友一君）**　市長ね、そういうふうにとぼけてもだめなんですよ。ちゃんと総務委員会の場では5メートルの30メートルって言ったの。であれば、5メートルの30メートルで470万でつくればいいじゃないですか。なぜ10メートル減らすんですか。何で減らすのか説明して下さい。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　9月議会での予算の説明の中で、特に総務委員会で、長さ30メートルということで御説明申し上げました。それにつきましては縦2メートルで長さ30メートル、大体15文字を一つの標語といいますか、言葉として考えて予定して予算もお願いしたところでございます。

しかし、なるべくわかりやすくというようなことも考えの中にありまして、やはり縦横2メートルの範囲で一文字ずつということで、10文字ぐらいで抑えたいということが予算執行上のまとめができましたので、30メートルを20の執行ということにしていただきました。30メートルが違反だから20メートルにしたということではございません。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○7番（小川友一君）**　まあ、部長の立場ではしようがない。これからこういうふうなことがないように、市長、市長、補正予算は内容を精査して提案するようにしていただきたい。

もう1点、今回の行政報告の中で、これも前回の9月議会で我々が認めたところですけれども、北京市の海淀区の方に友好訪問なされたと。私たちは企画調整費の費用弁償326万円を認めるに当たって説明をいただきましたね。そのときには総務部長さんと秘書課の参事さん、そして友好交流協会の日野さん、この3人が行かれるというふうに説明を受けました。それでいろいろあったわけですけれども、やむを得ず認めましょうということで予算を認めました。そうしましたら、きょうの市長の行政報告の中では、日野さんが急に病気になってしまったと。それで交流協会の会長の青木様という方が行

かれたというふうに説明をいただいたわけですけれども、これは予算執行上の手法として、この費用弁償ではこの方は行けないと私は思うわけですけれども、どういうふうな予算の、節款同士の流用をなされたのかわかりませんけれども、どういうふうな予算で予算執行して、どの予算でこの青木さんが行かれたのか説明いただきたい。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　行政報告で申し上げましたように、当初予定していた方が出張が難しいということで変更になったわけでございます。

当初は、市の再雇用職員ということでございましたので、費用弁償という旅費で計上させていただきました。しかし、どうしても行けないというようなことで国際交流協会の会長さんにかわって行っていただく。趣旨としては、特に変わっているところはないと思いますが、人がかわったというようなことで、その身分が市の雇用職員と任意団体の人ということでかわってきておりますので、予算の執行の目的を反しないというような理解の中で、国際交流協会の補助金ということで流用をさせていただいて、補助金で中国・海淀区に行ける費用として組み替えといいますか、予算の執行をさせていただいたということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　ただいま説明いただいて、当然、要するに支出する費目が違うわけですから、この費用をこのまま流用することはできない。交流協会に対しての補助金か何かをして、その中で行かれたのではないかなということは想像ができました。

そうしますと、今回この、要するに９月議会で我々議会に示された326万円は、一たん不用に戻してから別の予備費か何かから補助金を出されたのか、これをそのまま流用なされたのか、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　旅費という予算の節の項目から補助金というような節に流用をさせていただきました。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　予算の手法としては、これは市長の職務権限の範囲だということで、法的には違反はしていないみたいですね。それはできるらしい。予算措置の中ではできるということです。

しかし私たちは、企画調整費の中の、要するに費用弁償の予算を認めたんです。この部分を認めたんです。要するに国際交流協会に対する補助金を認めたわけじゃない。

そうでしょう、違いますか。いかがですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　予算の説明では、たしか旅費ということでお願いしたわけでございます。しかし、その目的といたしましては、市長が中国・北京市に訪問するに際して、民間の国際交流も活躍していただくというような中で、旅費を組んだわけでございまして、国際交流協会の事務局職員あるいは会長というような違いはございますけれども、予算の目的、中国・北京市へ赴いて友好を深めるという趣旨は変わってございませんので、予算の科目としては確かに違いますが、項目として、目的として変わっていないというようなことで節款の、御指摘にございました、市長の執行権の範囲で組ませていただきました。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○7番（小川友一君）**　今、予算審議の場ですから、目的を私は問うているわけじゃないんですね。今、節款同士の流用だというようなことなんですけれども、我々は、あくまでも補正予算に対して審議をしている。ということは、当然目的が同じであっても歳出の科目は違ってくるわけですよ。要するに補助金なのか費用弁償なのか違うでしょう。

我々は、あくまでも、費用弁償の326万を認めたんです。それがもしかわるんであれば、議会に何らかの話があってもしかるべきじゃないですか。（「日野さんが行くっていうからだもの」と呼ぶ者あり）そうですよ。要するに嘱託職員の日野さんという方が行くということで我々は費用弁償を認めたんですよ。それがかわるんであれば、何らかの形で議会に、補正を認めていただいたけれどこういうふうな理由でかわるぐらいの話があったって当たり前でしょう。そんなに急を要するようなことじゃないでしょう、これ。

我々議会は、海淀区と友好都市を結びましょうというふうな議決も何もしていないんですね。もしそういうふうにするんであれば、議会の人も連れていって下さいと総務委員会で言っているはずでしょう。もしそういうふうにするんなら。それで、まして一番大切な企画課、要するに総務が、大切な友好都市を結ぶのに、その担当の市の執行部の人が行かないで、どうやって友好を結ぶのか理解できない。

まあ、こちらから余り言ってもあれですから、いわゆる予算計上をする場合には、もっとしっかり、日野さんが行かれるのか行かれないのか確かめて、行かれるということになったら予算計上して下さいよ。後になって、どうも体調が悪いから行かない、

これは本当に体調が悪かったのかよくわからないけどね、こういうふうな予算の組み方を市長ね、好ましくないですよ。(「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり)

1点だけちょっとお伺いします。市長は中国語は、これは北京ですので、中国語はお話しに、こうベラベラしゃべれるんですか、いかがですか。

**○議長(福島盛之助君)**　市長。

**○市長(森田喜美男君)**　そんなに堪能ではございません。

**○議長(福島盛之助君)**　小川友一君。

**○7番(小川友一君)**　堪能ではないけれどしゃべれると、多少はしゃべれるというふうな理解をします。

そうしますと、一般的にこの費用弁償の部分でなんですけれども、要するに先方と招請を受けて行かれたわけですから、当然招請を受けたものが何か文書であると思うんですね。その文書を総務委員会の方に資料として示していただきたい。これが一つ。

それから、どういうふうな、今うちのちょっとうるさい人が言った、どういう手法でやったのか、予算の支出の取り方をどうしたのか、それも資料として出していただきたい。

それと、どのような成果が多分あったと、同感したところだと、どんなふうな内容で合意したのか。まあ、これは予算に直接関係ないですから、資料として出していただきたいんですけれども、どんな内容で合意がなされたのか。

それと、市長は多少は話せるということなもので、通訳とかそういうふうな方はいなくて大丈夫だったのかどうなのか。3名で行かれたみたいですけども、案内は要するに旅行社がやったのか、どなたが案内してくれたのか。通訳がついたのならどういうふうについて、通訳のお金を払ったのかどうか。

後は総務委員会で細かくちょっとお聞きしますけれども、当面その部分だけ総務委員会の場へ示していただきたい。以上で終わります。

**○議長(福島盛之助君)**　小島　久君。

**○6番(小島　久君)**　重複する点がございましたので、それは削除しまして御質問したいと思います。

今、小川議員からの関連で、いわゆる中国・海淀区に行ったときの補正予算の説明のときに、市長の方から、この本会議に、行く随行のメンバーについては秘書課の担当参事、総務部長か日野執行局長というんですかね、いわゆる国際交流協会の事務局長、それと市長。で、私は最初4人だと思ったんですけれども、議事録を拝見いたします

と総務部長か秘書課の担当参事と、こういうお話でございました。総務委員会でその辺を正したところ、また議事録も正したところ総勢は３人、これははっきりしたわけであります。その時点には、国際交流協会の会長さんが随行として行くというお話は全然なかったわけであります。したがって、私は、もし随行として市長がどうしても連れていかなければならないということであれば、当初、当本会議に提案した小林総務部長になるんでしょうか、随行するのが至当だと、このように判断をしているんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　御質問の、予算審議をしていただきました当時の執行側の説明そのとおりに事が進まなかったという点で、今御質問をいただいておるということだと思います。

日野市という一自治体を代表して行くつもりでございますので、その形をとどめていきたい、こう考えておりました。結果、御報告の内容に入れておりますとおり、私と総務部粟冠参事、それから国際交流協会会長さんの青木さんという結果になって、当時の説明と予算執行の実績が違うではないかと、こういう御指摘になっていると思います。

国際交流協会の事務局長の役割をお願いしておる日野さんには、まず初めに相談をいたしまして、ぜひ同行をしてほしいというふうにお願いをいたしました。本人もその場ではぜひ同行したいと、こういう回答でございました。そして数日たって、自分の主治医にちょっと健康上のことを相談をしたと。（「市長、そういうことを聞いているんじゃあないんだよ」と呼ぶ者あり）ちょうど日野さんは、今多少心臓疾患があるということだそうでございまして、医師からは、むしろ無理はしない方がいいというかなり適切な勧告だったと、こういうことでございましたので、事情やむを得ずというふうに判断をいたしました。

それで、国際交流協会を代表していただく青木さんに、間接に意向を伝えましたところ、これは日野さんから伝えてもらったということですが、そういう次第であれば自分もお役に立ちたいと、こういうことでございました。したがいまして、結論としてそういう陣容になったと、こういうことであります。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　市長ね、私、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。

いいですか、市長。そういうことを言うとしつこく言いたくなるんですよ。つまり、自分から提案をして、いいですか、総務部長か日野事務局長か、いわゆる交流協会の

事務局長か秘書課の担当参事か、こうおっしゃったんですよ、みずから。わかりますか。で、日野さんがだめなら、なぜ最初に言った総務部長を連れていかないんですか。それを聞いているんですよ。もう一回答弁を頼みますよ。(「そんなに興奮して言うことない」と呼ぶ者あり)聞いてないことを言っているから……。

**○議長(福島盛之助君)**　市長。

**○市長(森田喜美男君)**　本会議場で、行政側の陣容ということで総務部長のことを考えた名前を出しました。

この小林総務部長にも相談をしたわけですが、やっぱり持病があるそうで2泊程度の旅行は耐えられるけれど、ちょっと4泊ということになると無理だということですから、病気上の無理は、これはいかんともしがたい、そういうことで先ほどのお答えには(「だめだよ市長、嫌われちゃあ。」と呼ぶ者あり)小林総務部長のことは触れませんでしたけれども、そういう次第はあったということだけは御理解をお願いしたいと思います。

**○議長(福島盛之助君)**　小島　久君。

**○6番(小島　久君)**　市長、ぜひひとつ、みずからが提案しみずから実施するわけでありますから、その点は有言実行で今後もしていただきたいと思います。でなければ、補正予算の関係でこういう矛盾が出てこないわけであります。市の職員が行っていれば何ら問題ないわけであります。(「費用弁償で行けるんだから」と呼ぶ者あり)そういうことを指摘しておきます。

幾つか補正予算の関係で質問させていただきます。

まず46、47ページ、15の街路事業費。都市計画道路3・4・14号線の公有財産購入費いわゆる用地買収費が計上されております。先ほどの御説明だと410.98平米の買収の予算である、こういう御説明でございます。

私の記憶では、この3・4・14号線というのは、いわゆる吹上の交差点から川崎街道の交差点まで、どのくらいございますか、これが3・4・14号線であると思いますけれども、それで間違いがないかどうかちょっとお尋ねします。

**○議長(福島盛之助君)**　建設部長。

**○建設部長(桧山　茂君)**　そのとおりでございます。

**○議長(福島盛之助君)**　小島　久君。

**○6番(小島　久君)**　私の記憶では、いわゆる3・4・14号線の事業決定は、吹上の交差点から都道のいわゆる二小の前の都道までの、何メートルぐらいございますか記

憶にありませんけれども、その部分を事業決定をして、そして現在供用を開始されてきておるわけであります。したがってこの用地買収は、その区域外のいわゆるそれから先の部分だろうと思うんですけれども、この用地買収費の補助金がくっつくということは、その後事業決定がなされ、その手続によってそれぞれ補助金が計上されたものかどうかお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　御質問のとおりでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　そうしますと、場所がちょっとわからないんですけれども、２億6,615万4,000円の補正でございまして、単純に割り算をいたしますと平米65万円ですね。坪約200万円ぐらいの買収費、恐らく桁は間違っていないと思うんですけれども、どこの場所を買収をして、いつ事業決定したんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　まず、２点質問がございましたけれども、第１点の事業認可の時期は平成４年の12月25日でございます。

それから第２点目の、今の買収の区間でございますけれども、買収の区間は一番橋右岸から京王線の踏切までの間でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　わかりました。七生中学の前ということですね。理解いたしました。ありがとうございました。

続きまして、これの、いわゆる東京都あるいは国の補助金のいわゆる用地買収の算定基準額ですね。国の補助金は１億5,000万の10分の5.5だと。都の方も基準額は同額の１億5,000万の10分の1.125だと、こういう積算式になっておるわけでありますけれども、今現在の補助率は、全部この補助率ですか。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　都市計画街路につきましてはそのとおりでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　ありがとうございました。

それでは、その次の質問をさせていただきます。48、49ページ。日野緑地の用地の取得ということで１億604万9,000円補正額計上されております。先ほどの説明ですと、日野5,969番地だと。地積が1,133平米、９万3,600円で購入したいと、こういう御説明

でございましたけれども、日野5,969というのは、地名というんですかね、大体おおよその位置でいいますとどの地点になりますか、日野緑地の。お知らせ願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　これは質問されている議員さんが神明上の土地区画整理事業を担当しておりましたので、具体的に地主さんのお名前を申し上げればわかるんではないかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。今井文平さんという方が持っておりました。（「私にはわからない」と呼ぶ者あり）具体的に、もう少しわかりやすく御説明いたします。位置的には、市役所の方向から東側、オリエント時計工場の社宅があるそれの西側の緑地の斜面でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　どうもありがとうございました。はっきりとわかりました。名答弁でありがとうございました。

さらに24、25ページ戻って、もう1点だけ質問させていただきます。一般管理費の委託料35万8,000円の補正額の金額であります。

ここに人事管理経費というようなことで広告料が21万円、職員採用試験業務委託料35万8,000円、こういう補正予算が提案されているわけでありますけれども、13の、いわゆる職員採用試験業務委託料というのは、私の記憶ではことしの9月18日に日野市の採用試験を既に行っていると。またこの広告料については、何の広告料かちょっとわからないんですけれども、もし、これが関連しているとすればどういう費用なのか、その辺の御説明をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　人事管理経費ですけれども、広告料の内容は一般紙に職員募集を載せているその広告料でございます。

それから議員さんも御承知のように、以前は、試験問題は職員課を中心に作成していた時期がございますけれども、ここ何年かは専門の試験の委託業者に任せて、問題から採点からすべてやってもらっていると。これは日野市でなくて、大多数の他の市もこういう形で採用試験をやっているということで業務委託をしている内容でございます。

試験が終わったわけですけれども、この13の委託料の先食いをした形のものですから、ここでその未使用の部分を計上させたということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　この辺は私も総務委員会で、委員の一員でございますので、委員会でよく審議をしたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　　何点か伺います。

最初に歳入の部分で繰越金、19ページでありますけれども、毎回この時期にはこれを伺っていますが、10億からの繰越金があって今回補正をしたもので7億2,800万何がしになるんですが、残りが2億8,394万7,000円残ってくると、こういうことになります。

3月にそれほど重要なものを補正する余地といいますか、そういったことはまずないというふうに判断をするところですが、収入役の行政報告、これは資料の中で報告されていますけれども、実は9月の第3回定例会にも、もう既に調停もこの総額が調停額として表示され、歳入のところにも既に入っているんだという表示が第3回定例会のときにありました。で、今回第4回定例会の資料がここにあるんですが、当然何らかの補正がされてそれなりの対応がされるということは判断をいたしますし、あわせて寄附金等についても、予算減額は1億円でありますけど、既にもう3億1,900万ほど入って、対予算比率としては300%を越していると。この2点が特に、収入役の報告の上にも明らかなように、もう歳入として市の会計の中に入っているということは報告がもうされているんですね。

寄附金についても使途がある程度決まってくる寄附金ということになりますから、また繰越金についても事業費に合わせてというようなことでありますけれども、余りにも金額が大きくなってきます。果たして、前段に申し上げたとおり、今後また、答えはせいぜい基金を云々だというようなことになるかと思うんですが、どのような考え方を持って、この2億8,000万お使いになるのか一応一点伺っておきます。

それから企業公社の関係でありますけれども、これは馬場議員も一般質問で企業公社を取り上げているようですが、また今小川さんの方もそれらの視点を持っているということはとらえておりますので……。

実は第3回定例会に日野市企業公社の決算書ということで、初めて資料を見ました。定例会中には間に合いませんでしたので、今回また新たに補正という形で出てまいりました。実はこれを見ましてびっくりして、びっくりと言ったらあれなんですが、ある程度は様子は知っていたんですが、実は日野市の土地とそれから目的が区画整理で取得をした土地を企業公社に貸して、土地開発公社と日野市の土地を企業公社に貸して、そ

こで利益を上げているその度合いが、この表示を見ても大変な金額の収入があります。429万9,000円。実際に駐車場にかかる費用というのは3,244円しかかかっていない。もう丸もうけで駐車場事業をやっている。このことは、事業をやっちゃいかんということじゃありませんけれども、その背景として目的外で、その前段に管理受託をしていますよということが公社はうたっているんですね。ところが、この除草やそこに人が入ってきたり何かするそういった意味の管理受託ならともかくとして、ここからこれだけの収入を上げているという現実がここにあるわけです。で、市の普通財産を貸すについても、このこともいろいろの角度から小川議員ともいろいろ検討していますけれども、無料で貸す、仮にごく安い金額で貸してあっても、条例の上からいけば十分貸し出しは可能なんですけれども、ことこういう営利を目的ということははっきり、もう一つは営利ですよ、これはね、駐車場事業。市営住宅の問題はさっき出ていたからいいけれども、日野市の財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例、これからしても要するにこういった営利を目的とするようなものについては、対象の外になるというふうに判断するのが正しいと思うんですよ。要するに人の土地をただ借りて、そこで利益を上げていると。日野市は果たしてそういった企業公社に、今まで丸抱えといえば丸抱えなんですが、組織は違うわけですね。そういった判断で、正式にそういう貸与関係の契約を結んでいるのか。

それから先行取得をした区画整理のための土地、土地開発公社が持っている土地を企業公社に貸している、これもただと。片や、指摘をしているとおり、年間予算を組んでいないその利息分そのものは年間に、平成5年度でも12億円に及ぶ金額を一般会計で出していながら、片方でただで貸して片方は400万なりの金額を、利益をあげていると。

これ完全に、ただ子供広場だとか地区広場だとかそういったところに貸して、事業の始まるまでの間だというような程度のことならともかくとして、駐車場としてそこでお金を上げているという現実がはっきりしているんですが、そこら辺を行政としてはどのように視点をとらえて対応しているのか。また駐車場等についても、どのような使用範囲といいますか、そこら辺を使ってピシッとした対応がされているのかどうか。急遽、事業が進展をする、そういったときにすぐ明け渡せる状態になっているのかどうか。

まず貸しているということが、無料で貸すということが有効利用の範囲を超えて、はるかにそこから利益を上げているというような団体に貸すのが行政として正しいのかどうか。そこら辺の根本に触れる問題なので、企業公社そのものの関係はまだ総務委員会に当然ここのとこら辺は検討されますから、根本的な市の普通財産をそういった営利を

目的とした人に貸している、条例違反ということになりますよね。私の方の認識が間違っているのかどうか。区画整理の土地についても、土地開発公社のその根本は市の幹部がほとんど役員になっているわけですから、果たしてどうなのかと。そこら辺のお答えをいただきたい。

それから総体的に、今小島議員も用地取得の関係で出てまいりました。特に先ほどの繰越金の関係ですけれども、そういった使途の問題もちょっとありましたけれども、ほかに目的が明らかですよということは緑化基金への積み立て、あるいは公共の建設基金ですか、そういったことになると、これだけほかの財政調整基金等の取り崩しをしている現実は、もう年度当初でもあるわけですけれども、この用地取得に限って言えば、要するに建設基金の使い方もできるでしょうし、特に緑地なんかについては目的が、要するに保全をしましょうという目的でありますから、そこら辺にはっきり基金の取り崩しを、こういったことこそはっきり使途が明らかになるわけですから、一般財源の厳しいというふうな一面で言われている範囲では、こういった取り崩しをしても、そこら辺はみんな議員の方も納得をして対応ができる問題ではないかと、こういうふうに思うわけですけれども、特にその都市計画道路の関係では一般財源１億6,600万、緑地の関係では一般会計は1,100万ですけれども、今後も緑地の取得等は起きてくると思うんですね。

緑地についても緑化の基金についても、もう既に条例で言えば10億だと。はるかに上回った基金の積み立てをしているわけです。そういったことからすれば、有効に基金の利用といいますか、そういった視点で十分対応がつくような費用の捻出ができる、こういうふうに思うんですが、この辺の見解についてあわせて質問をさせていただきます。

とりあえず以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の第１点目にございます繰越金２億8,000万ほどの今後の使い方でございます。

御質問にもありましたように、毎年12月あるいは３月で繰越金を全部開くというような形をとっておりますが、今年度につきましては２億8,000万まだ残っているわけでございますが、これは財源として有効に生かしたいというふうに思っております。

今、予定としてこれというふうに決めてはございませんけれども、やはり３月末まで人件費、特に退職金等の不足が一応予定されております。それから税収の減、23億の減税がございます。これをそっくり起債で見るか、あるいはこの繰越金で若干充てて起

債はその分減らして起債を起こすかというような手法もあります。また、もう一つには基金への積み立てということもあろうかと思います。

これというふうに決めてはおりませんが、その３つの方法の中でこの繰越金で運用していきたいというふうに思っております。

それから２点目の企業公社の決算書という中で、私有地を借りて駐車場を運営しているということでございますが、これは私有地がそのまま放置されているということよりも、やはり相当の経費がかかりますので、これを管理しながら有効に使っていきたいということで、企業公社は市の方の土地所有の関係でお願いいたしまして、管理費に見合う駐車料金もそれ以上には収入としてなっておりますけれども、そういうような運用をさせていただいておるわけでございます。

これの扱いにつきまして営利というようなこともあるわけでございます。したがいまして、これが無償貸与で営利を得ているというようなことも、もう１つのやり方で基金がございます。そういう中でははっきり法人化し、株式会社なら株式会社になりまして一定の料金で市からお借りし、それを運用するという考えもとっていきたいというふうに思っているところであります。

それから緑地の取得についての基金の運用でございますけれども、現在緑地につきましてはいろいろ相続等で、市で買っていただけないかというようなことで、たくさん話が来ております。そういうものをまとめますと10億や20億すぐかかるわけでございますが、これがやはり財政の持ち出しが多くなる中で、できるだけ都市計画決定した緑地、そういうふうな特定財源がつくような緑地というようなことで取得していきたいというようなことで、今回の日野緑地につきましても補助金対象となるというようなことの中で起債も振り込んだわけでございます。基金として緑化基金がまだございますけれども、今後それは、有効に充てていきたいというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　また、それぞれ委員会付託ですから、そちらでやっていただくとしても、今繰越金については、今後の財源として特段に予定はないんだけれども、一般には人件費・退職金、それから23億減収の起債の返還といいますか、そういった部分に充てたいということでありますけれども、去年一生懸命残したんだか、あるいは仕事ができなかったんだか知りませんけれども、通常ですと６億程度の繰り越しはあるわけですけれども、今回10億からの繰り越しがあって使い切らなくてしようがないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、やはり人件費は、退職金というのは、

退職金だって退職金の基金から取り崩しをしているんだし、人権費だって年間の人件費を組んでいたとすればそう大きく違うものでもない。それから23億円については、当面は、それ全部起債は認められているわけですから今後にゆだねるとして、対応がついているわけで、余り、確かに予定なしというのが本音だなと思うんです。いずれにしても、状況が大変厳しいわけですから、基金を多く持っていくということも必要でしょうから、よく検討していただくとして様子はわかりました。

それから企業公社の関係ですけれども、やはり私の求める、あくまで契約上はっきりしたものが取り交わされているかどうかというような資料は手元にないわけですから、何ともわかりません。ぜひそこら辺の資料を、また総務委員会なりにお出しをいただくとともに、方向としては法人化ということそのものは、ある程度認めつつあるところですけれども、市側の考え方がまた総務委員会なり、本当であればここら辺で、市長は再度出してきたということについて新聞紙上等でもいろいろ報道されていますが、一部の新聞には議員の理解を求めるんだというようなことで対応していくというような、それに近いニュアンスのことがありました。しかし我々には、今の段階では、何のお示しもないわけですね。委員会を開いて資料が出てきたり状況がはっきりすれば、やっとそこでつかめる状況になるわけです。我々、今、白紙の状態で有無なんてわからないわけですね。ぜひそういったところも、こういう問題のあるものについては、それなりのもう少し突っ込んだ説明なりをして理解を求めるなら求める。そういう方向性がないからこそ、ここで議論のやりとり、こういう形になってくると思うんです。

ぜひそういった中で、特にこれ条例違反、私は条例違反だろうという指摘を強く、さっき管理費見合いだというようなことを言っているようですけれども、特に、片や、市営住宅の駐車場はもう１万円ということで、これもさっきの質問の中で、馬場さんのあれじゃああありませんけれども、規則の中にはっきりそのランクが、表上出てきてもいいようなものだけれども、やっぱり規則の中には金額が載ってきていないわけで、これも片手落ちじゃあないかなと思うけれども、片方、こういった特に外郭の団体に貸すような中では、やはり市は市としてピシッとした手続が踏まれて対応していないと、問題として残ると思うんです。

もうちょっと調べてみないと私もわかりませんけれども、ぜひ、この辺も総務委員会の中で一端として資料要求なりがされれば、また見せていただくなり対応をして、また独自に調べていきたい、こういうふうに思っております。

それから最後の公共用地の、公有財産の取得ですね。こういったことについては私の

考え方、そういったせっかく使える基金というものは、特に緑化についてはそういったことがあるわけで、殊さら借金を残さなくていいんなら残さない方がいいわけで、補助金は補助金で出るとすれば、そういう見合いの関係を調整すると。さっきの説明だと20億なり30億なり相続の関係でかかりますよ、もし取得すればという話がありましたけれども、選択されているからこそこういった指定されている場所を優先的に買っているという事実は、ここに明らかにあるわけですから、ぜひ基金についてもただ積んでおくというだけでなくて、そういった有効な方法を使っていただきたい。

特に意見があれば求めますが、私も今回一般質問「行政の効率化を求めて」ということで財政面での歳入や歳出に絡んだ質問をする予定でありますから、あわせて海淀区の問題が今出ていましたけれども、友好訪問に関連して、当然その支出の手続上違法ではないというような見解はあるようですが、だとすれば今回の補正なんて残っている金からみんな流用していけばいいんですよ。できるんですから、市長の権限で。わざわざこんな補正なんか出さなくても、範囲なら。総務費なら総務費でその枠の中でできるんです。一々、さっき職員の採用試験の業務委託料、こんなの実際には使っちゃって不足してるから後から払う、予算措置して払うんだと、そんなようなのに近い状態でしょう。こんなものは、どこかのところから流用すればいいんですよ。項目は認めているんだから、職員を採用しなければいけないという現実は我々も承知していて、そういうこともやっているという事実を見ているんだから。さっきみたいな言い方で答弁をすると、自由にやりなさいということですよ。使っちゃったものは、我々別に何も使っちゃったんだからしようがないと。今回の平成５年度の決算じゃないけれども、認定しないだけですから。道義的な市長の責任はそういったところにあるんですよ。法に触れないからいいんだとかなんていう解釈じゃなくて、我々をペテンにかけているんですよ。

まあ、そんなことを申し上げて、また後の一般質問につなげていきたいと思いますけれども、特にこれについての発言があれば求め、なければ結構です。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　１点だけ御理解をいただく意味で申し上げておきたいと思います。

いわゆる市が所有している土地、目的があって普通財産の形であるいは公社の所有の形で持っている土地があります。一方にまた、企業公社の事業の話なんですが、積極的に駐車場も民地でも借りて提供することが今日の駐車場事業あるいは違法駐車を少なくするために必要なことだろうと、こういうことを思い立ちまして、企業公社の中にも

いわゆる駐車場事業部というような事業として行政に協力を求め、こういう意味での土地の利用というよりも活用というふうに考えているところでありますので、確かに無償で貸せるということもいかがかという御質問は考えなきゃならないことだとは思っておりますが、そういうふうに現代が放っておいても景気の変わるいわゆる市の土地、あるいは市の公社の土地、これらを積極的に、ある期間その用途が決まるまであるいは用途が実施されるまで積極的に駐車場にして市民の需要にこたえる、こういうことを考えておるということを、１点だけ、お答えをしておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　聞きっぱなしにしておこうと思っていたんですが、姿勢としては市がやって市民のためにやるんならいいんですよ。ところがこの企業公社については、もう別組織なんだと。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

要するに、完全な目的外使用をしているんですよ。我々認めて、その12億の何をつくろうが先行的に区画整理をスムースに進めるために買いましょう、こういう姿勢があったからその土地を買って、ただ今言う活用という方が先に出てきていますけれども、活用することは結構でしょうと。ただし、そこに通常の形の、地区に開放したりするのならともかく、営利なんですよ一つは、完全に。（「条例違反だ」と呼ぶ者あり）営利ですよ、これは市長。

市がそういうふうにとるんならいいですよ。条例でも決めて、空いているところを駐車場にしますと。市がやりますというんならいいんですよ。ほかの団体が金をやっているんですよ。市は一生懸命その分の12億なりの部分を払っている。片や、貸してもらった先が、このことを利用してお金を得ているんですよ。市がやっているんなら、別に何の問題もないんですよ。そこら辺の認識がちょっと違いますから、そういうことを強く申し上げて、また別の機会にこの辺を一般質問なりで取り上げていくという形にとっていきたいと思います。終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第２表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時58分　休憩

午後３時33分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第74号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第74号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ798万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億3,234万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

**○市民部長（永瀬誠一君）**　それでは議案第74号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、御説明申し上げます。

補正額は798万4,000円でございます。それでは６ページ以降で御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。10款の国庫支出金。そのうちの５目財政調整交付金でございます。97万5,000円。これにつきましては、昨年と同様、エイズ予防に関する知識の普及啓発ということで、加入者全世帯にパンフレットを作成・配付するという費用でございます。これは後ほど歳出でも出てまいりますけれども、全額国の負担ということで歳入になる予定でございます。

次に35款、繰越金でございます。今回の補正の歳出財源に充てるために、前年度繰

越金のうち700万9,000円を取り崩すものでございます。

なお、残は２億348万4,000円となる見込みでございます。

次に、８ページ、９ページの歳出でございます。

まず５款、総務費でございます。一般管理費のうちの97万5,000円は、先ほど御説明申し上げましたとおり、今度は印刷・製本でパンフレットを作成する費用を計上いたしました。

10項の徴税費、賦課徴収費でございますが、これにつきましては委託料はシルバー人材センターへの事務委託ということで、不足分を計上するものでございます。

これにつきましては来年の４月１日から、国保税につきましては市税と同様、口座振替を実施する予定でございます。その準備事務に充てるということでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。10款の保険給付費。そのうちの療養諸費、審査支払手数料でございますが、説明欄のとおり４項目にわたりまして補正をお願いしているわけでございます。この審査支払手数料につきましては、レセプトの審査あるいは給付の支払事務、これは国保連合会に共同で委託しておりますが、それぞれ処理件数が非常に増加しておりますので、不足を生じてまいりますので、補正をお願いしたいということでございます。

10項の高額療養費でございます。退職被保険者等の高額療養費で、補正を262万6,000円お願いするわけでございますが、これにつきましても件数の増でございます。

30項の移送費でございます。それぞれ10万ずつ計上をお願いするわけでございますが、10月１日以降適用で法改正がございました。今までと違いまして、移送費が保険給付から現金給付に変わります。そのために一般、退職被保険者ともども科目を新設いたしまして、10万ずつ見込みで計上させていただきたいということでございます。

12ページ、13ページでございます。諸支出金のうちの償還金でございます。これにつきましては、平成５年度の療養給付費等の負担金の清算がされまして、多くいただいておりますので、これを返還する額でございます。296万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第74号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第75号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第76号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第75号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ5,331万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億353万3,000円とするものであります。

議案第76号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億9,931万5,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　それでは議案第75号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）でございます。歳入歳出それぞれ5,331万を追加補正するものでございます。

20ページ、21ページにお開き願いたいと思います。まず歳入でございます。歳入につきましては一般会計からの繰入金、これは各事業間の繰入額の変更・調整をするものでございます。節の補正金額はございません。

繰越金でございますが、各事業ごとに歳出に見合いまして補正をお願いするものでご

ざいます。各事業ごとの内容といたしましては記載のとおりでございます。

次に、22、23ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。万願寺区画整理事業費でございますけれども、19節負担金、補助及び交付金でございます。これは、万願寺地区内を通っております都市計画道路３・４・８号線、これはモノレール線でございますけれども、この中に１棟家が残っておりました。これがここで解決いたしましたので、モノレールの支柱が建つ前に急遽この水道の敷設をすると。それに伴いまして不足を生ずるので補正をお願いするものでございます。

それから、豊田南土地区画整理事業でございます。これも、ここで整地工事を行うにつきまして、現道に入っております水道管の移設が生じてまいりました。その費用が不足するということで補正をお願いするものでございます。

それから万願寺第二、東町につきましては、特に説明はございません。記載のとおりでございます。

続きまして、議案第76号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ6,000万円を追加補正するものでございます。

32ページ、33ページをお開き願いたいと思います。まず一般会計の繰入金でございます。これは25款の繰越金との関係で、その減額補正をいたすものでございます。

次に繰越金でございます。繰越金につきましては、前年度の繰越金ということで、ここで全額開かしていただいたものでございます。

歳出でございます。34、35ページでございますけれども、建設費のうち公共下水道費、13節委託料でございますが、これは新都市建設公社に委託をしておるものでございまして、約6,000万円の不足を生じますので、ここで補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　議案第76号の件で、１点確認をさせていただきたいと思います。

32ページの歳入の減額補正がされております。今の説明をいただいたところでは、繰越金との関係で減額補正をしたというふうな説明があったわけですけれども、当初予算で32億8,000万が計上されて、繰越金との関係で減額補正をして一般会計に繰り入れたということですけれども、もう少し詳細の説明をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この繰越金でございますけれども、前年度決算でも御説明申し上げましたけれども、前年度の中で当初予定をいたしました地下埋設物関係、こういうものが大幅に移設をしなくても済んだということで、これが一番大きな残の理由でございます。その他、用地買収等の関係で、翌年度一部工事を繰り越したものもございます。その他は入札残という形で、総額この金額が前年度繰り越しということになったわけです。そこで、ここでそれを開かしていただきまして、その分を一般会計繰入金を減額させていただくということでございます。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　ただいまの説明ですと、ちょっと私間違っていたら教えていただきたいんですけれども、当初予算で32億8,000万組んだときには、前年度対比で7,110万円が一般会計の繰出金として計上されていた、いわゆる工事費がね。要するに当初予算の中で減額予算が組まれた、それは事実だと思うんですね。そこで、私は市長が下水道事業の普及率を100％早期にしますというふうな所信表明をなされたときに、下水道事業を進める中で、予算の裏付けがなくて減額予算を組みながら、なかなか下水道事業を進めることはできないではないかという指摘をさせていただいたことは市長覚えていると思うんですけれども、この予算の、要するに減額補正をした3億900万、それと今回繰越金でその一般会計に繰り入れた、要するにかわりとして繰越金を充当したというふうに受けとめていいのか。

それともう1点。事業を進めるために、この減額補正3億900万と要するに補正額の3億6,900万、これをプラスした67億ぐらいのお金が、事業展開をしていく中で使えるのではないかというふうに私は思うところでありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　前段の方は、見合いで減額をさせていただくということでございます。後段の方でございますけれども、下水道事業の場合は、対前年度でその設計、地下埋設物調査、こういうものを実施いたしております。それで国の方の補助関係も当然絡んでまいりますので、前年度でそういう調査、実施、そういう手続関係を終わらせますので、ここで、例えば増額になりましても、新規な事業を実施するということになりましても、すぐ対応ができないというのが実態でございます。

したがいまして、当初から予定をして、それなりの検討をしておけば対応はできるわ

けでございますけれども、現在の予算の中では、そういう処置はとっておりませんので、今後の課題で検討していきたいというふうに思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　今の部長の答弁ですと、要するに当初から計画がしていなかったから、なかなかそれができないで減額補正をしたということだと思うんですね。

そうしますと、当初から計画をしておけば67億の財源は、下水道事業に充当できたと思うんですね、当初計画の中で進めれば。であれば、市長にお聞きします。市長は、先ほども言いましたとおり、平成６年度の所信表明の中で、「早期に、下水道の普及率を100％にします」と。「予算もなくてできない」と、こういうふうに言っている。これは公約ですね。それで、あなたの顔写真が写っている日本共産党の機関紙、これ、今私が持ってきた「明るい日野」。「下水道５年で100％にします」と。これ、あなたの写真がここに載っています。要するに事業展開していく中で、当初から計画すれば、その事業は進むわけでしょう。財源はあるわけですから。要するに姿勢として、公共下水道の普及率を高めるためには財源措置をとっておいて、当初の計画の中で進めるような姿勢も示さないで、どうやってこの５年間で100％にできるんですか。これ市民に対して謝罪すべきじゃないですか。財政上の都合でなかなかできないと。しかし、年度を追って事業は進めますと言いかえなくちゃいけないと思うんですね。

市長、いかがでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　選挙のいろいろな政策に取り組む姿勢として、多少オーバーな表現も伴う機会もあるわけでありますが、（「問題発言だな、これは」と呼ぶ者あり）できるだけ行政姿勢として積極的な姿勢をとっていくということで受けとめておるところでございます。

御指摘に対しては、十分これからも熱意を持って取り組んでまいりたいと、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　今、市長、大変なお答えをしたと思うんですね。要するに、少しオーバーだと。しかし、市民はあなたを選ぶ大きな要因として、20年やっている市長さんで、ましてこういうふうに市長が言っているんだから、５年もたてば下水道は100％になるんだろうというふうに思って、あなたに期待して投票しているんですよ。

それを、「ちょっとオーバーだったかもしれない」と、ここの場所でよく言えると思

う。それでのうのうと、要するにこういうふうな所信表明で「早期に、普及率を100％にします」ってあなたは明言しているんですよ。であれば、事業展開の中で、当初予算の中で、こういうふうな財源を有効利用することをあなたが計画に入れなくてはいけないんじゃないですか。言っていることとやっていることが違うんですよ。

やると言ったならば、しっかりと予算編成上で計画を当初の中で立てればいいんですよ。予算上では立てないで、こういうふうな文章の部分だけではやる、やると。

理解できない、納得できない、今の答弁では。もう一度答弁願います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　事業に対して誠心誠意、最大限の情熱をかけて取り組むと、こういうふうに申し上げたつもりであります。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○7番（小川友一君）**　事業を進めるには財源がなくてはできないんでしょう。財源をどういうふうに運用していくかがあなたの手腕であり、あなたに市民は期待しているんですよ。ですから、情熱を持って事業を進めるんであれば、財源の裏付けをしっかりつけて、計画をしっかりして、当初予算の予算計上のときに、1年間はこれだけのものを下水道事業に財政負担をしていこうと。それにおいては、どこまでの事業を進めようというふうなしっかりした計画をもっていけば、こういうふうなことにはならないんですね。

もう少し、大切な財源ですから、そして市民が求めている公共下水道ですから、もう少し真面目に、的確な財政運営をしていきたいし予算措置をしていっていただきたい。

要望して終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第75号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第76号、平成6年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第77号、平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）、議

案第78号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第77号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第２号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に2,372万5,000円を追加するものであります。

議案第78号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億4,112万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億432万9,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

**○病院事務長（須藤雄示君）**　それでは議案第77号、平成６年度日野市立総合病院補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

37ページをお開き願います。総則第１条は省略いたしまして、第２条につきましては収益収入・支出につきましてそれぞれ2,372万5,000円を補正するものでございます。

その内容につきましては、診療材料費の不足が見込まれますので、そのための補正額と。それと関連いたしまして、次のページでございますけれども、第３条棚卸資産の限度額をこの補正額に上乗せしたものでございます。

40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。この診療材料費の総額財源といたしましては、医業収益のうち入院収益を充てたものでございます。病院の経営は、ちなみに申し上げますと、10月末現在の医業収益に当たる診療請求金額は、入院、外来、その他あわせまして16億609万でございまして、ここに書いてあります当初予算の医業収益に対して約60.3％に達しております。この10月末と申しますと７カ月分でございますから、12カ月で割り返しますと58.3％が到達目標でございますが、この約２％を

超えている状況でございます。

今後、病院経営の見通しでございますけれども、若干、現在赤字予算を組んでおりますけれども、短縮されるものと思われます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　水道部長。

**○水道部長（土方重男君）**　議案第78号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。御説明させていただきます。

補正額は、ただいま市長の方から申し上げましたとおり、１億4,112万9,000円増額させていただくことでございます。

歳出につきましては事項別明細書の方で御説明させていただきます。

ページ数字50ページ、51ページをお開きいただきたいと思います。５款の受託水道事業でございますが、５目の浄水費につきましては人件費は省略させていただきまして、需用費でございますが、動力費の200万を増額でございますが、これは御周知のとおりでございますが、今回の渇水によりまして、地下水のくみ上げ等によりましての動力が不足したということで増額補正予算をお願いするものでございます。

10目の配水費につきましては、需用費につきましては減額をさせていただいておりますが、こちらでも動力費につきまして、これは旭が丘配水所の給水区域の計画が変更がありましたので、これが来年度に延期したものでございます。

なお、15節工事費でございますが、配水管の移設工事ほかということでございますが、石綿管の布設替えを追加延長いたします。これが960メーターを追加させていただきまして9,314万2,000円の増額でございます。

なお、その下段につきましては設備その他の補修でございますが、三沢浄水所の送水ポンプが、この夏落雷がございまして、それの修繕にかかるものでございます。

15目の給水費でございますが、委託料の2,739万9,000円でございますが、主なものにつきましては説明欄にございますように、漏水修理の委託の拡大でございます。これに伴いまして、90件のこれからの見込みを想定いたしましての補正でございます。

工事費につきましては給水栓の布設替え工事でございますが、先ほど配水費の方でも御説明申し上げました。これに関連いたしましての210栓の追加でございます。2,659万円でございます。

次のページ、52ページ、53ページをお開きいただきたいと思います。建設改良費でございますが、５目の水道改良費でございますが、この13の委託料並びに15節の工事

請負費につきましては減額補正ということでございます。減額につきましては、区画整理事業等の進捗状況によりまして来年度に回すというような状況も出てきましたので、ここでこの両節を減額させていただくということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第77号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第78号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第79号、下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第79号、下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、下田団地市営住宅建替建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、３億3,990万円で株木建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　議案第79号、下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は３億3,990万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。

工期は、契約の翌日から平成７年10月16日までででございます。

契約の相手方でございますが、東京都豊島区高田三丁目31番５号、株木建設株式会社代表取締役　株木雅浩でございます。

２ページ、３ページをお開き下さい。入札の経過でございますが、10月18日に設計図表をお渡しを行いまして入札を11月２日に執行いたしました。入札の結果、株木建設株式会社が３億3,000万円で落札いたしました。

工事概要でございますが、記載のとおりでございますけれども、本体の建物は壁式プレキャスト鉄筋コンクリート３階建て、１棟でございます。３ＤＫ、27戸建てるものでございます。その他、附帯施設については記載のとおりでございます。

図面について御説明申し上げます。４ページは、この市営住宅の配置図でございます。

５ページにつきましては、その平面図でございます。６ページにつきましては、３ＤＫの平面図でございます。７ページは外観図でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ちょっとお伺いしたいんですけど、この契約そのものには触れませんけれど、今回の下田の市営住宅建替で、このプランニングを考えたのはどの部署で、どういう形でこのプランニングを決定されているのか。また、このプランを決定する場合において、どのような質疑というか、いろいろな懸念事項を踏まえてこういうプランに決定されたか、その経緯をちょっとお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　下田市営住宅でございますけれども、これにつきましてはほかの高幡団地、また道路と同じように前もって設計につきまして委託をしているはずでございます。そのような中で、今回このような内容のものを建設するというものでございます。

ちょっと詳細については、私の方も承知しておりませんので、何でしたら後ほどでもお答えさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　少し答弁が残念でございました。

今回はもうプランも決定されて契約ということですから、余り質問も避けたいと思うんですけれど、ただこのプランニングは、果たして市営住宅としてふさわしいプランかということは非常に疑問を感じるんです。

一つは、非常に使いにくい。そして、それと同時に就寝室３については、これは４

畳半を切るというような内容になってまいります。まして今、日本的な間の、モジュールという視点から考えましても、１間半を切ってしまうという部分があるんですね。そして、果たして行政が、本来であれば優良な住宅を建設をし市民に提供するという視点から考えた場合、この３ＤＫという位置づけが果たしてちょっとどうかな。通常のこの面積でいえば、２ＤＫ的な内容がふさわしいのかな、３ＤＫには無理があるのかな、ちょっとこの辺が感じます。

また、就寝室２の方もウナギの寝床的な部分もありますし、総体的に非常に使いにくい。

また、パイプスペースをいろいろ点在し過ぎて管理運営上問題もあるし、いろいろと見ると、果たしてこういうプランニングをすること自身が、少し軽率だったのかということは非常に感じますので、その辺を本当にもう十分考えて、市営住宅のプランというものはどうあるべきなのか。少なくとも民間と違いまして、一つの日本の住宅については、非常に国際的な社会から見ると、特に欧米諸国を見ると、いろいろな面で指摘もされている内容でございますので、この辺を十分考えてプランをしていただきたい。余りにも、はっきり言って、お粗末過ぎますのでその辺をお願いしたいと思うんです。

また、委員会の中でも何かあれば質疑もしていただきたいし、もう１点、これは要望なんですけれど、今高齢化社会に移行している中で、非常に現在の市営住宅等についても段差の問題とかおふろの使い勝手の問題、やはり現状では健常者中心の設計プランになっているところであります。間違いなく高齢化社会になっておりますし、新しくできた市営住宅についてもだんだんお年寄りも入居したり、また年をとっていくということで非常にいろいろな問題が出てまいりますから、少なくともこれからの超高齢化社会に向けて、その辺を配慮した段差の問題、おふろの問題、その辺を通常の市営住宅であっても、そういう視点から根本的に見直さなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

そういう視点の住宅を持っていただければと思いますので、その辺くれぐれも配慮した住宅の建設ということをひとつお願いします。

それと市営住宅の場合、駐車場の問題が、この下田では２棟目ということで、今回24台の駐車場が設置されていますので、ちょっと高幡の場合を見ますと条例との兼ね合いとか、非常にどうかなというような部分がありますし、高齢者が入る住宅については台数をどう算定していくんだと。特に高齢者の中でも単身者でなく２ＤＫ等の、２人世帯が入る場合はどう計算するんだと、その辺もちょっとまだ不明確かなという気がします。

条例の中で、確かに市営住宅については特別的に取り除かれているケースがあるんですけれど、この条例そのものと、今後やはり民間にそういう基準で共同住宅等を建てる場合については、お願いする以上行政については、その辺をもう少し具体的な位置づけを明確にして、一つのはっきりした形をお示しいただきながら駐車場の台数をふやし、かつ、また地域の住宅、特に市営住宅等を含んだ周辺ではいろいろな駐車場の問題等で懸念事項も出てきておりますので、今後そういうことが極力減少できるように、また行政が率先して対応できるようにお願いしていきたいと思いますけれど、何かあればお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　前段のデザイン等につきましては、一応御指摘ということで、今後そういった御意見を踏まえながら検討していきたいと、こう思っております。

それから２番目の、高齢化に向かっての処置の問題ですけれども、これにつきましては設計の中で、一応高齢化対応設計ということで、床のレベル化あるいは手すりの問題等につきまして考慮してございます。

それから駐車場の数につきましては、今回絶対数が足りないわけですけれども、これはきちんとした裏付けというか、そういったものにつきましては今後の課題とさせていただきまして、あくまでも用地の絶対数の中からこれだけの数字を確保したと、こういうことでございます。

なお、それの利用方法等につきましては、これは今後の管理の中でどういったふうにやっていくか、３台足りないわけですけれども、その辺の問題は管理の中で検討していく課題ではないかなと、こう思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ありがとうございました。

今回、私もお伺いいたしまして即決ということでありますので、委員会付託はないということですから、今後市営住宅の位置づけというのを明確にしながら、特にこういうプランニングで、デザインじゃなくてプランニングの内容については非常に重要な部分でありますのでその辺踏まえて、これ３ＤＫという位置づけは本当にいただけませんので、今後十分な配慮をしたプランニング等を含んで、率先した優良住宅を提供できるようにひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　何点かお伺いいたします。

この株木建設ですか、この業者は今回初めてこういう建設はやったと思うんですね。

そして、特に日野市の中の市営住宅、これには所得制限がありますから、その所得制限の中でこの建物を建て替えていくということになると、こういう小さな部屋でやむを得ないのかなという感じがするわけです。

この中で、私は何年か前に質問をしたときがあったんですね。この市営住宅に住んでいる人が駐車場を確保したいと。こういう形の中で確保していただけないかと、市営住宅の人の駐車場確保、この庭の方につくることを許してもらえないかということを、8年ぐらい前に、聞いたときがあるんですね。

そのときには、この市営住宅に入る所得者の方は車は持てないんだというような、そういう回答が返ってきたんですね。ちょっと私も驚いてそのときいたんですが、今回は時代が変わってきたから当然、この駐車場も確保しなければならないという形の中の建設を進めてきたと、このように思うわけですが、今回この駐車場、そして当然今まで住んでいる市営住宅の人が優先されて入ってくると、このように思うんですが、これをつくった場合には新規の、新しい人が何人ぐらい入ることができるのか。そして当然所得制限は変わっていませんから、この所得制限の上限というものは今までどおり変わらないで、変わらないと思うんですが、そのあたりのことをまず教えていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　この業者でございますけれども、株木建設でございますけれども、ここに指名しました10業者は壁式プレキャストができる建設会社と。また、中には、当社では壁式のプレキャストができないけれども、取引先として持っている会社を選んで指名させていただきました。ですから、ある程度の制限がある中で指名させていただきました。

それから駐車場の件でございますけれども、日野市には「住みよいまちづくり要綱」がございまして、その中に駐車場の件を設けているわけでございます。

今までは市の敷地内に駐車場が持てなかった場合には、建物から半径500メートル以内に、住む人たちのための駐車場を何とか確保するという形をとってきましたけれども、高幡市営住宅以後は設計をするときにその敷地内に、50%以上となっておりますけれども、まちづくり要綱では、そういう中で駐車場を設けていきたいと思っております。

それから、今、取り壊しました下田住宅は15戸だと思います。それが27戸あるわけですから、その15戸の人については、今のところ意思としては建て替えが済み次第ま

た入りたいということで、あと12世帯が新しくふえるという内容になっているわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第79号、下田団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　それでは報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について御報告申し上げます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。事故の内容ですけれども、日野市大字新井210番地の２、日野市クリーンセンター内の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市大字新井210番地の２、日野市クリーンセンター内の事故でございます。和解の相手方は、日野市百草999番地百草団地268－310でございます。小郷章様でございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成６年８月２日午前10時20分ごろ、リサイクル課の職員が庁用車を運転し、業務に出発する際に後方に車両が停車しているのに気付かず後進したため、右後部ドアに衝突し障害を与えたものでございます。損害賠償額13万295円で和解が成立しましたので、平成６年10月12日に専決処分をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　ちょっと確認の意味で。その小郷さんという方の車にぶっついたということですけれども、これは一般市民の方だとは思うんですけれども、間違いがないのかどうか、時間的に通常の時間帯ですけれども。

それとあわせて、損害賠償については13万。今までも私、質問をどうしようかなと思っていたんですが、現実こういったとき、市の車も損傷は当然していると思うんですけれど、総体としてこういった事故が起きたときどの程度、損害賠償額は明らかですけれども、市側が負担するそれ以外に車がぶっついたとき、ものによってはこちらの損傷も相当あると思うんですが、１点この事例で言えばどの程度のものでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　小郷さんでございますが、これは一般の市民の方でございます。

私どもの方は小型軽ダンプでございまして、後ろの積み台が大変高くなっております。荷物の積みおろしをしているときに、たまたまその方がクリーンセンター内に入ってまいりまして、道に迷ったというか場所がわからずに、その車の後ろへ一時停車といいましょうか、とめていたと。そこへ、私ども荷物の積載が終わりましたので、職員が当然ないという前提でバックしたと思うんですが、大変見にくい部分もあったんですが、そういうことで後ろの後部ドアを損傷したと、こういうことでございまして、私どもの方は、たまたま軽ダンプというか貨物車でございまして、特に後ろの部分の損傷はございませんでした。したがって、私どもの方の車両の修理はせずに、相手方の後部のドアの取り替えをしたと、こういうことでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　わかりました。

一般の市民の方ですから、それなりの対応がされるんですけれども、今の話を聞いていても運転者の不注意が原因ということになるわけですね。時々こういった形で事故の関係があるわけですから、安全管理者それぞれいるわけですね、そういったことで注意を促すとともに、たまたま今回の場合には、こちらの方も損傷はないということですけれども、できれば今後こういう報告の中に、義務はないかもしれませんけれども、こっちの現実に、たまたまこの事例ではないけれども、相当こちらが修理費を払うというケースになりますし、総体としてどの程度なのかなということが明らかにしてもらえればなおさらありがたいなと思いますけれども。これは検討していただいて、今後の対応を図っていただければと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　これをもって報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第６－51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－51号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６－52号、日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－52号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－53号、衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－53号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時30分　散会

# 12月７日　水曜日　（第２日）

平成６年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第33号）

12月７日　水曜日　（第２日）

出席議員　（29名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 16番 | 天野輝男君 | 17番 | 奥住日出男君 |
| 18番 | 橋本文子君 | 19番 | 板垣正男君 |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 内田勲君 |
| 22番 | 馬場繁夫君 | 23番 | 夏井明男君 |
| 24番 | 黒川重憲君 | 25番 | 福島盛之助君 |
| 26番 | 旗野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

欠席議員　（１名）

15番　土方尚功君

**説明のため会議に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

**会議に出席した議会事務局職員の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

**議事日程**

平成6年12月7日（水）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時５分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問１の１、住民犠牲のリストラ強要に反対し市民本位の民主行政の推進を！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

**○30番（米沢照男君）**　住民犠牲のリストラ強要に反対し市民本位の民主行政の推進を！と題しまして一般質問を行います。

私も、長いこと議員をやっておりますけれども、一般質問トップでやるのは、たしか初めてかと思います。少し緊張ぎみでありますけれども、一般質問をさせていただきます。

今、臨時国会では、御承知のように、年金改悪法案を初め、小選挙区並立制の区割り法案、消費税増税法案の強行可決に続いて、米の輸入自由化へのガット合意協定関連法案の強行など、村山内閣のもとで、極めて異常な国民への裏切りがごり押しされているきょうこのごろであります。

既に新聞でも報道されておりますけれども、去る10月７日に地方自治体にリストラを強要する地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について自治省から各都道府県知事あてに通知が出されております。この自治省のリストラ号令は、新行政改革大綱とも言うべきものだと受けとめられております。

最近の新聞報道では、例えば10月26日の読売新聞には、次のように書かれております。「都民に押しつけ、都政リストラ、来年から値上げラッシュ。東京都は、来年度予算を都政のリストラを積極的に推進する予算と位置づけた上で、都立の「青年の家」の統合・再編成のほか、病院や特別養護老人ホームの給食調理などの民間委託の推進、都の福祉作業所の区移管などの提言。提言はまた、受益者負担の適正化を強調、具体的には、公立高校の入学料の徴収や、事業系ごみの全面有料化などを求めている」、こう報道されております。

さらに、朝日新聞の10月27日の報道では、「町田市の行財政改革検討委員会は、中間報告「行財政最適化緊急対策プラン」を発表した。改善点として114項目を挙げ、見直し策で約12億円を確保できるとする。しかし、９億7,000万円は、各種公共料金の引き上げを見込むなど、市民の負担増を前提にしており、来年度から値上げラッシュになりそうだ」、こう書かれております。

さらに、千葉日報の10月９日付の報道では、「市民の視点で行政のむだを点検。効率的な市政運営を提言する松戸市の行政リストラ市民会議がスタートした。７月に初当選した川井敏久市長の公約の一つだ。市民会議では、11月末に中間報告を出す予定」、こういうふうに報道されております。

こうした報道が新聞をにぎわせておりますけれども、バブル崩壊後、民間企業で強行されてきたリストラが、各自治体に広がりつつある現状がマスコミ報道でも明らかにされているわけですけれども、私ども日本共産党は、国民、市民に犠牲と負担をしわ寄せすることなく、むだを省き、効率的民主的な行政を進める真の行政改革こそ、計画的に目的意識的に推進していく必要がある、こういう立場をこれまで一貫して貫いてまいりました。

1981年、自民党政府が、第２次臨時行政改革調査会を設置して以来、５回にわたるその答申と、その後の３次にわたる臨時行政改革推進審議会の各答申、さらに85年の地方行革大綱の策定とその実施という一連のいわゆるにせ行革によって、福祉や教育の切り捨て、そして国庫補助金の削減、職員定数と人件費の抑制、各種事業の民間委託の奨励など、地方自治体と国民生活に極めて重大なマイナス影響を押しつけながら、強行されてきたことは周知のとおりであります。

９月の決算委員会で市当局から提出をされた「国庫支出金削減額調べ」によりましても、この10年間に、生活保護費負担や児童保護費負担、老人保護措置費負担金、さらには、下水道事業や都市計画、義務教育費の負担金などなど、いわゆる福祉、教育、まちづくりなどの国の支出金、これが10年間で52億7,356万円削減されたその実態が、資料でも明らかにされているわけであります。とりわけ民生費、いわゆる福祉に対する国の支出金は、昭和59年度では全体の25.1％占めていたものを、平成５年度では16.1％と、その比率が激減している状況にあります。

御承知のように、91年ごろからのバブル経済の崩壊によって、国や地方の税収入は激減をいたしております。今年度の地方財政計画では、地方財政総額が約81兆円、その40％を占める地方税は、昨年度の35兆円に対して、33兆円と２兆円も減る見込みとなっております。その上、内需拡大による景気対策として公共事業を拡大をし、その財源として建設公債、借金を充てていますので、92年度以降を見ますと、急速な借入金残高が増大し、94年度の国債残高は200兆円を超え、地方債残高も 100兆円を超える見込みとなっています。この借金の返済については、国債費14兆円、地方債９兆円が見込まれております。

こうした財政状況に対する対策として、本年度予算では、景気回復策という名で国、地方ともに公共事業の拡大が図られております。地方自治体に対しては、国の補助金のつかない単独事業費を前年度の17兆円から約19兆円にふやすよう指導しており、地方建設事業費総額29兆円のうち、65％以上を地方自治体側に負担させているのが現状であります。こうした国の指導によって、自治体の自由になる一般財源約50兆円の４割が建設費に回され、ゼネコンなどの事業に向けられております。その結果として、自治体側の創意工夫による独自の福祉、教育など住民本位の施策への支出が極端に抑制されている状況にあります。行財政を通じて国の地方自治体への支配と干渉が一層強化されつつある現状のもとで、事業の再構築、人減らしなど、大企業のリストラの手法で行政改革を進めようというのが、今回の自治省のリストラ号令であります。

この機会に、国民、住民の立場に立った税財政改革のあり方について一言触れておきたいと思います。

第１に、大企業優遇の不公平税制の是正を図り、大企業にも公正な負担をさせなければなりません。「不公平な税制をただす会」の増収試算によれば、93年度の国税で13兆円、地方税で８兆8,000億円の増収となります。第２に、公共事業費の節約であります。御承知のように、我が国の入札価格は、国際的に見て、３割高いと言われております。国と地方の公共事業費、そして郵便貯金などを原資とする財政投融資の仕組みを合計しますと、最近では毎年度、40兆円が公共事業費に回されております。その１割を削減するだけで４兆円が節約できるわけであります。さらに軍事費を計画的に削減をすれば、消費税率を引き上げなくとも、国、地方を通じて福祉、教育、環境改善などの支出増、国民・住民本位のサービス行政の拡大充実は不可能ではありません。最近の国会での審議を見てみますと、政府側は、年金法の改悪に当たり、附帯意見として、基礎年金の国庫補助を３分の１から２分の１に引き上げるとか、ガット合意受け入れに伴う農業対策費計６兆100億円、あるいは公共事業の拡大計画、630兆円の計画的実施などを考えますと、今後、消費税率の５％以上の引き上げは必至だと言われております。その上さらに、足らなくて自治体側にも事業の見直し等による歳出の削減、行政の仕組みの手直し等の地方行政改革を押しつけようとしてきているわけであります。

こういう状況のもとで、去る10月７日の自治省通達となったわけでありますけれども、その内容についてまずお伺いしたいと思います。

２点目は、その自治省通達に対して、市当局として、その問題点をどう受けとめられているのか、お伺いしたいと思います。

さらに、3点目として、今後、どのように具体的に対応されようとしているのか、まず3点伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　ただいまの御質問に対しましてお答え申し上げます。

御質問にありました、平成6年10月7日付の自治省の通知でございます。その内容についての御質問でございますけれども、その通知につきましては、6ページにわたってきておりますけれども、その内容について御紹介いたします。全文といいますか、通知の本文といたしましては、「現下、地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあることから、改めてその責務を自覚し、社会の変化に対応した、簡素で効率的な行政の確立に向けて自主的に改革を図っていくことが要請されている」というようなことの中で、「各地方公共団体におかれては、今回のこの指針に沿って、行政改革の推進に一層努力されるよう要請する」というような前文がございます。そして中身といたしましては、新たに行政改革大綱を作成するというようなことでございます。行政改革大綱につきましては、3年から5年の間の計画といたしまして、1年以内につくり上げるように、というような内容でございます。そのつくることにつきましては、行政改革推進本部を設置したり、あるいは市民を入れました市民の代表からなる委員会等を設置し、その市民の意見を反映させるように、また、その大綱の進行管理については、広報等で発表していくように、というようなことが、大綱をつくることでの内容になっております。

また、そのうち、重点項目といたしまして盛り込んでございますのが、事務事業の見直しでございます。事務事業の合理化、あるいは民間委託の推進、補助金の合理化などでございます。次が組織の見直しということで、高齢化、国際化、情報化等の社会情勢に対応した組織、外部団体等の必要性の検討などでございます。3点目が、定員管理及び給与の適正化ということがございます。それと4点目に、合理化的な行政運営と職員の能力開発ということで、人材育成、専門職の確保、進行管理の徹底などを行うというようなことでございます。5点目が、情報化の推進による行政サービスということでございます。6点目に、公共施設の設置及び管理運営については、機能的、多面的な検討、分析を行うなどして、効果的な設置運営を図るように、というような6点を重点事項として指針として出してございます。以上が、その自治省の通知の内容でございます。

この内容に対しましての市当局の受けとめ方でございますけれども、行政運営の中におきましては、この通知に基づくものでなく、通常、いつも行政の運営についてのあり方については留意しておるところでございます。９年前にも行政改革というようなことで国の臨調行革の後、地方行革ということが出ておりまして、日野市といたしましても、昭和60年に行財政推進本部を設けたり、あるいは行財政調査会を設置しております。そのようなことでやっており、また、その後の年度の経過の中でも、常に行政の運営につきましては、注意を払っておるところでございますけれども、特にこのバブルの崩壊によります財政の緊縮、逼迫につきましては、やはり改めて全体を見直すというような状況にあるわけでございまして、これにつきましては、予算編成等で全般事業について全体的な調整は行っておりますけれども、しかし、財政当局だけの力ではなかなか難しい点がございますので、全庁的あるいは全市民的といいますか、そういうようなことでの行政のあり方については見きわめなければいけないというように思っておるところでございます。

したがいまして、10月７日に自治省からこういうような通知がありましたが、この通知のあるなしにかかわらず、本来的には、常にそういうことを考えて、進めていかなければならないという中で、この指針も一つの私どもの方向づけに参考にはしていきたいというふうに思っております。

したがいまして、３点目の、今後の具体化でございますけれども、少なくとも、行政運営のあり方につきまして、庁内的に推進本部を設けまして、今後、行財政の見直しということを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　再質問いたします。

まず１点は、過日の新聞報道によりますと、この自治省の通知に伴って、定員適正化計画ということで、重点指導対象団体として都内では16市１町が指定された、とこう報道されております。この16市１町が定員適正化計画の重点指導対象団体に指定されたということですけれども、この内容はどういう内容なのか。つまり、何を物差しにしてこの16市１町が対象団体として特に指定されたのか、その点についてまず１点伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　ただいま御質問の、定員管理につきましての指定と

いうような御質問でございますけれども、私どもも、新聞報道によりますと、八王子市など16市１町が対象になりまして、定員適正化計画を策定するというような報道もございます。その指定されたという16市１町の中に日野市が該当しているように新聞報道も出ておりますけれども、特に市の総務部あるいは企画財政部の方に直接そのような指定というようなことについて文書または口頭で通知は来ておりませんが、いずれにいたしましても、先ほどの行財政改革というような中では、定数管理というようなものも入ってございますので、これについて国あるいは東京都も関心を持っておるところだというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　ある新聞に出たこの件での解説記事によりますと、自治省が定員適正化の指標としているのは、適正化が進んでいると思われる自治体の平均を目安にした定員モデルと、人口や産業構造が似ている自治体の職員配置数の平均をとった類似団体別職員数の状況、この二つを指標にして定員適正化計画を進めていく、重点指導対象団体にこの物差しで指導していくという内容が報道されております。これからのもちろん課題でありますけれども、日野市の場合、こういう二つの物差しではかった場合に、どういう結論が出てくるのか、この点が一つ今後の課題になるわけですけれども、事務当局として、こうした一つの定員モデルという自治省のいわゆるガイドラインといいますか、目安、これに対してどう受けとめているのか伺いたいと思います。

一つひとつやっていると時間がありませんので、幾つかまとめてじゃあ質問をいたします。そのことが一つです。

それから、行政改革推進本部を設置するということですが，そのメンバーはどういうメンバーになるのか伺っておきたいと思います。決まっていれば、そのとおりに報告していただきたいと思いますし、これからメンバーを選定するということであれば、従来の経過からいって、どういう構成になるのか、その点を伺っておきたいと思います。さらに今回は、行政推進委員会の設置が云々されております。もちろん、文面によれば、住民参加ということであります。この構成メンバーはどういう構成を考えておられるのか伺いたいと思います。

それから、先ほど、自治省の通知の内容が紹介されました。その中で、特に私が見て問題だと思っているものが幾つかあります。その点についてのちょっと見解を伺っておきたいと思います。一つは、監査委員について触れております。監査委員による事務事業の効果測定等適正な行政運営のための行政監査の結果を、この行政改革大綱の策

定や見直しに反映させると、こうなっています。今の監査委員会の体制、事務局も含めてこうした要請にこたえられる、いわゆる行政監査まで日常的に、あるいは集中的にやっていくということが可能なのかどうか、非常に疑問に思っております。この点に対して、どう受けとめられているか、まず伺いたいと思います。

それから、適正な定員管理を推進する必要があるということで、定員管理及び給与の適正化の推進ということがうたわれております。これがいわゆる16市１町が指定されたものになっているわけですけれども、この点について、今の時点で事務当局としてどう受けとめておられるか、自治省のモデルに沿って対応しようということなのか、この点、ちょっと伺っておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　答弁を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答えいたします。

定員の適正化の問題でございますけれども、当市としては、先ほど企画財政部長が申し上げたように、都の地方課の方から電話で、日野市もこの適正化の１市として入っているということを電話では通知がございました。そのうち都の地方課に具体的な形で呼ぶからということの指示は出ておりますけれども、私が今聞いているところでは、まだ職員課の職員が地方課へ呼ばれているということはないようでございます。この３点の中の一つは、定員モデル超過２％以上と、かつ、過去３年の職員数の増加率が２％以上というのが一つございますし、また２点目では、定員モデル超過率４％以上で高どまりしている団体、それから３点目では、過去３年の増加率が10％以上の団体と、この３点の中に含まれるんだという電話でございました。職員課の担当が行って内容を聞いて、その上で市としての対応を、これは具体的に提出しなきゃいけない問題でしょうから、具体的な内容になったら、文書等で都の方に回答するようにしていく段取りになろうと思っております。

それから、日野市の定員の問題でございますけれども、９月にも定数の増員をお願いしたところでございますけれども、我々地方自治体は、定数というものには関心を持っていますけれども、やっぱり市民へ最先端のサービスをしていく地方公共団体でございますので、今現在の日野市の定数が多いという認識には立っておりません。これからも職員組合がまた定数問題を提起してくるということも聞いております。その中で対応していかなきゃいけませんけれど、全体的に見た中では、事業の内容から見て、定数が多いという認識は持っていないということをお答えしておきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の中にありました、推進本部のメンバー等の案があるかというようなことでございますけれど、市といたしましては、９年前にやはり行政改革推進本部というものを設置してございます。今回もこれに沿った形で設けたいというふうに考えております。当時の推進本部につきましては、市長を本部長といたしまして、部長職を持って充てております。それからその下に専門部会というものを設けておりまして、部長職並びに課長職を置きまして、これが３部会でそれぞれ８名ずつの24名で検討したという経緯がございますので、この方法をそのまま踏襲したいというふうに考えておるところでございます。

また、市民を交えた推進委員会というようなことでございます。当初の指針にはそういうようなことがうたわれておりますけれども、当面は庁内の推進本部でできるだけのことはやっていきたい。ただ、やはり市民参加というような中では、必要によって委員会を設けなければならないかと思います。その場合、前回は10名から成る学識経験者といいますか、によってお願いしておるところでございますが、そういう学識経験者、あるいは市民をも交えたものと、設置するとすればそういうようなことになろうかと思いますが、現段階では、まだ具体的には考えていないところでございます。

それから、自治省の通知の中に、行政改革大綱の進行管理の中で、改革大綱の推進状況について広報等で公表するほかに、御質問にございましたように、監査委員による事務事業の効果測定等適正な行政運営のための行政監査の結果を行政改革大綱の策定や見直し等に反映させるとともに、その計画的推進についても行政監査の有効な活用を検討することでございます。監査の委員さんの仕事が、ただ会計的な計数監査でなく、事務事業の場にも広がってきておるわけでございますが、現状の中で、監査の結果報告等が出ておりますので、そういうようなことに関しましては、十分改革大綱の中に挿入していきたいというふうに考えてございますが、この逆に、行政改革のために監査委員の仕事がふえるとか、というようなことにはまだ考えていないところでございます。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　総務部長の答弁で、日野市の定数、定員は多いとは思っていない、とこういう答弁でありました。これから東京都の地方課に出向いていって、具体的な協議といいますか、これからという答弁でありましたけれども、私は単に、日野市は他市と比べて定員が多いとは思わないという消極的な構えではいけないんではないかと思います。もっと積極的に日野市の今日まで取り組んできた努力といいますか、

これは大いに自治省にも東京都にも声を大にして叫ぶべきだと思います。

これは91年の決算からまとめた資料ですけれども、日野市の場合、例えば隣の多摩市では、サービス部門に配置されている職員は、わずか20％であります。八王子が32％、立川が30％でありますけれども、日野市は全体の職員の47％、半分近くがサービス部門に配置をされております。保育園、幼稚園、学童クラブ、市立病院等々、他市にない積極的な市民本位の施策のために、半分近くの職員がこのサービス部門に配置をされている。このことは、これまでの20年間の革新市政のもとでの大きな成果、努力のあらわれであります。大いに自治省や東京都に対して、この辺の他市との違いは強調すべきであろうと思いますし、人件費を見ましても、市民１人当たりの人件費、91年度決算でありますけれども、立川が７万9,340円、八王子が６万7,318円、三多摩平均が６万5,278円でありますけれども、日野市はさらに低く、６万4,816円という数値になっております。他市と比べて低い人件費の実態がこの数字でも決算でも明らかにされております。こうしたこれまでの歩みの中での一つの実績といいますか、積極的な取り組みの反映としてこういった数値が明らかにされているわけですから、今後、積極的に、単に定員は多いとは思わないということではなくて、積極的に私は、打って出るべきだろう。日野市はこう現状実績がある、数値はこうだということで、いわゆる自治省の強要指導に対して反論をしていくということが必要だろうと思います。

この点については、最後に市長から見解、お考えを伺いたいと思いますけれども、推進本部の設置については、９年前を踏襲して市長と部長職によって構成をすると。そして専門部会を設けてさらに具体的な精査といいますか、検討を進めるということであります。

委員会については、必要によって設置をしたいということで、今すぐ設置するお考えはないようでありますけれども、文字どおり市民参加による、そして市民の生の声がこの計画の策定に反映できるようにしていく必要があると思います。多ければ多いほどいいというわけではありません。十分この構成メンバーについては、実効あるものとして位置づけて構成を考えていただきたい、こう思います。

あれこれ今回自治省から示された地方公共団体における行政改革推進のための指針について、内容的にはかなり問題点があると私は見ております。冒頭申し上げましたように、あくまでも市民こそ主人公の立場でこの問題を積極的に受けとめていく必要があると考えております。最後に意見を述べますけれども、市長のこの問題に対しての認識といいますか、見解をまず伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ある期間を保ちながら、社会情勢の変化に伴って、いわゆる自治省通達というふうな試みが行われるわけであります。社会情勢の変化がありますから、それに伴って、正確に機能できるこういう仕組みをつくるということは、地方自治体の当然の務めだというふうに日ごろ考えております。行政機能を高める、またそのための能率を上げるということは、これは当然の中のまた当然ということであります。特に自治体が市民の負担をされる税収によって営まれるということでありますので、私は一つの経営体として、いろいろな配慮をしなければならないということは、日ごろそのように理解を庁内一般にもしてもらうように努力をしてまいっておるということでございます。

近ごろリストラという言い方で、多分その意味は、見直しとか、いわゆるリストラクションということだろうと思っておりますけれど、これまで私は、スクラップ・アンド・ビルドという言い方を用いてまいりました。社会情勢の変化に伴って、いろいろな取り組みは取捨選択をしなきゃならない。旧態依然として何か新鮮味がないということであってもいけないと思いますし、能率のあり方は、やっぱり意欲によって生まれるというふうに職員にも指導しておるという状況であります。

多少疑問に思っておりますのは、ここのところ10年近く、人口がふえないわけであります。したがって、今このときこそ、ハードなまちづくりに取り組んで、基盤的な都市整備事業を行っておるというその期間だというふうに認識をいたしております。したがいまして、仕事が減ったとか、人口がふえないから成長はないというようなことではないわけでありますので、その間の政策の優先順序を正しく配慮して取り組んでいくということだというふうに考えております。どちらかといいますと、仕事をするためには、人材が必要になるわけでありますが、また、複雑化するために、能率に欠陥が生ずるということもありますので、そのあたりのなるべく簡素で、そして機能的で、しかも経営的にも十分機能もできている、こういう状態をつくり出す、こういう目標にいたしております。

自治省からとりわけ今、国政の政治改革ということから端を発して、地方自治までいろいろな指導助言があるという状況はございますけれど、地方自治体は地方自治体としてのまた明確な位置づけがあるわけでありますから、市民を主権者とすることはもちろんでありますし、また自治体としてのその特性と申しましょうか、こういう性格を明確にしていくということも大切だというふうに思っております。このリストラのいわゆる

見直しの手続の中で、いろいろな手法があるわけでございますが、職員の英知をなるべく大いに発揮をしてもらって、十分な理解と、それから市民に対する基本的な奉仕者としての英知をもって取り組んでいかなければならない、このような認識でございます。総論的でございましたが、そういう見解でおるというふうにお答えをしておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　どうもありがとうございました。最後に一言意見を述べてこの質問を終わりたいと思います。

御承知のように、これまでの経過の中で、日野市議会でも行革路線をめぐってさまざまな論議が繰り返されてきたことは周知のとおりであります。臨調にせ行革路線のお先棒を担ぐ委員から、国の行革によって補助金が削られるのはやむ得ないとか、学校給食は自校方式をやめてセンター方式に切りかえろ、民間委託に切りかえろ。あるいは寝たきり老人の家族に手当を出すのは本末転倒、社会の崩壊を招く。老人理美容券、食堂方式による中学校給食はお遊び行政だ。市民の権利意識の発達は、たかり、物取りを助長するなど、口を極めた攻撃が繰り返され、福祉、教育の切り捨てのにせ行革の実施を迫り、福祉ばらまき論や減量経営論、安上がり行政論が、さまざまな言い方で展開をされてきました。

しかし、私ども共産党市議団を初め与党議員は、市民の切実な要求を対置させながら、憲法と地方自治法を守り、市民こそ主人公の民主的な行政を発展させる立場から、にせ行革路線の日野への持ち込みには断固反対をする、こういう立場を貫いてまいりました。森田市長を初め幹部職員も、行政水準は絶対低下をさせない、向上を図っていく、こうした立場から、一貫して努力が傾けられてまいりました。この点は高く評価するところであります。これまでの臨調にせ行革路線に対する市当局の取り組みを見ても、今後の自治省の自治体リストラの強要に対しても、きちんとした対応がされるであろうと確信をいたしております。今日の革新日野市政の行政水準は、これまでのにせ行革路線との闘いの中で維持をされ、向上されてきた、こういうことがはっきり言えるかと思います。

今後の取り組みも、冒頭申し上げましたように、むだを省き、効率的民主的な行政を進める真の行政改革こそ、計画的に目的意識的に推進をしていく必要があると思います。改めてもう一度この点を強調して、この質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって１の１、住民犠牲のリストラ強要に反対し市

民本位の民主行政の推進を！の質問を終わります。

一般質問２の１、家庭ゴミ有料化論の是非を問うの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　それでは通告に従いまして一般質問いたします。

昨年から今年にかけて広報「ひの」に、ごみリサイクルに関する記事がしばしば登場するようになりました。行政の責任を引き続きしっかりと引き受けるという構えを堅持しながら、市民に対し積極的に問題を提起して、ごみリサイクル行政への協力を呼びかけていく、そういう性格のもので、たしか子供むけの易しい解説記事なども載っていたかと思います。この問題に取り組む担当部局の意欲が伝わってくる。それらの記事が広報の紙面をにぎわすようになってから、広報が活性化したという印象すら受けております。また、ごみ減量にかかわる審議会も、作業部会を設けるなど実質的で熱心な討議を重ねていると聞いております。日野市のごみリサイクル行政が、市民との協力関係を築きながら、意欲的に進められていることにまず敬意を表したいと思います。

さて、ごみ減量の問題が地域社会のレベルでも国家のレベルでも、また国際社会においても大きなテーマとなってきております。問題を、私たちが住む多摩地域に限定するならば、ごみ減量の問題は、まずごみの最終処分場の問題です。第２処分場が使えるようになるまで、日の出町谷戸沢の第１処分場の延命を図らなければならない。そのために各自治体の搬入量を減らさなければならない。ごみ減量のためにリサイクル行政を拡大強化する必要がある、こういう流れになっていると思います。

ごみの最終処分の問題については、多摩地域のごみ処理の最終的なツケを日の出町という一部地域と住民に押しつけ、また、多摩川水系の水資源や丘陵の緑というかけがえのない自然環境に負荷を与え続ける現在の方式をいつまでも続けるわけにはいかないだろうと思います。最終処分のあり方を真剣に考える時期が来ている。最近得た情報では、谷古入の第２処分場予定地の中に、処分場建設に反対している住民グループが土地を取得したと聞いております。多摩地域の各市でつくっている組合が計画をしている第２処分場の建設が、予定どおり進むとは到底思えない。この問題についてはいろいろ質問したいことがあるわけですが、本日のテーマではありませんので、また別の機会に回したいと思います。

ごみ減量の問題が、多摩という特定の地域に限定された問題でないことは皆さんも御存じのとおりです。ごみ減量は今日、地球環境を保全し、これを次代の人々に受け渡

していくという人類的課題の一部を構成しています。

一昨年、1992年にブラジルで、国連主催の地球サミットが開催され、地球環境を守るためには、現在の社会経済システムを変えなければならないということが、人類共通の課題として確認されました。これまでのような、大量生産、大量流通、大量消費、そして大量のごみを排出する社会経済システムを環境にやさしい省資源、リサイクル型のシステムに変えていかなければならないということが、国際社会共通の認識となったわけです。この点で、日本を含む先進工業国の責任は重大です。

先進国は、自国の資源だけではなく、第三世界の資源をも支配して、有限な地球の資源を湯水のように浪費することを通じて利益を上げ、環境を破壊してきました。また、産業活動や、より利便性のある都市生活を求めて、環境に負荷を与える物質を環境中に排出し続けてきました。日本は、この点でとりわけ大きな責任を負っていると言わなければなりません。

日本もその一員である東アジア地域は、現在の世界で唯一経済が拡大し続けている地域です。韓国、台湾、香港、シンガポールに続いて、タイ、マレーシアで工業化への動きが本格化し、さらに中国やベトナムといった社会主義国までもが、工業化、経済開発の輪の中に参入しようとしています。

問題は、東アジアの経済化や工業化が、高度成長時代に公害を多発した日本をモデルとしていることで、東アジア地域は、現在進行形で地球環境への負荷を増大させ続けている地域となっております。この流れを転換する上で、日本に課せられている責任はまことに大きいと言わなければなりません。公害防止技術を提供するとともに、リサイクル型の生産技術や、リサイクル型の社会システムを開発し提供する責任が問われていると考えます。

以上のような国際社会の動向を反映して、遅まきながら我が国でも、リサイクル型社会構築に向けた取り組みが始まっています。清掃法が廃棄物処理法に変わり、新たにリサイクル法が制定されました。また昨年、国民の環境権を明記しないなど、大きな問題点もありますが、環境基本法が制定されました。これを受け東京都は、ことし6月、環境基本条例を制定しました。環境基本条例を制定する自治体も徐々にふえております。日野市では、今まさに住民の皆さんの直接請求を受けて、条例制定がまちの大きなテーマとなっておるわけです。

法制度の整備と並んでリサイクル型の社会システムをつくる課題に向けて、政府、自治体、民間団体などさまざまなレベルで報告書が策定され、提言や答申が発表されてい

ます。そのこと自体は結構なことですが、一つ大いに気になることがあります。それは、私が読んだすべての報告、提言、答申が、ごみ減量の手法として家庭ごみ収集を有料化することを主張していることです。環境庁や厚生省などの政府機関、東京都など自治体が口裏を合わせるように、家庭ごみの有料化を主張し、ここ数年の間にそれが非常に大きな流れになってきております。今日はこの問題について、市長及び関係部局の見解をただしたいと考え、質問することにしました。

そこで2点質問したいと思います。第1点は、政府機関、自治体などが出した主な報告、提言、答申と、そこで主張されている家庭ごみ有料化論の特徴は何かということです。

第2点は、多くの自治体がこれまで、家庭ごみについては無料収集を実施してきました。日野市もそうです。現在でも多くの自治体が無料収集を実施しております。家庭ごみ有料化論は、これまでとられてきた無料収集方式を柱とするこれまでの清掃行政の歴史、実態に対して果たしてまじめな検討を加えているのかどうか。この点については、検討を加えているか、いないかということについて簡潔にお答えいただきたいと思います。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　お答えいたします。

家庭ごみの有料化ということでございますが、これは一般廃棄物の処理費用の一部を、税以外の何らかの形で住民が負担するという有料化制度ということであろうかと思います。この有料化の特徴は、2点目にございますけれども、最初に国の動き、あるいは自治体のという御質問でございますので、まず1点目、お答えいたします。

まず、政府レベルといいましょうか、国レベルでは厚生省、これは経済的手法の活用により、廃棄物減量化研究会が発表したものですが、ここでは、ごみ減量化、再生利用の推進を図るため、製造、流通、排出、再生利用の各家庭で効率的かつ公平で、生産から再生利用まで一貫した社会経済システムの確立が必要。そのための経済的手法のあり方について検討していると、こういうことでございます。

それからもう一つ、厚生省の諮問機関でございます生活環境審議会でございますが、これは消費者にもある程度の適正処理のコスト負担を求めていくことが必要と考える、このような報告を出しております。

それから環境庁、これはリサイクルのための経済的手法検討会がございます。これは環境負荷の少ない循環型の社会システムを形成する施策の一貫として、リサイクルのた

めの推進策を保持しつつ、安定的にその費用を負担するため、どのような仕組みが適切で、その仕組みを実現するための経済的手法としての適切なあり方を検討している、このような方向でございます。

自治体レベルということになりますと、東京都におきましては、清掃事業の今後のあり方についてという清掃審議会の答申がございますが、この中では、現行の廃棄物手数料は現下に見合わない、改定が必要である。ごみ処理コストの応分の負担による減量化への要請は、事業系ごみと基本的に変わることなく、家庭系ごみの実質的な有料化を検討すべきである。事業系ごみの全面的な有料化の実施状況を見ながら、導入すべきである、このような答申がなされております。

それから自治体レベル、これは全国市長会でさきに出したものでございますが、廃棄物を中心とした都市の環境問題に対する提言ということで、ごみの減量化、リサイクル化を徹底させ、ごみ問題に対する住民意識や、製造、販売業者の姿勢の転換を図るためは、家庭系ごみについても極力有料制の導入を推進する必要がある、このような全国市長会の提言がなされております。

それから次に、市民レベルということでございますので、これらをちょっと、私どもの日ごろいろいろ交流している中でのお話でございますが、ごみ減量やリサイクル運動に積極的に参加している人の間では、有料化論が活発でございまして、減量に努力する人と、そうでない人との負担が公平ではない。排出量に応じて負担すべきというところからの有料論が幾つか出てきているということでございます。総体的に有料化の傾向が強まりつつあるということになろうかと思います。

それから２点目でございますが、過去無料化で、これから有料方式をとるということの検討をしているかということでございますが、現段階では、私ども、有料制の検討はしてございません。今後の検討課題と考えているところでございます。過去におきましては、日野市では、昭和29年の４月から41年の３月まで、家庭ごみは有料で収集をしていたということがございます。その41年３月、このときに無料化に切りかえまして、一部多量に出す場合のみ有料という制度、これは現在でも、１日排出量10キロ以上は有料、それから１回の搬入量100キロ以上は有料、このような仕組みで収集をしているということで現在に至っていると、こういう状況でございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

今御紹介いただいただけでも、政府レベルでも自治体レベルでも、非常に有料化論が大きな流れになってきているということがわかったと思います。しかも、私も今挙げられたような報告書を一応ざっと目を通してみましたけれども、押しなべてそれらに共通しているのは、これまで日野市でも東京都でも、家庭ごみは無料だという原則で収集処理が行われてきたわけですけれども、それがなぜ無料であるべきであったのかという、当然それなりの根拠があろうと思いますけれども、そのことについての歴史的検討が一切なされていない。歴史的な経過は一切無視して、とにもかくにもごみ減量のためには有料化が有効な方法であるから、これを取り入れようではないかという、こういう議論になっている。多くの自治体で日夜、公平公正な清掃行政を発展させるためにこれまでなされてきた努力、その歴史に対して極めて傲慢な仕組みの報告、答申となっていると言わざるを得ません。

そこで、次の問題に移りますが、このような家庭ごみ収集を有料化しようという流れが広がってくる中で、実際に有料制を実施する自治体も広がってきておると思います。その実施の状況、実施の動機などについて幾つか質問したいと思います。３点質問いたします。

１点目は、家庭ごみ有料制を実施している自治体の数と、また自治体総数に対する割合、これを御紹介いただきたい。

２点目は、それらの自治体が有料制を実施した場合、これは幾つかの典型的なモデルを挙げていただければ結構ですが、有料制を実施した動機、目的はどういうことになっているのか、この点についてわかる範囲で教えていただきたい。

三つ目は、どのようなタイプの有料制が実施されているのか、このことについても、典型的な幾つかの例を挙げるという形で御紹介いただければ幸いです。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　お答えいたします。

まず１点目の、有料化を行っている実態でございますが、これは平成５年１月に全国市長会で調査をいたしましたそのまとめでございますが、総数662市のうち53市が何らかの形で有料化を行っておる。8.0％でございます。それから有料化の実施について検討をしているという市が82市ございます。これは、総数662の12.4％になります。

次に、有料化の動機ということでございますが、最終処分場の確保が困難であるということがもう最大の理由でございますが、中には市といたしましては、ごみ処理施設の

建設費の確保が難しいということから、ごみの有料化に踏み切ったという北海道の伊達市の例がございます。そのほかでは、やはり一番大きな理由といたしましては、延命化施策としての減量の重要性、そのことから、そのような問題から有料化に踏み切るという市が残りの多数の市でございます。

それから具体的な例ということでございますが、有料制のタイプといたしましては、幾つかのタイプがございます。まず一つは、単純重量制、これは北海道の伊達市がとっております。これは、１袋につき60円を押しなべて、多くても少なくても、指定袋制でございますが、１袋60円で徴収する。これは北海道の伊達市だけでございます。

次に累進重量制というのがございます。累進重量制というのは、例といたしましては滋賀県の守山市、この市が採用しておりまして、この市では指定袋、クラフト紙でつくっておりまして、１世帯当たり年間110枚までは１枚につき20円である。この110枚を超えた場合、111枚になった場合には、１枚につき150円いただきます、こういう仕組みでございます。これは累進重量制でございますが、この110枚までは20円というのはどういう内容かと申しますと、週２回収集でございまして、52週、年間ございます。したがいまして、52掛ける週２回ですから、104枚プラス６枚、110枚、これが基礎的な部分である。この20円の中身は、袋の原価、これが18円95銭でございます。19円ということ。それから自治会を通じて販売いたしますので、自治会への手数料を１円入れます。そうしますと、実質有料と申しますよりも、袋代ということが主でございまして、これを家庭ごみの有料化という理由には、ちょっと難しい部分があるかなと、こういう部分がありますが、したがいまして、これを超える部分をお出しになる方は、１枚につき150円てすよ、こういうことでございます。これが累進重量制。

それから有名な出雲市というのがございます。これは島根県にございますが、これは一定量以下無料制という仕組みでございます。この一定量以下無料制と申しますのは、市といたしましては、100枚を限度として各家庭に無料で袋を差し上げる。それを101枚以上は袋１枚につき40円をいただきます、こういう仕組みでございます。したがいまして、100枚は市が無料で各家庭にお渡しをすると、こういうものでございまして、ここでは特徴的には、全くごみ袋を排出しない、使わなかったという方は、１枚40円でそれを買い上げるわけでございますから、100枚そっくり返しますと、4,000円の報奨金ということになりましょうし、そのようなユニークな施策を打ち出している。これが、一定量以下無料制という仕組みでございます。

いずれにいたしましても、実施方法、以上３点でございますが、この方法は、指定

袋あるいはシール、このようなものを併用しながら進んでいる市もございまして、ほとんどの市がそのような、大変多い部分は、やはり一定量といいましょうか、２番目に申し上げた方式ですね、累進重量制、この制度をとっているところが主でございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　ありがとうございました。

３点ほどちょっと再質問したいんですが、一つは、ごみ有料制がどの程度広がっているのかということについて、市についてお答えいただきましたけれども、町村のレベルではどうなっているのか。全自治体を込みにするとどういうことになるのかということについて、まず１点。

それから２番目は、有料制を実施した動機にかかわることですが、今御紹介いただいのは、一つは最終処分場が逼迫して延命化を図らなければいけない。だから減量が必要だと。あるいは処理施設の建設費や維持管理費に費用がかかって、財政力上たえられないというようなことが原因だというお話でしたけれども、リサイクル社会をつくるためにごみ減量が必要だと、こういう動機、目的で有料制を実施した自治体はあるんでしょうか。

３点目は、私が得た情報の限りでは、現在、有料制を実施している自治体というのは、地方都市や町村にかなり偏っているというように思いますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。その３点お答えいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　３点についてお答えいたします。

１点目の町村ということでございますが、私ども、町村の資料手元にございませんので、調査ができておりませんので、実数をお調べしておりませんので、また後ほど、必要であれば調査をしてお答えをしたいというふうに思います。

それから２点目の、動機でございますが、これはもう、最終処分場というのが逼迫した状態ではあるんですが、やはりごみの減量、分別の徹底、それらから来るリサイクル社会への形成、そういうものも含めながら、住民のコンセンサスを得ながら各自治体は実施をしているということが大前提でございます。

すみません。３点目についていま一度お願いしたい。（「現実に有料制を実施している自治体の地域的な分布というのは」と呼ぶ者あり）失礼しました。確かにおっしゃいますように、地域的には地方の中小都市が多い。自治会を経由して指定袋を配布した

り、というようなところが大変多うございますので、大都市といいましょうか、首都圏ではまだまだ実施しているところは少ない、このように掌握しているところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

私の手元にある統計では、これは全国市長会の調査以降に行われたものだと思いますが、全市町村数の35％に相当する1,134市町村が手数料の徴収を行っている。35％というのはかなり高い数字ですが、念のためにちょっとお聞きしておきたいんですが、日野市は有料無料といった場合に、どちらに分類されることになるんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　日野市の場合には、一般家庭的なものは無料でございますが、先ほど申し忘れましたけれども、全国的な広がりの中では、日野市は一定量以上有料というのがございますので、その分類に入っていますから、およそ35％の中には含まれている数字でございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　たしか日野市は、1日当たり年間を通じてならして10キロのごみを出す場合、それ以上の場合に有料制、手数料を取る。現在、多摩地域の各家庭が出すごみの量というのは、1世帯平均600グラム程度だろうと思いますから、ならして10キロというのは、家庭ごみについてはあり得ないわけですが、制度上、家庭ごみ、事業系ごみという区別がなされていない。ただ、有料のラインだけが決められているために、形式上、日野市はこの35％の有料制を実施している自治体に入ってしまうというおかしなことになっていて、ですから、これらの統計数字もよくよく精査して見なければ、正確なところはわからない。厳密な意味で家庭ごみを有料化している自治体というのは、もっと数が少ないんだろうと思いますが、これは今後、調査をしてみなければ、正確なところはわからないと思う。かなり意図的に操作された数字だというにおいが私などはするわけであります。

そこで次の問題です。有料化したことによるごみ減量効果というのはどのような状況になっているのか。これもまた幾つかの事例に即してということで結構ですので、御紹介いただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　有料化したことによりますごみ減量効果というのは、それぞれの市で成果が上がっているという報告はなされております。例えば先ほど御説明いたしました滋賀県の守山市の場合、この場合ですと、おおむね焼却ごみでは40％減量された、こんな報告もなされております。それから出雲市の場合で24％という数字でございます。伊達市の場合には、おおむね30％というような報告を私ども伺っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

そのことに関連してもう一つ伺いたいんですが、私の手元にある統計で、最も長い年月について統計がわかっているのは伊達市の例です。1989年から昨年度（1993年）まで、5年間のデータがわかっているんですが、それ以上に長期にわたってデータがわかっているようなまちがあるでしょうか。もし把握していれば、御紹介いただきたいと思うんですけれども。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　今のところ把握をしておりませんので、お答えできないという状況でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　ありがとうございます。

厚生省や環境庁のその報告書に紹介されている、あるいは北海道大学、室蘭工科大学が共同で調査をした調査報告でも、伊達市以上の長い年月にわたって有料制が実施されて、その効果がどうかというデータは出ておりません。守山市、伊達市――出雲市は本当に短い期間、まだ実施されてわずかな期間しかたっておりませんから、傾向的なデータは出ておりませんけれども、伊達市について言いますと、1989年7月に有料制を実施した。そして翌90年に、有料化前に比べて37％ごみが減量したということで、全国的に注目を浴びることになったわけですが、その後増量に転じて、90年以降の4年間で6％増量した。しかも年月がたつにつれて増量の程度が増してきているということであります。で、今現在で30％程度の減量になっているというのが先ほど紹介されたとおりでありますけれども、短期的に、ごみを有料化したその直後の時期に非常に大きな効果を上げるんだけれども、その効果は徐々に薄れてくる。長期的にいうと、これは

どうなのかわからない。だれにも確たることが言えないにもかかわらず、今現在、政府、自治体挙げて、有料化を導入すべきだと、こういうことになっているわけです。確かに短期的に見れば、有料制を実施した少なくない自治体で効果が上がっていることは事実です。

しかし、効果があるからといって、何をやってもよいということにはならないはずです。ごみ行政は自治体固有の事務として位置づけられており、行政が責任を持って遂行する事務である以上、そこには社会的公正公平の原則が貫かれていなければなりません。この視点からごみ有料化の是非を検討する必要があると考えますが、それは後に問題にするとして、ここではまず、町村や地方都市で効果を上げた有料制が、日野のようなまちでも効果を期待できるのか、この点について質問したいと思います。

私は先日、有料化したまちの実情を見たいと思って伊達市に行ってまいりました。その実情は、先ほど御紹介したとおりです。有料化を５年間でならすと、約30％ごみが減ったことになります。減ったごみはどこに行ったのですか、と現地で聞いてみました。そうしたら、減ったごみの約半分が、市民が自分で処理をしている。自宅の庭や畑で焼いたり埋めたり堆肥化をするという努力をしている。そのために半分減った。残りの半分はリサイクル運動によるものが多いだろう、という話でした。私が、残りの半分のうちには、不法投棄の分や、ほかのまちに勝手に持ち出されている分が含まれますか、と聞きましたら、そのとおりです、と答えておりましたけれども、不法投棄の量はそれほど多くはない、という判断のようでした。ともかく減ったごみの量の半分が自己処理をされているというところがこの伊達市などの例の、恐らく出雲市や守山市でも同じような状況だろうと思いますが、特徴だろうと思います。

ところが、伊達市の人口は、３万5,000人で、日野市の５分の１、面積は169平方キロで、日野市の6.3倍、非常にゆったりとした空間が広がっておる。空間的余裕のあるまちです。世帯の70％が１戸建てに住んで、庭を持っている。しかも、もともとこの伊達市に住んでいた人口と、ここ５年以上住んでいるという長期定住人口が90％に達するまちです。空間的余裕があり、かつ共同体的近隣関係が生きている。したがって、不法投棄の問題などが、相互監視というとちょっと言い方が悪いですが、そのような力が働いて、少なくて済む。それが深刻化しないで、これまでのところ有料制が比較的安定的に機能している、そういうことだろうと思います。しかし、同じようなことが日野のようなまちに期待できるでしょうか。日野とは随分違った社会条件を備えていると言わざるを得ないと思います。

そこで、その問題について4点ばかり質問をしたいと思います。

日野市で、伊達市、守山市、出雲市などいろいろなタイプの有料制があるようですが、それらの有料制を導入した場合、まず1点目は、日野のように多様な生活の形が混在しているまちで有料化について市民的合意を形成しようとする場合、かなりの困難を伴うんじゃないか。先ほどのお話でも、近隣関係がしっかりして、自治会を通じてごみ行政の協力を全市的に要請することが可能なまちと日野のようなまちとでは、およそ条件が違うと思いますが、そのあたりについてどう判断なされるか。

2点目は、有料制は果たして日野のようなまちで安定的に機能するのか。共同体的近隣関係が弱く、また地域社会に参加する度合いが極端に低い、例えばワンルームマンションのような住民が多数住んでいる日野のようなまちでは、不法投棄の問題などが多発して、有料制というのは安定的に機能し得ないのではないかという考え方もあり得ると思いますが、この点についてどう考えるか。

3点目は、減量効果です。伊達市の場合は、焼くということができるんですね。ところが、日野のような人家が立て込んだまちで、それぞれの庭で焼くことができるからといってごみを焼き始めれば、そのこと自体が公害を拡散することになってしまうということになります。一体何を焼いているかチェックできないわけですから、ひょっとすると有害物質がそれにまじってしまうかもしれないというような問題を避けることができないだろう。こういうまちでは、市民の自己努力に多くを期待できないのではないかと思いますが、この点についてどのように判断されるか、以上3点質問いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　それでは順にお答えいたします。

市民的合意の形成ということでございますが、確かにおっしゃられますように、今まで無料のものをここで有料にする。そのことになりますと、その合意を得るには、かなりの困難性があるということは、御質問の中にありましたように、そのとおりに受けとめております。

それから2点目に、安定的に機能するのかということでございますが、確かに私ども、有料化をいたしますと、それが近隣市への越境流出、あるいは不法投棄というような問題が伴ってくるという心配もございますので、この辺の難しさもあろうかと思います。

3点目、減量効果でございますけれども、これは現在、分別の徹底ということで、資源物の方へ、どこの市も資源物として出した場合には、無料でございますから、リサイクル品として資源物の方へ分別を徹底することで、この減量の効果は大きく望める

のではなかろうか、このような考えを持っております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

日野のようなまち、大都市地域のまちでは、地方都市や町村でそれなりの効果を上げている有料制というのを簡単に導入したからといって、効果は期待できない。むしろリサイクル行政を強化する。それなりの市民の協力をさらに広げる、そのことがいわば日野市のようなまちにおけるごみ減量政策の基本だということだったと思います。大変よくわかりました。

次に、先ほど言った問題ですが、有料化論というものを社会的公平公正の視点から、どのように評価すべきかということについて質問したいと思います。社会的公平公正の視点から見た場合、家庭ごみ有料化論というのは、どのような正当性を持ち得るかということについて市の見解を伺いたいと思います。

先ほど、日野市のごみ行政の歴史について簡単に触れていただきました。今日、有料化論を主張している多くの報告書や答申が、これまで家庭ごみが無料原則で処理されてきた歴史についてほとんど何の検討も加えていないということを指摘しましたが、ちょうど紹介されましたので、日野市のごみの歴史に即してちょっと質問したいんですが、1966年4月から、家庭ごみに関しては無料制に移った。その場合の、なぜ無料制になったか。それまでは有料制である。伺ったところによりますと、申し込みをした人のごみを有料で収集するというシステムが、1966年以前の日野市で実施されたということであります。これはまだまだ日野市が広い農村地域を持っていて、その一部に企業の社宅などを中心とした住宅街がある。都市化した地域のごみを処理する必要があって、一部の市民のためのサービスであるから、有料だという、そういう理屈で有料制が実施されたと思いますが、66年に無料制に移った理由は何なんでしょうか、教えていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　お答えいたします。

当時、有料制にいたしましたのが、昭和29年の4月1日というお話をいたしました。このときには、一定の地域、作業対象戸数、町時代でございまして、トータルで4,152戸ありましたですが、そのうち作業対象戸数が2,215戸、つまり約半分ということになります。それから自己処理戸数が697戸という、その他作業しない戸数が1,240戸という

このような形で、作業戸数が約半分であるというところから、申し込み制、あるいは地域を指定して、その地区は駅周辺その他につきましては収集するということで、1戸当たり20円の手数料を収集していたという経緯がございます。そして41年3月31日をもってこの有料制を無料化した。これは全国的な動向といたしまして、行政サービスの向上という問題がございました。それが一つの大きく起因することろでございまして、昭和34年でしょうか、多摩平団地が建設されましたときに、各ブロックごとにごみ焼却場があったということを御記憶の方もいらっしゃると思いますが、それが41年にすべて廃止をし、無料化に切りかえた際に撤去した、こういう方向になろうかと思います。つまり、人間が生活していく上では、もうごみは必ず排出するものであるという考え方から、それと行政のサービスの向上という二つの観点から無料化をしたと、このように考えております。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　その点についていま一度確認をさせていただきたいと思いますが、この66年という年、ちょうど60年代の後半の時期に、東京都も家庭ごみを全量無料化するという措置をとっているかと思いますが、このごみの60年代後半の時期における家庭ごみ無料化への移行というのは、その背景に何があるのか。一つは、日野市も都市化の波が押し寄せてきて、急速に人口が10年間で倍々ゲームでふえてきている時期ですが、日野市の全市域がごみ収集の対象とせざるを得ないという社会的状況が生まれてきたというふうに理解してよろしいでしょうか。

二つ目に、ごみの質が変化してきた。まだまだ農家などがあって、自己処理できるんだけれども、それぞれの家でごみを焼いてしまうと、例えばそこにプラスチックなどがまじる、有害物質がまじるというようなことが考えられる。ちょうど日本で公害問題が非常に大きな注目を集めていた時期でありますけれども、そういういわば地域環境を安全なものに維持していく上で、行政がごみを一元的に処理する必要が出てきたと。これが2点目として考えられるかどうか、その点について、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　1点目の、都の無料化でございますが、東京都を初めとしまして、都下もすべて、全国的な風潮として昭和30年代の後半から40年の初めまでの間に、全市的に一部多量の場合を除いて無料化というのは、全国的な風潮、これは

また先ほど申しましたように、行政サービスということが大きく取り上げられた時点でございます。それからごみ質の変化ということがございます。確かにこの時代、昭和43年でしょうか、公害対策基本法が制定されましたのがその時期だと思いますが、あちらこちらでごみを焼却したり、大気汚染の問題がそのころ出てきているわけでございますが、そういうようなことから、一つにはごみ焼却施設を行政で管理をしていくという方向が打ち出されてきているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　ありがとうございました。

つまり、一つは、都市化が進展することによって、すべての住民がごみ行政のサービスを必要とする社会状況が生まれてきた。もう一つは、公害を分散させないよう、危険な有害物質を無秩序に環境中に排出しないように行政が責任を持って無料で処理をする、そういう機運が盛り上がってきた、それが二つ背景にあるというふうに私、理解いたしました。このように、これまで続けられ、そして現在でも東京都日野市で続けられている家庭ごみ収集の無料制というのは、歴史的根拠を持っている、社会的根拠を持っている、正当な根拠を持っていると言えるのではないかと思います。

ごみの問題というのは、教育の分野と似ているところがあって、教育は、初等教育、中等教育は無料です。これは憲法上保障された国民の権利ですけれども、なぜ教育は無料なのか。言うまでもなく学校教育は、一人ひとりの子供が持っている学習権、人間として発達する権利を保障するために行われています。その過程で子供たちが利益を得るだけでなく、社会そのものがもっと大きな利益を得る、そういうふうにとらえることができると思います。市民が一定の知的水準を獲得していることが、社会の発展にとって不可欠の条件であることは言うまでもないことですから、個人の利益のために教育サービスが行われているだけではなくて、社会全体の利益のために教育サービスを提供される。だから無料なんだということになるんだと思います。

ごみ問題も、今、60年代半ばに次々と無料化措置がとられていったその背景と重ね合わせて考えると、個々の市民がより衛生的な環境を享受するその権利を保障されるということだけじゃなくて、例えば伝染病の蔓延を防止したり、あるいは公害の分散化を防止したり、そのために社会全体が個人の利益と並んでもっと大きな利益を得る。だから無料化なんだということだったんだろうと思います。しかもごみ行政というのは、すべての市民が必要とし、そしてサービスを受ける、そういう分野でありますから、当

然のこととして税金でその費用を賄う。こういう議論であったのではないかと思います。

そこで、次の質問に移りたいと思います。ごみを有料化する有料化するということが盛んに言われているわけですが、よくよく考えると、私たち市民は、既にさまざまな形でごみの処理、減量化の費用を負担しているのではないでしょうか。まず税金を負担しております。日野市の財政でも、一定の割合で清掃行政に税が支出されております。さらに、多くの市民が自主的なリサイクル活動に参加し、あるいは市のリサイクル事業に協力する、また個人的にごみ減量に取り組んでいる、そういう市民も少なくありません。市民は手間と暇を提供することによって、ごみ減量の費用の一部を既に負担している、そう言えるのではないでしょうか。

さらに、次の点も重要だと思います。リサイクル型の生産技術やリサイクル型の社会システムをつくるには、かなりの費用かかかります。この費用の一部、ある場合には全部が商品の価格に上乗せされるということが考えられます。そうだとすると、市民は物を買うたびに費用の一部を負担し続けることになる。その上さらに、ごみ有料化ということになれば、市民はまさに二重三重の負担を強いられることになる。これは社会的公正に反する事態と言わなければならないと考えますけれども、この点について市はどのようにお考えか、お考えを伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　ただいまの二重三重に負担ということでございますが、社会的な公平の視点から見た有料化ということになりますと、これはやはり、ごみの処理費が、現在はすべて行政で賄っているというのがございます。それを製造、流通、販売、消費者、それぞれが応分の負担をするのが原則であろう、このように思うわけでございます。

で、厚生省で、先ほど御説明した生活環境審議会の答申の中で出ましたつい最近の情報でございますが、次期国会に法案をまとめ成案としていきたいというような動きがございますが、それを見ましても、これは包装廃棄物、つまりごみ量の大半が包装廃棄物である。60％を占めているという報告がなされております。その包装廃棄物というのは、つまり瓶、あるいは缶、それから新しくトレー、あるいはペットボトル、これは総じて60％ということでございますが、これらのものを第三者機関をつくってそこで処理させよう。市町村については包装廃棄物を新たな分別をして収集をすべきだ。収集運搬は市町村の固有の事務でございますので、そこまではやる。ただ、第三者機関でそれを処理し、リサイクルに回していくんだと、こういうことでございます。

その場合に一番心配になるのが、消費者が商品に処理費を上乗せした、つまり製品転嫁といいましょうか、価格を上乗せして買う。そのことによって市民が何らかの形で負担をする、こういうことで御質問が出ているかと思いますが、そのような仕組みが出てまいりますと、今の考え方としては、包装廃棄物を資源物というような分類をすると、このような考えでございますので、それらの社会的公正ということで行くならば、私ども考えますには、その行政の基礎的なサービスの線、それをどこに置くか、そのことによって、その二重三重の負担という考え方も何と申しましょうか、クリアできるのかな。

ただいま申し上げた資源物というものになりますと、これは私ども、ごみとして扱いませんから、仮に有料化をとっても、それは有料にはならないであろう、このようなことになり、やはりこの制度を考えていくには、社会的な公正、あるいは市民間の公正、こういものを十分考慮しながらの検討課題になろうかと、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　ありがとうございました。

市民もまた、応分の負担をする、これは当然のことだろうと私も思います。しかしそれが、有料化という形で市民負担というものが持ち出されることに正当性があるのかどうか、そのことを私は問題にしているわけです。また、今部長の御紹介の中で、厚生省の報告が、企業販売責任、製造販売責任についても踏み込んでいるという話でしたが、確かに最近の一連の厚生省、環境庁の報告を読むと、そのところにかなり積極的に踏み込む姿勢が見られて、その点は高く評価したいと思います。

ただ、そのことをめぐって通産省までが合意できるのかどうかという問題が多分あるのだろうと思いますけれども、市民が新たなごみ処理、リサイクルの費用をどのように負担するのかという、そのことについてさらに質問を続けたいと思います。1993年に厚生省経済的手法の活用による廃棄物減量化研究会が策定した報告書は「ごみ処理の無料制に対して、ごみの排出抑制――ごみの減量です――再生利用、リサイクルに努力した者とそうでない者との間で負担に差がないことから、公平とは言えない」こう言って、さらに「かなりごみの減量を行う者とそうでない者を同様に扱うことは公平とは言えず、減量の努力に応じた負担を求めることが公平と考えられるため、有料制の導入は適正のものと評価できる」と、このように言っております。

私はこのような有料化論に対して、根本的な疑問を持つものです。簡単に言えば、このような有料化論は、貢献度に応じて負担の程度に差があってよいということで、より多く貢献した者は得をし、余り貢献しない者は損をして当然だと、こういう議論になっているわけです。ごみ問題のこの局面だけを切り出すと、一見、説得力のある議論のように聞こえるわけですけれども、社会全体に問題を広げて考えると、例えば、より高い税を負担し財政に貢献している者は、より多くの行政サービスを受けて当然というような主張がもしあるとすれば、そのような主張は、行財政の民主的な原則を破壊する議論だということになるでしょう。で、現在流布されているごみ有料化を正当化する議論も、同じような性格を持っており、有料化論の主張する公平というのは、行政に求められる公平公正とは無縁なものだと私は考えます。この点について、もしお考えがあればお答えをいただきたい。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　お答えいたします。

有料化の論議と申しますと、やはり先ほど申しましたように、行政の基礎的サービスの程度をどこに置くかということになろうかと思います。既に実施しております各市の状況を見ましても、単純重量制を採用しておりますのは現在、伊達市のみでございますが、一定量無料制、あるいは累進重量制、そのようなものを採用しておるのがほとんどほかの実例でございますが、つまり一定量無料制の一定量の部分が行政の基礎的なサービスであろうと、こういうふうに思います。要するに市税で負担すべきものであろう、こういうことになろう。したがいまして、その超えた部分のみ有料となるという制度がこの有料化の制度であろうというふうに考えます。

今後、有料化を検討する場合には、まず第１に、やはり公平公正、御意見の中にございましたように、これを基本としつつ、ごみの排出量を勘案して、ごみ減量化に対する市民意識を高めるという観点から、有料制の手法を検討するという、どんな手法が日野市に適しておるのか、その公平性を保てるのか、このようなことで検討していく必要があろうかと、このように考えております。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　もう時間がなくなってまいりましたので、まとめますが、家庭ごみ有料化論というのは、ごみ減量とリサイクルに貢献した者としない者を差別するだけではなくて、貢献する条件を持つ者と条件を持たない者をあわせて差別するとい

う性格を持っていると思います。また、地域社会の中に行政が競争原理を持ち込む、あるいはペナルティーの手法を持ち込むという意味でも、到底容認できません。

今日のごみ問題をめぐる状況の中で、市民もまたごみの減量とリサイクルのために協力するのは当然ですが、それはあくまでも先ほど部長もおっしゃったように、日野のようなまちには、リサイクルの行政をさらに拡大し、市民に協力を求める方向でごみを減量化して、それを図っていくことが真っ当な行き方だという話がありましたけれども、あくまで自主的な取り組みにゆだねるべきで、行政としては日野市が今やっているように、市民との間に信頼関係を一歩一歩築きながら、自主的な取り組みを援助するとともに、必要において協力を求めるのが真っ当なあり方だというふうに考えますけれども、この点について最後に市長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　いわゆる生活廃棄物の処理、処分に関する行政は、地方自治の基本的な理念ともかなりかかわる関係があるというふうに今までやってまいっております。近ごろ、ごみの将来にわたって無限大に広がりかねない情勢のコントロール手段として、いろいろな論議がされるわけであります。リサイクルという資源化、再利用の考え方でこれを実践することによって、その成果を上げることができる。100％でないにしても、相当高い割合で解決の手段になるということは、みんなに共感されていることだと思っております。その手法の中で、いわゆる有料化論、日野方式という、一定の限度は無料である、これが一番妥当であり、また将来とともに適切な料金制度ではないか、こう思っております。

かつて、経過の中にもございましたが、し尿くみ取りの無料化、し尿ぐらい公平な廃棄物は、単位世帯においてはないわけでありまして、これは税の原則によってサービスとして賄う。ごみも同じだと思います。かつて農村時代、農村的環境の時代は、むしろ都市生活が異例であった。したがって、都市生活的なサービスを受ける人には、ある程度負担をしてもらう、こういう論も成り立ったと思っておりますけれど、都市化の中で、行政がこの問題の解決をすると、有料制によって応急的な何か一時の成果を持とうというのもないわけではありませんが、長期的に見れば、成功はなし得ないだろう。やっぱり基本的に取り組んでいくことこそ大切だ。日野方式はかなり将来性が存続できる、こんなふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

将来にわたってぜひ、現在の日野のごみ収集方式、普通の生活をしていれば、有料になることはない、無料として処理されるという方式を堅持していっていただく。ただ、ごみの問題というのはかなり広域性を持った問題ですから、ここまで厚生省、環境庁、そして東京都などが、家庭ごみの有料化ということを言ってきているわけで、早晩、日野市を含むこの多摩地域にも、ごみを有料化しようという、有料制を導入しようという論議が持ち込まれてくるに違いありません。そのときにはぜひ、全市民的な討論を巻き起こすような取り組みをしていただきたい。審議会をつくる、公聴会を各地で開催する、そのような取り組みを通じて、市民的合意に基づいて事を進める、そのことを最後に強く要望して、質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって２の１、家庭ゴミ有料化論の是非を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時２分　休憩

午後１時14分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、戦後50周年――日野市にふさわしい平和事業をの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　それでは質問いたします。この問題については、９月定例会で鈴木議員が質問しており、重複するところがあるかもしれませんけれども、その後市の準備もそれなりに進んでいると思うので、質問をさせていただくことにしました。

来年1995年は、日本が敗北して第二次世界大戦が終結してから50周年目の年に当たります。日野市はこの21年間、憲法を市政に生かそうという目標を掲げ続け、平和、民主主義、人権にかかわる数々の事業を意欲的に進めるとともに、憲法記念行事などに市民の自主的な運動を支援してきた。戦後50年という節目の年に、さすが日野市だと言えるようなさらに意欲的な平和事業を、行政、市民の知恵を結集して実施すべきだろうと考えます。

経済白書が「もはや戦後は終わった」と言ったのは、1955年のことですが、実は今もなお戦争は終わっていないということを、我々日本人に突きつける事実がこの10年ほ

どの間に次々と浮上してきています。朝鮮人被爆者の問題、サハリン残留者問題、従軍慰安婦の問題などがそれで、日本が戦後補償の問題について、この50年間、全く責任を放棄してきた事実が明らかになってきております。日本もまたドイツと同じように、国家の責任において戦後補償を実施すべきだという要求が、国連の場を含め、国際社会で広がってきていますが、政府は、国家の賠償責任を何とか回避しようとしてきゅうきゅうとしています。戦後の問題は、歴史的過去の問題ではなく、まさに現代的課題です。なぜ50年たった今も戦後は終わっていないのか。その責任を明らかにすることなしに、21世紀に向けた国際社会で日本がどのような役割を果たしていくべきなのか、その道筋を定めることはできません。

日本国憲法の問題も、戦争責任、戦後責任の問題に深くかかわっています。憲法が制定された1947年当時、日本は連合国による占領管理のもとにありました。あらゆる立法行政行為が、ポツダム宣言を判断基準とする連合国の管理のもとに置かれていました。日本国憲法も例外ではありません。憲法が国民的同意に基づいて制定されただけではなく、日本が侵略戦争によって多大の被害を与えたアジア諸国を含む連合国の同意に基づいて制定されたという事実を忘れるわけにはいきません。

憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意する」と述べています。この決意は、日本国民に対して示されているだけでなく、アジア諸国民に対しても示された決意であったわけです。戦争を永久に放棄する。陸海空軍その他の戦力を保持しないという平和条項を持つ日本国憲法の制定は、それ自体、日本が戦争責任を認め、再びアジアの脅威になることはないという、日本国及び国民の決意の表明であるとともに、アジア諸国に対する約束事であったということを、今こそ思い起こすべきです。

日本国憲法制定の事情をこのようにとらえるならば、自衛隊の海外派遣に踏み切り、解釈改憲を繰り返すことによって、憲法の平和条項をなし崩しに空文化、死文化してきた、そして露骨な明文改憲の動きをはらんでいる昨今の憲法をめぐる政治状況を見過ごしにすることは決してできません。

11月３日に読売新聞が改憲試案を発表し、話題を呼んでおります。この試案は、自衛隊に憲法的地位を与え、海外派兵を容認する、天皇を元首化する、国会の地位を低下させ、総体的に内閣の地位を高めるなど、これまでつくられた各種の改憲案の内容をそのまま受け継いでいますが、とりわけ特徴的なのは、侵略戦争への反省を踏まえて盛り込まれた憲法前文の平和的精神にかかわる部分を大幅に削除していることです。私が

引用した「政府の行為よって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意する」という文も削られております。また、平和的精神を盛り込んだ憲法前文を大幅に削除しているわけですが、私が引用した部分だけではなく、人類固有の権利としての平和的生存権の部分もきれいさっぱり、ばっさりと切られているわけです。戦争責任、戦後責任の内容にほおかぶりしようとする意図が露骨に示されており、到底容認できません。

憲法改正には、国民の同意が必要であることは言うまでもありませんが、同時に、その制定の経緯から見て、アジア諸国の同意が必要条件だという認識が決定的に欠落しているわけであります。

ヨーロッパではベルリンの壁が崩壊しましたが、東アジアでは、体制間の壁が、金属が溶けるように溶融していっていると言われています。冷戦体制崩壊以降のアジア、とりわけ東アジア地域では、体制の壁を超えた経済的人的交流が拡大の一途をたどっています。東アジア地域に新しい平和の仕組みをつくり出す現実的条件が生まれています。今こそ日本は、憲法制定の創業の精神に立ち返って、アジアにおける平和を確かなものにするために貢献をすべきではないでしょうか。日本に求められているのは、軍事的貢献ではなく、平和をつくり出すための貢献だと言わなければなりません。

戦争責任、戦後責任の問題を考えるとき、教育もまた大きな責任を負っています。1982年に日本の教科書検定と教科書の内容がアジア諸国から厳しい批判を浴びたことは記憶に新しいところにです。歴代の政府は、子供たちに戦争責任、戦後責任にかかわる正しい知識を与えることを一貫して妨害し続けてきました。今なお教科書の戦争についての記述は、十分とは言えません。侵略戦争の事実について正しい知識を持つことなしに、戦争責任、戦後責任の問題について深い認識を持つことはできませんし、また、戦争責任、戦後責任をわきまえることが、国際親善、友好関係を築き上げていく上で、不可欠の前提条件であることは論をまちません。

東アジア諸国は、侵略戦争を軍事支配によってどのような被害を受けたのか、その事実を教科書でしっかりと子供たちに伝えています。南京事件、三光政策、731部隊について知らずに、中国の人々と友好関係を築くことはできません。強制連行、従軍慰安婦、姓氏改名など、植民地支配の事実を知らずに、朝鮮民族と友好関係を築けるでしょうか。マニラにおける虐殺、シンガポールにおける虐殺、日本軍による食糧調達によって200万人に上る餓死者を出したというベトナムの事実を知らずに、東アジア地域との真の友好関係を築くことはできないと思います。

学校現場では、多くの先生たちが、子供たちに正しい知識を伝えるために、日々努力を重ねています。日野市がこれまでより一層、これらの取り組みを支援するとともに、政府の教科書政策を根本的に改めさせる、そのことが今必要となっているのではないでしょうか。

そこで質問いたします。私は今の日本の政治状況が、私たちに侵略戦争の事実を伝え合うことを求めている。戦争責任と戦後責任の問題を改めて考え合うことを求めている。今の日本の政治状況が戦後という時代の意味をとらえ直すことを求めている。現代における日本国憲法の意味と役割を考えることを求めている。国際社会における日本の役割がいかにあるべきかを考えることを求めている。こう考えるものです。来年は戦後50年の節目の年ですが、節目の年だから、これまでよりも少し力を入れた平和事業を、という程度のことではならないと思います。1995年を、今申し上げた諸問題を市民と行政が真剣に考え合う１年にするとともに、憲法を市政に生かすまち日野市から、全国、全アジアにメッセージを送ることができるような平和事業を大胆に用意すべきだと考えますが、この点についてまず市長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　来年、終戦50周年を迎える。戦後の国民の平和を願う意識、これを最も象徴的に事業を組むべきではないかと、このような御提案だと伺っております。日野市では、大変幸いなことに、戦後の最も象徴的平和行政の原則として維持できる平和憲法を市民の皆さんの御理解のもとに、「憲法を市政に生かそう」というスローガンを文字どおり受け入れられて、いろんな事業を進めてきたという経過がございます。

記念というのは、しかるべきふさわしい何か発想が欲しいわけでありますが、今、事務レベル、あるいはいろんな情報の中で、どういうことをするのが一番50周年の記念事業とし、将来に対して大きな市民に対する理解と、それから御指摘の、国内国外に対するメッセージを送る手段になるかということについて、いろいろと模索をし、検討を進めておる、こういう状況でございます。私といたしましては、日本国憲法を文字どおり市政に生かすということをより的確に事業化を進めるとともに、市民の意識の一致のできる、こういう方策を探りたいと考えておりますので、ぜひいろいろな御提言をお願いしたいと思っております。

冒頭のお答えといたしては以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　ありがとうございました。

それでは少し具体的に質問をさせいただきます。まず、2点質問いたします。

1点目は、日野市では平和基金が設定されて以降、毎年1回、平和事業市民会議を開いてきておりますけれども、その過程で市民からどのような積極的な提案があったのか、すべてを紹介していただくと時間がなくなると思いますので、主なもので結構ですので、その中身を紹介していただきたい。これが1点です。

2点目は、今の市長の御答弁にもありましたけれども、既に検討作業が行政部内で始まっているということであります。来年度の平和事業実施に向けてどのような準備が進められているのか、その現状について、まずどういう組織体制で進められているのか、どのような内容が検討されているのか、これも概要で結構ですので、御紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

1点目の、毎年市民会議の中で提案されたことがどう具体化されているかでございますけれども、いろいろ取り入れていますけれど、一つ主なものには、毎年映画祭を開催するようになりました。これは61年から始めております。それから企画平和展を平成3年から、これも実施しました。それから小中学校に児童図書として平和に関する図書を毎年送るようにしましたし、平和ライブラリーとして16ミリフィルムを毎年購入しておりますけれど、平成5年から、それとともに家庭でも気軽に見られるように、ビデオも購入して貸し付けするようにいたしました。それから昭和61年から平和記念行事、広島・長崎ですけれども、市民の方の参加に対して、補助をしているところでございますけれど、市民会議の中で、沖縄も追加してほしいというようなことがございまして、これも平成元年から追加をいたしました。それから国際親善関係でございますけれども、この件につきましても、外国人の私費留学生に対して、月1万円の補助をするように平成元年からしましたし、御承知のとおり外国語表記の市勢要覧とか市民読本の英語版、また国際交流の設立、これは市民からの提案の中から市が実施していった内容のものでございます。

次に、来年度の平和事業の実施についてでございますけれど、その準備でございますけれど、平和事業は総務部の庶務課だけがやっているわけではございません。それぞれの部署でいろんな形で実施しているような現状でございますけれども、来年50周年を迎えるということに当たりまして、関係部課が9月の質問の後、また集まりまして、お

互いにこれから連携をとって、一ついろんなところでやっている、例えば市民会館とか、ふるさと博物館とか、また企画等が、個々の事業を何かの形で結びつけるような内容にしたいということで、協議をしている最中でございまして、まだこれをやるという内容については、固まっておりませんけれども、他の部局と連携をとりながら一つの流れをつくりたいという形で考えているところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

今のお答えに関連して、行政的な準備と市民の知恵をどう結びつけるのかということ、それから、これまでの平和事業、市民会議の中で、多分平和資料館をつくってほしいというような要求も市民から出ていると思いますが、そのことにも関係するような質問をあと2問したいと思います。

平和資料館にかかわることですが、資料館そのものを建設するというのは、現在の財政事情ではなかなか見通しが立たないというのが本音のところだと思いますけれども、資料館に入れる資料は、今収集しなければ間に合わない、そんな時期に来ているのではないでしょうか。市民が所有する戦争資料を、市の責任で収集し保存をする。1945年に20歳だった方は現在、もう70を超えることになります。第二次世界大戦が勃発したとに20歳だった方、日中戦争が始まったときに20歳だった方、どんどん高齢化が進んできています。亡くなられると、御本人にとっては大変思い出のある貴重な資料なんだけれども、家族にとっては単なるがらくたに見えるようなものも含まれているわけですから、散失してしまうわけです。

実は1980年代の初めに、市民団体が自主的に市民の皆さんに呼びかけて、資料提供を受けて、戦争資料展を開いたことがあります。全部で258点の戦争資料が集まりました。残念なことに、このときに資料を提供してくれた方々の中で、何人もの方が既に亡くなっておられます。恐らくその方々が持っていた戦争資料、戦場にかかわる資料、銃後の生活にかかわる資料、例えば紙の洗面器であるとか、これは罹災者に対して支給したもののようです。紙の鉄かぶとであるとか、これは女性用だということです。笑ってはいられないわけですが、そういう我々が普通これまで、経験した人は知っているけれども、広くは知られていないような、思わないような貴重な資料がまちの中にまだまだたくさん眠っていると思います。政府にだまされたという思いで、もう紙切れ同然になった戦時国債をずうっと持ち続ける方がたくさんいるんです。その戦時国債を全部集

めるだけでも、膨大な戦争の実態を知らせる力を持つ。そういうふうに私は考えるわけです。ぜひ、この市民が所有する戦争資料を市の責任で収集保存するという事業を来年、戦後50周年をきっかけとして始めることはできないだろうか。その一つのきっかけになるように、市が主催する戦争資料展を、市民の協力を得て来年の平和事業の一つの事業として実施することはできないだろうか。このことについて、まず第1点お伺いします。

2点目は、平和事業企画への市民参加の問題です。これまでも平和基金の運用をめぐって平和事業市民会議が行われてきました。しかし残念ながら、回数が1回、そして市民から見ると言いっ放し、いろいろな提案が生かされていることは十分承知しておるわけですけれども、そういうものにとどまっているのではないかと思います。これから、とりわけ来年の平和事業の企画に当たっては、市民参加をより充実して、市民の意見をさらに取り入れるとともに、企画立案に実質的に市民が参加できるような仕組みに変えていく必要があるのではないでしょうか。そのために第1に、平和事業市民会議を、これまでのように夏が近づいてからでなく、早期に、年明け早々にでも開く。第2に、1回だけではなく、複数回開催して、市が原案を提示し、市民がそれについてさまざまな意見を述べて討議をする、また市民からの提案もそこに盛り込んでいく、そのような、市民参加をより実質的なものにする工夫はできないだろうか。この点について大きく2点お伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げます。

9月の鈴木議員からのこの戦争資料の問題、またそれに伴った資料館等の問題が提案されました。そのときもお答え申し上げましたわけですけれども、今議員さんがおっしゃいましたように、確かに年々こういう資料が失われていくということが現状でございます。御提言は本当にきちんと受けとめておきたいと思いますし、日野にもさっきも申し上げましたけれど、横の連絡会議が、そういう関係の、例えばふるさと博物館というところもございまして、それも参加しているわけですけれども、そういうようなところで、そういうような話も持ち上がっているということは、ちょっと聞き及んでおりますので、これからもそういう連絡会をしていきますから、より具体的にこの辺は関係部局でお互いに検討してまいりたいと思っております。

それから、確かに市民会議は大体毎年1回、7月に開いているのが今までの恒例でございますけれども、ことしの提案の中にも、来年は50周年に当たるんだから、もう少し市民会議をふやしてほしい。それで私たちも一緒に参加してお手伝いさせてもらいた

いというような御提言もございましたので、今まで総務部の庶務課だけがそれに携わっておりましたけれど、市民会議を例年より早く開いて、そして関係の部局の職員もそこに入って、市民の皆さんと一緒に話をする。そしてその中からまとめていけるものはいきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　積極的な御答弁をどうもありがとうございました。

回数についてはいかがでしょうか。早期に開くだけではなく、複数回開くということについてもお答えいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　落としまして申しわけありません。早期ということだけではございません。早期に開くということは、何回か回を重ねなきゃいけないという含みだと御承知願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○9番（佐瀬昭二郎君）**　どうもありがとうございました。

もう時間が余りないんですが、最後に意見を申し上げて、この質問をおしまいにしたいと思います。

12月5日の朝日新聞夕刊に、ノーベル賞受賞式に出席するためにストックホルムに着いた大江健三郎氏が、空港で記者会見をしている。で、こういうふうに言っています。「我々は特にアジアの人々に対して深い罪がある。戦争に対する償いをするために、日本は世界の将来に何をなすべきか決断しなければならない。戦後の新憲法を抹殺しようという動きがあるが、絶対に守らなければならない」、こう大江氏は述べています。そしてノーベル賞受賞の記念講演の演題は「あいまいな日本の私」にする、こう言ったそうであります。

ところが12月6日、朝日新聞にトップに、「核兵器は違法」と言った国は21カ国だと。世界保健機構が国際司法裁判所に対して、核兵器の違法性について審判してくれ、とこう頼んで、裁判所が各国に対して陳述書の提出を求めた。陳述書を提出したのは35カ国で、そのうち21カ国は「核兵器は違法だ」と。アメリカ、イギリスなど核保有国は、「それは政治的選択の問題で、司法的判断にはなじまない」と。自衛隊の違憲訴訟を日本の最高裁判所が門前払いをし続けたと同じ手法でかわしているわけでありますが、この情報は、国際反核法律家協会、核戦争防止国際意思会議というのが独自に情報を集め

て取りまとめたものなんですが、その取りまとめによると、日本はどこに入っているか。「あいまいな態度」というところに入っております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、12月７日の朝日新聞の朝刊に、慰安婦問題、戦後補償のことについて、民間基金を集めてそれで対応するというのが政府の方針なわけですが、これに対して、国家補償をちゃんとすべきだという批判の声が内外から上がっております。その批判を受けて、政府も資金を拠出するということを言い出しているんですが、それでは国家賠償ということになるのかというと、五十嵐広三官房長官が６日の記者会見で、「仮に政府が費用を負担するとしても、運営準備などの経費が主体になる」と述べて、「国家補償にわたる範囲には政府資金は使わない」ということを言っております。まさにあいまいかつ無責任な態度。このようなありようを変えていくことこそが、これからの国際社会で日本が信頼され、大きな役割を果たす大前提ではないか。こんなことをぜひ、来年の平和事業の中で、たくさんの市民の皆さんと一緒に考えていきたいものだと考えております。

以上で質問をおしまいにします。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって２の２、戦後50周年――日野市にふさわしい平和事業をの質問を終わります。

一般質問３の１、「平成６年」の廃止「1994年」の使用を徹底せよの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔28番議員　登壇〕

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　引き続き、護憲市民会議から質問をさせていただきます。

９月定例会ではただいまの佐瀬議員、森田議員と私は質問を取りやめました。いくら若くて元気な森田市長でも入院し、手術を受けた直後ではこたえるだろう。大事な決算議会に少しでも期間、時間を短くし、負担を軽くしてやりたいとのささやかな配慮からでした。私が胃の手術をしたとき、55歳と若かった私ですが、50日も会社を休み、公明党の秦正一議員の温かい配慮で総務委員会の視察も秋に延ばしていただいたことを思い出してのことでもありました。

９月議会は、３人の質問時間をはるかに上回る決算委員会での記録的な長時間の質疑もありましたが、我々の心配をよそに、全く元気でさえわたった森田市長でありました。その後もますます元気な森田市長で、中国への出張も無事果たしてきたと聞いています。今回は安心して我が会派全員質問をさせていただきます。

私は約18年前になりますが、1977年３月９日、「元号より西暦使用を率先して」と題

した一般質問を行っています。今回同じ趣旨の質問であり、このことをより強力に主張したいと思っているところですが、西暦という言葉を使わずに、このようなタイトルにしたことには理由があります。

市内新町に住まれている作家の山岸一章さんは、西暦という用語は明治憲法時代からの遺物の一つで、「公暦」――公の暦と書く人がふえるよう願っています。山岸一章さんは、ことし94年5月刊行のＮＨＫ学園「文章教室作品集第41集」で、「用語「西暦」の疑問」と題した巻頭随想を書いています。抜き読みさせてもらいます。

用語「西暦」の疑問。作家山岸一章。

青い地球上で人口50億を超えた人類の世界は刻一刻と変化して、激動の時代と言われています。日本国内で生活していても、激しい時代の流れや変化とともに、多くは片仮名の新しい用語が生まれています。戦後の約50年間で死語となった用語も少なくありません。日本語の基本に変化はないのですが、用語はさまざまに変化しています。ことしは皇紀2654年ですが、皇紀も死語になっています。

間もなく21世紀を迎える90年代に、どう考えてみても不適切で、変えてほしいと考えるのは、「西暦」という用語です。私は歴史学者でないので、キリスト暦を「西暦」と訳した初出を知らないのですが、幕末か明治初期の訳なのでしょう。「西暦」の用語が一般に使われるようになったのは第二次大戦後で、敗戦までの日本では天皇年号暦だけが使われていました。国民の意識を世界各国に向けない文化行政的な「鎖国主義」が続いていたのです。そのために戦前の教育を受けた日本人は、日本の歴史を世界各国との比較で考えることができず、民主主義の歴史を知りません。

キリスト暦は英語でザ・クリスチャン・イヤーで、キリストが生まれた年を元年にしているのですが、事実は3年ずれているという研究が古代史学会の定説になっています。キリスト教の広がりでキリスト暦が使われる以前、古代ギリシャや古代ローマの歴史家たちが使っていたのはオリンピック暦です。オリンピック暦はキリスト暦より700年以上も古くて、キリスト暦元年はオリンピック暦776年です。キリスト暦で1994年のことしは、オリンピック暦で2770年になります。

中略いたしまして、元年の年度が歴史的に確実で最も古いだけでなく、戦争中止の平和のイメージがあるオリンピック暦を、私個人としては人類史の暦として理想的と考えているのですが、約2000年の歴史を経て全世界に普及しているキリスト暦を廃止し、オリンピック暦に変えることは不可能なのでしょう。人口10億以上の中国でも、キリスト暦を「公暦」と訳して普及しています。「公暦」――公の暦ですけれども、「公暦」

の訳は、「西暦」の訳よりもすぐれています。

また中略いたしまして、宗教的な生活でヒジュラ暦を使っているイスラム教の諸国でも、世界各国と関係のある貿易・経済・報道などではキリスト暦を使っています。イスラム教の諸国でも世界各国との関係では「公暦」（キリスト暦）が便利なのです。

国民主権の民主主義に逆行して、天皇制支配の力をできる限り温存したい日本政府は、2月11日を「建国記念の日」として、自民党などの多数決で決定しました。良心的な多くの歴史学者は、神武天皇は実在しない伝説で2月11日を建国の日とするのはナンセンスだ、と「紀元節」の復活に反対しました。「紀元節復活」に反対している学者を含めて、キリスト暦を「西暦」として使っているのは疑問です。

人口10億以上の中国で「公暦」が普及している事実があります。私は「世界暦」と変えることも考えたのですが、漢字で表記する国では「公暦」で統一する方がよいのだろうと考え直しました。「西暦」をやめて、「公暦」と書くことを提案します。

以上が「用語「西暦」の疑問」という山岸一章さんの随想の抜粋です。

佐瀬議員の話によると、西暦ではなく「国際暦」と呼ぶのがいいという向きもあるということですが、西暦をやめて「公暦」と書くことを提案している山岸一章さんに敬意を払って、この一般質問のタイトルだけは西暦と書かず「1994年」でそれを象徴させたということです。

まず、私の18年前の質問の主要部分を再生させていただきます。

政府は、昭和以降も元号制を存続させようとしています。明治以来続いている一世一元の元号制は、天皇こそが日本の統治者、主権者であるという考え方と密接に結びついたものであると考えます。この天皇が変わることによって年号が変わるという元号制は、国民の日常生活に、天皇の統治のもとで年月が進行するという誤った意識を植えつけているものだと思います。

したがって、このような元号制は、国民主権の原則を厳しく定めた現行憲法の精神から大きく逸脱していると言えます。今日の憲法は、天皇が主権者であるような考え方は全く認めていません。日本は、平和国家として外国との交流を広範に、活発に推進しなければならないはずですし、日本にのみ通用する元号制はこのような国際関係を無視し、時代錯誤に満ちたものだと思います。元号制の存続は、結局国際社会の中で、日本を天皇制ナショナリズムのもとで特殊化しようとする反動的な政治傾向を助長するものでしかあり得ないと思います。このような理由で、年号は昭和を限りに西暦に一本化することが私どもの主張であります。

4年前、日野市に革新市政が誕生し、森田市長は、憲法を市政に生かそう、と垂れ幕を下げ、以降これを第一のモットーとして市民本位の市政を行ってきたことを高く評価したいと思います。しかし、憲法を守る革新市政が、憲法の精神を大きく逸脱している元号制を固執しているのは妥当ではないと思います。

昭和何年が使用されているか、西暦1900何年が使われているかの現在の社会の状況を新聞の日付を例にとってみますと、毎日新聞、読売新聞は昭和52年がまずあらわされ、括弧して1977年が付されています。朝日新聞は1977年が表面に出て、括弧の中に昭和52年が付されています。社会党の機関誌「社会新報」は1977年で、昭和52年は全く書かれていません。私の所属する労働組合の機関誌も、私の勤務している会社の社内報も、西暦のみで昭和何年は全く書かれていないのが現状です。

ところが、日野市の広報を見ますと、52年3月1日、といったふうに西暦は全く見当たらないだけでなく、1ページ目のものには昭和という文字すら省かれています。日野市の西暦使用の現状を見ますと、一部を除いてほとんど使用されていないように見受けます。市政の中で最も市民に接するはずの「広報ひの」の第1面は昭和の表示すらなく、最近号の場合、52・3・1としか書いていない。これは西暦使用の方向に全く逆行し、昭和すなわち元号を、全く当たり前のものとして省略しているとしか残念ながら解釈できません。この広報は何十年も保管されると思いますが、時代をさかのぼって見る場合、ことしの広報は1952年すなわち昭和27年と間違えられることになります。こんな表現は直ちにやめていただきたい。1977年3月15日、といった表現だけでいいのですが、これが無理というなら括弧の中で昭和52年と記すればいいと思います。その他の面でもこれにならって元号をやめて西暦使用を実行していただきたい。公文書などを中心に元号が強制的に使用されている現状の背景があるので、日野市だけやる困難はあると思いますが、できるだけ努力していただきたいと思います。

市の中での西暦使用が、全くないわけではないことは知っています。一昨年7月、森田市長の発意で発刊された大変好評で議員や職員に利用されている「市政調査月報」は、発刊時より昭和50年とは書かずに1975年何月と表記されています。このような西暦使用はさらに拡大していくべきだと考えます。ここでさらに強調したいのは、元号より西暦を使用することを、他の市や自治体に先駆けて、あるいは政府に率先して行うことが、日本全体の天皇を利用するなどの反動化の意図を阻止して、元号を昭和限りとして西暦の全面使用に踏み切らせ、世界の中の平和国家日本を位置づけるためのもとになると思うのであります。

以上が、18年前の「元号・年号より西暦使用を率先して」と題した一般質問での私の主張であります。

私の質問、主張に対して森田市長は、意見には賛成ですし、これを尊重したいとして、「広報ひの」については4月1日より西暦使用を検討するとの答弁がありました。

その後、その年1977年4月15日号の「広報ひの」の日付には西暦が入るようになり、市全体の書類の中に西暦使用が若干増加したかに見えました。この私の主張に反して1978年、全国的に元号法制化の意見書提出の運動が起こり、日野市議会でも1978年6月23日、我々の反対にもかかわらず可決されました。これらの意見書を唯一の世論の根拠として1979年6月12日、元号法が成立施行されました。この法律は、約10年後に起こる事態に備えたものでした。

かくして元号は昭和限りにし、西暦一本化にすべきだという私どもの主張は否定され、1989年、元号は「昭和」から「平成」へと移っていきました。

元号法が制定され、1989年1月7日の政令「元号を改める政令」で元号は平成に改められましたが、これは強制されるものではなく、西暦を使うことも自由であり、これを西暦と言わずに公暦と言うのも国際暦というのも、だれからも束縛されることがないことは明らかであります。

18年前の私の質問に答えられた森田市長も、「昭和は私どもすっかりなれ切ってしまって、意識も感じなかったが、言われて気がつく面もございます」と言っているように、昭和は非常に長かったので、実質面での弊害は少なかったと思いますが、これが平成に変わってからの元号使用の弊害は多発していると思います。

したがって、元号を使用しないで、ことしは1994年と西暦を使用することが加速度的に多くなっていると思います。新聞を読んでもテレビを見ても、その感を強くするきょうこのごろであります。

3日前の4日日曜日の朝のテレビでは、引退を表明した鈴木都知事の4期16年の足跡が語られていました。1期目1979年から83年、2期目83年から87年と振り返られ、その中で1990年のバブル崩壊など、すべて西暦で説明されていました。

また同じ日の朝刊では、「あす公明党解党」と公明党の歩みが記されていました。これまた1964年11月結党大会から94年12月解党・分党とすべて西暦で公明党の歩みが書かれていました。

マスコミの西暦使用の変遷を見るに格好の資料が私の手元にありました。私は社会に出た1951年からずっと「読売年鑑」を購入してきています。43冊になりましたが、そ

の背表紙を見ますと、1961年までが昭和何年という表示のみ、1962年から65年までは昭和主体の元号、西暦併記、1966年から87年までは西暦が大きく記された併記、そして1988年以降は西暦のみであらわされています。

来年1995年のカレンダーをいただく時期になりました。私のもとにも既に10本近くのカレンダーが届けられています。すべて西暦使用、1995年のほかに、どのカレンダーも平成７年とは全く書いてありませんでした。

西暦であっても公暦といえども、これを用いる場合、この漢字２文字を書く必要は全くないのです。ただ1994年と書くだけでいいのであって、繰り返し使用するときやわかり切ったときは、単に94年、95年でいいし、左上にカンマをつければ間違えることはないのであります。カンマではなく正確にはアポストロフィと言うのだと森田議員が教えてくれました。こう考えれば、平成６年、元号はまさに無用の長物と言えます。

日野市内の福祉団体から数々の機関誌、会報が発行されていますが、これらもすべて西暦が使用されています。

このような元号より西暦使用へと進展する社会全般に比べて、市役所での動向はどうか。社会全般の動向にもかかわらず、市役所の書類は「ことしは平成６年」とする元号使用が圧倒的に多いようです。しかし西暦使用を貫いているものもあります。手元にある市の刊行物でその状況を調べてみました。

先ほど申し上げましたように、「広報ひの」については、私の質問で、1977年４月15日から、これまで元号表示だけだったものを、括弧で西暦をつけ加えるようになりました。昭和52年（1977年）となったところです。その後1989年１月15日号から、西暦が先で元号表示と併記されるように多少前進して今日に及んでいます。これは昭和から平成になり、西暦の方が主導的役割を果たすものだと判断したからではないでしょうか。

18年前の私の質問でも紹介した「市政調査月報」、同じ市政図書室から発刊されている「資料の広場」は全く元号は使われていません。同じ教育委員会でも「研究資料室報」「トピックス」「ミニトピックス」を出している教職員研究資料室は元号一本でやっています。そのほか、「女性センターだより」は西暦のみ、「国保年金だより」は西暦・元号併記、市民会館のホリゾントは西暦・元号併記、といろいろの状況になっています。

全く不可思議なのが「憲法講座の記録」であります。ことしの３月発行で通巻７号となっていますが、これがすべて元号表示です。表紙も背表紙も中表紙も、「刊行にあたって」という市長のあいさつの中身も結びも、そして奥付の日付もすべて平成４年度、平成６年と元号が使われ、1992年、1994年といったものは一つもありません。中身の

講演月日も平成何年です。「憲法講座の記録」の本が、憲法の精神から大きく逸脱している元号によって包囲され、凝り固められているのです。中身の憲法講座の講演内容を見ると、さすがに憲法の精神にのっとって、やたらと4けたの数字すなわち西暦年が出てきていました。

次に私の書架に配列してあります年刊（1年に1回発行）の書物について見ました。社会福祉課編集で発行されている「日野の福祉」は、1990年まで昭和と平成の元号で表示され、したがって、90年発行のものは平成2年度とあります。なぜか91年度版は第5号とのみ表示されています。平成3年度版「日野の福祉」をお届けしますとの森田市長の言葉が中に挿入されていましたが、この「日野の福祉」第5号の奥付には、1991年9月発行と西暦が書かれていました。昨日、第6号の「日野の福祉」をいただきました。3年に一度ぐらいの発行にしたので、第5号や第6号という形にしたと聞きましたが、表紙にははっきりと1994年12月刊行と書くべきだと思います。

教育委員会発行の「社会教育」の背表紙には一貫して西暦が使われ、「'73年社会教育」「'90年社会教育」と記されているのは気持ちよく見られました。

広報課編集の「機関・団体名簿」が発行され、市民が便利に利用しています。1976年1月当時の広報担当であった秘書課で初めて発行され、表紙には昭和50年10月1日現在とありました。その後毎年発行され、昭和62年度といった元号が使用されていましたが、1988年度から西暦が使用され、どのページを見ても西暦だけで、元号は一切使用されていません。

市の刊行物の最後に企画課編集の「とうけい日野」を見てみました。その年の日野市を知る上で非常にすぐれたもので、いわば「日野市年鑑」の主要部を構成し得る立派な書物として刊行されています。「とうけい日野」は1968年に創刊され、「とうけい日野1970年」あるいは「とうけい日野 '81」といったように西暦が使用されていました。ところがどうしたことか、「とうけい日野 '85」を最後に1986年から昭和61年刊行、昭和62年刊行と元号が使われ、平成6年刊行に及んでいて、私から見て大きく後退してしまいました。残念でなりませんが、その理由はお聞きしたいと思っています。

以上のようなものを含めた日野市のすべての刊行物が、来年からはすべて1995年、1996年といった表示に統一されることを強く望んでいるものです。

ちなみに毎月送られてくる「都議会リポート」も「とうきょう広報」も表紙は西暦しか使用されていません。

1993年2月5日の読売新聞に、「庁内文書の元号を廃止。兵庫・三田市」という記事

が載っていました。

兵庫県三田市は公用文書に使用している年号について、庁内文書では元号を廃止して西暦表記、対外文書は元号と西暦の併記に改め、４月１日から実施する。国際化の流れ、年数計算など事務のスピードアップが改正理由だが、庁内文書の元号廃止は全国でも例がない。対外文書の西暦併記は、既に東京都中野区、神奈川県藤沢市、島根県出雲市などで実施している。元号を担当している総理府内閣内政審議室は「庁内文書とはいえ、公的機関の元号廃止は聞いたことがない。別に法令違反ではないが、公的機関の文書は元号使用が望ましい」としている。という、こういった記事であります。

私は先月11月４日、庁内文書の元号を廃止したという三田市の実態を知ろうと議会事務局に調査依頼しました。福島議長からの調査事項の回答は次のようでした。

元号廃止・西暦表記の実施については、事務レベルでは進めようとの方向だったが、実施に至っていない。また、資料として提供できるものはありません。以上のように三田市議会事務局より回答がありました。

こういう福島議長からの調査事項についての回答でありました。

新聞によれば、４月１日から実施とあり、調査回答によれば、事務レベルでは進めようとの方向だった。それが実施に至っていないというのはなぜなのだろうか。それを考えても仕方のないことで、ここでは進めようとした事務レベルを評価したいと思います。この新聞記事によると、中野区と藤沢市と出雲市などは、対外文書が西暦併記ということですから、庁内文書の元号は廃止していないということであっても西暦併記だと考えます。日野市では中野、藤沢、出雲と同じレベルの西暦尊重は当然のこととして、三田市の進もうとしてまだ進んでいない庁内文書の元号廃止にもぜひ挑戦してほしいと思います。

去る11月３日、日野市表彰式がありました。表彰された30人の方にお祝いを申し上げたいと思います。30人の表彰が12日もたってしまった11月15日号の「広報ひの」で日野市民に紹介され、11月１日号に載せられた昨年より後退したことは残念でした。

表彰者に対して市長が表彰状を読み上げるその最後の方に、ことしもまたがっかりしました。残念でなりません。「何々として市民の生活と文化の向上に貢献されました。ここに市民を代表してあなたの功労をたたえ、これを表彰する。1994年11月３日。日野市長森田喜美男」であってほしかったところですが、「平成６年11月３日。日野市長森田喜美男」だったのです。今どき、あの森田市長が、平成６年なんて言うはずはない。何かの間違いだと思わずにはいられませんでした。

将来の飛躍やあるいは懸念を語るとき、「21世紀に向けて」といった「21世紀」という言葉がよく話されます。この２月の市議会議員選挙の際の選挙広報を見てみました。

「21世紀に向けて子供たちのためによりよい発展を目指し」「21世紀をつくる行動派」「21世紀のまちづくりは住む人にやさしいものでなくてはなりません」「21世紀に向けてよりよい環境をつくるために」「21世紀の文化あるまち」「21世紀の高齢化社会を高齢者福祉が充実したまち」などと書かれていました。

21世紀とは西暦2001年からのことであり、21世紀に照準を当てるためには、そこまであと何年と考えるにしても、当然西暦が重視されるべきであります。21世紀、21世紀と言われる人が、平成６年、平成７年と言っているのは何とも不自然に見えてなりません。

以上申し上げて質問いたします。

質問１、18年前の私の質問で、西暦使用には一定の方針を持ちたいとの答弁があったが、どんな方針を持っていたのか。それ以降1988年まで（元号が昭和のとき）の西暦の使用状況はどうだったのか。

質問２、1989年初頭、平成に変わって以降、元号使用が幾多の不便に遭遇したと思うが、その実態と西暦への変換状況はどうだったのか。

質問３、企画課編集の「とうけい日野」の表紙は1985年までは西暦が使用されていたが、翌年からは元号使用になってしまった。これはどういう理由によるものか。

質問４、既に西暦で表示されているものも幾つかあるが、市の刊行物はすべて来年度より1995年といった西暦を使用することはできないか。

質問５、中野区、藤沢市、出雲市など実施されているという公用文書の年号について西暦併記は実施しているのか。実施していないとしたら、今後実施するような考えはないのか。

質問６、兵庫県三田市が実施を計画したという公用文書に使用している年号について庁内文書での元号廃止、西暦表記は実施できないのか。

質問７、市の表彰の表彰状にあらわす日付を来年は1995年11月３日にしてほしいと考えるが、これを実施できないか。

質問８、今後の市政全般の西暦使用についていかに考えるか、どのような方針で臨むのか。

以上８問に組み立てました。市長には後でお答えいただくことにしたいと思いますので、部長からお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

ただいま一ノ瀬議員から８点ほどの御質問でございますが、答弁としては内容的に見て、一本で逐次お答えさせていただきたい思います。

本市で外部から公文書を受けておりますけれども、実態を見ますと、その表示の大部分は元号の使用であるというのが実情でございます。また、本市が送付する文書についても、慣行により元号で表示しているところでございます。元号を使用するか西暦を――公暦というんですか――使用するかについては、ほかの文書を見ても、強制すべきものでないということになっておりますので、庁内では自由に今使っておりますけれども、御指摘のありますように、ある程度統一的な運用は市の中の一本ですから、統一することも図っていく必要があるんではないかという認識は持っております。

ただいまの、西暦を使用している団体の状況、例えは中野とか藤沢等がありましたけれども、このような区とか市は、国から要式が示されたものを除き、対外文書は西暦と元号の併記で、対外文書は西暦を使用しているのは、出雲市なんかでは、一部の例外を除き、ここもやっぱり西暦と元号の併記であると。三田市は、さっき一ノ瀬議員がおっしゃいましたように、問い合わせてみましたら、部内の検討だけで実施にはまだ至っていないんです、という御回答でございました。この対応につきましては、他の先進の例を踏まえまして、市民のまた受けとめ方や、事務処理の問題等も考慮しながら前向きに検討していくべきかなと思っているところでございます。

簡単ですが、お答えにさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　確かに総務部長の言われるように、簡単でございました。私としては一生懸命考えて８問の質問に組み立てて、それをあらかじめお見せしてあったはずなので、もう少し詳しく答弁してほしかったのでありますけれども、部長ではこれぐらいしか答弁できないのかなと考えるところです。私は元号廃止を目指し、日野市が全国に先駆けてこれを実施し、他市をリードする日野市政に新しい要素を加えたいものだと思っているところであります。

ここで市長の元号廃止の前向きの、そして強力な発言をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一ノ瀬議員さんの持論であります西暦年号の一般的行政上の使用ということは、大分前の議会で御提案がありました。そしてそれに私も同感でござ

いますので、努力を申し上げるというふうに回答をしたことを記憶しております。

法制的にどうなっているかということを調べましたところ、どうでなければならないという原則的な規定はないようでありまして、併記も結構、それから別々の紀元号の記し方もあり得るということのようであります。

今日、我が国といたしましてもますます国際化が進み、そして従来の公文書形式もあるいは出版物も、横書き方式が大きく変化しつつある、こういう状況の中にありまして、私も、子供たちに歴史を明確に記憶させる意味でも、国際的に公用されておりますいわゆる西暦年号が適当だというふうに考えております。公文書という市民のいろいろな見解もおありになることでございます。多少あいまいにあずかってきた。きょうは目のうろこが落ちるような御指摘をいただいたというふうに受けとめております。

したがいまして、なるべく庁内にその意思を伝え、徹底できるような努力をしたい。これまでは指示はいたしておりますが、なかなかその機運になっていかないというううらみを持っております。そのことをお伝えをして、お答えといたします。

**○議長（福島盛之助君）**　一ノ瀬　隆君。

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　ありがとうございました。

よろしくお願いいたしまして、これで終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって３の１、「平成６年」の廃止「1994年」の使用を徹底せよの質問を終わります。

一般質問３の２、交通規制の解除への努力も怠るなの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　引き続き質問いたします。

18年前「元号より西暦を使うべきだ」と質問したときも一緒にやったあと一つの質問は交通問題でした。これも今回取り上げる市道幹線Ⅱ－48号で、実践女子大前の道路を主題としたものでした。

私は市役所に来るとき自動車を使いますが、市役所に着いたとき、どこの駐車場もいっぱいで困ることがしばしばあります。先日の議会運営委員会のときは、一つとしてあいていませんでした。一たん家に帰って車を置き、タクシーで来るしかないのかなと思ったところです。その翌日も市民会館で大企業の集会があったためか満車だったようですが、さらに不愉快だったのは、これぞチャンスとばかりミニカーの婦人警官の指導でレッカー車が来て、市役所東側道路に駐車してあった車を持っていくのを見たことでした。

このことはさておき、今回の質問は、市役所に来る手前300メートルから650メート

ルの点での不愉快なことについてであります。市民会館南端信号のある交差点から矢頭橋を渡り実践女子大の前を通り日野台高校の東側・南側、大久保団地との間を通って多摩平六丁目に至る道路を市道の幹線Ⅱ－48号と言うのだそうです。道路の幅は6メートルから12メートルだということです。

この幹線と名づけられた道路は、西方からも、市役所の方、東方からも走り抜けることができません。逆方向になっている二種の一方通行の規制があるからです。実践女子大の前の200メートルは、東方向への一方通行、その手前150メートルは、西方向への一方通行となっています。西方すなわち多摩平方面からこの道路に入ってきますと、日野台高校と大久保団地の間を進み、右手の大久保団地の先端で一方通行のため進入禁止となっているので、大久保団地に沿って鋭角に右に曲がることになります。

この一方通行、この進入禁止には、私は通るたびに腹が立ちます。何でいつまでも一方通行にしておくのだろう。もういいかげんに解除したらと思うのであります。右に曲がるのは鋭角の上にいつも駐車がいっぱいのところに入る。水道工事店があり、その仕事のため、当然駐車・発車などで事故が起こらないのが不思議なくらいです。こんな危ない道路でも対向車が来るのです。一方通行であっても、前からの車はほとんど来ないで、右側のみやってくる。一方通行を解除すれば即刻この危険な状態から脱却できるなと考えざるを得ないのです。

市役所に車を進めると、さらに二つの危ない交差点を通らなければならない。このところは空き地があって建設工事が連続し、そのための工事車両が危険の度合いを強めています。

迂回してこの幹線に戻るとそこに信号がある。赤信号で待っていても、左右の青信号によって出てくる車は1台もない。ただ無意味に待たされるだけの赤信号。それもそのはず、右左、車が出てこられないような一方通行になっているからです。一方通行を解除しないのなら、信号は要らないのです。強いて言うなら、横断歩道のボタンスイッチの歩行者保護の信号だけでいいはずです。それよりも何よりも一方通行の解除によって、何の支障もなく交通事故に遭いそうな危険な道路も、交差点を通らずに済み、信号も有効に利用できると思います。

市役所から実践女子大学に行くには、矢頭橋を渡れば、正門まで60メートルで行けるのだが、自動車だと大学の敷地を一回りしなければならない。二つの信号で待たされる可能性を別にして750メートルです。実践女子大学前の道路は幅員が8メートル、しかも両側に立派な歩道がついている。それで一方通行なのです。

私がこの道路のことで最初に質問した18年前とは比較にならないように交通量は激減しています。その上に一方通行で半減し、連続した逆の一方通行は交通量の激減に拍車をかけています。

ほとんど車の通らない歩道つきの８メートル道路がある地域住民は、それで満足であり、間違いなく交通量がふえる一方通行解除をみずから進んで警察に進言することなどあるはずがないと思います。建設部管理課を通して、警察にこの地域の一方通行解除を要請すれば、地域住民の意向によって一方通行にしたのだから、その住民がよしと言わなければ解除はできないといって何をしようともしないのであります。

私は何度もこの点を申し入れ、一般質問でも取り上げたこともあります。私だけではなかったと思います。最近、新聞紙上に、「あるいは新21区の衆議院議員候補か」と紹介された古賀俊昭元議員も、予算委員会で発言しています。その都度警察は同じ答えを繰り返しているようです。住民の意向といっても、黙っていて出てくるわけはないのです。積極的に住民に当たって、状況の変化の理解を求め、時には説得すべきだと思います。これをやらないのは警察の怠慢だと思います。

私は１年前、93年12月の一般質問で、警察も含めた都政の怠慢を許すなという発言をしました。

市道幹線Ⅱ－48号は、一方通行なんか考えない両面通行の道路として構築された多摩平から市役所への貴重な市道のはずです。一方通行によって、この市道の効果は半減しているとも見られると思います。それだけ市民の利便に供していないと見るべきだと思います。市としても警察の怠慢を許さず、警察への強い要請を行い、事態の打開ができなければ、市が住民の意向を確かめ、さらに説得、理解を求める努力を行うべきであると私は考えます。

18年前の交通問題に関する私の質問の一つは、この実践女子大前の道路の交通危機を住民の声を受けて発言したものでした。当時、神明台地に向かうことのできる中央線の架橋は、1968年開通した矢頭橋だけでした。国道20号線・甲州街道の日野駅前後が渋滞していて、これを回避するため迂回する車が多くこの場所に殺到しました。加えて改築中の新庁舎などへの工事の車も多く進入したのでした。工事用の車は大きい車で、当時は今と違って軟弱な道路だったこともあって、この地域の住宅に被害を与えたのでした。このような交通公害の対策として数多くの信号が設置され、一方通行の規制も敷かれたのだと思います。

一方通行は現在まで温存されいてわかるように、迂回する車が簡単に通れないように、

逆方向の一方通行を織りまぜています。もともと一方通行は、狭隘な道路を通りやすくする施策だと思っていますが、ここの一方通行は、明らかに車を通りにくくしている。それによって国道20号線の迂回をあきらめさせようとしたのでしょうか。この一方通行が今でも残っているのが大きな問題なのであります。

私はこの質問（18年前の質問）で、多摩平陸橋の早期実現に向けての発言を行っています。当時の１・３・２号路線、現在は３．３．４号線と呼ばれていますが、この道路を神明台地とつなげることが、実践女子大近くの交通公害を解決するための緊急の課題だったのです。そのための中央線の架橋が、今多摩平陸橋と呼ばれているものですが、日野跨線橋とも呼ばれているようです。

実践女子大付近の大坂上三、四丁目地域の交通公害の解消の有力な施策として、その後、1979年、矢頭橋の日野駅寄りに神明橋が架橋されました。そして1982年、多摩平陸橋ができ上がり、神明台地への通路が３本の橋となってかの交通危機、交通公害解消は大きく前進しました。交通公害対策としてとられた施策は、今や必要でなくなったと考えるべきです。

しかしながら、いまだに数多い信号がある上での一方通行規制があります。直ちに一方通行規制だけは解除していただきたい。これが私の主張であります。

以上申し上げ、具体的に質問いたします。

質問１、日野市交通史（日野市の交通に関する歴史）をひもといて、大坂上三、四丁目の交通危機の状況、そのときの住民からの声、その講じた打開策について記録されていることろを披露していただければ幸いであります。

質問２、その後、これらの交通危機が多摩平陸橋の開通によって解消された実態をどう把握しているか。

質問３、一方通行の解消による本来の市道への機能回復の要請をどうとらえてきているのか。

質問４、幅員８メートル、両側に歩道がある市道で、一方通行というのはほかにあるか。

質問５、「規制解除」を警察への問い合わせだけでなく、地元の住民の意向次第だというならば、その意向を確かめ、さらに説得、理解を求める努力を市ではできないのか。

質問６、他の場所でこのようなケースすなわち交通危機打開のため規制を行ったが、抜本的解決の道が開けてもなお規制がそのままになっているケースがないのか。あった

らそれを示していただきたい。

以上6点、よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

あらかじめおことわりしておきますけれども、ただいま質問の中で、日野市交通史というお話がございましたけれども、日野市交通史という学問的な記録が当方にございませんので、あくまでも経過という形でもってお答えしたいと思います。それで、特に、なぜ申しましたかと申しますと、過去の数字でもって申し上げる部分が特に記録にございません。そんなことで、よろしく御理解していただきたいと思います。

最初の御質問ですけれども、経過は今一ノ瀬議員さんがおおむね質問の中で申し上げたとおりなんですが、簡単に申し上げますと、大坂上三、四丁目、いわゆる実践女子大学周辺の地区は、昭和41年に事業認可をされました神明上土地区画整理事業によって基盤整備が進められたわけでございます。昭和43年に区画整理事業によって、先ほどお話のありましたＪＲ中央線を東西に連絡する矢頭橋が完成しております。それからその矢頭橋の完成によって当地域の通過車両が増加した、こういう経過がございます。また当地区は、通学路として児童の安全を確保すること、そういうことから打開策としまして、周辺住民を中心にした交通規制の働きかけがあった、こういうふうに認識しているところでございます。以上が経過でございます。

それから第2問目でございますけれども、これが具体的に数字で示されないんですけれども、御指摘のとおり昭和57年に日野3・3・4号線、多摩平陸橋の開通によりまして交通の形態が変わったわけで、当地区を通過しておりました車両が、当時と比較いたしますと大幅に減少している、これは事実でございます。

それから3番目の御質問でございますけれども、この交通規制につきましては、これは当初、沿線の居住者の総意でもって交通管理者の方へ話が行き、道路交通法の4条によって指定がなされた、こういう経過がございます。したがいまして、解消につきましては、やはりある程度の地域住民、それからあそこは通学路になっておりますので、通学路にかかわる第七小学校の関係、それから大坂上中学の関係、また実践女子大学の関係、そういったこととの調整も必要ではないか、こんなふうに考えております。したがって、そういうことも含めて検討していきたい、こう思っております。

次に、幅員8メーターの道路で交通規制があるかという御質問ですけれども、これはございません。

それから５番目でございますが、交通規制の解除の問題です。これにつきましては、一応居住者全員というふうな形の中で当初、交通規制がなされた経過がございます。そんなことで、市といたしまして、交通形態が変わったことを踏まえて、地元あるいは関係者、こういった方によく意見を聞きまして、積極的に努力してみたいと思っております。

それから６番目でございますが、他の地区で同様なケースはあるかないかということでございますが、同様なケースはございません。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　一ノ瀬　隆君。

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　私はこの質問で重要なことは、警察ないしは建設部管理課が、「地域住民が何も言ってこないから、あるいは一方通行を解除してくれと言ってこないから」と済ましていることに問題があると思っております。実際を全市民の立場から見て考えるべきだということを言いたいのであります。

今、部長からお答えいただきましたけれども、市長からの発言がありましたら、お聞きしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　大坂上三、四丁目地域、実践女子大の周辺の交通路のことで、特に今、多摩平陸橋ができて、すっかり一方通行に規制された当時と事情が違うわけであります。なぜああいう規制が解除できないのか不思議に思うくらいに感じております。

警察の立場ということを余り憶測してはいけないかもしれませんが、ある方針を持って交通規制等による安全指導をした。その状況を変更したために、何か事故が起きたというと、これは確かに、その検討の責任を問われるということになるわけでありますから、そういう意識が多少動いているんではなかろうかという感じがいたします。

いわゆる甲州街道の陸橋の撤去ということを、これも当局にお願いをしているはずであります。つまり、設置した当時とは現在のこの安全対策状況、また交通の系統等が大きく変わって、もう不要になった。一見素人目には不要になったと言っていい状況に対して、なかなか不要という認識が当たっていない、そういうふうに我々も多少省みる点もあるわけであります。

交通信号の場合もそうであります。信号機を設置してほしいという運動のもとに、かなり当局は苦心をして設置をした。より重要な信号機の設置が必要な場所が出てきた。

不必要ということじゃないかもしれませんが、それらをしないで、ある程度の操作がされていいじゃないかというふうに思うわけでありますけれど、なかなかそのとおりにいかない。もう一遍、そういったこともあわせ考えまして、当局にお願いをしてみたい、このように考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　一ノ瀬　隆君。

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。ちょうど1時間になりましたので、これで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって3の2、交通規制の解除への努力も怠るなの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時43分　休憩

午後3時18分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、日野市民にも権利あり――米軍横田基地の爆音被害損害賠償の通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

**○29番（竹ノ上武俊君）**　あらかじめ議長に通告をいたしておきました質問をさせていただきたい思います。

米軍横田基地の周辺住民599人が国を相手取り、午後9時から翌午前7時までの飛行差しとめと、過去・将来分の損害賠償を求めた第3次横田基地騒音公害訴訟の控訴審判決が去る3月の30日、出されたのでございます。提訴以来11年半ぶりに東京高裁から判決が出た、そういう経過でございました。

そのときの裁判におきまして裁判長は、騒音被害については、受忍限度を超える違法な侵害行為だ、ということを言い渡しまして、過去分の損害賠償として596人に対し、月額3,000円から1万7,000円、総額5億2,000万円を支払うよう国に命じました。

この判決の中身では、2月の嘉手納基地訴訟で賠償の対象が、うるささ指数W80以上というものであったものをW75以上と、住民の訴えに基づいた是正をしたわけでござ

います。もちろん、飛行差しとめについては、国の支配の及ばない米軍の行為として棄却されましたし、将来分の損害賠償請求についても却下されたという問題点はございましたが、今までの裁判の中では、大きな前進があったというふうに言うことも言えると思います。

今度の裁判結果について重要な点が３点ほどあると思います。一つは、国防や米軍基地だからといって、他の行政より公共性が優越しているとは言えない、ということを示した点が一つでございます。２番目は、明確に横田基地の米軍機の飛行状態は、住民に被害を与える違法なものでる。３番目は、国は被害住民に損害賠償金を支払う義務がある。こういう点が意義のある判決であったと思います。

しかも判決の当日、裁判長は異例の所見というものを述べました。今後とも双方が話し合いの努力を行うことを求め、騒音被害という違法状態の解決を強く国に迫る。そういう立場から日本政府に対しても、米軍の使用のために提供したからといって、他人ごとであるといって放置してよいというものではない。２月のときに、国が裁判所の和解案を拒否した後であるにもかかわらず、判決に当たって再度話し合いの努力を求めました。そういう点も前進した面であるというふうに思います。

なおまた、この判決の後を受けまして、日米合同委員会での合意事項が30年ぶりに改定をされまして、午後10時から午前６時までの間、横田基地における米軍機の飛行及び地上における活動は緊急の場合にのみ制限する。初めて夜間・早朝の飛行制限に踏み込ませることができたわけでございます。

また、先ほど申し上げました和解勧告については、国の不誠実な態度で成立をしておりません。しかし、これらに関する運動団体やマスコミ・世論の動きが、この判決によって訴訟した原告団に対する支持という立場の記事などが多かったことからも、今後の運動に大きな影響を与えるものとなったと思います。

認められた損害賠償の月額は、１世帯当たりで14年間で約250万円でございます。その中身は、W75からW80未満は月額3,000円、W95以上は月額１万7,000円、こういうような賠償月額の内容になっております。

現在の米軍機の飛行状況はどうか。1974年東京都測定のときは、年間9,917回でございました。ところが1993年、これは昭島市の測定では１万7,000回にふえてきているわけでございます。福生市の調査によりますと、93年３月から94年４月まで、２万894回、こういう状況になってきております。また大和市の調査によりますと、３万7,242回、規定を超える騒音があったということに調査記録がなっております。

私が住んでおります百草団地上空も、非常に爆音が激しくなってまいりました。以前は程久保を通りまして旭が丘から横田基地というコースがほとんどでございました。あと自衛隊のヘリコプター、こういう状況でございましたが、最近は朝昼夜となく、天候にかかわりなく百草団地上空等も、F14あるいはＦＡ18と思われるような戦闘機あるいは戦闘攻撃機、こういうものがけたたましく我が物顔に通っているわけでございます。子供さんたちを育てているお母さんたちも非常に不安がっておりますし、子供たちも時にはおびえたりする状況も出ております。また、特に天候が曇ってまいりますと、すぐ横田基地から訓練で飛び立ちまして、これも物すごい騒音でございます。百草団地のあの鉄筋の住宅の中でも、対話がお互いが聞こえなくなる。そのぐらの騒音が今も起こっております。けさ方もそういう騒音を私、聞いてまいりました。

こういう状況の中で、この第３次訴訟団の人たちが、新たな運動を呼びかけることになってきたわけでございます。今までは先ほど申し上げましたとおり、５市１町でございました。今度、爆音被害が広がって、市町村を加えようということで、９市１町、日野や埼玉県の入間、飯能、こういうところにも呼びかけてマンモス裁判をやろうではないかという運動が起こってきているわけでございます。この運動は、１万人の訴訟団を結成する。弁護士も従来180名程度でございましたが、200名ぐらいに膨らませて、本格的に裁判闘争をやっていこうというものでございます。

新しい訴訟団の目的は、横田基地の米軍機による爆音被害をなくし、平穏で平和な生活を実現することを目指して、政党、思想、信条、職業、地域の違いを超えてすべての被害住民に参加を呼びかける。新しい訴訟団は、東京都、埼玉県、横田基地周辺自治体、地域の自治会、町会などと協力して、横田基地司令官、外務省、防衛施設庁、防衛庁、アメリカ政府などと直接交渉を行う。もちろん、夜間飛行の差しとめを実現し、最終的には横田基地の撤去を願っていらっしゃるというふうに思います。静かな夜を取り戻す、このことで新しい運動が起こり、来年には正式に訴訟に踏み切る、こういう段階になってきているというふうに承っております。新聞報道でも今申し上げましたことが取り上げられました。

ただ、元訴訟団長の福本さんという方が、ある意味では個人的にこの訴訟団の見解とは新たなというか、独自の立場で訴訟団を結成して100名あるいは200名で裁判を提訴する、こういう運動も起こっておりますけれども、これはこの訴訟団全体の方針というものではございませんので、私が取り上げているのは、訴訟団が全体の会合で決議して決めた方針に基づくこのマンモス裁判、このことに関連して若干の質問をするものでご

ざいます。

質問の第１点でございます。日野市の米軍機による爆音、騒音の状況は、現状いかがであるかということをお教えください。その際、うるささ指数W75という数字であらわされますそういう騒音が覆いかぶさっている日野市内の町名といいますか、災いを受けている世帯数、こういうものがわかれば、あわせて教えていただきたいと思います。また、こういう騒音に対する苦情というものは、ことし１年間当たりで市役所にも来ているものかどうか、その辺がわかればお教えいただきたいと思います。

第２点でございます。これは以前にもお願いしたことがあるわけでございますけれども、今、日野市内の測定地域が限られております。百草団地にもよき測定をする場所などがございますので、そういう場所を選んでいただきまして、ひとつ今後日野市として測定をするという場所に１カ所加えていただけないか。そういうことによってアメリカ軍の飛行路線の変更なども明確にわかってくるものと思いますので、第２問といたします。

第３問は、今回の高裁判決について市の担当部長さんなりの感想、あるいは今後、爆音公害について自治体として何か考えている取り組みがあれば、それについてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答えしたいと思います。

お尋ねの日野市の状況でございますけれども、騒音とか日野市は現在、住宅防音工事の指定区域、例えば75から80Wの地域の戸数が5,203戸、また80から85Wの地域が2,597、合計いたしまして7,800が該当すると言われております。地域としては旭が丘、それから西平山、それから東平山、多摩平、日野台の一部が含まれているところでございます。

現在、日野市公害防災の方で窓口で応対しておりますが、平成５年度末までにこの住宅防音工事は、75から80Wの地域が3,819、推定として73％、それから80から85Wの地域が2,013戸、約77％が防音工事が済んでいるという状況でございます。

また、爆音の状況ですけれども、資料等があるわけですけれども、資料等を見ますと、最近の３年間を見ますと、平成５年度は飛来回数とも、またそのWも高いことがございました。一番平成５年度が多うございました。それに比べまして、平成６年、現時点では、平成４年度と大体同じような数値を示しているところでございます。もし

具体的に議員さんに資料として提出できるようでしたら、見ていただくために、具体的な数字出ておりますので、後ほどでも配付させていただいて、ごらんになっていただけると一番よくわかりやすいと思います。

それから、確かに今旭が丘に、地区センターの屋上に、常時航空機騒音の測定を行っているわけです。いろんなデータも、この測定のデータをもとにしております。議員さんがおっしゃるように、確かに百草地域は艦載機ですか、それからもう一つは、自衛隊のヘリコプターですか、これがうるさいということで、そういうような苦情を電話等で、そう数はないんですけれども、若干受けていると担当から聞き及んでございます。その電話の主なものは、今申し上げました、自衛隊のヘリコプターの音がうるさいという苦情が多いようでございます。

それから、前にも何回か御指摘を受けているわけですけれど、私自身も、多摩川を挟んだすぐ近くに住居を構えておりますし、夜なんか飛行場の基地からの音も聞こえますし、確かに大きな飛行機が朝なんかとか夕方犬を散歩させていると、大きな騒音が聞こえるわけですから、確かにいろいろ問題ございますけれど、私個人としては、基地がなければどんなに静かで、過ごしやすい地域かなと思っている感想は持っております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君。

**○29番（竹ノ上武俊君）**　ありがとうございました。

ことしの判決の基準からいきますと、損害賠償を請求できる世帯が日野市でも7,800世帯に及ぶということが言えるわけでございます。私はそのことを感じまして、今度の裁判には、いろんな形で日野市民も参加していくべきではないか。もちろん、防音工事の補助金をもらってクーラーを取りつけるとか、あるいは損害賠償金をもらってそれで事足りるというものではありません。この運動の目的は、平和を求め、そして日本からの米軍基地の撤去、そういうことをなくするということが最大の国民に横たわっている願いであるのはもちろんであるというふうに思うわけでございます。

しかし、これほどの世帯が今までの裁判には参加しないで、いわば我慢をしてきたという過去の日野市民の歴史があるわけでございます。この米軍機の訓練は最近激しくなりまして、爆音公害だけではございません。日本全国を高度の制限も無視いたしまして150メートルぐらいの高さで低空飛行の訓練を私たち国民の上で行いましたり、あるいは百草団地の上などで宙返りまではしませんけれども、路線変更で急激な爆音をとどろかすようなまさに実戦に近い演習などを住宅地上空で繰り返す、こういうことが行われ

ておりまして、墜落、事故などの危険も非常に大きくなってきているわけでございます。そういう点からこのことに自治体としても、また日野市民としても、大きな関心をさらに深めていくことが必要ではないかというふうに思います。

米軍の基地の問題については、今までるる私も取り上げてまいりました。また先般、日本共産党市議団がこの問題で一般質問も行っております。共同使用基地、自衛隊とのそういう基地も入れますと、在日米軍基地は150カ所もあるわけでございます。世界の中でこれほど米軍基地が行われている。しかも突出した出撃基地となっている。米軍の中でも最も侵略的な戦力を前方展開をして、実戦さながらに時々は動く。こういう状況にまで進んでまいっております。もちろん、首都東京に横田基地がある。首都に米軍基地を置いているところなど、世界の国にはほかにはございません。

先ほど防衛施設庁長官が沖縄県民に対して、基地と共生、共存を考えてほしいという発言をいたしました。沖縄では県議会や、沖縄の市長会が県民とともに、県民感情を侮辱するものだということで厳しい抗議決議をしたわけでございます。

こういう今状況にありまして、この11月には、私、先ほどの議会でも取り上げましたが、キーンエッジ95という陸海空兵４軍の日米統合演習というものがございました。これにも横田基地が関係をいたしまして、こういう演習が行われますと、日野市内の爆音も飛行回数もふえるわけでございます。この統合演習の実働演習という部門では、11月14日から17日までに、日米合わせて約２万3,400人の兵員が参加したということです。航空機も145機、艦艇も20隻、これは去年の２倍の演習量である。今回の演習では自衛隊のヘリが米兵を乗せてヘリボーン作戦をやる。また、自衛隊の戦闘装甲車に米軍が混乗して戦闘訓練を行う。また、村山内閣で事務次官通達、超法規的ということで、本来は物品管理令というのに違反するそうですけれども、自衛隊側から米軍に対して燃料の補給を可能にする。こういうような訓練が行われました。

私は、こういう安保堅持、自衛隊容認の村山内閣に、この場からも厳しく抗議をいたしておきたいと思います。そういう状況の中でございますので、今後どのようにしていくかということで再質問をいたしたいと思います。

一つは、測定器をふやしてほしいということについてどうかということを部長にお願いします。

最後に市長に、今後のこのマンモス訴訟などを前にいたしました状況の中で、自治体としても何かこれに参加していく、力添いをする、そういうことが必要ではないかというふうに私は感じております。法律上の問題がありますから、そういうことの研究も含

めて対策をとっていただきたいと思いますが、市長の判決に対する所感でも結構ですし、今後に対するお気持ちでもあれば述べていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げます。

先ほど落としました。測定器は、日野市から見ますと西の方に１機あるわけですから、百草の方になりますと、ちょうど東側になります。測定するにはいい場所になるわけで、ただ、今、どのぐらい予算がかかるのかと、ちょっと問い合わせをいたしましたら、工事代を含めて約500万ぐらいかかるだろうという内容でございます。部内でこの点について検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　横田基地第１次騒音公害訴訟、これがことしの３月30日という時点で活気的な勝訴を内容とする判決があったということを承知しております。そしてその後、昭島市長、私もまた招待をされた中で、この公害訴訟に対する反省会といいましょうか、そういう会合に出席をし、所見を申し上げた経過があります。

いろいろないわゆる日米安保という前提が伴うわけではありますが、いろいろな騒音被害を受ける基地あるいは航空路の下で生活をする立場の方々が、耐えがたい生活権の侵害ということで訴訟をされ、長い期間を経て第１次訴訟に対しての判決があったということでありました。その判決をまた国は不服とし提訴したというふうに聞いてはおるわけでありますけれど、見事な訴訟の闘争であり、かつまたそれにこたえた、意味のある判決だったというふうに国民には理解されたと思います。

日野市も確かに、長い期間、今「戦後半世紀」という言い方があるわけであります。横田基地の姿がそのまま残って、朝鮮戦争の期間中、あるいはベトナム戦争の関連の中で、戦場に向かう航空路の下にあったということはもう、疑いのない歴史的な市民感情であります。これに対しまして大きく自信を持ち得たということにも、その訴訟の結果はなるものだと思っておりますし、これからもまた市民生活の立場から公害問題に対するいろいろな運動に対して、積極的に市民に御紹介をし、また参加があってもよろしい、こんなふうに思っております。自治体としての対応は、なかなか困難ではございますけれど、ぜひ日本国憲法の理念のもと、またいまだに日本列島の中、特に首都圏に横田基地があるということは、国際的にも不名誉であり、多くの課題をまだ残しておるというふうに言わざるを得ないと思っております。そういう観点から、御指摘のような意識をしっかりと持って対応する課題だと、このように考えております。

○議長（福島盛之助君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ありがとうございました。

横田基地訴訟は、1964年第１次訴訟、そして第３次の今日に至ったわけでございます。日米安保条約がございますので、当然判決には制約があり、司法の限界が指摘されるわけでございます。最終的には日米安保条約を廃棄していくことが、真に国民の立場に立った判決をかち取る道にもつながっていくものと思われます。今回の訴訟では、アメリカ政府を相手取っての裁判も研究をするということでございますので、国際的に裁判が発展して、また私たちの運動次第によっては、見事な判決をかち取れる明るい展望もあるわけでございます。

特に横田基地には核兵器が常備され、運搬、荷物の交換という形で危険な作業も行われているというのは公然の秘密になっております。横田基地が在日米軍司令部の最先端として朝鮮をにらんだ米軍のアジア戦略の拠点でもあるわけでございます。これから核のない平和な東京、爆音のない静かなまちというものを目指して、ともに日野市も頑張っていただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって４の１、日野市民にも権利あり――米軍横田基地の爆音被害損害賠償の質問を終わります。

一般質問４の２、市民の食卓があぶない――ガット合意協定と食品行政を問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　　それでは次に移ります。

実は、昨年の12月７日は火曜日でございました。12月定例会の２日目でございまして、やはり私は同じ４番ということで質問をさせていただきました。それからちょうど１年間、本当にこの国会の日本共産党を除く与野党の政治状況というものは、目を覆うばかりの惨たんたる状況で、国民として許せないというふうに思います。

村山内閣の連立与党であります自民・社会・さきがけ、そして旧連立与党が、米の輸入自由化を盛り込むガット（関税貿易の一般協定）、ウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉）のこの合意協定、そしてその関連法案をあしたにも参議院をしゃにむに通過させようとしております。これを取り巻く国民の人たちが今、国会には泊り込みで審議の成り行きを見守っておりますし、多くの国民がその可決に抗議して、また不安を持ちながら、見守っているという状況にあると思います。

きのうきょうあしたの状況に対して、日本共産党は国会の場では、まだ問題は山積している。本会議採決の日程を決めるべきではない。こういうことで、まだ国民に知ら

れていない資料を10項目要求をいたしました。すべて申し上げますと長くなりますので、きょうはこの一般質問に関連のあるコーデックス委員会の食品規格前文の和文、こういう資料請求もしておりますが、こういうことなどに関連をいたしまして、地方自治体として関与、考慮すべき問題を質問をさせていただきたいと思います。

今度のこのガット合意協定関連法案の批准可決に対しては、公聴会がございました。衆議院、参議院、ＷＴＯ特別委員会の公聴人に出た政府与党の代表の方も、今この合意協定を進めることは非常に不満である、このことを明確に述べられたわけでございます。

もともとこの米を中心とする今度のガットの合意事項、これはすべての政党が、国会での批准はしない、こういう立場を公約していたわけでございます。

日野市議会では、下水道100％の進捗状況が悪いということで、公約違反だということで、大きな声を上げたり、テーブルをたたく議員さんもいらっしゃいます。日野市の場合には、公約と言う点で私、発言するんですが、その方向に向かって努力をしている。努力不足という点を、議会が大いに批判をして、論戦を張るというのは、大変必要なことだというふうに思います。しかし、本来の公約違反というのは、下水道工事をストップしたり、下水道をぶっ壊したりするのが、全くの白を黒とする公約違反ではないでしょうか。

例えば北京にいろんな事情があって、海淀区に行く。若干内容の変更などがありました。しかしこれが、北京に行くと言っておきながら、議会の承認も得ないでニューヨークに行ったというようなことになれば、大きな声で私は、批判すべき公約違反だと思います。（「子供でもわかるよ、そんなものは。北京とニューヨークじゃ」と呼ぶ者あり）私はそういう点で、本当の公約違反というのは何かということを声を大にして言いたいわけです。

今度の米の問題です。自民党は、国民の主食である水田稲作は、地域社会の維持や国土、環境の保全など重要な機能を有している。ウルグアイ・ラウンドでは、国内産で自給するとの基本方針を堅持、対応する、こう言ったんですね。社会党も、間もなく解散するかもしれませんけれども、市場開放は地域農業、地域経済、国土保全に重大な影響を及ぼし、さらなる食糧自給率低下につながるおそれがある。米の市場開放並びに農産物も、例外なき関税化に反対する。新党さきがけ、新生党、そして公明新党と公明に分かれたんでしょうか、旧公明党も、米などの例外なき関税化は反対。ガット交渉の最終合意案は、輸出補助金は残したまま、国境措置を例外なき関税化としてお

り、公正な貿易ルールの確立という観点からも修正が必要。こういうふうに、日本新党は若干違いましたが、すべての党が公約をしていたわけでございます。

ところが皆さん、いざ与党になれば、すべて180度変える。これでは国民が怒るのは当然です。今の農水大臣のごときは、細川内閣がガット合意協定に合意したことし１月、問責決議案を提出して、国益を大きく損なったことは我が国農政史上、かつて例を見ない大失態をやったものでございます。ところが、率先して今度はガット合意協定の担当大臣として、その内容に迎合する発言をきのうも国会でやっておられました。こういうことになりますと、国民は何を信じて投票していいのかわからなくなる。民主政治を根本から覆す、こういうことこそ、公約違反政治と言わなければいけないと思うわけでございます。

私は、本日は米というよりも、食品の問題にテーマを絞りまして質問をさせていただきたいと思います。米の問題は、大変でございます。ガット合意協定を受け入れますと、日本の農業は大打撃。自給率がカロリーで46％、穀物は29％と、異常に低下していくことになります。世界的な食糧不足が警告される中で、日本国民にとっては死活的な問題であります。米以外の農産物もそういう方向です。今、食糧の自給率は、フランスは143％に上ってきている。アメリカも頑張って113％、旧西ドイツは94％、イギリスは73％という自国の国民の体質に合った食生活、こういう食糧自給というもので頑張っているわけでございますが、アメリカの圧力に日本の政府は簡単に屈服をしてしまうというのが、今国会で審議されている合意協定の内容である。私も一国民として、絶対にそういう方向は許せない、こういうふうに声を大にしたいと思います。

今度のこのガット、ウルグアイ・ラウンド、この合意を盛り込んで、新しく国会で承認をされるもの、これはＷＴＯ（世界貿易機関）を設立するマラケシュ協定、ウ・ラウンド合意協定というふうにも呼ばれております。今国会で承認、批准手続をしようとしているわけでございます。ところが、この中にＷＴＯを設立するための協定本文と、これらの合意を盛り込んだ附属書というものがあるわけでございます。これが本日取り上げた、一般食品にかかる食品安全の危険、これが指摘されている内容になっております。

従来のガットと大きく異なる点は、今度の設立協定の第２条で、ＷＴＯ加盟国は、附属書を一括して受け入れること、というふうに強制をされているというところに問題があるわけです。残念ながら、きのうまでの国会のやりとりを聞いておりましたが、日本共産党以外、この附属書等についての危険性を指摘し、食い下がった委員さんはい

らっしゃいませんでした。また厚生省も、安全だ、安全だという答弁を繰り返すのみでございました。これでは国民には、本当に危険な内容がわからない。そのままに国会で可決されてしまう。こういう重大問題が含まれているわけでございます。私はこの点について地方自治体とも関係がある点に絞りまして質問を申し上げます。

これらのことについて関係の学者などはどういうふうに言っているかという例を一、二御紹介したいと思います。

国会審議の結果、日本の国に都合が悪ければ批准しなくてもいい。現にガット協議に参加した124の国と地域で、今までに協定を批准したのはわずかに23国。これは数日前の資料でございますが、そういうことを東北大学農学部の河合という教授がおっしゃっております。そして、この大学の先生が外務省に確認したところ、批准しなかった場合は、従来のガットで世界貿易の協議ができるよう、ＷＴＯと併存させるということです、という答弁だと。だから、批准を阻止し、ＷＴＯに入らなくても孤立しない。国際貢献を問われることにもならない。この国際貢献は括弧づきですけれど、河合先生は、そういうふうにおっしゃっております。そしてあわせて、政府に不都合なポイントは国民に知らせないまま批准をする。乱暴なやり方だ。主権侵害にかかわるガット協定の中身についても政府は隠している、そういうふうに公言をされております。そして国益どころか経済主権も明け渡すむちゃくちゃな協定です。クリントン大統領が言ったではないか。アメリカにとって歴史的な勝利だと。そういうことでこの先生は、アメリカ財界や多国籍企業にとっての勝利であり、これで危機が打開できるとアメリカは期待をしている。アメリカの身勝手な経済覇権主義のルール押しつけに、アジアの諸国で反対運動が起きているのは当然だ、こうおっしゃっているんですね。食糧というのは、その民族なり、その地域の人たちが生まれ育った地域でできたものを食べるのが、体づくりに一番いいのです。最近、子供たちの骨が弱くなった、あごの発達がおくれているとか言われますが、それは戦後、外国のものがどっと入り、それを原料にした加工食品のはんらんが日本人の体をむしばんでいるからではないでしょうか、と疑問を呈しておられます。憲法の国民主権に沿った道に進むのか、反する道を進むのか、日本の進路の転換点に立った非常に大事な闘いだ。今、その瞬間だということを、この先生は強調されているわけでございます。

もう一人発言されておりますが、その一部分を御紹介したいと思います。所秀雄さんとおっしゃる「安全な食と環境を考えるネットワーク代表をまとめる役」所秀雄さん、この方は、農水省の輸入計画課長、輸入業務課長、畜政課長などを歴任された方でご

ざいます。食品の安全基準がコーデックス・アリメンタリュースの日本の国内基準よりはるかに緩い基準にそろえさせられます。非常に今度のこの合意は危険である。私のイギリス人のいる友達が、コーラ・ハンバーガーと言っていますが、今では世界じゅうがコーラを飲み、ハンバーガーを食べ、食事の集中化、一律化が進んでいます。少数の巨大な穀物、食品会社が世界の食糧システムを支配していく傾向です。こうした会社が、コーデックスの食品安全基準づくりにも参加しています。こういうことで、日本人の生存権の中身は日本人が決めるべきである。一般の新聞もテレビもほとんど報道していない。これもおかしなことです、とこの先生はおっしゃっているわけでございます。

で、このガット合意で採用を迫られるコーデックスの緩い食品安全基準というのは、どういうものか。膨大な資料がありますけれども、ほんのその一部を御紹介したいと思います。

例えば発がん物質をつくるおそれのある亜硝酸ナトリウム、日本の現状では、生協などでは使用せず、ということになっております。ところが、このコーデックス基準では、１キログラム当たり125ミリグラムまではよろしい、という基準になって、自由に日本にこれが輸出できるということに、協定を批准すればなるわけてございます。食品への抗生物質、チーズに抗生物質ナイシンを１キログラム当たり日本では添加してはならない、となっておりますが、コーデックスの基準では12.5ミリグラムまではよろしい。冷凍魚介類への着色量、冷凍エビに赤色３号を１キログラム当たり30ミリグラム、赤色102号をやっぱり30ミリグラムまでいい、となっているんですけれども、日本の現状では、使用を認めず、となっているわけでございます。また、臭素酸カリウム、発がん性物質、こういうものは、これはもうグラムではかるよりも、１分子が人類の１細胞に当たっただけでも害があると言われているものでございます。日本では最終的に分解・除去されることとなっておりますけれども、小麦粉処理剤としてコーデックスでは、１キログラム当たり50ミリグラムまではいい。日本の安全基準に照らして最高30倍ぐらいまで緩やかな基準にして、どんどん日本の国民の皆さん、食べてくださいと、そういうことが間もなくあした、強引に参議院で決まろうとしているわけでございます。

例えば米の輸入に関係する残留農薬の基準、あるいはイチゴ、トマト、リンゴ、こういったものも詳しい基準がございます。米の例えば一例を言いますと、国際基準では、このコーデックス基準では、エンドリンというのは、現在の日本では検出せず、コーデックスでは0.02ppm 。フェニトロチオンは0.2、日本です。国際基準では１。こういうふうに何倍も緩やかな基準になっております。以下省略しまして、例えばトマトキャ

プタンという農薬については、現在の日本の基準では５ppm 以下でなければいけませんけれども、この基準では15PPM というふうに、３倍にも濃い残留農薬があってもいいということになっております。

これらの基準が私たち日本国民に、今度の国会のああいう不十分な論議の中で押しつけられる、本当に許されない問題でございます。

さらに、もっと重大な我々に関係のあるものがございます。それは、この協定で国だけが相手ではない。地方自治体やＮＧＯ（非政府的団体）にまでこの協定は及ぼすというわけでございます。翻訳した文章がございますけれども、省略いたしまして、この条項によりますと、地方自治体が条例に基づいて、国の食品安全基準より厳しい基準を設定し、住民の健康を守る条例をつくることも、この条項は否定している。こうして消費者運動や生活協同組合などの運動まで否定をする、あるいは規制をする、あるいは弾圧をするという方向、そういうことが起こってこようとしております。また中身は製造年月日の表示制度、これも既に製造年月日はなくなりまして、正味期限表示という方向にだんだん、もう既に先取りしまして、厚生省がそういう指導をいたしております。私もスーパーなどで時々買い物をしますが、本当に期限のものを買って食べますと、不安を感じるどろどろした状態のものも多い状況でありますが、こういうことが、製造年月日の表示をさせないということになりますと、いかに本当に国民の体にとって大問題が起こるかということになるわけでございます。全く厚生省の表示案というものは、コーデックスの食品規格のそのままの翻訳を日本の業界に示している。本当に許せません。

また、抗生物質の残留状況については、ゼロ基準というものを日本ではとっておりますけれども、これも放棄せよということに実質的に今度の合意協定の中身はなっているわけでございます。

こういうものを本当に国民そろって拒否していくことが必要なんではないか。私はこのことを強く訴えたいわけです。日野市もいろいろの行政上、食品安全にはかかわるわけでございますので、この点をよく研究していただき、こういう協定ができないように、日本の主張が対等平等で外国においても認められるように、そういう世論を大きく盛り上げていただきたいと願う立場から質問をいたします。

食品安全条例等は、御承知のとおり国や東京都あるいは政令指定都市が、それの権限をもって食品安全の指導をするという内容になっているわけでございます。日野市は直接、その条例を使っていろいろと行政執行するという権限はまだ与えられておりません。

将来は少しは16万もいる人口の市などは、そういう点についても手が出せる、そういうような行政が望ましいというふうに私も考えております。

以上申し上げまして、具体的な質問を３点ほど申し上げます。共通した質問でございますけれども、適宜御答弁いただきたいと思います。

現在、日野市が市民の食品安全に関して、行政上なし得ている活動、配慮というものは、どういう状況にあるかということを一つお聞かせください。

また、第２点目は、このガット合意協定と関連法案の審議の進行状況について担当部としてはどういうふうにお考えか。不安はないのか、そういうことをお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。こういう点の質疑が終わりました最後に、市長の所感も聞く場合もありますが、それは再質問でよろしくお願いをいたします。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　消費者保護の観点ということから、食品衛生法という法律を中心としました食品行政の権限事務というのは、国、都にあるという現況にございます。したがいまして、市では食品に対しまして、これは安全であるとか、これは危険であるとかいう食品を指定する権限がないというのが現況でございます。したがいまして、いかに正しい食品関連情報を市民に提供し、市民みずからがどう選択をして、安全な食生活を送ることができるかという条件整備をすることが、市行政の役目である、役割であるというふうに考えております。

そこで、昭和63年の９月議会でございました。「食品安全委員会の設置を求める請願」というのが採択をされまして、それを置きまして、市では食品安全研究グループを設置をいたしました。市民の方みずからが食品の現状をしっかり認識して、みずからの生活を考え直すことだろう、というふうに理解をいたしました。広く会員を広報等で募集をしまして、３年間の中、平成元年から３年の中でございますけれど、食品について調査研究をして、報告書を提出をしていただいたわけでございます。３年間で輸入食品、あるいは国内産食品、食品添加物、農薬問題、法律関係等全般にわたりまして、あらゆる角度から調査研究をしたものをダイジェスト版といたしまして、平成５年に発行いたしました。そのダイジェスト版の名称も、「楽しい暮らしをつくり出す食のガイドブック」というものでございまして、9,000部も印刷をいたしまして、広く市民に配布をいたしまして、活用していただいている現況にございます。

今後、生活担当課といたしましては、今後とも、消費生活に関係する市民団体、20ばかりの団体さんもございます。こうした団体さんへの支援、連携はもとより、５年度におきましても、食生活に関する消費生活講座も13回程度設けております。生活情報等をまた通しまして、あらゆる情報を提供していく考えでございます。一方、消費市民団体の支援、連携はただいま申したとおりでございますけれど、毎年１回、消費者市民団体の活動状況調査報告といいますか、を中心にしました消費者展を開催するというようなことで、食に関する認識の高揚という場を設けたものについても支援をしておるという現況にございます。

以上が、食品行政の現況でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君。

**○29番（竹ノ上武俊君）**　ありがとうございました。

ガット協定の中身に関する受けとめについては答弁がなかったので、小野部長としても、なかなか部長という立場から、言い得ることが少ないために回答がなかったものだと、相当不安、深刻な状況に受けとめていらっしゃるというふうに憶測をいたしまして、その答弁はいいことにいたしたいと思います。

本当にこのガット合意協定に関する関連法案が国民に強制をされ始めますと、心配事が多いわけでございます。私もある生協に二つ加入いたしておりまして、毎週荷物を時々受け取ったり、その生協店に買い物に行ったり、私は朝食を早くとるために、野菜物が少ないときは、よくバナナを買っておきまして食べますと、非常に体にもいいということですので、食べていたんですけれども、今度、いろんな本を読みますと、本当に不安になってきているわけでございます。

そういうことで、思いをいたしますと、きょうは質問をいたしませんけれども、学校給食、保育園、食品が特に体に敏感に影響を与えるお年寄りやあるいは幼児、いろんな者たちに対する悪影響ということを考えると、非常に心配が大きくなるわけでございます。そういう点で、担当部としても、大いに関連部で連絡を取り合って、日野市の自治体の権限としてできる研究、調査、市民運動へのいろいろの助力、そしてまた、自治体としてできるいろいろな行為を広げていって、市民の食の安全を守るために、行政の方も頑張っていただきたいというふうに思うわけでございます。

最後に、市長にお伺いをいたしたいと思います。しばしばこういう問題、議会でも取り上げられてまいりました。重複する部分は省略されて結構なんですけれども、今の国会の審議状況、ガット合意協定、このＷＴＯの関連法案の内容、そういうことに市

長が思いをいたされますときに、どういうふうに考えておられるか。食品安全行政の事実上の条例を持っている国や東京都など保健所、そういうところに対しても、地方自治体、日野市などのそういう市町村からも、いろんな立場から声を上げていくべきではないかというふうにも思います。そういう点でのもし市長がお答えがあればお願いをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　重大な政治問題になって進みつつあります我が国の、いわゆるガット、ウルグアイ協定に参加をして、農産物の貿易自由化を認めるという大きな決断に対して、国民から相当批判があるということは、我々も新聞紙上等で承知をいたしております。特に米に関しまして、これは日本民族の文化をつくった大きな生産のわざでありますということと、それから我が国の国土を保全するために、この稲作農業がいかに貢献をしてきたか。米作が経済的に太刀打ちできなくなって、状況がどういうふうに変わっていくかということに対する政治当局のといいましょうか、あるいは国民の見通しは全く成り立たない、このように言わざるを得ないと思っております。

したがって、農産物の自由化という世界的な命題ではあるかもしれませんけれど、そういう点に対する国民に明確な説明が行われていないということ、非常に不安を感じる課題だと思っております。とりわけ食料品が商品としていろんな形で消費者に渡るわけでありますが、輸送とか保存とか、あるいは加工とかいう段階におきまして、多くのいわゆる食品公害、添加物等の不安が伴っておるという状況であります。自治体といたしまして、どのように対応できるか、憂慮する一面、手だての中に、少々あぐむわけでありますが、これから十分研究もし、また社会的な動向からよく学びとって、とるべき方向を明らかにしていかなければならない、このように考えております。御指摘のことが私も100％消化できるということではありませんけれど、御指摘はまことに大きいというふうに考えております。今後一層、庁内でも関心を高めて取り組んでいきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君。

**○29番（竹ノ上武俊君）**　ありがとうございました。

ぜひ、動向をよくつかみ、研究もされて、必要な場合には地方自治体としてのプレー、あるいは市長としての発言、そういうことを大きく期待をいたしたいと思います。最後に若干の補足をいたしまして、質問を終わりの方向に持っていきたいと思います。

食品規格で最大のものはやはり米であります。この米の中で今後、80万トンの外米

の輸入が強制されるような状況になります。ところが、この検疫検査センターというのが非常に貧弱であるというのが、日本共産党などの国会質疑で明らかになっております。

例えば、今度の臨時の米の輸入がございました。441隻入ってきたそうです。それぞれの船ごとに51の農薬について調査する。タイ米では、さらに日本で未使用の農薬などの24項目を追加する。そうしますと、サンプルをとりました検体が、総計で３万3,075検体になるそうでございます。これをどんな体制でやるかといいますと、横浜港で検査員が８名、神戸港で６名というようなことなんですね。そして、この検体を分析するガス・クロマトグラフィーという台数なども、検疫所で全国で21台しかない。ですから、これを国民に間に合うように検査をするとなると、とても不可能であるし、かつまた、もしそれをするということになりますと、物すごい労働強化になって、検査員はたまったものではない。こういう中で、基準をくぐり抜けて、粗悪な米が私たち国民の食卓に上がってくるという現実がございます。こういうことについて政府は改善をしようとしておりません。

そして、そのほかにも、この残留農薬の基準をめぐりまして、さまざまな大問題がありますが、ここは市議会でございますので、そういう点は、危険な点だけを指摘して省略をいたします。ぜひ、市当局も、そういう体制だということを考えた上で、日野市の食品行政や、給食などの行政を図って進めていっていただきたいというふうに思うわけでございます。

また、厚生省の答弁も、本当に実像を伝えない答弁の仕方でございますので、ぜひ厳格な資料を日野市は手に入れて、市民の食の安全を守っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

なおまた、このコーデックス委員会の構成でございます。コーデックス委員会が最終的に基準を決めますが、その前にＦＡＯ、ＷＨＯという組織がございますが、ここに合同残留農薬専門家会議というのがあるんですね。ここが最初に、例えば残留農薬の最大基準を提起する機関だそうでございます。日本からはたった国立衛生試験所の研究者が１名しか出席していない。発言ができないんですね。次に、ＦＡＯ、ＷＨＯ合同残留農薬部会にその結果が報告される。ここにはだれが行っているかというと、日本からは農薬メーカーのクミアイ化学工業日本相談、武田薬品、アメリカなどからはモンサント、デュポン、カリフォルニアからは柑橘品質協会という業者、こういう人たちが決めるわけですね、基準を。そして最終的にコーデックス委員会に諮ります。コーデックス委員会の食品添加物協会の技術員は、日本から行っている人は、味の素、日本国

際酪農連盟、明治乳業、味の素は２名も出したりしているんです。役職、肩書をいろいろもらいまして。そういうところが決めますから、当初に言ったような学者の指摘というのは、本当に当たっている。私たち国民が本当に主権者の立場から食を選択することができない。この恐るべきガット合意は、本当に批准はしてはならない、こういうふうに強く私は叫びたいのでございます。

国会での私たち日本共産党の活動については、最近はいろいろの御注目もいただき、好評もいただいておりますので、ほんの一つ二つ紹介いたしまして、私どもが地方議会でも、また国会でも頑張ることを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

例えば『日刊ゲンダイ』９月23日付では、「消費税、近く15％になる。消費税導入にあれだけ大反対した社会党もだめ。こうなったら、次の選挙は日本共産党に投票する以外になしという声も冗談ではなくなってきた」というようなことを書く、こういう新聞も出てきております。

私が言うんじゃなくて、週刊誌からもう一つ取り上げます。『サンデー毎日』の８月７日号には、「いつも心に伸介を」という記事が載ったそうです。島田伸介からということで、「ホンマに河島英五の歌みたいやね。のんでのみ疲れるまで自民の政策のんで、やがて社会党は静かに滅ぶのでしょう。また一つ共産党が偉く思えてきた」と、こういうのが出ているんですね。これは私が言っているんじゃありませんので。御紹介いたします。

それで最近、ＮＨＫで「混迷!!師走政界」という討論会がございました。お聞きになった方もあると思います。「単なる数合わせだ。そんなことを言えば、そっちだって。どこに理念があるのか。そう言うそちらこそ」ということで、各党が討論されておりました。そして公明党の市川書記長が、「理念という意味ではほぼ共有できる時代に入った。政策問題でどう争うか」ということで、『赤旗』の潮流欄に「今、争点探しの旅の途次にあるらしい。何かいい違いはないかな」というふうに潮流欄が批判をいたしております。そこに出席していた日本共産党の志位書記長は、「政党をつくってから政策をつくるなんて逆さま。結局、自民党政治と変わらない範囲で数合わせの権力闘争が支配し、悪政を二人三脚で競っているだけ。国民にとって百害あって一利なしだ」と批判をいたしたわけでございます。

また、同じく潮流欄の指摘を持ちまして、私の意見にさせていただきたいと思います。「政界再編といっても、悪政の競い合いなら、国民にとって百害あって一利なし」と日本共産党の志位書記長が批判したところ、自民党の森幹事長がこう言いました。「国民

の意思とは選挙だ。自民、社会、さきがけの連立政権は、第一党と第二党の連立だから、民意を反映している。選挙で多数を占めたのだから、国民の意思の反映だ」。もっともらしく聞こえますが、皆さん、公約を守らない政治は民意を一番ゆがめているわけでございます。このような村山政権に今後の政治を任せておくわけにはまいりません。私たち日本共産党は、圧倒的多数の国民の世論を代表する立場で、国民の皆さんとともに今の一般質問の問題も、頑張って食の安全を守っていくことを申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって４の２、市民の食卓があぶない――ガット合意協定と食品行政を問うの質問を終わります。

一般質問５の１、東平山三丁目旧国鉄職員住宅跡地の活用について問うの質問通告者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

**○２番（佐藤洋二君）**　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

東平山の三丁目に、今は国鉄清算事業団の所有地になっていますが、旧国鉄職員の住宅跡地があります。御承知かと思いますが、国鉄清算事業団とは、読んで字のごとく、この組織は店じまいをしました国鉄の清算業務を行う組織であります。1987年（昭和62年）、国鉄は国民の共有財産の切り売りと、国労を中心とします組合つぶしを目的に断行され、国鉄の輸送業務はＪＲの東日本、貨物会社などの新会社７社で行っており、そして国鉄清算事業団には、国鉄時代の借金の大部分、いわゆる構造的欠陥、長期債務と呼ばれているもの、当時、37兆3,000億ありまして、そのうちの７割弱、実に25兆5,000億、次に国鉄が所有していました市事業用地8,120ヘクタールなどの資産、そしてＪＲに採用されずに解雇になった者、あるいは土地の管理・売買等の清算事業団の本来業務に携わる職員、これらを引き継いだ公的な機関であります。この清算事業団は、日野市に４カ所土地を所有しておりましたが、これから述べます土地を除き、既に３カ所が売却済みとなっております。この住宅跡地は、平山陸橋を南下し終えた西側一帯に当たり、平たんな土地で、その面積は約9,600平方メートルです。しかもこの跡地は、ＪＲ豊田駅あるいは京王線の平山城址公園駅に出るのにも、歩いてわずか10分足らずという至近距離にあり、極めて便利な場所であります。日野市の市街地、これほど便利でまとまった更地は今どきほとんどないと言っていいでしょう。それだけに、この土地をまちづくりの一貫として有効に活用してほしいと願うものであります。

清算事業団によるこの職員住宅跡地を含めて、全国の旧国鉄跡地処分につきましては、1991年（平成３年）の７月の１日、国鉄清算事業団の資産処分審議会が開かれまして、全国の重要資産売却を了承しました。その中に１物件として東平山の職員住宅跡地約１万平方メートルの売却が盛り込まれていたわけであります。清算事業団は、全国の重要資産のうち、土地の売却は既に９割を超えたと言われておりますが、国鉄より引き継いだ借金25兆5,000億は、土地の売却、ＪＲ株の売却で完済できる予定でありましたが、逆に７年間で１兆4,000億円もの赤字がふえ、清算事業団の借金は26兆9,000億と言われております。

さて、今、西平山土地区画整理事業が「安全で便利なまち」「にぎわいとふれあいのあるまち」「豊かな自然とうるおいのあるまち」などなどをメーンテーマに、2001年（平成13年）完成を目標に進められております。これまでの本会議、委員会等の市側の説明によりますと、この事業の完成に伴う人口増を想定し、小学校建設が必要と判断され、その適地を旧国鉄職員住宅跡地に位置づけられました。そして、この土地取得のため、市は資産処分審議会の土地売却の了解が出る前から、清算事業団と積極的に折衝を続けられ、いわゆる内々の了解を取りつける中で、これまでに２回に分け、同土地のほぼ３分の１を購入をしております。すなわち92年の1,000平方メートル、93年の2,000平方メートルで、合わせて約3,000平方メートルであります。今、ここの場所には、「日野市土地開発公社用地。管理者、日野市総務部用地課」という看板が立てられており、立入禁止となっております。いずれ二、三年のうちに、あるいは清算事業団の事情と方針で、近々、全敷地を一括購入せざるを得ないことになりますが、未購入の土地を含めまして、何点かの跡地活用に対します質問をさせていただきたいと思います。

質問の一つですが、この土地取得を清算事業団との間でどのような内容で交わされ、契約されているのかをお示しをしていただきたいと思います。

質問の二つ目です。日野市土地開発公社所有の旧国鉄の職員住宅跡地の活用方法は、これまで執行部側より御説明のとおり、小学校建設用地と理解をしてよいのでしょうか。そうであれば、その構想をお示しをいただきたいと思います。

質問の３番目であります。市立病院建て替えに関連し、消防署の移転が予定をされておりますが、その有無と、予定であれば、その構想をお示しください。

また、小学校予定用地と消防署予定用地が同一地区に競合したとき、当初予定の変更が生じるか否かについてお答えをいただきたいと思います。

質問の五つ目でございます。取得済みの用地、約3,000平方ございますが、この用地、

事業工事に着工するまでの間、どのような形で管理をしていく予定なのか、明らかにしていただきたいと思います。

質問の最後でありますけれども、本格的な工事着工までの間に、多目的グラウンドとして地域に開放していただきたい、このように考えております。

以上6点についての質問にお答えをいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　旧国鉄職員住宅跡地に関しまして6点の質問をいただきました。質問の順に従いまして、お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、土地取得について清算事業団との間でどのような内容で話が交わされているかというようなことでございます。清算事業団とは平成5年3月25日に覚書ということで、この土地を平成4年、5年、6年の3カ年で取得していくというような約束をしておりました。そして、御質問にもありましたように、平成4年、平成5年で分割して購入いたしまして、現在、約3,000平方メートルほど取得済みでございます。残る残地につきましては、覚書によれば、平成6年度で全部購入することになってございますけれども、これにつきましては、財政事情の問題もございますので、さらに年度を後ろに延ばしていただきたいというようなことで、後年度にしていただきたいというようなことでお願いしておるところでございます。取得の目的としては、公共用地ということでお願いしておるところでございます。

それから2点目の、小学校建設用地として購入されるというようなことがどうかというようなことでございますが、ただいま申し上げましたように、公共用地ということで清算事業団とは話しておりますが、そのもととなるものは、やはり小学校用地として考えております。しかし、近年、全市的な児童の数の減少等がございますから、将来的に学校になるかどうかは確定はいたしておりませんが、現在としては、学校用地に充てるということの構想でございます。

それから3点目でございます。市立病院の建て替えに関連し、消防署の移転が予定されている。その予定地がここになるのではないかというようなことでございます。多摩平消防署の出張所の移転につきましては、東平山二丁目15番地の4に、一応その場所を候補地といたしまして、これまで地元説明会などを行ってまいったわけでございますが、地元に反対の声もございまして、また市議会にも反対の陳情も出ております。なかなか地元の同意が得られない状況ではございます。しかし、当初お願いいたしました

移転につきまして現在、地元に接触をいたしております。できるだけ近いうちに結論を出したいと思っておりますので、地元に再度お願いにまいって、最終的な結論を出したいと思います。もしその結論の中で、難しいということであれば、また周辺地域の他の場所を探さなければならないかというようなこともあります。そのときに、この清算事業団の土地というものは、一つの候補地ということには該当しようかと思っております。

4点目の、小学校予定地と消防署予定地で競合したときどうするかというようなことでございますが、この清算事業団の土地は、最終的には西平山土地区画整理事業の換地計画の中で、別の場所に一応学校予定地としてセットされる予定でございます。もちろん、9,000平方メートルの清算事業団の土地だけでは、学校用地としての面積は不足していますので、それにほかの土地を合わせまして集合換地をするということでございますから、現在の土地を利用するということにはなりませんので、競合するというようなことも考えられません。

それから、現在取得済みの用地はどのような形で管理するかということでございますが、取得済みの土地につきましては現在、さくで囲ってございます。3,000平方メートルほどになっておりますが、その後の残地の買い方にもよりますけれども、現状では3,000平方メートルの土地につきましては、所有者である土地開発公社が管理を続けていくということになろうかと思います。

それと6点目に、その土地につきまして、地元に多目的グラウンドとして開放してもらえないだろうかというようなことでございます。当面、土地開発公社で取得いたしておりますが、目的が当初の目的ですぐ使えるというようなことでありますれば、その行政財産の方に移行するわけでございますが、学校建設等の要件とか、あるいは区画整理の進捗状況等もございまして、現状のままで置いておくということであれば、更地のままというのももったないということもございますので、何かに利用できればというようなことを考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○2番（佐藤洋二君）**　ありがとうございました。

これまでの本会議なりあるいは委員会等で、理事者側の方から、この問題に対します説明がありましたので、あらかじめの知識はありました。今の企画財政部長の御回答なり考え方を示していただく中で、さらにそのことに対する理解が深まったわけでありま

すけれども、何点かこれまでの本会議あるいは委員会等で触れてなかった部分についての再質問をさせていただきたいと思っています。ぜひ、前向きの考え方を明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。再質問は5点ほどあります。

一つは、覚書によりまして、いわゆる平成の4年、5年、6年度、1年ごとに購入をし、跡地をすべて購入し終えるのは平成7年度というふうに予定されていると、こういうことであります。当初、市長の説明によりますと、一括購入という予定だった。しかし、バブルの崩壊等で税収減が生じ、分割購入せざるを得ない状況になってきてしまったと。そういう意味では、分割購入というのは理解ができるところであります。

ただ、清算事業団の今日までの土地の売却状況、先ほども申しましたけれども、これまで清算事業団は、全国の土地の約9割を売りつくしている。そして、この公共機関の残された期間というのは、たしか平成9年にすべての業務を終えて、そして解散をしていく、こういうふうに清算事業団はなっているわけであります。そういう意味では、清算事業団は、先を急いで土地の購入を市の方に求めているような気がしてなりません。多分、市の方にそういう話があり、新宿の支所の方にも市側が足を向けていったんではないかと、こういうふうな気がいたします。市が予算との関係で、長期計画での購入予定では事業団が他に売却するという考え方が出てくることも、私は想像していいのじゃないかと、こういうふうな気がしますが、その辺の御懸念をもう一度、あるのか、ないのか、あるいはそういった雰囲気といいますか、ムードが清算事業団にあるのかないのか、その辺をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

それから、学校建設の関係です。公共用地ということで、当面は学校用地を考えている、こういうお答えでした。いわゆる少子化、あるいは出生率の低下等の現象が全国的にますます高まってきております。日野市でもその現象は同じことが言えると思います。家族構成の標準数を示す言葉に「標準世帯」という文言がありますが、これまで標準世帯と言いますと、大体、夫婦と子供2人、これが典型的なスタイルでしたが、最近では、先ほど述べました少子化、出生率の低下現象に伴って、標準家族が2.46人という数字が出てきています。区画整理が完成されますと、住みやすい環境のまちとなることは間違いないとは思いますけれども、果たして児童数や学級数が減少していく中で、小学校増校の科学的根拠があるのでしょうか。調査による人口増について御説明をお願いしたいと思います。

3番目の、管理の関係については、基本的に理解ができるところであります。そこで、ちょっと細かい質問をさせていただきますけれども、確かにまちの中に緑なり木が

あることは大変結構なことであります。しかし、余りにも樹木や草が生い茂ってしまいますと、景観あるいは環境からも、好ましいものではありません。たまたまことしの夏、未購入土地の樹木あるいは草などが日常生活に支障を来すという地域からの声がありまして、事業団の新宿支所に連絡しまして、伐採あるいは除草していただいた経過がありました。跡地を有効活用しませんと、樹木、草などが生い茂り、今回の二の舞いになるような気がしてなりません。ぜひ、有効活用の考え方を明らかにしていただきたい、こういうふうに思っております。

それから、小学校の予定用地の近くに、これから具体的に市の方でも提案を、あるいは考え方を明らかにしてくるところの消防署というものが出てきますが、孟母の三遷の教えからして、学校用地あるいは学校のそばに消防署があることはどうか、とこういうふうな気もしますし、あるいは騒音の関係もあり、ちょっと心配する面はあります。

ところで、今進めています消防署移転計画の予定地、東平山二丁目の10番地付近は、第１種住居専用地域であることと、それから地元の方々の強い反対もありまして、現時点では、とんざの状況にあります。新たな適地、すなわち清算事業団用地の一部、あるいは他に候補地を見つけ出さなきゃならない状況にあります。今、第２弾として考えています清算事業団の用地は、第２種住居専用地域であることから、建築上は住民の同意を必要としないことは確かでありますけれども、だからといって、革新市政が強権的に行うことはうまくないと思います。地元の方と十分に話し合いを進めていただく中で、この消防署の移転問題を進めていただきたいと思います。特に病院建て替え計画の橋頭堡的役割を果たす病院――あ、失礼しました。消防署移転計画です。今回の轍を二度と踏まないためにも、慎重な対応をお願いしたいと思っています。

ここに地域住民の反対運動の経過報告ということで、平成６年の８月18日付の西宮下自治会の地域代表の方が、まち協の代表に出した資料があります。この資料の中でちょっと御報告を申し上げ、特に理事者側には肝に銘じていただきたいということで御披露したいと思いますけれども、既に陳情が市議会の方に出されております。で、陳情を出したからには、東京の消防庁へも足を伸ばそうと、こういったことで、都議会議員のある方を介して、８月９日の午後１時から、東京の消防庁で、この反対運動をされている方々と消防庁で会談が持たれております。

この中で地域の代表の方々、何点か話をされているんですが、口頭陳述の内容の、特に皆さんにお訴えしたいのは、こういうことであります。地域住民としては、エゴで移転に反対しているのではない。市の対応に不満を持つ人もいる。時期が多少ずれて

も、よりベターなものを求めている旨、全員で説明した。こうあります。いわゆる地域住民として、これまでの経過に不満を持っているということなんですね。そして消防庁側は、この口頭の陳述内容に対しまして、理解を示した。近く都の予算編成の時期になるので、日野市と申し入れ事項を含めて協議する。こういうふうに、あと２点ほど答えているんですが、こういう回答をしています。結びの言葉としまして、消防庁側より、日野市から現在の予定地に変えて、東平山三丁目、旧国鉄官舎跡地、現国鉄清算事業団所有の跡地を提案しているとの話があり、我々は市側の説明を受けておらず、このような市の誠意のなさに不満を持つことを強調した。こういうふうにあるんですね。この方から見れば、市の対応に対して不満を持っていらっしゃる。しかし、市の方はそれなりに誠意を持って協議会を持っていらっしゃるわけですから、パイプが詰まっているということだと思うんです。そういう意味で、ぜひ、冒頭申しましたが、このことについては肝に銘じていただいて、これからの地元の方々との話し合いをしていただきたいと思っています。

再質問の五つ目なんですが、今後、この跡地につきましては遺跡調査などもやられると思いますが、その予定があるのか、ないのか、このことと、この跡地は先ほども申しましたけれども、ＪＲの豊田駅あるいは京王線の平山城址公園駅からも近く、またそばにはバス停あるいは駐輪場もありまして、格好なグラウンドとして位置づけられております。ぜひとも、地域に開放していただきたいということを強くお願いします。

例えば、多目的グラウンドの一例として、サッカー場としての活用はいかがでしょうか。12月３日付の毎日新聞で、全国高校体育連盟が、1994年度のスポーツ加盟状況を公表しました。人気のサッカーが昨年より加盟校が65校、部員数も約9,000人がふえ、３年間で１万4,236人もふえたそうであります。一方、３年連続部員を減らしています野球、これは硬式なんですが、３年間で7,254人も減り、サッカーに２万7,000人も野球人口が引き離されたそうであります。高体連サッカー専門部長の高田さん、これは都立東村山高校の先生だそうでありますけれども、その方の話ですと、83年ぐらいから少年サッカーが盛んになって、これが高校部員の増につながり、あるいは全国の高校選手権のテレビ放映も一役買っている。ここ３年の急増は、Ｊリーグの人気も反映していると思う、と分析、話されています。今、小学校に上がる前の保育園の子供、あるいは幼稚園の子供がサッカーに興じる時代であります。サッカーより野球を好む私にとっては残念なことでありますけれども、今はそんな時代といいましょうか、サッカーブームであります。

また、お年寄りの方には、ゲートボール場としての開放もよいのではないでしょうか。東西平山には、ゲートボールのできる公園、広場がありません。子供の健全な育成と成長、お年寄りには人生の楽しみを持っていただくためにも、多目的グラウンドとしての開放をお願いしたいと思っております。

以上５点の再質問をいたしました。それぞれお答えをいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

それでは答弁をお願いします。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　再質問を５点いただきました。

まず第１点目でございますけれども、清算事業団との土地の購入の話し合いの中で、清算事業団としては早急に売却したいという中で、年度をずらすことによって、事業団としてはまた別の考えが出てくるんではないかというような御懸念でございます。当初、平成６年までに全部買うということで話し合っておりましたけれども、財政事情の苦しさを訴えまして、１年延ばせないかということで、延ばさせていただいておりますけれども、それでは平成７年に全部買えるかということは、また難しい問題ではございますが、当面、１年延ばさせていただいたということでございます。そしてその延期ということにつきましては、あくまでも西平山の土地区画整理事業の中で公共用地として使っていきたいということでお願いしてございますので、清算事業団としては、待てずに他へ処分するというようなことは道義的にはない、というふうに私は理解しております。

それから２点目の、学校予定地として考えているという中で、子供が減っていく中で、どうかというようなことでございます。科学的な数値で学校の必要性が示せるのかということでございますが、これまで第二小学校がかなりの児童数でもございましたので、小学校の必要性は感じておりまして、この清算事業団の土地というようなことも考えたわけでございます。しかしながら、全般的に子供の数は減ってございます。市の教育委員会の方で平成11年までの児童の数、あるいはそれに伴う学級編制といいますか、学級数等を推定してございますけれども、第二小学校につきましては、ほぼ横ばいでございます。それからこの地域に関係いたします滝合小学校については、減少傾向を持っております。現在の数字でいくと、急に人口あるいは児童がふえるというふうには、

この数字からいきますと考えられませんけれども、西平山区画整理事業が整ってまいりますと、計画人口8,400名の人口でございますが、これに伴う必要なといいますか、数値も出てこようかと思います。当面は人口の推移を見守っていくことになろうかと思いますが、最終的に学校の必要条件が整わない場合でございますけれども、そのときは、公共用地ということで買い求めておりますから、またその時点で構想を変えるということも生じてくるかと思っております。

それから3点目の、購入した土地の管理をどうしていくかということでございますけれども、土地開発公社の費用で購入いたします。そういう中では、土地開発公社が管理するわけでございますけれども、たださくをして管理するということでなく、できれば有効に使っていきたいということを公社の方とも相談して、お願いをしていきたいと思います。ことしの夏の草の生え方等で御迷惑をかけたというようなこともございますので、少なくとも除草はやっていかなければならないかと思っております。

それから4点目の、消防署が移転した場合のことでございますけれども、消防署につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、地元に説明会を持っておるわけでございます。反対があるからといって、清算事業団の方へすぐ切りかえるという考えは持っておりませんが、事務段階で幾つかの公共用地、市が持っている土地等を探した中に、今後買う予定の清算事業団用地もあったわけでございます。地元のニュースで流れております件につきましては、事務段階で詰めたことについて消防庁の方からの情報が流れたものかと思っておりますが、現在、私どもでは、あくまでも当初の予定で地元に入っております。先ほど申し上げましたように、結果によってはまた、考えを変更することも出てこようかというふうに思っております。

最後の5点目でございますけれども、清算事業団の土地の遺跡調査でございますけれども、清算事業団の土地につきましては、区画整理で集合換地で学校用地として別のところに行くわけでございますけれども、あそこの場所をもし直接使うということであれば、遺跡調査をする必要が出てこようかと思います。また、地域開放の件でございますけれども、現在、3,000平方メートル所有しております土地につきましては、40メートルと75メートルの中の面積でございます。ちょっとサッカーには向いておりません。もちろん、全体を買収し終わったときには十分でございますけれども、現状では細長い土地になっております。この土地を使うとすると、児童遊園、あるいはゲートボール等に使える面積かなというふうに思っておりますが、これも土地開発公社と検討していきたいと思っております。

以上であります。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○2番（佐藤洋二君）**　ありがとうございました。

心配していた清算事業団との売買契約の方も、まず心配がないだろうという判断をお持ちという御回答をいただきました。

また、消防署の移転につきましても、当面、これまで話をしておりました東平山三丁目の方との接触をもう少し持つ中で、一定の判断をする中で、今後の行き方について決めたい、こういうふうな御回答でした。この問題につきましては、本当に地元の方々が真剣になって考えていらっしゃるということをぜひ御理解をしていただいて、本当に日参するような形で地元の方々と話し合いをしていただきたい。とにかく病院の建て替え計画の橋頭堡になるという、そういう不退転の決意を持つ中で、この問題について市長を初めとする理事者側が対応していただきたい。このことを強くお願いをしたいと思います。

最後に、多目的グラウンドの関係でありますけれども、非常に狭い中でサッカー場としての面積がないというふうなお話です。正式なグラウンドで、正式なルールでサッカーをすることも考えられますけれども、いわゆる遊び程度で行うサッカーもあると思います。昔、私たちが野球をするのに、人数がそろわないと、三角ベースという野球をしました。それと同じような、小さなグラウンドの中で、小さなお子さんたちが、それなりの知恵を絞る中のスポーツ・サッカー、これもあると思います。ぜひ、さくをきちっと張りめぐらせていただきまして、外にボールがこぼれない、交通の安全性からも問題ない、そういった施設をつくっていただく中で、サッカー、あるいは子供の遊び場、あるいはゲートボールの球技場、こういったものもつくっていただきたいと思います。

最後に市長の方から、特に部員問題との絡みもありますので、何かあればお話をしていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　まことに重要な区画整理事業の中の公共用地の確保ということで、将来をしっかりと見据えた慎重な姿勢で進みたい、こう考えております。特に小学校用地は急を要するということは当面ないかもしれませんが、いわゆる豊田第二小学校、これはその地域にも区画整理事業を行っておるわけであります。もう過大化するだけの能力のない規模でもありますので、どうしても西の方に将来、小学校用地の需要

を見通して用意をしておくべき機会だと、このように考えております。区画整理事業の中で慎重に取り組みを進めていきたい。先般、地元のまちづくり協議会にも申し上げてきたところであります。その暫定利用ということで、多目的な広場利用に充てるということは、これまでも庁内に指示をいたしておりますので、地元の意見も聞きながら、余り固定化を考えない形でやっていきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　ありがとうございました。

これをもちまして、この一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって５の１、東平山三丁目旧国鉄職員住宅跡地の活用について問うの質問を終わります。

一般質問５の２、私道にも公道並の施設を！の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

**○２番（佐藤洋二君）**　それでは引き続きまして、一般質問を続けさせていただきます。今、議長もおっしゃいました、私道にも公道並の施設を！の一般質問であります。

私道も公道もいわゆる道路であります。一概に道路と言っても、世の中にはあぜ道、けもの道といったものから、近代技術を集積した高速道路に至るまで、さまざまの道路が存しています。その定義の仕方、分類の仕方も各種の学問、あるいは実務の分野において多様なものがあると思います。ちなみに辞書で私道、公道の意義について調べてみました。まず公道とは、国、地方公共団体、公法人などなど、法律に基づき設立された公的組織が、道路を設置または管理もしくはその監督をする公共的道路で、一般公衆の用に供されている道路、と記されています。私道とは、一般に、私人がみずから設置し管理する道路であり、原則として自由に廃止することができるものである、と記されていました。これは管理処分、規制が法律に基づき公的に行われる場合は公道とし、私人のケンゲン――このゲンというのは普通の権限じゃなくて原っぱの権原なんですが――権原にゆだねられる場合は、私道とする考え方に基づくものと思われます。

我が国は国土が狭く、平地が少ないので、明治時代以前は土木技術の未熟さもあり、いわゆる街道と言われるものであっても、その幅員は狭いものであったと推測されますが、近年、都市計画道路の敷設、土地区画整理事業の施行等により、道路が築造されたり、拡幅されたりしまして、急速の道路網の整備が行われてきましたが、一方では依然、昔のままの未整備の狭小な道路が取り残されています。現在、我が国の住宅の

約60％が幅員４メートル未満の細街路に面していると言われ、また全住宅のおよそ半数は私道に接して建てられていると推定されるそうであります。東京の下町や日野市でも、幅員１メートルあるかないかのような狭い私道沿いに長屋や小規模住宅が密集している光景を目にしたり、テレビ等を通じまして銀座界隈の高層ビル群の裏に、幅員１ないし２メートルの狭い私道が敷設されていたりまして、私道は住民の生活に密着し、生活上の空間として取り組まれていることに気づかれたことと思います。

私道の数の変遷は、廃止されたり、市町村道への編入手続によって公道として生まれ変わったりして、その数を減ずる場合と、反対に宅地開発等に伴う新たに築造されたりして、数がふえていく場合が考えられますが、総じて私道は、減ずるどころか逆にふえているのが現状ではないかと思います。今回の一般質問では、こうした生活に密着しているにもかかわらず、私道ということで、公道のような日の目を見ない私道を何とか見直していただきたい、こういう趣旨で取り上げました。ぜひ、前向きの御回答あるいは考えをお示しいただきたいと思います。

質問は４点あります。簡単な質問でございます。余りやりとりをする必要もないと思いますので、ぜひ簡潔にお答えをいただきたいと思います。

先ほども述べましたけれども、私道は宅地開発等によって増加現象にあると言われています。日野市における私道がどの程度の距離を有しているのか、またそれが、公道に対してどの程度の割合であるのか、わかっている範囲で御説明を願いたいと思います。

二つ目の質問です。よく街路灯と防犯灯の区別をされますけれども、街路灯と防犯灯の違いについて御説明をいただきたい思います。

それから三つ目の質問であります。道路とは、一般交通、いわゆる人を運ぶなり、車の走行等の用に供されることと施設であることが条件だと思います。私道のため、同じ道路の位置づけがあっても、公道並みの施設が受けられない制約があります。例えばカーブミラーとか街路灯であります。その制約を受ける具体例をお示しをしていただきたいと思います。

最後に、これが大きな要望なんですけれども、私道にも公道と結びつく道路と、公道と公道を結びつける私道もあり、私道には生活道路としての使命があります。私道にも公道並みの道路の附属物の設置をお願いしたいと思っております。

以上４点についてお答えをいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

第１問目の、私道の公道に対する比率の問題ですけれども、これは住都公団、また都営住宅、それから将来公道化されるであろう区画整理事業の区域、それから現実に公道化の事務を進めている大規模開発の区域、こういったものを除きまして、およそ１万8,500メートル、公道の実延長にいたしまして、比率は約４％でございます。

それから、街路灯と防犯灯の問題ですけれども、街路灯はこれは道路の附属施設ということで、道路の照明に寄与している。したがって、夜間における交通の安全と円滑化を図ることを目的にしております。それから防犯灯につきましては、これは犯罪を防止することを目的にして設置をしているものではないか、こういうふうに思っております。

それから、道路の附属施設の問題ですけれども、道路法に基づいて公道にはこれは当然道路法の目的に沿って安全施設を設置していくのが道路管理者の義務でございますから、そういうことで公道は使っております。私道の場合には、そういった義務がございませんので、一応現在はタッチをしていない、こういうことでございます。

それから、私道に対して何らかの施策の問題ということでございますが、一応私道にも準公道的なものから、居住者の専用のみに使われている私道があるわけでございますが、今後、できるだけそういった私道を寄附を受けて公道化していくと同時に、一定の基準を設けて、そういう公道並みの例えば街灯等が設置ができるかどうか、こういったことを検討していきたい、こう思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　お答えをしていただきましてありがとうございました。簡潔なお答えの中で、理解できる部分がありました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

一つは、今のお話の中にもありましたけれども、区画整理事業の区域、あるいは開発区域等で公道化の事務を進めている私道を除いた私道が、公道に比較すると４％と、こういうお話でありました。私道が非常に多いという全国的な傾向の中で、日野市が４％という比率について、少ないのでちょっとびっくりしたんですけれども、例えば、この区画整理事業の区域の私道、あるいは開発事業を行っているところの私道、あるいは公的住宅の中の私道、こういったものをプラスをしますと、４％の数値がかなり膨れ上がっていくと思うんですが、今時点で部長のお手元の方に、そのプラスした部分で公道と私道の比較する割合があれば、ひとつお答えをしていただきたいと思います。

それから、全国的には私道はふえる傾向にあるというんですね。これはあるラジオの

番組で聞いたんですが、先ほども趣旨の中でもお話をしましたけれども、開発等によって、私道がどんどんふえていっているというふうな話なんです。したがって、日野市の場合でも、ここ何年かの傾向を見ますと、私道が増減のどちらの傾向にあるのか、ひとつわかっている範囲でお答えをしていただきたいと思います。

それから、再質問の二つ目なんですけれども、街路灯と防犯灯の区分けにつきましては、部長の説明で理解ができました。ただ、私道への街路灯は設置できないけれども、私道への防犯灯については設置が可能ですよ、とこんなふうな話をどこかで聞いたような気がするんですが、そういう経過があるかないのか。いわゆる私道でも防犯灯であれば、設置ができる可能性があるのかないのか。それから、私道に対して街路灯を設置する場合、地元でもし負担をするとするならば、どの程度の負担の比率になっていくのか、あるいは電力の消費量、これは要綱がありますけれども、どの程度の負担をするのか、これについてのお答えをいただきたいと思います。

それから３番目でありますけれども、街路灯をつけてほしいという大きな要望の一つは、いわゆる夜間暗くて、通行なりに非常に支障が生ずるとか、あるいは痴漢が出てくるということで、街路灯あるいは防犯灯の要望があります。あるいはカーブミラーにつきましては見通しが悪く、交通事故の要因になっていくと、こういうようなことで、地域の方々が直接市の方に伺って、街路灯、防犯灯、あるいはカーブミラーのお願いをしている場合と、私たちが地元の地域の方々にかわりましてお願いする場合があると思うんです。公道についてはそれなりに対応していただいておりますけれども、先ほど述べましたとおり、私道については意外と冷たい返事が返ってくるんです。私道だから無理ですよ、とこういう一言なんですね。で、先ほど申しましたけれども、私道でもその地域では市民権を得て、なくてはならない道路になっているケースがいっぱいあるんです。したがって、私道でも文字どおり日の目を見る、そういういった公道並みの施設を設置をして、そういう要綱をつくっていただきたい、こういうふうな気がするんです。

以上何点か質問をします。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　再質問の第１点目でございますけれども、これはどうしても除かなければならない区域というのがございます。それは区画整理の仮換地が指定されている区域、万願寺、それから高幡、豊田南、これはどうしてもその区域から外さざるを得ない区域でございます。そういったものを除きますと、おおむね９％ぐらい

になります。

それから、私道がふえるか減るかという問題ですけれども、これは当然日野市の場合は、区画整理でもってまちづくりをやっているわけで、私道を減らしていく、こういうふうなことが目的にも入っておりますので、全部の宅地が公道に面すると、そういうことで将来は減っていく傾向にある、こういうことでございます。それからちなみに、管理課が現段階でもって公道化したもの、私道を移管を受けて認定した道路、これは平成元年からの資料のですけれども、５年までで約5,000メートルでございます。

それから、防犯灯であれば公費による設置は可能かということですけれども、これにつきましても、今の段階では、防犯灯の応分の負担をして、そして私道につけるというふうな基準がございません。

それから最後の問題ですけれども、将来私道に対しての何らかの公道並みという問題ですが、これは検討させていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　ありがとうございました。

１点だけ再々質問をさせていただきます。いわゆ防犯灯であれば私道云々という再質問に対しまして、部長の方から、負担をして私道につける基準はない、とこういうお話ですね。例えば街路灯とか防犯灯がつけられているこういう大きな地図がございますね、管理課あたりに。あれなんか見ていますと、私道にも防犯灯がついている印があるんです。したがって、私の見違いかもしれませんけれども、今の部長の御回答、御説明とは違うような気がするんですが、これは確認のためにもう１回、お聞きしたいんですが、要するに私道には防犯灯もあるいは街路灯も、地域の方々の負担があってもつけられない、こういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　市の費用負担をしてつけるということは、今の段階ではございません。地域の方がつけたものに対して、電気料を補助している、こういった制度はございます。それから防犯灯と街路灯の問題ですけれども、市としては一応、防犯灯と呼んでいるものは、今のところございません。地域の方が、多分そういうふうに、防犯灯という呼び方をしているんじゃないかと思うんですが。ちょっと私も、その点不勉強で申しわけありませんけれども、私の今の知っている範囲ではそういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

私の勘違い、あるいは認識不足だったかもしれません。もう一度調べて、個別にお願いに行くかもしれません。

ただ、電力の消費量については、要綱がありまして、予算の範囲の中で応分に補助する、こういうことになっています。ただ、地元の方々の負担があったとしても、街路灯、防犯灯がつけられないという、そういう意味だったんでしょうか。ちょっともう1回、そのことだけお願いします。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（桧山　茂君）　施設につきましては、そういうことです。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　わかりました。

最後に市長の方にちょっとお願いしたいんですが、これまでも地元の方、いわゆる地域の方々が役所に来まして、今の話の内容に基づいて、街路灯、防犯灯、あるいはカーブミラーのお願いを伺ったり、あるいは私も何回か管理課に行きまして、そういうお願いをしてまいりました。しかし、カーブミラー、街路灯、そういったものにつきましては、私道であるということで、なかなかいい返事が得られない、こういういったものが実態だと思っています。しかし、先ほど申した中でも明らかなとおり、いわゆる市民権を得た私道というのもいっぱい今あるんです。そういったものまでも、全く公道並みの扱いをしないということは、ちょっと矛盾があるような気がしてなりません。そこを公道と公道を結ぶ私道というのがあるわけですよね。そこまでも否定するということは、やはり地域に対する認識が少し薄いんじゃないかというような気がしてならないんですが、その辺、市長、どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の問題の質問等を、議会からもたびたび過去にいただいております。本来の原則からいいますと、私有財産に公金を投じないということは、大切なまた一面になっておるわけでありまして、ただ、いろんな過去からのいきさつでもって、現状、準公道として見るべきいわゆる私道も全くないわけじゃございませんので、ある程度の融通性のある考えは市民要望に沿って持つべきことだというふうには思っております。部長は今、大変原則的なお答えをしたように思っておりますが、日野市はかなりこのあたりを公私のけじめをきちんとやって、しているつもりであるということだと思っております。なるべく現実に沿って弾力的に考えたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○2番（佐藤洋二君）**　ありがとうございました。

電力の消費量に対する要綱というのはあるんですよね。ただ、その電力のもとになる街路灯なり防犯灯に対する要綱というのが整備されていないような気がするんです。ぜひ一日も早くその辺の要綱を整備していただいて、地域の方々が安全に生活できるような、そういったまちづくりに努力をしていただきたい、このことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって5の2、私道にも公道並の施設を！の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時32分　散会

# 12月８日　木曜日　（第３日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第34号）

12月８日　木曜日　（第３日）

**出席議員**　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 簇野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

**欠席議員**　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年12月8日（木）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時６分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問６の１、学校における空き教室の有効利用について（その４）の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

**○３番（菅原直志君）**　おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。無会派の菅原直志です。

ことしの第１回の定例会から、この空き教室の有効利用の問題について、議会で取り上げさせていただいております。今回が４回目の質問になります。理事者の皆様の御理解のもと、少しずつですが発展していることに感謝いたします。

さて、前回のお話の中で、まず第１段階として既存の学校施設を開放していく方針を示され、モデル校を設定し試験的に開放していくということが示されました。その点について、どのような議論がなされ、結局モデル校の設定は進んでいるのでしょうか。また、今後の話し合いの中に社会教育部も入れていくという方針も示されましたが、その点についてはどうなっているでしょうか。今回の定例会の前に平成７年度の予算要望が各部署から提出されていると思います。前回までのお話から判断いたしますと、その予算要望に空き教室の開放についての予算が出されているはずですが、どのようになっているでしょうか。また、その予算要望は学校教育部、社会教育部、またはそのほかのどこから提出されているでしょうか。まず、その４点についてお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　４点についてお答えしたいと思います。

モデル校方式の１点目ですが、そういうモデル校方式を定め、あらかじめ決めてその現地を調査するまである程度やりまして決めました。それから２番目ですが、社会教育と一緒に行っているかということですが、十分社会教育と９月７日以降においては社会教育も入れて一緒に検討しております。それから３番目ですが、そのための予算についてですけれども、財政当局の方にお願いをしています。それから４番目のそれぞれということですが、学校教育部と社会教育部それぞれ考えています。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

モデル校がある程度決まりつつあるということは、よく耳にしておりますので、来年の春からにも教室が開放されることを望みます。また、予算要望については、これは財政当局との兼ね合いもあるかもしれません。ということで、担当の社会教育部、または学校教育部の方、双方から提出されていること、このこともしっかりと頑張って予算を決定させていただきたい、そのように考えております。

さて、この空き教室の有効利用については、今お聞きしたように現実的なものとなってきたと思います。具体的に広報活動や管理運営をするのは、実は社会教育部ではないか、そのように思います。現在、社会教育部が中心となって、小学校または中学校の体育館やグラウンド、これらを一般開放しておりますが、そのやり方と基本的には似たようなものになるのではないか、そのようにも考えます。社会教育部としては、この空き教室活用モデル校に対して、または空き教室を開放していくことに対して、どのような期待を持っていらっしゃるでしょうか。また、その期待の思いの部分を聞かせていただければと思います。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま学校教育部の方から御答弁ありましたように、今、モデル校を選定しつつ進めておるところでございます。社会教育部で使用する場合におきましては、ただいま議員さんの御質問にもございましたとおり、小・中学校の校庭、体育館と同じように開放中は学校の管理下から離れて教育委員会が責任を負うという形で開放することになるというふうに考えております。また、空き教室活用モデル校に対しましての期待やその思いということでございますが、体育施設の開放と同じように地域住民の身近な施設として、市民の文化活動あるいは学習活動等、人々の学習の場、交流の場として充実発展させていきたいというふうに考えております。また、そうすることによりまして、そこから文化が創造し生涯学習の場の拠点となって発展するような期待を考えておるところでございます。

また、学校が地域に開かれました施設と言われて久しいわけでございますが、児童・生徒数の減少によりまして、空き教室がふえたということの現実的な問題の発生から、ようやく具体化されつつある、そういうことになったなという思いでいっぱいでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

学校というものが、一つ文化創造の場所として提示していきたい。また、地域に開かれた学校ということが言われて久しい。それが、今やっと具体化になってきている。そういったお答えがいただけ、大変ありがたく思っております。

ことしの７月に私、京都の宇治市に行ってまいりました。個人的に行ったわけなんですが、その中で京都の宇治市のある小学校の教室が開放されているという現場をつぶさに見させていただきました。これは、どのように使われているかと申しますと、２棟ある学校の校舎の１棟分をすべて開放しますということなんです。その使われ方としては、高齢者のためのデイケアサービスのセンターとして、または高齢者の方の老人ホームとして使用しますと。学校に子供が集まって、そして授業をしている、その隣の校舎では高齢者の方々が集まって毎日毎日の文化活動、または自分たちの生活を創造していく場、そのような場として定義している。その宇治市の行動の早さ、そして社会に優しい政治のあり方、そういったものに感動して帰ってまいりました。

今まで空き教室の有効利用についてのお話を随分とさせていただいてまいりましたが、私が最終的に求めているのは、単に学校の教室があいているから開放しなさいということではありません。やはり、私は学校というものを地域社会のコミュニティー、創造の場として考えたいのです。子供たちが集まる場所に母や父やおじいさんもおばあさんも集まる。人が集まれば、そこにルールができます。何かをつくれます。活力が生まれます。そんな地域づくりができないでしょうか。

東京に来てからよく思うことの一つに、学校は何で塀や門があるのだろうということがあります。私が生まれ育った岩手と東京を一緒に考えることが適切か判断に迷うところですが、私が育った岩手では小学校、中学校はもちろん、高校でも門や塀、フェンスはあっても、それが閉まることはなかった。それが、東京に来てみると、すべての学校の門が閉まっている。何か学校には近づきがたいものを感じました。校庭で遊んだりするのにも許可が必要な現状に悲しくなりました。もちろんそうせざるを得ない関係者の皆様のお気持ちがわからないわけではないのですが、学校の門を閉めなければいけない社会背景を恨めしく思い、それが俗に言われる学校の閉鎖性の一つの風景であるような気がしてなりません。先日、愛知県西尾市での中学生自殺の報道は日本中の父母たちにショックを与えました。学校関係者の皆様にはもちろん大きなショックだったと思います。そして、そこから表面化してくるいじめの問題は、西尾市だけの問題ではなく、日本中の学校教育の問題であると思います。もちろん日野市にだっていじめがないとは言い切れないと思います。

ことしの11月27日日曜日、毎日新聞には、このいじめについての大きな報道がなされました。１面と３面、これを使って毎日新聞社が11月の末から実施した調査です。47都道府県の小学校５年生から中学３年生までの男女合計500人、１学年、男女50人に聞いた、そのような調査結果です。小・中学生の４割以上は、今のクラスにいじめがあると考え、いじめにあった子も約３割に上がっていることが、毎日新聞社の行った全国調査でわかった。また、いじめられる人にも責任があるという回答が４割に達し、子供たちが必ずしも、いじめっ子が悪いとは考えてはいない実態が浮き彫りになった、このようなことが書かれております。そして、最後の方には、クラスにいじめがあるとした子供のうち、担任教師がいじめの存在を知っていると思うと答えたのは63％もあったということなんです。しかし、クラスとしての取り組みは52％が何もしていないと回答しております。子供たちが教師の指導を意識していないケースのほか、教師がいじめを認知しながら対策を講じない例もある、そのようなことが浮き彫りになってくると思います。「なぜいじめるの」と聞かれて、「楽しかったから」と平然と答える子供たちの存在に驚愕します。そして、いじめがあっても、その現実の前にさらされた教育現場の無力さを、今回の事件の中に感じます。もう学校のことは先生に任せてとは言えない時代になっていると思います。今の社会をつくり上げてきた私たちの責任として、教育問題に無関心ではいられないと思います。

大人や父母たちと学校教育を引き離しているものの一つに、先ほどの話にも触れたように、学校の閉鎖性に発するところの学校というものが、何となく遠い存在だという心理があるのではないかと思います。物理的にも心理的にも、学校から離れていくところに一つの問題があると思うのです。だからこそ、この学校に大人が通うのです。学校の存在が、地域の中で有効に活用されるようになれば、そこに地域コミュニティーができます。その地域コミュニティー創造の第一歩が、空き教室の有効利用ではないかと思います。将来的には、高齢者のためのデイケアサービスや老人ホーム、地域社会の社会教育の場所といった施設も導入していくべきではないか、そのように思います。これらのことは、今後の課題として考えていくべきではないか、そのように思います。10年、20年、または50年先を考えた学校教育や社会教育、福祉のあり方について考えていきたい、そのように思います。

これで質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって６の１、学校における空き教室の有効利用について（その４）の質問を終わります。

一般質問６の２、男女共生社会の実現を目指して（その２）の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

**○３番（菅原直志君）**　引き続き質問をさせていただきます。

９月議会でもこの問題を取り上げさせていただきました。９月の一般質問では、この男女共生社会を築くためには、差別に対する認識をすることをお話しさせていただきました。交通遺児としての自分の体験から、世の中には見えない差別があり、それが幸福に生きる権利を奪うこともある。男だから、女だから、子供だから、そんなステレオタイプが現在の社会の中にはびこっていて、それが差別につながっていく、そのような定義をさせていただきました。幸福を求める権利として日本国憲法の条文を用い、また現実には地域と家庭と仕事、この三つがうまく作用していくことが重要であり、初めて幸福と言える。しかし、現代社会は、男性は会社、女性は家庭や地域社会、そういったものに集中し、決して良好な状態とは言えないのではないか、そのようなこともお話しさせていただきました。

これらの話を受けて、森田市長からは、自分たちは儒学の思想を受けてきた世代であり、男女差別を当然視してきた時代があったかもしれない。しかし、日本国憲法のもと、最高の道徳は民主主義であり、その理念に合致しない男女差別は早く払拭すべきである。両性の完全な権利の共有が大切であるというお話をいただき、私も思いを新たにいたしました。それらのことを踏まえて、今回の質問をさせていただきたいと思います。

まず、なぜ私が男女共生社会の話をするのか、そこから話していきます。先日の新聞、これは94年11月30日、読売新聞の夕刊です。この一面トップに非嫡出子の相続格差が憲法違反だとする判決が東京高等裁判所で言い渡されました。これは、非嫡出子の相続に関する民法900条４号が差別的扱いであり、法の下の平等を求めた憲法14条に違反するというものです。民法900条４号とは、簡単に言えば、嫡出の子供と非嫡出の子供では、その相続分が嫡出の子供の２分の１であるとうたったもので、現在進行しております民法改正試案でも問題になっております。判決は、出生による差別は本人の意思や努力ではいかんともしがたい差別である、そのように定義しております。このような非嫡出子の相続格差を違憲と判断したのは、昨年６月の東京高等裁判所の決定から２件目です。これからも、このような判決が出てくるのではないか、そのように思います。現代社会では、差別とされるものがたくさんあると思います。憲法のもとに作成された民法でさえ、その条文に差別があると言われているのですから、私たちは自分たちの力で差別の問題について考えていかなければいけない、そのように思います。

男女差別、同性愛者に対する差別、職業による差別、欠損家庭に対する差別、民族差別、人の出生や門地に対する差別、数え上げれば切りがないほど私たちの生活の中に差別問題はうっせきしております。先ほどの判決の中で、本人の意思や努力ではいかんともしがたい差別について考えたいのです。幸せに生きるために、できるだけ平等な社会をつくり上げたい。だからこそ、その一つとして男女共生社会の話をさせていただいております。これが出発点となって、差別のない共生社会が生まれると信じております。男女共生社会の実現には、厳然としてクリアしなければいけない問題があります。それは、社会的な身分保障、経済的な自立を促す社会基盤が整備されていないこと、これが問題だと思います。その点について、いかに日本の資本主義社会が男女共生社会実現に難しい構造になっているかをお話しさせていただきます。

1980年代からデパート業界ではやっております出産、育児から手が放れた後、もう一度元の企業に就職できるという再雇用制度、これが非常にはやりました。その実施企業のうち、実は83%は育児休業制度がないのです。つまり、それは子供を産むという母性保護、そういう認識がない、母性保護を切り捨てて、そのかわりに再雇用の道を切り開こうという思想であるのではないか、これがいわゆる女性優遇、主婦優遇の再雇用制度の正体ではないか。母性保護という認識や、実際問題として女性の肩にかかりつつある育児の問題が全く無視された、そのような思想がこの再雇用制度の裏にはあるのではないかと思います。

現在の日本の雇用形態の中ではっきりとわかるのは、日本の社会は働く女性にとって余りにも条件が整備されていないということです。女性が本質的に産む性、つまり子供を産む性、母性とも言っていいかもしれません。それらを持っているがために、女性の人生の選択の幅を限りなく狭くしている現状があります。一体女性のどこに社会的な自立の礎や経済力を否定する要素があるのか、理解に苦しむところではありますが、実際のところ、女は家庭の意識は根強く残っています。これは、今や個々人の問題ではなく、社会的問題、さらにそれを踏まえた母性、性に関する基本的人権の問題であり、国家社会の責任が提示されてきている時代だと思うのです。

女性差別撤廃条約が批准され、男女雇用機会均等法が施行された現在でも、職場での男女差別は厳然としてあると思います。ある企業では、結婚祝い金と称して結婚退職を奨励しています。反面、結婚以外の理由で退職する女性は自己都合退職とされ、結婚祝い金はもちろん出ません。これも、女性は結婚によって退職するのであるという意識だと思います。逆に30、40を過ぎても結婚をしない女性社員に対しては「まだ相手は

いないの、婚期を逃したからね」という発言をする頭がかたく、しゃれがしゃれにならない上司もおります。また、今回の不況の中での、その結婚祝い金がカットされたということも聞き、企業の業績が悪いときに、最初に大きな経済的ダメージを受けるのは女性ではないかと思いました。これが女性差別でなくて何なのでしょうか。

現在の女性の就労状況の中での問題の一つが、女性のパートタイム労働です。1960年ごろ、就労者の中のパートタイマーの割合は、男女とも雇用労働者の20人に1人でした。しかし、1980年代になると、男性のパートタイマーの割合はそのままなのに、女性の方は5人に1人までふえております。賃金は男性社員を100とすると、女性社員が60、女性パートは40という数字が発表されています。正社員にしろパートにしろ、日本の低賃金の最下部を支えているのは女性だと言っても過言ではないのではないか、そのように思います。

例えば、公務員の賃金についてのシミュレーションをしてみますと、人事院勧告で賃上げを抑え込まれたとします。こうした男性の賃上げストップも、女性のパート雇用の増大ですべての生産活動が一時的にも賄える、そのような前提があるから可能なのではないか、そのような前提も成り立つかもしれません。しかし、実際問題、もう男性の賃金で一家を養っていける時代ではなくなってきているのです。プロポーズのときに、「僕についてきてください」と言える男性は、本当に少数派になってきているのが実情です。ところが、実際には女性の意識を初め、社会全体の意識が前とちっとも変わらず家庭の経済力を男性に依存しようとする、今ではそれは妄想でしかないのではないかと思うのです。変に期待された男性は、その強烈なプレッシャーの中で生きているのも現実ではないか。それが、果たして男性、そして女性に対して幸せな生き方と言えるのでしょうか。今日では、女も男も働いて生きていかなければならない状況が顕在化しているのではないかと思うのです。

そもそも資本主義社会では、労働が商品となっていて、雇用関係では労働力も商品になっております。物の売買ならば袋詰めにしてはかりにかけることもできますが、労働力という商品は、体ぐるみ企業の建物に持っていって売らなくてはいけない、労働基準法に見られるように、労働契約、雇用契約は使用者と労働者が対等の関係であるはずなのに、実は上下関係である。そのことが、使用者はその人間を丸ごと体ぐるみ支配できるという意識、錯覚しがちなのではないでしょうか。だから、母性を持つ女性は体ごと支配したい使用者にとって扱いづらい労働力である。使用者としては、労働者の生活のすべてを監督し生産活動に従事してほしいのに、女性は子供を産んだら一定期間は

監督できなくなる。だから、女性は要らない。ただ、子供を産まないか、また産んでも会社に来るのなら雇おうという心理が働くのではないでしょうか。その気持ちが大なり小なりあるのならば、それが女性差別ではないか、そのように思うのです。

憲法14条はこう言っております。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。ところが、労働基準法の第３条は、労働の均等待遇について、性別を均等にしなさいという文字を入れておりません。辛うじて第４条の中に、同一賃金の原則があるだけです。また、雇用差別は、その採用から定年までたくさんあり、労働基準法では法的にこれを裁けない、そのような欠陥があります。

女性の保護について、労働基準法によって61条の中で休日労働の禁止、時間外労働の禁止、62条では深夜業の禁止、63条では危険有害業務の禁止、64条抗内労働の禁止が定められております。また、65条では産前産後の休日、また66条育児時間を設定しております。67条では生理休暇、これらが設定されております。勤労婦人福祉法、育児休業法、男女雇用機会均等法なども女性保護の法律と言えるでしょう。

しかし、実際に問題なのは、これらの法律が施行された精神を曲解している人々が非常に多いことだと思います。男女が平等に働きたいのなら、深夜業務や時間外労働など男性と同じようにやってもらいたいという傾向がまだまだあるのではないかと思うのです。これは、経営者側だけではなく、社会全体の気運かもしれません。しかし、これでは母性という保護を抜いた保護抜きの平等ではないかと思うのです。再三お話しさせていただいておりますように、労働に対する平等はその母性の保護を認めた上でなければ成り立たないのです。

資本性社会では、母性とは採算が合わないものとなっております。しかし、国際的コンセンサスの中では、資本性社会であっても、これを克服する新しい方向がないものか模索しております。採算が合わなくても、国家は母性や保育に対して保障しなければならない。その基本理念として母性は社会的機能であるという考え方が根底にあるのではないか。母性について、功利主義、営利主義を排除し社会制度、社会の下部構造までも変えていかなければならないという考えが国連の中で話されています。労働時間の短縮、パートの権利の確立、育児休暇、看護休暇を男女平等に与える。家庭責任を男女ともに負うことを制度化する動きもあります。保育所を網の目のようにつくること。家事労働軽減の思想または家事労働の社会化を、そのような手段を話されているのが現在の国連の中です。

1975年の国際婦人年以降、諸外国は産前産後の休暇を軒並み引き上げました。スウェーデンは最高360日、フィンランド最高258日、チェコスロバキアとドイツは26週、ハンガリーとイタリアは５カ月、これらに対して日本は12週間から14週間しかありません。そして、この間の賃金保障は６割しかないのです。欧米では100％に近いのが実情なのです。これらの現状から考えて、日本の母性に対する感覚の鈍さが浮き彫りになってきているのではないでしょうか。私が男女共生社会を目指し、その導入としてあえて天下国家論から入っているのもその理由からです。女性が子供を産む、その母性は尊重されなければならないし、そのことを理由に経済構造から女性を排除することはあってはならないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

現在、出生率の低下や結婚年齢の上昇が騒がれておりますが、その原因の一つに、これまで述べたような女性を差別した経済構造が挙げられると思います。確かに高度経済成長をなし遂げた諸先輩方の御活躍には敬意を表します。しかし、その時代の構造をそっくり今、この現代社会にあてはめるには難しくなっているのではないかと思うんです。そのジレンマが少しずつ表面化しているのが、今ではないかと思います。

さて、市長にお伺いいたします。私なりの男女差別に対する考えや事例を提示してきましたが、市長はこの男女差別について、どのような認識をお持ちでしょうか。二つ目、男女共生社会の入り口として夫婦別性、非嫡出子の問題などが挙げられますが、これらの問題に対して市長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　菅原議員さんの、前回に続いて男女共生社会に対するいろいろな御指摘、御意見を伺ってまいりました。問題のとらえ方あるいは現状の矛盾に対する認識、私どもも教えられるところが多いと思っております。男女共生社会を唱えながら、実質ははるかにまだその域に遠い、こういう御指摘になっておりますので、我々の地域行政あるいは地域社会として、それらに対しどのような認識や政策を持つべきかということにも伴うわけであります。

ごく客観的に言いますと男女という性は別でありますが、トータルとしては、それぞれの機能を今まで経てきた社会の中でいろんな形態があったわけであります。原始社会から封建社会、今日の特にまた民主社会になりますと、その矛盾がますます露呈してきている状況が激しい。特に資本主義という体制においては、労働力を商品に見立てて、その処遇の中で男女差が極めて露骨に不公平があらわれておるという御指摘でございますので、まさにそういうことが相当多くあるのではないか、このように思います。一

歩一歩という前進の中で、ようやく男女雇用機会均等法等ができて、努力目標はある程度掲げられたというふうに考えられますので、よりそれを具体化する。そして、いわゆる民主主義の原則あるいは日本国憲法の男女平等の原則、婚姻の原則、それらに照らして、いわゆる共生社会を本当にそれらをすべてクリアして、もう疑問の余地がないというぐらいに目指すことが一番大切な課題だというふうに考えるわけであります。

共生社会の入り口というふうに、今指摘をされております。まさにそういうふうに考えてもいいんではないかと思うわけでありまして、戸籍法におきます、また法の差別、特に嫡出子に対する今の戸籍法が非常に不当であるということにつきましては、大いに同感をするところでありますので、自治体として何をなし得るか、それらのことも十分考えながら取り組みを進めていきたい、こう考えます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○3番（菅原直志君）**　ありがうとうございます。

なかなか難しい質問だったかなと思いながら聞かせていただきました。その中で、こんな発言があって、ちょっと私と違うかなと思っているんですが、特に資本主義の中では男女差が出ているというニュアンスのお話があったんですが、そこについて同感だというお話もされたんですけれども、別に資本主義が悪いとか、資本主義があるから男女差別があるとか、そういうお話をしているわけではなくて、資本主義社会の中でも実際に運営していく中で男女差別が出ているから直していかなければいけない。それは、そういう社会システムとかそういうことではなくて、母性保護というそういう観点がなければ、どのような社会システムであっても差別は生まれるのではないか、そのように思った次第でございます。

そして、ちょっと再質問というか、もう少し具体的にお伺いしたいなと思っているんですが、やっぱり行政の中でこの男女差別について対応していけることというのは、ある程度あると思うんでね。例えば、今行政の中でされていることの一つとしては、女性センターのもっともっと有効に活用していくこと。または、昭和61年度に出されましたけど、婦人行動計画、これが今第2回目と、女性行動計画策定事業が進んでいるかと思いますが、こういったことをやっていく中で少しずつ考える機会が、実際に日野市の中でも行われていると思うんです。私としては、もっともっと踏み込んだ行政のアタックが必要ではないかと思っているんですが、こういう女性センターの事業に対してどのように思うか。もう少し推進していこうと思うのか、また、別の方向性があるのではないかと思っているか、そういったところについて具体的にお伺いできればと思っ

ております。

もう一つは、今も触れましたが、女性行動計画、これが今どのような進度であって、そして、実際にはではどのような形になるのか、お話しできるところまでで結構なんですが、お伺いできればと思っております。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　男女共生社会というような将来的なといいますか、目標に向かっての一つの行動計画として、女性センターというのが位置づけられておるわけですけれど、この事業はどんな事業をしているのかということにつきましては、市の事務規則におきましても、女性の活動の推進に関すること、それと女性センターの管理運営に関すること、この二つを骨子とした中で活動を行っている、こういうことでございます。平成５年度におきましての日野市の事務報告書、これの158ページに事業の内容というものが詳しく示されておりますが、女性の活動の推進という意味合いからも、啓発紙の発行をなさっておる。それと、女性問題というのをお互いに問題意識をもって学び、そして、問題を把握してどう行動していこうかというような、一つのシリーズ的な講座というものを設けておるわけでございます。この女性問題というのは、日常の生活の中でも意識的に問題を把握して行動することであるというふうに、私は認識しておりますが、要するに女性センターの活動と申しますのは、男女共生社会の実現という一つ一つの仕組みを変えることもあるでしょうし、また慣習というものの中からある一つの問題、こうしたものも日常生活の中で解決といいますか、お互いに意識し合っていくという両面から考えることではないかというふうに思っております。そうした中で、女性センターの活動というのはくどくなりますけれど、共生社会の実現ということに向かって活動をしておるということでございます。

それから、女性行動計画というものが昭和61年度から平成５年度という計画の期間の中で作成をされておる。これは一つ一つの問題点というものを掲げて、これをどのように解決していくのかという一つの行動計画でありますが、この行動計画が、ただいま申し上げましたように平成５年度でとりあえず期限が切れておるという中で、おくれておりますけれど、平成６年度からの第２次と申しますか、新たなといいますか、行動計画をつくる準備をしておるという状況にございます。ただいま女性行動計画推進委員会というのを設置しまして、有識者５名、それから市民公募による方、５名と10名の委員構成によりまして、第１回を11月25日だったでしょうか、開きまして、平成７年７月ごろには提言をまとめていただいて、市長に御提出願う。これをもとにしまして、

ただいまの女性行動計画推進委員さんの指導、助言を得ながら、庁内にも女性行政連絡会という組織を持っております。これは関連部署が6部ばかりありますが、16課長から構成されている女性関係の部署の方々でございますけれど、これの組織が中心となって、平成8年3月までの中で行動計画を作成していこう、こういう考えで進んでおります。非常にこの計画がおくれておりますけれど、日野市女性行動計画という期限切れというものがありますが、これらの、要するに進行管理と申しますか、精査して、どのような行動計画がどのような結果に今あるのか、こういうようなこともすべて精査した中で、新たに平成6年度からの女性行動計画をつくっていきたい、こういう考えで進めておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○3番（菅原直志君）**　もう少しだけちょっと大変簡単な質問で申しわけないんですけれども、もう既に知っている方もいらっしゃると思うんですが、ちょっと教えてください。

この女性行動計画策定は10名で、女性行政連絡会は16課長で構成されているということなんですが、これの男女比というかその人数の割合ですね、そういったことはどのように考えて、で、現状どうなっていますかお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　女性行動計画の推進委員さん、これはすべて女性でございます。それから、庁内の連絡会、これにつきましては、女性の方が16名の中で2名でございます。そんなような構成でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○3番（菅原直志君）**　ありがとうございます。これ、単純に言えるかどうかわからないんですけれども、女性行政連絡会、これは課長さんを中心にということですから、役職になった人が連絡会に入るわけですよね。ですから、そこの男女比が云々ということは難しいかもしれませんが、もう一つの方の女性行動計画、これは女性だけだということも、やっぱり考えたいと思うんですね。公募を中心にしてやった場合に、女性しかこういう問題に反応しないということも言えると思うんですよ。女性のことは、女性ばっかりが考えればいいということも言えなくはないと思うんですよね。ということで果たしていいのか、男性諸氏もやっぱりお互いに考えていかなければいけないのではないか。そんなように思います。

ちょっと話を進めます。前回の議会の中で、執印議員が男女混合名簿を進めよという

テーマで、また、私自身も男女混合名簿についてのお話をさせていただきました。確かに、このような問題を教育委員会が強制的に指導することに対しては、さまざまな問題も絡んで難しいとは思うんです。しかし、この男女混合名簿というのは、全国的な今、流れ、波になっている中で、またそれをこうしなければいけないというものがないだけに、それぞれの個人、またはそれぞれの長の方が一体、男女混合名簿についてどう思っているのか。それを強制的に指導しなさいということではないんですが、そういう教育長として、混合名簿についてはどのようにお考えになっているのか。そういう個人的見解でも結構ですから、お話しいただければと思っております。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　私たちの生活の中で、いわゆる差別の問題というのはいろいろな問題が出てきている。それを私たちは一つ一つ英知でもって解決をしていく、また努力をしていく。実践的態度を身につけながらやっていくということになろうかと思います。その中で、私たち人間として男性・女性、女性・男性と、こういう性があるわけでございますが、そこに男性であれ女性であれ、社会で充実し豊かに生活をするという権利を持っているということは、議員さんのおっしゃるとおりでございますし、そういうような認識に基づいて私どもも教育を進めるというのは、これが大前提でございます。そういった意味で、いわゆる男女平等教育というものを推進しているわけでございます。

さて、その中で、いわゆる学校で使っている出席簿、これが男子が先になって女子が後の方にきている。そうじゃなくて、その性の区別をした名簿ではなくて、混合の名簿にするべきだという御提言が前回ございました。それにつきまして、私は校長会へ行きまして、実際に校長先生方と膝を突き合わせて話をいたしました。いわゆる名簿というものは、何のためにつくるんだというようなことから話をしてまいったわけでございます。そういった中で、いわゆる出席をとる。この子は学校へ来ている、早引をした、そういったようなことを確認するために出席簿があるとするならば、それは、いわゆる男女ということを分けるという意味合いは一体どうなんだというようなことで、校長先生方にも提案をし、またそのほかのもろもろのことも話しまして、現在、校長先生方に考えていただいている段階でございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○３番（菅原直志君）**　考えていただいているということで、非常に雲をつかんだような気持ちなんですけれども、では、いつか早いうちにそれについて、公式な形でも

非公式な形でもどのような形でもいいんですけれども、なぜ出席簿があるのかということも、それはいいかもしれません。でも、そしたら男女混合じゃなくてもいいじゃないかという話になるんですよね。でも、混合名簿、または出席簿を見て感じてきた子供たちは、教師たちが考えているようなとらえ方を、もしかしたらしてないのではないか。それが、男女差別になっていると感じている人が多くいるのではないか。特に女性の中にもいた。そういうことが、前回のお話の中でも随分出されてきて、さまざまな本や新聞やマスコミの中で提示されているわけです。ですから、受け手がどうなるのか。本来的な意味合いを持つ、その意味を考えるのではなく、受け手である生徒は一体どのように感じるのか、そういう視点に立って、ぜひぜひ御検討願えればと思います。

昭和61年に出されました日野市婦人行動計画の中にも、基本である教育の中で、男女平等を進めましょうということが、大々的に書かれているわけです。ですから、今回の女性行動計画、こういった中にも必ずや入ってくる問題ではないかと思いますが、そういったことも踏まえて、ぜひぜひ行政全体でお話しいただければなと思っております。

ここからは、再度市長のお考えをお伺いしたいなと思っております。それは今回のテーマであります男女共生社会の実現ということに対して、行政としてどういったことができるかなということなんです。私は、この男女共生社会の実現には、三つの条件が整うことが必要だと思っております。

それの一つ目、これは意識改革です。これは男女役割分業であったり、または家という意識からの脱却であったりではないか。また、二つ目、社会保障整備が必要だと思います。家族を基本とした戸籍制度から個人を中心とした戸籍制度への変更、これは戸籍制度全般にかかわること、または税制度の家族優遇を見直すこと、または子育てに関するシステムを見直すこと、こういうもろもろの社会基盤整備、こういったことが必要ではないかと思います。三つ目として、経済的な保障です。女性就労者の総体的な賃金の上昇、そしてまた、それに伴うところの身分保障。この三つ、意識改革、社会保障整備、そして経済的な保障、これが必要ではないかと思います。

これらの条件がそろうには大変な時間がかかるかもしれませんが、しかし、ぜひやらなければいけない、取り組んでいかなければいけないことでもあると思います。行政の長として、これらの施策、行政ができる分に関して市長の御理解を示していただければありがたい、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　男女共生社会を実現するための条件として、意識改革を第一に挙げられました。まさにそのとおりだと思いますし、本当は無意識というところまで消化すれば、議場で発言テーマになるようなことはなくなってしまうというものだと思いますので、どういうふうに意識をするか、また、無意識の状態というのはどういうことになるのか、ちょっと一口には言えないわけであります。先般からお二人の御提案があるごとく、学校の男女差を意識しない混合名簿というふうに言われておりました。そのあたりは、一つのスタートかもしれないというふうには伺った次第であります。

それから、社会保障の制度。社会保障の制度は、だんだんと整備される面もありますし、実質的には機能していない面も多々あるわけでありますが、何といっても、制度そのものを完成させるということが優先する課題だというふうに思います。したがいまして、戸籍制度等で不備な点があれば、ひとつ検討もし、また意見という形で社会の世論に訴えるという手があるんではなかろうかと思います。

それから、３番目の経済保障ということは、具体的には一番数字や、それから具体的な地域活動の中に生まれるわけでありまして、経済的保障というのは、つまり先ほど意見は多少食い違ったようでありますが、資本主義制度のもとでは、男女も労働者という立場で労働が商品化される。そのことによって、女性の不利があるということになっていると思います。そういう意味での差別を撤廃をする。それが、また経済保障になって返ってくる、こういう関係ではないか、こんなふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○３番（菅原直志君）**　ありがとうございます。

なかなか大きなところからしか質問をしてなくて申しわけないと思うんですが、では実際に行政として、女性問題に推進して率先して取り組んでいるところがあります。これの紹介をさせていただいて、また一つ、二つお話しいただければなと思っておりますが、私は先日、東大阪市に行ってまいりました。そこで、実際何が行われているかと申しますと、最終的には女性政策課というものを設置して、女性問題、または男女共生社会に向けてのプランを設定しているわけですね。これをちょっと年譜で追ってみます。

大阪府では、1979年、昭和54年、知事を本部長とする大阪府婦人問題企画推進本部を設置し、1981年、昭和56年に女性の自立と参加を進める大阪府行動計画を策定したということが大前提です。これを受けて東大阪市では婦人担当窓口を開設しました。東大阪市婦人問題推進連絡会も設置いたしました。そして、1987年ですが、女性政策の

基本的な考え方と政策の方向についての意見を求めた東大阪市女性問題懇話会を設置、東大阪市における女性の地位向上のための提言をいたしました。このあたりはどのような行政でもされているところかもしれません。その中で、次の段階で東大阪市女性政策推進本部というものをつくっているわけですね。この本部長が市長になっているわけですよ。つまり、市長が率先してやりますよ。そして、その推進本部を設けるとともに、女性政策課を設置した、こういう経緯があるわけですね。この東大阪市で出しているのは、この婦人行動計画、日野市の分に値するものとしては男女共生プラン、そう呼ばれるものなんですね。既に10年、20年前から男女共生プランということで頑張っているわけですよ。女性問題というのは女性だけがやるんじゃなくて、男女一緒になって男女が共生してやらなければいけない、こういうことが言えるんではないかと思います。このあたりについて、これは行政が主体的になって、しかも市長が理解を示して、行政の中で女性問題、また男女差別の問題、こういったことに対して取り組んだということの一つのあらわれだと思うんですね。

私は、日野市の中でももっともっとこの女性問題については積極的に取り組んでいくべきではないか、そのように思います。そして、例えば担当窓口なりそれぞれの課なりつくることも、それは一つのあり方としてあると思いますが、大もとの中で、男女共生都市宣言みたいなものを出して、日野市というものは男女共生社会に向けて一生懸命取り組むまちですよ、こういう宣言ができるようになればと思っております。そういった提言に対して、市長、今現在どのようにお考えですか。まだまとまらなければ、また別の機会でもいいんですが、今お話しいただけるのならばお話しいただきたいと思います。(「窓口あるよ、女性センター」と呼ぶ者あり)

**○議長(福島盛之助君)**　市長。

**○市長(森田喜美男君)**　日野市でも1980年前後だと思いますが、いわゆる国連で定めた国際婦人年という年次が定められ、国際的にそれぞれの国が、婦人の地位向上についてあるいは男女共生社会の推進について、大きくテーマとして掲げられてきた時代があります。その後を追った形で、日野市でも女性センターを設ける具体的な施策、それから、一方に先ほどちょっと紹介をしておりましたが、庁内に女性――女性行政という言い方もちょっと、また明確に内容を示してないかもしれませんが、そういう連絡チームという形を設けていることは、先ほど部長からお話をいたしました。そういう形で、もっと機能を活性化してテーマをしっかりと具体化して、そして取り組む必要はあるなというふうに考えております。

きのうもセンターの館長に指示したんですが、いわゆる庁内女性行政チームがどのような仕事をしたという報告を聞いていない。それをまとめてきてほしいという程度のことを言ったわけであります。これからも、ひとつ積極的に庁内の連絡チームで一つの方向づけを行っていきたい、こう考えます。

**○議長（福島盛之助君）**　菅原直志君。

**○３番（菅原直志君）**　これからも方向づけをしていきたいという御答弁がいただけて、力強く感じております。これから、最後お話しさせていただきたいと思うんですが、ちょっと古い資料ですし今どうなのかわかりませんが、一つの提示だと思って聞いていただければなと思っております。

1982年なんですが、ＮＨＫの調査によると、女性の44％が子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよいと答えております。結婚退職、出産退職を合わせますと、実に72％が出産を機に仕事をやめるという意識でいることがわかります。これはまさに性別、役割分業意識だと言えるかもしれません。この傾向は近年になって、またまた強くなっているような印象も受けます。しかし、そのような考え方が生み出すものの一つの形として、一時期はやりました妻たちの思春期という、病的現象が騒がれております。これは、既に述べた性別、役割分業の家庭に多いのですが、夫は会社人間、妻は母子家庭の母という一つの形がありまして、そして、夫と妻の距離がだんだんと離れていくこと。そして、夫婦のコミュニケーションが断絶するという傾向があるらしいのです。そのことによって、ちょうど思春期の子供たちによくありますブルーな気持ちと言えるかもしれませんが、その気持ちが妻たちを襲うという現象があったと言われます。また、これらの女性の中にこのままでいいのかと自問自答する女性もいる反面、多くの女性は夫と心が通じなくなっても、これでいいんだ、楽だからと考えていると言われました。そのような報告も、これは実際にあるわけですよね。子供の無気力と同じように主婦の間にも、その退廃が進んでいく構図があるのならば、それはそれで、また問題ではないかと思うんです。これは男性が悪いとか女性が悪いとか、そういうふうに一言でいうと何かいろんなところから声が聞こえますけれども、そういうことを言ってるんじゃなくて、これは極端な形かもしれないけれども、事例としてあるんです。

そして、それが女性が悪いとか男性が悪いとか、これが悪いとかじゃなくて、すべての中の動きの中での矛盾、ずれがこういう形で表明されているのではないかという問題提示なわけですよね。私が思う、これからの男女共生社会を目指す根本は、幸せに

生きたいという普通の、そして普遍的な願いを実現するための必要不可欠なものではないかと思うんです。女性が子供を産むという母性を保護する思想、これを抜いて男女共生社会の実現は難しいと思います。また、母性保護が社会を構成する重要なシステムであるという認識がなければ、どんなにきれいごとを言っても絵そらごとになってしまうという危険性があります。母性保護を考えた、女性にも、そして男性にも優しい社会になることを願います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって６の２、男女共生社会の実現を目指して（その２）の質問を終わります。

一般質問７の１、アトピー性皮膚炎に苦しむ家族に行政が手を差し伸べよ！の通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

**○12番（田原　茂君）**　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

公明党改め新生公明の田原　茂でございます。どうか今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、アトピー性皮膚炎ということでのテーマで一般質問をさせていただきます。かさかさと白くなる、じくじくと赤くなる、かゆくて慢性的な湿疹に悩まされる。このようなアトピー性皮膚炎、このアレルギー疾患は、乳幼児を中心に今、急増しております。その治りにくさから、今や社会問題になっているといっても過言ではありません。従来は12歳ぐらいまでに治癒すると言われていましたが、最近は成人型のものも多くなり、より難治性となっている傾向が強いと言われております。症状としても、湿疹のほかにアレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、花粉症などを発症する場合もあるようであります。

なお、このアトピーという言葉は、もともとギリシャ語で「奇妙な」という意味だそうであります。例えば、枯れ草などの生い茂ったところに行った場合、ある人はくしゃみの発作に襲われるのにある人は全く何でもない。何でこの人はくしゃみをするのだろう、自分は何でもないのに奇妙な人だと思ったのが始まりと言われているようであります。子供の湿疹は昔からありますが、ある子供は湿疹ができるのに、もう一人の子供はすべすべの肌をしている。これも奇妙だなということで、アトピー性皮膚炎という言葉が生まれてきたようであります。さて、その原因はとなると、はっきりとしたものは、まだ発表されてはおりませんが、一応遺伝や体質、食事、生活様式、ダニや

ほこりなどの住宅環境、ストレス等の因子が複合的に絡み合って起こると考えられているようであります。そういう意味では、まさしくアトピー性皮膚炎は、現代社会の申し子と言えるかもしれません。

このような国民病、文明病と、あえて言えば言えるかもしれません。このような花粉症やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患について、最近まで国は実態の把握すら怠っていたわけであります。旧公明党の平田米男衆議院議員が平成２年５月、政府に質問書を提出いたしました。患者の実態調査や対策強化についてただしたのであります。さらに、平成４年度予算において、アレルギー性疾患対策費として初の総合研究費１億円、３カ年計画で３億円を計上させることができたわけであります。厚生省は平成４年10月、全国で約１万5,000人の乳幼児を対象に、初めてアトピー性皮膚炎の実態調査を実施したところ、治療のため通院中、または通院歴がある乳幼児は、年齢を重ねるに従って多くなり、３歳児では４人に１人の割合に達することなどを明らかにしたものでございます。

私の身近にも同じマンションなんですが、うちの子供と同級生の子供さんがいまして、やはりアトピー性皮膚炎で大変苦労されている御家族がおります。いろいろお話をお伺いする中で、やはり最初にかかった医院では、なかなか病状に進展がないということで、あっちの病院こちらの医院と転々としたそうであります。最終的には、最初にかかったもとの病院にたどり着き、そこに通院しているということでありましたが、ちょうど今通っている医院がいいか悪いかはわからないけれども、もう疲れたということで、またこの病気は長くかかるということがわかってきたので、そこの医院に近いということもあって通院しているんですと、こんな話をされておりました。さらに、そのお母さんが訴えておられたのは、病院を転々としたときに、行政の窓口としてそのようなことを相談するところがあったならば、病院を転々とすることもなかったんではないか、無駄な徒労をすることもなかったんではないかということを訴えておられました。また、相談するところもなく悩んでいるお母さんもたくさんいるんではないでしょうか、このようなお話もしておりました。明確な治療法がまだ確立されていない中で、さまざまな情報が入り乱れている中で、誤った知識で症状を悪化させてしまうケースも少なくないようであります。

このように実態としては、子供がアトピー性皮膚炎になった場合、またはその疑いがあるような場合においても、何科に行ったらいいのか何科に行ったらベストなのか、このようなことでも、その入り口から悩んでいる方もいるそうであります。アトピー性皮

膚炎は、現在、小児科、皮膚科、アレルギー科、もしくは内科で治療が行われているようであります。仮に子供を小児科に通わせているお母さんが、食事療法の指導を受けたとします。食べ物が大きな原因であるから、卵や大豆、牛乳などは一切避けるように言われて、一生懸命そうした食事をつくっています。ところが、子供を今度は皮膚科に通わせているお母さんは、食事については余り厳しい指導は受けておりません。塗り薬を中心に皮膚疾患を外から治すという治療法を中心に行っているわけであります。かと思えば、アレルギー科に行っているお母さんは、子供に注射を受けさせて、食事制限のほかにダニやほこりなどの住宅環境の整備というところにも力を入れている。このような状況があるようであります。このそれぞれアレルギー科や内科や皮膚科、小児科、このようなところに通っているお母様方がもし一堂に会して話をした場合、当然混乱が生じるのは目に見えております。自分のしているのは本当に正しいのだろうかと、だれもが心を揺らすはずです。このように治療法に画一的なものが、まだ確立されていないがゆえに起こる混乱というものに、行政として何らかの手を差し伸べていかなければならないのではないかとの思いで、今回のこの一般質問に取り上げさせていただいた次第であります。

さて、それでは、具体的な質問をさせていただきますけれども、初めに、最近急増していると言われているこのアトピー性皮膚炎、急増の状況というものを行政としてどのように把握をされているか。先ほど厚生省でも実態調査をしたということもありますが、そういった報告を受けているかどうか。また、市としての状況はどんな状況をつかんでおられるか。この２点について、まずお聞きをしていきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　ただいま御質問の中にもございましたけれど、アトピー性アレルギーの皮膚炎でございますけれども、この病気の定義というのがない現状にある。したがって、治療の基準というものもはっきりしていない、こういうことで、御質問の中にありましたけれど、アレルギーというのは奇妙なとか不思議な病気というような名前の定義はあるということでございますけれど、医学の辞典等を見ましても、アレルギー性の皮膚炎とも解釈されている。それだけでは説明ができない面もある。遺伝的傾向はあるが、遺伝性疾患とは言えない。治療法には適切なものはないが、学齢期になると80％の子供は自然に治癒する、このように述べられてもおります。

そうした中で、先ほども御質問の中にもございましたけれど、厚生省は平成４年の10

月にアトピー性皮膚炎の実態を明らかにする。親の育児不安に対する行政としての今後のあり方を検討する上での基礎的な資料を得ることを目的に、先ほどの国の調査があったということでございます。１万5,300人を調査対象としたという中で、先ほど申し述べられたような数字が出ておるという状況でございます。

日野市の状況についてでございますけれど、健診時、1.6歳児の健康診査の中で、皮膚炎の有症状況を見てみますと、受診者数が平成４年でありますけれど、1,414人の中で60人の方が有症状況あり、要するに有症率は4.2%、こういう数字がございます。５年度を見てみましても、受診者が1,414人、その中で44人の方が有症状況あり、有症率は3.1%という数字でございます。国の方の統計資料とそんなに大差はない、低い数字でありますけれど、そういう状況でございます。

そうした状況の中で、市の方の対応ということについては、この健診時の中で厚生省が平成４年に調査を行って、一定の基準、一定の定義あるいは診断の基準というのがまとめられております。したがって、そうしたものが製本化されてパンフレットとして届いております。したがって、平成６年の中から１歳６カ月児健診につきましては、御指導を基準に従ってなさっておるというような状況にございます。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　どうもありがとうございました。

部長さんは、そんなに高くはない率だというようなお話でしたが、私からすれば、こんなにいるのかという、日野市としてもこんなにいるのかという、ある意味では驚きの、今感想を持っているわけでありますけども、平成４年度で60人、平成５年度で44人、決して私は少ない数ではないなという率直な印象を持っております。そういった意味で、先ほども申し上げたような現場のお母様方は、多くの方々が、やはりお子さんがこういうような難治性の病気ということで、いろんな意味で悩み思いあぐねているという、こんな現状が今ひしひしと伝わってくるような気がいたします。

そんな状況を今、教えていただいた中で、具体的な市の取り組みということをこれからちょっと要望させていただきたいと思っているわけでございますが、先ほどから述べているように、現場における混乱状況というとオーバーになりますけども、お母様方がずっと右往左往しているという現状があるわけであります。そんな状況を見るにつけ、こんな状況を行政として、ある程度の情報というものの交通整理をする必要があるのではないかという、このような観点から、先ほどのお母さんが、市としてそういう何か相談できる窓口があれば、こんなことを言っておりました。そんな意味で、前段とし

ては正しい知識の普及、啓発ということではないかと思います。やはり、いろいろな雑誌あるいは口コミ等で、今いろんな情報がはんらんしている。正しいものもあれば、いろんな意味で過剰的なものをあおるものもあるという中で、きちっとした医学的な観点からの知識の普及、啓発ということが大事になってくるのではないか、このような観点から、その知識の普及、啓発ということについての市の取り組みをどのようにお考えになるか、この点を次にお聞きしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　その前に、少ない数字ということを私は言ったわけではございません。国の統計資料と日野の統計資料というのが大差がない、ほぼ同じだという意味でございますので、ひとつ御了解願いたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

それに対する啓発と申しますか、講座というものを設けた中の、要するに対応ということだろうと私は理解いたしますけれど、こうしたことにつきましては、保健所等との大きな連携が必要であるというふうに考えます。したがいまして、保健所でも、昨年の中で一度アトピー性皮膚炎に関する講座を設けて、市の方でもＰＲ等広報をもってお知らせをしたというような講座を持っております。したがって、この講座はときどき年１回でございますけれど、東京都の保健所の場合には、そのときどきの病気といいますか、そうしたものに対応している。したがって、エイズというような騒がれがありますので、本年度については、エイズの関係についてのいろいろな講座なりを開くというような対応をしております。したがって、その事業の一環の中に、昨年はアトピー性皮膚炎の講座を設けておったということがございます。したがって、今後とも保健所と連携を持ちながらその対応をしていきたい、こういうふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　どうもありがとうございます。

保健所等と連携をとっていきたい、こういう答弁だったというふうに思いますけども、確かにことしの３月ですかね、１回保健所で「アトピー性皮膚炎ってどんな病気」ということで講演会をやっておられます。私も確認したんですけども、これはあくまでも単発的なものであって、先ほど部長さんがおっしゃったように、そのときどきのテーマでやっていくということですから、このアトピー性皮膚炎について言えば、今だそういう講演会なりそういったものは確立されていないと言っていいと思うんです。そんな意味でいえば、当然、保健所等もそういったものでやっていただけることが望ましいわけ

でありますが、できれば市主催で年に何回かやるという、このような市主催の事業として、それを一定の定期的なものとして開催をしていく。当然、医師会等との関連も出てくるでありましょうが、それについての保健所等とも連携を保ちながら、そういったものも市として考えていくということは、具体的にお考えとしてはどうでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　保健所との大きな強い連携のもとに、1回の実施という保健所の体制がございますが、さらに回数を倍にあるいは3倍にというような要望をしていきたい、こういうふうに考えます。したがって、保健所とのタイアップで市独自にというような方法ではなく、共催関係でやっていくのが適切であろう、こんなような思いを持っております。したがって、保健所では、今単独の事業としておやりになっている。これを共催関係で回数をふやしていく、こんなような要望をしていきたいという考えを持っております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　具体的にはそういう方向が一番手っ取り早いかもしれませんけども、先ほども申し上げたように、私が聞く範囲では「アトピー性皮膚炎」というテーマではやるかどうかわからないというのが保健所の見解でございます。ですから、年1回というのは、あくまでも医療全般についてのいろんなときどきの、先ほどもおっしゃったエイズとかいろんなテーマがありますから、このアトピーについてやるということの限りではないということですから、しばらくアトピーについて集中してやるというようなことをよっぽど働きかけないと、保健所でもなかなかそういったものは開催ということは難しいのではないかということを感じます。そんな意味で、保健所に頼るということも一つあるんでしょうが、市としても独自の事業として、何らかの形で医師会等にも相談しながら、私は働きかけをスタートしていただきたいなというふうに思っているところであります。これは要望としてとどめておきます。

最後になりますけども、そういった啓発事業とともに、現場のお母様方はそんな意味で、非常に講演等に行ったとしても、個別的な相談というのがどうしても出てくると思うんですね。不特定多数の相手を話をする。また、共通の医療知識を話をするというほかに、うちの子供はこれでいいんだろうかという、そういう素朴な悩み、疑問があるという、こういう病気についていえば特にそれが強いということなんです。そんな意味でいえば、先ほど申し上げたような啓発及び知識の普及ということも含めながら、同時に個別の相談事業というものが、やっぱり必要になってくるんじゃないかな、こんな

ことを現場のお母様方のそんな御意見、要望、お訴えというものを聞く中で、切に私は行政にお願いをしたいな、こんな思いで最後に取り上げさせていただいているわけでございますが、そういった意味での個別相談事業、もちろん先ほどから申し上げているように、また部長がおっしゃられているように、これはあくまでも一定の一つの見解、もうこうなんだという治療法というのがまだ確立されていないという意味では、三者三様の考え方が出てくるということも当然あるので、余計混乱してしまうのではないかという御意見もあるかもわかりませんが、やはり今、最低限の確立されている一つの見解というものもあると思うんですね。その最低限確立されている今の考え方、また一つには皮膚科、内科、アレルギー科、そういったそれぞれの科では、当然治療法も違うんだというようなことも含めて、その辺のいわゆる基本的な部分でのアドバイスは、当然できると思うんですね。

そんな意味でお母様方からすると、果たして皮膚科に行ってるんだけども、皮膚科だけのその塗布するような薬だけでいいのかどうかということが、当然、内科、アレルギー科に行っているというようなお母さん方から話を聞けば、本当に不安になって、もういてもたってもいられなく、ついほかの科に行ってしまうというようなね。だから、私なんか客観的に、当然医療のことはよくわかりませんけども、やはりしかるべき人がきちっと話をして、あなたはこの病院で続けていくことが最善ですと。それぞれ内科とか皮膚科とかアレルギー科で治療法が違うんだから、それに惑わされてはいけない。今、あなたが行っている病院でしばらく続けてみなさいという一言助言があれば、随分これはお母さん方からすると違うんですね。そういったものがないんで、当然ある病院にいけば、その病院は自分の患者さんとして抱えたいがゆえに、その自分の専門の分野だけの話をするということで出てくるわけですね。

ですから、そんな意味での本当にそういう意味でのお母様方の不安を取り除いてあげるためにも、また病状的にどうかということも、当然もっと深く相談したい方もいるかもわかりません。それは、病院に行けばいいじゃないかという、そういうふうに片づけられてしまえば、これはもうそれまでであります、そこに、そういうふうに言って、だけどうまくいかないという現場があるということに、私は問題がある。現に医者に行ってんだけども、そのお母さん方からするともう不安でしようがない。しようがないと言ってしまえば、それまでなんですけど、ただ、そういうところにちょっと手を差し伸べるだけでも、お母さん方の不安を取り除いてあげる大きな役割というものが、やっぱりこういう傾向、こういう病気が急増してきて、そういうお母様方から、本当

に現場で悩んでいるというのを見ると、行政としても何らかの手を差し伸べてやっていかなきゃいけない、こんなことを強く思うものですから、そういった意味での個別相談事業、こんなようなことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　一般的な医療相談事業、健康に関する一般的な医療相談事業というのは、今、月１回第１週の金曜日に保健センターで医師会の方にお願いして実施しているところでございます。

しかし、このアトピー性というこの症状に対する医療相談というのは、申し上げておりますとおり、小児科、内科、皮膚科だとか多岐にわたっているということで、お母さん方がどこに行っていいのか、あるいは行ってもなかなか治らないとかいうようなことで不安を抱く、こういうことだろうと思っております。したがって、そうした交通整理と申しますか、そうした相談ということになろうかと思いますけれど、ましてそうした不思議な病気と言われるような中で、専門的な医療相談、こういうような位置づけになろうかと思っております。

したがって、医師会の方とも十分協議した中で検討をさせていただきたい、こう思っております。したがって、専門的な個別の相談事業という位置づけの中で、医師会の方と協議していきたい、検討させてほしい、こう思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　どうもありがとうございます。

当然、医師会等の関係がありますので、今すぐどうこうということは、私は当然難しいということはわかります。ですから、一つの投げかけとして、医師会等にも十分その辺のお母様方の現場の大変なそういう右往左往している現状というものを、ぜひ訴えるというかお話をしていただいて、その中での行政とタイアップして、医師会等でも協力していただきたいという、こんな角度でひとつ個別相談というものも実現に向けて御努力をぜひしていただきたいというふうに思っているところであります。

最後に市長にこの問題についての全般的な質疑のやりとり、またそういう要望についての個別相談事業というものを、担当部長は前向きに医師会等と検討していくというお話がありましたが、市長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　幼児のアトピー性皮膚炎、原因が特定できないアレルギー疾患である。こういうことにつきましては、ここ数年来いわゆる小児病という形でいろ

いろ情報があることを、我々も承知しております。地域としての対策も、これまでいろいろな育児相談――育児相談といいますか、保健相談の中でかかわってきたと思っておりますが、今部長のお答えしておりますとおり、かなり伝染病ではありませんが、広域性であるということはもちろんでありますし、やっぱり厚生省からの方針ということから、だんだんと対策、対応が行政化されてくるというふうに思っておりますが、なお、積極的に保健所に御相談をし、また医師会にも参加をしていただいて、地域自治体としての取り組みを進めていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　どうもありがとうございます。

いずれにしても、今後ますますふえてくるであろうと思われるこのような文明病とも言える、このような病気について、今後ぜひ具体的な先ほどからの御提案をさせていただいている啓発事業、知識の普及事業、そしてまた、個別相談事業というものをさらに具体的に向けて御努力をお願いしたい、このことを強く要望してこの質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって７の１、アトピー性皮膚炎に苦しむ家族に行政が手を差し伸べよ！の質問を終わります。

一般質問７の２、高齢化社会に備えて地域住民参画型住民相互サービス制度を確立せよ！の通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

**○12番（田原　茂君）**　それでは、２問目の質問をさせていただきます。

我が国では、昭和45年に老年人口比率、これは全人口に対する65歳以上の比率ですが、７％を超え高齢化社会を迎えました。その後、欧米諸国に比べて非常に早いテンポで高齢化が進展しているわけであります。日野市においては、平成12年には12.9％になることが予想されております。これは、昭和50年に比べ、実に３倍近い値となるようであります。一方、世帯の小規模化により、これまで家庭の中で家族が担っていた高齢者の介護等の人手が減少し、介護の必要な高齢者を抱える家庭では、家族の扶養、介護負担が増大する一方であります。しかし、女性の社会進出が伸展しているため、家庭における扶養、介護機能の低下も、また著しいと言わざるを得ません。さらに、ひとり暮らしや寝たきりの家庭も、当然ふえてくると予想されます。

そうしますと、在宅福祉を支えるためのマンパワーの確保が、大きな問題としてクローズアップせざるを得ません。このマンパワーの確保については、大枠として二通りあろうかと思われます。一つには、いわゆるプロとしてのマンパワー、すなわち理学療法

士、作業療法士、看護婦、介護従事者等の専門職員や技術者等の確保の問題であります。いま一つは、市民による、いわゆるボランティア活動等による、市民同士の相互扶助活動としての地域福祉の担い手としてのマンパワーの確保の問題であります。もちろん、この二つは密接に結びついている関係であることは言うまでもありません。ボランティアから専門職として資格等も身につけていく人もいるでしょうし、むしろ、そういうことの方が理想的かもわかりません。

さて、今回は、この後者のマンパワー確保の問題に少し重点を置きながら質問をさせていただきます。早速質問に入りますけれども、まず現状におけるひとり暮らしや寝たきりの家庭に対する訪問システムはどうなっているかどうかということであります。この点から、まずお聞きをしていきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　現状でございます。身体上、または精神上の障害があって、日常生活を営む上に支障がある老人の家庭に対する老人ホームヘルパー等の派遣の事業でございますが、市採用の家庭奉仕員が６名ございまして、派遣を行っておりますが、これに派遣世帯としては28世帯を担当しているところでございます。また、そのほかに家政婦紹介所の登録ヘルパーによるものが207世帯ほどで165人ほどがその事業に携わっております。また、日野市の福祉事業団、老人ケア事業でございますが、これによるものが267世帯に246人が担当している、こういう状況でございます。そのほかに、一部日野市の女性社会事業協会、または民間団体による家事、介護サービスを担当しているということを伺っております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　ありがとうございます。

一つには、市の職員のヘルパーさん、そしてまた、家政婦紹介所における派遣、また事業団、大枠このような三つですかね、があるというようなお話を伺ったと受けとめておりますけども、それぞれちょっと検証してみますと、ヘルパーさん６人ですね。が、分担されて、今御自分で持っている仕事のほかにされているわけですから、これはもう大変な負担を強いられているというか片手間にやらざるを得ないという、これは当然のことでありますが、出てきてますね。ですから、これも大変全員を網羅するということには、ほど遠いという現状であると思います。そしてまた、家政婦や事業団、これは当然御本人が申し込みをされて、初めて会員になったりとか、あるいは市の方に福祉の援助ということで要請がきて初めて行われる、こんな状況ですから、これに該当

しない方々は多数まだ残っていらっしゃって、なかなか目が行き届いていないという、これがやっぱり現状であろうかと思っております。そんな意味では、この状況を見るにつけ、今後のさらなる高齢化社会を考えますと、一つの考え方として、自分たちの地域にいる高齢者は自分たちで面倒を見ていくという、こういう地域相互扶助体制というんですかね、そんなようなものが、やっぱり構築されていく必要があるのではないかということを痛切に感じているわけであります。

厚生省においてもそのようなものを思い描いて、平成4年度より厚生省認可によるホームヘルパー養成研修がスタートをいたしました。これは、ある一定のカリキュラムの講習を受けると3級というライセンスがいただけるわけであります。当然、市が実施してもカリキュラムさえ市が組めば、そのライセンスは厚生省認可で与えられる、こういう事業でありますけども、日野市の保健・福祉計画によると、平成7年度より実施となっているようでありますが、日野市として、このような制度をどのように地域福祉という観点を踏まえて、日野市としてこのような制度、厚生省がそういったものを踏まえて実施している制度をどのように利用して、マンパワーの確保をされようとしているのか、この辺についてはどうでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　この人材の確保、養成ということにつきましては、これは緊急課題と受けとめておりまして、当市といたしましても、本年の10月からこのホームヘルパー養成事業といたしまして、ホームヘルパー施設介護職員養成講習、これは3級の過程でございますが、3級といいますと、主に家事援助業務でございますが、これの定員40名ということで、市民を対象にいたしまして、福祉事業団に委託をして今年度から開始したところでございます。平成7年度には、さらにこの課程のほかに、また2級程度の――2級程度になりますと、身体の介護業務まで当たれるわけですが、そういうものも実施していきたいというふうに考えているところです。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　わかりました。

平成6年度、ことしから既に前倒しで実施されている、こういうことの説明がありました。さらに、今度2級ですか、また1級も含めて行われるというようなお話もあったかと思います。いずれにしても、そういう形で市としても積極的な対応をされていくということはわかりました。ただ、問題は、この制度をそういう形で市が積極的に採用というか、取り入れていくにしても、問題は、この3級とか2級を取得した人、こ

の人たちを具体的にどういうふうに今度はマンパワーとして就労に結びつけていくかということが、より重要な問題になってくるわけであります。

一つの考え方としては、登録制にして御本人が働ける時間帯にあわせてホームヘルプ派遣事業に加わっていただくという、こんなことが一つの考え方かな。ある意味では有償ボランティア的なマンパワーの一角を担っていただく、こういうことになろうかと思うわけでありますが、それが理想ではないかと思うわけですが、こんなような方向を考えておられるのか。そのほかいろいろあるのかどうか、方法が。資格制度の市の実施はわかります。具体的にどういうふうに、今度は市の方に、また福祉の現場に人材として振り向けていくのか、この手法、また問題点があれば、そういうところをお聞かせいただきたいと思いますが。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　現在、家庭奉仕員、ホームヘルパーということで、市に6名ございまして、5名は既に1級を取っておりまして、2級が1名という状態。そして、しかも、この1級の者は介護福祉士という試験に合格して資格を取っております。先般、この10月に行っております受講者の終了者に対してどうするということを、まだ確定的に決定をしておらないところでございますが、考えといたしましては、市登録ヘルパーとして名簿登載を行って、家政婦紹介所登録ヘルパーと同様に必要に応じてホームヘルプサービスに派遣するということを考えたいというふうに思っているところでございます。

この使い方の中では、フレックス勤務体制といいましょうか、これからは24時間体制ということを考えなきゃいけないので、時間制といいましょうか、そういう面にもこの登録した方々の勤務できる時間帯等を把握して行いたい。また、今申し上げました介護福祉士の資格がある私どものヘルパーが一度は最初、その家庭を訪問して、どういうふうな介護の仕方が適しているかというようなことを一たん見て、そして登録の方々に私どもにいますヘルパーが区分けといいましょうか、コーディネートといいましょうか、そういうような働きをさせながら対応させていきたいというふうに考えているところであります。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　わかりました。

いずれにしても、私もそういうふうに登録制でやっていくということが中心になるかなというふうに思っているところでありますが、そういう方向だということで、さらに

利用しながら、あと１級２級については都でもやっているわけでありますから、それについての交通費等を援助するとか最大限バックアップしていただいて、厚生省がせっかく地域福祉をという観点でスタートした事業をですね、うまく市としても軌道に乗せて、即戦力になるような形でのマンパワーの確保を具体的に、そんなに具体的なものはないというお話でありましたが、登録制というものを中心にしながら、やっぱりやっていかなければいけないと強く私も思っておりますので、いろいろ課長に聞きますと問題点もあるようでありますけど、いろいろな問題点もあるかとは思いますが、それしか方法はないと思います。そういった意味での具体的な確保を、さらに工夫しながらやっていっていただきたいということをお話ししておきたいと思います。

さらに、このマンパワーの確保について、次の考え方として、今後はやはりお年寄りも当然ふえてくるわけですから、そのお年寄りもマンパワーの一角を担うべきだ、こういう角度の考え方が当然出てくる、また出てきていると思っております。ですから、お年寄りがお年寄りの世話をするという考え方という意味での取り組みをちょっとお聞かせいただきたいんですが、お年寄りといっても、当然会社を定年退職されたような、まだ若いというか60歳前後の方も入るわけでありますから、全部が全部、そんな高齢者という意味ではないんですが、そういった方々を含めてのお年寄りの方々、元気で健康で、時間もある、なおかつそういった人の面倒も見ていけるような方々、そのような方々については、積極的にこれは行政としても働きかけをして福祉の担い手として、いろんな意味でのバックアップをしていく。また、制度として、今から何か考えられるものがあれば、制度化していくということが、当然私は必要になってくると思うんです。

そんな意味で、私は一つの提案ですけど、こんなものもいいんじゃないかなというように思っているんですが、具体的には、例えば自治会等などから推薦された、要するに地域で信頼されているということが条件としてないと、あんまり変な人がやっても受け入れられませんから、そういった意味では、自治会としても推薦ができるような人というか、自治会として推薦されたような人、このような方を市長の委嘱というんでしょうかね、市長が委嘱をして、これ仮称でありますけども、福祉推進委員というような、そういう肩書をつけていただいて、担当地域のひとり暮らしや寝たきりの家庭を訪問するという、このような制度を、ぜひ考えてほしいなというふうに思っているわけです。

現在、当然民生委員さんという制度もあります。今130人近くたしかいらっしゃると思うんですが、私も前、仕事をしていた関係でいろいろつき合いがあっていろいろお話

も伺っていますけども、民生委員の方々は当然高齢者だけじゃなくて、生活保護も含めていろんな角度でいろんな方々を地域で面倒というか目くばせをしていただいているという状況ですから、この高齢化社会についてだけ考えると、非常に今の民生委員さんの方々には荷が重過ぎるということが、当然あるわけです。そんな意味でのそういった方々も当然、やっていただくのは結構なんですけども、それプラスアルァでこういった地域でのマンパワーとしての、冒頭申し上げたような地域、自分たちの地域は自分たちで支えていくという、こういうシステムというものを、やっぱりつくっていく必要があるということでの市の行政としての取り組みを、このような制度からスタートしていくのもいいんじゃないかな、こんなように考えて提案をさせていただいているわけであります。

また、これにあわせて、先ほどの市長が委嘱するというようなお話もさせていただきましたが、きちっとしたいずれにしても委嘱あるいは市独自のライセンスというものもあっていいと思うんです。先ほどの厚生省の３級、２級、１級とあって、これはきちっとしたカリキュラムがあってある程度のそういう受け入れられる若さがないと、厚生省認定の１級、２級、３級というのがなかなか取得できないというか、それがあるわけですね。ですから、それをこっちへ置いといて、やはりお年寄りにこういう言葉がいいかどうかわかりませんけど、使命感を与えるというか励ましというか、自分は社会に対して貢献しているということを、目に見えた形で示してあげるという意味では、市独自のライセンスというものも、私は考えていいのではないか。

だから、例えば先ほど申し上げたような、市嘱託みたいな形でやっていただいて、何年間かやっていただいた方には、自然にそういうライセンスが取得できるというか、与えるというか、または市独自のカリキュラムを組んで福祉の現場でのいろんな対応についての、基本的な――本当に基本的な部分だけでもいいですから、講習をしていただいて、そういう年配の方に対しては、厚生省認定とは違う意味での市独自のライセンスを与える、交付するということも考えてもいいんじゃないかということが、大きな地域のお年寄りがそういった意味での力を発揮していただく。また地域を自分たちで支えていくという大きな励みになるんではないかという一つの考え方から、そんなものも、私はあっていいのではないかということを提案をさせていただきたいと思っているわけでありますが、それを含めてどうお考えになるかお聞かせいただけますか。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいま御提案をいただきましたが、地域の福祉を公的な援助だけでなく、公私協賛の観点に立って働ける、または、まだまだ元気な御老人

の活用というような意味も含めた御提言がございました。たしか、高齢化ということに進みますけども、一方、健康な高齢者もたくさんいるということは出てくると思います。こういう側面を持っていますので、これらの方々の持つ経験や知識に着目いたしまして、その能力を老人ケアに活用できる方策は、やはり考えなきゃいけないというふうに思っております。形はボランティアという形になりましょうか、どういうふうな形になろうかと思いますが、いずれにしても、このことについては今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　ありがとうございます。

いずれしても、そういったことを真剣に考えざるを得ない状況に、私は立ち入ってくるのではないかというふうに思っているところであります。ぜひそんな意味での取り組みを、やはり今までの福祉行政を見ていますと、やはり現状立ち至って初めてスタートをしていくという傾向が、早く言ってしまえば市長の手法というか、場当たり的なものが多々見受けられるという意味においては、こういったところから、やっぱりある程度の計画性を持ってやっていく必要があるという意味では、これは一朝一夕になかなかできませんから、そういった意味での取り組みを、今からしっかりとやっていっていただきたいなというふうに思っておりますので、どうかさらなる検討、実現に向けての御努力をお願いしたいと思います。

最後にまとめとして、最後の質問になりますけども、将来的には、介護まで含めた相互扶助システムというんでしょうかね、そういった、いわゆる将来的な意味での地域相互扶助プラス介護福祉士等という専門的な一つの分野にも立ち入るかもわかりませんが、そういったものまでも冒頭申し上げたように、ある程度地域の方々がそういった担い手となっていっていただく。その中から本当に人材を見つけて、専門的な介護福祉士というか、そういったものまで人材を育成していくという、こんなことを今から、同時にまた先ほどの話と同じですが、そういったものを含めて検討していく必要があるというふうに思っているわけであります。

そんな意味で、ちょっと難しいかもわかりませんけども、介護福祉士という、簡単に言ってしまえば、地域の中からそういう専門的な者までも育成していけるような、そういう体制というものを私は考えていく必要があるというふうに考えておりますけれども、大まかな言い方で大変申しわけないんですが、こういう考え方についてのお考えが、今ありますでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会に向かって、いわゆる在宅介護をどのように展開していくかということは極めて大きな課題であります。御提案のことも含めて、日野市ではかなり実践をしていると、私はお答えできるように思っております。いわゆるゴールドプラン、国の呼びかけの中では、マンパワーの整備ということが、本当に実現できるかどうか。このことにかなり苦慮したわけでありますが、だんだんと社会福祉士という資格がどこで認定をされたり、またそういう能力を持たれる方を養成するかということが、必ずしも完成したということではありませんが、日野市方式と言っていいと思いますが、福祉事業団におきましては、いわゆる会員制でケアを求める会員、それから供給できる会員、こういう構造によって、かなり需要供給が今満たされておる、こういうところまで進みました。この形を、市民の需要に対しまして市民がおこたえができる、これをなるべく量的にも質的にも向上させていくということが、大きい解決手段の主流になるというふうに申し上げてよろしいと思っております。

この方式をより推し進めて、また女性の社会事業協会等の参画も含めて、だんだんと充実の道が整いつつあるというふうに考えております。いわゆる委嘱の制度、あるいは行政側から何かライセンスを出す仕組みということも、有効な方策だとは思っておりますけど、今の制度にのっとるとすれば、なお、民生委員さんに大きな視野をつくっておいていただくということ。それから、市が直接持っておりますわずか６名のホームヘルパー制度、これでは、もう量的に対応できませんので、いわゆる民間の活力を活用させていただくという方式によって、必要な要請に対して必ず供給できる、このように整えていきたいと考えております。

今は需要に対してかなりこたえ得ているというふうなところまで達しておりますので、一層ひとつ能力のある仕組みをつくっていきたい、こう思っております。特に会員制という言い方を申し上げましたが、一定の会員のルールを設けて、そうして必要以上の介護を求められても困るわけでありますし、また必要以上のことを行って事故を起こしてもいけないということもありますので、それらが社会的に問題にならないような仕組みでいく、これが大切な一面だと思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　市長はもう現在でかなり事業としては達成しているという胸を張っての御答弁があったわけでありますが、その辺は、私たちとちょっと観点というか考え方が違うわけですね。要するに、今の日野市においても、そんなに問題になる

ほどのまだまだ高齢者の比率というものも高くないわけですから、ある意味では、今の日野市における現状は、もう最低限これをやらなければいけないという、そういう部分だと私は思うんですね。そういう胸を張って十分だと言い張るようなもんじゃないと思うんですよ。それを考えると、やはり今後のことを考えると、今市長が話をされたような民生委員さんに視野を広げていって、事業をまたやっていただく、こんなニュアンスにちょっと受けとめられたんですが、現場を見ますと、必ずしも民生委員さんがそういった意味で、各地域の福祉の担い手として、当然各地域では、先ほど申し上げたように広範囲で担当していただいているわけですけども、高齢化社会、またお年寄りついてだけ言えば、民生委員さんだけでは無理だということは目に見えているわけですよ。市長のお考え方は現場を見ていないお考えだなという率直な、私は感想を持ちました。

いずれにしても市長に申し上げたいのは、今がある程度整備されてるからいいんだという、こういう考え方というのは、もう全く行政の長としてのあり方としては、私はナンセンスだと思います。今後のことを考えると、今はある意味では本当に投資というんでしょうかね、福祉の投資というんでしょうか、いろんな意味でのアイデアを考えて独自のものを、日野市の現状を見て、本当に日野市においての地域性とかいろいろあると思うんですね。そんな意味で、日野市としては何ができるかということを考えていかなければ大変なことになってしまう。保健・福祉計画を見ても、これは本当にきれい事ばっかりである意味では、他市のものを見ても、あれは一律そういった形でやっているかもわかりませんが、ほとんど各市を見ても大差ないんですね。それで、お義理でやっているようなところも見受けられる、厚生省の一つの音頭取りでやっている中で。だから、本当にこの保健・福祉計画をつくるときにもいろんな指摘があったように、現場の意見を聞いた中での、いろんな施策というものを展開していかないと、本当に今までみたいな場当たり的なものに終始してしまって、にっちもさっちもいかない状況というのが、私は将来出てくるんじゃないかなと。今までは、それである程度、高齢化率もそんなに高くない時代はよかったかもわかりませんけれども、これからは、そんな悠長なことを言ってられないということでの、また認識をしっかり市長にも持っていただいて、先ほど申し上げた提言というものも、かなり私は一つの方向としては考えてしかるべき大きな観点じゃないかなという意味で、御提案をさせていただいているわけでありますので、その辺をしっかりと酌んでいただいて、今後の高齢化社会の対応をお願いしたいということを申し上げまして、この質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって７の２、高齢化社会に備えて地域住民参画型

住民相互サービス制度を確立せよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時12分　休憩

午後１時32分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、任意団体の日野市企業公社問題を再び問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

**○22番（馬場繁夫君）**　では、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成５年度決算委員会で、地方公共団体の本来の業務に専念義務がある職員２人を商法法人を目指す任意団体の日野市企業公社に、法律や条例に基づかないで派遣をし、しかも自治法第252条17からも、派遣先から給料の支払いを受けるべきでありますが、日野市から給料の支払いは公金の違法な支出であります。また、契約は、本来は競走入札が基本であり、商法法人を目指す企業公社に見積もりも提出せず、３億円を超える委託料を随意契約する問題、さらには任意団体の公社に助役等の就任は、地方自治法142条、166条、168条に抵触しており、任命権者である森田市長の責任の重大さ等について質問を行ってまいりましたが、今回は、視点を少し変えまして、基本的な問題について質問をさせていただきます。

質問の第１点目は、平成２年日野市企業公社設立準備室を設置いたしまして、平成３年１月に任意団体の日野市企業公社を設立いたしました。この企業公社の発案者について、どなたがどう発案されてきたのかお伺いいたします。あわせて設立の経過、また、なぜ任意団体として設立したのか、この辺第１問目としてお尋ねいたします。

第２問目としましては、行政サービスの受け皿として商法法人を目指すものでありますが、市民の血税を効果的、また効率的に活用し、市民サービスの提供をするわけでございますが、本当にこの企業公社が効率的、効果的な運用ができて、市民の重要な血税を効果的に使えるのか。また、そのことにサービス提供が継続できていくのか。このまず２点について、基本的なことをお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　企業公社に関する御質問でございますけれども、御質問にありましたように、企業公社は平成２年にその準備を始めたところでございます。この企業公社の発案でございますが、乗鞍高原に日野山荘をつくるに当たりまして、これの管理運営を直接市が行うか、あるいは委託にするかというようなことの考えの中で、特に全部一般民間業者でなく、市の肩代わりをする企業公社というものをつくって、それで、そこに運営をさせていきたいというようなことを関係者といいますか、企画を含めて考えて発案したものでございます。

それで、なぜ任意団体で発足したかということでございますけれども、当面、任意団体で発足し、それで財団なりの法人化を目指そう。つまり、これまで福祉事業団にいたしましても緑化協会にいたしましても、当初からの正式な法人じゃなく、人格でなく任意的に発足して、その後、人格をとってというようなことでございました。当初から人格がとれればよかったんでしょうけれども、当面、任意で発足したという経緯でございます。

また、その目的といいますか、公社に管理運営を任すことによっての効率運営につきましては、やはり効率の中では経済性を１位に考えておりますのと、それから、市民サービスを行う上での行政的なサービスのほかに、公社といいますか、民間的なサービス、かなり弾力性があるサービスができるというようなメリットを考えまして、設立に至ったわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。今、答弁をいただきましたけど、設立の趣旨として、一番主なものは経済性を考えているんだということを言われておりますが、この経済性について、まず具体的にお尋ねしたいんですけど、今回の企業公社を商法法人にすることにより、日野市にとって市民の税金が本当に効果的に効率的に間違いなく活用できるのか、非常に疑問を感じているところでございますが、それにつきまして、企画財政部長に間違いなくそれができるのか、まずお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　経済性の面でございますけれども、これまでも平成３年から平成６年まで運営してまいったわけでございますけれども、これは、市が直営

でやった場合と企業公社といいますか、外郭団体で行った場合とは、特に人件費に差が出てまいります。大きな組織の市の方の直接の人件費で置きますと、かなり１人当たりの人件費もたこうございますけれども、企業公社という団体で職員を採用し、あるいはまた市の退職職員を再雇用、仕事に従事さすというようなことでメリットはあるというふうに思っております。

なお、今後、株式化にいたしましても、その考えは継続いたしますとともに、なおその効率性を目指していきたいということで、この株式化については、一応それなりの見通しを立ててお願いしております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今の答弁で、特に人件費におきましてはメリットがあるんだ、経済的な効果があるんだというような趣旨の答弁をいただきましたが、具体的にどういう効果があるのかお示しを願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　人件費ということで申し上げましたけれども、市が直接この保養所等の運営を行いますには、やはり市民への利用に際して何人かの職員を専属で置かなければならないわけでございます。また、全部が保養所そのものの中身も直営ということでやると大変ですが、これはそれぞれの民間のノウハウをお借りしまして、調理だとかいろんな管理については民間にお願いするわけでございますけれども、民間へのお願いにしましても、やはり管理費というものが、かなり委託料の中にはウエートが出てこようかと思います。そういうような中では、企業公社の職員で市の直営にかわる職員体制、また、現場での運営についても、一切業者任せでなく管理的なことを公社の職員がやるというようなことでのメリットがあるというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　メリットがあるという答弁は、先ほどからいただいていますので、今回、具体的に市が直営で、また民間委託する場合と、この企業公社に一度委託をし、さらに企業公社から民間に委託する、こういうシステムの大きな違いがあるんですけど、この企業公社を設置して、ここで市から委託をして、またさらに民間委託をするという方式の方が、具体的にどういう経済的な効果があるのか。それについてもう少し具体的に、当然、導入するに当たっては詳しくその辺は数字的に明確にしていると思いますので、その根拠性を少し教えていただきたいと思うんです。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ただいま保養所の例でも申し上げたわけでございますけれども、一つの人件費に経済性があるというようなことの中では、現在、企業公社におきましては、平成５年度の決算から見ましても、大体人件費としては3,650万ほどを使っておるわけですが、これをそれぞれの現在、企業公社が行っている仕事を市直営というふうに置きかえますと6,900万ほどかかるというようなことで、3,600万と6,900万の、一応年間の経費が違ってくると数字的に申し上げられると思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の数字はよくわかるんです。具体的に、それがどういうふうに市の業務の中にあらわれていくんですか、具体的にそれをお示しください。ですから、今まで日野市がやって、直接民間委託をしていた、それを今度は公社に委託をして、公社から、また民間に委託をしている、こういうふうに変わってきたわけですね。ですから、日野市としては、今まで直接民間委託した場合と公社に委託した場合とほとんど違いは出てきていない。ですから、数値的には、たしか約倍近い人件費が浮いているという計算値は成り立っても、現実的にはそうなっていないということは明白なんですけど、実際、その具体的に市が直接やれるのを、企業公社を設置してやった方がいいのだという、当然導入に当たっては、その辺については具体的にしっかりとしたビジョンを持ち、市の業務内容も、場合によっては職員体制も変えて導入していくのが当然だと思うんですけど、その辺の比較を踏まえて具体的にどうそういう現実のものから見てメリット性が出てきているのか。当然、これの導入に当たって、特にその辺はしっかりした形の中で、一つの方針というのを明確に出して、それで、人員的な配置計画等も出ているでしょうから、その辺をあわせて具体的にお示しを願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　企業公社発足当時は、直接の比較等につきましては出してございませんが、特に市の職員として何人必要かというようなことは、十分把握しております。そして、乗鞍山荘がどのくらいの運営費がかかるかというようなことにつきましては、業者からの参考見積もりもとっておるわけでございますが、これを企業公社が行うことと直接、直営でやるというようなことでは、先ほどからお答えいたしておりますように、公社といえども市の仕事を直接請け負っているというようなことで、どちらかといえば市と同じ立場でございます。ただ、職員が企業公社職員というようなことで、変わっておるというようなことの中では、人件費の差が出てくるというようなことで、先ほど3,600万と6,900万というような数字をお示ししたわけですが、そういう

ような中で公社の設立、また保養所の委託というようなことを行ったわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　実際、公社に委託をした。今までは民間、例えば保養所以外にも、直接市から民間委託をしていたものを公社委託にしたということで、当然、そうなると業務的に人員の必要性が減ってくるということが、当然出てくるわけですね、業務的には。そして、その部分が、今度企業公社の管理費ということで置きかえていくならば、先ほどの数値的な部分が成り立ちますけど、現実はその操作をしてないんですね。ですから、確実にこれは公社の管理委託料がその分だけむだに使われてしまうというふうに言えるんじゃないですか。ですから、確実に安くなってないんですよ。

ですから、先ほど部長の答弁では、最初、直接的に比較をしてないんだと。これは大変なことですよ、それをやらないで導入しちゃっているんですから。例えば、今、乗鞍高原の日野山荘の場合は、運営管理業務として従来の委託料プラス12%、これが上積みしているんですね。これが、管理運営料になっていくわけですよ。それから、八ケ岳高原の大成荘についても11.5%、これが通常の業者委託にプラスされているわけですよ。もう明らかにこれをとってみても、高くなってくるわけですよ。これ、本当に安くなっていると言えますか、これ。言えますか、本当に。どこが安くなっている、どこが。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　ちょっと私の説明が十分でなかったかと思いますけれども、今まで直接外部委託していたものを企業公社に切りかえたというようなことではございませんで、新しく発生いたしました乗鞍日野山荘、それから大成荘の建て直しによりまして、新しく業務として生じてきたものについて、企業公社が運営に当たってきたわけでございます。したがって、従前の業者というのはないわけでございますが、お話の11%、10%というようなことでございます。これは、業者の見積もりにただそれを上乗せしているというふうにお考えでございますけれども、この業者の見積もりは管理費といいますか、つまり企業公社が直接やるべき費用は除いて、業者からの見積もりをとっておるわけでございます。それで、企業公社がやるべき仕事は、大体10%か11%の費用の中で運営をしているというようなことでございますので、決して高いというふうには考えておりません。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　いいですか、例えば八ケ岳の大成荘につきましては、これは

業者に委託をしている。もし市が直接業務を行えば、日野市から食事等も含んで管理委託する、業務そのものの委託料で済むわけですよ。その上に企業公社の管理料11.05％、上乗せしているわけですよ。さらに――さらにですよ、日野市の２人の職員を企業公社に派遣をしている。この２人の職員の給料は企業公社でなく日野市が支払っているんですよ。どう見たって高くなるんじゃないですか。

それから、現在、地区センターの保守管理、これは57館、これは17％上積みしているわけですよ。それから、中学校の校庭のナイター管理業務、これは18％上積みしているんですね。あと市民プールの管理委託料、これは15％、これみんな同じ方式でやっているんですよ。で、どうしてこれが高くならないんですか。納得できるように説明してもらえます。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　必ずしも当てはまりませんけれども、一つの数字的な例で申しますと、費用が100％かかるといたしまして、そのうち業者に直接、全部を任せれば業者に100％でございます。しかし、企業公社にまず100％任せ、その中で企業公社として管理運営費として直接行う費用を控除いたしまして、業者には11％控除、つまり残りの89％が業者への委託料というふうになろうかと思います。

したがいまして、100％にプラス11％しているんでなく、あくまでも業者が企業公社の、また下請けの業者が行います業務にプラスしておるということで100％の範疇に入っておるわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　全然よくわからないんですよ。ではもっとわかりやすく言いますと、例えば市民プールの管理料、これは従来よりずっと市民プールの管理はやっていたわけですね、社会教育センター等に委託をして。そして、例えば平成６年度のを見ますと、従来の委託料プラス15％上積みして委託料として企業公社に出しているわけですよ。これ、その分だけ高くなってきたわけですね。それで、そのために職員の業務は変わらないわけですよ、業務内容は。同じ委託しているんですから。だから、これを見ても安くならないわけですね。だから、ナイターも同じですよ。その分だけ上積みするから高くなってきちゃうんですよ。違いませんか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　日野山荘あるいは大成荘が、一番大きな業務でございますが、それは、あくまでも直営でやった場合との比較でございました。したがい

まして、委託料だけでなく市の職員がそこに直接関係しているわけですが、この人件費は委託料に入ってございませんので、これを改めてその人件費を出しますと、先ほど申し上げましたように3,000万と6,000万の違いが出てくるわけでございます。ですから、委託料だけでなく、直営で行った場合の市の職員の人件費というものが、企業公社の方の人件費に振りかわるというふうにお考えいただければと。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ですから、大成荘にしても日野山荘にしても、すべて市が直接行えば、そういう金額になりますが、実質的には市が直接できる業務はなかなか難しいことですから、それで、市がまたそれなりの民間の業者に委託をしていくわけですよ。それで、市が民間業者に委託した部分とこの総体的な金額と、今度日野市が企業公社に委託をして、企業公社がさらに民間委託をしていく。これの比較になっていくわけですね。そうすると、明らかに企業公社に委託した方がより金額が高くなることは明白なんです、これ。違いませんか、これ。その辺は、日野市が直接やるよりも、民間委託してやるよりも、ずっとこの企業公社がやった方が安くなるということが言えますか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　人件費の取り方でございますけれども、その分、直営といいますか、市の職員がそっくり要らなくということであればはっきり申し上げられるわけでございますけれども、やはり市の職員は、またその企業公社に肩代わりしてもらった分を、またほかの業務の方に力を注ぐというようなことで、はっきり直営だった場合の職員を減らすというようなことは、日野山荘あるいは大成荘みたいな大きなところですと、1.0とか2.0という職員数になりますが、地区センターとか市民プールというようなことですと、なかなか一人というふうな単位でマイナスにできませんので、そのまま体育課なら体育課の職員はおるわけでございますが、業務の中で市が直接やるよりは、公社にお願いした方が人件費の振りかわりはございますけれども、１人当たりの人件費としては安くなるというようなことでやっておるわけです。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　最初、設立してやるときに、なぜその辺のところを詰めてやらなかったんですか。ですから、当然、市が全部直営する時代じゃありませんから、日野市が民間委託をしたという前提の中で、どちらがどう金額がなるかという、その費用を見ていかなければ正確じゃないですよ。市がすべてやる直営、これは現実的には難しい部分ですから、すると、部長が言っていることは、現実的に成り立たない部分の

比較検討になっちゃいますよ。ですから、日野市があくまでも競争入札等を踏まえて、民間に、大成荘にしても日野山荘にしても業務を委託をしていく、この費用と日野市が企業公社に委託をして、企業公社がさらに委託をしていく、この二つを比較検討して、初めて正確にその数字的に出てくるわけですよ、違いが。そう比較しますと、本当に企業公社でやった方が安くなるんだ、メリットが大きいんだということが責任もって言えますか、部長。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　これまで企業公社につきましては、人件費につきましては、市が直接それを負担しておったわけですが、その人件費につきまして、やはり本来的には委託業務の中で賄うものというふうに考えまして、委託料に振りかえさせていただいたわけでございます。今、民間との比較を問われたわけでございますけれども、実際には、企業公社の管理運営の面を一本にして見積もりをとった経緯はございませんので、あくまでも管理運営については企業公社の職員がやる方が、民間がやるよりあるいは市が直営でやるよりは安いという理解のもとに行ってきたわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　当然、市が直接やるのが高くなるわけですよ。ある面では、いろいろ食事を含んだ宿泊的な業務というのは、日野市の職員にはまだ慣れませんから、ちょっとできませんから民間委託をするわけですよ。普通、山梨県の八ケ岳高原の学校寮については、小平市や立川市や府中市や調布市等でそれぞれの施設を持っているわけですね。ここも皆さん、市が直接民間に管理、すべて委託をしているわけです。日野市みたいに、このような公社を設けて、そして委託しているケースはここではないんですよね。なぜかというと、安いからですよ、直接民間委託した方のが。ですから、皆さん日野市みたいなことをやらないんですよ。

ですから、この間の決算委員会の中でも指摘したように、余りにも日野市の市民が利用した市民１人当たりの使用料と、それぞれの市が直接運営している費用とを比較しても２倍以上の差があるわけですよ。だから、歴然と数字が出てきているわけですよ。ですから、もう少し根本的なことをやる前に見直していかないと、かえって高いお金がかかってしまうわけですよ。そのところをもっと考えなければ。

それで、サービスのことですけど、確かにサービスの内容についてはそれぞれの行政の中で若干考え方が違うので、それぞれいろんな施設があるでしょうけど、いい民間委託業者にお願いすればサービスもいいわけですよ。ですから、今回のように公社に委託

しなくても、民間委託業者に日野市が直接やっても、その業者がしっかりしていれば、ちゃんとしたサービス提供ができるわけですよ。サービスが低下しなくてもできるわけです。ですから、こうなると、管理料そのものが高いものになってしまう。だれが見たって、明らかにわかることなんですよ。少なくともこういうことを導入するときには、もっと前もってしっかりと数字的に私たち議会に納得できるような数値を出して、それでやっていかなければ、どう見てもおかしいですよ、これ部長。

もう本当に責任をもって、日野市が直接民間委託した場合と、日野市が企業公社に委託をして、企業公社から民間に委託する現在の方法と比較した場合、現在の企業公社でやった方が安くなるということは、責任を持って部長言えますか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の中にありました他市町村の保養所がもっと安く運営しているというようなこともございましたが、私どもの方でも、府中市あるいは調布市あるいは多摩、それぞれの市と横の連絡を持っております。それで、それぞれの費用についての比較検討も行っておるわけでございますけれども、内容につきまして、建物の管理、設備の新しい古いいろいろございます。それから、サービスの内容、特に調理の内容についての献立等があるわけでございます。そういうような内容が全く一定しておりませんので、なかなか比較はしにくいわけでございます。それで、一般的には施設の利用者と、それから、１人当たりの負担額というようなことでいきますと、もちろん利用率の多い方が、それなりの効率性が出て赤字といいますか、負担額が少ないわけでございます。そういう中では調布等は、かなり近くにありまして、利用率もいいというようなことの中で、経営がかなり安く賄えているというようなこともございます。確かに新しいばかりの大成荘あるいはかなり新しい日野山荘につきまして、他市と同じような条件ではないものですから、新しいなりに高くはなっておるかと思います。

ただ、本当に民間がやった場合と企業公社がやった場合との、企業公社が安いということを責任もって答弁できるかどうかということにつきましては、そういうように努めてきたわけでございますけれども、今後株式会社にするにつきましても、もちろん企業公社で全部を請け負えればよろしいんですが、一部食事や何かは、また下請けに出すというような中では、そこの点を直接業者に一括請け負わすよりは、それなりの企業公社のメリットを出すように、今後も注意していきたい、このように思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　部長ね、日野市の大成荘がある場所にすぐ隣接して、府中市

や小平市や調布市の施設があるんですよ。ですから、日野市の方が大成荘がどっか遠いところにあるということじゃないんですね。地域は同じなんですよ、同じ学校寮なんですよ。そして、少なくとも大成荘の場合は、建設したばっかりで利用者がまだ多いんですよね。ところが、もう府中市や調布市はもうかなり建設してから日がたっているんですよ。ですから、当市よりもずっと利用人数は落ちてきているわけです。で、日野市は、これからある程度何年かすれば、当然、利用率は下がってくるだろうし、そうすると、ますます単純比較はできないにしても、金額的にはもっと差が開いてしまう可能性の方が大きいわけですね。これが実態なんですよ。確かに料理やその他、いろんなことで若干変わって単純比較できないとしても、余りにも差が大き過ぎてしまう。これは現実の問題なんですよ。

それで、先ほど、今後メリットを生かしていくんだということでございますが、初めから確実にもう土壌が違い過ぎてしまっているから、メリットが生かされない。費用的には、もうメリットが生かせないですよね。これは、もう明らかに明確になっているんですよ。だからこそ、なぜ最初の時点でもう少しそこのところを明確にして、何のために企業公社を設けてやるんだということを、なぜもっと明確にしてスタートしなかったんですかね。これは、もう埋まりませんよ、ずっと。非常に不可解ですよ、納得できないですよ、これは、金額を見ても。安くなる保証が全然出ませんから。管理費が二重になっているんですよ。

財政部長、あなたそんなにのんびりできない問題ですよ。これから高齢化社会になってくるし、財政的に大変な状況ですよ。少しでも出費を抑えて、それを有効に市民サービスを提供していく。高齢化福祉を充実させるために、日野市の財政を使っていくんですよ。だからこそ、こういう方式をとる場合は、いろいろあらゆる角度から検討して結論を出さなきゃいけないわけですよ。その辺をあいまいにしてきてしまっている。ですから、こういう問題が起きてくるわけですよ。納得できるものがあれば、私たちはみんな認めるわけですよ、何でもかんでもいけないということじゃなくて。これからそういう非常に財源的にも厳しいがゆえに、サービスを落とすまい、より市民サービスを提供するために、いかに財源を確保し、その財源を有効に使うために、こういうむだを省いていく、これが大事なんですよ。

ところが、このままだと大変なことになりますよ。そして、いろんな業務にどんどん展開していく。ナイターの管理から、地区センターの管理から、もうこういうのは明らかに明確に余分な費用が出ていくわけですよ。どう見たって、拡大すればするほど

市の持ち出し負担が多くなっちゃうわけですよ。これをこのまま放置したら大変なことになりますよ。どうなんですか、部長。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社の性格は、あくまでも市が直接やる仕事を肩がわりしてやっていただくという建前でございます。したがいまして、営利とかそういうようなことは考えてないわけでございます。現在におきましても、決算上十分余裕が出たという場合は委託料を返済といいますか、清算するというようなことで、民間業者との契約であれば赤字が出ても、利潤が出ても、契約金額どおりの支払いがあるわけですが、企業公社の場合は、市にかわってやっていただいているということで、利潤というようなものを考えておるわけではございません。ただ単に、外郭団体を通したから、利潤を考えてないから、それでいいということではなく、やはり外郭団体として利用するなりのメリットはなければならないと思っております。そこが一番のポイントでありますし、特に市にかわって肩がわりという中では、人件費の問題だと思っておるわけでございます。

そういう中で、直接やった場合、企業公社を通した場合というようなことにつきましては、今後も十分計算の中で効率化を目指したいと思っているわけであります。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　確かに商法法人を設立して営利を求めないんだということで、また利益が出ましたら、それを市に還元していくんだ、これはわかるんですよ。わかるんですけど、営利企業として、やはり営利を追求することによって、サービスとより安く委託もできるんですよね。ですから、後で利潤を返すからいいんだ、そういう甘い考えじゃ非常に問題な発言だと思いますよ。やはり民間委託する場合、いかに適正価格で委託をしていくか。だから、そこに競争原理が働いて、初めてサービスも一定のサービスをしながら安い費用で運営、管理できるんだ。これが民間委託できるメリットなんですよね。

ですけど、今回のこういうシステムになると、その民間委託、直接民間委託じゃありませんから、そのところが、なかなか作動していかない。非常に結果的には市民負担が多くなってしまうということは、もう目に見えているわけですよ。

この間の読売新聞の報道を見ますと、自治労が民間委託についての調査をしたということで出ていましたが、やはり委託する場合、どうしてもそのメリット性というか、金額的に適正金額というものがなかなか十分対応できてないんだという視点の委託その

ものが、もう一度、ただ第三者機関でしっかりとチェックしたり、適正な金額の委託の方式をやるべきだというふうに出ているわけですね。そのぐらい、やっぱり行政側は民間の業者が出たものをうのみにしてしまう。そのまま委託してしまうということ、大きな問題が指摘されています。

で、今回はますますそれが複雑になってしまう。市が直接じゃなくて、間接に企業公社が入ってしまう。ますますそれが難しくなっていく。ですから、より効率、効果的な視点を考えますと、プラスよりマイナスに働くことが十分あるわけですよ。そして、還元すればいいんだということであれば、なおさら、本来の商法法人としての利益追求ということが、いい意味での利益追求して企業努力していくということが、なおさら難しくなってしまう。現に、今、国政の場においても、特殊法人についていろんな御指摘があって、もっともっと大きな社会問題になっております。このような事態にいく可能性が出てくるわけですよ。

ですから、本来であれば、こういうような管理部門については、管理業務については、やっぱり基本的には行政が直接民間委託していくんだということの方が、より安い管理運営ができるわけですよ。そして、どうしても政策なり事業とか、いろいろ展開する場合に、行政ができない部分については、今後財団法人等の中でやることは可能でありますけど、単純な管理業務だけを民間委託するということは、よほど注意しないと高いものになってしまう。これは、ですから、どこの管理部門だけを法人化してお願いするケースというのは、そう数はないんですよね、なぜなら高いものになってしまうから。ですから、なかなか行政も踏み込めないでいるわけですよ。これが実態なんですね。

日野市は、その辺を十分対応しないために踏み込んでしまった。これが大きな問題じゃないかと思いますよ。どうですか、部長。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　お話にありました金額を市に還元するということは、それがあるからいいんだということではございませんで、これは企業公社と、それからまたその下で行っていただいています会社の双方の努力によりまして、それだけの経費を浮かし、それで当初の委託料では余剰が出たというようなことで返還をしておるものでございます。ただ、漫然と利用者が少なかったからとかなにかでお金が返還できるというようなことではないわけでございます。

再三同じような答弁になって恐縮なんですけれども、競争原理の中では、市の直接の

事業としての直営の場合の市が行う人件費を企業公社の人件費にかわっていただく、それから、一般的な現地の運営につきましては民間業者ということでございます。ですから、あくまでも市の職員か企業公社の職員の人件費でございまして、あと民間業者につきましては、企業公社の中でそれぞれ競争の原理を働かせまして、民間業者の選定を行っております。

お話にもありましたように自治労が問題提起しておりますような、委託すれば必ず安いというようなことばかりではないと思いますし、また当初、安くてもそれがずっと長い年月のうちには安くなくなってくるというような自治労の指摘もあります。これも、たしかその一面があると思います。そういう中では、この企業公社に頼らず、市全体でもいろいろ効率を図るためには、それぞれの部署で努力していかなければいけないとは思っております。今後とも企業公社につきまして、企業公社があることによってのマイナスなどのないように、プラスであるべき姿に維持していきたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　また話がもとへ戻っちゃったわけですね。要するに、日野市の職員の人件費にかわるということじゃないんですよね。そこが、やっぱり問題なんですよ。日野市が直接、民間委託をした場合の算定と日野市が企業公社に委託をして、さらに企業公社が民間委託をしていく、この比較検討をしなきゃ何もならないんですよ。これで、費用的にどうなるんだ。それで、かつ企業公社が金額が安くなるし、こっちの方がいいんだという結論であれば、私たちは納得できるわけですよ。そうじゃないんでしょう、そうじゃ。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　やはり市が直接やるという場合には、市の職員の人件費が隠れているわけでございます。したがいまして、他市の調布だとか府中だとかというところの費用が安いのは、市の直接の人件費がこれに入ってないからでございます。当市の場合は、企業公社にその人件費が振りかわっておりますので、その分数字として高くなっているというようなことでございますが、市の人件費と公社の人件費で比較すれば、やはり公社の人件費の方が安く上がるというような効果は出ているということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　それにしても、現在、公社に２人市の職員を派遣しているわ

けですよ。その派遣分というのは、日野市が給料として支払っているわけですよ、２人行ってるわけですから。そういうことを考えれば、遥かに市が直接やった方が安いのは目に見えているわけですよ。ですから、もしそうじゃないというんであれば、しっかりした根底を明確にして出してほしいんですよ。それをなぜ最初の時点で、設立するときにそういうことをなぜ検討しないんですか、検討を。だから、理解できないんですよ。しかも、業務をどんどんふやしていく、業務を。ですから、よく考えてみると、企業公社に人がいて、それにあわせてどんどん仕事量をふやしているとしか見えないんです、これは。

なぜ今回、プールとか地区センターの管理業務を今まで直接やっていたものを、わざわざ費用がかかるように企業公社に入れていくんですか。明らかに、これは金額的には高いものになってくるわけですよ。メリットがあるんですか、財政的にも。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社設立時に、十分その点を検討したかというような御質問でございますけれども、やはり民間経営の中の利潤追求よりは、その方が直営と同じような振りかわりの企業公社にお願いして、その経費を浮かすというようなことを判断したことによって、その目的によって進めさせていただいたというようなことでございまして、一つ一つの金額の比較は、当時やっていなかったと思います。

それから、後段のプールだとか地区センター等が高くなったというようなことでございますけれども、これにつきましては、実際には市で直接やり業者に委託していた金額より高いということであれば、それは市の直接の人件費が企業公社に振りかわったということでの金額になりますし、市が直接やっていたその仕事が軽減されてきた。他の業務に振り分けられるというようなことになろうかと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　部長、その答弁で本当によろしいんですか、間違いないですね、それで。そうすると、今言われたように企業公社に委託をして、その分が高くなった場合は、結果的にはその直接の人件費が加わっているからそうなったんだと。それで間違いなんですね。確認します、先に。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　地区センターは生活課が担当しておりましたし、それから、ナイターは体育課が担当しておりました。合理化からいえば、委託すれば職員が１人余るとかという形になるんですけど、現在のところはそういう処置はしておりませ

ん。委託はしましたけど職員は現在の課で、今、企画財政部長が申し上げましたように、他の業務の方へ振り分けていくというような現状でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　企画財政部長にお尋ねしたいんですよ。先ほど答弁しましたね。高くなった分は直接の人件費が変わってきているんだと、今答弁しましたね。実際、業務は変わってないんです、業務は。委託するシステムは同じなんですよ。ですから、仕事量は変わらないんですよ、仕事の内容は。その委託する相手が変わっただけなんですよ。ですから、その分だけ高くなってきちゃうわけですよ。今の部長の答弁は大きな間違いですよ。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　市が直接やっていたということで、ただ業者に委託し委託契約書を整えて、一切委託しているという仕事でなく、やはり体育課なり生活課なりの職員がその業務について、かなり指導監督で仕事に出向いていたわけでございます。そういうような直接の仕事を企業公社の職員がかわりにやっておるというようなことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　では、その答弁でよろしいんですね。間違いないですね。間違いないですね。それ、確認しました。実際、そうなっていますか。お尋ねします、もう一度。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　大体がそのようになっています。ただ、市が元請といいますか、発注主である市は最終的な責任もございますので、市の職員ももちろん場合によっては現地を見たりいろいろ指導も行っておりますが、通常では企業公社の職員が市の職員にかわってやっておるということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　実際、皆さん同じようにやっているんですよ、現実的には。業務をちゃんとやってんです、責任あるし。だから、業務内容はほとんど変わってないんですよ。だから、そういうことを詰めてちゃんとやらないんですか。金額をパーセントを決めるのは、総体的な金額の中でパーセンテージ、ただ合わせていくだけじゃないですか。余りにもそういうところはいいかげん過ぎませんかね。そういうことを一人ひとりちゃんとチェックもしないでやっていく。全然理解できないですよ、そういう

ところは。

それから、もっと驚いたことに、今回の法人化を目指して3,050万円の補正予算をお願いしているんですけど、その中にマイクロバス購入費が入っているんですね。この内容を見ますと、将来的にバス事業までいろいろと展開していこうという恐ろしいことまで載っているんですね。これはどういうことなんですかね。運輸省の許可を必要とする公営経営の安定事業規模の拡充に応じて具体化することが必要でありますという、将来的にはそういうバスまで運行していくという、現に今回送迎バスを１台700万で購入していく。そうすると、サービスというのはいろんな形態がありますけど、公平性から考えると、どこまでやるかという非常に難しい論議になりますけど、企業公社このまま放置したらえらいことになっちゃうんじゃないですかね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社が現在行っておる仕事の継続性と、それから、新たに今後業務を拡大していくといいますか、手がけていくというような中では、喫茶店業務とかそういうようなこともありますし、市民ギャラリーの管理運営とか陸上競技場、体育館の管理運営というようなことも考えておりますけれども、ただいま御質問にありましたバスにつきましては、日野山荘並びに大成荘の、できるだけ利用率を上げるという意味で、バスの運行も一応考えていきたいというような、一つの法人化へ向けての考え方でございます。これも、もちろん採算のとれるものでなければならないと思っております。ですから、これは十分、一つの案でございますが、送迎バスにつきましては、十分今後、会社になって取締役会の中で検討していこうというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　でも、現に送迎用のマイクロバスを１台購入するわけですね。今回の補正の中には3,000万の中に700万のマイクロバス購入費が入っているわけですね。その一環ですよね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　市が出資する金額は3,000万でございます。これは、基本財産として企業公社としては維持していかなければならないと思います。したがいまして、3,000万の中でバスを買って3,000万を減らしていってしまうというようなことは考え方ておりません。ただ、そのバスを購入することによって採算性がとれ、そのバスの費用が還元できるということであれば、3,000万円が最初の3,000万円に戻るとい

うようなことでございます。ですから、あくまでも3,000万については基本財産として、できるだけ手をつけない考えでおるわけですが、どうしても会社発足と同時に必要な経費には当面充てまして、あとは会社の経営の中で補填していくということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　前回資料をもらった中では運転資金という項目の中で、保養所利用者送迎事業としてマイクロバス購入費等700万ということが明確にうたわれているんですけど、すると、今回は3,000万の中で基本的財産としてマイクロバスを買って送迎用に使うということになるわけですね。（「すばらしいじゃない」「いいね」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　一応3,000万の出資につきましては、予算にお願いしてあるわけですが、その中身は、できるだけ基本的に会社の経理運用の中に置きたいということで、バスの事業につきましては、これの採算性が合うというようなことであれば、そういうようなものも購入して、その費用については利益の中で償却していきたいというふうなことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　部長が言ってることがわからないんですよ。（「わかる」と呼ぶ者あり）この中には、もうバス購入は入っているわけですよ。今、部長は採算性の中で考えていきたい。これは、どういうことなんですか、その辺のこともよくね。ここでは、もう3,000万の中で700万の購入費というのはもう具体的にうたわれているわけよ。その辺の詰めはできてないんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　3,000万の出資をいただきまして法人格ができますと、株主総会あるいは取締役会で事業を決定していくわけでございます。その中でどういうふうなものを買ったり仕事をしていくかということが、改めて決まるわけでございますが、3,000万につきましては、運転資金に、当初は充てられるかと思います。700万のバスにつきましては、今後の株主総会あるいは取締役会の中で考えていく中での一つの事務的な考えでお示ししているということがございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　確かに、最終的には株主総会等の中で決定するんですけど、一つの考え方として、保養所がある。保養所には、市民の人が皆さんたくさん行ける

わけじゃないわけですよ、その中の一部の人が利用している。本来、またたくさんの市民の人に利用してもらうんだと。その送迎する場合については、もう少し論議が必要なのかなという気がしますよね。ですから、それは果たして発想の時点でこういう形でどうなのかな。

まして、この事業の中で非常に厳しいなという考え方の基準から、どうもいただけないのは、これをする前に、当然金銭的に採算がペイするのか総体的な歳出の公平性というものを踏まえていって、その辺の論議をした上で間違いないんだということでのってくるんであれば、別に問題ないんですけど、今、部長はその辺がどうも欠如している。それで、株主総会等の中でやっていくんだという、非常にその辺のあいまいさ、その場合も十分煮詰めて論議して、それで俎上に上がってくるんだ。それが欠如しているんですね。ですから、非常に理解できないわけですよ。(「理解できる」と呼ぶ者あり)

まして、今後、バス業務等云々ということも、非常に将来方針の中に出てきているわけですよ。また、市長の答弁を見ますと、市内のバスの委託をやっていこうという趣旨の答弁も実際しているんですね。(「夢があるじゃいない」「いいね」と呼ぶ者あり)これは、平成2年に奥住議員が所信表明の中で質問しているんですね。そのとき、市長が答弁しているんですよ。この事業団、第三セクター方式になって、事業団でやっていきたいんだという趣旨の答弁をしていますね。ですから、そういうあいまいさ。もし事業団で、これ公社がやるなら、もっともっと詰めが全然できてないんですよ、本当に。それで、先ほどいろいろ質問したことも納得できない。全然、意見がすれ違いなんですよ。

本当にこれ認められる状況じゃないですよ、これ。本当にこういうわけで、今よりも安くなるんだということが何にもないわけですよ、その保証もないんです、保証が。もうどう見たってほかの行政は手をつけない、つけたくてもつけないでいる状況なんですね。なぜなら、安く上がらないから。わかっているからですよ。こういう商業法人にして、多岐にわたるということはよほど規模が大きくて総体管理ができて、委託が少ない。ほとんど自分たちの雇用の中で全部やっていけるという前提があれば、採算ベースということは可能性が出てくるんですよ。メインは、これ委託ですから、委託の委託ですから。そして、規模が余りにも小さ過ぎる。これは採算ベースというのは、本当に難しいんですね。結果的には、市が直接やった方がずっと安上がりなんですよ。ですから、各市はみんな乗り切らないで困っているという実態なんですよ。

日野市は、そこ、十分論議ができないまま突っ走ってしまった、これが実態なんで

すね。だから、本当に高いものにつきますよ。ですから、企画財政部長もそこをしっかりと数字的にきちっとしていないからはっきり言い切れないんですよ、根拠性がないですから。納得できないです、だから。(「市民ニーズの質が高いんだね、日野市は」と呼ぶ者あり) 答弁お願いします。

**○議長(福島盛之助君)**　企画財政部長。

**○企画財政部長(大崎茂男君)**　これまでの企業公社につきましては、前回の決算委員会あるいはただいまの御質問の中でも、いろいろ指摘をいただいておるわけでございます。これまでのあり方についての疑義等があったわけでございますが、やはりこの企業公社といいますか、団体をいい意味で育て最終的には市民サービスにつながるようにやっていく考えでございます。

バスの件につきましては、日野山荘がやや遠いものですから、市民が遠いということで足がないというようなことでの利用が少ないというふうにも調査でわかっておりますので、バスによってできるだけ利用していただきたい。また、そのバスを購入したことによって赤字になることのないようなバスの運行というようなことも、一応企業公社としては考えを持っておるわけでございますが、先ほど言いましたようにできるだけ人格を持ってはっきりさせて、それで議会にもその決算とか現内容をはっきり報告できるような姿にしたいということで、今後十分精査してまいりたいと思います。(「よくわかった」「明快」と呼ぶ者あり)

**○議長(福島盛之助君)**　馬場繁夫君。

**○22番(馬場繁夫君)**　ますますよくわからない部分がふえてきているんですけど、(「どうして、答弁のしようがないわよ」と呼ぶ者あり) もっと明確に今度は数値でお示し願いたいんです。要するに、先ほど何回も繰り返しますけど、やはり比較検討する場合については、市が直接委託業務をするという前提の中の算定の仕方と、この企業公社に委託して、さらに民間委託する。この二つで比較検討していかないと、正式に出ませんから。市が直接、自分のところで業務をするという前提でいったならば、金額的には確かに、先ほどの人件費等というのは理解を示すところは出てくるんですけど、実際はほとんど委託業務に頼っていくということが実態でありますから。ですから、今までの答弁もよくわかりません。

特に、このサービスということは大事なことです。ですから、サービスも公平なサービス、また適正なサービス。サービスをするためにも、余りの費用がかかり過ぎるサービスというのは検討していかなければいけないし、当然、サービスに伴う金銭的なもの

が出てきますから、そういうものを総合的に把握しながら決めていくのが当然でございます。そういう手順の中でしっかりやっていただきたいんです。ですから、そういう視点から見ますと、なかなか内容的にも理解ができる状況ではないわけですけど。

そこで、もう時間も時間ですから、いろいろと市長にお伺いしたいんですけど、市長は平成２年、バス事業まで含んで将来的に、この企業公社、また第三セクターでバス業務をしていくんだという趣旨の答弁もしているとこだし、また何か区画整理事業等も含んで将来的にはこういうものはやっていきたいんだということの答弁をしているところであります。何か非常に、これは企業公社が将来的にはどんどん拡大しちゃって、その競争原理ではなく何か別の方向で市民サービスというもとに拡大していくという可能性の心配、危惧が出てきているんですけど、その辺について、市長はどういうふうな方針でいるのか、それについてお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　いろいろ御質問をいただき十分な御理解がいただけないということで、まことに困惑をしておる一面もございます。

そもそもから申し上げることになると思いますが、余暇時代という社会的な変化もございます。それから、地方自治体が従来どおりの規定された範囲の行政サービスで事足りるという時代は去ったわけでありまして、できるだけ新しい時代感覚を、また住民要望に積極的にこたえる、こういう施策が求められる時代になったということが、一番根本認識であります。そして、とりわけ文化行政、スポーツ行政、これは従来教育委員会の範疇に置かれていたわけでありますが、今、文化もスポーツも市民生活そのものに、もう日常生活ということになっておるわけでありまして、それに加えていわゆる人間性回復の手段として、レクリエーションという領域まで行政に求められる時代になった、こういう認識であります。

したがいまして、それらの市民要望に積極的にこたえる行政のあり方といたしまして、行政本体の組織そのものと、それから、それを大きく支えるまた市民要望にこたえ得る外郭団体、これらが公共事業の中でお互いに役割分担機能を果たしつつ時代の要請にこたえるということではないかと思っております。福祉関係におきましては日野市福祉事業団、環境緑化行政につきましては環境緑化協会、また市民会館の文化事業につきまして、市民会館文化事業協会というふうな法人格を持ち得ているもの、まだ持ち得ていないもの、この実情はございますが、そういうことでかなり広範な市民要望にこたえ得る体制が整いつつある。その中で特に企業公社は、今まで行政のなじまなかった領域にま

で、制度や法規の中で整合を図りながら積極的なサービスの機関として出発をさせたいということが、当初の意図でございました。一面また、高齢化社会という、これは自治体の職員自身のことでもありますが、再雇用、つまり60歳定年ですから再雇用に対して、経験のある能力を何とか行政の周辺で活用したい。そういう際の再雇用の場所としても役立つんではなかろうか、こういう発想であります。

スタートですから、なかなか所期どおりのまだ事業体になり得ていない、こういう面も多々御指摘のとおりでありますし、これから制度的に制度に叶う、こういうことで財団法人の法人化を目指したわけでありますが、事業がかなり複雑だということの我々の意図に、なかなか当局も制度的に、また財団法人化の認可が直ちには難しい、こういう状況の、わかるけど事業がちょっと公益法人になじまない。したがって、他の例をいろいろ調べました結果、株式会社方式で実務として成功している自治体もあるということもありまして、今回とりわけ職員の派遣か出向かという等の問題、あるいは役員会や定款の問題も含めて、株式会社という性格を持ちたい、こういう考え方で説明を申し上げているわけでありますが、問題点はもちろんなしといたしません。たくさん問題点を持つことも我々もよく承知しております。

これからいろいろ御指導をいただきながら工夫努力をいたしまして、そして市民サービスに的確にこたえる。それをしかも経営原理を導入して、企業公社という名前まで考えたというようなことでもあるわけでございまして、原則的には、なるべく採算性の確保できる事業として育成を図っていきたい、このように考えておるわけであります。比較しまして、まだ一々なぜ有利かということの解明が不十分だという点を御指摘をいただきました。これから、ひとつそれらにつきましても、公正な実務を図りながら、しかも市民サービスにこたえるということに努力してまいりたいと考えております。

今、例えば社会教育的事業、市民プールの夏場の市民プールの開催には、これは今まで教育委員会が民間団体に――民間団体というよりも、民間の企業に管理を委託をした。私は生命に関することでありますから、どうしても公的な経路をたどらないと市民から批判を受ける、また責任体制が十分保てないというような意味で、企業公社に特にお願いをしたという考え方がございます。

それから、御質問の中には、第三セクターとして、要するにこの機関を例えば区画整理事業、区画整理事業には、すぐには今つながらないとは思っておりますけど、いわゆる共同ビルというものをつくらなければならない場合があります。そういう際に、やはりその場で維持管理の問題、あるいは設備の運営管理の問題、そういことが伴って

まいりますので、そういうことも将来はやってもいいんではなかろうかということで考えております。

それから、どんどん拡大をして、多少よそにでも例がないわけではありません。いろいろなミスになるというようなことは、もう絶対にあってはなりませんので、そういう点につきましても十分内部的きちんとした運営管理をいたしまして、市民サービスにこたえられる新しい自治体の拠点となり得る、そういう仕組みをスタートさせたい、このように御理解をお願いしたいところでございます。(「了解」と呼ぶ者あり)

**○議長(福島盛之助君)**　馬場繁夫君。

**○22番(馬場繁夫君)**　確かに今後、余暇活動ということは非常に重要な視点にはなってまいりますし、余暇というのをどういうふうに市民の方に提供できるような行政のシステムを構築していくかということは、非常に大きな課題であります。ですから、そういう面から考えれば、今後、施設の管理というよりも、総体的に事業的な部分として財団という視点の中で政策的な部分を考える機能を持った、新しい質の財団という視点の中で余暇を拡充していくんだ。そして、その一環の中に管理という業務が入っていくんだという方向が、本来ふさわしいんじゃないかなと考えているところです。

特に管理業務そのものを、安易に市が持っている業務、本来すべき業務をそのまま、このようなシステムの中でやるということは、どう見ても総体的には高いものになってしまうんだということは目に見えていますので、その業務そのもの、これの今回のような企業公社方式でやるのはいかがなものかというふうに懸念するわけです。

ただ、いろんな中でも、確かに財団の場合は多岐にできないという大きなネックがあるのは事実です。例えば、大和市の余暇公社というんですかね、そういう形の中で成功した例もありますし、それはあくまでも資産管理というよりも、市民にいろんな温水プールとかいろいろ含んだ中で余暇活動を提供していくんだ、そういう大きな行政の柱を補っていく。そして、すべて委託というよりも、そういう職員がみずからこなしていくんだという、そういうシステムの中で対応しているわけですね。

ですから、もう少しその辺のしっかりした論議の中で、やはり時代にふさわしいような新しい視点に立って、余暇活動を提供していく。また、市民サービスを高いレベルの市が直接できない、特に職員がやると時間的な制限とかいろんなことがありますから、どうしてもサービスには限界が出てくるんだ。そのサービスの限界を補うという意味で、少し政策的というか事業的というか、管理とは別な部分の対応の仕方の今後は行政が本来、どうしてもできないような部分をそういう財団という、そういう部分を設けながら

事業を展開して、より高度なより質の高いサービスを提供していくのが、本来行政が進めるべき方向じゃないかと思うんです。

今回、残念ながら日野市の方は一番簡単な、管理だけを先に走ってしまった。そして、十分その管理の中では、どうしても直接民間委託と比べると高くなってしまうということは、これはいろいろと計算すれば明確に出てくることでありますし、そういう安易に走ってしまった。そして、その辺の総体的にどういう位置づけにするか、その方針さえ十分練らない中で走ったがゆえに、こういうものができてしまったんじゃないかという気がしてならないんです。ですから、本当にこの管理だけの業務というものを委託するのは、非常に問題が今後残ってまいります。ですから、最初の時点で総体的にどういう形でやるかをもっと詰めてやっていただきたかったなということが、今の実感であります。ですから、このまま企業公社が走ってしまったならば、後で取り返しがつかない混乱の状況になるんじゃないかという危惧も持っているわけです。

なぜと言いますと、今後は市民サービスが高度化していく、で、より大きな福祉というのが出てきます。その中で、では市ができないものをどういうふうな方針をもって、どういうふうな形の中でつくり上げていくかというトータル的な物の見方がない、一番管理だけに走ってしまった。これがネックになるんじゃないかと危惧しています。そのことを十分踏まえて、本当に今後、市民サービスが本当に余暇活動にしても、また市民の人が日野市内の中で自由な時間を活用し、利用して、本当に日野市に住んでよかったなと言えるサービスをどう提供していくか。日野市の職員では限界がきます。ですから、その部分をどう具体的にサービスとして、心のサービスというかソフトのサービスを具体化していくか。これが本当の公社といいますかね、財団といいますかね、公益的な財団として位置づけすべきだ、私はそう思うんです。だから、そういう視点で考えれば、ちょっと後で問題が起こる危惧がたくさん残っているということを指摘しておきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって８の１、任意団体の日野市企業公社問題を再び問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時24分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、市立病院の建て替え、南部医療機関は、16万日野市民の健康づくりを戦略において、計画をねりあげようの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

**○10番（中谷好幸君）**　それでは、通告に従いまして日野市立病院の建て替えの問題、南部地域の病院建設の問題についてお尋ねいたします。

市立病院の建て替えについては、平成５年度に日野市立総合病院改築等基礎調査報告書が作成され、市立病院のあり方についての検討、多摩平４－３ブロックへの移転改築構想などについて検討が加えられています。そして、さきの９月議会では、基本設計費が計上され構想の具体化が進められようとしています。一方、南部地域への病院建設については、用地確保の努力が重ねられてまいりました。高幡区画整理地域内の市有地等と、いわゆる全農グラウンドを等価交換することについて、関係者の合意が得られているということであります。また、南部地域病院については、将来的には地域病院の発展を展望しつつも、当面は南部医療センターとして発足させること。その運営や内容について、日野医師会に検討を委ねていると聞いています。

そこで、質問の第１点は、市立病院の建て替え、南部医療センターへの取り組みについて現状はどうなっているのか、それぞれの進捗状況について改めてお聞きしたいと思います。

二つ目に、市立病院の建て替えについて基本的な考えをお聞きしておきたいと思います。市立病院の建て替え費用は、この改築等基礎調査報告書によりますと、１期事業費で120億円余、２期事業費で67億円余、合わせて188億円を見込んでいます。予算の規模からいっても、日野市にとっては、かつてない歴史的な事業と言えます。単に予算の規模だけではありません。この３月に策定された日野市保健・福祉計画に示された21世紀を展望したまちづくり、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち・日野を根幹で支える事業でもあるものと考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）日野市立病院の建て替えは老朽化の現状から見ても一刻も早く急がれるのですけれども、建て替えるべき市立病院の位置づけについて掲げるべき理念や果たすべき役割については、十分慎重に検討を重ね計画を練り上げること。市民の合意で事を進めていくことが重要だと考えます。そこで、第２の質問は、市立病院の掲げるべき理念について、市立病院が果

たすべき役割についてあるいはどのような機能を重視した病院が構想されているのかについて、市当局ではどのように検討されているのかお聞きしておきたいと思います。

とりあえず２点について質問をいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　市立病院の建て替えについての御質問でございますけれども、２点ございますが、まず第１点目につきまして、市立病院の建て替えの取り組み状況でございますけれども、市立病院の建設につきましては、現在建設のための準備担当として、課長職と係長職を配置いたしまして、さきの９月市議会でお認めいただきました病院建て替えのための基本計画の予算の執行に当たるべく準備しておるところでございます。

それから、市立病院の役割といいますか、理念でございますけれども、これはこれからつくる基本計画の中で改めて位置づけしていく予定にはなっておりますけれども、現在私どもで考えておりますものは、市民の健康を守ることを、もちろん目的といたしまして、地域における医療を確保し市民の保健、医療並びに福祉に寄与することであろうかと思います。従来、市立病院の類でございます一般的な公的病院は、一般医療を確保するほか、高度医療あるいは一般の医療機関ではなかなか診療が難しいというようなもの、不採算医療あるいは特殊疾病医療等を行ってきておるわけでございますけれども、これからの病院のあり方につきましては、健康教育あるいは予防関係の仕事、そういうようなことが出てまいろうかと思います。特に老人福祉の諸施策にも十分協力して、在宅患者に対する訪問医療、訪問看護あるいは保健、さらには福祉との連携が必要になってこようかと思っております。特に高齢化社会の進展に伴います疾病構造の変化があるわけですし、一方では、医学、医術の進歩などによりまして、環境も変わってきております。地域の医療需要に十分こたえるようなサービス提供が求められておると思います。

したがいまして、建て替えに当たりましては、地域における必要医療の確保はもちろんでございます。そのほかに、特に救急医療の充実が必要かと思っておりますのと、ただいま申し上げてまいりました保健と福祉との連携が必要であろうかと思っております。いずれにいたしましても、医療機関が市内には希薄でございますので、地域における――市内における中核病院としての医療機能の整備を行って、その役割を果たす考えでございます。

○議長（福島盛之助君）　　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　　南部地域の病院については。

○議長（福島盛之助君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　南部地域の状況についての取り組み状況、失礼いたしました。落としましたので、答弁させていただきます。

南部地域病院につきましては、御質問にもありましたように用地確保を進めておるところでございますけれども、その用地につきましては、全国農業共同組合連合会の所有いたします土地を利用いたす予定で、その土地と市の所有する土地との交換の手続を事務的に今進めておるところですが、その交換の前段となります手続の中で、市の持っております土地が区画整理区域内にあるというようなことから、都市計画法上、つまり区画整理事業の変更というような都市計画変更手続を経なければなりません。このための今作業を企画財政部の方で行っておるところでございます。

なお一方、南部地域病院の設置につきましては、日野医師会にもその内容を申し上げておりまして、医師会でも内部で検討をいただいておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　　再質問をいたします。南部地域病院のことについてはひとまず置いて、市立病院の建て替えの問題について質問させていただきます。

どのような病院を構想しているのかについて、今御答弁がありましたけれども、日野市立総合病院改築等基礎調査報告書では、52ページになりますけれども、市立病院の位置づけについて3点、提起しています。一つは、高度特殊医療及び救急医療の提供ということです。二つ目には、予防、今おっしゃられましたがリハビリ、在宅医療などについて、いわゆる包括医療の提供ということです。そして、三つ目には地域医療における機能の連携、こういうことが提起されています。これらの市立病院が果たすべき役割については、既に現在の病院がかなりの程度まで果たしている部分もありますし、本格的にはこれから着手をしなければならない、そういう課題もあると思います。

いずれしても新しい病院によって発展させなければならない機能、役割でありまして、この報告書は市立病院の役割や機能について、私はほぼ的確に位置づけているのではないか、そういうふうに評価をしたいと思います。この方向に沿って、イメージを一層豊かにすること、構想を具体化し新しい病院のあり方を基本設計の中に生かしていただきたいと考えています。

そこで、こうした作業を進めるに当たり重要だと思われる点を2点ほど指摘し、その

ことに関連して質問させていただきます。第１は、現在の市立病院の診療圏にかかわる問題であります。現在の市立総合病院の診療圏が地域的に相当偏在していることについては、この報告書についても指摘をしているところでございます。32ページから33ページに診療圏について述べています。図の２－２で各地域の推計外来患者数に占める市立病院来院患者数の割合、パーセントという図が示されておりますけれども、それによれば、例えば多摩平など１キロメートル圏では67％もの患者が市立病院を利用しているけれども、３キロメートル以上では10％以下になると推定しています。そういう意味では、日野市立病院、現在の市立病院は日野の中核病院というよりは、もちろん中核的な役割を果たしている側面もありますけれども、かなりローカルな色彩が強い地域病院になっているとも言えるのではないかと思います。市立病院が、いわゆる多摩平４－３ブロックに建て替えられるわけですけれども、そうであればなお一層のこと、この問題については真剣に考えておく必要があると思います。

通告質問の表題にも掲げさせていただきましたけれども、16万市民の健康づくりに文字どおり奉仕する病院、文字どおり日野市のセンター、中核病院としての機能を発展させるために、この問題をどう考えていけばよいのかということであります。そこで、現状の市立病院の診療圏が地域的にかなり偏在している問題について、どのように解決をしていくのか考えをお聞きしておきたいと思います。

二つ目には、市立病院のあるべき姿を追求し、計画を練り上げる上で大事な市民参加の問題であります。今、本格的な高齢化社会に向けて、医療の大きな変革が迫られています。先ほども述べられましたけれども、予防やリハビリ、在宅医療などのいわゆる包括医療の提供、あるいは医療機関の機能分担と連携などが市立病院のあり方として求められているのも、そういう意味であると考えます。病院の規模を大きくすることだけが、必ずしも医療需要にこたえる道ではありません。むしろ日野市全体を病院として位置づける、道路は病院の廊下だ、そして在宅で往診はもちろん訪問看護や福祉のサービスが十分受けられる、こうした地域の医療ネットワークがつくられるならば、例え病院の規模は小さくても、他の医療機関あるいは福祉の機関と連携して何倍も大きな機能を発揮することが可能になる、そういうことが言われているのではないかと思います。

市立病院の建て替えとは、一つには、老朽化したので建て替えるという意味もあるわけでありますけれども、もう一つには、こうした目に見えない建物、建て替えを契機にしてこのような地域医療のシステムをつくり上げるという意味があると思いますし、またそのような展望を切り開く事業として位置づけなければならないと考えます。

改築等基礎調査報告書を読んだ感想について言えば、また先ほどの御答弁でも、確かに理念として、この点が掲げられているという点は評価したいと思いますけれども、いま一歩物足りない感じもいたします。基礎調査ですから、むしろこれからの議論に待たれるところであると理解いたします。ただし、こうした問題に関する限り、市役所や病院の内輪だけの議論では、絶対に答えを出すことはできないのではないかと考えます。外に向かって開かれた問題ですから、医師会を初めとする地域の医療関係者、保健や福祉の関係者、そして何よりも医療サービスを受ける主権者である市民の参加で計画を練り上げる努力をしていただきたいと思います。

いよいよ基本設計に入っていくわけでありますけれども、計画づくりへの市民参加は具体的にどのような形で行われるのか、このことについて2点目、お伺いしたいと思います。診療圏の問題、計画への市民参加の問題について、とりあえず2点質問したいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　お答え申し上げます。

まず、診療圏の問題でございますけれども、現在の市立病院は多摩平にございます。その位置からしまして、やはり病院の周辺の方が一番利用しているということは統計でもあらわれておるところでございます。そして、市全体から見ますと、高幡あるいは百草、落川の方も利用しておられますし、また八王子市からも13％ばかりの人が利用しておる状況でございます。市立病院がどの程度の診療圏になるかということにつきましては、いろいろその病院の規模、機能等によりますこと、あるいは交通の便等もございます。また、ほかに医療機関があるかないかのことも影響してこようかと思いますが、一般的には患者さんが医療機関を選ぶにつきましては、救急は別といたしまして、やはり信頼の置ける病院といいますか、医療機関ということがまず第1条件でございます。そういうような中では、まず信頼の置ける病院をつくっていかなければならないわけでございますが、特に公的病院といいますか、につきましては、特にその名称からしても、信頼感が強いわけでございますから、それだけに責任は重大であろうかと思っております。あと、診療圏の中では、信頼がまず第1でございますが、その次には統計にもございますように家からあるいは職場から近い施設ということが2番目に上がっておるわけでございます。

したがいまして、市立病院を現地に建て替えるあるいは4－3ブロックに建て替えにというようなことでありますと、今までもそうでございましたが、やはり中身の問題か

と思いますし、あるいは近くの方は当然でございますが、遠くの方からも来ていただける中身の信頼関係、あるいは交通の便ということも考えなければならないかと思います。

御質問にありました基礎調査報告書の診療圏の範囲の中では、別の病院を例にとりますと10キロ圏までの幅が広いわけでございます。これは、その病院の信頼性もありますことと、たまたま都内の病院の比較でございますから、交通の便がよいというようなこともあろうかと思います。したがいまして、市内の交通の便、特に平山から高幡にかけて運行しておりますミニバスについては、これは病院を経由しておりますことから、できるだけ増便を図って市立病院の利用の便を図っていきたいというふうに考えております。

それから、病院をつくるに当たっての市民参加といいますか、に関した御質問でございます。病院をつくるに当たりましては、基本計画ということを今回行っていくわけでございますけれども、基本計画ではどんな病院にしていくかというようなことが中身として出てくるわけですが、この基本計画につきましては、業者発注というようなコンサルタントに一切お願いするというようなことではいけないと思っています。もちろん医療関係者あるいは利用する方の意見を十分聞いた上で、基本計画に反映していかなければならないのではないか。そういう意味では現在、市立病院におります医療の従事者、それから日野医師会あるいは歯科医師会あるいは一般市民といいますか、病院に関心をお持ちの方などが加わった委員会を持ちまして、意見を聞いていくのも一つの方法ではないかと思っております。

病院につきまして、特に市民参加の中では、病院のハードの面につきましては、これはなかなか専門的なことで難しいわけでございます。その中では、市民の意見ということで大体集約されておりますのが、一般的には待ち時間の問題だとか、あるいは医療スタッフの接遇の状況、それとプライバシーの保護というようなことが、かなり一般の市民の方から関心を持たれておるところでございます。そういうようなハード以外のことについて、特に利用者といいますか、市民の意見を聞いた中での基本計画に反映していきたいというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　診療圏の問題については、確かにこの報告書の中にも明確に述べられています。単純な比較はできないけれども、一般的に機能が高くなるほど診療圏も広くなる傾向があるということであります。また、市立病院の患者アンケートの中でも、市立病院をなぜ選んだかという選択理由のトップは、市立病院なので信用できる

から57.5%、第２位の家や職場が近いから52.5%というふうになっているわけであります。アクセスとともに、それ以上に病院への信頼が病院選択の動機になっている。ですから、市立病院の診療圏を拡大するということは、日野市の本当に名実ともに中核病院、センター病院として発展させるためには、今企画財政部長もおっしゃったように、アクセスを充実させるとともに、地域に占める市立病院の役割、機能を高める努力を行わなければならないということだと思います。その意味でも、二つ目に質問しました市民参加の問題は大変重要だと思います。

もしも市立病院と地域の診療所に密接な相互支援の関係がつくられる、在宅ケアや在宅医療を地域の診療所と協力しながら、市立病院がバックアップをするシステムがつくられるなら、市立病院は多少のアクセスの障害を乗り越えても、すべての市民にとって極めて身近で信頼される病院となると思うわけであります。名実ともに16万日野市民の健康づくりに奉仕する市立病院として発展させることができるかどうか、このことにかかっているという気がしますので、市民参加についても本気になって取り組んでいただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

次に、南部地域病院について質問したいと思います。建て替えられる市立総合病院が一定の増床をなし、中核病院としての機能を強化したとしても、日野市の一般病床不足は解消できません。ちなみにこの報告書によりますと、７ページですけれども、医療法による必要病床数の算定式に基づいて必要病床数を算定するということで、日野市の将来の必要病床数の推計を行っています。現在、538床の一般病床ですけれども、人口増加と高齢化に伴いふえるということが予測されています。平成７年で1,242、12年、1430、17年1,636、22年、すなわち2,010年には1,857というような数字が出されています。南部では、一層病床不足は深刻になるということは明らかであります。市では、南部地域の医療機関について、将来的には中規模病院を展望しつつ、当面、医療センターとして発足させるという方針であるということでありますけれども、一刻も早く軌道に乗せることが切望されています。こうした立場から構想される南部医療センターについて幾つか提案、要望しておきたいと思います。

第１点は医療センターの機能、役割についてであります。南部医療センターは思い切って、地域に開かれた新しいタイプの医療施設として構想してほしいということであります。高度特殊医療や救急医療については、とりあえず新しい市立病院に委ねることができますから、南部医療センターでは予防やリハビリ、在宅医療など、包括医療の提供に思い切った力を入れること、地域の医療機関や診療所との提携、バックアップを思い

切って進めるということであります。

二つ目には、医療センターの運営や内容について医師会に検討を委ねているという、先ほどの企画財政部長の御答弁がありましたけれども、医師会に大きな役割を果たしていただくということは、全く同感であります。しかし、南部医療センターは市立病院とともに、あるいは市立病院を補完して地域医療システムの中のかなめの役割を果たさなければなりません。したがって、この開設や運営の最終責任は財政問題も含めて日野市が負う、このことをはっきりさせるべきではないでしょうか。これは、医師会に積極的に南部医療センターの運営にかかわっていただく、その条件づくりにもなるのではないかと考えます。

三つ目に、財政問題についてもう一言述べたいと思います。日野市立病院には、年間8億円からの一般財源の繰り入れがあります。この要因については、公立病院として不採算部門を抱えなければならない点など、単純に赤字と扱えない問題があります。また、相次ぐ医療、診療報酬の改悪など、政府の医療費抑制策、医療切り捨て策が根っこにあります。しかし、すべてが宿命ということではなくて、市立総合病院の経営努力によって、これが圧縮できる部分も当然あるわけであります。こうした努力によって、南部医療センターの運営の財源を捻出することは十分可能ではないかと思います。南部医療センターのあり方について3点、提案、要望いたしましたけれども、このことについて市の見解を求めたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　南部地域病院に関しての3点の御質問でございます。

南部地域病院は、先ほども御答弁申し上げましたように、用地の確保に当たっておるわけでございますが、その後のことにつきましては、医師会等も協議いたしまして、どういう病院にするかということが出てまいろうかと思います。いずれにいたしましても、先ほどのお話にもありました今後の入院施設、ベッド数の不足というような中では、そういうような入院施設を備えたものとして考えていく必要があろうかと思います。御質問の中にありました思い切って開かれた医療センターとして、特に予防とかリハビリを入れたものというようなお考えでございます。この施設をつくるに当たりましては、やはり関係者で考えていかなければならない問題かとは思いますけれども、もう一つには、今議会で、市長の行政報告にもございましたように、今年度、保健関係の法律が変わりまして、保健所の業務が平成9年から市の仕事に移ってくるというようなこともございます。そういうようなこともございますので、そういうような地域保健体制にあ

わせまして考えていく必要があるのではないかというふうに思っておるわけでございます。

それと、２点目の医師会等と協議してつくるというような中では、最終的には財政問題も含めて市が負うべきではないかというような御提案でございますが、現在、用地としては市が何とか確保するというような考えではおります。公設民営というようなことになりますと、市も財政負担を最終的には負わなければいけませんが、現状ではできれば、医療法人といいますか、が直接経営に当たって地域の医療の補完をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、現在の市立病院の経営状況でございます。これを努力することによって財源の捻出ということでございます。確かにそのとおりでございますが、きょうの日経新聞にも出ておりましたけれども、病院経営はなかなか難しくなってきておりまして、７割以上が赤字の病院というふうに言われております。現在、市立病院は老朽化し、なかなか思うような診療も難しいというようなことからも、建て替えの問題が出てきておるわけでございます。したがいまして、市立病院を建て替えることによって経営的なものをよくしていければというふうに考えておるわけですが、一方には新しい病院をつくりますことによりまして、施設の費用といたします償却費、起債の返還等も出てこようかと思いますので、病院を新しくしたからといって、内部的な経営については向上いたしても、物理的な資産の償却のための費用もかかってこようかと思いますので、なかなか捻出が困難が予想されるわけでございますが、しかし、現在ある病院、また新しくつくる病院につきまして、できるだけ経営努力するのは、これはもちろんでございますので、私の方の病院事務長もおりますので、越権行為ではございますが、そういうようなことは行政として当然考えていくことかというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　地域に開かれた病院という問題については、保健所の統廃合の問題もあり、ぜひ全体の中でどういうふうに位置づけるのかということは、当然これから議論をしていただきたいというふうに思います。

ただ、先ほどもありましたけれども、非常に医療情勢が厳しい中で、果たして民間の医療法人でそういうふうな公的な役割が果たすことができるのかどうなのかということが、大変重要な問題だし難しい問題でないかというふうに思うんです。そういう点では、ぜひともその公的責任を果たす、日野市の地域医療の中で役割を果たしていく、そういうふうな観点に立って南部地域病院に責任をもっていく、そういう立場をぜひ貫

いていただきたいというふうに思います。

こういうふうな考え方があります。今、中小病院の経営というのは、非常に不安定だというふうに言われているわけでありますけれども、その中で、病床の回転率、患者の平均入院日数が短ければ短いほど経営は安定していくというふうなことが言われています。この平均入院日数の短縮、これができるかどうかということは、在宅医療や在宅ケア、地域のそれを支える医療福祉の体制があるかないかということにかかっているというふうなことが、言われているわけであります。そういう意味では、病院が地域の医療や在宅ケアとの連携を強めていくということは、すなわちそのシステムをつくるために努力をするということは、みずからの病院経営の安定化、このことにもつながるものだというふうに考えます。今、政府は自治体に対して行政リストラなるものを強要してきておりますし、市立病院の建て替えに当たっても、あるいは南部病院のセンター開設に当たっても、大変厳しい財政条件のもとで遂行しなければならない課題であるということは理解しているわけでありますけれども、しかし、そうであればあるほど目先の困難に左右されることなく、長期的な見通しを持って本格的な地域医療システムを構築していくということが、これからの課題になるのではないかと思います。

そういう観点から、市立病院の建て替え、そして南部医療センターの問題について、質問や問題提起をさせていただいたわけであります。こうした点も踏まえて市長の御見解を求めたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　市立病院のことにつきましては、今まで紆余曲折をたどって相当時間をかけましたことに、私としても何とか積極的な取り組みのできる状態をお認めいただきたい、このように思っております。当面、南部地域のことも問われておるわけでありますが、日野市の人口構成あるいは地域分布、これらからいいまして、旧七生村という、いわゆる浅川南部でありますが、本当に医療施設が希薄という言葉を使うぐらいお医者さんも少ないという状況がございまして、地域の方にしてみれば、大変そのことがまた不安の要因であるということもあわせ、今までの一つの課題に考えてまいっております。

一般論として、日野市の人口規模からいいますと、約1,000床の病床の確保が望ましいということになるわけではありますけど、地域保健の制度のこともありまして、当面今度建て替える市立病院については、ぜひ300病床を確保したい、こういうことで取り組みを進めております。今までの民間の病床数等も一般病床を数えましても、まだまだ

1,000床には遠いわけでありますから、少なくともまだ今後数百の確保が必要である。その将来像の中では、今、南部に用地を確保しようといたしております、いわゆる南部地域の医療センター、ここの役割を、次のまた課題として取り組んでいくということになることは必至だというふうに思っております。幸いに地元医師会は、大変地元の医療、保健ということにつきまして、高い見識を持っておられますということと、また行政と協力をして地域医療に責任を果たせる、そういう役割分担をしようということの意欲が極めてしっかりとしておられますので、それらのことも期待しながら、今御相談を申し上げておるという状況でございます。

ちょっと南の方のことにつきまして、まだ公式の場で表明できる状況までは到達しておりませんが、御提案にありました状況もよくわきまえまして、今後により有効な医療体制づくりの計画に寄与していただきたい、こう思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　ありがとうございます。

きょうも質問したんですけれども、市立総合病院の建て替えというのは、日野市の北部の地域の問題ということではないと思います。また、市立病院の次に南部の病院をと、こういうことでもないのではないかと思うんです。やっぱり一体の問題として16万市民を守る医療システムをどうつくっていくのか、そういう観点で積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

私事で恐縮なんですけれども、私はこの夏、尊敬する一人の先輩を失いました。福原花子さんという程久保にお住まいの女性で、彼女の一生というのは戦災孤児の保育から始まって、退職後はおもちゃ図書館など障害児のボランティア活動に参加されるなど、まさに一生が子供への愛と福祉に献身された一生であったと思っています。その最後の生き方も大変壮絶でした。彼女は胆のうがんで亡くなりましたけれども、都心の病院に入院していました。亡くなる３日前になって、みずからの治療行為を拒否して、すなわち点滴などを自分で外して自宅で最期を送りたいと病院に要求いたしました。彼女が実際に最期を自宅で過ごすことができたのは、ほんのわずかな時間でしたけれども、この３日間は彼女自身にとっても、また周りの親族や周りの者にとっても大変な闘いになりました。

一つは、病院は末期の患者を家に連れて帰るということは前例がないということで許可をおろしませんでした。治療拒否という本人の強い態度に周りが動かされて、ついに許可をとることができたわけであります。

二つ目に、自宅で患者の最期を見取る態勢であります。私たちは看護婦のボランティアを募り、家族への支援態勢をつくりました。問題はお医者さんであります。かかりつけの医者がおりませんでした。ある開業医に往診をお願いしました。往診はしていないということでしたけれども、何とかということで頼み込んで了解を得たわけであります。ところが、彼女はお医者さんの往診を受ける前に息を引き取ってしまったわけであります。そこで大変なことに気がつきました。一度も診察をしていない医者は死亡診断書が書けないわけであります。結局、警察医に死亡診断書の作成をお願いしなければなりませんでした。私は、彼女の最期の闘いから、これまで全く気がつかなかった自宅で死ぬことの困難さを思い知らされました。同時に、もしも在宅医療、在宅看護や訪問看護の体制が整い、医者の往診が受けられ、緊急の場合はいつでも身近な病院に受け入れられる体制がつくられるならば、病院ではなくて住み慣れたところで、だれもが人生の最期をより人間的に送れるのではないかと考えたわけでございます。市立病院の建て替えと南部医療センターの一日も早い開設で16万市民の健康づくり、安心して生きることができる地域医療体制が整えられることを心から願って、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって９の１、市立病院の建て替え、南部医療機関は、16万日野市民の健康づくりを戦略において、計画をねりあげようの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時14分　散会

# 12月９日　金曜日　（第４日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第35号）

12月９日　金曜日　（第４日）

**出席議員　（29名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 26番 | 箕野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

**欠席議員　（１名）**

25番　福島盛之助君

**説明のため会議に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

**会議に出席した議会事務局職員の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

**議事日程**

平成6年12月9日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時５分　開議

**○副議長（宮沢清子君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問10の１、厳しさ増す、財政状況の中、今後の行財政改革及び財政運営について問うの通告質問者、小川友一さんの質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

**○７番（小川友一君）**　今回通告をさせていただいてあります表題のとおりでありますので、その表題に沿った適切な執行部の御回答をいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問は、厳しさ増す、財政状況の中、今後の行財政改革及び財政運営について、という表題でございます。この表題に対する答弁ということでございますが、確かに社会経済情勢は、まだ回復というか、経済的な回復の兆しが十分見えていないわけでございます。これまでの市の財政におきましても、編成いたします予算につきまして、前年度対比でマイナス予算を組んでおるような状況が２年続いておりますし、また税収におきましてもマイナス状況でございます。さらに、特別減税と申しますか、税制改革によりまして、今年度も23億円、また来年度も同規模、二十三、四億円の税収減が予想されますし、これが３年続くと、平成８年まではそういうような状態が続くというような状況の中では、景気回復を待つということもございますけれども、なかなか見通しが難しいという状況でございます。

これまで過去の財政の逼迫につきましては、マイナスシーリングといいますか、経常経費の節減５％カットあるいは10％カットというようなことで、何とか予算編成をやってきておりますけれども、今後、これがまたさらにマイナスをするというようなことにつきましては、経常的な経費をさらに厳しくするということはなかなか難しく、限度があるものと言えるのではないかと思います。そういう中では、やはりもう一度、事務事業を見直す、つまり行政改革というんですか、行財政改革、財政当局だけでなく、庁内全体で業務の見直しをしていかなければならないかと思っております。その中では、役所の内部に行財政改革の推進本部等を設けて、この財政状況、あるいは行政の事務の

進め方について再検討を加えていきたいというようなことを考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　私は今回、通告させていただいた内容は、今後の行財政改革と財政運営について問うという質問をさせていただいた。今、企画財政部長の方から御答弁いただいたのは、私たちは十分わかっているんですね。経常収支比率がこんなに行っちゃった。財政運営が非常に厳しい。税収がない。こんなことはみんなわかっている。要するに今の状況の中で、どのような行財政改革を行って、どのような財政運営を行っていくのかというふうな質問をさせていただいたつもりであります。

庁内において推進本部が置かれて、将来にわたっての計画等も余り見受けられないという判断の中で、市長にお伺いします。執行の最高責任者でありますので、森田市長さんの方からお伺いしたいと思います。

過去二十数年間、行政推進に責任者として当たられてきたわけですけれども、今まで過去、一定の計画を持って行政運営をしてきたと思いますけれども、市長本人、しっかりと計画性を持って運営に当たってきたのかどうか、その辺の御見解をまずお聞きしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　御質問でございますが、過去の行財政に関する具体的な対応といたしまして、地方自治法に基づくおおむね期間を10年間とする基本構想という発想がございました。それに沿って、これからの日野市の将来像を展望しながら、なすべき事業の優先順位を定め、取り組んできた、ということがお答えになるというふうに思っております。その間、石油ショックでありますとか、あるいは社会的な理由に伴ういわゆる経済動向の環境のいいこともありますし、また悪い状況もあった。一応それらには対応をもって、それぞれ突破をしてきたというふうに考えております。市の今日の状況といたしまして、人口急増期には、一応義務教育の施設、あるいは幼児教育、また市民から要望の強い、今、それぞれの対応を行いながら、大きく時期を分けますと、今、基盤整備の将来に向かっての取り組みを進めておる、こういうふうに議会の皆さん御自身も、御理解をいただいておると思っております。

また、それぞれの経過の中ですべて、市民にもいろいろな相談もし、また議会にも適切な御指導をいただき、あわせて年度予算に議決をいただきながら、進めてきたということでございますので、今後もちろん、そういう手順を踏みつつ、進めていくということでございまして、何か将来展望が行き詰まったというような状況は、今のところ

全くないというふうに申し上げてよろしいと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　そうしますと、一応財政運営上はしっかりと計画を持って責務を果たしてきたというふうに理解をするところであります。それでは、これから具体的に案件を持ち出しながら市長にお伺いします。

最近、税収も少なくなってきている。ここ平成6年度、7年度、8年度ぐらいで、どのぐらいの市の職員の方が退職をなされるのかなというふうな疑問を持ちました。職員課の方に資料をお願いをしました。6年度、7年度、8年度で、退職する職員の方は何名いらして、大体で結構ですから、平均の退職金の金額はどのぐらいになるのでしょうというふうなお願いをしておきました。平成6年度で31人、7年度34人、平均の退職金の金額が、6年度で2,657万、7年度が2,811万2,000円だそうであります。1人当たり2,600万ですね。それを掛けますと、平成6年度には8億2,600万弱、7年度が9億5,500万強が退職金として支払われることになっている。退職金を支払うために、私たちのまちでは、退職金の基金を積み立ててあります。職員退職手当基金ということで。昨年度は、3月に4億円を取り崩しをしてあります。現在の残高は、10億3,170万円強だそうです。

そこで市長にお伺いしたいんですけれども、退職をなされる職員の数は、もう事前にわかっているわけですね。入所されたときから、何年には退職するということがわかっているんです。計画性を持っていろいろ財政運営をしているということであれば、当然職員が退職なされるときには、年次を追ってその資金が補てんがされるような財政運営がなされていなくてはいけないと思うんです。今、基金は10億円強。6年度、7年度の中で支払われる金額が18億円だそうです。どのように支払われるのか。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　職員の退職手当の件でございますけれども、職員の採用が一時期、行政需要の増大、人口の増によりまして、職員の採用がかなり多くなっておる年度がございます。そういうような中では、職員の退職の時期にも波があるわけでございますけれども、まず第1の波といたしまして、御質問にありますここ3年ほどの職員の退職の数が多い一つの山になっておるわけでございます。これを見定めまして、退職基金条例を以前設けたわけでございます。ちょうどこのところに目標を当てたと言っていいかと思います。しかし、現在お話のように、10億の積立金でございますが、この3年間で見ますと、18億ほどのものになります。退職基金だけでは足りないわけで

はございますけれども、年間の財政運営の中で、本来的には退職金も払っていければよろしいわけですが、この波のピークといいますか、一つの大きな波の中のためにこれまで積んできた退職手当基金でございますので、これを活用するとともに、なお不足分については、年度内といいますか、それぞれの年度の財政の運営の中で捻出していくということになろうかと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○７番（小川友一君）**　企画財政部長、３年間で18億じゃないんですよ。２年間で18億円なんです。６年、７年で。そして８年度はまた、７億6,000万強が支払われるんです。私が職員課へ行って、どのような、大体で結構ですから、何人が平均在職年数がどの程度で、大体平均値でいいですから、１人当たり幾らという算出をしていただいて、どの程度支払われるのか。１時間もたたないうちにこれがわかったんです。１時間もしないんですよ。こんなものは入ったときからずうっとわかるんです、退職されるのは。最終的には一般会計の方から支出されるんでしょう、市の職員に。民間企業じゃないんだから、現物支給というわけにいかないでしょう。そうでしょう。そうすれば、いろいろ市長がおっしゃっているけれど、区画整理事業をやる、下水道事業をやる、何をやるったって、いわゆる財源がもうなくなってきている状況の中で、当然こういうふうな問題は、ほかの自治体は、計画を持って組合みたいのをつくって、そこへ預金をしているんです。こういうふうな状況で、どうして計画的に財政運営がなされているか、私は理解できないんです。こんなもの、最初からわかっていることなんです。突発的に起きる事項じゃないんです。市長、いかがですか。市長、これで計画的に財政運営がなされているんですか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　経済環境がいわゆる一定の前進をするコンスタントな見通しが、本来これが正常だというべきわけでありますが、この市の我々の行政の人口急増の過去の経験にあらわれておりますごとく、いっときに需要が生まれるという、ちょっとコンスタントでない過去の経過があったわけであります。したがって、それなりの特色の中で、条件の中で、財政的にも市政の運営を図るということの必要性が伴っているわけであります。人口急増時にまた、行政需要に伴う職員の急増期も当然あったわけでありまして、長い目で見れば、退職期もほぼ見通せるわけでありますから、退職金基金条例等も定めて、一応の対応はし得た。しかし、財政の環境の動向ということもありまして、非常に厳しいとき、比較的将来展望の明るいとき、多少の波があるわけでご

ざいますが、それを地方自治という一つの大きい仕組みの中で、その時期その時期を適切に突破をするというのがまた、行政の能力でなければならない、こんなふうに思っております。いろいろな工夫をしながら、多少、計画の先送りとかいうことも伴うかもしれませんが、目標ははっきりと展望を持って市政はそれなりに行えるというふうに、今までもそうであったと思っておりますし、またこれからも市民の皆さんにもよく理解をしていただいて、事業を進めていくということだというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　小川友一さん。

○７番（小川友一君）　市長、それはね、経済の動向によって、いろいろこう、いいときもあれば、悪いときもあるかもしれないけれども、一番こういうふうな職員の人件費にかかわるものは、先が見通せるわけです。大体、今、ざっと１時間もしないうちに計算が出るようなものであれば、当然６年、７年、８年度が多いんであれば、その基金を要するに取り崩すにしても、計画的に財政運営をしていかなくては、最後には市民が、市長が今おっしゃっていたみたいに、市民要望にこたえる事業の進捗ができない、事業が先送りになる。であれば、市長、財源の負担ができないから、事業の先送りをするのであれば、やっぱりその辺は市民にしっかりと伝えるべきですよ。森田市長さんに随分期待している方もいっぱいいらっしゃる。公共下水道を100％にしますといったって、区画整理事業を進めますといったって、ここの場では先送りをしたい。しかし市民は、進んでくるというふうに思っているんですね。その辺もしっかりとあわせて市民に伝えるべきだと思います。

今、企画財政部長の方から話がありました。財政運営上の一つのバロメーターであります経常収支比率が、平成６年度の数値見込みで、81.2％になるというふうなこの前、答弁いただきました。いわゆるこの経常収支比率を大きく押し上げているものが人件費、扶助費、公債費比率、この三つがあるわけです、大体。その三つの比率を引き下げなければ、経常収支比率は下がってこないわけであります。当然それによって今、市長がおっしゃった、投資的経費比率、いわゆる事業を行えるお金の比率。これが非常に悪いんです。平成元年31.7％、平成５年度末で16.4％。まさに５年間で半分になっている。投資的経費比率が16.4％であれば、起債だって起こせなくなってくるでしょう。こんなに低くなってくれば、事業もできなくなってくるでしょう。

これは市長がよくお話になりますけれども、いろいろ地方自治はそんなにあなたが言うほど簡単なものではないです、とこうふうに言うかもしれない。しかし、毎年毎年下がってくるこの状況を見て、じゃあ、どのような行財政改革を行っていかなくてはい

けないのか。事務事業の見直しをしていかなくてはいけないのか。もうとっくに執行部としてある程度の素案ができていたり、実践をしていなきゃいけない時期なんです。まさに執行部の怠慢ですよ、これは。多くの自治体がいろんな形で今、地方行政のリストラなんていって、いろんなことをやっています。きょうの読売新聞にも、多摩市で７カ月で２億4,500万円もちょっと節減をしたら浮いた、というような記事がきょう、出ていました。

それで、いろいろこれから日野市の中でも、そのようなものを行っていくと思いますけれども、市長がお答えになるのか、どなたがお答えになるのかわかりませんけれども、人件費比率を下げるためには、何をやらなくてはいけないのか。要するに職員の削減をするのか、それとも、一定の職員の残業を減らしたりして節減をしていくのか、それとも、今問題になっている、上位から指導が来ていると思いますけれども、通し号俸制を職務給に変えていくのか、いろいろ手法はあると思いますけれども、人件費比率を引き下げるために今、執行部ではどんなことをお考えになっているのか、何をしようとなされているのか、これからどのようにしようとしているのか、お考えがあったら、市長からお答えをいただきたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　骨組みについてお答えをしておきたいと思います。確かに経常収支比率を高めるのは、定員の増加に伴う面、それからまた日常的な能率給ということを考えて、職員の意識に徹底するところまで努力をする。いろいろ工夫の内容が伴っておることでありまして、私どもも、なるべくそれに準じて庁内の経常収支比率を高めない努力をやってまいっております。とりわけ今、定数管理のことと、それから給与に伴います、いわゆる今までの時代の変化に伴いまして、一般的な一つの標準になっております職務給に切りかえる、そういう内部努力を進めつつある、というふうに申し上げておきたいと思います。いろいろまた御指導いただく点も多いわけでありますので、内部を十分能率的に行政機能を高める、こういう努力とあわせて取り組んでいくべきまた大切な課題であると、このような認識でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○７番（小川友一君）**　市長のお考えがよくわかりました。一定の方向をもって、ある程度是正をしていくべきものは是正をしていくという決断をしなくてはいけない時期だと思います。今すぐではなくても、将来を見通した中で、職務給に切りかえていきたいというふうな市長のお話をいただきました。楽しみにしておりますので、ぜひ実行

していただきたいと思います。

ちなみにことしの11月の24日の日本経済新聞の中に、経常収支比率の一番低い、いわゆる弾力性をもって運営がなされているというふうなことが新聞に出ました。愛知県の刈谷市だそうでございまして、52.68%。私たちも、ここまでは来なくてもいいですけれど、赤信号ではなくて、黄色信号の70ぐらいまでは下げるように、行政内部の努力をしていただきたいと思います。

ちょっと参考までに総務部長にお聞きしたいんですけれども、今、それぞれの各課で採用しているパート職員の方がいらっしゃいますね。庁内、そしてまた保育園とか学校施設とか、その方々が何名ぐらいいらっしゃるのか。月額大体どの程度支給がされているのか。そうした配置基準はどうなっているのか。以上3点お聞きします。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答えいたします。

今、一般に臨時職員というもの、この中には嘱託職員も含まれますけれども、平成6年10月現在で、527名おります。それから10月分の経費1カ月単位で見ますと、4,832万円の賃金なり報酬を支払ってございます。臨時職員の配置でございますけれども、この527名の中で多い部門は、やっぱり保母の産休代替とか、障害児を介助します特例保母等で100名を超える臨時職員を雇っております。これは福祉関係。それから児童厚生員、これが25人ほどおります。先ほどの産休代替による人数は48名です、現在。それから特例保母には57名というのが多いところでございます。それから予防接種等がございますので、こういう役目に看護婦さんを20名ほど雇ってございます。それから病院関係では、お医者さんを40名雇ってございます。その他看護婦さんもございますけれども、数としてはお医者さんが多い。それから嘱託従事の職員でございますけれども、これは再雇用制度というのをとらさせていただきますけれども、この再雇用職員が今28名、それから学童クラブの指導員が32名、それから学校図書の司書が28名、それから図書館関係に29名というのが主な内容でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　今の部長の答弁は、要するに今、最初に527名というふうな答弁をいただきました。その後にこう、いろいろ病院だとか、図書館だとか、嘱託職員だと。それが包含されているんですか。包含されて527名。そうしますと、ことしの10月15日現在の職員の方の人員は、1,566名と聞いています。合わせますと、大体二千ちょっとの方が今、市民要望にこたえるために市の職員として働いているということでよろし

いんですね。思ったより非常に多いなと思ったわけでありまして、これは後日、この問題をもっと細かくやりますので、ちょっと多いなというふうに感じました。

それでは市長にお伺いします。平成2年でしたか、市長が、私が市政に初めて出てきたときに、壁面緑化ということで、新しい事業を展開しました。しつこいようですけれども、「緑と清流のまちというスローガン」を掲げている市長にとっては、すばらしい施策だと思った。入ってきたばっかりだったから、何もわからないで、いや、こんなこともやるのかとびっくりしました。いい事業だなというふうにも思いました。そのときに私は、一般会計の予算で、このものの維持管理はどの主管課がやるのですか、というふうな質問をしました。しっかりと主管課を決めて、すばらしい壁面緑化にしていきたい、というふうな答弁されました。2年ぐらいたってどのぐらい伸びたかなと思って楽しみに見にいったら、もう枯れて何もなかった。こういうふうな事実がありました。

一つの事業を進める中で、事業をやった後の維持管理の予算組みや、そしてまた体制が大切なわけでありますけれども、今回は、いわゆる市の公共施設、市民会館や、生活保健センターや、東部会館、その他日野山荘、市民プール、南平体育館とかあります。箱物をつくるときには一定のお金がかかるわけでありますが、それ以後、維持管理をしていかなくてはいけないわけであります。その維持管理はどのような形で予算組みをなされていくのか。要するに維持管理をしていくための予算組みは、当初建設するときには、当然一定の、このぐらいのあれがかかるだろうというふうなものを想定して建設すると思いますけれども、どういうふうな形でその予算組みを考えて、そういうふうな箱物をつくってこられたのか、答弁をいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　いろいろな事業をやっていく上に、一般的には予算は1会計年度、単年度で終わるわけでございますけれども、事業の中では、後年度負担といいますか、お話にございましたように、建物をつくった場合、それの維持管理がずっと続いていくわけでございます。これの後年度負担がどの程度出るかというような数値も予算の策定のときには一応資料として出していただき、それで後年度負担を見定めた上で、その事業の選択をしていくということでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　市長にお伺いします。

歳入の中の使用料及び手数料、この部分で今私がお話をさせていただいた市民会館を初めとして、七つの施設を今例に取り上げさせていただきたいと思います。当然こうい

ふうな施設は、採算がとれるとは思っていません。その施設で利益が生まれるなんていうことは思っていません。これは前段にお話をしておきます。しかし今、現実がどうなっているのか、市長はわかっていらっしゃるのかどうか、わからないのでここで質問したいと思うんですけれども、いわゆる収入、それは使用料、手数料が、市民会館の場合をちょっと例に挙げたいと思います。4,080万円が使用料、手数料で入っていますね。それに対して、その維持管理費で支出している金が2億94万円。そのうちの委託料が7,532万4,000円。ざっと計算したら、今言っただけでも、一つの市民会館に対する財政負担が16億円ぐらいです。人件費を含めて。生活保健センターは1億800万強、東部会館は9,000万、博物館が7,400万、日野山荘が8,600万、市民プールが2,700万、南平体育館が880万強が市で負担をしている。いわゆる収入と支出のバランスの中でマイナスになっている。私は、公共施設は、利益追求をしない市民サービスのものですから、そこで利益が出なくてもいいと思います。とんとんじゃなくてもいいと思うわけですけれども、余りにもギャップか大き過ぎるのではないか。これは委託に問題があるのではないかと思うんですね。それから人の配置。その辺、市長はどういうふうに受けとめているのか。これから今の公共施設、これはすべてではないですけれど、こういうふうな施設の維持管理、こういうふうなものを削減することによって、行財政改革は一つひとつ進むと思うんです。市長、今の私が指摘したこの部分で、どのようなお考えを持たれたのか。これから少し手をつけて、是正をしていこうというふうにお感じになったかどうか、市長からお答えをいただきたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　いわゆる施設を、サービス施設として仮に御指摘のような箱物ができますと、後年度負担、つまり維持管理のことと、それから市民に対するそれぞれの目的、機能を持った行政サービス、これのコストとして、また後年度負担という形の経費が伴ってくる。そこで、何年に1回という程度の手数料や使用料の見直しも図っていかなければならない。こういう経営的感覚が大切だということも伴っていることが事実であります。それらのことで何年置きといいましょうか、一定の感覚を持ってもう一遍見直すという感覚が大切だと思っておりますので、そのような仕組みを設けながら、これからも後年度負担のバランスをとっていくと、こういうふうにやっていかなければならない、こう考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

○7番（小川友一君）　市長、使用料、手数料を見直すことも大切なんですけれども、それよりも、いわゆるその事業そのものがどういうふうな人員配置で、どういうふうな形で委託がされていて、そこでむだな支出がなされていないか、洗っていただきたい。再検討していただきたい。こういうふうなものから手をつけるべきだというふうに私は思います。ぜひ、実行していただきたいと思います。

ずっと市長に質問をしてきましたので、お疲れだと思いますので、ちょっと視点を変えたいと思います。行財政改革の中でいろいろ手をつけなくてはいけない部分はいっぱいあるわけですけれども、市長の職務権限から離れて、まさに学校教育の分野で市長が介入できない権限をお持ちの教育長にお伺いします。

私が調べたところによりますと、文部省の学校教育法の施行規則17条に、小学校は12から18学級が標準である。そしてまた、東京都の学校運営費の標準規模校、これが18校、そして児童数は720人、というふうな形で記されているわけでありますけれども、今の日野市の小学校の実情を踏まえた中で、数字は要りません。学校教育の責任者として、今の規模が妥当と思っていらっしゃるのかどうか、適正規模と思っていらっしゃるのかどうか。今後、この問題をどのような形で一定の路線の中ではめ込んでいこうと思っていらっしゃるのか、御見解をお聞きしたい。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

児童数が減少の傾向で、年々減っている中で、いわゆる今小川議員さんの方からの御指摘のように、学校規模が小規模化してきているという現実がございます。それで、日野市内の小学校においても今、文部省で、適正であろうという規模が12学級から18学級という見解を示しているわけでございますが、それを割る学校も出てきているという事実がございます。そういった中で、学校の規模として、教育活動をしていく上において、どこらあたりのところが最少限度教育を維持する上で大事かというようなことが一つ問題に、課題になってくるわけでございます。そこで文部省あたりもこういった小規模化について検討をしておりますけれども、教育効果の面からいって、40人学級と仮に20人の学級と比べた場合に、どちらがどうかという早急には結論が出せないという見解を文部省あたりも出しております。

こういった中で、学校の適正な規模というものをどこらあたりに置くかということも、今後、私どもとしても、真剣に考えていかなければいけない、こういうぐあいに考えておるわけでございます。そういった中で、小規模校については小規模校なりに予算も

指摘されております。例えば、指導の手が細かく入るというようなこともございますけれども、今度は学校の組織体として考えてみたときに、いわゆる東京都の教員配置基準に基づいた組織の面、または指導における活力といいますか、集団の中での活力というような面も、課題も幾つかございます。そういったようなことを考えながら、今後日野市の児童数のこの推移が、どういうふうに進んでいくのか。減少傾向がずっと続くのか、ある時期に来たら、児童数がまた回復していくのかというあたりと、それから地域の状態、開発とかいろいろなことがあろうと思いますが、そういった地域の状態も注意深く見ていかなければいけないというようなことを現在考えているわけでございますが、教育委員会として、このことについて現在のところ、取り上げて検討していないわけでございますが、私のところでは、今そういう考えを持っているということでお答えにさせていただきます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　教育長、ただいま答弁いただいたのは、随分前の指導ですね。今はそうじゃないと思うんです。それはもう前の指導、今はそうではないと思うんです。それで、私は今、教育長のお答えになった件で、非常に疑問に思うところがある。いわゆる先ほども言いましたけれども、要するにこの学校の地方教育行政組織及び運営に関する法律の中に、市長も介入できないんですね。教育委員会が置かれた経過は、教育長、十分御案内のとおりだと思うんです。要するに学校教育の分野に行政が介入してはいけないということで独立されて、市長の方としては、総合調整権、いわゆる予算執行ぐらいしかないわけです。要するにその学校の施設をつくるか、廃止するかとか、いろんな細かいことは教育長にゆだねられているんです、権限が。そうですね。お示ししましょうか。学校教育の教育委員会の職務権限ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の23条に書かれている。そしてまた、地方自治法180の８にも、教育委員会の権限ということで、そのものに対する設置及び廃止は、教育長の権限なんです。市長の権限ではない。前段でそれをお話ししておきます。

それで今、教育長がお話しになりましたけれども、これからの推移を見て、というふうなお話がありましたね。私は、平成６年度公立の小中学校の児童生徒、学級数の将来の推計表というのをここに持っているんですけれども、これを見ますと、学校名は言いません。ある学校は、平成11年、もう今、平成６年終わりですけれども、あと４年ちょっとで６学年で６学級、生徒数が165名、こういうような学校が一つある。これは小学校です。それでもう一つ、平成11年には６学級、生徒数が191名。もう１校、平

成11年、６学年で６学級、163人。これは多少の上限は、４年ぐらいに出たり入ったりあるから、五つもあるんですね。今その数字を見ると、都も文部省も言っている半分、生徒数は５分の１です、４年後。学校教育の現場で、こういうふうなものが教育委員会の中にあるのに、将来の展望を見て考える、では困るわけです。４年後に仮にそういうふうなことを措置をとろうとしたときに、やっぱり地域住民に事前周知をしたり、要するに総合調整権を持っている市長との調整をしたり、いろんなことの手順を踏まなくてはいけないんでしょう。であれば、ある程度一定の方向なり検討がなされていなくては、いけない時期なんですね。これだけ財政が厳しい中で、どこをどういうふうに是正をしていくのか。一番注目を浴びている部分です。上位だって、一定の指導がなされていると思うんです。

学校教育部長にお伺いします。私がこの質問をしようとしたら、私は議会の方で、学校教育部長は、まだ時期尚早だ、というふうなことをおっしゃっているということが議会の方に耳に入ってきた。なぜ時期尚早なのか。それが事実なのか、示していただきたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　お答えします。

時期尚早というふうに言ったかどうかちょっとわからないんですが、少なくとも今、165人になる学校へ、この間、学校訪問で朝から授業の状態とかそういうものを見学いたしました。そして今は220ぐらいですが、そういうような中で、かなり少なくなっていて、1,000近く昔はあったんですが、この辺は違いますけれども、多いところではそういうふうにあったんですが、かなり減ってきている。

ただ、思っているのは、今の６年度における状況から、その一番最少の学校が非常に心配があるということは常々思っております。ですから、それをどういうふうにしてやるかという問題とか、そういう問題については、文部省の方からも出ておりますけれども、もちろん、今議員さんおっしゃられたような地元の意見とか、いろんな形の状況を踏まえた上で、これから検討するということになると思いますが、そういう中で、今の平成６年度の段階では、その問題は十分私の方も見詰めながら、いろいろやっておりますし、それから学区域検討委員会というのが平成元年にあったんですが、その中にも、だんだん小規模化していく中でということで、南平小学校から平山小学校への学区の一部変更とか、いろんな答申がなされているわけです。その答申で一部実行しているところもありますし、状況が変わってきていると、いろいろございますので、そうい

うところを見きわめながらこれからやっていくということで、現在ではそういうところが、今すぐこういうふうな形になるということの結論には至っていないということなんです。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　私は、これを今すぐやれと言っているんじゃないんですね。要するに将来に向かって一定の手順を踏んで、平成11年、12年ぐらいにはどの程度になるかという数値をつかんでいるんですから、やっぱりその年度に向かって一定の計画を立ててみる。地域の住民がどうしてもだめだと。しかし、学校教育を預かる教育長の立場であれば、やっぱりこの適正な規模に合わせていくということが、私は教育委員会の責務だと思います。この問題については、私たちの会派で、後日、もう少し細かく取り上げたいという方がいらっしゃいますので、私はこのぐらいで終わりにしておきますけれども、そのときにはある程度、一定の何ていうのかな、状況を説明できるようなものが示されるような状況まで持っていっていただければ幸いと思いますけれども、そのことをお願いをしておきます。

そこで市長にすみません、もう一度お聞かせ願いたいんですけれども、先ほども私も言いましたけれども、いわゆるこの権限は教育委員会にゆだねられているわけですけれども、執行部部局として、要するに市長の権限の中に総合調整権、いわゆる予算執行権を持っていらっしゃるわけですから、その辺で市長としては、この問題は将来的にはどんなお考えを持っているのか、前段でちょっとだけお聞かせ願いたい。簡単で結構ですから、時間がなくなっちゃいますから、骨子に沿ってお願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　日野市の将来像で、人口20万程度を一つのめどとすると。急ぐことはないわけでありますが、いずれ徐々に人口はふえる傾向にならざるを得ないだろう。あるいは多少地域によって、住宅政策等による人口の導入も図るべきだろうと、このように申し上げてきたとおりであります。そこで今の学校の分布とか配置とか、確かにかなりのアンバランスも生まれておりますし、日野市が将来発展しないという何か別の条件があれば、ある程度の学校の集約、統合等も考えなきゃならないことになるかなと。むしろ私は、今、住民要望の強い、あるいは時代の変化に伴う高齢化社会、あるいは文化やスポーツのニーズの高まりといいましょうか、そういうことに合わせて解決すべき課題であって、何か経費節減のために学校の統合をするということはいかがなものかなという感じがいたします。しかしながら、一番能率的なバランスの整った市政

の展開、その中にも教育行政もおのずからあるわけでありますから、ある程度の見解を見通す、そういう意識をしっかりとスタートさせていいんではないか、こういうふうにも思っております。現状、そういうことであります。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　たまたま行財政改革の一つの中で取り上げたんですけれども、市長がよくお話になる言葉に、要するに急激な人口増に道路網とかいろんな整備が追いついていかなかった、というふうなことをよくお言葉にするんですけれど、まさに今時代が変わってきている。やっぱり行政というものは時代に合ったサービスをしていく、計画を持ってやっていくということが市長の責任だと思うんですね。そういった意味でこれから執行部として、しっかり総合調整権を行使していただいて、学校教育行政と連携をとりながら、そしてまた地域住民とのコミュニケーションをとりながら、できるものはやっていっていただきたい。要望して、この質問は終わりたいと思います。

もう1点、市長にお伺いします。経常収支比率を押し上げている一つの大きな要件の中にも扶助費という分野がありますけれども、人件費、公債費、扶助費と三つの柱の中で、扶助費の部分も多少取り上げておかなくてはいけませんので、市長の方から答弁いただきたいと思います。

私の友人に、一般に言う高額所得者という方がいます。市の方から敬老の祝い金だとか、いろいろな形で上位からの補助金をもらわないで、市長が打ち出した市独自の事業が幾つか高齢者福祉の中にあるわけですけれども、その分野に対しては、一部認めるところもあるし、どうかなという部分もありますけれども、一定の分野で森田市長さんはよくやってこられたというふうに評価をしたいと思います。私のその友達は、年収が1,500万強の方です。市からいただけるお金があるんです。もらうものはもらっても結構ですけれども、このお金は本当にこのお金が必要な方に支払われた方がいいんじゃないですかね。いただけるものは私でもいただきますよ、というふうな話がありました。ああ、と思ったわけですね。そんなことを聞いたときに、町田市の方で9月の10日に、長寿祝い金の改正案が出されて、75歳以上の方に年1回支給するというふうな改正案が出されました。

そこで市長にお伺いします。去年でしたか、敬老祝い金を市長さんは寄附をなされた。一部には公選法違反に抵触するのではないかという場面まであったわけですけれども、市長としては、私はそのお金よりも、本当に困っている人に使っていただきたい。男の気持ちとして、市長さんの優しさの中で、公選法違反になるというふうなことを余り

気にしないで多分、寄附をなされたと思うんです。そこで市長さんも、高額所得者だと思うんですけれども、1,000万超えているでしょう。その方が、そういうふうなお金をいただいたときに、どんなお気持ちになられるのか、私見で結構ですので、対象者ということで御回答、御答弁いただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　福祉に関する施策を行います場合に、なるべく社会的に弱い立場の方を優先をさせて、社会保障や社会福祉の手段によって人権をしっかり守るということは、地方自治体で重い責任の立場だ、というふうに日常考えております。したがいまして、そのときには、是とする判断も多少また検討を要するという事例にも遭遇するわけでありますので、なるべく原則に抵触をしない形で、いろいろな市民の皆さんの意識の動向にもお答えをしなければならない、こんなふうに思っております。いわゆる一定の高額所得という言い方が該当ができるかどうかはちょっと（「1,000万を超えると高額所得者なんです」と呼ぶ者あり）一つの標準的なものがあるわけでありますから、所得制限という別の言い方で案外わかりいい言葉もあるわけでありますので、そのあたりの検討も行ってみたい、このように考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　何か気持ち悪いんですけれど、見直したい、やってみたいと、こういうふうに何となく素直におっしゃられると。ぜひ、市長、こういうふうな時期で、大したお金ではないかもしれないけれど、細かいことからやっていくと、7カ月で多摩市は2億4,500万も浮いた、こういうふうな話、新聞で見ますと、ちょっと気をつければ、結構節約できる部分もあるのかもしれない。実際はよくわかりませんけれど、そんな新聞をきょう見ましたので、ぜひ細かいところから少しずつ手をつけていっていただきたい。このことをお願いをしておきます。

さて、だんだん時間もなくなりましたけれども、一番この経常収支比率を押し上げている公債費比率の分野に入っていきたいと思います。御案内のとおり、日野市の土地開発公社で持っている土地、その土地を求めるに借り上げた借入金及び基金、平成5年度末で226億円、土地の保有面積が11万平方メートルということになっているみたいですね。平成5年度末では、その基金借入金に対する利子補給が12億円だ。そしてまた、土地開発公社は日野市より2億5,000万の借り入れをして、償還年限は5年という形で土地が保有されているそうであります。土地区画整理事業の先行取得の土地は、一つの事業を行うためのものでありますので、当然のことであります。しかし、こういうふ

うな状況になってきた場合には、事業を促進して保有土地の処分を早急にしていかなければ、この問題は解決しないということは市長は十分御承知のとおりだと思います。予算がないから事業がなかなか進まないということもよくわかるわけですけれども、一刻も早い事業化へ向けて努力をしていっていただきたいと思う。この部分はお願いをしておきたいと思います。

今、一般会計の公債費は30億円、特別会計で下水道の公債費が15億円あるわけであります。この下水道の公債費は、ピークには40億円になるというふうに想定がされていると聞いております。今現在、このような状況の中で、事業はなかなか進捗をしていかない状況の中で、税収もなかなか見込まれない。自然増収もなかなか今の景気動向では見込めないという状況の中で、そのような事業がおくれないような財政運営をしていくことが市長の責任なわけですね。

そこで市長にお伺いしたいと思います。今、一般会計の管財課が管理する普通財産、これが３万2,000平米ある。一例を挙げますと、日野駅の西側の大坂上一丁目、ここに296平米。宝泉寺の北側、日野本町三丁目に255平米。旧七生支所跡地、高幡68に988平米。南平小学校東側、南平四丁目、ここに1,328平米の普通財産があるわけでありますが、この土地に関しては、土地の利用計画が我々には示されていないわけでありますが、もしこれが不要不急の土地であれば、私はこの財源補給のために処分をしてでも事業を進める時期ではないかというふうに考えているわけですけれども、この土地がすべてではありませんけれども、こういうふうなものはある程度どうにかなるのではないかというふうに私は感じたわけですけれども、市長、その辺はいかがでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　市内には将来の発展の中で公共施設等を考えなきゃならない。一時、御承知のとおり、土地の異常高騰という期間がありました。私どもは、土地の異常高騰は、行政上、百害あって一利なしというふうには考えておりましたけれど、しかし、ある程度の将来像を描く手だてとして、今御指摘のような場所を含めて、公有地あるいは開発公社の所有する土地があります。内部でも今かかわっておるわけでありますが、将来に福祉施設等によって活用をするものも予定をしておりますけれど、いわゆる神明土地区画整理事業の最終段階で、将来の経済的な、あるいは公共施設の用に供する目的を持って確保してある小面積の宅地がありますので、これらは今のところ、ちょっと活用する見通しを持ち得ておりませんので、処分をしたい。その処分も一番説明のできる有効な方策を考えたい、こう思っております。

これは一例に過ぎませんが、今持っておるものに一番心配いたしますのは、買ったときよりも地価が下がる。つまり不良財産になることが一番あってはいけないことでありますので、そういう配慮の中で多少考えておりますが、不良財産、不良資産という状況には今なってはいないわけでありますけれど、財政の一時の有効な活用のために、その御指摘のようなことも合わせ考えておる、というふうにお答えをしておきたいと思います。いい知恵があったら、またお知らせいただきたい、こんなふうにも思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　調布市でも随分普通財産を処分なされて、財政運営の中で軽減を図っているというふうなことも聞いております。基本的に今、市長のお考えは、一定の目的を持って買った土地であるけれども、要するに今の計画の中で利用計画が立たないようなものは、一定の手順を踏んで処分をしていってもいいのではないか、という見解だというふうにお聞きしました。その際に、今民間でも同じなんですけれども、要するに高騰時に買った土地を処分してもマイナスになってしまうというような土地はいっぱいあるわけです。当然、市長の責任の中で、そういうふうなものは避けたいというふうなお考えも十分わかります。そのときに、ちょっとこれは私見になるわけですけれども、今議会に示されている企業公社がありますね。企業公社の目的の中で、これは法人化が認められた場合ですよ。認められた場合に、市長にちょっとお伺いをしておきたいんですけれども、いわゆる地方自治体ができない事業を企業公社はやっていくというふうな発想で、市長は企業公社のことを説明なされていました。要するにそういうふうな問題を企業公社の中で一定の手順を踏んで土地の処分なり、市民に低廉の住宅を供給したり、マンションを供給したりというふうな事業展開をしていってる自治体が結構あるんです。そういった意味で、仮に企業公社が、議会が認めた場合には、その辺は市長は、企業公社との整合をお考えになっていただくのかどうか、それとは別に、市独自の中での普通財産として取得したものは、土地として処理をしていくというふうなお考えなのか、これは一つの手法としてちょっと感じた部分ですので、お考えがありましたら、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　公共事業体として、いろいろな諸原則に抵触をしない、しかもより有効な効果をもたらすというふうな内容があれば、いろいろ検討することはもちろん重要でございます。全く支障なし、あるいは非常に将来的に役立つようなことが

あれば、活用も適当だというふうに考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　小川友一さん。

**○7番（小川友一君）**　今回、厳しい財政状況の中で、少しずつ手をつけなくてはいけない部分の私は感じた部分だけ抜粋をさせていただきました。まだまだ是正、そしてまた、事務事業の見直しをしなくてはいけない、執行体制の組み直しをしなくてはいけない部分、たくさんあると思うんです。それぞれの主管課で感じていることも多々あると思うんです。要するにその姿勢を示すべき時期だと私は思います。

今回、何点かを指摘をさせていただいたわけでありますけれども、先日、私が電車で都内へ行ったときに、週刊誌を読んでいたら、大変おもしろい記事がありました。地方自治に詳しい行政学の東洋大学の教授が、大田区と台東区の状況を示して、こんなことを言っておりますので、最後にちょっと御披露させていただきたいと思います。

やはり、民間の厳しいコスト意識に比べて、自治体にはそれがなさ過ぎます。例えば大田区の場合、学校警備に119人もの人員を抱えていますが、これなども民間なら考えられないことです。台東区では、正規の職員を警備に充てていた際、年間1校当たり1,050万円もかかっているのに、民間の警備会社に頼み、機械を使ってこれを行うことになると、年間わずか24万円で済むようになる。これによって台東区は、3億9,000万円ものお金を浮かした。きちんとした効果を数字として住民に示すべきである。このままの余剰人員、余剰職員等を抱えて行政サービスもまちづくりも、圧縮されては――ここからが大変大切な文言です――自治体は単なる給与支払い団体になり果ててしまうかもしれない。このように坂田教授が言っています。

いわゆる我々は大切な血税を市長にゆだね、財政運営執行を、持っている権限を行使していく中で、市長に期待する部分は非常に大きいわけてあります。大切な血税を有効に効率的に運用する責任がすべて市長の職務権限の中に入っているわけですから、そのことをしっかりと胸に当てて、この厳しい財政状況の中、市民要望、市民ニーズにこたえられる行政執行をしていっていただきたい。お願いをして、質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって10の1、厳しさ増す、財政状況の中、今後の行財政改革及び財政運営について問うの質問を終わります。

一般質問11の1、市内駐車場周辺対策の通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

**○23番（夏井明男君）**　駐車場問題は、駐車場が少ないということで、放置自動車の

ことが一般的な問題としてあるわけですが、実は日野の市内にも、現実に今、駐車場として機能しているものが数多くあります。新しく駐車場をつくるというところでは、いろいろな規制で、通行人との兼ね合い、近隣との兼ね合い等で、さまざまな指導といいますか、そういう体制があるわけですが、まず第１点として、新しく駐車場をつくる場合、いろいろなケースがあると思います。共同住宅に設置をする場合、それから１軒の家の隣あたりにつくる場合とか、それから駐車場でも、大規模な駐車場の場合、それから外食産業のような、お店に出入りするような駐車場の規制の場合、さまざまあると思いますが、その辺の指導といいますか、日野市の方針、そういう点についての基本的な考えと、それがうまくいっているのかどうか、その辺の事情をお聞かせ願いたいと思います。

それから第２点目が、これが本論になるわけですが、現実に駐車場がある場合、私がお話しするのは、いわゆる共同住宅、また１台、２台の駐車場の問題ではなくて、むしろ30台、50台入るような駐車場があります。これを管理する方が一般的に不動産業の人が管理を委託をされていると。しかし、その駐車場をお持ちの所有者は、その近隣には住んでいないという状況のものがあります。この場合の問題が特に駐車場周辺で、私の具体的に最近見た例ですけれども、駐車場の地形によっては、駐車場内の整地された土砂が流出をして、U字溝をふさいでしまう。それによって大雨が降ったとき等は、その近隣を溢水をさせてしまうという現象があります。これは当然、所有者及び管理を委託されている人の責任なんですが、それを市の土木課の方もさまざまな工夫をして、知恵を絞りながら対応しているのが実態なわけですが、そういうふうな対応の仕方で、今後とも続けていくしか方法がないのか。現場の方はかなり苦労されているわけです。また、近隣の住んでいる市民の方も、これは地域性がありますが、近所の方が出て、U字溝の掃除をするとか、雑草を刈り取るとか、そいうところもあります。しかし、私の話している30台、50台の駐車場をかえるような、周辺はかなり距離があるものですから、そこまで隣近所のよしみということで、管理ができないといいますか、そういう現実があります。この辺、市の方は、どういうふうに近隣の人と協力をしながら、それをうまくやっているのか。手が回らないのも実態としてあるわけですけれども、例えば、その駐車場を管理しているような方々に集まっていただいて、何回かお願いをする、指導するというんでしょうか、そういうふうな場面の機会が制度的にあるのかどうか。なければ、そういう機会もつくる必要があるんではないか。また、所有者が、その駐車場の近くに住んでいれば、近所の困っている実情等があれば、それが

わかって対応するということもケースとして考えられるんですが、遠くに住んでいますと、隣近所の御苦労もわかないということで、ついつい失礼な対応になってしまうという現象があります。そういうことに対して、市の方でどういうふうに、個々に対応してお願いをするということも当然現場では苦労されてしているわけですけれども、その辺やはり、制度的に――制度的にというと、非常に言葉が大げさですが、そういう方々に対する話し合いの場といいますか、そういうものをつくられてもいいんではないかというふうに思うんですが、その辺、どういうふうに考えておられるか、現状の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この駐車場の設置につきましては、日野市の住みよいまちづくり指導要綱ですが、この中で住宅を建設する場合、その住宅の戸数によりまして、その敷地内にある一定の駐車場を確保するように指導いたしております。例えば住居系の地域、それから工業系の地域、これにつきましては、その敷地の中に最低50％以上の駐車場を確保していただく。さらには、商業系でございますが、これはその状況に応じまして、30から50％の駐車場を確保するというふうに指導いたしております。それで、この駐車場の整備の方法でございますけれども、一応管理上のこともございますので、都市計画の開発指導の中では、浸透性の舗装をするように現在のところ指導しているということでございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　ただいま御指摘のあったとおり、大変駐車場からの出入り口、こういったものに影響された、いわゆる自動車が出入りするそういったものに影響された側溝の問題、それから今御質問にあったような砂利等が入ってくる問題、これは確かに、かなりあるわけです。それらにつきましては、現状といたしましては、管理者にお願いをして、それで対応してもらっている、これが現状です。どんなふうな指導をしているかと申しますと、一応まず電話でもって実情を話をして対応する方法、それから、それでも実施をしない場合には、本人に直接会ってお願いしている方法、こういうふうな方法でもって現状は対応しております。

それで、問題は、そういうふうな、個々に会ってきちんとやってくれればいいんで

すけれども、やってもらえない場合、あるいは個々にやる時間的なロスの問題、こういったことを含めますと、まだ市としては、そういった対応についての方法は考えておりませんけれども、今議員さんの方から提案されたような方法、これはかなりいい方法ではないか、こんなふうに思っておりますので、その辺を含めて駐車場をつくる、先ほど都市整備部長の関連した問題もありますので、つくるときに、何らかのそういった今後の対応なり、あるいはつくった後の方法なりを、今後、やっぱり検討していきたいなと、こんなふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　前向きの答弁をいただいたわけですが、今お話ししていただいた、駐車場をつくるとき、私の申し上げている30台、50台の、３台でもそういうふうな場所がないわけではありませんけれども、事前に見られて、近隣にどういうふうな影響が出てくるのか、その辺をやはり相談に乗るといいますか、指導に乗るといいますか、長期的にそこが駐車場として使われると、継続的に、例えばＵ字溝の方が下で、駐車場の方が上という地形的なところが多いわけですが、どうしても長く使っていますと、継続的に、ま、これは一つの典型的な例ですが、土砂が流出をして、ふさいでしまうというのが典型的な例ですけれども、これに対する対策もつくる段階から、知恵を貸してあげれば、あとの維持管理についても苦労しないで済むということが言えると思います。

これと関連するんですが、今の対応ですと、個々にそういうふうな問題が発生をした場合には、管理者にお願いをする、また直接お会いして、その実情を話して、協力を願うという体制であるわけですが、一番問題なのは、これは１回で解決するような場所ですといいわけですけれども、継続的にその問題が根本的に解決しないような、応急的な場面で終わる場合が多いんですが、この場合はやはり、半年、１年たつと同じ状態になっしまうということが起きてくるわけです。この辺の問題がやはりありますので、先ほど申し上げたとおり、法的規制とかなんとかという段階の前に、例えば駐車場管理利用者友好何とか団体とか、ソフトな名前をつけていただいて、そういうふうな駐車場を管理している方々の共通の悩みもあるでしょうから、意見の交流の場ということで、そういうものを年に１回でも設定していただくと、かなり自主的な内容のものがとれるんではないかというふうに思います。また強いては、駐車場周辺の方々も、管理者、所有者に対する理解も届くわけで、ぜひ細かいことかもしれませんが、日常的なことですので、このことについて考える時期だと思いますので、何点か提案をさせていただき

ましたが、ぜひ前向きの検討をお願いをいたしまして、この質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって11の１、市内駐車場周辺対策の質問を終わります。

一般質問11の２、日野駅新改札口設置についての通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

**○23番（夏井明男君）**　この問題につきましては、利用者側から見た問題ということで、各中央線の駅の乗降客の数字を示しながら、また実際に歩いた経験に基づいて、日野駅のところにどうしてももう一つ、また統一的な乗降客の立場に立った改札口が必要ではないかと。現状の改札口のあり方は、多くの人が毎日大量に利用されるその１点から見ても、早急に取り組むべきではないかということでお話をさせていただいた経緯があります。

今回、古い資料になりますが、中央線の陸橋下の拡幅、今、トンネルででき上がっていますけれども、その工事をするかしないか、工法としてはどういうふうなあり方がいいのか、事前に日野市の方でコンサルタントの会社に委託をして、調査をさせた報告書が３冊もあるわけですが、その中で指摘をされていることは、現在でも十分貴重な資料として参考になるだろうということで、そのことを中心にお話をさせていただきたい思います。

この報告書の題名は「日野駅前歩行者通行量調査委託」という内容であります。これはいわゆる日野駅周辺に歩行者の方がどういうふうなルートで来るのか、それを周辺的なところまで広げた調査であります。ですから、改札口の１点だけではなくて、神明方向から来る方、大坂上方面から来る方、日野坂から来る人、新町、栄町から来る人、日野本町から来る人、いわゆる歩行ルートに点をたくさん設けて、そこで具体的な細かい調査をいたしております。乳母車の台数まで数えたという記録であります。また、24時間体制でやったという記録であります。ちなみに行ったのが、昭和61年の11月13日、11月14日、あと休日では11月９日、同じく昭和61年の11月10日というふうな内容であります。市の方もこのことについては十分御承知だというふうに思います。この中では、あそこの、いわゆる今隧道として完成をしておりますが、そのための直接的な調査目的でありますから、根本的にはこの資料は直接的には使えないわけですが、それにしましても、具体的な指摘をさまざまにされています。

例えば、今の日野駅の改札口を出た瞬間に、歩道を使うような形で利用している形態があるではないか。これは駅側の施設として本来あるべきものではないかというふうな

指摘もあります。それから、ＪＲの改札を利用しない歩行者の方の交通の便からいっても、ここの１カ所だけでは問題があるのではないかということで、改札を通過する人、しない人のことを除いても、このことが言えるというふうな指摘もあります。さらに大きな指摘は、要するに朝の時間帯ですね、いわゆる通勤通学に使う朝の７時から８時、ここに相当な人数の利用があるということで、ピーク時を示しているわけですが、昭和61年当時から比べまして、現在、企画財政部長も見ていただいているとおり、かなり調査した年度よりも現在の方がその不便性は大きくなっていることが言えます。１点指摘しますと、例えば７時から８時の間に、日野駅を利用して日野市内の会社へ勤める、いわゆるおりる方の流れを見ますと、大体３分の２から４分の３ぐらいは改札をおりて左側の方、いわゆるガードをくぐって、駅広が完成している方へ向かうという流れが非常に多いわけです。それから、あの隧道ができましたので、栄町、新町方向から来る方は、日野交通のところの交差点を横断をして、それで隧道に入っているという流れが圧倒的に多くなっています。で、当然あの隧道も、メーター数、要するに幅がもう本当にありませんから、あそこでかなり駅に入る人、駅から出る人の混雑ぐあいは相当なものがあります。あれは当初、調査した時点では、それほど予測をしなかったというふうに思いますが、そういうふうな実態が出ています。それだけ見ても、ＪＲの日野駅、いわゆる八王子方向へ向かって右側の方、バスの発着所があるところですが、そちらの側にどうしても改札口が欲しいということが言えると思います。いわゆる私が前からお話ししています、電車に乗る方の方から私は質問していましたが、最近見ていますと、むしろおりる方の側の方もよく考えてあげないといけないというふうにつくづく思うわけです。調査報告書では、子供の流れの問題とか、それから自転車の流れの問題等も、あのガード下を中心にして集計をいたしていますけれども、最近日野市でも、長期計画の中に日野駅の改札の問題を明示いたしていますが、今日まで取り組んできている実情、また新たにＪＲの方へ交渉されている経緯もあるようですので、その辺のお話をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　日野駅の利用につきましては、ただいま御質問の中にございましたように、乗降客、利用者は、年々ふえておるのが統計的にもあらわれてございます。特にここ三、四年で見ますと、年間1,000人から2,000人の乗降客がふえ

てございます。パーセントにして2.5%から５%の間でふえておるというような統計数字も出てございます。ＪＲの日野駅の改札口、あるいはホームその他につきまして、利用者側から見た場合、なかなか狭くて不便だ、というようなことにつきましても、ＪＲ側に訴えておるところでございますし、10年以上前ですけれども、神明の区画整理の中でも、改札口を中央の部分に移設するようなことでの準備的な工事もしてきたわけでございます。その準備もできておりますことから、ＪＲに対しまして、ぜひ日野駅舎を改良してほしい。駅改札口が二つということは、現在の日野駅の乗降客からすると、ＪＲとしては、採算性から難しいということを申しておりますので、少なくとも東西南北から支障なく駅に来られる中央部分、そこに駅舎を設置してほしいというような訴えはこれまでしてきておるところでございます。

駅舎の改良につきましても、ＪＲ東日本では、数ある中で、順番を追って計画をしておるということを聞いておりますが、日野駅につきましても、乗降客、利用客だけでなく、そこで働くＪＲの職員としてもかなり無理をされておるというようなことも聞いておりますので、現場の意見も当局の方に十分届くようにお願いしておりますし、できるだけ計画を前に持ってきていただくようにお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　ありがとうございました。

私は、今回、新しい改札口をつくるべきではないかということで、客観的な資料をやはりＪＲの方に提出をした方がいいんではないかというふうに思うんです。61年の12月に日野市で、先ほど申し上げました「日野駅前歩行者通行量調査」という報告書を、ＪＲの方でも知っていると思うんですけれども、視点がいわゆる隧道をつくるということにありましたから、ＪＲの方もそれができれば、解決をしたという視点があるのかもしれませんが、既にこのまとめの部分でも、約10年前になるわけですが、日野駅周辺の24時間あたりの総交通量は、平日の日で８万8,132人に上がります。休日の日でも６万5,669人です。で、平日で交通量の多い地点は、国道20号線沿い、下り線側のガード下の歩行者、これが１万3,792人。駅の東側の街路横断者、これは本町方向から来る方ですが、１万4,340人。それから駅の東側のタクシー乗り場、大坂上、神明の方だと思いますが、１万1,156人、こういう形ですね。ですから、隧道ができたんで、その流れは数字的にも変わってきたわけでしょうが、いずれにしても、こういうふうな実態はある。

さらにこの報告書の冒頭に、国道20号線の日野駅前の歩道幅員が狭く、というのは、これは解消していません。全く解消していないわけです。だから、この辺の周辺は危ないですよということを、ここでも報告をしているわけです。ですから、根本的な解決にはなっていませんよというのが、この報告書ですから、多少お金がかかるわけですけれども、しかし、交通量の委託をして、もう一度調査をしていただきたい。

で、ＪＲの方で日野駅の改札がどのランクづけにあるのか長期計画に入らないということですが、これは総武線とか、ほかの中央線は大体わかったわけですが、ほかの線を、沿線を調べて、日野駅と同じぐらいの乗降客があって、地形的にも似たようなところで、どうなっているのかということを、私は実際に歩いて調べる必要があると思うんです。客観的なデータとして、確かに日野駅は、大変な状況だということをきちっと提出をする必要があるんじゃないかというふうに思いますので、この辺の調査をしていただきたいと思うんです。

１点、ＪＲの方は、まだまだ乗せて上げるという意識が私は強いと思うんです。ですから、その辺、こちらからの交渉の苦労があるわけですけれども、１点、まだＪＲの方も、乗降客の方の利用をどういうふうにすれば、快適に通勤通学ができるのかという発想は、非常に乏しいんじゃないかと思うんです。むしろ駅の構内とか駅の管理下の中で事故があってはいけないというふうな形の発想はありますけれども、利用する方になるべく負担をかけないような形というものは、私はまだまだ少ないと思うんです。

１点申し上げます。ほかの駅にもそういうことがあるんですが、まさに日野駅の真っ正面に自動販売機のでかいのがあります。裏表二つあるわけですが、あれを移動しますと、かなり乗降客の方も、乗る方ですが、乗る方の方にとっては、非常に助かるという実情があります。もう見ていただくと、典型的にわかります。ですから、自動販売機を移動させちゃえば、要するに撤去すれば、そこら辺の負担もなくなる。あれはＪＲの企画室あたりが現実に日野駅を見られればすぐ気がつくことだと思うんです。この問題は、新宿の西口駅等でも地下街でも、この販売機の問題は、歩行者にとってどうなのかということは、新聞でも報道されましたけれども、その１点をとらえても、そのぐらいまだ神経が鈍いです。ですから、そういう点も含めると、向こうの方の理解を得るには、やはりこちらも利用者の考えの立場に立って、強く私は言う必要があるだろうというふうに思います。今、地方の時代ということで言われていますが、精神的にこれを言葉に置きかえて言えば、強い者に対して、強い組織に対して、強い権威に対して、やはり間違っていることは間違っていますよ、というふうに声を大にしていく

時代が地方の時代の一つの特性ではないかというふうに思いますので、ぜひ声を大にして話をしていただきたいというふうに思います。

それから最後、これはぜひ御答弁いただきたいんですが、歩行者の通行量調査をぜひお願いしたいという御答弁をいただきたいんですけれども、そのときお願いしたいのは、日野駅のところ、豊田駅もありますが、要するにエスカレーターをつけてほしいという要望が、体の不自由な人の立場も踏まえて、そういう声が大きいんですけれども、その新しい改札口をつくるということと、エスカレーターの問題と、それからＪＲ側の駅の構内における運用の問題とかなり私、密接な問題が駅の構造から言えるというふうに思うんです。ですから、エスカレーターはつけたは、また改札口をつくるんで、それを取り壊したはというふうなことのないように、その辺、長期的な考えに立って、うまく調和するような形で進めていただきたいということを要望しておきますが、その辺、どういうふうにお考えになっているか、お話を承りたいと思います。

何点か申し上げましたが、御回答お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　前回、調査いたしましたのは、主に歩行者の流れというようなことで、トリック調査というようなことで行いました。特に相武建設事務所の方に、国道事務所の方に力を出していただくための資料としてつくったものと記憶しております。今回御質問にありますように、対ＪＲに対しての基礎的データということでございます。どちらからの利用者も十分とは言えない環境でございますが、その実態についてできるだけ調査して、その根拠を持って訴えていきたいと思っております。

それから、エスカレーターの設置との整合性でございますけれども、ＪＲは高齢化、また障害者対策として、エスカレーターあるいはエレベーターについての長期計画を持っております。その中では、ＪＲ中央線につきましても各駅に順次エスカレーターを設置していくという状況でございます。日野駅につきまして、階段が狭いというようなことで、技術的な検討を今加えているところでございますが、御質問にあった改札口との、同時に解決できれば、これは一番よろしいわけでございますが、もしそうでないにしても、また変更になるようなことのないように今後も協議を進めて、こちらの要望を訴えていきたいというふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　この問題は、さまざまな角度から議論ができると思います。私の見る限り、中央線の駅を歩いた限りでは、日野駅の改札のところが一番危険だし、

一番通行人にとって不便な状態だということは、もう歴然としていると思います。あと、ですから、ＪＲの長期計画の中に入らない理由というのが、どこにあるのか、その辺もう少し聞いていただきたいと思うんですね。それによっては、それなりの知恵も工夫もあると思うんですが、単に長期計画の中に入っていません。それだけ条件的にはまだ恵まれています。日野駅の方ではホームをかなり何というんですか、駅のホームのあいたところもふさいだし、トイレを直したし、隧道もつくったし、そういうことで、もうしばらく我慢をしてほしいというのが本音なのかもしれませんが、それはあくまでも本当に附属的な話であって、構造的なことから考えれば、私はかなり日野駅というのは危険な状態であるというふうに見ておりますので、今後とも引き続き御努力をお願いして、質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって11の２、日野駅新改札口設置についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後１時８分　再開

**○副議長（宮沢清子君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の３、放置自転車対策についての通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

**○23番（夏井明男君）**　放置自転車対策ということで質問をさせていただきます。

この問題については、各議員の方より、さまざまな指摘がされて、その対策を訴えられている現状であります。私も何回か過去にお話をさせていただきました。また、なぜあえてこの時点でこの質問をするのかということですが、日野市の予算原案の中でも、平成７年度の対策として、ぜひ予算的な裏づけのある対策を講じてほしい、こういうことでお聞きをするわけであります。私はここで、法的な規制を含めた対策を打ち立てるべきではないかということを申し述べましたし、また平成７年度に実際には願うわけですが、今後の見通しということで、どういうふうにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（桧山　茂君）　答弁いたします。

自転車につきましては、過去、いろんな意味の御質問ございまして、これは本当に手軽で便利な交通手段として、非常に市民に利用されているところでございます。そういうことから、駅前に非常に大量の自転車が放置をされまして、歩行者や、特にお体の不自由な方々、またお年寄り等に通行の邪魔になっているというのが現状でございます。そういうところで、非常に大きな社会問題になっておりまして、今般の自転車法の改正、これがなされたわけでございます。そして、その自転車法の改正を前の法律と比べてみますと、13項目にわたっての改正点があります。それで日野市の条例が、その法律に基づいたものとどうなっているかというのを見てみますと、日野市の条例が非常によくできておりまして、その13項目のうち２項目ぐらいを検討すればいいんではないかと、こんなふうな状態でございます。

そこでその２項目というのは、まず放置自転車の撤去から引き渡しまでにかかる費用、この費用について撤去した人に対して徴収するかしないか、この問題が第１点でございます。それからいま一つは、この条例の中に、自転車等の駐車対策の協議会、こういうものを入れるかどうか、法律にはそういう協議会を設置できますよというふうな法律がそう位置づけられておりますので、そういったものを入れるかどうか、その２点について検討すれば、おおむね法的な問題については条例もクリアする、こんなふうに考えているところでございます。そうしたことで今、その条例について改正をする準備を進めていきたい、こう思っております。

で、これは別問題ですけれども、現在、放置自転車の数、これは大体、駅へ乗り入れている自転車の数の大体20％でございます。それについて先ほど御質問のありました予算の問題ですけれども、大体、年間三千四、五百万かかっているわけでございまして、そういった費用についての、やはり一部分のそういったマナーあるいはルールを守らない人のために、そういったお金が出るわけですから、そのお金の出た分の何がしかの徴収をするかしないかどうか、こういうことを今後検討してくれないかなと、こういうふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　今、自転車法の改正と日野市の条例ということで、２項目ばかりを検討し、加えればということなんでしょうか、改正をすれば、法的には十分可能だという話がありました。要するにこの条例改正で足りるわけでありませんが、これ

は前田助役にお聞きしたいんですけれども、来年、この自転車法の改正に伴う日野市の展開ということで、新たな展開をおやりになるという考えですか、その辺、どうでしょう。

**○副議長（宮沢清子君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　お答えをいたします。

駅前の放置自転車対策といいますのは、いわゆる二つばかり対策の手がございまして、一つは、周辺に必要な駐輪場の整備を行うこと、それからあと一つは、駅周辺に放置自転車がないような、そういう状況をつくり出すこと、ということで考えております。要するに施設整備と条例の整備を行い、何といいますか、駅周辺の秩序を保持してもらうということだろうと思います。今、両面にわたって、庁内で準備をしている、そういう状況でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　今、庁内では準備をしているということですが、また建設部長の方も、検討しているということで、これはかなり前から言われているわけですけれども、検討するということを、あと実際に問題としてクリアしなければいけないものというのは、率直に言って何なのか、もうお話をしていただかなけりゃいけない時期ではないかというふうに思うんですね。

というのは、昨年の資料ですけれども、市民の方がどういうふうに放置自転車の問題を見ているのか。特に駅周辺が問題になっているわけですが、どういうふうに見ているのかという調査があるわけです。で、今は、前田助役がおっしゃったように、二面性、いわゆる駐輪場の設置がやはり必要ではないか、その準備が必要だという意見が約６割ある。それから違法駐輪の場合には、もうこれは徴収する段階に入ってきているんだというのが、やはり４割近くですか、あります。ですから、市民の方の間でも、両方もうその時期に来ているんだという話を認識しているというふうに思うわけです。さらに、モラルの問題だというのが３割あります。それから自転車に頼らない方法というのを対策として考えるべきではないかというのが３割あります。撤去回数をふやす、もっと撤去をどんどんすべきだというのも、約２割ということで、ほとんどの関心度が、いわゆる放置自転車対策、解決を望んでいる方が非常に多いということは、もう実際的な実例で言えるわけです。

日野市に関心の高いのはどういうことがありますかということの問い合わせに対しても、区画整理の問題ですとか、公園を整備してもらいたいとか、モノレール事業につ

いて関心があるとか、全市的な問題の中で、市民の方が何を関心が高いかという中で、下水道の整備に続いて高いのが、いわゆる駅前の駐輪・駐車場の整備をしてもらいたい、この対策を考えてもらいたいというのが44％。下水の方が47％ですけれども、このぐらい高いわけです。

実際に職員の方も、日野駅、豊田駅を見ればわかるとおり、この程度だったら、まだ許されるというのは、もうはるかに超えていると思うんです。先ほど私は、日野駅の改札のことを問題にさせてもらいましたが、豊田駅の方の改札の問題は何かというと、ほとんど北口が使われているわけですが、やはりネックになってきているのは駐輪場、要するに放置自転車がもう蔓延をしています。この問題をどこで解決するかという時期の問題がありますが、これは日野市で実行できる問題で、ＪＲにお願いをしなくてもできる問題だと思うんです。

で、市民の方へのＰＲも大事ではないか。要するにモラルの問題だということに対して、やはり日野市の方でも、最終的にはモラルの問題に落ちつくわけですけれども、その啓蒙運動というのは非常に薄いんではないか、弱いんではないかというふうに思うんです。確かに高齢者の方が朝、放置されている自転車を整理したり、たばこの吸い殻も掃除されてきれいにされている、毎日が大変な作業をされているわけですが、そういう状況から見ると、この問題は、もうこのままの状態でというところをはるかに私は超えていると思うんです。それじゃだれが責任を持ってそれを遂行するかという問題だと思うんですね。議会の中で多くの議員の方から質問があっても、何がクリアをしなきゃいけないのか、明快に答弁ないんです。これは明快に答弁していただきたい。ただ検討する、検討の中身が薄々わかるというぐらいで、もっと明快に答弁していただいて、この辺がこうなんです、この辺の対応が今とれないので、こうなんです、というふうな答弁をぜひしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、今、日野市の条例の中では、先ほど申しましたように、自転車を引き取りにきたときに、その引き取りにかかわるまでの間にかかった費用は今のところ無料になっている、こういう状況なんですね。それで、これは今までは法律の上からきちんとした裏づけがなかったものですから、市によってそれぞれのやり方があったんです。例えば27市のうち４市は何らかの額を徴収している、こういうふうな状況で、大半の市がこの問題については、

まだ踏み込んでなかった、こういうことなんです。そこで、法律ができまして、法律ではっきりと放置自転車等の撤去、保管、公示、売却等に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。その額は、市町村の条例で定めることができる、こういうふうに規定がされたわけです。ですから、今度は公然とそういうことが条例の中にうたえると、こういうふうになってきたわけです。それをうたうかどうかということは、これから条例を改正する中で決める問題ですけれども、そうせざるを得ないんじゃないかなとは思ってはおります。

それからあともう一つの自転車の駐輪場の問題ですけれども、これはまだ100％、乗り入れ台数に対して確保されていない駅がございます。その駅は具体的にお答えをということですので、具体的に申しますと、日野駅ですね、日野駅が非常にこれは数は少ないんですけれども、まだ少し足りない。それから豊田駅、豊田の南北、それから高幡と、この三つの駅が、もう少し駐輪場を整備しませんと、問題があるかなと。放置してあるのがじゃあ、自転車置き場が足りないじゃないか、とこういうふうな指摘を受ける可能性もありますので、その辺の整備が必要だと。その辺を含めて、そのお金の徴収する問題を検討しませんと、私もはっきりここでもって徴収しますとは言えない分野があります。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　今、率直なお話をしていただきましたが、これは判断としては、建設部の判断は超えると思いますが、今のお話ですと、基本的には、日野駅、豊田駅、高幡駅の三つの駅では、要するにそれを受け皿としての駐輪場がない。その中で法的な規制ということについては、問題がある。おっしゃるとおりだと思うんですが、そうしますと、原則として、その周辺整備、条件整備が整った段階からやると、こういうふうに理解していいのかどうか、これは市長にお尋ねしたいんです。要するに収容的なことを踏まえて、その整った段階でやると、こういう考えでいいのかどうか、その辺、どうでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　原則的には、市民の実費で解決すれば一番望ましいわけですが、なかなかそうまで成功し得ておりません。そこで法改正にもあるわけでありますので、法の精神に準拠して、一定の費用徴収等の基準をつくっていきたい、こう考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、ちょっと要するにこの話は、肩透かしとかすれ違いとかということが許されない話ですから、まともに答えてもらいたいんですね。私が聞いているのは、条件整備、今の話ですと、こういうふうに受け取れたんですが、ちょっと大事な話ですから、今の話ですと、皮肉ではありません。要するに日野駅とか豊田駅とか高幡駅の、まだ収容台数的な背景が若干足りないという現状あるけれども、それはそれにしても、条例を制定して、展開をしていく、こういう基本姿勢で今歩んでいるんですか。そうではなくて、そこまでやはりきちっとしないと、いろいろな問題も起きてくるので、そちらの方を優先させて、それから進む。どちらの方向をとられているのか、お答え願いたいんですけれど。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　必要な駐輪場を確保に努め、その駐輪場に撤去という言い方もありますけれど、移動するというそれに伴う経費を負担をしていただく、こういう考え方を進めていきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、私が言っていることを理解してくれた上で、本会議場の性格とかそういうことを考えられてお話をされているのか、ちょっとわからないんですけれど、要するに私が話をしているのは、今ああいうふうな現状にあるけれども、法的な規制を十分でないのにかぶせてやるということは、先ほどのアンケート調査を見せましたように、約６割近い方ですか、そうですね、58.2％の人は駐輪場が少ないではないかという相談を前提に置くと。要するにそういうふうな声を置くと。それをまず確保してからやるという、そういうふうな姿勢なのか、それともこちらにあるとおり、今の現状でも、移動化についてのそういうふうな条例をつくるべきではないかという４割の考え方を基本的にいくのか、どちら的に基本的にはいくのか、そこら辺大事なことですから、ちょっともう少し確認させてください。市長の答弁ではわからないんです。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　２本立て整備が一番説得力のある、また行政責任も果たしたということになると思いますので、一方の必要な駐輪場の整備を行わずして、何といいますか、撤去の経費を負担してもらうということは、やはり自治体行政としては、両面立てで、両方の解決を図っていくというふうに進めなければ理解もされないし、また論議の的にもなる。したがいまして、法律改正に伴う規制的な努力と、それから駐輪場を確保するという努力を、なるべく両方の達成を目指すというふうに思っておりま

すが、時期的に言えば、駐輪場の確保が多少後になってもやむを得ない場合もあるかもしれませんが、ある程度の費用負担をしていただくという原則を前提に考えたい、こういうことであります。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　わかりました。ありがとうございます。

それで、これは助役の方を離れる、財政部長の話になるかと思うんですが、いずれにしても限界に来ていると。これは市民の声からも言えるということがわかるわけですが、来年度の事業展開の中で、駐輪場の確保のために、いろんな手法があると思うんですけれども、その対策というんでしょうか、そういうことに対して、どういうふうな予算的な裏づけといいますか、そういうものができているのか。こういうふうな方向だともう発表できると思うんですが、大枠だけでも、建設部長の方から御答弁いただいて結構なんですが、こういうふうな方向でという話を、あれば教えていただきたいんです。

一つお聞きしているのは、高速道路下のところの利用を確保するという話は聞いていますが、そのほかにどういうふうな展開があるのか、方向性だけでもお話をしていただければありがたいと思うんです。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

一応駐輪場というのは、どうしても面的な土地がまず必要になってくることが第１点でございます。それからまだ十分に利用されていない駐輪場、そういったところはまず、何らかの手を持ってそこへ自転車を運ぶ、こういうふうなこともやらなければならないと、こういうふうに考えております。それで、そういうことをやった中で、最初の駐輪場の整備ですけれども、現在、例えば土地開発公社が持っている、場合によったら区画整理の事業用地として買ってあるようなところ、まだここ１年とか使わないようなもの、そういったものを場合によったらお借りをして、それでそこのところを近隣の人たちがある程度賛同してくれれば、そういったところの整備をするようかなと、こんなふうに一応思っています。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　ありがとうございました。大体、全貌がわかりました。

それで、細かいことですが、ぜひその中に、どういうふうに入るのかちょっとわかりませんけれども、例えば人が大勢集まるようなところ等については、自転車置き場も

確保してつくってくださいよということも当然入るんでしょうけれども、また新規にも新しく展開をする、例えば豊田駅の北口で申し上げれば、マクドナルドのすぐ裏側に、またパチンコ屋さんが大きいのができましたけれども、今できつつありますが、ああいうふうな人が多く集まるようなところというのは、どうしても通勤通学とは別にして、そこへ寄ってくるという自転車の数も性格的にはありますので、その辺も大変難しいことだと思いますが、どういうふうな範囲で順序立てることができるのか、工夫をしていただきたいというふうに思います。

それからもう１点、これは清掃部長の方にお願いをしておきますが、リサイクルセンターで、ちょっと私が知識がおくれていれば指摘をしていただきたいんですが、リサイクルセンターで新しく自転車をリサイクルするわけですけれど、完成され後に、盗難防止の登録の制度を適用してあげてもいいんではないかというふうに思うんですね。これは前、私、自転車の盗難についてのアンケートをしたときに、全然別の角度からお話をさせてもらいましたけれど、ぜひそこまで、やはり防犯的なものの登録的なものも考えていただきたいというふうにこれはお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって11の３、放置自転車対策についての質問を終わります。

一般質問11の４、区画整理事業の通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

**○23番（夏井明男君）**　区画整理事業ということで載せさせていただきましたが、ここのぜひお話を伺いたいのは、区画整理事業を調査の段階からずっと入っていって、認可の段階に入ってこう、進んでいくわけですが、その間、地域の方にいろいろお話を聞き、要望を聞き、非常に民主的な手続の慎重性を図りながら進めているわけですけれども、その具体的な手順が進んでいく段階と、実際に手順の場面とで具体的に権利関係について規制が加わってくるというふうに思うんですね。具体的に制度としてそうなっているわけですが、実際に去年あたり、それに賛成されて協力をしているわけですが、実際にその規制が加わってきたときにびっくりされる。自分の土地なのに、自分の家なのに勝手に使えないとか、勝手に農耕地として不便を来している、とかという声が具体的にありました。そういうことは当然区画整理事業の中では、もう事前の説明の中で、そういうことがありますと。しかし、それを乗り越えていくと、かなりすばらしい家づくりが、まちづくりができるんですよということで、非常に丁寧なパンフレットができているわけですけれども、問題なのは、そういうふうな段階に入ったときに、こう

いうことが起きてくるんだと。仮換地の決定の場合には、こういうふうな権利関係で譲渡になるんだとか、そういうことを鮮明に知っているわけじゃありませんし、増築をしたいとか、建て替えをしたいとかいうふうなことで、さまざまな問題が規制がかってきますけれども、ここをわかりやすくお話をしていただきたいというふうに思います。

特に区画整理で昔から問題になっているわけですが、一番問題になっているのが、いわゆる減歩の問題ですね。それから換地をめぐる問題、それから街路と、要するに道路等の公共施設ですね。いわゆる建物的なものも含みますけれど、新設とか変更をめぐる問題、それからこれは本質的な解決になっているのかどうかわかりませんが、借家権の喪失の問題、いろいろあるわけですけれども、私が今端的にお尋ねしたいのは、いろいろなさまざまな負の要素を抱えながらも、プラスの要素があるということで、圧倒的にこの手法がとられてやってきている。その不便性を時間を追ってこういうところで解決をしますというお話をしていただきたいということが１点です。

それからもう一つは、要するに古い資料等になるんですが、いわゆるこの間、組合施行の資料もいただきました。また、折あるごとに都市整備部の方から、今の進行状況はどうなっているかという資料をまめに報告としていただいていますけれども、一番関心がありますのは、今回いただいた資料はこれは組合施行についての報告ですが、この事業中という中に、組合ですから、性格的にはどうなのかわかりませんけれども、例えば南平ですと、平成元年から平成８年までの事業期間ですよという話になっていますね。で、事業期間が平成７年とか11年とか12年とかというふうにあります。この事業期間の最終に掲げられている期間というのはどういう意味なのか、どういうふうに理解をしたらいいのか。例えば下水道事業の何年間で下水道事業はやり遂げますというああいうふうな期間の性格の理解でいいのかどうか。その辺のお話を受けたいと思います。

特になるべく事業が早く進むように早く進むようにということで、いろいろな便宜的な制度がありますから、そういうふうな制度をかみ合わせてみると、むしろ平成８年度とか平成11年度というのは、それまでは皆さんに不便させるけれど、それ以上は不便させませんよという非常に権利の制約を時間的に区切ったかなり重い時間的なものではないかなというふうに理解をするんですが、その辺どういうふうに理解をしたらいいのか、承りたいというふうに思います。で、特に前の資料でもありますが、例えば昭和62年の３月のいわゆる日野市の事業等の、例えば万願寺第一ですね、豊田の南とか、高幡の施行年度ということであるわけですけれど、例えば万願寺の場合は、昭和67年が最終年度になっていますね。それから豊田の南が、昭和68年度が一つの時間的あ区切

りになっています。高幡の場合が、昭和68年というふうに、ここでは資料として発表されていますが、最近の資料を見ると、もう少し時間が何年かずれて配られている資料が見受けるわけですけれど、その辺どういうふうに理解したらいいのか、お話をしていただきたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、第１点の規制関係でございます。区画整理事業を認可をとりますと、まず現状の形を基本的に余りいじくらないように規制がかかっております。具体的には、建物をいじくったり、増築したり、それから新しく新築したり、それからある一定の区画形質の変更、土地の形を変える、こういう変更に規制がかかってまいります。具体的には許可が必要になってまいります。

それで、なぜこういうふうな建物とか、こういうものが規制がかかるかといいますと、区画整理事業の場合、基本的に認可時である一定の調査をいたしまして、それが事業計画の中に反映されてまいります。具体的には金銭的なものに一部が入ってまいりますし、それが結果としては減歩率にもかかってくるわけでございます。したがいまして、事業認可と同時に、宅地が使えるまでの区間、ひとつその事業のために御協力を願う、これが規制の大きな考え方でございます。

それで、具体的にどういう時期で今じゃあ、そういうものが個々に解除してくるのかということでございますけれども、これは仮換地、事業が始まりますと、一番最初に入るのが、土地の評価、こういう形で入ってまいります。それで、新しいまちづくりの計画に基づいた形の位置に個々の土地の換地を決めていくということになるわけです。それで、この換地が決まりますと、次にはその計画に基づきまして、道路の工事を原則としては先にやる。その道路工事ができた時点で、建物の移転、それから農地、新しい土地に対する移転を行っていくと、これが一つ大きな流れでございます。必ずしもその順序どおりにはいかない場合もございます。道路に家が直接かかるという場合もございますので、そういう場合は、道路工事と基本的には移転と、時間を置かない範囲内で工事をやっていく、両方やっていくと、こういう形になってくるわけです。

したがいまして、この規制関係でございますけれども、原則としては、仮換地が指定をされ、その土地のこの新しい土地を使ってくださいと、これは使用収益の開始ということになるわけですけれども、その時点でないと、法律上からいきますと、制限が

加わりますよということになります。

ただ、今、増築、改築、こういうふうなお話がございましたけれども、日常生活上、特に支障となるような場合がございます。こういう方たちにつきましては、その都度協議していただきまして、できるだけ支障のないような形の中で許可をおろすような方法を具体的にはとっております。これが第1点目でございます。

それから第2点目の、事業期間の定め方でございますけれども、万願寺の事業認可の当時と、最近と多少ちょっと変わってきておりますけれども、基本的には、この事業期間というのは、区画整理法の中で審議委員さんがございます。審議会委員さんですね。これが任期が5年という形で、一応5年以内ということで定められておりますので、従来は、区画整理事業の認可をとるとき、一つの目安として5年以内ですよと。5年という形で認可をとっている。実質的には5年ではできないわけですけれども、5年という形の認可の申請をしておる。それで、その都度必要に、その期間内では当然できませんので、事業認可をとった後に、その認可を切れる段階におきまして、変更をしていくという形をとっておるということでございます。

それで、最近特に、市街地の中の区画整理事業につきましては、大体が事業費の約半分近くが、建物移転費に補償費という形でかかるわけです。それだけ建物の移転が多いわけです。具体的にいいますと、豊田南につきましては、建物の移転が約1,300棟ほど移転をするわけでございます。それには期間もかかりますし、事業費、金もかかるわけでございます。したがって、そういうふうな金銭的な、事業の事業費と、それからその事業の難易度というんですか、そういう状況を踏まえた形で、現在はある程度そういうものも考慮しながら期間を定めておりますけれども、ただ、最初から余り期間を延ばした形で設定するということはできませんので、その中で東京都、それから国の指導を受けながら、現在は大体7年から8年ぐらいのサイクルで認可をとっておるというのが実態でございます。特にこれは、市施行の場合はそういう形で行っておりますけれども、組合施行の場合には、基本的には余り大きな建物の移転等がない箇所が具体的には多いわけです。

今、議員さんの方から御指摘がありました南平、この地区につきましては、家があるのは都道沿いと一番橋通りの通りでございます。事業そのものからいきますと、相当は率は進んでおるわけですけれども、中にやはり、どうしても100％地主さんの了解が得られない部分がございます。こういうのもございますので、それの関係で多少今、事業そのものはおくれておりますけれども、組合施行の場合につきましては、できるだ

け我々もその期間内で仕上げるような方法、組合施行の一番のメリットは、やはり期間が短いということでございますので、そういう方法で現在努力はいたしております。事業の期間の定め方は、そういう考え方で定めておるということでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　わかりました。ありがとうございます。

現場で権利関係について、法律の許される範囲で、かなり市民の方の不便が来さないようにということで努力されているということで、そこら辺の狭間での仕事の苦労わかるわけですが、ちょっとわかりませんのは、審議委員の任期が5年なら5年ということで、合わせて昔は5年というふうに切ったと。今は、実態の工事の難易度とか、区画整理の実際の難しさによって、大体七、八年というふうにして、その中で、なるべくその期に追いつくようにやるんだけれども、実際にはそうはいかない実態もあると。いま少しわかりませんのは、初めから、あれは何年というふうに長く延ばしちゃうのはどうかという話があったんですけれど、むしろ、これは難しい話なのか知りませんが、始まってしまったから仕方がないという形でこう行くのもあるんでしょうけれど、本来の期間の定めは、要するにそれ以内には終わらせますよということですよね。ですから、今おっしゃった実態は、そういう部分があるんだけれども、実際の努力目標という言い方はおかしいんですが、そういうふうになっているというふうに思うわけです。というのは、素人ですけれども、要するに事業計画書の中を見ても、資金計画まで具体的に出ていますよね。東京都の認可というところまでいくわけですから、国庫補助の問題、都の補助の問題、非常にいろいろな計算をして、概算なんでしょうけれども、出されている。ここまで資金計画までしているということは、その年度に終わらせるという実態が原則としては私はあると思うんです。そういうふうに理解していいのかどうか。

それからもう1点、これは非常に市長には耳ざわりな話なのかもしれませんが、私もよくわからないのは、事業がおくれるという中には、市の方の側といいますか、市、都、国の方の側の責任ではなくて、むしろ区画整理の対象といいますか、そちらの方の側でおくれるというケースは聞くわけですけれど、最近聞いていますのは、お金がないので、お金のかからないところをとりあえずやっていく手法をとらざる得ないという話も、本会議でも少しお話があったと思うんですけれども、ですから、お金のかからないのを時間をかけてやる。実際のお金のかかる部分については、またというふうな手法だろうと思うんですが、それがトータルとしてその期間に間に合えばいいということだと思いますが、その、実際にお金がないからおくれますという話は、やっぱり実際

にあるのかなというふうに思っているんですが、その辺どうなんでしょう。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この事業認可のまず期間の関係でございますけれども、まず資金計画の中で見ていただいておわかりだと思いますけれども、豊田南の場合は、総事業費が390億、約400億の事業費でございます。このうち国の方の補助金というのが、約148億の国の補助金が出てくるわけです。ところが、実際の国の補助金という形は、単年度で最初から何億という形は出てまいりません。国の補助金の制度として。初年度は1,500万とか3,000万、それが事業の状況に応じて倍々になるとか、３倍になっていくとか、そういう仕組みになっております。そういうことで、この国の補助金そのものから見ても、この期間内では到底できるものじゃないというふうな、もう最初からちょっと、事業資金から考えただけでもそういうふうな内容になっているものだと思うんです。仮にじゃあ、単年度で国の方の補助金を50億出すよということは、その倍の仕事、100億の建物の移転をするよという形になるわけですから、現実問題としても、これもまたできる話じゃないと思います。そういうことで、一つの前段の目安として、認可の状況の中で５年とか８年とか、こういう形で認可の東京都の指導はなされているということでございます。

それから、事業が今おくれているんじゃないか、金がないからおくれているんじゃないかというふうなことの御指摘でございます。確かに前回の、今年度の予算のときにもちょっと説明をさせていただきましたけれども、非常に財政的に、国もそうでございましたし、東京都、それから市は当然でございますけれども、財政上、非常に厳しいということで、事業全体を見直しをいたしまして、市施行につきましては、３年間から５年間の一応、現時点で延伸を、見直しをして、期間を延ばしておるということでございます。これは長い間、この期間内で完全に経済的に回復してまいりますれば、その中で、長い事業期間の中で、ある程度それはカバーできるというふうな考え方もございますけれども、現時点では、そういうふうな、３年から５年間全体の事業を見直しをしたという経過でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　わかりました。

それでは最後に要望して、この質問を終わりたいと思います。

前にも見直しということで、３年から５年のスパンを変えたという話は伺いましたけれども、それだけ延びたということは、やはりその対象に入っている方たちにとっては、

その不便性というのは、引きずらざるを得ないわけですね。ですから、なるべくその期間に終わるように、制度としてはこう入っているわけですけれど、今のお話ですと、かなり政策的なといいますか、言葉が悪いかもしれません。いわゆる政策的な考慮から期間の定めというのは、動く実態のものから見て、そういうふうに変形せざるを得ないというんでしょうか、というふうなお話も聞いたわけですが、簡単に５年というふうに延びっちゃった場合に、その対象に入っている方たちは、区画整理で実際にそこまで市の説得があって、こう来ていると。それが期間としてぽんとさらに延びるということは、かなり私は、多くの人の中には、かなり深刻な受け方をされる方がいらっしゃると思うんですね。ですから、それについての周知方法とか、そういうものも私はされていると思うんですが、意外に知られていないで、古い資料をもってお話をされる方もいます。

そういう点で、区画整理事業として認可がおりた段階で、あとどういうふうな対応をするか、もう少し決め細かく区画整理の地権者等に対しての対応をしていただきたいというふうに思うんです。場合によっては、何年も延びます、何年延びますというふうな形ですと、これは私は本質的には、区画整理の法の趣旨からは、ますます遠のくんではないかというふうに思いますので、その辺、ぜひ工夫をしていただいて、市民の方の納得のいただけるような方策をも忘れないでいただきたいということを要望して、終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって11の４、区画整理事業の質問を終わります。

一般質問12の１、今日からあなたも日野市民です――内なる国際化に向けて――の通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

**○14番（執印真智子君）**　それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

国際化ということが近年、いろいろと言われるようになりました。日本から海外へ出ていくことがあたかも国際化であるかのように言われ続けている部分がありますが、国内に目を向けると、まだまだ他の国々の方たちに向けて、開かれた国とは言いがたいのが、今の日本ではないかと考えます。日野市内でも、外国人の方が働いているところを見たり、赤ちゃんをだっこしている外国の女性の姿を見かけることが多くなりました。法務省入国管理局によりますと、93年末現在、日本に90日以上滞在する外国人登録者数は、約132万人で、過去最高を記録し、そのうち東京都には、約27万人が登録をしているということです。また東京都の総務局行政資料によりますと、日野市は、中野区、江戸川区、豊島区、北区と並んで、外国人登録者数が、1983年から1993年の間に、３

倍から3.5倍に増加をしています。これは東京都の中でも、3.5倍以上にふえた青梅市、多摩市、板橋区に次いで増加の多い自治体となっております。

私は仲間とともに、この８月、日野市を含めた東京都に住んでいらっしゃるアジアの女性と留学生に聞き取り調査をいたしました。その中で言葉の問題、医療や教育の問題など、いろいろと考えさせられました。この結果につきましては、また後ほど述べさせていただきますが、調査をしながら話を聞いて、海外へ出ることも大事かもしれないけれども、それだけが国際化でないことを再度確認をいたしました。この国の中にありながらも、外国から来ている方をお客様にせず、外国人も隣人としたコミュニティーを、市と市民が一体となってつくり上げること、また、外国から来ている方に心を開き、制度を開いていくことが、真の国際化ではないかという意味を込めて、「内なる国際化」という言い方をさせていただいております。外国から日野に来て暮らしていらっしゃる方が、日野で暮らすことできて本当によかった、日本に出会えて幸せだった、と思えるようなまちであれば、その触れ合いの中から、本当の平和もつくられていくだろうと考えます。

現在、日野市内には1,470人の外国人が住み、市内の小中学校には23人の外国人のお子さんが通っていらっしゃると伺っております。内なる国際化の現状を知るために、まず６点の質問をさせていただきます。

１点目は、外国の方に向けて、暮らしの情報をどのように伝えているかということです。外国人登録をするとき、まず市民課の窓口に来ると思いますが、そこでどのような対応をしているのか。公民館や図書館など、比較的外国の方が足を運ぶだろうと思われるところでの情報の伝え方はどうか。また今は、英語版のガイドブックをつくっているというふうに伺っておりますけれども、どのように渡しているのか。すべての外国人の方に行き渡っているのかどうか、そのあたりを中心にお教えいただきたいと思います。

２点目は、住宅問題の解消に向けてです。外国人に対しての住宅問題の解消という面で、今できていることというのをお教えください。

３点目は、市立病院での対応です。どこの国の患者さんがふえているのか。言葉の上での問題は、どのように対応されているのかをお教えください。

４点目は、教育委員会に教育現場での対応についてお尋ねいたします。多国籍の児童生徒が日本の公立学校に就学できるようになったのは、1979年からだそうですが、言葉の問題に対して、教育委員会ではどのように対応しているのでしょうか。また、母国語の時間は保障しているでしょうか。さらに、学校図書館に母国語の本は置かれてい

るでしょうか。このことにつきましては、私の友人がノルウェーで1年半暮らしましたときに、授業はもちろんノルウェー語で受けるのですけれども、母国語の時間が週に4時間ある。まちの中に日本語が話せる人がいないときには、母親が先生になり、報酬はきちんと市から出していくということだったそうです。子供たちが日本人としてのアイデンティティーを持ち続けられるようにしているということでしたけれども、大変感心をいたしました。この質問については、そのような視点からの質問ですので、現状をお教えください。

5点目は、地域社会の受け入れの問題です。昨年の秋、国際交流協会ができております。この協会の役割の確認と、この1年間、どのような活動してきたと市は把握しているのかをお教えください。

6点目は、市全体を通して、内なる国際化の骨というか、幹となるべき施策の体系、または基本計画を市は持っているのかどうか、これをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　国際化の問題での御質問でございます。6点伺いましたが、それぞれの担当からお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目は、外国人の登録状況でございます。外国人登録状況の実際の窓口につきましては、市民課が行っておるわけでございますが、外国人としての住民登録につきましては、大体の方が日本語が話せる、あるいは通訳さんがついていただいて、それで来ていただくということが多いわけでございます。したがいまして、現状では大体市民課の中で、日本語によりまして登録事務が済むような実態が多い、というふうに聞いております。

それからガイドブック、外国人の方に、行政関係、暮らしの関係の市民読本の英語版をつくりました。これにつきましては、外国人との交流協会といいますか、レッドランズとの協会あるいは外国人がいろいろサークルといいますか、組織を持っておられるところにお配りしたほか、それぞれの行政の窓口にも配布しております。なお、昨年できました国際交流協会にも備えてございます。ただ、外国人の登録されているといいますか、在住しておられます方に個々にというような配布はいたしてございません。

それから、2点目、3点目、4点目とございますけれども、企画財政部の方で5点目、6点目、飛びますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

国際交流協会の活動とか役割でございますけれども、国際交流協会は、昨年10月に設立いたしました。国際化に向けての中で、行政が十分対応していくのが、これは行政としてのまた仕事でございますが、やはり数ある言語といいますか、そういうような中では、なかなか行政として窓口を全部持つということは難しい中でも、やはり国際化の中、特に国際交流という中での市民、外国人の交流の中で、地域で暮らしいく外国人に、いろいろ情報を提供したり、そういうようなことをしていく必要があるんではないかというようなこともありまして、民間人にお願いするということも含めまして、国際交流協会の設立を願ったところでございます。

現在、国際交流協会では、ちょうど１年たちましたけれども、会員は102名に上がっていますが、これまでの活動内容でございますけれども、国際交流協会には広報部会と交流部会というような部会を設けまして、一つには情報の伝達というようなことで、広報部会が機関誌『日野グローバルエコー』というものを発行いたしまして、特にＰＲ、あるいはいろんな行事の参加を呼びかけてございます。それから一方では、交流部会につきましては、外国人を交えたいろいろな遊びの学校、あるいはパーティーとかを行っておりますし、お国自慢料理をつくっていただくというような懇談パーティーも計画しておるところでございます。国際交流協会にはそのほかにも、できるだけいろいろな国の方が、互いに心を通じ会えるように、コミュニケーションを持つという意味では、できるだけ言語の通訳ができるというようなことの中では、言葉を伝達していただける方の協力を求めたいということで、できれば登録をしていただいて、その国の言葉の必要なときには、御協力をお願いするというようなことも今後、国際交流協会に求めていきたいと思っておりますし、また交流協会の方でも、そのような考えを持っておるところでございます。

なお、外国といいますか、国際化に対する市の基本的な計画でございますけれども、これは、この国際交流協会を核としまして、一応活動を続けていく中で、一つの活動の中から絞って、大綱といいますか、どういうふうにしていったらいいかというようなことを体系づけていきたいというふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　２点目の、住宅問題についてお答えさせていただきます。

公営住宅の募集につきましては、御存じのように公営住宅法に基づきまして、公募により実施をしているところでございます。申し込みの資格でございますけれども、日野市住宅条例の第５条の１号によりまして要件が決められておりまして、市内に引き続き

１年以上、住宅または居所を有するもの、また日野市所在の事業所に３年以上勤務する者であることと、そのことが住民登録、または外国人登録が証明できるということになってございます。現在、市営住宅に入居している外国人の方は、朝鮮国籍の方が１世帯、それから韓国国籍の方が１世帯、中国国籍の方が１世帯、計３世帯が入居していらっしゃいます。この入居者は全員、日本語を解しておりますので、その点はあれでございます。公営住宅の申し込みの選考は御存じのように、公募して抽選を原則にしておりますから、これは市内在住の外国の方に対しても、市民と同じような条件でやっているのが現状でございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　病院事務長。

**○病院事務長（須藤雄示君）**　お答えいたします。

病院における外国人の数と、どの国が多いかという御質問でございますけれども、手前どもでは、700人近い外来が来ておりますけれど、そのうち外人は、１カ月平均１人程度でございます。なお、どの国が多いかと申しますと、東南アジア系が多いわけでございます。その場合においてはどういう対応しているかというと、東京消防庁の発行しております「救急外国マニュアル」、あるいは全国自治体病院の発行しているマニュアルで対応しているわけでございますけれども、幸いなことに、東南アジアの系の方々、企業の方が多いわけでございます。企業内の通訳の方が一緒にお越し願っていただいて、診察しているのが実情でございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　国際化が進む中で、外国人との相互依存関係を保ちながら生活をともにする機会がふえていますけれども、こうした中で、国際社会に生きる日本人として自覚を促して、進んで国際社会に参加、協力できる能力や態度を養うことが必要だと考えています。同時に帰国児童生徒及び在日外国人、児童生徒が自分の個性と能力を発揮して、夢と希望を持って生活ができるようにすることが重要だと考えております。そこで学校教育では、個別指導と、小集団による日本語の習得、生活週間の獲得、基礎学力の充実、豊かな人間関係の形成を目指した指導を意図的、計画的に行う必要があると思っております。特に在日外国人児童生徒の母国語及び文化や伝統を尊重しながら、母国語というのは、どうしても日本に来ると忘れてしまいます。そういうものを尊重しながら、相互理解を深めるため、豊かな心を持った児童生徒を育成す

ることに努めることが大切だと考えております。

12月１日現在の外国人は、先ほど議員さんが言われたように、小学校10校で20名、中学校２校で３名ということになっております。現状では、日常会話が不自由はなくなってきているところですが、一方では、学習だとか、基礎学力が課題を残しています。先日もちょっと、一小の２年生のペルーの子供とお話をしたんですが、日常会話はもう、いろんなことがすべて子供たちが遊んでできるんですが、学習になると、ちょっと問題があるようです。編入なんですが、編入については、保護者の希望を受け入れて不安を取り除くようにしながら、日本の文化に適用し、それぞれの発達の段階において適切な教育が受けられるように、本年度は一小の第一小学校内の余裕教室を一つ使って、日本語の習得及び日常生活に適用するための指導、援助を目的とした日本語指導教育教室を開設いたしました。現在、指導のための教材の作成や、小中学校合わせて５校10名の児童生徒の巡回指導を行っております。また、日本語が不自由と思われる生徒には、通訳を充てています。通訳は主にはスペイン語の先生が２人おります。さらに、平成７年度に向けて、帰国児童生徒の教育に関する指導方法の研究及び資料の整備や教職員の研修の充実を図るため、諸事業の検討を始めました。また、学校図書館に、外国人児童生徒、母国語による図書の導入等についても、今後、校長会とも協議をし、検討することを考えているところです。

以上、これらの諸事業を計画的に推進し、帰国児童生徒及び在日外国人児童生徒が心豊かな生活をすることができるように、学校教育の充実を図りたいと考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは市立図書館、公民館等の対応につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、図書館の利用状況でございますが、図書館の利用者の中には、留学生も含めまして、在住外国人の方がいるわけでございますが、この方たちは、日本語によります会話が可能でございまして、中には日本人と変わらないくらの日本語を話される方もございます。日本語の図書を読みこなしている方もございまして、現時点では、外国語によりますところの資料は、絵本を主体にした児童書以外は、ほとんど所蔵してございませんが、外国語による資料の収集・提供は、今後の大きな課題の一つであるというふうに考えております。特にそれぞれの国の最新の情報を知る上でも、まず新聞、雑誌の収集を検討しているところでございます。

それから、在住外国人子女への母国語の資料提供等についてでございますが、これはただいま、学校教育部長の方からもお話がございましたとおり、基本的には学校教育の中での検討すべき事柄だとは思いますが、市立図書館では、学校の協力を得ながら、小学校の１年のクラスの訪問をいたしましたり、また各クラスに本を貸し出しておりますので、こういう機会をとらえて対応はできることではないかというふうにも考えております。また、図書館サービスのあり方にかかわることでございますので、学校等の協力関係を含めまして、教育委員会事務局内部でも、今後検討してまいりたい、このように考えます。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございました。

今、いろいろお答えをいただきまして、外国人登録の窓口では、大体日本語が話せるとか、通訳が来ているので、何とかなっている、というようなお答えですが、病院の方でも同じような答えがあったわけなんです。それから住宅については、外国人だからということではなくて、日本人と同じように市営住宅も借りられるという、そういったお答えがいろいろあったわけです。

先ほどお話しいたましたアジアの女性の聞き取り調査の報告というのをちょっと読み上げさせていただきたいと思います。留学生も調査したんですけれども、ここではちょっと省きまして、私たちそれぞれ、調査をした仲間のつてを頼っての調査でしたので、多少広い地域というふうにはいっておりませんが、10地域、府中、国立、国分寺、東村山、日野、狛江、武蔵野、太田、豊島、目黒、この15人の女性からアンケート、聞き取り調査という形で行っております。

まず出身地なんですが、フィリピン５名、韓国、中国、スリランカ、タイ、これがそれぞれ１名、台湾、インドがそれぞれ１名。年齢は30代が８名、20代が５名、40代50代がそれぞれ１名。滞在年数は１年以内が１名、１年から５年が５名、５年から10年が４名、10年以上が５名ということでございます。家族構成なんですけれども、既婚者が12名、未婚が２人、死別が１人というふうになっております。夫の国籍は、夫は日本人が６名、夫は日本人でないというのが６名です。家族構成は、夫と子供が11名、夫婦が３名、ひとりというのが１名となっております。これは調査をする側が、知り合いから知り合いを頼って行った調査なものですから、既婚者の方が多いというような結果になったのではないかというふうに考えております。

来日の目的なんですけれども、日本人の夫と結婚するためが４名、夫の仕事のためが

３名、夫の留学でというのが３名、自分の留学、その後も住み続けたというのが１名、技術を身につける、仕事をするが２名、家族の都合、家を出たかったというのが２名となっています。職業につきましては、来日前には小中学校の教師ですとか、大学の研究者、学生、航空会社、農林水産省、洋装店、デパート店員、会計事務所、肌着会社勤務など、教育を受けている人が多かったというのもあるんですけれども、大体みんなが仕事をするという、そういうほかの国の様子というのがあるんだと思いますが、仕事を持っている。しかし、専門性が生かせているという人は、本当にわずかだということがわかりました。来日後の職種は、本屋の経理、肉の卸し業者、大学事務員、翻訳、電気の組み立て、パート、タイ料理経営、英語の家庭教師などで、仕事をしていないという人が、日本人の夫が、妻は家庭で、家事、育児をすべきだという考え方から、２人おりました。子供が小さいからという人が１人いました。学歴は、高学歴の人が多い調査となったんですが、大学卒が10名、高卒専門卒が３名、その他が２名です。

日本語はどこで学んだか。これは日本語学校が６名、公民館が３名、母国の中高校でが２名、日本語ボランティアが２名、独学、家庭教師がそれぞれ１名でした。全員が外国人登録をしております。

行政サービスの説明については、あったと答えた人は４名、なかったという人が11名、あったという内容については、月２回の外国人向けの相談日や手続の方法を教えてくれたという、そういうことになっています。

それから、これは市の施設などにかかわる部分なんですが、公共施設を利用しているか、どのような施設が必要かというところで、ほとんどの人が公共施設を利用しておりました。公民館が５名、図書館が７名、体育館２名、プール２名、市民プラザセンター２名、児童館１名、すべて３名ということです。

公共施設の利用については、子供を持っているかいないかにかかわりなく、利用はされていましたけれども、図書館などに外国語の本があったらいい、外国語の本がほとんどない。あっても英語の本だけで、もっといろいろな言語の本があったらいいのに、という要望がありました。

それから地域活動への参加についてなんですけれども、９名の人が参加をしているというふうに答えております。地域の祭りとかバザー、草取り、ＰＴＡ、生協、公民館でのサークル活動。滞在年数が長くなるにつれて、地域に参加する機会も多くなるようですけれども、ある人は、時間があれば何でもしたいと思っているんだけれども、外

国人が地域の活動を知る機会が全くない、というふうに話をしております。

それから、病気になったりけがをしたとき、また医療に関することなんですが、15人のうち全員が病気になったことがあって、病院や医者に行った方というのは12人でした。困ったことについては、適切な病院、６時以降の応急施設を見つけるのが難しかった。病院の休みが集中しないようにすること、休みの場合、他の病院を案内してくれるシステムがあるといい。それから健康保険に入れないため、お産の費用も全額負担なので、川崎でやっているような、会費を出し合って、費用を出し合うようなシステムが欲しい。問診表は英語だったが、医師は会話ができなかった。フィリピンでかかっていた病院は、朝早くから夜遅くまで見てくれたが、日本は時間が短い。熱が39度あれば、遅くても薬を出してくれていたが、日本は次の日まで待ってくださいと言われる。また、日本でかかったお医者さんは、何か冷たい。母国では薬の名前をちゃんと教えてくれたが、行ったところは薬の種類が多く、説明がない。緊急の病院の情報がないのも困った。また、日本に来て出産をしたのだが、お医者さんが英語がわからないので困った。看護婦さんの中に一人、英語が少しできる人がいたので通訳をしてもらった。その後は、さまざま問題は、自分が日本語を覚えることで解決をしてきた、という意見がありました。

それから教育につきましては、子供のいない人が５人、公立の保育園、学校に通っているという人が９人、市立の学校に通っている人が、これは１人でした。保育園に英語のしゃべれる先生がいたらいいと思う、という、そういう意見も出てきております。

それから子供に母国語を学ばせたいかということについては、家庭では母国語を使っているという人が多く、６人。しかし、学校で母国語を教えているところはなかった。次第に日本語ばかりになって、母国語を話さなくなったという人も１人いました。将来を考えると、母国語よりも英語を学ばせたいという人も２人いました。

暮らしの中で困ったことはどのようなことか、どのように解決したかということについては、住宅、特に賃貸の集合住宅は、不動産屋が、アジア人とわかると断られるので、とても困った。仕事探しで困った。アジア人とわかると断られた。いろいろな手続がわからなかった。しつけなど子供の教育のことで悩むとき、相談できる人が欲しい。日本語がよくしゃべれないとき、保育園での行事でだれも助けてくれなかった。解決するためには、夫とか同国の友人、日本人の友人、地域にある国際友好クラブ、国際結婚ガイドというところに相談をした、というような結果が出ております。

私も、日野市内に住んでいる女性の方に１人、聞き取り調査をいたしまして、たく

さんいらっしゃる中から、本当に１人ということで、すべてではないというふうにもちろん思っておりますけれども、この方は、若い方なんですけれども、家族が３人、結婚をして子供がいます。日本語は日本に来て生活をしながら覚えた。日野に来る前、秋田で１週間に１回、大学のボランティアの人が教えてくれた。日野に来てから、公民館の日本語教室に通った。これは協会のポスターで知った友達が、日本語教室のことを教えてくれた、というふうに言っております。

それから外国人登録をしたときに、行政のサービスについての説明はありましたか、というところで、いいえという答えが返ってきております。

それから外国人向けのガイドブックを渡されましたか。これについても、いいえという答えが返ってきております。これはガイドブックができていなかったときに、外国人登録をした方には、渡し切れていないということだと思うんですけれども、市民団体が郵便局に英語版のお知らせなどを置いて、ガイドブックができたことを知らせたんだけれども、まだまだ行き渡っていない人がいるということだと思います。それからこの方も、英語の本を売っている本屋が少ないので困る。また、英語やタガログ語の本が欲しい、というふうに言っております。

これは先ほどと重複しますが、生活して困ったこと、というのは、アパートが借りられなかった。不動産屋さんを十数軒回ってやっと借りられた。人が集まってうるさいということが、貸したくない理由のようだ。それから病院も困っている。これは先ほど読み上げた方なんですけれども、この方は、どうして日本のお医者さんは、英語が話せないんでしょうか、というふうに言っておりました。それから日本語が今ほどわからないときに、診断書をシンダショというのと聞き間違えて、子供が死んだのかと大慌てしたことがあったということで、これは本当に言葉がわかれば、こんなものかというふうに思うんですけれども、そのときの気持ちを思うと、同じ親として大変、何とかならないものかなというふうに思いました。

それから行政の相談窓口を利用したことがありますか。これについては、ないというふうに答えています。

それから地域活動への参加をしていますか。していない。これは知らないからということです。

それから学校や幼稚園で日本語教育の時間はありますか。これはないので、自分で覚えた。

日本の生活で心が安らぐときはどんなときですか。日本語がよくわかれば安らぐ。家

族と一緒にいるとき。それから会社の人が優しいので、仕事に行くときや、一緒に遊びに行くときには、心が安らぐ、というふうに答えられています。

本当にたくさん暮らしている中のお一人のことだけなんですけれども、この聞き取りをしながら、例えば病院問題ですと、決して外国人だけの問題ではなくて、日本の国というか、日本の仕組みが抱えている問題そのものだなという気はしましたけれども、まだまだやはり、市がやっていることの情報などが行き届いていないんだな、ということを感じております。

それで、今１点目の質問の中で、英語版のガイドブックができていて、渡している。協会でも備えているということなんですが、大変立派なものができておりまして、お金も大変かかるというふうに思うんですが、これから先、英語だけではなくて、ほかの国の言葉も必要になってくると思います。これから先、どういう言葉のガイドブックを考えていらっしゃるのか。それからまた、ああいう立派なものも大変必要なときはもちろんあると思いますけれども、もっと１枚の地図のようになっていて、窓口にいらしたときに、きょうからあなたも日野市民ですよというふうに渡せば、例えば英語の話せるお医者さんとか看護婦さんがいる病院がわかるとか、タガログ語のわかるお医者さんがいるとか、それからリサイクルセンターがどこにあるかわかるとか、国際交流協会がどこにあるかわかるとか、相談窓口とか、それからロシア語が話せるボランティアとか、タガログ語が話せるボランティアとか、英語が話せるボランティアとか、そういうものが一覧になっている、そういう、バックの中にちょっと入れておいて、見られるようなものが必要なんではないかというふうに思いますが、これについては、今後の検討としていただけるかどうか、御答弁お願いしたいと思います。

それから２点目なんですけれども、住宅問題については私、この質問をするに当たりまして、以前、田原議員が公的保証人制度を創設せよということで質問をされているのを思い出したんですけれども、ここでは、精神障害者の方にについてという中身だったと思いますけれども、例えば外国人についても、この聞き取り調査の中でも出てきましたように、家を借りるのが大変難しい。そのときに市が、何か公的保証人制度のようなものがあれば、比較的借りやすいのではないかというふうに考えたわけなんですけれども、これについて検討をする、というふうに福祉部長さんがそのときにお答えをされているわけですけれども、これは今どうなっているのか。検討されたのか、まだなのか、検討中なのかということもお教えいただきたいと思います。

それから病院については、今のところは、企業の通訳の方も見えて大丈夫だというこ

とですけれども、かなり聞き取り調査の中では、日野の方だけではなくて、全体的に医療については大変不安を持っていらっしゃるということがわかりましたので、足りているというよりは、使われていないのじゃないかなというような気もいたしますので、これはまた、もう少し、市の広報とか国際交流協会の中でも、いろいろな医療についての宣伝というか、お知らせをしていく必要があるかなというふうに思っております。

それから教育委員会については、これから先、校長先生とも話をしていく、それから図書館の方でも考えていく、というふうにお答えをいただきまして、ぜひその方向で前向きにお願いしたいわけなんですけれども、先ほど話しました私の友人なんですが、中田さんという方ですが、この方が本を書かれているんですけれども、これを読みますと、子供と母親というのが、違う言葉の国に行ったときに、どんなふうな関係になるのかというのがわかりやすいので、ちょっと読ませていただきたいんですけれども、この方は先ほど言いましたように、ノルウェーの中で母国語の時間が保障されて、市内に日本語が話せる人がいなかったので、自分が先生になって子供を教えにいくわけですけれども、職員室も出入り自由で、コピー機なども必要ならお使いください、というふうに言って、小さな教室も貸してくれた。いろいろ工夫をされて、日本の友達や祖父母あてに新聞をつくって送ることを目標にして、作文とか漢字の勉強を続けた、というふうにおっしゃっているんですが、「それでもこの時間――この時間というのは母国語の時間ですが、与えられたことは、やはりありがたかった。友達と遊ぶのに忙しい子供たちに、家で日本語の勉強の時間をつくるのは難しい。ほうっておけば次第にノルウェー語に侵食される娘たちの頭脳、特に１年生だった次女は、びっくりするほどノルウェー語の影響が大きい。語順もノルウェー語的になるし、新しい言葉はノルウェー語の方が先に頭に入ってしまう。特に抽象的な言葉は、ノルウェー語で先に覚え、ねえ、お母さん、これは日本語で何と言うの、と聞いたりした。日本語には複数系の表現はないが、ノルウェー語にはあるので、１本の鉛筆と数本の鉛筆を言い分けるのに、どうしても複数にしないと気持ちが悪いのに、それができない、と言ったこともあった。また、ヤンセンには弟がいる、というところを、ヤンセンは弟を持っている、という言い方をしたりした。滞在の終わるころには、「ぼ」という平仮名を書くのに、「ぶお」と書こうとすることがあった。これは頭の中で、ＢＯという文字が浮かんだためと思う。それほどノルウェー語式の表記法がしみ込んでしまったようである。」ということで、多分、先ほどの御説明の中でも、日本の学校の中で子供たちはなれていくということがありまして、それは本当にいろいろな日本語の時間もつくって、市の教育委員会も努力

をされている結果だというふうに思いますけれども、やはりその人の民族の誇りというか、そういったものがもっと大事にできるようなことを推し進めていっていただきたいというふうに思います。これにつきましては、東京都の方も、母国語の保障ということで、ことしの４月に出しました「東京都国際政策懇談会報告書」の中で、「外国人児童生徒の母国語、母国文化教育について、基本的考え方の検討を進めることとしています」というふうに、東京都の方も進めるということではあるようですけれども、日野の中で、できましたらば早く進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから図書の件については、お子さんの何というんですか、通っている学校などの資料も私、見せていただいているんですけれども、市内に転校される方もあって、例えば一つの学校で母国語の本を買って置いたとしても、転校してしまったときに困る、というような、そんなような声もちょっと聞いたりしたものですから、それであれば、市立図書館で購入をして、貸し出すというような形で、学校に貸し出すということを考えたらどうかなというふうに思いましたので、これはぜひ双方で話し合いをしながら、お金の厳しい時期でもありますので、十分に検討していただきたいと思いますが、再度お答えをお願いいたします。

それから国際交流協会の問題なんですけれども、先ほど、中身については、方向としてはわかりました。それから、私も一度、お伺いしてみたんですけれども、入り口が大変わかりにくいんですね。それで、表から見える入り口は、入れない。ぐるっと回って暗い方から入るものですから、外国人の方が行ってみようというふうに思えないんじゃないかな、というような感じがちょっといたしましたので、防災上のこともあるというふうに聞いたんですが、もう少し工夫ができないものかなと思っておりますが、その辺は、市としてはいかがでしょうか。

それから、それは中でも意見が出てきているということでしたけれども、看板が日本語だけなんですね。これだと、ちょっと通りかかって、ああ、こういうものがあるから、じゃあ、そこに行けば仲間に会えるかもしれない、というふうにはちょっとなりにくいんじゃないかなというふうに思いましたので、もっといろんな国の言葉で国際交流協会の所在を知らせることが大事だというふうに思いますが、企画財政部としてはどのようにお考えでしょうか。

それから、これは市長にお尋ねをしたいんですけれども、この12月１日の広報で、国際交流協会について市長が書かれているんですね。「日野市国際交流協会への期待」ということで書かれていまして、その中に、目指すもの、設立趣旨書の中身も書いて

ありますけれども、海淀区のことが書いてあります。「私は、11月初旬の５日間、北京の中の有力自治体である海淀区を友好訪問して、両自治体市民の交流について合意を図ってきました。海淀区が中国方面への拠点になり得る、まさに緑と文化の自治区であることが確認できました」。その後、ちょっと飛ばしますけれども、「市民が海外へ出向いても、外国の方を迎えても、人間性豊かで、友好と信頼の託せる地域社会の一員であることを、相互に通じさせる役割を担っていただきたいと思います」ということで書かれてあります。

そこで、お尋ねをしたいんですけれども、今ある姉妹都市の協会というのは、国際交流協会には入っていらっしゃらないというふうに聞いておりますが、そういったさまざまな団体の整理がまだできていない中で、海淀区を含めてどういう国際交流とか国際化をしようとしているのか、このあたりを少しお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　再質問の１点目でございますけれども、英語版のガイドブックができたけれども、その後の別の外国語版が予定がないかどうかというようなことでございます。一番ポピュラーとして英語版をつくったわけでございますが、市内に外国人登録は現在、1,300人ばかり登録されておりますほかにも、未登録者もおられると思いますし、また言語がたくさんございますので、それを逐一、それぞれの母国語でガイドブックをつくるということはなかなか難しいという中では、この英語版を一つの土台といたしまして、もう少し簡単な、御質問にもございましたようなダイジェスト的なもの、案内、マップ的なもの、そういうようなものをあと３カ国か４カ国語を交えてつくっていきたいという考えを持っているところです。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　先ほど、以前質問のあったことで福祉部長に、というようなことを伺いました、外国人の保証人の件でございますが、そのときのことを詳しくはっきり思い出せませんけれども、この外国人に対する保障という問題につきましては、非常に難しい問題がございまして、金銭的な問題やなんかをすべて保障するということを地方自治体としてすることについては、好ましくない、またはしてはならない、というようなことで私は記憶しているところでございますけれども、そんなふうに感じているところでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　母国語という御意見ですので、先ほどもお答えしたように、校長会、あるいは図書館、いろいろございますので、その図書についても十分ちょっと検討してみたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　図書館での対応でございますが、市内の学校に在学している子供たちの多くが、南米または東南アジアの国々の方が多いわけでございますが、これらの国の出版状況は大変厳しいわけで、児童書の出版点数も極めて少ない現状であるようでございます。このような状況を考えますと、まず関係国の出版状況等調べたり、あるいは対象になる親御さんの意見などを、基本的なことにつきまして聞きながら、今後、十分検討してまいりたい、このように考えます。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　国際交流協会の事務局といいますか、場所がわかりにくい、入りにくい、看板も外国語で表示していない、というような御指摘でございます。なかなかスペースが得られず、一部図書館の２階をお借りして事務をとっておるところでございますが、裏側から入るような形になっておりまして、おっしゃるとおり、入りにくくなっております。できるだけ正面から行っても裏へ回れるような、十分わかりやすい案内をつけたり、それから看板につきましても、日本語だけでなく、少なくとも英語表示ぐらいはしていきたいというふうに、これは国際交流協会と協議してまいりたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

日野市に住民登録をされている外国人の方々、人口16万に対して1,600程度ですから、率としては非常に低い状況でありますが、今日の国際社会で、永住権で登録をされる方が大部分でありまして、したがって、滞在者、旅行者、特に留学生、あるいは企業等に一時来ておられる研修生、これらはほとんど住民登録までには行っていない状況だと思っております。したがいまして、国際化時代にふさわしいといいましょうか、特に日野市では、平和都市宣言を行っているということに一番源を発しまして、要するに平和を目指すために、地域社会がどのような国際化社会への貢献ができるかということで考えたい、こう思っております。

一つの手段として、御指摘のとおり日野市国際交流協会というのを発足をしていただきまして、少し形が整いつつある、こういう状況であります。まだ体制といいましょ

うか、そういう状況におきましても、本当のスタートをしたという状況でありましたし、先ほど、会員のことをお答えしておりましたが、これは団体会議、それから個人会議、そういう形でございます。それから団体会議は、もう既にいろいろな実績を持たれる会員が大部分でありますから、今までやってこられた事業そのものは、そのまま継続、発展をしていただく。そして協会に会員として参加していただいて、より相互の連携、連帯、あるいは事業内容のことで協力をし合う、こういうことが会員制の趣旨になっておるわけであります。

質問の中で、レッドランズ協会、これは会員になっておられると思っております。これも早くから友好提携の関係のある自治体間の交流でありますので、既に多くの事業も進めていただいておると。また、協会の中でも大きな役割を持って活動をしていただく、こういう一つの根拠地になっていただきたいと思っております。一番相談事務が大切だと思っておりますので、何か相談のできる仕組みをもっと積極的に行うべきではなかろうか、こう考えております。

それから、北京市海淀区のこともちょっと触れておるわけでありますけれど、記事の中に触れたわけでありますが、まだ契約をしたとか、協定を結んだとかいうことではありませんけれど、青少年の交流などをまず最初の仕事として、相互の理解と、それから広くアジア地域への発展を図る一つのスタートになるんではなかろうか、こんなふうに期待をしておるという状況であります。いろいろこれからの取り組みのことがあると思っておりますので、いろんな御意見を聞きながら、そして外国人自身で会員になっておられる方もあるようでありますので、いろんな意味で、協会を拠点として、お互いが交流を図ることにあわせて、いろんな交流の場をつくっていく、こういうふうにお願いをしたいと、こう思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございました。それぞれの部長さんからいただきましたお答えは、ぜひ実現に向けていっていただきたいというふうに思います。

母国語の保障というようなことにつきますと、授業時間の問題とか、いろいろな問題が絡んできまして、日野市だけでやるのは難しい部分もあるだろうというふうに思いますが、いろんな工夫と努力をしていただきたいなというふうに思っております。

それで、今、市長からも海淀区についてもお答えがありまして、姉妹都市の協会が国際交流協会に入っている、というふうにおっしゃったんですが、ちょっと私が聞いているのと違うようなんですが、それはまたいずれ、姉妹都市というのはどういうふうに

考えていったらいいかというようなところで質問させていただきたいというふうに思っておりますが、先ほど企画財政部長さんからも、協会を核として活動の中から体系づけをしていきたい、というふうなお話があったんですが、例えば、協会がじゃあ、市内に住んでいる外国人の方の調査を全体にわたってできるかというと、それはかなり難しいだろうと思うんですね。知り合いから知り合いを頼ってというふうにやるしかないわけですから、それはかなり難しいことですし、協会だけがじゃあこれを担えばいいかというと、やっぱり違うような気がするんです。

例えば内なる国際化というふうにいったときに、今質問してまいりましたように、住宅の問題もあるし、それから教育の問題もあるし、やっぱり市がきちっと一つ幹をつくって根を張って、その周りに枝葉ができていくというような形にしていかないと、国際交流協会をつくったから、あとはそこが中心になれば、というふうなので、本当に問題解決にはならないのじゃないかというふうに私は考えております。国際交流協会が力がないとか、そういう意味ではないですよ。主として責任を持って進める部分が必要じゃないかということを申し上げているんですけれども、例えば豊島区ですね、ここは外国人の方が大変多くて、日野はまだ１％行かないぐらいなんでしょうか、こちらは総人口の6.3％、平成５年１月１日現在で占めているということで、本当に自治体の中で国際化を考えていかないと、いろんな市民生活のところに、ストレスというような言い方がいいかどうかわかりませんけれども、いろんなものが出てくるということで、始めたということはもちろんあると思いますが、日野市も先ほど言いましたように、この何年間かで３倍から3.5倍に外国人がふえているという状況になってきているわけですので、ぜひ市が、無作為で外国人登録の中からアンケート調査をするというような形で、事情調査をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。あわせて外国人相談窓口の設置というものも必要だと思います。

で、今議論されております、基本構想に伴う基本計画の中には、前期に実態調査をするというようなことがのせられているわけですけれども、ですからお考えとしてはあるんだと思いますが、早急に調査をしながら、市が持っているデータと協会が持っているデータを突き合わせたり、それから学校教育の部分で持っているもの、社会教育の部分で持っている、それぞれのデータとか施策を重ね合わせながら、国際化というものを進めていく必要があるというふうに私は考えますが、これについてはいかがでしょうか。まず、実態調査を――実態調査というか、アンケート調査をすることですね。それから外国人相談窓口の設置、これは今、市長の方から、そのできる仕組みをつくりたい、

というようなお答えもあったわけですが、めどとしてあれば、ぜひお教えいただきたいと思います。

それから、東京都もこの３月に、国際化の大綱を出すことになっていますが、日野市としても、施策の体系というか、基本計画をつくって、それぞれの窓口でやることとか、国際交流協会でやること、教育委員会でやること、それから姉妹都市については、ちょっとはっきりとした位置づけというのをもう少し詳しく伺わないと、わからない部分がたくさんありますけれども、姉妹都市の位置づけなどもしっかりとこう、それぞれ整理をしながら、その関係性を有効に有機的に生かしながら、内なる国際化を進めなければならないだろうというふうに思っているんですが、もう一度、この点についてお答えをお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　外国人の実態調査というような中で、アンケートを行ったら、というような申し出でございます。市が主体としてというような御趣旨ですが、やはり外国人の暮らしの実態調査となりますと、さまざまな言葉、あるいは文化、習慣などがありまして、言葉のニュアンスでも、いろいろ実態がつかみにくいということがあるわけでございます。そういう中では、行政の力だけでは難しいということの中で、国際交流協会の通訳、あるいは翻訳的なボランティアの協力を得まして、アンケートを今後、検討してみたいというふうに思います。

それから、外国人のための相談窓口でございますが、これはお話にもありました23区とか、あるいは27市の中でも幾つか相談窓口を設置しているところがございます。これにつきましても、常設ということはなかなか難しいかと思いますが、やはりただいま申し上げました、通訳、あるいは翻訳ボランティアの協力を得て、月に１回とか、何か直接窓口がなくても、どういうところで相談できるというようなことで、拠点をつくりたいというふうに思います。

それから、外国人に対する基本計画といいますか、大綱でございますけれども、市民参加ではございませんけれども、やはり行政の方で幹をつくって枝葉をというよりは、それぞれの国のいろいろな方の意見を聞きまして、どんなふうなことにまとめていっていいかというようなこともやっていきたいというふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　今、企画財政部長のお答えの中で、いろんな国の方の声を聞きながら、ということがありまして、それはすごく大事だと思うんです。私が望ん

でいるのは、ここに豊島区の「国際化施策の体系」というのがあるんですけれども、これは5年間外国人相談をしてきて、それを記録としてまとめたものなんですが、これを読みますと、大変おもしろいんですね。窓口の担当の方とか、福祉の現場の方とか、そういう方たちのこれまでのいろんな経験だとか、思いだとか、そんなものも書かれていたり、外国人の方のボイスという形で、投書なんでしょうか、そういったものも載っております。

この体系、国際化に対応した地域づくりの推進というのと、国際交流の推進というのと、大きな二つの柱がありまして、国際化に対応した地域づくりの推進の中には、国際化対策資料の収集及び分析検討、情報提供、施策の充実、案内標識などの整備、職員の養成、教育、文化、健康、その他というふうになっています。それから国際交流の推進の方には、諸外国との交流、在日外国人との交流というふうに、このように体系化して、それぞれに沿って具体的に何をしていこうか、どんなことを目指していこうかということが書かれております。

基本計画を私、読みましたけれども、項目としてこれをやっていこうということが並べてあるだけで、こういうふうに体系的に市全体を見回したというものではない、というふうに感じたんですね。教育の部分にそれでは、外国人のお子さんたちの教育が触れられているかというと、それは全くその基本計画の、今出ている基本計画の中には触れられていないわけですから、横の連絡をとりながら、うまいぐあいにやっていかないと、体系的にはならないだろうというふうに思うんです。

私が望んでいるのは、こういうものでして、そのときに国際交流協会の力をかりるとか、ボランティアの力をかりるというのは、もちろん大事なことですし、それがなければ当然できないと思いますし、つくるときには、外国人だけの審議会のようなものもつくりながら、何が必要かという、そういう声を集めながらつくっていくということが必要だと思うんですが、こういった体系を市として持つことが必要なのではないかというふうにお尋ねしているつもりなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　ただいまのお話を十分参考にして、今後検討してみたいと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　それでは、ぜひ検討していっていただきたいと思います。これから国際交流協会は大事な組織になってくるんだろうというふうに思いますし、必

要性を感じているから早くつくられたんだというふうに思っておりますけれども、やはり市として幹になる部分、背骨になる部分をしっかりと持って全体的に進めることが大事だろうというふうに思っております。

それで、姉妹都市とか友好都市については、ちょっとだけ触れさせていただきましたけれども、これからは文化交流だけではなくて、環境問題とか女性問題などでの交流をぜひ考えていっていただきたいというふうに思っております。例えば北九州市では、環境について大連ですか、ここと中国政府と大連市に提案をして、大連環境保護特別区というのをつくっているそうです。大変北九州も公害でいろいろな問題を抱えていて、そのノウハウを、今環境問題を抱えている中国の大連に出していくということなんだそうですけれども、環境と開発が調和したモデル地区構想というのをつくって、国のＯＤＡを要請しながら、計画の主な内容としては、環境関連法の整備、大連市に中国環境技術開発協力センターを設置、北九州市に中国人技術者の研修機関である中国環境研究研修院を設置というようなことなんだそうですけれども、ぜひこういった視点も持って、これからの問題を考えていただきたいというふうに思っております。

それから、もちろん、市民参加は大変大事なことですから、今ある各団体で実際にかかわっている方々の御意見というのは、ぜひ尊重していただきながら、日野市として体系的に幹を持って根を張って、そしてたくさんの葉っぱがついたような内なる国際化というのを進めていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって12の１、今日からあなたも日野市民です――内なる国際化に向けて――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時７分　休憩

午後３時34分　再開

**○副議長（宮沢清子君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、骨粗鬆症の予防のための対策と検診制度を確立せよ！の通告質問者、鈴木美奈子さんの質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

**○20番（鈴木美奈子君）**　それではただいまより、骨粗鬆症の予防のための対策と検

診制度を確立せよ！という題で質問させていただきます。

初めに、日本の女性の置かれております今の現状から入らせていただきます。

今、日本の女性たちは、豊かに毎日を送っているでしょうか。今日の政治状況の中で、子育てをしながら、仕事と家庭を大切にし、毎日を懸命に頑張っております。長引く不況は、生活にも影響を与え、「苦しい」と感じている人が、前年度よりも12％もふえて、46％にもなり、貯蓄額も31年ぶりにダウンをしております。

教育では、低年齢化をする詰め込み教育、そして不登校、さらには、先日からごらんになっております、あのいじめの問題、本当に胸の痛む毎日だ、というふうに皆さんもお思いになっているというふうに思います。

そして消費税は、家計にも響き、「新日本婦人の会」の東京都の本部の調査でも、７割が「苦しい」というふうな回答をし、さらにこれを５％に引き上げるなどというとんでもないことが、今の政治の中で行われようとしております。

バブルの時代の大企業の莫大な蓄えは、そのままにして、リストラ、人減らし、こういう合理化のあらしは、働く女性たちの中にも容赦なく襲い、あすから来なくてもいいと首を切られる中高年のパートの女性たち、「仕事が半分になったら不安です」と訴える下請業者の女性たち、そしてことしは特にひどかった女子学生の不採用、40社を回っても仕事がなかったという、こういうことも言われております。

スチュワーデスのアルバイト採用問題は、乗客の安全とともに、女性の働く権利にもかかわる問題でした。長い間の運動で築き上げてきた女性たちの働く権利が今、リストラや不況の中で、脅かされております。

安心して暮らせる老後と、多くの人々の願いに反して、年金受給者の半数以上は、わずか３万円程度です。どうしてこれで暮らせるでしょうか。寝たきりの人は70万人。痴呆のお年寄りは100万人、この人たちの介護の悩み、これもまた女性の問題です。さらにことし10月から、入院給食費の有料化など、老後の不安は募るばかりです。仕事と家庭との両立を願う女性たちにとって、福祉や保育などの社会保障の拡充は切実な要求であり、緊急に対応しなければならない問題だというふうに思います。

また、アトピーや食の安全、ごみ、水、大気汚染など、命と地球の未来を脅かす環境問題は、女性たちに一層強い関心を持たせ、そしてまた、行動に立ち上がらせています。

高い経済力を持ちながら、それが国民や女性、お年寄りや子供たちに使われていない、これが今の政治の現実です。

政治も大きく変わりました。護憲、軍縮を掲げてきた社会党が首班となった村山内閣は、女性の願いに反する自民党丸抱えの危険な政権となっており、ルワンダの難民救済を口実に、自衛隊の海外派兵を拡大し、憲法と相入れない軍事的義務を負う国連安全保障理事会の常任理事国入りの方針を決め、軍事大国化の道を着々と進めています。戦後50年を前に、さきの戦争を侵略戦争とは認めず、元従軍慰安婦への補償など、あくまでも避けて、国の内外から強い批判を受けております。戦後の激動の中を生き抜いて今日を迎えられた高齢の方々が、安心して命も暮らしも人権も守られ、老後を豊かに暮らしていける、このような世の中にしていかなければなりません。

日本共産党は国政でも地方の議会でも、国民の生活を守る立場で今頑張っております。

日野市は、生きていく上でも、生活をしていく上でも一番大切な憲法を守る森田喜美男市長が市政を担当され、日野市老人憲章が57年１月１日、日野市民憲章も58年１月１日に制定され、国のお年寄りを切り捨てる政治との違いをはっきりと知ることができます。

日野市の65歳以上の方、103歳まで１万5,805人、うち女性は8,934人です。女性の平均寿命は年々高くなり、現在は82歳を超えており、1921年の大正10年の平均寿命は43歳です。1926年の昭和元年、これは47歳です。平成の今の時代を生きていく女性たちは、この長く生きていられる人生を、どのように過ごして生きていくのか。子育ても終わり、教育も終わり、子供たちの結婚もさせて、やっとほっとするとき、このときが50代を迎えます。これからがようやく第二の人生の花開くときです。骨粗鬆症などという病気にかからないためにも、予防や健康に注意しなければならないと思います。

骨粗鬆症は、1941年にアメリカの医師会の雑誌などで発表されたのが最初で、日本では紹介されたのが1960年代の半ばと言われております。一般にこのことが問題になって話題になったのも、この四、五年ぐらいではないでしょうか。骨粗鬆症とは、骨の中のカルシウム、たんぱく質、リンの量が減少するために、骨の密度が少なくなり、骨が非常にもろくなる状態を言います。高齢者、特に閉経後の女性に多く起きます。腰や背中に慢性的な痛みやだるさを感じたり、夜中に体を急に動かしたときに、腰や背中に鋭い痛みを感じることがありますが、なった場合には、この病気の疑いがあるというふうに言われております。腰や背中の痛みは、高齢になれば仕方がない。こういうことではなくて、ほうっておきますと、どんどん症状が進んでしまい、しりもちをついたり、重い物を持ち上げたりしたら、背骨に力が加わり、そして背骨の骨折が起こったり、ちょっと転んだときに、手首や下肢のつけ根、こういうところの骨折を起こし

やすくなっております。骨粗鬆症は高齢者に多く起こるので、単なる老化現象というふうに思われますけれども、これは現在の調べた中では、老化現象ではなくて、その上にさまざまな原因が加わって起きる、こういう病気であるわけでございます。

それでは、今の日本の中で骨粗鬆症になっている人がどれくらいいるのか、全国的な調査が行われておりませんので、細かい数字を出すことは難しいということが言われておりますけれども、老年病学の研究者によれば、500万人以上いる、こういうふうに言われております。潜在的には1,000万人いるのだという、こういう研究者もおられます。骨粗鬆症の総患者数の８割以上が女性、この女性が、なぜこういうふうになるかといえば、妊娠、出産などでカルシウムを多く使うこと、閉経後に女性ホルモンが激減すること、男性よりもカルシウムの摂取量が少ないこと、男性よりももともと骨量が少ないこと、男性よりも運動量が少ないこと、こういうことが原因だというふうに言われております。

そしてまた、老人性骨粗鬆症と言われるもので、特徴は75歳以上の高齢の方が非常に多いということです。これもやはり、これは女性ホルモンとは関係がなくて、老化によります骨の形成が、骨の壊れるスピードに追いつかなくなることによって起こり得る、こういうことで、男性の患者も多いわけです。男性の場合では、骨粗鬆症にかかる人は、60歳ぐらいから少しずつふえ始めて、75歳以上で多くなりまして、80歳以上になりますと、約半分の方が骨粗鬆症にかかっています。男性の場合の問題点は、骨粗鬆症を見逃しやすいこと、ほとんどの人が75歳以上の年齢になれば、多かれ少なかれ、何かの病気を持っておりますので、そのほかの病気に気をとられていると、そのうちに骨粗鬆症になってしまい、突然骨折してしまうという、こういうケースが多いわけです。

それからもう一つは、今、若いお嬢さんたちの間でダイエットが非常にはやっております。体が細くなることはいいかもしれませんけれども、無謀なダイエットは、栄養のバランスを崩して、骨のもとになるカルシウムの摂取量を少なくしてしまいます。そしてホルモンの働きを乱れさせて、卵巣の機能を低下させてしまいます。こうして若い女性も骨がぼろぼろになってしまうという、こういうことで、私たちは男性も女性も、若い方たちも、しっかりと今からこうした認識の中で骨粗鬆症が行政側、また保健所の協力も得ながら、しっかりとした予防対策をしていかなければ、大変な状況になるのではないかというふうに思っております。

最近では、高齢者の人口がふえてまいりましたので、65歳以上の方は３人に１人、

これがこの病気の疑いがあるというふうに言われております。この病気の原因についても今、いろんなところで原因が明らかにされておりますし、有効な治療法も開発をされてまいりました。レントゲン撮影、そのほかの状況でも、早期に詳しい検査もできますので、ぜひこの骨粗鬆症という診断を受けた患者さんでも、主治医の指導のもとでしっかりとした毎日の生活の改善、また食べ物、こういうものをやれば、これ以上骨がぼろぼろになるということはない、これは明らかでもございますので、ぜひ私は、行政の側でこの問題に取り組んでいただきたいといふうに思います。

まず、3点について質問させていただきます。日野市では現在まで、骨粗鬆症の対策がどのようにやられていたか。平成元年からやっております、ということが記録にも出ておりますけれども、余り今までこのことが公にもされてなくて、皆様の目にも触れなかったようにも思われますので、どのような取り組みがされてきたか、第1点目。

2番目には、予防対策が非常に重要だと思いますが、今後どのような取り組みをやっていくのか、このことをお答えしていただきたいと思います。

3番目には、住民検診制度の中に、子宮がんと乳がんの検診が女性の場合、ございます。この検診の中に骨粗鬆症の検診を加えて、年齢が30歳とか35歳とか、それぞれの自治体によって制限が加えられておりますけれども、日野市は制限を加えないで、希望がある方には、ぜひこの検診を実施していただきたい。このことについてまず3点質問いたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　鈴木美奈子さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　ただいま御質問の内容のとおりな社会情勢にあるというふうに、認識と申しますか、物の本を読んだ中にも書かれておるとおりでございます。患者さん、悩んでいる方は500万人とも、あるいは1,000万人とも言われている状況だということでございます。骨粗鬆症、これは40歳から50歳ごろから始まりまして、特に閉経後の女性に多く発生されるということとされております。これをほうっておきますと、やがて骨がダイコンにすが入ったような症状を示しまして、すかすかで、骨がもろくなって、こうした症状を示すと、こういうことでございますが、これはカルシウムの代謝障害、これが原因だというふうにされております。

市の予防対策といいますか、これの対応方でございますけれど、平成元年度から健康教育の一環としまして、健康教育の重点的な、要するに健康教育といういろいろな、大腸がんであるとか、乳がんの予防であるとかいうような大きな重点の一つとしまして、

健康教育の一環として始めておるということでございます。これは年2回、1日に3回のコース、こういうようなことで、35歳以上の女性を対象にしまして、健康教育を実施しておる、こういう状況にございます。すべて教育という観点からとらえているわけでございます。その内容につきましては、1日目、2日目、3日目ということで、3日のコースと、こういうことでございます。1日目は、医師による骨粗鬆症とその予防についての正しい知識の教育、それから2日目につきましては、運動指導員によります、日常生活で行える予防のための運動の実習の指導であります。それから3日目につきましては、栄養士によります、予防食、カルシウムの多い食事の実習指導、こういうような内容の健康教育を実施しておるということでございます。実施状況を平成元年度から見ますと、これは年2回ずつずっとやっておりまして、平成5年度まで大体200人程度の方が受講をなさっておる、こういうことでございます。1コースといいますか、このコース1回につき35人程度を対象にしておるということでございます。

それから今年度につきまして、先ほどの御質問にもありましたけれど、測定器、要するに骨量の、骨密度といいますか、そうした、どのぐらいの密度を示しているのかというような判定をする測定器、こうしたものがいろいろ器械が普及されているようであります。そこで、本年度第5回の市民の健康の集いにつきましては、イベントとしまして、これは超音波でかかとの骨を測定をしまして、骨密度、これを調べまして、測定結果の説明、そして保健栄養指導を、20歳から40歳の女性を対象に実施しました。40名程度の方が参加されまして、非常によろしいイベントだったというふうに考えております。

それから2点目でございますが、今後の取り組みということでございますけれど、このように高齢者が寝たきりになる主な原因の一つが、骨折によるものである、こう言われております。骨がもろくなりまして、骨折しやすい、骨粗鬆症と。これは高齢者の寝たきりにつながる疾病ということでございます。この骨粗鬆症予防教室という、先ほど申しました健康教育でございますが、これは今後とも健康教育の一環としまして、年2回でございます。これは続けていきたいという考えでございます。

国では本年度より、女性の健康づくり推進事業の一環としまして、18歳から39歳までの女性を対象にしまして、骨密度測定を取り入れた健康事業を実施するとしております。東京都におきましても、国の動向等を踏まえまして、東京都骨粗鬆症対策検討委員会を発足させまして、検討を進めてきているところでございます。

当市といたしましては、国や都の動向と市民要望を踏まえまして、先ほど御説明をい

たしました健康教育、予防教室でありますけれど、この予防教室の事業のほかに、新たに検診施設、要するに測定の機器を持っております日野保健所との共同事業でもって新たに検診事業を平成７年度、来年度を予定をしまして、実施したいという計画を持っております。新たな事業になりますけれど、日野保健所との共同事業、共催という形で現在も協議をしておる状況でございます。

したがいまして、医師会とも関連してまいりますので、十分保健所、それと医師会の方との十分な御協議を、御指導をいただいて、この事業を計画をしておるところでございます。この事業は、対象者を20歳から60歳にしたいという考えを持っております。特に骨量につきましては、非常にピークになるのが18歳ごろ、それから30歳ぐらいでピークになる、こう言われております。したがって、国の方の考え方といいますか、18歳と、こういうようなことで、検診事業というような方法をとるようでございますけれど、20歳から60歳を対象とした対象者というふうに考えております。実施回数につきましては、１回が３日間コースにしたいという考えでございます。それから受診者でございますが、50人から70人程度、こんなような基本的な考え方を保健所の方とも協議をしております。これの３日間コースでございますけれども、１日目は、日野保健所でレントゲンで測定をする、それで判定をする。それから２日目が、結果の説明であります。医師からの結果の説明であります。そして個別指導をしていただく。それから３日目が、栄養、運動面の集団指導、こういうような内容の事業でございます。そこで、検診ということだけの関係では、問診と骨量の判定のみという検診内容では、結果の報告で終わってしまうというようなことになりかねないということで、その結果が健常あるは異常を問わず、相応のフォローアップが必要であるということから、今後、保健所、あるいは医師会と十分な協議をしまして、運動、栄養の両面からライフスタイルの指導を取り入れた方式が好ましいと、こういうことからの事業でございます。

それから３点目の御質問でございますが、住民検診制度の中に、これは子宮がん、乳がん、この検診に合わせてこの骨粗鬆症の検診をしたらと、年齢は制限なくと、こういうことでございますが、現在、子宮がん、乳がん検診というのは、30歳以上の女性を対象にしまして、公募にて外科、産婦人科医院におきまして、個別検診として実施しております。これに骨粗鬆症検診を加えるということにつきましては、現在の各医療機関の測定機器等の関係から、また先ほど申し上げました、検診をして、その判定を教えるというだけの違った、乳がんだとか子宮がんの検診とは別の方法がある。さっき言いました新しい事業としての取り組みであります。そうした必要性から、現在委託

をしております医療機関での受診というのは難しいというふうに考えております。したがって、子宮がん、乳がんの検診とのセットでの実施ということではなくて、先ほど申し上げました新しい事業の中での検診の方式ということで対応をしていくのが至当ではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　鈴木美奈子さん。

**○20番（鈴木美奈子君）**　ありがとうございました。大変前向きな御回答がいただけまして、大変私どもこれを望んでいる女性たちにとっては、よかったというふうに思います。

それで、骨粗鬆症につながる生活習慣があるんですけれども、これになる方はどうした場合になるかと言えば、やっぱり運動をあんまりしないとか、それからカルシウムをとらない、こういう食生活であるとか、太陽の光をあんまり浴びていないとか、男性はたばこの吸い過ぎ、酒をたくさん飲む方、それから精神的なストレスや過度の疲労があるとか、それから若い方は、無謀なダイエットをしている、こういうことが過去にあったとかという、こういうことが今の骨粗鬆症のこういう病気にもつながりますので、私たちはこういうことに本当にならないような、毎日の生活習慣をきちっとしたことでやっていく必要があるのではないかというふうに思います。そして骨量の判定も、本当に今、いろいろと、先ほども言われましたけれども、超音波だとか、あるいはレントゲンとか、単純エックス線とか、こういうことでわかりやすく撮れるようになりましたので、ぜひ私は、これを実施していただきいというふうに思います。

で、保健所の問題が出てまいりました。私もこれは、保健所がやっているということは存じ上げておりましたので、保健所の方でも調べてまいりまして、今のところ保健所の方は存続、今時点ではまだやっておりますけれども、大変東京都が保健所を統廃合しようという、こういう状況が今出てきておりますので、これがいつまでできるかということが大変不安になるわけです。ぜひ私は、保健所の問題はまた後から触れたいと思いますけれども、この骨粗鬆症の制度、事業概要の中にも入っておりますが、調べてみますと、35歳から大体74歳ぐらいまで私は受けるんじゃないかなということで、人口、女性の場合、35歳以上から調べて見ましたら、３万7,616人。そして受けた方が、平成４年度では189人なんですね。非常に少ないんです。そしてこれに対して、乳がん、子宮がん、これは非常に高くなっております。乳がん、子宮がんというのはもう、今まで日野市も長いことやっておりまして、定着しているせいもあると思いますけれども、

大変怖い病気だということで、がんですから、それが皆さんの意識の中にあるので、これを受ける方も多いと思いますが、ぜひ私は、今のこの骨粗鬆症の問題も、本当に先ほど部長がおっしゃったように、骨がすかすかになってしまうという、しかしこれは予防することができるということですので、この市の「健康だより」などを見ますと、ちゃんとこの中に入っておりますけれども、私は、この受ける人数が非常に少ないので、もっとＰＲをする必要があると思いますので、このことをもっとやっていただきたいということが一つと、回数をもっとふやせないかということ、それからもう一つは、20歳から60歳にしたいということ。

私のことを言ってちょっと本当に申しわけないんですけれども、私も２年ほど前に、足が痛くなりまして、整形外科に参りましたところ、今のところ骨粗鬆症じゃないけれども、これからそういうふうなことになるといけないのでということで、骨粗鬆症の予防のリーフレットをいただきました。そして生活状況と、それから食べ物、健康、こういうものを注意なさいということで、指導を受けました。このとき、本当にショックだったんです。もうそのときには、骨粗鬆症という言葉が大分女性たちの間にも広がっておりましたので、ああ、私もその年になったのかということと、ならないようにしなければということなので、私は、20歳からやることは非常にいいことだと思いますが、60歳というのは、一番関心のある年齢なので、これをもう少し、人数との関係があるかもしれませんが、60歳にしないで、もっと年齢を65歳くらいまで広げていただきたい、このことをちょっと再度質問をいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　ＰＲにつきましては、当然だと考えております。機会あるごとにしていきたい、こういう考えを持ちます。それから回数、あるいは年齢、こうしたものにつきましては、検討をさせていただきたい、こう思います。厚生省の方も、一つの指導としまして18歳、こういうような考えを持っておるようでございます。東京都日野保健所と共催事業と申しましたけれど、これは20歳と、こういうようなことを申したわけでございますけれど、いろいろな医学的な中から、年齢の妥当性ということを求めるには、さらにまた検討の必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えます。

**○副議長（宮沢清子君）**　鈴木美奈子さん。

**○20番（鈴木美奈子君）**　ありがとうございました。

先ほどからこの骨粗鬆症の検査をやるのは保健所ということで、まあ保健所と自治体

が協力しながらやるんですけれども、私も、骨粗鬆症の予防検査実態調査というものを、私が所属しております「新日本婦人の会」の東京都本部がやりました。このところでも、都内では千代田区とか港、新宿、品川、中野、江東、板橋とかみんな、保健所で事業をやっておりまして、そして非常に希望者が多いというのが特徴です。三多摩の中では、小金井が簡易のテストをやっているということと、それから立川、町田でもやっております。町田では、94年から実施して、年2回の広報で募集して、6回これを実施し、定員が50人のところ、6年の1月の募集では、10倍の申し込みがあったということで、本当にどこも断っているという状況です。で、日野市の保健所でも先日、先ほど言われました対象者の方も、お断りしたということも聞いておりますし、またある公共機関の方が独自に67名受診したという、こういうお話も聞いております。

ですから私は、保健所と自治体が協力しながらやっていかなければならないというふうに思いますけれども、今、東京都の方では、保健所の問題が大変大きな問題となっております。ことしの12月の定例市議会でも、森田喜美男市長の方から、行政報告の中にも触れられておりまして、東京都の保健所の問題が私どものところにも資料が示されました。そしてその中でも、多摩地域の保健所は17カ所から10カ所に削減してしまうということで、大山とも子都議会議員が、29日の都議会の衛生労働経済委員会で質問に立って、この三多摩地域の保健所を17カ所から10カ所程度に削減しようとする都の方針を、これを批判して、撤回を迫っております。

私も今度の一般質問を通じる中で、保健所の方にお話をお伺いいたしまして、日野の保健所は残るのでしょうか、というふうにお聞きしましたら、いや、まだわかりませんが、ということでございました。所長さんでなかったので、明快なお言葉もいただけなかったわけですけれども、本当に今、私は保健所というものが、地域の中でどんなにか大切なものであるか、平成6年度の12月号の「日野保健所だより」を見ても、「ストップエイズ」、エイズの問題から精神障害者の泉会の結成3年を迎えて、1人で悩んでいる方たちが、一緒に話し合っている、こういう状況も出ておりますし、それから事業の定例の御案内も、健康相談からリハビリから乳幼児の3歳児健診、年末年始の台所の食品衛生、こういうものまで含めて、そしてまた地域の中では、大変重要な役割を果たしております。地域保健医療計画の企画調整、原爆被爆者の各種申請の事務、あるいは私どもも大変お世話になっておりますクリーニングや理容師、美容師の問題、そして狂犬病の予防の問題、業務のところでは、エイズ、そして難病、乳幼児、老人の保健健診、栄養指導、こういうものを本当に多面的にやり、そしてこの日野の中で

も、市の保健所長の岩崎辰夫さんもおっしゃっておられるように、この日野市の中で医師会、あるいは日野市歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、食品衛生協会、環境衛生協会、いろんな方たちと一緒に、住民の皆様の多大な御支援の中で、協力をいただいております、というふうに、私たち日野市民にとっても、日野市にとっても、この保健所というものは、生きていく上で大変重要なものでございます。

しかし、国の方がこれをつぶして、そして保健のことを福祉と一緒にやるということから、三多摩でもこれが今、持ち上がっているわけでございます。そして東京都の方では、保健センターで母子保健活動を行うといっても、保健婦が3人しかいない市町村などが過半数を占めて、1人もいないところもある。そして人を配置するための財政的な援助はやらない、こういうことが言われているわけです。お金は出さないで、そして仕事を市町村に押しつける。これが今、東京都のやり方です。もし、これは平成9年度から実施になると思いますけれども、こうなった場合に、私ども日野市民にとっても、大変重要なことにもなりますので、私は日野市としても、東京都の方に、住民サービスにつながるこういう統廃合については、困るという、こういう意見をしっかりと言うべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから財政的な援助も、私はぜひ必要だというふうに思います。どんどん東京都も国の方も、仕事量をそれぞれの自治体に押しつけながら、財政的な援助をやらない。そのために非難を受けるのは自治体です。革新自治体といえども、本当に財政の厳しい中でも、国のそういう要求、あるいは東京都の言い分をきかなければならない、こういう状況もあるわけですので、ぜひ私は、骨粗鬆症の問題だけでなくて、東京都の方に、日野市としても困るという、そういう意見を上げていただきたいというふうに思います。このことについては、森田喜美男市長から御答弁いただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　御質問の中の、いわゆる都行政として、大変役割を果たしております保健所、そのことにつきまして、法律の制定とともに、東京都も何か新しい方向を対応策として打ち出されつつある、こういうふうに受けとめております。東京都市長会に都の衛生局当局から説明があるわけでございますけれど、まだ結論というような段階には至っておりません。市長会では、厚生部会というまた部会をつくっておりますので、その中で対応についての共同の検討をするという状況が今、進みつつあります。そういう状況でございますから、地元の鈴木保健所長さんも、大変良心的なお方で、私的な話をいたします際に、大変憂慮しておられるということを受けとめておりま

す。自治体としても、一定の方向を打ち出して、取り組まなければならないと、こう考えております。

私の感想でありますが、戦後のアメリカから導入された地域行政、一つには教育委員の公選制、もう一つは保健所の設置ということでなかっただろうかと思うくらいでありまして、それがだんだんと後退をするということは、まこに政治としても、何か後退をするような感じで受けとめざるを得ないという状況でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　鈴木美奈子さん。

**○20番（鈴木美奈子君）**　ありがとうございました。私は、保健所と一緒に日野市がこれからこの問題を取り上げていくということで、大変うれしく思っておりますが、町ぐるみでやっている山梨県の櫛形町、ここのことをちょっと御紹介させていただいて、ぜひ保健所もいいんですけれども、独自でやっている自治体も、これからやるというところもかなり出てきておりますので、墨田区では、家庭センター、福祉保健センター、健康課主催で、業者の方に委託するんですけれども、定員が240名で、94年の７月から実施して、これは無料です。それから江東区でも、来年度の予算の中でやっていくということ。三多摩が非常に少ないんです。清瀬の方では、これは予防教室の中でやっていくということで、なかなか三多摩の方では、これがやれない状況ですけれども、お金としてはそれほどかからない状況でもございますので、ぜひ私は、保健所との共同もいいんですけれども、自治体独自でやっていただきたいというふうに思います。

これは山梨県の櫛形町というところで、南アルプス連山の一つの櫛形山のふもとにつながる、人口が１万8,000という小さな町ですけれども、ここでは、最初に骨粗鬆症への取り組みが始まったのが５年前で、これは行政がやったのではなくて、町の人たちの声から起きてきた。こういうことからこれが始まりました。そして最初は、全戸加入する母子愛婦会の女性たちの会合の中で、設立当初は、ミルクを配るのが中心的な活動だったんだけれども、ただミルクだけを飲んでいることから、だんだんと高齢化社会の中で、地域全体で健康に対してどういうふうにしていったらいいかという、そういう心配りの活動の中から、骨粗鬆症をどういうふうにしたら寝たきりにならないで、この病気を防ぐことができるのか、行政でやることや、自分たちでできることを考えてみようという、こういうことから始まって、女性たちにアンケートをとって、そしてこのアンケートをとったときにも、この病名を知っている人は３割程度だったそうです。しかし、ほとんどが予防していないということもわかって、勉強会をしながら、町に検診を要望して、骨粗鬆症の問題を通して、食べ物、そしてまた運動に目を向ければ、町

全体の健康を引き上げていくという、こういうことから検診が決定されて、30歳から69歳までの女性を募り、山梨県の健康管理事業財団のレントゲン車が町を巡回して、そして手と腰を検診をする。そしてデータを浜松医大に送って診断してもらう方法で、1人2,300円の費用を町が負担したということです。町の財政もそんなに、これは町ですから、大きくないと思いますけれども、しかし、これをやって、そして1991年から始めて、3年間で全地域の検診を終えて、受診者は1,147人、対象者の27%に上っているというふうに言われております。1巡目が終わって、今度は2巡目に入るということで、骨粗鬆症の検診は、がんや胃の検診と違って、大事なのは発見よりも予防、こういうことで食べ物のこと、それから食事、運動、日光浴の大切さや、食べ物の栄養改善推進委員によります食事の講習と試食会、こういうものをやりながら、お互いに健康をチェックしながら生活している、というふうに言っております。また、町の広報、こういうのにも出しながら、みなんでこうお会いすると、健康の話をしたり、あるいはスーパーから小さな小魚が消えたという、そういうこともあるということで、私は本当に、小さな町だからではなくて、やっぱり町ぐるみで、女性たちの健康を守っていく。

で、骨粗鬆症という、予防すれば治る、これは治るというより、ならない、こういう病気でもあるわけですから、ぜひ私は、保健所との協力も大事でございますけれども、次の段階では、日野市独自でもやっていただきたい。厚生省が今年度から実施する、18歳から39歳までの検診に補助が出るということを言われまして、ことしの9月の段階ですけれども、全国の自治体から申請はまだ、厚生省の枠が500カ所あるのに、まだ半数だというふうに言われておりますので、ぜひ私は、日野市独自でもやるような体制も進めながら、当面は、本当に保健所の協力を得ながら、そしてまた保健所が、東京都の、あるいは国の政策によって統廃合して、日野保健所がなくならないような、そういう体制も日野市が後押しして、ＮＴＴの日野営業所が撤退して立川に行ったときの今の日野市民の不便さは感じます。そういう意味において、特にまた命にかかわる日野保健所の問題でございますので、市でも頑張っていただたきたいと思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって13の1、骨粗鬆症の予防のための対策と検診制度を確立せよ！の質問を終わります。

一般質問14の1、行政の効率化を求めての通告質問者、土方尚功さんの質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

**○15番（土方尚功君）**　議長のお許しを得ましたので、一般質問を進めます。

今回、同じような、タイトルこそ違いますけれども、内容的にきょうの一番トップバッターで、厳しさを増す、財政状況の中、今後の行財政改革及び財政運営についてということで、我が会派のホープであります小川友一議員が、徹底をして質問を進めましたので、ほとんどダブってしまうような状況ですから、かといって、取り下げをするまでもなく、10分か15分かそんな程度で終わらせたいなというふうに思っているんですが、私の方の通告の中には、行政の効率化を求めてということで、財政面での歳入への努力、歳出にかかる抑制努力等具体的に求めたいということと、人事、機構等に対する取り組みの考え方、こういったことで大きく質問を出してございますので、まずそれに沿って、担当の部長の方からお答えをいただければと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　土方尚功さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　財政の運営上の問題、効率化の問題でございます。これの考え方についてお答えいたします。

国の内外の経済環境の変化もございまして、経済の先行きに対する見通しは不透明感、また閉塞感も広がるなど、今後の景気回復はまだ油断を許さないものでございます。たとえ景気が回復したとしても、それは徐々に相当長い期間を要するというふうに判断しております。ことしから３カ年の減税があるわけでございますが、本来、減税がなければ、固定資産税の比較的安定な伸びがありまして、税収は徐々には伸びているものと思うわけでございますが、特別減税等がございますと、なかなかせっかくの税収の伸びも減速になってしまうわけでございます。今後の景気変動も見きわめながら、今後の財政運営に当たっていかなければならないわけでございますが、もちろん、その原則としては、事業の執行の簡素化と経費節減がテーマでございます。

御質問にあります、歳入歳出面の件でございますけれども、歳入の面では、まず税収の確保、それから使用料、手数料の見直し、それから国や都の補助金の確保、起債の活用などを進めていかなければならないわけでございます。また歳出面におきましても、経常経費の節減はもとより、事業のスクラップ・アンド・ビルド、あるいは定数管理、人件費の問題もございますし、また外郭団体に対する補助、委託、そのような内容の見直しも必要かと思っております。

歳入についての今年度、特に手数料、使用料について検討委員会を設置しております。手数料、使用料の改定について、当面の考え方をまとめるつもりでおりますが、特に

手数料につきましては、早期に改定をいたして、新年度に反映をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、行革審と申しますか、行政改革の指針もございます中でも、行財政の改革というようなことの推進本部も設置いたしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

財政運営の問題点はいろいろあるわけでございますが、なかなか予算編成におきましても、シーリングといいますか、天井、限度を設けるということもなかなか無理な面がございます。特に経常経費的な経費は、もう日常、最低必要なものでございます。光熱水費等含めて、これを10%カットというようなこともなかなか難しい問題が出てきております。

また、給与の関係につきましても、これを据え置くというようなことも難しいわけでございます。人事院の勧告等もございまして、必然的なアップも出てくるわけでございますので、なかなかシーリングといいますか、限度、天井を抑えるということの難しさを感じておるところでございます。

また、事業のスクラップ・アンド・ビルドでございますけれども、毎年度事業の見直しを、財政では予算編成時には見ておりますけれども、この事業の効果測定というのがなかなか難しい点がございます。そういう中では、スクラップということがなかなか具体的になってきていないというのが現状でございますが、できるだけ事業の見直しというようなことも徹底していかなければならない問題かと思っております。

予算の編成、あるいは財政の運営の中には、いろいろな問題点がございますが、常に財政当局だけでなく、現在の財政逼迫に対して、これを乗り切るよう、全庁的に協力し合っていかなければならないのではないかというふうに考えておるところでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今、企画財政部長が、大体大枠で答えていただきましたけれども、人事面で、行政の効率化につきまして、私の方から何点かやらなきゃいけないこと、また進めていることをお答えさせていただきたいと思います。３点ばかりございます。

１点目は、職員の適正管理という面でございます。御存じのように、やっぱり時代の変化に対応できる人材の育成が必要でございます。日野市の場合、どこもそうですけれども、職員が一番頼りになる、大事な部門でございますので、これについては職員

の研修制度を充実させていく。今、市町村が自治会館の方で、その充実のための拡張もやっていますし、私たち日野市の中でも、研修制度をもっと充実させていって、いい職員を育てていかなきゃならないと思っています。

それからもう一つは、同じ職場の所属長が、ひとつ部下に対しても適正な指導をしていただいて、その職員の個々の能力をさらに開発を進めていくようにやっていきたいと思っております。それから適正化のためには、やっぱり一つのところに長くいるんでなくて、ある程度年数がたったら、人事異動をやって、その職員が何ですか、すべてとはいきませんけれど、いろいろな面で知識を持つことによって活性化が図れると思いますので、適正な人事異動もしていかなきゃいけないと思っています。それから任用制度ということがありまして、特に今後、今考えておりますのは、今、主任はございませんけれども、主任制の導入という制度も見直して、勤労意欲を高めていきたいと思っております。

それから定員の管理でございます。これは今、企画財政部長が言いましたように、事務事業の見直し、それから組織機構の簡素化、合理化、それから委託の問題、ＯＡ化等にこれはもう取り組んでいかなきゃいけないということは、今さら言うまでもないわけでございまして、日野市としても、いろいろな角度からこの辺も取り組んでいきたいと思っております。

それから３点目は、給与の関係でございます。退職手当につきましては、平成５年度から国の退職制度に向けて、いわゆる月で言いますと、平成８年度から62.7カ月にしてまいります。その措置をやっております。それから給料表についてでございますけれども、平成５年から看護婦職については、職務給化という形の別表をつくりました。そして今、一般事務、通し号俸になっている給料を今、組合と協議して、職務給を入れた給料表に取り組んでいる最中でございます。いろいろ難問があるけれども、これには引き続き、組合と協議していく予定でございます。

そのような形で人事面での取り組み、また今後やっていかなきゃいけないということを回答にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　土方尚功さん。

**○15番（土方尚功君）**　それぞれ取り組みをこれからしていきます、ということで、まだ具体的にはなかなか突っ込んでも出てこないかなという感じを、ほかの関係でもしていますし、今、給与関係の問題等についても、小川議員もそこら辺はやっていまし

たし、それから箱物の要するに経費の問題といいますか、そういったことの見方の問題、この辺にも触れていますし、今、行革審といいますか、その関係を受けて、これからもきちっと本部を設けていこうとする姿勢も出ております。ぜひ、個々具体的に、今事例として幾つか出てきますけれども、学校の統廃合といいますか、そんなものもやっぱり、敷地がほかの意味では少ない部分もあるというようなことも一面にはあるわけで、そこら辺も積極的に取り組みをする、こんな必要性もあるだろうし、子供の数が少なくなったことによって、幼稚園や保育園、こういった問題も、ある意味ではじっくり見直す必要もあるんではないかなというふうに思います。ぜひ、きょうは余り突っ込んだ話を求めませんで、そういった何か姿勢を、隣の多摩市の事例も出ていましたけれども、助役を中心に、あるいは府中なんかでも、吉野市長を中心にそういった本部が設けられると、こんなような状況であります。ぜひ日野市も、積極的な取り組みをしていただいて、これらに向けて取り組みをお願いしたいと思います。

あわせて今、人事面の、特に職員の研修なり、個人の能力云々というようなことがありました。二、三年すると、今ここに大体座っている部長さん方、ほとんどいなくなってしまうような現状があるようですけれども、ぜひ１年、２年、無任所的になって、もうそれぞれ経験者ですから、どこの部署へ当たっても、仕事はこなせる方々です。そういったことからすれば、早目にそういった対応をし、下の若い人たちの層が、そういった職に早目につける、こんなことも、やる気を出すというか、そういった面では、一つ考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。いろんなことで、それ以上に行政側として考えられることが相当あると思いますので、ぜひ取り組みを積極的にお願いをして、特段に市長に求める必要はないと思っておりますので、この質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって14の１、行政の効率化を求めての質問を終わります。

一般質問14の２、行政報告より問うの通告質問者、土方尚功さんの質問を許します。

**○15番（土方尚功君）**　それでは、行政報告より問うということで、いつも市長の行政報告があるわけですが、そこで質問することができませんので、私はこういうスタイルをとっているんですけれども、今回の場合には、北京の海淀区の友好訪問、それからいわば追加で２本ほど出てきたんですけれども、モノレール、あるいは新日野橋、これが追加されましたけれども、できれば追加というのは今後ないようにひとつ最初からデータを出してもらえればありがたいなというふうに思うところですから、そういう

中で１点だけ海淀区の友好訪問の関連で、できますれば、私は基本的には、この間のやりとりの中で、旅費を計上したものを補助金に流用したと。これは法的には反しない、ということでありますけれども、やはり道義的には、当初予算でとっておいて、状況が変わったんで、ぜひお認めをというような結果であれば、よしとするところですが、初めての事業として９月の補正予算で、それも委員会の中に詳しく説明をされて、それで特定の方ということが出たわけで、それをほかの費目に変えてまでしてやる必要があったのかどうか。市長と――名前挙げますけれども、行かれた粟冠参事、これについてはよしとしても、今度国際交流協会には年間200万という予算をとって事業費なり、そういった費用に充てる補助金が出ているわけで、それだけを新規事業に対する補助、そういう形で出てきたものですから、ちょっと納得しにくいなというのが本音です。ただ、そこら辺残るのは道義的な問題だけですから、ぜひそこら辺のことと、また、もう既にまとめられているかどうか知りませんけれども、市長みずから行って、それで先ほどの執印さんの質問の中にも若干、広報に載っていた部分のことを挙げながら、青少年の交流を中心にしていく、というようなお話が若干出ましたけれども、もしある程度のまとめといいますか、皆さんの前に報告ができるような状況があれば、そこら辺を求めたいなというふうに思っております。

それから結果的には私も、もう１点は、一般の収入役以下の報告の中に、これは12月いっぱいということだから、事務的にはどこかで締め切りをして、報告しなきゃいけないということがあるのは事実ですけれども、市長の方だけが11月のいっぱいまでを報告をして、事務的な方が10月の終わりというと、ずれが生じるのは事実なんですね。たまたま気がついたのは、総務部の中に「文化の日」に表彰式があった。ここら辺のことが、３日ですから、事務的には載らないんだと、こういうことで、ある程度わかるんですけれども、果たしてどうなのかなという感じがあったんで、通告の中には入れておりました。そこら辺も踏まえて、総体としてはそんな程度でこの質問いきたいと思うので、もし市長、そういったことがあれば、御報告をいただければと思うんですが。

**○副議長（宮沢清子君）**　土方尚功さんの質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　行政報告事項に関して御質問をいただいております。追加という２項目、一つはモノレール事業のセレモニーであり、またもう一つは、国道20号線のバイパスに相当する日野バイパス、その中の日野都市計画では２・２・３と言っております非常に大きい都市計画事業の中で、新日野橋という名称で多摩川架橋が着手されるということですから、なるべく早く御報告をしたいと思って、項目に追加いたし

ました。

それから、私が特に北京市海淀区に出張する当たりまして、9月議会で予算のお認めをいただいた。その部分が国際交流協会の事務局長にお願いをしております日野義人さんを同道するつもりというふうに予定をいたしておりました。先般も御質問にお答えしましたとおり、御当人の意図と健康状況という突発的な判断が加わったものですから、説明どおりになり得なかったということで、御質問をいただいた経過がございます。確かに議会でお願いをしたとおりの結果になることが望ましかったわけございますけれど、日野市の一つの国際交流に対します責任ある意図を伝える手段として、どうしても国際交流協会の責任者を帯同したかったということでの応急な対応でございますので、どうかお認めをいただきたい。また、今後かなりいい信頼関係といいましょうか、整えてきたというふうに思っております。内容的にどうこうということではございませんが、1992年、いわゆる当時の区長さん、現在の北京副市長、胡昭広さんという方ですが、この方をなるべく中心にお願いをいたしまして、北京市を訪れ、また海淀区の当局に直接なごあいさつをし、日野市という東京都の地方自治体にかなり深い認識もございます。とりわけあちらでは、経済開発のことに非常に今、政治課題が集中しておる状況でございまして、何か日野市でも積極的な何といいましょうか、経済参加といいましょうか、あるいは企業の進出というようなことで期待があったようでございますけれど、そのことは今回の第一目的ではございませんので、これからのひとつ課題にお願いをしたいという程度の応対をしてまいりました。市民的レベルの交流につきましては、かなり評価の高い認識もいただいておりますので、これからの具体的なお互いの事務的な折衝から始めて、将来の発展の基礎をつくっていきたい、こう考えております。海淀区を訪問した成果は、私は十分あったというふうに御報告を申し上げたいと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　私の方から、11月3日、表彰式の結果のことでございますけれど、今まで確かに、広報とか、それから事務報告では、報告しておりませんでしたけれども、行政報告は大事なものは報告するのがいいわけでございますので、御指摘のとおり11月3日の表彰式じゃなくて、今後、行政報告に載せた方がいいというものはできるだけ行政報告で報告したいと思います。次回より、こういうことをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　土方尚功さん。

**○15番（土方尚功君）**　それぞれお答えをいただきました。市長はあくまで、御理解

を願いたいということですが、もう少し事務的にも、まだ書類やなにか見ていませんから、またいずれ確認をさせていただいて、当然事務屋さんですから、事務的には何の問題もないかと思いますけれども、あれからすれば、やはり今の道義的なそういうね、我々の前に説明したものは、そんな余りにも早い時間の中に方向が転換をしてしまったと、こういう現実が残っているのはそれなりに追及する必要があるかと思っております。いずれにしても、約25分間ちょっと過ぎましたけれど、また改めて質問をするとして、本日は質問を終了いたします。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって14の２、行政報告より問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は12月の12日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時48分　散会

# 12月12日　月曜日　（第５日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第36号）

12月12日　月曜日　（第５日）

**出席議員**　（29名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島　久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田　勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 26番 | 旗野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬　隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

**欠席議員**　（１名）

25番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年12月12日（月）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時７分　開議

**○副議長（宮沢清子君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問15の１、青少年の健全育成（含む勤労市民の健康増進）のために、学校グラウンドおよび公共屋外施設等の朝・夕方（含む夜）・休日の積極的な開放をの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

**○11番（沢田研二君）**　おはようございます。それでは、通告に沿いまして質問をさせていただきます。

青少年の健全育成をテーマとした質問でございます。これまでも、いろんな方が学校開放に対しての問題提起を行ってきております。私もいろんな機会を通じて行ってきたつもりでございますが、残念ながら市民の皆さんが期待をしているほどの開放、また活用できる状況にはなっていないというふうに感じているところでございます。これまでの学校開放の中心は、空き教室の活用や体育館の使用範囲などが主だったように思います。今回、私が提起する開放は屋外、すなわちグラウンドの開放が中心でございます。決して屋内の問題をあきらめたわけでも、また現状でやむなしとしたわけでも、もちろんございません。むしろ行政の有効運営という面からいたしますと、さきにも出ておりましたが、学校の統廃合まで含めた論議をすべき時期にきているのではないかという問題意識を持っているところでございます。

今回は、それらの問題は横に置きまして、屋外の開放、活用に絞っての質問といたします。そして、今回は学校だけではなくて、公共の屋外施設、具体的には児童館、学童クラブ、公園広場等々も含めた開放及び活用ということでございます。すなわち、公共屋外の施設、スペースを開放の対象範囲とするということでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。加えまして、開放だけが目的ではなくて、その場所にスポーツ遊具を設けていただきたいということの要請でございます。あえて遊具という言い方をしますのは、例えばサッカーゴールのボードであるとか、テニスの壁打ちのボード、それからバスケットのゴール、こういったようなもの等でございます。

スポーツには競技として行う場合と、それから遊びの中に含めて行われる場合の２種

類あるのではないかと思います。競技用としての施設については、これまでも多くの人が指摘をしておりますし、また私も何度も問題提起をしているわけなんですが、日野市の行政の中でも全くおくれている分野、整っていない、また市民の声を借りれば全くお粗末な状況にあるというような、残念ながらそういう実態もございます。この分野ももちろん改善充実をしなければならないところでございますけれども、今回は、この競技関係のスポーツ施設は置いときまして、遊びとしてのスポーツ施設の充実及びその環境整備についての問題提起をいたしたいと思います。

さらにもう1点の趣旨でございますが、青少年の健全育成のために施策としてのスペース開放でございます。同時に、これはテーマにもありますように勤労市民の健康増進にも極めて有効であるというふうに思われます。両方の面からということで、受けとめていただきたいんですが、すなわち公共のスペースをもっともっと地域の人たち、とりわけ青少年に開放することで健全育成に大いに役立たせることは可能であるということでございます。

最近、青少年の犯罪が年々低年齢化してきております。小学校の高学年から既に始まり、その中心が中学生になりつつあるぐらいでございます。つい最近も、なぜか愛知県方面が中心に極めて重大、異常な犯罪が発生し報道されているところでございます。一つには、19歳の少年を中心としたグループによる連続殺人事件がありましたし、またもう一つは、中学生のいじめが原因で自殺事件ということで、これはもう十分皆さん御承知のことでございますので内容を割愛いたしますが、これらの事件は余りにもむごく、ある意味では特別の事件であるかもしれません。しかし、事件にこそなっていないけれども、また事件という発生にはなっていなくても、青少年の中には相当のストレスを持った人たちがいるということは確実であります。また、逆にそんな青少年を持って、何か問題を起こさねばよいがということで気をもんでおられる親御さん、また先生方も大勢おられるのではないかというふうにも思います。

そんなことを考えたときに、最も身近での解消策の一つが、いわゆるスポーツ、形にはまったスポーツという、これはこういう表現はないんですが、いわゆる競技としてのスポーツ、またクラブ活動ということではなくて、遊びにスポーツを加える――含める。そして、汗を流して発散をさせることが、今最も大事なことではないかというふうに思うわけでございます。競技としてのスポーツやクラブ活動等に打ち込める少年たちは、さほどの大きなストレスなりうっぷんというのは少ないのではないかなというふうに思います。極端かもしれませんが、行き場のない青少年、発散場のない青少年、

また塾通いでストレスをためている子供たちのために、ぜひ公共のスペースをより積極的に開放していただきたい。より有効に活用すべきではないかということが、今回の質問の趣旨でございます。そのことを念頭に置いて何点かの具体的な質問を行わせていただきますので、ひとつ御答弁のほどよろしくお願いしたいと思います。

まず1点目でございますが、小・中学校グラウンドの平日の朝、それから夕方、これは夜も含みますが、の開放時間及び休日の開放時間についてお伺いをしたいというふうに思います。これは、朝というのは授業が始まる前の門の開放する時間でございます。小・中学校合わせて28校、それぞれ必ずしも一律ではないというふうに思いますので、管理の実態を伺いたいと思います。それから、夕方及び夜というのは、放課後やクラブ活動を終えた後の門を閉じる時間でございます。これは季節によっても若干違うでしょうし、また、ナイター設備のあるところとないところでも、また開放時間は若干違うのかと思いますが、そのあたりについて伺いたいと思います。それから、休日でございますが、これは土曜日の休みも含めてでございます。朝と夕方の開放、閉門する時間についてでございます。

以上について、まず1点目お伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　小・中学校のグラウンドの開放ということですが、時間から申しますと、一般的に今、機械警備と人的な警備と両方でやっておりますけれども、契約上の問題は、平日では8時から夜の9時ですね。夜の9時に機械警備に入って朝の8時までというのが契約の内容でございます。そのほかについては、開放に応じて門の開閉をするということでございます。

時間以外の関連でちょっとお答えしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。小・中学校の校庭というのは、非常時の一時避難場所とかそういうことになっておりますので、門の開閉はいたしますけれども、一応閉めて鍵はかかっておりませんので、そういう形の中で開閉ということをしております。しかし、学校の施設は公の施設ですから、教育委員会が校長に管理をお願いしてやっているわけです。そういう中でやっております。

土曜日のことですけれども、土曜日は1時から9時まであるいは7時までということで、有人警備をしておりまして、あとはグラウンドですから今言ったように施錠はしてなくて、集団で借りるなど、開放のときには集団ということで責任者がいて貸し出しを

しているということでございます。

朝・晩ですけれども、朝は始まるときに大体７時半に門は開きます。８時に機械警備の問題は８時ということを申し上げましたけれども、子供はいつでも中へ入れるような形に７時半には門を開けております。夜は夕方は５時に閉めます。先ほど申し上げましたように鍵はしてございませんので、そういうことでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

機械管理では８時で、朝は７時半にオープンというのは、ちょっとつじつまが合わないんですが、どういうことなのかちょっともう一度お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　機械管理というのは失礼しました。機械管理の場合は、教室の中ということですので、グラウンドを開けますと、中に出入りは自由にできますので、その時間で機械警備と申しました。グラウンドですから、特に関係ないんです。失礼しました。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　そうしますと、グラウンドについて言えば、７時半には入れる状況になっているという理解でよろしいわけですね。

それで朝の件はわかりましたが、そこでお伺いしたいんですが、この７時半には門があく状況になっている、鍵もかけていないということと、実際に子供たち、親も含めてなんですが、７時半から自由に学校に来てグラウンドで遊んでも構いませんよというような、そういうＰＲはされているのかどうか。開けてはあるけども――入れる状態ではあるけども、例えば８時以降でないと来てはだめですよとか、その辺の徹底の仕方が非常に問題だと思うんですが、そのＰＲの方法について再質問。

それからもう１点、夕方なんですが、これは基本的にはどうなんですか、開放してないような感じもするんですが、要するに放課後あるいはクラブ活動が終わった後、ナイターのあるところもありますよね。要は、団体貸し出しをするということでもあるんですが、何かその辺は貸し出されていないような実態で受けとめているんですが、そこのところをもう１回伺いたいと思います。

それから、休日なんですが、これはまさに団体貸し出しがメインだというふうに思います。これは、学校教育と社会教育との兼ね合いが時間帯によって違ってくだろうと思うんですが、休日の場合は、団体貸し出しである時間貸し出されているのは承知してい

るんですが、むしろここで私が求めているのは、個人に対しても使えるようなことが検討できないかということも含めての要望でございますので、その辺のことについてもう一度答弁いただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　最初の質問ですけれども、子供が７時半に来れるようになっているというところで、それはＰＲをしているかという件だと思いますが、これは特別にＰＲしておりません。というのは、校長先生の管理の中では、登校時間８時15分から４時ということで、基本的には登校するのは７時半から４時半までの間、下校時間は４時半になっております。そして、７時半から４時半の間に学校へ授業する準備に来るということで、管理課における時間の制限が一応決められております。ですから、自由に出入りをするということで、そこで遊ぶとか遊んでいいとか悪いとかじゃなくて、そこへ授業のために子供たちが早く７時ごろ来る子供もいますけれども、そういうグラウンドで遊べるという開閉する門は７時半ですけれども、余裕をもって学校に入れるような形にしているということで、特に開放しているという、そういうことではございません。

それから、個人の開放ですけれども、個人については今のところまだ個人に開放するというようなことはやっておりません。これについては、社会教育ともよく相談をしながら社会教育活動じゃありませんけれども、遊び場みたいな形でいろんな形でできるようなことも、これからは検討していかなきゃいけないと思っております。

もし不足がありましたら済みません。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　学校の本来の業務で使うときは学校教育の分野、それから、それを過ぎて開放するときは社会教育の兼ね合いになるんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　社会教育の方で行っております学校のスポーツ開放につきましては、既にもう議員さん御承知のとおりでございまして、日曜日と祝日のグラウンドにつきましては、午前９時から５時までの間、私どもでお借りいたしましてスポーツ開放しているわけでございます。その前後につきましては、これはまた学校長の管理下でございますので、私どもの方では学校開放の間、９時から５時までの間の管理ということになっております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二君さん。

○11番（沢田研二君）　もう１点、夏休みの開放についても伺いたいんですが、プールとかそういったものは当然開放されているんですが、学校のグラウンド、夏休み中は基本的にはどういう扱い方になっているのかをもう一度お伺いしたいと思います。

それから、要は、これからもいろいろ質問させていただきますが、もっともっと公共のスペースを有効に使うべきではないかということを前提にしているもんですから、これからも重ねてその辺伺いますけれども、ちょっと夏休みの扱いを先に一つだけお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　夏休みについてはプール指導とかいろいろありますが、グラウンドについては自由に子供たちが遊びに来ているということですが、遊びに来て自由に遊んでもいいとか悪いとかというそういう形ではありません。校庭は、学校で子供たちに遊びに来て、そこで遊ぶようにという指示はしておりませんけれども、学校でその辺の問題が、これからどういうふうな形にしたらいいかということですが、一応、学校はお休みということですので、いろいろサッカーだとかそういう私的なもので遊んでいるとか、開放ではありますけれども、開放以外には特に許可をしておりません。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

この件についてはまた後で触れますので、とりあえずこの１点目の質問はこのぐらいにしておきます。

２点目なんですが、小・中学校以外で青少年のために開放しているような公共的な屋外施設があるかどうか。これは、具体的には児童館であるとか学童クラブであるとかいったところの広場なりグラウンドなりといったようなところでございます。この件について、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　まず児童館、学童クラブの関係についてお答えをいたしたいと思いますが、児童館につきましては、五つのうち旭が丘の一つだけが広場を持っているというような状態で、その他につきましては、それにふさわしいようなグラウンドに近いようなものは持っていないのが実情であります。

また、学童クラブにつきましても、21あるうち、学校の教室を６クラブ、また学校の敷地内に７クラブとか、あと児童館の併設が五つ、その他三つでございますが、そ

ういうような状況で、ほとんどグラウンド的なものはないのが実情でございます。そして、この一つあります旭が丘の児童館でございますが、とにかく開放という形は行っておりません。それから、小さい子供が対象なものですから、特定なボールけりとかまたはキャッチボールとか、そういうようなことをしますと、比較的3歳、4歳とか小さいお子さんたちの場を奪ったりするというようなことで、特にそういう貸し方し方をしていないというのが現状でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　私が申し上げているのは、学校もそうですし、こういう児童館、学童クラブもそうなんですが、あくまでも本来使うべき時間を外した時間ということでございます。ですから、児童館でいえば、確かに私も一通り見て歩いたんですが、旭が丘以外は、ほとんどないに等しいということです。ただ、旭が丘の場合は非常に広い広場というかグラウンドがございます。ですから、これは本来の目的以外の時間で鍵がかかってて空間スペースとして、そのままの状態にある。非常にもったいないんではないかなというようなことでの質問でございます。

それから、学童クラブにつきましても、ほとんどが言われたとおり学校との併設、隣接でございますので、これもせいぜい二、三カ所ぐらいしか独自のものはないわけですから、しかし、少ない中でももっともっとせっかくあるスペースですから、それを何らかの形で地域の青少年のために開放することはできないだろうかということでございますが、そんな視点で考えられたことがあるのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　日曜日または休日、それから一定の5時過ぎとかという時間がそういう可能性があるということですが、今までは開放ということを、正直なところ対応を考えていないのが実情でございます。今後、どういうふうに活用ができるか、管理の問題でどうできるかというようなことを検討させていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ぜひ検討していただきたいなと。あとで、またトータル的なお願いもしますけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、公共のスペースでは、今申し上げたようなことだけではなくて、こんなところもというふうに受けとめられるかもしれませんが、例えば、この市役所の地下駐車場、これも大変広いスペースなんですね、とらえ方によっては。もちろん車が置い

てある時間帯だとか市役所なり市民会館で何らかのイベント、行事が行われるときはここもいっぱいになりますので、そういうときは全く除いて、完全に恐らく土曜日、日曜日で月にあるいは年に何度かは、まさに空間として放置されている時間帯がかなりあると思うんですね。この場所は、使い方によってはいろんな使い方ができると思います。テニスの壁打ちもできるでしょうし、サッカーのゴールを書いておけば、それもできるでしょうし、今子供たちの間で大変はやっているバスケットのゴール、これは移動式のがありますから、そういうものを置けば、そういうものにも本当にいい場所としてなります。それから、サーフボードだとかローラースケートとか何でもできると思うんですね。これはあいてなければ全く別ですけれども、もし年間のうちあるいは月のうちで土曜日、日曜日、今休みですから、そういう機会があれば、ぜひ開放してみてはどうかなと思います。学校もそうなんですが、この市役所もなかなか一般市民の人から見ると、ある意味での近寄りがたい部分があります。子供の時代から、またあるいは親子ともどもに本来の庁舎の中には関係なくても、その周辺で親しみを感じるという意味でも、非常に意義のあることではないかと思うんですが、この辺、これは総務部長の管轄になるんでしょうか、開放するということに対してはいかがなんでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げます。

駐車場でございますけども、駐車場というのはいろんな規制によって１台でも車が入っていれば、その自動車を傷つけたりなんかするわけにいきません。そういうわけですから、例えば今おっしゃったように土曜日とか日曜日の月にこの日だけは開放するということは別にきちんと決めて、そして、自動車を駐車させないという状態にして開放するということは不可能ではないとは思います。ですけども、一方では、休日なんかのあいてるときは、近所の人の駐車場に利用させてくれという声も、また逆にあるわけでございまして、その辺との兼ね合いがありますけども、よく若い人たちが、今議員さんがおっしゃいましたようにテニスのボールを持って壁打ちをやっていた。大目に見ているときもございましたけども、制度化するにはきちんと規則を決めて開放していくことは不可能でないと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　恐らく今最後に言われたようにテニスの壁打ちなどをやるには、もう絶好の場所だと思うんですね。やっている方は後ろめたさを感じながら、多分やっているだろうと思いますし、その日の警備員さんの腹の虫の居どころによっては

注意もされるんではないかと思うんですが、これはぜひ具体的に検討していただいて、本当に青少年の行き場が、ある意味ではない状況が今騒がれているいじめとかのものにもつながっていることは事実だと思いますので、真剣に検討していただければありがたいと思います。

次、３点目に移らせていただきます。学校グラウンド、それから児童館、学童クラブ等で標準的に設置をされている用具というものはどういうものがあるのか。それからまた、公園だとか広場でスポーツ用具を設けてあるようなところがあるのかどうか。これはバックネットだとか、それから鉄棒ですか、そういったものは公園なりのところに場所によってはあることは事実なんですが、ここで言ってる用具というのは、あくまでも遊び道具、ブランコとかシーソーのたぐいではなくてスポーツに関係した用具ということに絞ってお答えいただきたいなというふうに思います。それから、これはあくまでも標準的、基本的にそういうものが暗黙のルールみたいなのがあって、広さにもよりますから、一概に一律というわけにはいかないと思いますが、そういう何か基準のようなものがあるのかどうかについて伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　学校の中のグラウンドに置いてあるものですが、運動だけ分けるということになりますか、そうしますと、小学校ではバスケットボール、サッカーゴール、ミニサッカー、ハンドボールゴール、野球ネット、投てき場、そのくらいですね。ほかにジャングルジムとかそういうのは要らないということですので省略します。中学校ではサッカーゴール、ハンドボールゴール、バスケットボール、それからバックネットですね、野球のですね。テニス支柱、それからバレーボール、それから鉄棒があるんですけども、それぐらいが標準的に装備。学校を運営するためにこれだけ必要だという運営表示がありますけれども、そういうものに基づいて、学校によってはないとこもあるんですが、ほとんどがあるようなところの道具のことを、今申し上げました。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　児童館、学童クラブ等でございますが、児童館につきましては、できるだけ広場をということで、旭が丘を除いてほとんどが狭いというか、ほとんどないに近い状態ですが、旭が丘におきましても、特に遊具というものは設置しておりません、広場だけという形でございます。また、学童クラブにつきましても、ほとんど学校にあるものを使わせてもらうほか、３カ所独自のものがありますが、これ

につきましても、設置しているというものはございません。なお、福祉部で担当しているものには、児童遊園とか子供広場という小さいものがございますが、これらにつきましては、ブランコ、滑り台、鉄棒、砂場、ベンチ、またくず入れ等とかいう、そういうものが置いてある程度でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　大体、今お答えいただいたようなことも、私なりに認識をしているとこなんですが、先ほども申し上げましたけれども、要は基本的に現状の公共スペースをより多くの人に使ってもらえるようにする、そんなことを基本として考えられないか。その一つの手法として、スポーツ用具を置くことができないかということなんですね。先ほどもちょっと触れたかと思いますが、例えば福祉関係でいきますと、旭が丘の児童館、これは大変広いスペースがあるわけで、周りもネットで囲われておりますし、使おうと思えば、いろんなことに使える。確かに広場として確保して、その範囲の中で遊んでもらうという、これも一つの発想ではあろうかと思いますが、もう一歩進めて、先ほど申し上げたような、例えばバスケットのゴール、これは移動式もありますし、今便利なものもありますので、そういうものを１カ所ちょっと置くことによって、ずっと使う範囲が広がるといいましょうか、まずその前提には開放ということがないことにはどうにもならないわけですけれども、開放とあわせてそういスポーツ用具の設置ということは考えられないかどうか、改めてお伺いをしたいな。

それから、公園だとか地域の広場、こういったところへのスポーツ用具の設置についてもぜひ考えられないものかどうかということです。公園については、可能なところに可能な用具の設置という考え方で、またいろんな地域に広場と言えるところがあるわけなんですけれども、中には、今すぐにでも用具さえ置けば有効に使えるんではないかなというようなところもたくさんあるわけです。現に、他市では公園の中にそういうものを置いて、青少年たちがそこに集まって遊んでいるということもありますし、中央線からずっと東京からこちらの方に来る、その窓越しに見てても、こんなに狭いところにでもあんなものを、バスケットなんかこのゴールを置いて、そこで遊んでいるというような状況も見られるぐらいですから、場所を提供するということも大事なことなんですが、それをもっともっと有効に活用するという意味では、さらに考えるところがあるんではないかなと思うんですが、この件について、もう一度お答えいただければと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　旭が丘児童館の広場等の開放の件でございます。日曜日

等の開放については検討したいと思いますが、ただ、対象者をどういうふうに考えるかということがあろうかと思います。私ども検討しなければ――詰めなければなりませんが、例えば少年野球とかサッカーとかゲートボールとかというものにつきましては、豊田のグラウンドとか私どもの所管していますものだとか、また大和田の自治会に管理をお願いしています大和田運動広場等、こういうものがございます。旭が丘のような場合には、幅広く小さい子供たちがいろいろに使えるような形から考えた方がいいかななんていうふうに、ちょっと自分では感じているところでございます。

それから、サッカー用のゴールというんでしょうか、だとかバスケットのゴールといいますか、こういうようなものを設置したり、また移動式にしても置きますと広いとおっしゃいますけども、なかなか場所をとったり、またそういうものに使われる場合には小さい子供が相当気をつけなきゃ危険で、一緒には遊べないとかというような問題があろうかというふうに思います。この前は、移動動物園等でも使わせていただいたりして、本当に小さい子供を中心に集まっているのが実態ですので、そちらをこの部分については、もし考えるとしたら優先させたいなというふうに考えているところでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

確かに公園は、屋外における休息あるいは観賞、それから、議員さんの質問にありました遊戯、運動そういったレクリエーションの利用に供するためにあるわけですから、当然それに従いまして、運動施設を設けることは可能であるわけです。そういうことで、今そういった運動施設を設けておりますのは、比較的面積の大きい近隣公園以上、こういうことで制限をしているわけです。その他、児童公園、今、街区公園と呼んでおりますけども、児童公園があるんですけども、非常にそういった公園は面積が狭い公園で、一番小さいところは300平方メートルぐらい、大きいところでも1,000、2,000と、平均して1,450ぐらいの面積で、その中に樹木だとかあるいはベンチ、砂場、あるいは滑り台とか、そういった子供の遊具が置いてありますので、非常にそういった動き回ってやる運動には、少しやはり影響が出てくるんじゃないかな、こんなふうに思っているわけです。

そういうことで、そういう公園のどこの公園でもそういったものを置いて、青少年が公園の中でストレス解消、こういうふうなことは、やはりちょっと近隣公園以下の小さい公園については無理があるような気がいたします。そんなことで、ひとつ小さい子供さんとかそういった児童がけがをしないとか、あるいは十分にそういった方々が余裕を

もって遊べるような形でもって、現在、施設を管理しておりますので、御理解お願いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

ちょっとイメージしている部分が違うのかなと、両方のお答えを聞いてて感じたのは、例えば、今、事例に挙げているバスケットのゴールのことなんですが、これ今、子供たちの中ではやっているのは、昔から我々がやっていたように向こうとこっちにゴールがあってお互い攻めあってゴールという、そういうバスケットではないんですね。１カ所のゴールで狭い範囲の中で、お互い２人か３人ずつでゲームを競うという、非常に限られたスペースの中でできる。ですから、日野なんかよりももっともっと小さい公園の都内の方とか他市なんかで、そういうところにちゃんと置いてやられているんですね。ですから、あっちの公園、こっちの公園すべてということじゃなくて、当然もう固いボールですから、小さい子供さんに当たると大変なことですから、それは相当慎重にやらなければいけないと思うんですが、やっぱりそういう目を持って物を見ていかないと、何にもできないと思うんです。あれをやるとこういう問題がある、これをやるとこういう問題があるというような見方になってしまいますとね。

ですから、事例を挙げて言ってるのは、そういう観点で申し上げておりますので、確かに先ほど福祉部長の方が言われた旭が丘の児童館のところもそうなんですが、小さい子は小さい子としての、当然場も必要ですから、ただし、５時以降とか休日とか小さい子だけであそこまで行くことはないと思うんです、少し大きくならないと。そういう状況、背景も含めて、ぜひとらえていただきたいなと思うんです。

それから、地域の広場のいろんなところにありますけれども、例えば、多摩平二丁目の二中の道路をはさんだすぐのところに、これは聞きますと、公団の広場ということで、かなり七、八百平米ぐらいの広い広場があるんですね。これも周囲は、もう相当高く金網が張ってありまして、これは自由に出入りできるようにどうもなってて、いろんな子供たちがいろんな遊びをしているんですけれども、こういう場所なんかもちょっと工夫をすれば、金網で囲ってありますから、今でもボールをけったりなんなりして楽しんでますけども、ちょっと目標の、例えばサッカーでいえば、ここからゴールまでの範囲がサッカーの本来のゴールの幅だとよ、そういうようなことをちょっと印してあげれば、やっぱりただけって遊ぶだけ、どっかに向かってけるのも遊びであり、スポーツになるんですが、より目標を設けますと、その遊びというのはもう何倍も楽しくなる

わけですね。

ですから、そんなことも含めて考えられないか。ただ、今、事例として挙げたのは公団の広場ですから、公団に当然理解を得たり、例えばバスケットのゴールを置くんだったら、それも了解を得なきゃいけないし、そういうようなことは、その場所によって必要だと思うんですが、そういう視点でぜひ全体を見ていただきたいなということでございますので、改めての答弁は求めませんけれども、ぜひ御検討をいただきたい。今、事例に挙げたとこだけの広場、公園だけじゃなくて、建設部の方についてはそんなことで検討いただきたい。それから、福祉部については旭が丘だけでなくて、あと若干の例えば高幡台の学童なんかありますよね、グラウンドと併設したところ。あそこはよく野球の練習なんか休みの日に使ったりしていますが、場所、角地の方をもっと有効に使えれば幾らでも使えるんではないかなと思いますので、そんなことも含めて御検討いただきたいというふうに思います。

次、4点目でございますが、青少年の休みの日、休日や放課後の遊ぶ場所、それから、どんな遊びの内容で遊んでるか、そういったことを調査したり、また内容を把握しておられるかどうか、このことについてお伺いをしたいと思います。御承知のとおり愛知県の西尾市で、中学生のいじめによる自殺が大変大きく連日のように報道されております。調査が進む中で、その異常さには、まさに驚くばかりなんですが、しかし、いじめた側の感覚では、余りいじめていたという認識がないなんていうことまで言われております。これは、もうまさに驚くばかりなんでございますけれども、ここで言う本来の遊びについて伺うとこなんですが、あわせて、今問題となっているいじめについて、日野市がどういうような実態にあるのか、もし把握していれば、一緒に教えていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　青少年の健全育成ということが、大きな総合的な中というようなことで、この青少年対策という課題につきましては、生活文化部の生活課がとりあえず総合的な青少年健全育成、こういうことでございますので、そうした観点から御回答したいと思います。

青少年健全育成という観点からの一つの遊び場、広場、こうしたものは大きな条件整備の中の一つであるというふうに認識をいたします。ただいま、児童館のあるいは学校開放、あるいは生活課の方でも管轄しております地区広場というようなものも数の中にはございます。そうしたどのように使われているかということにつきましては、現在そ

の内容であるとか、つぶさなものについては把握したものはございません。青少年健全育成に向けまして、一つの政策として当然行政側の方としましても、こうした資料というものは持つ必要があるというふうに考えます。

特に全市的にも――全市的と申しますか、市町村どこも同じでございますけれど、一つの青少年に向けましては、地区育成会という組織を持っております。そうした中で、当市の場合には八つの中学校単位の一つの地区育成会というような中で、青少年問題と青少年に取り組む活動というものをしておることでございます。そうした中で、どのような広場であるとかいうような条件整備、こうしたものがあってるかということを把握しまして、そして、青少年の健全な育成に向けましての一つの資料といいますか、いうものをつかむ必要というのは当然あろう、こういうふうに理解をいたしております。

したがいまして、これから教育であるとか福祉であるとか施設を持っております部課ともよく調整した中で一つの姿、どのような使用実態になっているのか、あるいはどのような使用の内容であるとかいうようなものにつきましては、今後把握して、特に地区育成会の方とも協力をしながら、その調査は必要ではないかというふうに認識をいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　学校における実態ということだと思うんですが、４月１日以降におけるいじめの状況ですけれども、具体的にちょっと申し上げますと、言葉のおどしが18件、冷やかし、からかいが27件、持ち物隠し14件、仲間外れ４件、集団による無視１件、暴力を振るう10件、たかり３件、おせっかい、親切の押しつけが１件、その他２件であります。これらのいじめについては、既に学校、家庭の協力を得て指導が行われております。で、解消しているんですが、ただ、一、二件継続指導もあります。

教育委員会の方としては、12月５日に今までも校長会等でどんどん指導はしておりますけれども、具体的な内容で通達を出しまして、なお一層児童の理解を深めることとか、学年学級の経営を充実するとか、それから、指導体制の充実について細かくポイントで解説したもので通達を出しております。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

まず、生活文化部長がお答えいただいた件なんですが、今事態、遊びの内容なり場所なりというのは、必ずしも把握していない。地区育成会を通じて、今後検討してい

きたいというようなことだったと思うんですが、これは学校教育部も含めて、やはりそういうものの実態がどうなっているかということまで含めて考えていかないと、地区育成会にお任せとは言っていませんが、それはむしろ先取りして、学校教育のことを含めた対策が必要ではないかなと思いますので、ぜひうまく連携をとって取り組んでいただきたいなというふうに思います。

来年の４月から、今度は月２回の週５日制が実施されるわけです。教育委員会としてあるいは社会教育として、先ほど来言っておりますように健全育成という面から、スポーツ――遊びのスポーツと言っていいかもしれませんが、そういうものを推進あるいは活用していくようなことを考えられないかということで、再度質問させていただきたいんですが、今、東京都の中体連で毎年集計されているんだと思いますが、つい先日の新聞の中にも出ておりましたが、人気スポーツのベスト３が人気スポーツというのは、クラブ活動でより多くの生徒が参加をしているということなんですが、男子の場合はサッカー、バスケット、野球。それから、女子の場合はバスケット、バレー、ソフトテニス、この３種目がそれぞれ全体のクラブ活動の50％以上を占めているということなんですね。ですから、従前でよく出しておりますバスケット、バスケットと言っておりますのは、テレビの影響もあるんだと思うんですが、非常に今、青少年に、これは恐らく高校生なんかでも、専門的にやるのはごくわずかだと思いますが、遊びとしてのバスケットなんかは、非常に結構あっちこっちでボールをついて遊んだりしているんですね。ですたら、そういう場をぜひ必要ではないか。

それから、今申し上げたように、これから月２回の５日制になるわけですから、そういったときに余裕を与える、ゆとりを与えるというも結構なんですが、やはり何かどっかへ行けば、みんなと仲間と何かを通じて遊ぶことができる。１日中遊んでるわけじゃなくて、少し汗をかくことによって、いろんな意味での発散ができるということで、非常にわずかな投資で有効な対策、方法になるんではないかなと思うんですが、そういった観点でもう一度、学校教育及び社会教育の関連、どちらになるかわかりませんが、お伺いしたいと思うんですが。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　ただいまの学校週５日制につきましては、各中学校区から委員が出ておりまして、学校週５日制の推進委員会を持っておりますが、なお、月２日になりますと、スポーツの面とかあるいはそういう遊び場の関係で、なおそういうことの委員会での審議がいろいろと有効になってまいると思いますので、今後慎重に

その場で協議をしてまいりたいというふうに思っています。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　今、社会教育部長の方から話がありましたが、学校教育の方でも社会教育とよく相談をしながら、そのことについて、有効に使えるような形でやっていきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　二つほど事例を申し上げておきたいと思うんですが、一つはある小学校に行ったときの話なんですが、そこでそのＯＢと思われる中学生が七、八人、バスケットで遊んでいたんですね。私はそれを見て、ああいいことだな、どっかにたむろしてたばこを吸ったりなんなりしているより、はるかにいいことだなと思って、一緒に行った仲間とそんな話をしましたら、いや、彼らはしょっちゅう来ているんだと。考えてみると、もう完全に門が閉まってて入っちゃいけない時間帯なんですね。だから、彼らは塀を乗り越えて入ってきているんだ。それは、用務員さんも知ってるけども黙認しているということなんですね。ですから、せっかくそういう健全な遊びをしているんだけども、相当後ろめたい気持ちを持ちながらやっているんだと思うんですね。であるならば、学校を開放して本当に気持ちよく遊ばせてあげた方がいいんではないかなというような、もう本当に単純に考えてもそんな気がいたします。

それからもう１点、これは四中での話なんですが、非常に子供たちが先ほども取り上げたような、放課後あるいは家に帰ってから、どんな生活をしているのかというのはなかなか学校だけでは十分目が届かないし、地域の目から見たときに、子供たちはどんなことをやっているのかということで、ぜひ私も自治会長をやっているものですから、そんな関係でＰＴＡの集まりにお招きを受けて、ちょっと話をしてほしいといって、そこの懇談に加わったことがあるんですが、そのときにも、やはり中学生ぐらいになると、ある程度人数たむろしていると、地域の人たちから見ると何かこうある意味での不安を感じちゃうと、何かやるんではないかなとか。そんな関係もあって、例えばグラウンド開放あるいは公共のスペースを開放して、サッカーのボードだとかバスケットのゴールだとか、そういうものをちょっとつくることによって、本当に発散して助かるんだというようなことを、ぜひ実現してもらいたいというようなことの声も、やっぱり切実な声としてあるんですね。

やっぱりこれは学校の先生もそうでしょうし、親御さんもそうでしょうし、本人たち自身も、何かそういったものを求めていると思うんですね。ですから、何回も申し上

げておりますように、それほどの大きな費用がかかるものではないことですから、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

最後にしますが、今までも申し上げてきておりますが、校庭あるいは公共のスペースを今もそれなりに開放されているという認識がおありかもしれませんが、今以上に有効活用することについての検討なり計画がされているかどうか、改めてお伺いをしたいと思います。具体的には、文化・スポーツ行政推進本部なるものがあったと思いますというと変な言い方かもしれませんが、ありますが、これは今、存続してるのか、要するに機能してるのかどうか。機能しているとするならば、どんな形でその会を持たれているのか。そして、その中で今、私が問題提起したようなことが検討されたことがあるのかどうか、まずこのことを1点お伺いしたい。

それからもう一つ、これはいろんなところに関係してくるわけなんですが、学校教育、社会教育、それから福祉部、建設部、それから生活文化部と、こういうようにそれぞれに何か一つ、公園に何かつくろうとしても、体育課の兼ね合いと建設部、公園緑政課の兼ね合いが出てくる。こんなふうにいろんな仕組みで絡みが出てくると思うんですが、そういったところのそれぞれの立場で、この開放、活用ということに対して、どういうふうにとらえているのか、改めて一言ずつで結構でございますので、御答弁いただければありがたいなと。有効活用ということの意味は、まず例えば学校で言えば、もっともっと開放する時間帯を広げるだとか、それから、開放するだけではなくて、スポーツの遊具等を置いて、もっともっと活用しやすいような、有効活用できるような、そういう形にする、こういう意味合いでございますので、それぞれの担当から一言ずつで結構でございますが、とらえ方について伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の中にございました文化・スポーツ推進本部の内容でございます。ことし2度ばかり開いてございますが、特にその内容につきましては、総合体育館の問題、それと多摩川の河川敷のグラウンドの使用が制限されてくることについて、今後どう対応するかというふうなことでございます。文化・スポーツ推進本部におきましては、教育委員会あるいは生活文化部等の組織がございますけれども、それぞれで単独で考えていく内容もございますけれども、全庁的といいますか、横の連携も必要だというようなものに対しまして、検討する一応本部として設置してあるわけでございます。

御質問の中にありました遊び場あるいは学校の校庭、そういうような開放については、

現在までは検討の材料としては行っておりません。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　児童館の広場とか学童の関係、児童遊園等の活用について検討はしてまいりたいと思いますが、面積や規模の問題、それから、先ほども申しました小さい子供の共有が可能かどうかということ、また近隣の住民の騒音や管理の面等も検討して対応していきたいというふうに考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　学校の施設の開放についてですけれども、また週休がふえますので、特にできるだけ開放できるような形で検討してまいりたいと思いますが、現在でも学校の、要するに範囲における校長の許可で、かなり調べたんですが、開放しているんですけども、一般的な開放ではありませんで、グループとかそういう責任者がいるような開放が主だと思いますので、個人でもそういうところに入れるようなことも検討してまいりたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　スポーツ開放につきましては、これまでも昭和46年から開放を行いまして、その当時は小学校が全部で11校だったんですが、その11校の校庭を遊び場として、それから、中学校の当時４校のうちの２校をスポーツ開放として、この開放が始まったわけでございますが、その後、いろいろとナイター施設等も整備いたしまして充実に努めてまいってきたわけですが、62年に学校体育施設の管理運営に関する協議会を設置いたしまして、そこで自主運営とか、いろんな管理の方法あるいは運営の方法も決めてまいりました。さらに今後とも検討を加えまして、なるべく開放、充実に努めてまいりたい、このように考えます。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

おおむね企画財政部長がお答えしたとおりでございます。ただ一つだけつけ加えますと、北川原公園についての将来のスポーツ施設の問題について協議がございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

それぞれの立場で検討いただけるということでございますので、ぜひ検討だけではなくて前進するようにお願いしておきたいと思います。

教育長に質問したいんですが、今の学校は、塀をはりめぐらせて門を閉じてあるとこ

ろというような、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ある意味では、そんなイメージもなきにしもあらず、まだまだ要は開放できるんではないかなというような感じをしております。

それから、本来その塀というものは、あるべきものではないというふうに思います。これは、せんだっての学校開放で菅原議員も言っておったことと全く同じなんですが、地方の学校には全くないわけではないですけども、塀がないところが多いわけです。都会の学校がこういうふうな形になってきた理由は、それなりにありますし、また私なりにも、それは承知しているところではあるんですが、いずれにしましても、学校が最大のコミュニティーの場であるということは、これはもうだれしも言ってることであり、また認めるところなんですが、であるとするならば、やはりそういう囲いをし、そして鍵をかけるということは、やっぱり本来の目的とはずれてくるのかなというふうに思うわけです。かといって、つくられている塀を壊すということも、これは大変な費用もかかりますし、まだまだいろんな面で改善しなければならないわけなんで、そこまでは言うつもりはありませんけれども、せめて門を閉ざすということぐらいはやめることができるんではないのかなというふうに思います。もちろんこれも24時間全くオープンというわけにはいきませんけれども、こういったことについて検討の余地がないのかどうか、ぜひ教育長の立場で答弁いただきたいなと。

加えまして、夏休みのプール以外のグラウンドとしての開放も、そして、これは先ほども申し上げたように、団体もさることながら個人の開放も含めて、本当にもっともっと開放できる、しなければならないんではないかなと思いますので、そういった観点で教育長どのようにお考えになるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　お答えさせていただきます。

学校が閉ざされていて、何というんですかね、入りにくい場所、こういうような印象が強いという御指摘でございます。もっともっと学校は地元の方々も入ってこれていろいろ話ができる、また、今御指摘のように運動ができる、こういう場であってほしいと、私も願っております。そういった意味で、これは学校の管理をしている校長、また教育委員会の方でもいろいろ検討をいたしまして、できるだけ親しみのある学校になるために、いわゆる開いてまいりたい、こういう努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後、少し時間を借していただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。ぜひ実現をしていっていただきたいと思います。

それから、最後に市長にお伺いをいたしますが、校庭あるいは公共スペースについては、本来目的での使用時を除いては、公園だとか地域の広場的に個人に開放するぐらいの英断があっていいのではないかなと、私自身はそんなふうなとらえ方をしております。今、教育長からも、その方向で努力をしてみたいという答弁もいただいたわけですが、そのためには、当然一定の条件整備あるいはセキュリティーもそれなりに考え、また開放に当たっての徹底した市民に対してのＰＲということも必要ではないかと思います。

この塀ができた、あるいはいろんなことで学校が閉鎖的になってきたという背景には、学校の敷地内で発生したいろんな事件、事故は、みんな学校に責任があるんだというような、そんなことが一時期かなり、今もあるのかもしれませんが、そういったことは、やはり市民の側、私たちの側から改めていかなければならないと思うんですが、今申し上げたような全面的な開放ということに対して、市長はどのようにお考えになるか。

それとあわせまして、縦割行政というのは、これはもう地方、国問わずあって、非常にそれがある意味でのネックになっているわけなんですけれども、今回、私が問題提起したような青少年の健全育成のために、できる限りスポーツ遊具を地域の中に配置していこうというようなことを仮に社会教育部の体育課なり生活文化部なりがそれをよしとして考えたとしても、今も何人かの部長さんに関係したように建設部なり福祉部なり、学校教育なりいろんなところに横断的に関係をしてくるわけです。それぞれのところがかかわりを持つと煩わしいからというような気持ちが少しでもあれば、結果的には何の改善も前進もないということになってしまうわけなんですが、それを調整するのが、まさに市長なり助役の役割だというふうに思うんですが、今回私が質問しているその趣旨と、それらの横の関連等を含めた将来に向けての市長の考え方がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御趣旨には、考え方として我々も今までやってきているとおりの内容が、まだ不十分なことについての御指摘だというふうに伺っております。青少年の健全育成という、これは地域社会あるいは自治体行政の総合行政として、あらゆる努力を必要とする。そのための、また必要な調整を図っていく、こういうことが、その時代時代の青少年問題の推移に応じて取り組みを進めてまいったというふうに考えております。

今、新しいまた考え方といたしまして、なるべく地域地域にひとつ育成会というような形でいろんな諸団体が結集をしてもらって、そして、具体的な行事を組み、また日常的に青少年のいわゆる健全育成の道を開いていく、これを私は地域の行政力というような言い方で総括をさせていただいておるということであります。

それから、一般的に公共施設といいましても、それぞれまた行政目的を持っている。そこで、行政財産という言い方がある。そこで、また塀をつくってその管理の万全を期したがる。これはもう行政の常であると言っていいぐらいじゃないかという感じがいたします。したがいまして、もっともっとお互いの一自治体の市民として、その活用の方途をいろいろと検討していただく、また知恵を出していただく、こういうことが、一つ一つの問題を解決する手だてになってくるということは、大いに考えなければならないことだと日ごろ考えております。学校管理という問題を申し上げますと、これはやっぱり教育施設として、行政上の位置づけが最優先になるわけでありますから、それをどのように工夫をして、原則と、それから現実の活用ということを有機的に機能させるということでありますから、自分の何か守備範囲を最優先させるという考え方ではなくて、胸襟を開いてという言い方も適切ではないかもしれませんが、総合的な目標を持って、それになるべく順応する考え方をお互いがつくり出していくというところに、いわゆる効率のよいということがあるんではないかと思っております。

また、開放そのものが、何といいますか無規律であってもいけない、これもまた当然でありますので、そのあたりの調整を総合的に図っていく、こういう役割をこれからの文化・スポーツ行政推進本部の立場としても持たなければならない、こう考えております。意図は持つわけですが、現実がなかなか進まない。特に学校開放ということは、校長の権限を、つまり開放という部分に対しては責任を解除してあげないと、これは建物の構造的にも、あるいは時間的にもそういうことが大切だということをつくづく感じております。事なきを期すれば、なるべく仕事をしない方がいいということに、とかくなりがちでありますので、そうならないための、また責任というものをそういうふうに考えない、学校の先生方のお集まりには、学校開放に伴って生ずる事故等は、すべてこれは市の行政自身の責任である。遠慮しないで、ひとつ物事を堂々と開放的にお考えくださいということは申し上げております。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

今、最後に市長が言われたようなことは、先ほども私も申し上げましたが、やはり

市民に徹底したＰＲをすべきということは、例えば学校をオープンしたときに、それはもうその時間以降は地域の広場、公園と同じなんだよというようなことをお互いが認識しないと、何か起きたときに、すぐだれかに責任を負わせるという、そんな悪い風潮がなきにしもあらずなんで、そこのところをぜひ必要かと思います。

それから、大変財政が厳しい折でございますが、教育関係、とりわけ健全育成にかかわる費用については、絶対削減してはならないというふうに思っております。今回、私が提案した内容は、いずれも大した費用のかかることでもないわけでございますので、ぜひせめて中学校区に１カ所か２カ所ぐらい、何らかの形の設備といいましょうか、設置をしていただけるように強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって15の１、青少年の健全育成（含む勤労市民の健康増進）のために、学校グラウンドおよび公共屋外施設等の朝・夕方（含む夜）・休日の積極的な開放をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時23分　休憩

午後１時５分　再開

**○副議長（宮沢清子君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、平成七年度の予算編成の基本方針について問うの通告質問者、渡邉馨鴻さんの質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

**○４番（渡邉馨鴻君）**　それでは、通告に従いまして、来年度の予算編成についてお尋ねします。先日来、この問題につきましては多くの議員さんから御質問がありましたので、なるべく重複する部分は避けたいと思いますが、厳しい限られた財源の中で、さらに国の減税政策の中で35億円もの減収と、先日、企画財政部長からお伺いしまして、その苦しみがよくわかりますが、それを承知の上であえてお尋ねするものであります。

先日、財政部長並びに総務部長さんのお考えをお伺いしたところでありますので、きょうは、市長にお尋ねしたいと思います。市長さん、今、市民の要求を、願いをどのよ

うに受けとめておられるのか。そして、それを来年どのようにこたえようとしておられるのか、その基本的なお考えをまずお尋ねしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　渡邉馨鴻さんの質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　日野市が地方自治体という性格の中で、いろいろな市のエネルギーという市勢という言い方がありますが、この市勢の到達度というのが、現状のごらんになる状況であるということだと思っております。そして、10年間を一応のめどとする基本構想という設定のこともございますし、それが第３次、つまり１期目、２期目、３期目の基本構想に今、議会にお願いをしておる、こういう状況下にあります。

かつて、この日野市が発展をしてきた、あるいはたどってきた経路ということを、これまでも折に触れて御理解をお願いしているところでございますが、日野市が今日、一定規模の東京都下の中でもかなり条件の整った地方自治体として発展すべき方向というものがあるわけでありまして、仮にそれを単なる人口規模ということでいいますと、この間、20万程度が適当ではなかろうかというふうなことも申し上げました。基盤的なことで、つまり後世代に送る都市としての基盤づくりのことを、今一生懸命にやっている、その手法が区画整理事業であり、あるいは都市計画事業遂行の中のいろいろな公共下水その他のことを取り組んでいる、こういう状況でありまして、人口急増期、つまり50年代の前半、一応教育あるいは緊急を要する幼児や福祉施策のこと、ある程度の水準には到達し得た。これからよく言われますところの21世紀という新し時代を迎える、そのまた背景には、御承知のとおりの高齢化社会あるいは国際化社会、もう一つには情報化社会ということが、言いならわされている状況下にあるわけであります。

そのような背景のもとに、従来やってまいりました路線を一層前進をさせ、市民要望に具体的に一つでも多くおこたえをしていくということに考えております。数字のことは担当の方からお答えをさせていただきます。

**○副議長（宮沢清子君）**　渡邉馨鴻さん。

**○４番（渡邉馨鴻君）**　今お伺いしたところによると、要約すると３点。一つは、都市基盤整備に取り組みたい。今までもやってきて順調に進んでおるというようなお話でございました。それから、教育はある程度の水準を得たということ。これから進めなくちゃならないことは、高齢化、国際化、情報化に対する対応であるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。はい。

そこで、私も過去６年間にさかのぼりまして、平成元年度からの予算構成比を調べて

みました。平成元年度は、通常予算で360億、以後一時450億の時代もありましたが、今また430億というように増減しているわけでございますけども、その中で市長さんが冒頭に言われました都市基盤整備が一番の課題だということでお話しされました。今までもやってきたということなんですが、都市基盤整備にかかわる土木費の推移をここで構成比について考えてみますというと、元年度では19.6％です。翌年になりますと21.3％、1.7％の増であります。３年度、今度はまた逆戻りして19.6％です。４年度になりますと450億という通常予算に対して、なぜか土木費は17.0、マイナス2.6であります。５年度になると18.3と1.3％の伸びを示します。６年度になって20.1と1.8％の伸び、そのほかに区画整理を例に挙げますと、どんどんどんどん拡大の一途をたどって、今や日野市中掘り返していないとこはないというぐらいの広がりになってきているわけですけれども、土木関係で言いますと、これは市民の生命、財産にかかわる重大な問題であります。

この予算の構成比を考えてみると、これに計画性がどこにあるのかなということを疑わずにはいられなくなるわけです。担当者にしてみると、道を広げるにしてもあるいは区画整理を行うにしても、その地権者との話し合い等で、一定の約束がそこに行われるわけですけども、これでは来年度の見通しが立たないというようなことで、約束はほごになってしまう。現実にそういうトラブルがあちこちにあるわけです。なぜそんなトラブルが起きるんだろうということで調べてみたところ、このような状況にあるわけです。基盤整備が急務だとおっしゃりながら、その辺のところの基本的な計画性というのが、ちょっとどうなっているのか。ことしは20.1％であるんだけれども、この財政困難な中で、せんだってどなたかの質問に対して、担当部長さんは３年から５年の延期をお願いしているんだというようなお話がありました。そのようなわけで、土木費一つをとってみても、そのような状況です。

また今２番目に、市長さんは、教育はある程度の水準を得たというようなお話をされました。本当にそうでしょうか。これは、また後ほどお尋ねしたいと思いますが、教育関係費で申し上げますと、同じように元年からたどってみます。元年では18.0％、２年では19.6％、３年では一挙に2.6％減の17％、翌年になると、またふえます。1.4％増の18.4％。恐らく担当者はほっとしたでしょうけども、翌年、５年度になりますと、マイナス1.7％の16.7、それが本年度６年度になりますと、マイナス2.2、実に14.5％に落ちてしまうわけです。予算規模は430億ですから、10億円余りの教育費だけの減になるわけですね。これは、よその地域と比べてみても最低に位置するぐらいの構成比です。

しかも、日野市の場合は、他の地域にはない学校給食を単独で行っています。いわゆる自校方式というやつですね。ですから、それにかかわる予算も相当膨大なものがかかっているはずです。そのほかに幼稚園等も大変整備されています。それもこの予算の中に含まれるわけです。それを差っ引きますと実質12％あるいは11％ぐらいになってしまうんではないかというふうに考えられるわけです。これが教育費の現状です。

それで、今度の補正で土木費の方で砂袋をつくる袋のストックがなくなったので買いたいというようなお話が出てきました。今までとっておいたものがもうなくなっちゃったと。確かにそうだと思います。ことしは3回の集中的な豪雨があって、担当者の方、その都度大慌ての出動だったように聞いております。そういうことを考えるときに、今の教育費やら土木費やらの計画性というものは一体どこにあるんだろうか。担当者は一体、どのような計画を立てて進めたらいいのかというところが非常に難しくなる、見通しが立たない計画を対応しなければならないというようなことになるのではないかと思います。そこで、財政部長にお尋ねしますが、その辺のところはどのようにお考えなんでしょうか。苦しいとこ重々わかった上でお尋ねします。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の中に土木費の軽減といいますか、5年間の推移あるいは教育費の5年間の推移等のお話もございました。構成比が上がったり下がったりというような状況についての御指摘でございます。予算は一会計といいますか、1年度の独立会計年度予算として、その年の収入をもってその年の支出に充てるということで、本来的には継続性がない単年度主義で行っているわけでございます。したがいまして、その年の収入状況によって支出の方も制約されてくるということもございます。

若干御質問にありました件にふれさせていただきますと、やはり総予算規模が変わってきますと、同じ教育費の額であっても、予算規模が多ければ教育費の方のパーセントが減ってくるとか、予算規模が小さくて同じ教育の予算であれば、パーセントが上がってくるというような数字にもなるわけでございます。教育費の中で若干の凹凸があるのを分析いたしますと、大成荘の建築等があった年は、教育費の予算が伸びております。また、プールの建築があったときは伸びておりますが、そういうような大きな事業がないときはウエット値、パーセントが減っておるというような現状でございます。ただ、経常経費的なものは大体横ばいあるいは物価上昇に見合うだけのプラスはしておるというふうに見ておるところでございます。

それで、予算を組むに当たりましては、もちろん行政としての仕事をどういうふうに

進めていくかという計画があって、それの裏づけとなるものが予算でございます。したがいまして、それぞれの行政部門には、市長からもお話がありましたように、基本構想、基本計画というような一つの骨格でまちづくりを進めていく中に、その年、その年の状況変化も加味いたしまして、できるだけ財源の裏づけを持って計画が遂行できるようにしていくのが、それぞれの行政部門の立場でございます。そういうような予算の立て方をしまして、それぞれの部署が財政当局に年間の予算の要求をするわけでございますけれども、御質問にもありましたように、厳しい財政事情の中では、なかなか計画どおりの予算的裏づけはできない点が、ここ二、三年あるわけでございます。財政的にゆとりがあるものですと、計画の裏づけとして十分果たし得るものですが、その年の収入をもってその年の支出に充てるという原則の中では、かなり社会、経済情勢に制約されるということを御理解いただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　渡邉馨鴻君。

**○4番（渡邉馨鴻君）**　そういういろいろ難しいということも十分承知の上なんですけども、先ほども申し上げましたけども、今、後段にお話になりました区画整理とかそういった土木関係のことのみ申し上げますと、この狭い日野市の中で地域間の格差というのがものすごく大きいわけですよね。ちょっと雨が降ると床下浸水とかがけ崩れとか、下水があふれてしまうというような地域があちこちにある。これはもう十分御承知と思いますが、先ほど申し上げた土のうのストックがなくなってしまうというような状況にまで追い込まれてしまう。そういう地域があるかと思えば、台風が来ようが何が来ようがびくともしないというような地域もあるわけです。（「旭が丘だ」と呼ぶ者あり）地区センターは全部で62ですか、そのたぐいのものを含めますと。ある中で、いまだにくみ取りトイレ、いわゆるぽっとんトイレといいましょうか、それが相当数あるわけですよね。（「うちもそうだよ」と呼ぶ者あり）かと思うと、ある地域の公園に行きますと、その公園の中に屋外の水洗トイレがきちっと立派にあるわけですよ。どう見たって同じ税金を払っている者としたら、不公平と言わざるを得ない。何とか、やはり地域間の格差というものを是正するような方向にお金を使っていくのが、公平というものじゃないだろうか、公費というものじゃないだろうか、行政というものじゃないだろうかと思います。汚くて寒くて、つまり冬ですよ、夏は暑くて２時間の会合でもいるにいられないというような地区センターがある。かと思うと、１日中本当にいても楽々快適に過ごせる地区センターもある。

この地域間の格差というのは、一体どうなってるのか。その辺の格差是正のためには、

どのような取り組みがされ、どのような予算を組まれているのか、その辺のところを、ちょっと地域間の格差ということについて、是正の努力についてお尋ねしたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　お話にありました土木、区画整理の仕事あるいは地区センターの各地域にある状況、これは全くそれぞれの地域で違っておるのは御質問のとおりでございます。地区センターに例をとりますれば、地区センターのまず数を得ること、確保すること、こういうようなことについて行政当局は、まず力を注いでいると思います。それと、その後はそれぞれの施設の整備について、内容を充実していくということで、土木にしろ教育にしろ地区センターにいたしましても、それぞれの行政担当分野では、自分の所掌する仕事につきまして、やはり公平、平等の原則は持って仕事はしておると思います。また、年間の中で数ある事業の中で一定の予算あるいは時間の中では、なかなか同一に維持できない点もあるわけでございます。今後、いろいろな分野でそれぞれ市民の利益のために、公平にのっとって仕事を進めていくのが、やはり建前ではないかと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　渡邉馨鴻さん。

**○4番（渡邉馨鴻君）**　しつこくなりますけども、もう一遍だけ念を押しておきます。

区画整理の網をかけられたところは本当に大変なんですよね。売ることもできない、建て直しもできない何もできないというようなことであれなんですが、いろいろ説明会などのたびに、もう再三目にしていらっしゃると思いますけども、立派なこういうもので、これがこうなりますよと写真入り、絵入りでもって非常に詳しく説明がされるわけです。こういうのを見ますと、さらに何年何月までに事業年度は何年末でありますよと、こういうんで、じゃそのぐらいならば我慢しようかということで、みんなすばらしい夢を描くわけですよね。ところが、何年かしてみると、どうもお金がないからだめですということで、昨年ですか、なんかも新都市建設公社の職員が立ち退き交渉に行くと、家を立ち退いてくれと。ここへ道をつくるどうのこうのという立ち退き交渉に行く。査定もした。いやいやながら、それにも応じて早くやってくれればいいなというようなことで応じた。そしたら、もうしばらくしたら新都市建設公社の方が見えて「いや、予算がなくてこの計画は御破算になった」ということで、それぞれ覚悟を決めて引っ越しの準備にかかっているというようなことになっていると、それが御破算になっちゃった。いつのことやらわからんというようなことで、非常にその当該地域の皆さんにとっては、

年中心を揺り動かされているというような現実があるということ、ひとつその辺のところをぜひお考えいただいて、今後、まかり間違ってもそういった地域住民の不公平感、不信感をおあるような言動を慎んでいただきたい。また、そんなことにならないように計画性をきちんと立てていただきたい、最初にそのことをまず、来年度の予算編成に向けてぜひお願いしたいと思います。

その次ですが、今ほど申し上げました地区センターを含めたそういった公共施設、設備の保守管理の予算面での裏づけはどうなっているかということについて、お尋ねしたいと思います。

例えば、学校を例にとりますと、これは前にも委員会等でお話ししていますのでくどくなりますけれども、もう一遍明確にお答えいただきたいんですが、現在28校ある学校の中で20校以上が雨漏りしているんですよ。バケツやタライで対応しなきゃならんという学校があるんですよ。もっとひどいのは、学校の校舎の壁面のコンクリートがある日、あるとき突然落下して体育倉庫に大穴をあけてしまうというような事故も起きているわけです。これは複数ですね。幸い人身事故にならないし、きょうは傍聴の方も少ないし、新聞記者も来てませんから、あえて申し上げますけども、これは僕は文化遺産といいましょうかね、天然記念物といいましょうか、信じられないかもしれませんけど、これは事実なんですが、今公立の小学校で日野の学校の中でぽっとんトイレがあるんですよ。それを現に使っている学校があるということも、これは認識していただきたい。子供が臭くて入れない。公立学校で、しかも中央線の沿線の日野市のど真ん中でぽっとんトイレのある学校というのは、それを使っている学校というのは皆さん信じられますか。あんまり僕はそういうことは言いたくなかったんですけども、きょうはちょうどいい機会ですので、現実を知ってもらう意味で、市長はもう一定の水準に達しておるとさっき言っておるわけですけども、一定の水準どころじゃないんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）恥ずかしくてちょっと言えない。

幾つかだけ例を挙げて、せっかく市長さんがよかったよかったと言っていらっしゃるのに、その幻想を壊すようなことを言うのも忍びないんである程度でとどめますけども、プールでね、（「ばんばん言ってください」と呼ぶ者あり）プールで浄化装置がついてないプールがあるんですよ。いわゆる水たまりプールですよね。それで、ことしみたいに水が足りない、水が足りないといったって、お天気がいいですから、子供をプールへ入れますよね。そしたら、水たまりプールですから当然汚れますから、子供が使っている間、水をばんばん出すわけですよ、どっと出して。それであふれさせて水を入

れかえたわけです。それで、水を１回プール入れかえますと、これはいつか申し上げましたよね。年間にプールだけで１億円以上。だから、そういう枠があるということになると、１億5,000万からそれ以上の水道料がかかっているんじゃないかというように思いますけども、そういった浄化装置がないような学校がまだある。もっと、これ危険なのは、教室そのものにひび割れがある。床に全面亀裂が入っちゃっているんです、びっと。しかも、それがどうも素人の私が見たところですから、多分大丈夫なんだろうと思うんですけども、張のちょうど上にあるんですね。その上でもって、何かしたら壁がどどんと落ちるんじゃないかというような、そういう心配さえあるわけです。こういう学校の中でものすごい格差があるわけです。いつか委員会で市長さんは、学校間の格差はあってはならないんだ、そういうことがないような努力をしている。そういうことがあってはならないということをるるお話しくださいました。

それは、年度途中でもあるし、まだもう既に予算編成が済んじゃった後ですから、あえてそれ以上申し上げなかったんですけども、来年度の予算で、ぜひそういった学校間の格差、これはもう格差というより差別ですよね。道路一本隔ててこっちからこっちの子供は超近代的な学校に入っている。道路からこっちの子供はどうしようもない学校へ行っている。そういうような子供たちの間に、ものすごい格差、差別が生じている。こんなことは、もう個人の住宅では考えられないことだと。ごく一部だけです、これ。これ一部だけです。これ全部言っちまいますとパニックになっちゃいますから、もうそれこそ登校拒否なんていうものじゃなくなっちゃって、うちの子はあの学校へやれないというようなことになってしまう。相当なもんです。これは、ぜひひとつ皆さん関心持って皆さんの子供さん、お孫さんの行ってる学校を見てやってください。

で、他の公共施設は一体どうなってるんだろうか、そういう不安にかられます。幼稚園、保育園、先ほど言った地区センター、幼稚園や保育園は本当に大丈夫なんだろうか。幼稚園や保育園になりまと、子供たちは何も言えませんよね。これは調べてください。ゼロ歳保育の子供たちの部屋にクーラーがない。ことしの夏、よく死なずに済んだなと思います。あの暑い中をゼロ歳の子供の部屋にクーラーがない。片や学童クラブへ行きますと、これ全部にクーラーがついているんですよ。この辺のアンバラスというのは一体どうなっているのかな。

まあそこまでにしましょう。とりあえず公共施設の設備の保守管理、そういうための予算上の努力はどのようになされているのか、その辺のところについてちょっとお尋ねしたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。（「予算上のことですから、学校教育部長にお尋ねしても、当然型どおりしか返ってこないのはわかってますから、財政部長にお尋ねします。これは財政上の問題です」と呼ぶ者あり）

企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　お答えいたします。

それぞれの施設の優良といいますか、よしあしがあるとは思います。その中で、決して財政的におざなりにして現状で維持しているというような考えはございません。ただ、それぞれ地区センターなり保育園なり学校なりを管理しているそれぞれの組織があるわけでございます。その中の組織で、どこを一番早く手をつけなければならない、何が緊急性がある、重要性があるというような順番を持って予算の要望があるというふうに理解しております。で、私ども財政当局もその逐一現場の施設は見てはおりませんけれども、それぞれ持ち上がりました予算要求に対しまして、その緊急度、必要性につきまして判断して、予算的な裏づけをしておるわけでございまして、いいものにさらにプラス費用をかける、古いものに全然手をつけないというような態度はとっておりません。

**○副議長（宮沢清子君）**　渡邉馨鴻さん。

**○4番（渡邉馨鴻君）**　基本的に、そういうことを認識していただければ、当面の私の願いは叶うんじゃないかと思っておりますが、来年度について言えば、補正予算で第六小学校の改築といいましょうか改修の設計費といいましょうか、調査費といいましょうか、それが計上されておりますので、近々の全面改修を期待できますけれども、何も六小に限ったことでないということで、今この幾つかの例を申し上げたんですが、今申し上げたのは、これは六小の場合ではございませんので、六小の場合は給食室の雨漏りが最大ですね。給食場ですよ、調理室。お釜の中にまごまごすると雨が漏っちゃうというような、えらいことなんですよ。だから、もうこれは六小の場合直していただけるんでしょうから、本当によかったなと思っているんですけども、ほかの学校の場合もたくさんございますので、これは六小の場合を除いたほかの学校の場合を申し上げているわけで、ほかの場合も、今申し上げたようなことは多々ある。このほかにもたくさんあります。また、折を見て一つ一つ御説明申し上げたいと思っておりますけども、公園なんかでもそうですね。非常に整備された公園、さっき申し上げた水洗トイレのある公園があるかと思うと、砂場一つない公園がある。幼児公園ですよ、砂場がないんですよね。砂も入らない公園もあるかと思うと、今言った水洗トイレのある公園もある、

そういった地域間の格差というのは、一体どうだったら解消できるのかなと思います。

もう一つですが、民生費なんです。民生費、これいいですね。年々上昇の一途でもって、非常に頼もしい限りです。元年には26%、これはすごいと思って、翌年見てみますと2年になると、なぜか22.4%でがたっと落ちちゃうんですね。あとは順調にふえます。3年に22.8、4年に23.9、5年には25.5、6年には実に27.0、しかし、これも前の委員会で指摘もしたんですけども、今の日野の福祉のあり方というのを、僕はもう一遍考え直してみたらいいんじゃないか。本当の福祉って何だろう。この27.0という福祉が来年も続けられるだろうか。本当に公平な福祉が行き渡ってるんだろうか。

この間、市営住宅のときにもはっきりしましたよね。市営住宅の入居者が1,000万を超える所得のある人が、市営住宅に入っている。片や、本当に困って困って困っている人が、高額のアパートに住まざるを得ないというような現実がある。そんなばかな話はないわけですね。1,000万超える1,500万ある大会社の重役さんをやめられた方、その方のところにも敬老祝い金ですか、それがちゃんと行くんですよ。それから、敬老品といって、ことしは前かけですか、何ですか、がいくんですよね。言ってますよ。「私とこは要らない。このお金があったら本当に困ってる人のとこに回してやってほしい」。何でも一律に公平に公平にって、何でも一斉にばらまくことが、僕は本当の福祉ではないというふうに思うんですが、(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)その辺のところの福祉の本当のあり方、考え方を転換してもらわないと、この厳しい財政やっていけないんじゃないか。(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

市民住宅をつくった。また核家族をふやす。高齢者、単身者用住宅をつくった。一人者をふやす。おばあちゃん出ていきなさいと、おじいちゃん一人であそこに入っていなさいよと、そういったような年寄りのひとり世帯を助長する、核家族を助長するような市の行政というのはどうなんだろう。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)いやいや、だから、そのことを含めて考えたらどうなんだろうということを言ってるわけです。基本的に、本当の福祉は何だろうということを、僕が言ってることは決して正しいとは思っていません。そういうことを基本的に考え直す時期ではないだろうか、そんなことを思うわけです。(「市長は是正すると言ってたよ」と呼ぶ者あり)

そうですね、せんだって、市長は是正するということをおっしゃってましたね。そのことを市長さんにもう一遍、今の財政部長と私のやりとり、そして、私の本当につたない考え方ですけども、それから、せんだって来の小川議員の質問に対する答弁、そのことを含めてもう一度、その辺のところについて、市長の見解を伺いたいと思いま

す。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　渡邉議員さんが、教職員生活を長く経験をされ、いろいろな現場の事情に明るい見識を持って、議会においでいただいた。したがいまして、私どもも、いわゆるこれまで余り経験をしない論説が行われるかもしれないと思って期待は申し上げておるということであります。我々もまた、行政になじんでしまって何か新しい市民感覚の視点を失ってはならないということを最も鋭敏にみずから置かなきゃならないというふうに考えてはおるわけであります。時々奇想天外なことを言われるものですから、本当だろうかと驚くような状況もあるわけであります。（「とんでもない発言だな」「市長が奇想天外の発言をするというならわかる」と呼ぶ者あり）学校の雨漏りのことあるいは公共施設のトイレの古いのと新しいのとの状況があるということ、それぞれ具体的には知っているわけでありますが、そういうとらえ方で何か格差を気がついてないとか、あるいは行政の大変なミスだというふうに御指摘をいただくということは、またなるほど新し視点だなというふうにも反省をしているところであります。

福祉のあり方につきまして、いろいろとまた見識あるいは私説のあることもよく承知しておりますので、市民の信頼にこたえる、そしてまた、市民に不信や異常に見られないような、これこそ、まさに最初に努めなきゃならないということだと思っております。

今、市内に一つの例といたしまして、かつての地域が水田を豊かに維持する時期におきましては、多摩川、浅川という、いわゆる自然の骨組みがはんらんというような形で、大きな災害を与えるということもあったわけでありますが、今日いろいろな宅地造成等の行われる中で、治山治水ということを最も指導の大切な項目と立てまして、今市内に一時のような床下浸水あるいは床上浸水あるいは道路の広い範囲のかん水というようなことは、一応改善し得たと思っておりますし、都市整備事業を進めますことは、それらの基本的なことを将来にわたってきちんと整えておく、こういうことが眼目になるわけでありまして、発展途上あるいは人口急増で悩んだ一つの自治体といたしまして、かなりのアンバランスがあるということも、また現実であります。

また、その由来の意味もよく御理解をいただいて、何か公平の原理という点からいうと、絶えず地域差を伴うわけであります。それを長い時間をかけて、そして、それぞれのまた地域に特色を持たせて、将来の緑と清流の、また市民都市と言われるそういうまちづくりをしたい、こういうことが日野市民に基本的に理解をしていただいておる姿

でもありますので、格差ということを余り一挙に解決するということも不可能かもしれませんが、営々として努力をする姿こそ、まさに地方自治の姿であるというふうに御理解をいただくのが妥当ではなかろうかと思っております。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

**○副議長(宮沢清子君)**　渡邉馨鴻さん。

**○4番(渡邉馨鴻君)**　余りくどくど言っても、また奇想天外というようなお話になっちゃうと困っちゃうんであれですが、私、今申し上げたのはごく一部だと、先ほど申し上げました。決して奇想天外な話でもなんでもないわけで、もし御希望とあらば、全部御披露してもよろしいですけども、これはもうごく一部でございます。

それからもう一つは、道路、床下浸水がないということをおっしゃいましたけども、とんでもない話です。土のうがなくなった。ストックがなくなってしまった。土木の担当者は専門家ですから、市内のどこでどれくらいの土のうが必要だということはわかっているはずです。当初予算に組んでいるはずです。それで、ストックがなくなっちゃったということは、いかにことしの気象が異常であって、またそういった土のうを必要とする地域が、いかにたくさんあるかということになるわけです。これは、また後に市長、担当者の方に聞いてください。相当数の苦情が入ってるはずです。(「それは知っています」と呼ぶ者あり)決して奇想天外の話ではない。道路、床下浸水がないというようなことは、もうとんでもない話で、まだまだたくさんある。一時から比べれば、大変少なくなったというだけのことです。

私の考える行政、公というものは、今、財政部長が単年度ということを言われましたけども、僕は確かに予算は単年度計画ということはわかりますけども、それにしても、その中に一つには継続性、計画性というものがなくちゃいけない。(「あるわよ」と呼ぶ者あり)その計画性というものがあって、初めて単年度が翌年度に引き続いている。(「やってるわよ」と呼ぶ者あり)2番目にだれもが納得できないまでも、まあ我慢できる一般的な常識的な行政でなくてはならないと思うんです。(「当たり前でしょう」と呼ぶ者あり)3番目に、これは一番大切なことだと思うんですけども、公平さです。今、市長がおっしゃいました。公平でなくちゃならない。弱い者には優しく手厚く、豊かな者には強い者には、その人間性を発揮してもらって理解と協力をいただきながら、能力に応じた負担、保護、それが本当の公平というものじゃないか。何でもかんでもだれにでもというのは、かえって不公平になるということを、今申し上げました。

現状の予算編成では、あちらこちらにその私の考える原則に反するようなところが見受けられるわけですが、来年度の予算編成に際しては、ぜひ参考にしていただいて、

幾らかでも学校格差とか差別とか地域差別、そういったことが是正されるような方向で、予算編成にのぞんでいただけたらありがたい。

また、機会がありましたら、もっと細かな点についていろいろお尋ねしたいと思いますが、ぜひ大変なことは重々わかっておりますけども、御努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって16の１、平成七年度の予算編成の基本方針について問うの質問を終わります。

一般質問17の１、市民と行政が一体となった町の美化推進について問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

**○１番（江口和雄君）**　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

市民と行政が一体となった町の美化推進についてお伺いをいたします。毎年11月に恒例の行事として行われますところの地域緑化、清掃の日は、自然保護団体やあるいは各地域の自治会、子供会、老人会など多くの市民が参加する中で、ことしも実施がされました。このことに反対をする何者もないと思います。そこで、私はこのような運動をさらに発展をさせたいという観点から、すべての市民と行政が一体となって、この運動をぜひ定着させることができないかということで、何点かにわたり考えをお伺いしたいというふうに思います。

先般、鹿児島市へ行政視察の折、たまたま通りかかりました小学校の周りでは、朝学校周辺の道路を小学生が一生懸命、ほうきで清掃しているところにたまたま通りかかったわけでございます。よく見れば、生徒の皆さんは校庭や、いわゆる学校の建物の周辺内外の掃除を大勢でしているわけでございます。直接、その掃除をしている生徒さんから話を聞くことはできませんでしたけども、恐らく様子から判断をすれば、日常的に週に１回とかあるいは月に１回とかということで掃除が行われているのではないかというふうに思います。

私は、現在、日野市内の学校ではどういうふうになっているのかわかりませんが、恐らく教室や廊下などは掃除をしているというふうに思いますが、学校の外まではしていないのではないかと思います。年に何回かクリーン作戦というようなことを実施する学校も一部にはあるというふうに伺っておりますけども、この東京の日野市と鹿児島市

という地域性の問題を考慮すれば、交通量のことなど安全の面では、なかなか生徒に道路まで掃除をさせるということについては、一定の限度があるというふうに理解をするわけでございますけども、歩道や危険の少ない場所であれば、そういったことも可能ではないかというふうに思います。

そこで、まずお伺いいたしますが、日野市における小・中学校での清掃の実態というのは、どのようになっているのか。生徒の参加あるいは先生の参加など、どのようになされているのかが第1点目でございます。

第2点目は、学校を取り巻く、先ほどの鹿児島の例でございますけども、道路等、いわゆる公共の部分についてはどのようになされているのか。業者委託をされているのか、あるいは場合によっては生徒もやっているのか、ここら辺につきまして、わかればお教えいただきたいと思います。

3点目は、教育という一つの大変重要な課題の中で、清掃ということはどのように取り扱われているのか。それは、家庭の分野か教育の分野かというようなことではなく、そういったことは当然のことといたしまして、教育の機会の中でどのように取り扱われているのか、この3点について、まずお伺いをしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　御指摘の点ですが、学校においては、学校周辺の清掃というのも教育の一環として進めております。全部の学校というわけにはいきませんが、現在小・中学校の中で地域の清掃活動や浅川のごみ拾いなどを計画的に進めている学校があります。小学校では、休日等に地域の人と一緒になって、地域の清掃活動を実施している学校もあります。中学校では、特別活動やゆとりの時間を使って地域の清掃活動や河川敷等のごみ拾いを実施しています。また、すべての学校の周辺の清掃活動を実施しているとは言いがたいんですが、校長会や生活指導主任会で学校周辺の清掃を計画的に進めることができないものか協議しているところでございます。ただし、学校が週5日制の進行に伴いまして、学校の教育活動が平日の5日間に集中することから、毎日、毎週の活動として、学校周辺の清掃活動を実施することが難しいと考えられますので、各学校ではクラブ活動や部活動の一環としてボランティアクラブや部の活動としての取り組みや、年間を通して特別活動やゆとりの時間に計画的に実施するなど、可能なところについて助言してまいりたいと思います。

それから、また地域では地区育成会や子供会が中心になって、地区の清掃活動を進め

ているところもあります。学校週５日制が進行する中で、地域が中心となり清掃活動や環境保全のために活動などを計画し実施することで、地域の人々のふれあいをより深めることは、とても大切なことだと考えています。教育委員会としても、関係者に働きかけをしてまいりたいと思います。

これが、１点目の一応回答ですが、２点目は飛ばしまして、３点目の御質問でございますが、日野市は教育の中で緑と清流ということで、環境にやさしいまちづくりの担い手ということで考えております。そういう中で、教育の一環としてそういうことに携わるということで実施しております。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　学校の周辺の道路の清掃の問題ですけれども、特に学校の周辺ということで意識しては清掃はしておりません。ごく普通に道路の維持管理上の面から、市の直営の作業部隊によって、一応道路に関することは処置をしております。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

ただいま答弁をお伺いしまして、おおよその状況が把握できましたけれども、改めて一、二点再質問させてもらいたいと思いますが、今、学校教育部長の方からお答えいただきました中で、教育の一環として、特に日野市は緑と清流を言っている市として、教育の一環としてとらえているということでありますけども、御答弁の中を聞いていきますと、よく聞きますと、どうもそこら辺が学校によってそれぞれ取り組みがばらばらであり、市として教育の一環としてとらえているというには、余りにもそこら辺が統一的な画一的な取り組みをされていないのではないか。地域によっては学校の周辺の自治会と協力したり、あるいは一部ではボランティアクラブというような生徒の一つの組織、そういう集合体によってされているなど、必ずしも、これが携わっている人たちがすべての生徒を対象としているかということについて言うならば、今の答弁では多少疑問も感じますので、もう少し教育の一環というとらえ方であるならば、市としてどれほどかかわっていくのか、校長会と全体的にできないのか協議中であるというお答えをいただきましたけども、改めまして、もう少しその点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、学校周辺の道路だけにつきまして、今建設部長の方からお答えいただきました。私は道路という言い方をいたしましたが、むしろ公の、いわゆる敷地の外という形でどういうふうにとらえたらいいのかということでお聞きしたわけなんでございますけど、もしそこら辺につきましてつけ加えることがあれば、引き続きお伺いしたいと

思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　教育の一環ということなんですが、道徳教育や環境教育ということで副読本をつくったりしまして、清掃をやるという中で、実践をやっているところとやっていないところがあるわけですが、これは学校教育の中で時間の問題も、先ほど申し上げましたようにありますが、今後の問題としては、全体が何らかの形でするというか、そういうような形の中で休みが週休が出てきますので、そういう中で校長会が検討していると申し上げましたけれども、どんな方法があるか十分検討しながらやっていきたいと思います。

いずれにしても、豊かな人間をつくる日野のまちということで、やはりきちっとしたきれいなまちづくりをしなきゃいけないという考え方を、まず教育をしていきたい。実践については、強制的にやれという、なかなかそういう具合にはいきませんので、そういうことを考えながら、学校長とも相談をしてまいりたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　今の部長の答弁につきましては、そういったことで理解をいたしますけども、やはり、私はこれをもう少し別の視点でとらえれば、学校の外ということになると、なかなか難しいなということは、私もわかりますし、私はむしろ今何をしなきゃいけないかということを、生徒に教えていくという場面で、やはり自分の敷地に限らず公共の場所、いわゆるみんなが共通に使う部分をどういうふうに考えていくかということを、そのための行動を起こすということについてのきっかけをつくらなければいけないのではないかというふうに思います。まさに、そういった子供の小さなうちから、社会の一員として自分たちも参加をしているという、この参加意識、またボランティア精神の醸成につながっていくというふうに思うからであります。

今、都市では戸建ての住宅から、あるいはマンションなりアパートといった集合住宅がふえてきているわけでございます。極端な言い方をすれば、ドアを閉めてしまえば、もうそこはすぐ外ということで、その周りがどのようになっていようが、我関せずという、そのような考えを持たれている方も、中にはいるのではないかというふうに思います。私は集合住宅やそういった建物に住んでいる方がみんなこのような考えを持っているというふうに言っているわけではありません。ただ、自分の庭がある家では庭の木の落ち葉が家の前の道路を汚せば、自然と掃除をする。また、隣の家を汚してしまえば、申し訳ないという素直な気持ちというものが生まれてくるのではないかというふうに思

うからであります。

私が今言いましたことは、余り適切な表現ではないかとも思いますが、要は、住んでいる自分の周りくらいはぜひみんなで掃除をしましょう、こういうことをきちんと言ってやることが、今は大切なんじゃないかというふうに思うのであります。小学校・中学校という段階で、こういったことをしっかりと学ばせるということは、やはり教育者であるからこそできるというふうに思いますし、それがまさに大人である私たちの役割だというふうに思うからでございます。そういった観点から、この質問につきまして、ぜひ教育長の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　お答えさせていただきます。

今議員さんがおっしゃいましたように、自分の生活の周りを美しくしておくということは、これは大事なことでございます。そして、お互いが協力し合いながら、学校内、またまち内を美しくしていく、また自然を大事にしていくということは、これは教育の中においても、非常に大事なことでございます。今、学校教育の中では、学校内の清掃は児童が分担しながら、子供たちが分担しながら教師と一緒に清掃活動をやっているわけでございます。そういった意味で、校庭の清掃などもやっているわけでございますが、学校の外というところにいきますと、議員さんのおっしゃるように十分なところまで行ってるとは言い切れないところがあろうかと、こう思います。そういった意味で、学校の方ともよく話をしながら、いわゆる体験的学習というどこらあたりに、その教育的な意義を押さえて指導していくかということもあわせて、学校と検討して教育的な活動ができるように深めてまいりたい、こう考えております。

よろしくお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○1番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

今、教育長さんからいただきました御答弁で体験的な学習ということで、こういったことを考えていきたいということでございますので、関連して、この質問の次の項に入りたいと思いますが、実は、この質問は11月27日に行われました一斉清掃の日に関連することでございます。毎年この時期に実施がされ、参加をされております市民の皆様の協力で、一定の成果は上がっているというふうには思います。

しかし、その実態は、参加者の顔ぶれ、取り組みの中身などマンネリ化が見られるのも事実だというふうに思います。そこで、例えば、これを平日にできないかという

ことでございます。１点目の教育の問題とも関連をするわけですが、平日に一斉清掃を実施すれば、小・中学校、高校あるいは商店、企業、老人クラブ、市役所などなど、あらゆる団体、個人に呼びかけができるのではないか。そして、参加も得られやすいのではないかというふうに思うのでございます。もちろん平日に実施するということに当たりましては、時間帯の問題や機材の準備、あるいは参加人員や呼びかけの方法、またごみの収集方法などなど多くの課題がありますが、できるところから手をつけていくという考え方でも、ぜひ実施をしていくべきではないかというふうに思います。

これらの運動は、一部の人たちだけでやっていたのでは、まさに一時的な運動に終わってしまいますし、市民の運動として定着することはできないというふうに思います。今、市民が求めているのは参加の意識ではないか、ボランティアの精神ではないかとも思います。強制的な呼びかけや人数割り当てなどの方法では、必ずといってよいほど反発や反対の声が上がりますが、しかし、事ボランティアということになりますと、若者からお年寄りまでが参加をしてくるというのは、今の時代だと思います。また、環境という言葉も、今日の時代を象徴するキーワードでもあり、国内外、個人、団体を問わずに環境を大切にという時代であると思います。日野市においても、現在、環境基本条例の制定を求める市民の直接請求が進められていると聞いていますが、この条例の中身について云々は別にいたしましても、１万6,000名を超える署名が集まったとも伺っております。このことも、市民の敏感な反応を示しているとも思いますし、真剣な論議が求められなければならないものではないかというふうに思います。

一斉清掃という具体的な方法論になりますと、今までの前例がないなどなど縦割行政のゆがみもございまして、なかなか進まないのが、この種の取り組みの実態ではないかと思いますが、ぜひ発想を変え、新しい考え方の中から今の運動を大きく育て、前進させるために前向きな検討ができないものなのか、こういった観点でぜひ市長さんの見解をお聞きしたいというふうに思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　御提案の内容につきましては、我々も全く賛成でございますので、できるだけの推進を図っていきたい、こうまずお答えをしておきます。初めの御質問で、いわゆる教育行政の効果と、向こう三軒両隣の道をなるべくきれいに保つという、コミュニティー意識のもう原点、これが共通に機能できれば、もうこれにこしたことはないというふうに日ごろ考えております。今、市が管理する道路、いわゆる市道の清掃ということは、ごく放置できないような状況に対して、市の職員が対応し

ているという段階でございまして、国道、都道のように業者に道路の清掃について委託をするということは、してはむしろならないというふうに考えております。したがいまして、それを敷衍すれば、公共施設、特に学校等で直接取り巻いております周辺の道を、なるべく学校の力で清掃に努めていただくということは、非常に重要な課題にもなるというふうに思っております。

そのことにつきまして、よく議論もするわけですが、例えば、これまでの私から内部指導で申しておりますのは、よく学校給食の担当者が働く日が限られているということで、その他の時間を何をしているか、こう問われる。ですから、学校長が何か校内をよくひとつまとめていただいて、給食調理員の方の参加も積極的に求めて、そして学校ぴかぴか運動というのをやっていただけませんか。さびているところにペンキを塗るとか、あるいは学校の何か落ち葉を清掃するとか、特にそのことにまた加えて、学校周辺のいわゆる市が管理する市道、これらについてもひとつ目を広げていただきたいというふうには申しておるわけでございますが、なかなかその域にまだ到達し得ていないという状況がございます。

一斉清掃日というのを決めている市も多分あるわけでありますし、日野市でも、例えば河川敷のクリーン作戦、そういう定例行事を毎年行っておるわけでありまして、そういう日を期して、河川管理当局の建設省あるいは我々行政の関係の清掃部あるいは建設部、これらが直接出向いて、共同作業として今まで相当の成果を上げておるということはあると思っております。自治会がなるべく発想していただきまして、一定の地域清掃日等ができれば、これにこした願いはないと言いたいぐらいでありまして、行政側が何か相談をして、よく理解をしていただいて、市民運動としてそういう仕組みが成り立つということは、大変結構だと思っておりますけど、一方的に日にちを決めたりあるいは多少、指示めいたようなことを言うことは自治の本旨に背くというふうに思いますので、そのあたりの関係をなるべく円滑にやっていきたい、こう考えているところであります。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　ありがとうございました。

市長の方から再三御答弁いただいて恐縮でございますけども、今、自主的にこの種のものについてはというような、最後のとりまとめの言葉もございましたが、先ほど来、質問をしているわけでございますけども、この種の問題のとらえ方として、どういう見方をするかということによって、多少市長との見解も違うようでございますので、視点を変えて、この関連で少し別の件でお伺いしたいというふうに思うわけでございますけ

ども、これは総務部長にお尋ねしたいというふうに思いますが、市役所庁舎の管理元の責任者として、先ほど沢田議員のお話からいけば、総務部長が管理元責任者というふうにとらえておりますけども、庁舎内の美化ということについて、どのように対処しているのかということについてお聞きしたいと思います。

今、市の職員組合と理事者の間でいろいろな交渉が行われていると思いますが、私は職員組合の運動に立ち入るつもりも批判をするものでもありませんが、市民の目に触れる庁舎の壁に一面に張られたビラについて、どのように感じているんでしょうか。あのビラを張ることが認められているんでしょうか。理事者と組合との協定で認められているものなのでしょうか。私も民間企業の中で労働組合の活動の経験がありますが、その中では一定のルールがあり、ビラも張りますが、掲示板やあるいは事前の許可という中での約束によって実行されるべきものでございます。市役所という市民全体のものを、市の職員みずからが美観を損ねるというのはいかがなものか、このように思いますけども、そのことについて、見解と今後の対処の仕方につきましてお伺いをしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げたいと思います。

毎年11月になりますと、自治労統一要求という形で、給料改定等の交渉に入るわけでございます。交渉が難航してきますと、一般的に組合は職場放棄、29分ストとか、それから、今も続けておりますけど、昼休みの窓口拒否、これは管理職で対応しています。それから、市長室へ座り込むとか、また現在、市長室を中心に約500枚のビラが張られているわけですけども、こういうビラ張りのそういう行為があるわけでございます。これらの行為が予測される場合は、職員組合に対して中止するよう強くいつも文書では警告しているわけですけども、実際においては、組合は無視しているのが現状でございます。

この庁舎が新築されました十七、八年前ですか、そのときの組合との協定では、一切庁内の壁に、無断でビラとかポスターを張らない。そのかわり各階に掲示板を市の方で設置する。それによって対応するという協定が決められてあったわけですけど、このことがいつの間にかなくなって、現在のような姿になっているわけです。

また、言い訳になりますけど、ビラを一時撤去していたことがあるんです。そうしますと、組合はそれに倍するビラをまた張るとかいう行為が続きましたもんですから、近年は交渉が終了するまでは、強制的には撤去をしてないのが現状でございます。しか

し、このような行為は、議員さんおっしゃいますように美観を損なうばかりではございません。市民の皆様にも不快感を与え、また信頼を損なうことは言うまでもないわけです。また、法的にも禁止されている行為でございます。このような行為に走らず正常な交渉を行うよう、今後とも強く申し入れしていきたいと思います。何はともあれ、市民の皆さんには大変御迷惑をおかけしたことに対しては、心からおわび申し上げたいと思っているところでございます。よろしくお願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　ありがとうございました。

今、お話をお伺いいたしますと、数年前に労働組合の意思表示をする場として、掲示板の設置ということについて決めた、こういったことで、そのときにはそうなっていたはずだということで、それ以降は今日のような状況にあるということでお聞きしたわけでございますけども、やはり私は約束はきちんと守らなければ、それなりのことをしていくのが、やはり理事者として当然の仕事ではないかというふうに思うわけなんでございまして、そういったことがなければルールなんていうのは要らないわけでございまして、お互いの紳士協定というものは、やはりそれなりに守っていく、これはもうまさに大原則だというふうに思いますし、そのことが見えないわけではないと思いますので、その４階におります市長の見解もお伺いをしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　総務部長が、今お答えしたとおりであります。庁舎は、いわゆる行政当局が市民からお預かりをして管理をしている、市民の財産であります。したがって、市民の財産にルールを外れた使用の仕方があってはいけないということは、もう言うまでもないことであります。いかにこれらの物理的な状況のために、特に交渉の前面に対応する助役職あるいは総務部長、本当に何といいますか、体力を限界とするぐらいな状況がときどきあるわけでありまして、申しわけないというふうに思っております。（不規則発言多し）

議会でそのような御指摘も、市民代表の機関としていただくわけてございますので、これからも一層厳正に越権行為やぶざまな状況がないように指導していきたい、いかねばならない、こう考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

この問題につきましては、原則的にそういったことにつきましては、守らなければい

けないという認識が双方にあるというふうに、私も前向きにとらえまして、ぜひ今後の問題として、正しい方向での処理をお願いをしたいというふうに思います。

この質問のまとめとしてお伺いをいたします。この内容につきましては、最終的には市長の見解を求めたいと思いますけども、今、市役所前の公園等につきましても、すっかり木を落としまして、いよいよ冬本番ということになっているわけでございます。特に落ち葉もきれい、美しいという段階を過ぎますと、大変始末の悪いごみになってきます。市内各道路はイチョウあるいは桜、ケヤキなど多くの落ち葉であふれております。道路管理者が、このごみとなった落ち葉を清掃していますが、寒い中での作業に、心から御苦労さまと申し上げます。豊かな自然と美しい緑は、人々の心を和らげますが、生い茂った木の枝は、場合によっては交通信号の妨げともなり、信号が見えないなどの声も聞かれます。その都度、関係の方々によって適切な処理がなされていますが、樹木の苦情のみならず、市民の要望は多岐にわたり、その声は少なくなることはありません。

私は、これらの多くの市民要望に一つ一つこたえていく市役所の職員の方も大変だなというふうに思いますが、もう少し広い視野に立って、市民みずからが行動を起こしていくというようなことにつながっていかないものだろうかと思うものでございます。つい先日の12月９日、山梨県甲府市議会では、秋田県横手市、岐阜県関市に続いて日本で３番目にボランティア都市宣言を、全会一致で可決をしたとの報道がなされました。山本甲府市長は高齢化、少子化が進む中で、福祉社会を形成するには多くの人が協力し、支え合うことが大切、市民一人ひとりの思いやりや優しさが大きな力となる。豊かなぬくもりのある福祉社会実現に向け、ボランティア活動の広がりを願い宣言したいとの提案説明をいたしました。その宣言文の要旨は、豊かな自然と歴史にはぐくまれた甲府市は市制施行以来、市民と自然をとうとび、政治、経済、産業、文化など調和のとれた都市として発展してきた。すべての市民がともにゆとりと豊かさを実感でき、人にも環境にも優しい快適で潤いのある都市づくりを願い、健康で文化的な生活を営むことのできる明るい社会を創造していかなければならない。市民のとうとい善意と豊かな感性のもとに、人と人とのふれあいを大切にし、お互いに奉仕する互助の精神による自発的な市民参加によって、活力のある健やかな生きがいに満ちた福祉社会の実現を目指し、ボランティア都市甲府を宣言するというものであります。

今、日野市も大幅な税収の落ち込みにより、市の事業も思い切った見直しが必要な時期であります。このことは、多くの議員が指摘も提言もしているところでありますが、

市民の要望に丁寧にこたえていけばいくほど支出も膨れ上がります。このようなときこそ、まさに行政の全面的な見直しが必要であり、すべての市民が同じような意識をもってまちづくりに取り組んでいくときではないかと考えるものであります。市行政の見直しとあわせ、ボランティア精神の醸成ということについて、市長の見解をお伺いし、この質問を終わりたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　ボランティア精神といいましょうか、あるいは地域社会にボランティア意識が旺盛であることが極めて住民自治のために大切な精神的な理念をなすということについては、全く同感でございます。日野市でいろいろな市民参加の試みを行ってまいっておるわけでありますし、それから、社会福祉協議会の事業として、ボランティアセンターという仕組みもあるわけでございます。ですから、市政全体が、本来は権利義務だけの関係ではなくて、みんなが自分たちのまちをつくりあげる、いい地域社会に発展をさせる、こういう意識のもとに前進があり得るわけであります。高い、また理想の課題にもなるわけでありますので、それらに対しまして、より参加意識のある、また直接にはある程度の効果がある、こういう形をつくり出すということは、まさに自治体の大切な、また仕事の領域であるというふうに考えます。

今後、これまでのこともあわせて、それらの具体化につきまして、より積極的な取り組みをさせていただきたい、こう考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○1番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

今、市長の方から見解をお伺いいたしました。ぜひ私は今まで市長、二十数年の経験の中で行政に携わってきたわけでございますけども、ぜひ新しい発想のもとに、他の市に誇れるようなまちづくりを積極的に推進していただきますようにお願いいたしまして、この質問を終わりにいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって17の1、市民と行政が一体となった町の美化推進について問うの質問を終わります。

一般質問17の2、市民の参加による一斉除雪作業について問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

**○1番（江口和雄君）**　市民の参加による一斉除雪作業について問うという質問をさせていただきます。広い意味では、先ほどの質問と大いに関連するものでございますが、時期的にこの12月議会にやらないと、雪が降らなくなってしまいますので、そういっ

たタイミングとして言わせていただきたいというふうに思いますが、この関連で何点かお尋ねをいたします。

まず第１点目は、これは数値としてとらえていれば、お示しいただきたいというふうに思いますが、市として今まで除雪、いわゆる雪を除く作業ということに、年の平均でも、これは結構でございますけども、どのくらいのかかわりがあったのか、その人員、費用あるいは作業日数など、わかる範囲でお伺いをしたいというふうに思います。また、その際、除雪をやらなければいけない場所というようなものを、何か市の方として把握をしているのか。あるいは除雪をするというときの、その作業のいわゆるキックオフの判断など、そういった基準についてはどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

過去に――過去と申しましても、平成に入ってからですけども、一応雪の降った回数、特に今御質問の除雪を要するような雪の降った回数というのは３回ございました。平成４年の２月１日、それからことしに入りまして６年の１月29日、それから２月12日と、この一応３回ございました。

それで、それにかかわった内容ですけども、平成４年２月１日につきましては、作業時間にいたしまして約７時間、これ除雪作業ですね。それから、人員にいたしまして43名、それから費用が194万円、こういうふうなことが実態です。それから、ことしに入ってからの問題です。平成５年度ですけれども、最初の１月29日に関する件は、作業時間がやはり平均６時間、それから、作業人員は42名、それから、お金の額は174万7,000円でございます。そして、その次の２月12日に関する件ですけども、平均4.9時間、約５時間です。それから、人員は43名。作業に要した費用187万9,000円です。

それからもう一つ、除雪の基準というのは、特に何センチ降ってどのくらい積もったらという基準はございませんので、一応、道路の状況を見まして、特に使用する道路、メイン道路、こういったものを中心にしてやっております。

それで、作業した区分ですけれども、一応、市の職員でやった部分と、それから請負業者に委託した部分と二通りございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

今、建設部長の方から答弁いただきました。平成になってからのデータということで、

3回ということですから、これから推定しても、このことは明らかですけども、日野市は、いわゆる雪国ではありませんから、こういった除雪についてということの対策がどうかということについては、いろいろな面で大きな問題もあると思いますが、地形的に市内に二つの川が流れ、多摩の丘陵というものも存在しているわけでございまして、東京の西の位置、西部に位置するということから、ちょっとした降雪でも気温の低さから凍結や、あるいは吹きだまりなど、そういった処理には大変てこずる場面が何回かあったわけでございます。また、年々中高層の建物も多くなってくるわけでございまして、特にそういった中高層の建物の北側に位置する道路等につきましては、降雪時の凍結というものは、そのときに処理をしないと大変な手間と時間を要する。特に通学、通勤、買い物あるいは病院に通院する、こういった中で、市民の足を奪っているということも多く見受けられるわけでございます。時には、転倒による骨折やけがということで、救急車が出動する、あるいは車はスリップ事故や、坂道になると通行ができないなど、市民生活に及ぼす影響は、降雪時には大きなものがございます。私は、そういった面で、ぜひこのような状況を少しでも改善をさせるには、やはり市民の協力が不可欠ではないかというふうに思います。そういった視点で質問を2点ほどいたします。

まず1点目は、先ほどの市長からの答弁にもございましたが、自治会あるいは企業などに対して、市として降雪時の除雪等についての作業の協力要請などをする考えはあるか。また、自治会等につきまして、会長さん等にそういったことをお願いをしていくというようなことをするつもりがあるのかどうか、この点につきまして、市として協力を要請するというようなことについて、行動を起こすつもりはあるかどうか、このことが1点です。

それから、せっかくできました防災無線ですから、こういったときには、雪が降りましたから、市民の皆さん、できる人は家の周りの雪でもどかしてくださいぐらいなことはすぐできると思うわけでございますけども、こういったようなことをするつもりがあるかどうか、その2点につきましてお伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

2点あるわけですけども、まず第1点は、自治会あるいは会社、企業等への雪掃き、除雪の協力要請。それから、いま一つは防災無線を使って市民の皆様方に協力をお願いする、こういうことでございますが、やはりこれも先ほどの緑化に関する清掃問題、これに相通ずるようなところがございまして、趣旨といたしましては、大変これはそう

いう意味では市が助かるわけでございます。それで、昔は確かに今言ったように、各個人軒先をみんなが少しずつ掃いて、それが全部つながって除雪が終わった、こういうふうな形態が非常に多かったんですけども、最近は、やはりいろんな意味でもって家族全員が働きに出たりしているということで、なかなか主婦の方がそういった昼間作業をすることも、非常に骨の折れる仕事だと。雪掃きというのは、大概、やはり力仕事が必要ですから、御婦人の主婦の方に雪掃きをお願いするというのは、非常に難しい面もあると思います。それから、あと1点は、すべったりなんかしてけがをする可能性もある、こういうこともありますし、いろいろ問題があると思いますので、私がきょうここでもって要請するとかしませんということもお答えできませんので、少し内部でもってその辺を勉強したいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長

**○総務部長（小林　修君）**　完成した防災無線の利用でございます。総務部は、大雨や台風のときは、必ず出動するわけでございますから、雪が多く降った場合、判断によりまして出勤する形になります。その場合、様子を見てせっかくの無線ですから、何らかの形で活用していきたいと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○1番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

特に、この内容につきましては、防災無線等につきましては、場合によってはということでの前向きな御答弁をいただきましたが、最初の市民への呼びかけなり自治会、企業等への呼びかけ等につきましては、確かに固まってしまった雪というのは、とても女性の力では、なかなか取れないということも承知をしているわけでございますけども、やはりその動機づけということにつきましては、自主的な声の大きい人が言うとか、あるいはどっかの自治会が独自でやるとか、あるいはどっかの企業が独自でやるとか、そういったことでは解決できる問題ではないというふうに思うわけですね。まさに一斉によいしょということでやらないと、こういったものはできないわけでございまして、ぜひこれから本格的な冬に入るわけでございますけども、今研究されるということでございますので、前向きなことをお願いをしておきたいというふうに思います。

このように市が市民要望ということで物事を処理していくには、大変な労力と費用を要するわけでございますし、私は最初の質問でも取り上げましたように、この除雪の問題につきましても、まさに市民の参加によるボランティアで解決していく問題ではないか。基本的にはこのように思うわけでございます。市の財政問題というものをボランティ

アという名のもとに解決しようというものではありませんけども、こういうときこそ、ぜひ職員全員のアイデアやあるいは提言というものが求められるというふうに考えます。重ねて新しい発想のもとで、まさに市民に優しい、そしてわかりやすい行政の推進をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって17の２、市民の参加による一斉除雪作業について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時45分　休憩

午後３時20分　再開

**○副議長（宮沢清子君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、市道Ⅱ－53号、54号（スポーツ公園前道路から甲州街道へぬける道路）の自動車交通規制についての通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

**○19番（板垣正男君）**　自動車の交通規制問題について、質問を行ってまいりたいと思います。

市道Ⅱ－53号、54号というふうに書いてありますが、市道Ⅱ－53号並びに市道Ⅱ－54号という意味でございます。しかも、この54号は途中から市道Ｂ－23号につながりまして、甲州街道の歩道橋のある箇所に抜けるという道路でございますので、建設部においてはよく御承知の道路のことと思います。さて、立日橋が開通いたしまして以来、自動車の交通量が立川方面から日野の国道20号方面に向かっての自動車交通量が増加しております。これはもう当然のことということが言えるわけでありますが、一方、日野側から立川方面にも抜ける自動車の交通量も年を追って増加をしている様子であります。現在、どの程度の交通量に達しているかは調査を待たないとはっきりとわからないわけでありますけれど、住民の感じでは、やはり年を追ってふえているということを申しているわけであります。この間、第一中学校の通学路あるいは仲田小学校の通学路にもかかわります地域などもあるだけに、交通の問題というのが、非常に深刻な度合いを深めているというお話を伺っているわけであります。

私もこの問題を取り上げる際に、地域の方々の御意見、そして自動車交通量の実態等について、お話を伺ってまいりました。問題そのものは、余り複雑ということではないと思うのでありますけれど、担当部局での、これまでの取り組みなどについて伺ってまいりたいと思います。

１点目は、立日橋開通以来、自動車の交通量の増加について掌握している調査などがありましたらお知らせをいただきたいと思います。特に、立日橋から国道20号に通じます道路はもちろんでありますけれど、立日橋から日野へ入ってまいりまして、スポーツ公園の前、都市計画道路で申し上げますと日３・４・８号の道路への自動車の進入がどのように変化をしているかということについて、１点説明いただきたいと思います。

二つ目は、二つの市道はいずれも生活道路と言えるのではないかと思われる道路だと思います。特に幹線市道Ⅱ－53号は、比較的中央線に近いところでありますが、この道路が普通乗用車が通りますと、ほぼ道路いっぱいに面積をとってしまうということで、歩行者がその間、道路のはじによけて、一たん歩行をやめていなければならないという事態でございます。特にトラックなどが通りますと、道幅いっぱいに自動車の幅をとりますので、歩行者は歩けないという事態にまで至っているわけでございます。幹線Ⅱ－54号から市道Ｂ－23号に通じます道路は、御承知のように、第一中学校のわきのロータリーのところで、大変な危険な事態を何回か近所の方々も経験されているというようなところでございます。甲州街道に抜けたりあるいは甲州街道から入ってくるというところでもございますので、最近の混雑ぶりが一層ひどくなっている。特に仲田小学校の通学あるいは退学の際の、通学路にも指定されている箇所にも通ずるところでもありますだけに、交通規制の要望が、これまで再三再四日野警察署あるいは関係者などへも、意見として寄せられていたようであります。この交通量なども一体、現在どう、立日橋の開通以来変化をしてきているのか。そして、交通規制が可能かどうかということであります。例えば、通学時間帯の規制あるいは自動車重量の規制などが考えられるわけでありますけれど、こうしたことなどの検討がなされているかどうかということを伺っておきたいと思います。

３点目は、最近、幹線道路から市道に入ってまいります信号のわきの用水の上に歩道をつけまして一時的に避難できる歩道整備が行われました。短い区間でありますけれど、以前より安全性が確保されたということには間違いないわけでございます。特に通学路ということを考慮いたしまして、やはりきめの細かい対策が必要かと思いますので、歩道設置の対策を講じたという上に立ちまして、さらに児童・生徒の安全を確保するとい

うことから、今後の対応などについて、担当部長の説明を求めたいと思います。

以上、３点について答弁をお願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

立日橋の開通は平成元年の４月に暫定的に一部の交通開放がなされまして、その後、平成３年３月に全線開通をいたしたわけでございます。それで、立日橋全線の開通によって、ただいま御質問のありました日野本町四丁目周辺を通過する交通量の変化ということですけども、手元の方に開通する以前の資料というものが、日野市の方のございませんので、開通後の経過につきまして、車の流れについてのお答えをしたいと思います。

大体、数量といたしましては立日橋を渡ってくる車が約7,000台近くございます。そのうちの甲州街道へ抜ける車両が約52％、そして、今御質問のありました市民の森スポーツ公園の北側の都市計画街路でいいますと３・４・８号線、これに入ってくる車両が48％でございます。さらに３・４・８号線から幹線市道Ⅱ－54号、一中の西側の方へ流れてくる車両の、これがパーセンテージにいたしまして32％になるわけです。で、最終的に、一番今問題になっております御質問の幹線市道Ⅱ－53号、いわゆるパチンコ屋さんがある前のところ、ここへ流れてくるのが19％ということでございます。車両の数にいたしまして約1,300台、こんなような状況になっているわけです。それが、第１問目のお答えでございます。

それから、２問目の交通規制が可能かということなんですけども、これは先般の御質問にもございましたけれども、交通規制は、道路管理者でなくて交通管理者が一応取り上げて、そして、公安委員会がそれについての対応をする、こういうふうな状況になっております中で、一応、市道幹線Ⅱ－53号は、昭和59年２月に既に一方通行という規制がかけられております。時間規制等の重複制限をかけるということは、一応、交通管理者としては非常に難しいというふうに言われております。また、一中の西側の交差点、幹線市道Ⅱ－54号線、これにつきましては、沿道の居住者の同意が必要であろう、これは規制をかける場合ですね、そういうふうなお話が出ておりまして、そういった意味で、ひとつ御理解をしていただきたいなと思っております。

それが、一応、２番目の質問に対する回答です。

それから、通学路の問題なんですけれども、これは、これからやはり生徒の安全上、最優先をしなければならない、こういうふうに、一応道路管理者といたしましては考えておりますので、これは早急にそういったことに対する対応を検討していきたいな、こ

ういうふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　概略、現状について説明がありました。私も理解するところでありますけれど、一、二、再質問していきたいと思います。

立日橋開通以来の自動車の交通量、流れがおおよそわかったわけでありますけれど、立日橋を立川方面から越えて日野市内に入ってくる道路、7,000台余りということで、甲州街道に抜けるのが52％、半分ぐらいの車の台数でしかないんですね。あとはスポーツ公園前の道路を中央線の方に向かって西側に向かって走っていくということのようですね。これが48％あるということで、結局この甲州街道の渋滞を避けるために、迂回するあるいは近道を抜けるということになっていくのではないかと思います。中央線のガードをくぐって宇津木台方面に行く自動車もあるでしょうから、すべてが甲州街道へ出るということではないと思いますが、その割合が19％、約20％の車が甲州街道に、市道Ⅱ－53号を通って日野駅の東側に抜けるということになっております。

今の説明ですと、交通規制をかけるのは難しいという説明がありましたね。既に一方通行という規制がかかっているためで、さらに例えば時間帯の規制、自動車重量の規制等が難しいことなのか、それとも何かほかに理由があって、交通規制をかけるのは難しいということなのか、その辺もう少し明確にしていただきたいということが、再質問の１点目であります。

それから、市道Ⅱ－54号につきましては、居住者の同意があれば、交通規制は可能だということの説明だったと思います。これは、自動車交通規制の可能性のある点だということだと思いますので、これは今後居住者の方々の対応が必要になってくるということになると思います。しかし、この場で、こうした問題も明らかになったという点では、今後の対応の方向がはっきりしたということも言えるのではないかと思います。

私が感じるには、立日橋が開通いたしまして国道20号、甲州街道がかなり渋滞するということは、依然として続いているわけでありますが、特に下り方面の日野駅へ向かう場合ですね、相当渋滞するというようなことなどが実際ございます。私も何回か車で道路を走りまして、この渋滞を経験してるわけでありますけれど、つい近道はないかという気分になるのは、自動車を運転するすべての人に共通することでございます。したがって、３・４・８号の都市計画道路を真っすぐ西に向かって、市道Ⅱ－54号あるいはⅡ－53号の道路を使って日野駅の近くの20号線に出るということに結局なると思うんですね。しかも、このⅡ－53号の左折の箇所には、こちらの方向が日野駅の東口です

よというお知らせの看板が立っているんですね。こちらへ抜けなさいという看板も立っておりまして、運転手が間違わないようになっております。最近はなくなっておるんですが、中央線の正面に、この都市計画道路が切れてるところに宇津木台方面はこちらという矢印をつけまして、ガードの下を抜ければ、こちらへ抜けますよという看板がちゃんと立ってあったんです、正面にね。最近は、さすがそれがなくなったですね。だれが撤去したのか知りませんけれど、そういうことがあるために、一層車というのはそっちの方向に行くわけですね、その方が早いですから、当然そういうふうになっていくと思うんです。これは、いずれも先ほど申し上げましたように幹線道路ではなくて生活道路として使えるような道路として、日常、住民の方が使っているわけですね。

居住者の方々の自動車の交通量ですと、今、お話のあったような交通量にはならないわけで、そのために通り抜けの道路にされてしまっているということで、便利さなどが、かえってこの住民の方々の生活環境やあるいは歩行の安全等々に大きな影響を及ぼしているという実態が最近だんだんひどくなってきているということじゃないかと思うんです。

それで、このⅡ－53号の甲州街道に近い道沿いに商店がありますよね。ここも大事な商店街だと思うんですけれど、ここの売り上げが、最近ことしに入って相当落ち込んでいるという話も伺っているわけです。これは、不況による落ち込みもあると思うんですよね。それだけじゃないんだと。自動車の交通量がどんどんどんどんふえてしまって、お客さんが来なくなったということをおっしゃっているわけです。特にトラックが通りますと、もう歩行者は歩けない。お店の前のわずかなスペースに避けて、自動車が通過するのを待たなければ歩けないという、こういう状況にあるわけですから、お店に買い物に行くという気分にとてもなれないというわけですね。営業にも大きな影響を及ぼしているということなどもございますだけに、このⅡ－53号の交通規制というのは、もう少し真剣になって考えてみる必要があるんじゃないかということが言えるわけであります。これには、もちろん地域住民の総意も当然必要なことでありますから、そうしたことなども含めて、市側も対応を考えていただく、検討していただくということが必要ではないかと思います。そして、地域の方々の安全でいい環境のもとでの生活や営業が行えるような、そういう交通行政ということも、私は考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。

立日橋開通以来、甲州街道の渋滞を避けるために、生活道路に車が入り込んでもやむを得ないということを考えているかどうかわかりませんけれど、もしそういう考えがあ

るとするならば、私はちょっと違うんじゃないかというふうに思います。幹線道路の渋滞は、新しい道路の建設などによって一層ひどくなっているという実態があるかもしれませんけれど、そのことによって、生活道路まで自動車の交通の逃げ場にするということは、私はすべきではないんじゃないかというふうに考えます。

以上、２点の再質問になるかと思いますけれど、答弁をお願いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（桧山　茂君）**　お答えいたします。

最初の第１点の質問につきましてですけども、これは一方通行の交通規制がしかれていることに対して、その問題に対する重複が難しい、こういうことであります。

それから、２点目でございますけども、先ほど沿道居住者の同意があれば、可能だというふうな御理解をいただいたようですけども、完全100％可能ではなくて、あくまでもこれは道路管理者なり交通管理者が一方的にはできません。そういう意味で、やはり地域の居住者の同意が必要ですよ。そして、さらにその後は所轄の署が現地を見、また、警視庁の方の公安委員会の方も現地を見て、それで規制をかけるべきかかけないべきか、こういう判断をした上での処理になる、こういうふうな意味のことをお話ししたわけです。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　今の部長の説明ですと、Ⅱ－53号については、既に一方通行の規制がかかっているために、再規制は難しいということのようでありますが、絶対いけないということでも、またないんですね。そういう規則になっているということでもないわけでしょう、これはね。一回、規制をかけると、さらにかけるというのは、大体行政としては難しいということじゃないかと思います。しかし、実態を踏まえて、なお検討する余地があるんではないかということを申し上げておきたいと思います。

さらにⅡ－54号の居住者の同意云々については、私は今、部長が説明したようなとおりで理解しておりますので、今後、なお居住者の意向なども踏まえて検討を行っていただきたいと要望しておきたいと思います。

幹線道路の開通等によりまして、周辺の生活道路に大きな自動車のもたらすさまざまな悪影響の規制というのは、やはりそれなりに検討していかなくちゃいけないんじゃないかということを、私はこの問題を取り上げる際に改めて感じた次第でございます。居住者の生活、安全、児童・生徒の安全を守る、こういう立場から、交通問題をさらに検討していただいて、一層住民の要望にこたえられるような道路並びに交通行政が進む

ように強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって18の１、市道Ⅱ－53号、54号（スポーツ公園前道路から甲州街道へぬける道路）の自動車交通規制についての質問を終わります。

一般質問18の２、古民家の保存など文化財へのいっそうのとりくみを通告質問者、板垣正男さんの質問を許します。

**○19番（板垣正男君）**　11月15日付の新聞で「残したい明治の蔵、資料的な豪華版」という見出しで、市内の蔵の保存を訴える記事あるいはそういう運動されていることを紹介する記事が載っております。過去にも、古民家の保存等についての問題が持ち上がったこともあるわけでありますが、具体的な市の教育委員会の対応やあるいは市の対応などが、まだ目に見えた形で持ち上がっていないのではないかと思います。文化財の一層の保存の取り組みの強化ということで、この新聞記事を初め市内の関心を持っておられる方々の意見などに基づいて、今回質問を取り上げた次第であります。

この新聞記事を見ました市内の市民の方々から、関係する方々にさまざまな意見が寄せられているそうであります。この土蔵を――蔵を豊田の区画整理地内の公園の中に移転したらどうだという御意見だとか、蔵というのは外部との音を遮断する効果が非常にいいので、点字の翻訳をやる人たちの、そういう場に提供していただけないかというお話だとか、鹿児島に若いころ住んでいたそうでありますけれど、昔、村が総出で蔵をみんなでつくったというんですね。壁の土などは手でこねて、そして共同でつくったんだ。今、日野でそういうものを手づくりでつくって、子供たちの社会教育の材料にしたらどうだというようなお話であるとか、古文書館にしたどうだ。現在、こういう蔵をつくる左官の人はなかなか少なくなっているために、果たして復元できるのかというようなことを心配された人だとか、保存して一般公開を行いあるいは屋外の展示物として、市が保存のために力を尽くすべきじゃないかというようなことなど、いろいろお話があったそうであります。いずれも御自分の体験やあるいは考えに基づいての御意見かと思いますけれど、もっともな御意見でもあると思います。

なかなか前もって、こうした古建築の解体の時期というのははっきりしないようでありまして、所有者の都合などで取り壊しが行われるというような話が急に持ち上がったりするわけであります。その際、市が十分それに対応できないというような経過を、ずっとこの間たどってきているんではないかと思います。それで、どうすればいいかということになっていくわけでありますが、その前に、現在、日野で文化財の指定を受けているものが何点かあるわけであります。都の指定あるいは国の指定とございまして、

その指定件数も相当の数にのぼっているようであります。

ここで、教育委員会に日野市内の文化財の特徴は一体どういう点にあるんでしょうかということを、1点目として伺っておきたいと思います。2点目に古い建築の民族的な資料価値があると思えるものの調査を、これまでされたことがあるかどうかということを2点目として伺っておきたいと思います。そして、それらの建築物の文化財としての価値は一体どういう程度のものとしてあるんだろうかということも、私も知りたいところであります。以上、3点とりあえず質問を行ってまいります。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは、文化財の保存につきまして、3点ばかり御質問をいただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず第1点目の市内の文化財の特徴は何かということでございますが、市内の指定文化財の特徴につきましては、個人文化財が大変少ない。多くの貴重な文化財は神社やお寺に残されているというところでございます。例えば、市指定有形文化財について見てみますと、27件指定がしてございますが、そのうち22件が神社やお寺の所有となっております。このことは、特に目につきいやすい神社やお寺のものから調査が行われ、そして文化財として指定されていったために、そのような状況になっておりますが、この傾向は他の市町村におきましても、このような現状があらわれているようでございます。今後、個人所有の文化財につきましても、順次調査を実施いたしまして、なるべく保存に努めてまいりたい、このように考えます。

それから、2点目の古建築の調査は実施されているかということでございますが、平成2年度に文化財保護審議会委員の専門家の方に委託をいたしまして、8棟の民家を調査いたしました。その結果に基づきまして文化財保護審議会におきまして審議をいたしまして、そのうちの1棟、これは長屋門でございますが、日野市有形文化財に指定をいたしました。また、平成4年度に国や都指定の文化財等も含めまして、市内に所在する指定文化財の現状を調査いたしまして、やはり文化財保護審議会の委員に委託をいたしまして調査を実施しております。その際におきまして、指定文化財以外の建造物につきましても2棟調査を実施いたしました。

それから、3番目の市内古民家などの文化財としての価値はどういうものかということでございますが、かつて日野の養蚕が盛んだった土地柄を反映いたしまして、江戸から明治初期の養蚕農家の形態を知る上で、大変貴重な古民家が存在しております。ただ、

おしいことには既に改修の手が入っているものが多くございまして、また、現在もそこを生活の場として使用しておりますので、調査には協力をしていただけますが、文化財としての指定は余り望んでいないということが実情でございます。

それから、土蔵につきましては、まだ未調査でございますので、現在のところでは文化財としての評価はできない状況にございますが、これにつきましても、平成７年度以降、未調査の分につきましては調査を実施していけるように検討してまいりたい、このように考えます。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　市内の文化財の特徴ということで伺いましたら、有形文化財が多い。お寺あるいは神社などですね。昭和36年ごろに指定されたというのが、かなりそういうのが多いんじゃないでしょうかね。ということで、概略日野の文化財の指定の状況と、それから特徴、あるいは古い建築に対する調査、そしてその価値というようなことについて、大体教育委員会の考えを示されたと思います。どこの市町村も大体文化財の指定というのは同じようだということをおっしゃっておられるんですが、私は教育委員会の文化財に対する考え方が、有形文化財にややもすると偏っていたんじゃないかと。そのことが、今日、日野の文化財の特徴になってあらわれているんではないかというふうに考えているわけなんで、必ずしも文化財としての価値のあるものが、有形文化財だけとは限らない。しかも、民族的な資料にまだまだ価値を見出すものというのはたくさんあるんじゃないかということを提案したいと思うわけであります。

仮に、市がこれまで指定しております文化財、49件あるんですね、市の指定だけで。国の指定が８件、都の指定が、これも８件あるんですが、市の指定にかかわる49件のうち、民族文化財と言えるものが１件なんですね。たった１件しかない。有形民族文化財、まつり塚というのがございます。富士電気製造株式会社、日野工場社有地の敷地にございまして、先日、江口議員のお話なども伺いまして、私もこの塚を拝見してきたわけでありますけれど、民族文化財が１件しかないというのは、やっぱり私はそういう民族資料に対する文化財としての光の当て方が、これまで少なかったんじゃないかということを感じているわけであります。それで、突発的に民家であるとか蔵であるとか、そういうもの保存が、言われたときに対応できないでずっと来たということじゃないかということに考えを至らしめたわけであります。

古い建築の調査もされているということでございますが、これはまだ市内全面的な調査ではないようでありまして、まだまだ調査をする余地というのはあるんではないかと

いうことが気になっているわけであります。もし調査が進んでおりますと、その対応についても、私は当然答えが出てくるんじゃないかということを考えているわけなんで、この調査をもっともっと徹底して行う必要がある。一つ一つの建築物の調査ということだけじゃなくて、地域の古い建築そのものをやっぱり調査の対象にして、その地域ごと保存の対象にもなり得るような建築物があるんではないかということを感じているわけであります。

3点目は、文化財としての価値でございますが、部長の説明もございますけれど、古い民家、しかも現に生活しているわけですね。いろいろ手直しするというのは、これは当然あることなんで、そういうものがあったからといって、文化財としての価値がないんだということではないんじゃないかというのを、私は感じているわけです。そのところを、もう少し文化財、民族資料としての価値を見出すということを、検討する必要があるんではないかと思いますので、今後引き続いて、この点をお願いしておきたいと思います。

文化財に関します文化財保護条例が日野市にございますが、この条例の第1条に「市にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資する」というふうにされておりますけれど、価値を見出さなければ、保存及び活用の必要を感じないということにもなってまいりますので、もっともっと検討を深める必要があるんではないかと思います。

特に民族文化財ということについての認識を、私もこの問題を取り上げる上で新たにしたわけでありますけれど、民族文化財に対する価値を見出すということで、ひとつご検討をいただきたいと思うんです。

それから、第3条の「市等の責務」ということで、これも市の責任をうたっているわけでありますが、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの、なんだということを、この文化財の位置づけとしてうたっているわけですね。将来の文化の向上発展の基礎をなすものだということを認識して、その保存と活用が適切に行われることが必要なんですよということをうたっているわけであります。

それから、文化財の保護審議会が設けられておりまして、専門の先生方が委員を務めておられるわけでありますけれど、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議して、教育委員会に建議するということになっております。ですから、教育委員会が諮問しないと、なかなか審議会も独自に建議をするという機会というのは、やっぱり少ないんじゃないでしょうかね。かつて、一度建議をした例が

あるようですけれど、それも急な突発的なことであって、継続されたものではないというようなこともあるようでありますから、私は教育委員会がよくこの民族資料などを精査して諮問するということを、もっと積極的に行っていく必要があるんじゃないかと思います。

少し日野の市域におきます民族資料の価値といいましょうか、特徴といいましょうか、これを簡単に日野市史の民族編に基づいて述べてみたいと思います。この日野市史民族編の第3節住居がございますが、この中で「日野市域の民家の概観」ということで、竪穴住居と民家という関係を説いているわけですね。古い民家には掘立柱があって、竪穴住居の伝統をうかがうことも可能な建築様式が残っていたということを述べているわけです。これは、歴史的な一つの継承を具体的に、その民家の中に受け継いでいるということがいえると思うんですね。それから、自然の立地条件に合わせた民家の特徴が述べられているわけですね。日野は風の強いところであるということがよく言われているそうでありますけれど、この地形上、吹きさらしの多い地形でもあるということを言ってるわけです。赤っ風とか空っ風とかというような言葉もずっと昔から言われてるようでありますけれど、風に対する民家のいろんな知恵が、この建築物に結集されているという特徴もあるということですね。それから、社会的な影響もあるかと思うんですが、徳川幕府時代、『家作建方』などと言いまして、勝手に民衆が自分の好みの家をつくることはできないという、こういう制約があったようですね。これもまた重要な民家の建築を規制をするということがあったと思うんです。社会的な制約があるということですね。それから、街道沿いの民家の特徴として、甲州街道に沿う民家の場合を見ると、街道に沿って各戸の敷地が短冊型にまち割りされている様子がよくわかるということが、日野の街道筋の地形などを見ますと、まち割りなど見ますと、それがよくわかるということです。日野宿の町並みは古く、1570年、元亀元年、時の領主北条氏照が、新しい道をつくるに当たって屋敷割りを行ったということに始まっているということなんですね。江戸時代以前よりまちをつくる一つの形として定型化され、各地に普及したものであろう、こういうふうに述べておりまして、町並みの原形とも言えるものが、実は日野宿にあったんだということを、ここに書いておられるんですね。

6月議会で佐瀬議員が、日野に城があったんだというお話をされまして、新しい歴史の掘り起こしのお話がありましたけれど、この日野宿のまち割りというのが、非常にやっぱり貴重なものだったということを、この市史は述べているんじゃないかと思うんです。社会教育部長はよくこういうことを御存じなので、後の質問に答弁にぜひ生かしていた

だきたいと思います。

当時の徳川幕府はどういう規制を行ったかというのを、一例だけ申し上げますと、地方凡例録というのがありまして、その中にこういう記述があるんですね。「村中百姓在来る家作の外、猥りに家作仕間敷候……」、ずっと続きまして、要するに家をつくるときは、並みの普通つくっている家だけをつくりなさい。やたらに窓をとるとかあるいは部屋の割合を勝手につくったり、あるいは大きな家をつくったりというようなことはできませんよ。どうしてもつくらなければならないんだという場合は、代官の指図を受けること、こういうふうに書いてあるんですね。民家でもそうでしょうし、農家の家でもそうでしょうし、当時、やっぱりそういう家をつくるときに、代官の指図がなければ特別のものはつくれなかったというのが、一般的な家をつくる際の規制があったんですね。そういう中で、その地域の人たちが棟梁などを中心にいろいろ力を合わせて、その地形だとかあるいはその地域における産業にあわせるような住宅を工夫しながら、だんだんだんだん築き上げてきたということが言えると思うんです。

先ほど、養蚕に適した家のつくりであるという特徴、お話がありましたけれど、まさに日野のその昔、養蚕業が重要な産業として栄えていたわけでありますけれど、そういうものを民家の家屋の中に取り入れていたということがあったと思います。

ですから、私はこのように長い古代の人間生活の歴史を引き継いでいるということと、自然の立地の条件、そして、社会的ないろんな制約のもとで、どう建築物を構築してきたかということが、私はこの日野の市域の中に、やっぱり残っているということじゃないかと思うんですね。その民族資料にやっぱり価値を見出して、教育委員会がもっともっと教育長以下、力を入れて審議会へ図って保存の方法を打ち出していくというのが、今、求められているんじゃないかと、私は思うんです。そうでないと、家の建て替えあるいは区画整理などによる移動等々がありまして、やっぱり古い建築を壊さざるを得ないということになってまいりまして、保存すべきものが非常に今、少なくなってきているという実態になっているんではないかと思います。その少なくなっている中でも、まだ保存の手を差し伸べれば、あるいは所有者の協力を得るならば、保存も可能だというそういう建築物やあるいはその地域がまだまだあるということが言えるんではないかと思います。特に、私はどこどことは申しませんけれど、そういうことも十分教育委員会は掌握されていることと思いますので、ひとつぜひともこの質問を機会に検討をいただきたいと思います。

さて、次の質問に移ってまいりますが、それではどういうふうにして保存するかとい

うことに、結局突き当たるわけですね。いつも教育委員会はそのことで頭を悩ますでありましょう。お金があり余るほどあるということではもちろんないわけでありますから、財政当局も大変頭の痛いところだということになるわけであります。

私は、一つは所有者の協力を得ていくということも、これは非常に大事なことですね。無断――勝手に、市がやれこれを保存するんだ、移築するんだというわけにはまいりません。当然、所有者の理解と協力を得るということが、第１点として必要になってまいります。

それから、２点目は、仮に移築するというような場合、用地をどこに見つけるかということが、また一苦労ということになるわけであります。現在、日野市が所有している土地などもございますが、広い面積を一遍に確保しようとしても、なかなかこれは難しいと思うんですね。ですから、市内に点在する形で保存するという方法も、私はあわせて考える必要があるんじゃないかと思うんです。それから、区画整理などが進んでまいりますと、町並みも相当変わってまいります。これをどう古い建築の保存と調和させていくかということになるわけでありますが、町内に区画整理課、都市計画課、教育委員会等の関係者によりまして、こういう古い建築などを保存するための用地をどこに確保していくかということを、やっぱり検討する委員会、場をつくる必要があるんじゃないかと思うんです。教育委員会は、建築物だけ指定して、あとはほかの部でやってくれというんじゃなくて、教育委員会や財政あるいは都市計画等々の関係部局が集まって、場所をどこに決めるかあるいは将来的な見通しなどを含めて、そういう検討する場をやっぱり設ける必要があるということを提起したいと思います。

市役所の前の中央公園の一角にさくをめぐらせて、古代の住居がございますよね。一番消防署寄りの近いところで、樹木のたくさんある中で囲ってあるんですね。教育委員会に申し出ないと、あそこは鍵をあけてもらえないんで、なかなか行ったらすぐ見れるという状況でないようになっておりますけれど、ああいうものも、もっとオープンにできるような場所に移して、そして、火災防止の管理なども行って、いつでもやっぱりそういう古代の家屋に目を触れることができるようにするということが必要ではないかと思います。こういうものもあわせて検討を行っていく必要があるということが、第３点目。

それから、第４点目は、地域ごとの保存、町並みの保存ということも、これも検討していく必要があると思います。先ほど申し上げましたように日野宿であるとか、あるいは市内の各箇所にまだまだ地域として保存に値する大事な、そういう場所があるんだ

ということも御承知のとおりでありますので、一戸の建築物だけじゃなくて、地域としてどう保存するかということも、あわせて考えていただきたいと思います。

それから、大きな質問の２点目ですけれど、仮に蔵であるとかあるいは民家などの保存が可能だというようになった場合、これをやっぱり活用するということが大事だと思うんです。最初に申し上げましたように、古文書館にしたらどうだという市民の方の御意見などもございますし、博物館の分館として活用するということであるとか、あるいは資料館としての活用なども可能のようであります。平和資料館をそれに代用する――それに活用するということですね。それから、ギャラリーとしての活用もあるようであります。これも新聞などにも出ておりましたように、こういうように本当に市民のさまざまな御意見などに基づきまして、活用の方法というのは、私はたくさんあるんじゃないかと思うんです。ですから、そういうものもあわせて考えて、文化財としての保存を考える必要があるということであります。

３点目に、最後は財源ですね。お金をどうするかということになるわけであります。企画財政部長も、なかなかこういうふうに言われますと今、お金がないということが恐らく頭をよぎっていると思うんです。私もお金をどうするかということを考えるわけですが、例えば、文化財基金というようなものを設けて、長期的に継続して財源をやっぱり確保するということが、いろんな事態に対応できる一つの方法じゃないかと思うんですね。いきなり新聞に出て、この蔵を保存してほしいといって、市に来て2,000万5,000万というお金が、じゃすぐ出せるかというと、なかなか出せない財政事情にもあるというもとでは、やはり基金をつくって、そのもとでこうした文化財の保存に財源を充てるということが必要なんではないかと思うんです。ぜひその辺なども検討していただいて、今後一層、日野の文化財の取り組みが進むように期待しておきたいと思います。

以上、３点について答弁いただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは、大きく分けまして３点御質問いただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、市内に一定スペースを確保して移転、移築を検討したらというような御質問でございます。議員さんの御質問にもございましたとおり、古建築の移転あるいは移築につきましては、まず用地の確保、それと財源の確保の問題等がございます。そうしたことがございますので、教育委員会の事務局だけでは、とても対応できない面がございますので、先ほど御提案ございました用地確保の検討委員会ですとか、あるいは

文化財保護審議委員会に諮りまして、まずその前に全体の調査が必要でございますので、地域ごとの調査、保存というようなことも前提におきまして、文化財保護審議会に図って今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、２番目の博物館の分館として資料の保存展示として活用してはどうかという御質問でございます。博物館には、ただいまの農具や養蚕具等の、要するに民族有形文化財がたくさん収納してございますが、先ほどの御質問にございましたとおり、これらの中には、大変価値のあるものもございますので、あわせてそういうものも調査し、指定ができれば指定をしていきたいと思いますし、また、伝統漁法のような無形民族文化財につきましても、何らかの形で文化財として指定できればというふうなことも考えております。そういうことですが、まだ博物館の分館として、蔵等を使用していくことにつきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、蔵につきましての調査もまだ行っておりませんし、また移築するにつきましても、用地の確保等が、まだできておりません。一つの方法であるという古民家を活用する一つの方法であるというふうなことを受けとめますので、これも博物館協議会等に諮りまして検討してみたい、このように考えます。

それから、文化財基金を設けたらどうかということでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、多額な経費と用地の確保等の問題がございますので、またその取り壊す時期が、大変活用していただきたいというような申し出があるときから、取り壊すまでの時間が全くないわけでございますので、予算的対応などの困難性を考えますと、財政基金で対応することも一つの御提案と考えますが、これにつきましても、教育委員会事務局だけでは対応できない面もございますので、いろいろな面で今後の課題とさせていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　ここで、企画財政部長にこの最後の質問の文化財基金について、教育委員会から協議があったときに、どういうふうに対応されるかお考えをこの際、伺っておきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　本来は緊急に使えるような財源が基金としてあれば一番よろしいと思います。基金につきましては、財源に余裕があるときに、初めて基金が積めるわけでございまして、余裕がないときは――ないわけでございますが、二、三カ月で急を要するというようなことにつきましては、その年度の予算で対応できればそ

ういうふうにしていきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　基金を始めるときは、もちろんお金が要りますよね。ですから、ないところに基金をつくれといっても、それはもちろん無理なんですけれど、基金をつくろうというのは、やっぱり継続して行っていくというところに意味があるわけですね。１年や２年だけのものであれば何もつくる必要はないわけですよ。こういう文化財は、やっぱり１年とか２年ですぐ問題解決しまして、すっかり整備されるというものじゃないんじゃないでしょうかね。城跡の調査をやりますと何年もかかりますよ。ということなどを含めて、今後の文化財の取り組みの財源を確保するという点では、やっぱり基金を設けて、今後、継続した取り組みを行っていく必要があるんじゃないかと思います。協議があった際、それも含めてぜひ検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

大体そういう答弁じゃないかと思うんですが、ぜひ今後、検討していただきたい。

最後に、この問題について、市長に伺っておきたいと思うんですが、そういう方向をたどることが、今、私は大事なことではないかということを申し上げておきたいと思います。今、社会教育部長、非常に積極的な答弁をしていただきまして、私も希望が出てきたんですが、1983年昭和58年の第２回定例議会で、私が多摩川の伝統漁法の編さんについてという一般質問を行ったことがございます。ぜひこの伝統漁法を記録として残すということとあわせて、無形文化財に指定する価値があるんではないかという提起を行ったんですね。そのときは、当時の――今の社会教育部長じゃありませんよ、当時の部長もかなり前向な答弁をされていたんですね。しかし、その後、まだ検討中ということかもしれませんが、全国的に見ましても、この川の漁を一つのまとまった漁具なども含めて、人も含めてまとまったものとして、ずっと継承しているというのは、この日野の多摩川漁法だけじゃないかというふうに思うんですね。

平塚市の保存などもあるようでありますけど、これは漁具だけなんですね。人が実際漁をするというものは、もうなくなってるらしいんです。利根川などにもあるようなんですけれど、これもやっぱり漁具などが中心となっているということでございます。それから、大田区ではノリの博物館といいましょうかね、ノリを中心とした指定が、これあるんですけれど、大田区は東京湾に面しておりまして紫ノリと言われるノリを生産しているところですね。その文化財としての博物館をつくって保存をしているんですね。しかし、それは機具だけでしょう、あれは用具だけなんですね、人はもうやっていま

せんから。これは、国の文化財の指定を受けているんですね。平成３年だったと思うんですが、受けておりまして、こういう立派なノリの物語の冊子もつくりまして、広く区民だけではなくていろんな方にも大田区のノリについてよくわかってもらうようにしているわけです。

日野もこれ以上の伝統漁法の記録をちゃんとつくって、そして、貴重な日野市民の先代の方々が食糧としておりました川の漁の姿を、私は後世にやっぱり伝える必要があるんじゃないかというのが、現代の我々の責任だというふうに思っているわけであります。この伝統漁法というのは、魚の生態、川の実態、そういうものをよく知り尽くして、そして、その時代の当時の人たちがいろいろ知恵をめぐらせた一つの漁法でしょう。それは、やっぱりその時代を映した文化だと思うんですね。その文化を保存する、継承し、そして将来につなげていくというのが、私は民族文化財の指定の価値があるところじゃないかというふうに思うんです。ぜひそういうことをあわせて検討していただきたいと思います。社会教育部長、よくうなずいておられますので、理解していただいていると思うんですが、よろしくお願いしたいと思うんです。

それから、参考までに世田谷では民間園というのをつくっているんですね。こういうのは御存じだと思うんですけど、幾つかの民家を保存して大事にしているという例などもございますので、ぜひそういうこともあわせてひとつ参考にしていただいて、ぜひ日野の民族文化財の保存が急速に整備され、確立されていくということを、これから大いに期待しておきたいと思います。

最後になりましたけれど、これまでのやりとり、それから、私の提起など踏まえて、森田市長の文化論というような考え方をこの際に伺っておかなければ、私の質問の最後の締めくくりになりませんので、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　大変意義の深い御提言でありますので、耳をそばだてて拝聴いたしました。

いずこのふるさとでも同様だと思いますが、今日の住民のなりわいがある。それをさかのぼって、いわゆる文化財としての処遇をするということは、やり方のいろいろあるわけでありますけど大切なことだというふうに思っております。都市化が急速でありましたために、なかなかそれを許す余裕が、我々の力不足もあわせて乏しかったという一面も、また否めない事実であります。ふるさとを地形や地質、地理学的にいろいろ評

価する方法、またそれをよりどころとして長い年月を経てつくり上げられてきた、いわゆる生活文化という視点と、いろいろあるわけでありまして、日野市を我々の守備範囲として考えます場合に、なかなか調査不十分といいましょうか、つながらない面も多々あるように言わざるを得ません。とりわけ、近代史といいましょうか、いわゆる古民家とか、それからせいぜい江戸時代以降の町並みでありますとか、そういうものが日野市に果たしてどのような形にあっただろうか。地図の上ではかなりしっかりした図面もありますし、それから、地域の方々でそれらを進んで調査をし、資料として残しておられるこの業績も大きく評価すべきものと思います。

非常に地域社会の大きな変容といいましょうか、つまり自然を資本にしてつくられてきた生活文化が、むしろ今度は人間が経済成長のために都市化をせざるを得ない、こういう地域に該当したことは、果たして幸せであったか不幸であったか、これもまた評価されていい課題だというふうに思います。

しかし、今日を預かる立場といたしましては、古きを大切にするとともに、また新しきに向かって前進をしなきゃならない、こういう時期でもございますので、そのあたりのバランスを適切に考えるということだろうと思っております。もう古民家という専門的な評価もなかなか今、難しい状況にありますし、最近では日野市で一番秀でた文化財行政としては、高幡不動の体内古文書を、これを解読をしていただき、また出版物にまで資料として広く学会にも、また地域社会にも訴えていただいた。これは貴重な業績だというふうに、高幡不動の責任者御自身が大変評価をしていただいておるということがあります。それから、近ごろ土蔵について、一定の専門家の見解も情報として承知いたしておりますが、私は蔵は河野家の蔵を行先を予定をして、移設できないかということを考えたときがございましたが、結論としては、技術的に無理である、こういう結論でありました。それから、一つ市内ではありませんが、残し得た徳川年間の建物として、いわゆる甲州街道筋、立日橋通りがぶつかる溝呂木家の建物が東京都に認められて、江戸東京博物館の多摩川にある施設、小金井公園に約40戸の規模の中の１戸として再建をされてある、こういうことがあるわけでありまして、多分に遅きに失するという一面もあるわけでありますが、今、営々として都市計画事業を行う中で、いわゆる古代の文化である縄文時代の遺跡が大変な経費をかけて取り組んでおる、こういう状況でもありますので、かなり評価をされる、そういう行政の事情にあるというふうには御理解いただけるんではなかろうかと思っております。

いろいろな情報、専門家のまた御指導をいただきながら悔いのない対応をしていかな

ければならない、こう考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　市長、文化財基金というのはいかがでしょうかね、悔いのない対応をしていかなきゃいけないという言葉の中に含まれているのかなというふうに、私、受け取っているんですが、念のためにお考えを伺っておきたいと思うんです。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　悔いのない中に含まれておるというふうに御理解をいただきたいと思いますし、ただしここ１年、２年というわけには、なかなかまいらないという事情もあることも御理解をお願いしておきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　板垣正男さん。

**○19番（板垣正男君）**　「温古知新」という言葉がございますが、古きを大切にし、また新しものを知るということをうたったというふうに、私は理解いたしまして、この文化財の保存というのは、次の世代にやはり伝えるということの、今、生きている私たちの責任として伝えていかなければならない、こう考えているわけであります。

森田市長の今、答弁されたことの中にすべてが市の考えが含まれていると思いますけれど、神社あるいは仏像の体内の古文書も、まことに貴重なものだと考えております。あわせて、庶民の暮らしや、そのときの社会的な影響、あるいは生産技術などがどうやっぱり保存され、それが残されているかということを、もっともっと私たちはそのことに光を当てて取り上げる必要があるんではないかと考えております。大部分は、民衆の力によって歴史がつくられてきたということは、紛れもない事実だと思うわけでありますし、日野市内に残された貴重な文化的な遺産というのは、そういうところに、まだまだたくさんあるということを感じているわけであります。そのことは、とりもおなさずその時代を映した文化として、現在まで形を残しているわけでございます。

貴重な遺産とも言えるこの文化財を本当に大切にし保存し、次の世代に伝えるということのために、今後の一層の取り組みを期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって18の２、古民家の保存など文化財へのいっそうのとりくみをの質問を終わります。

一般質問19の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○5番（吉冨正敏君）　それでは、大先輩の後を引き続きましてやっていきたいと思います。

元日本新党ということで、現在、私、日本新党なくなりまして、今、無所属、日野市議会民主クラブ吉冨正敏ということで、一般質問をさせていただきたいと思います。（「新進党に入ればいい」と呼ぶ者あり）まだいろいろございまして、これから考えたいと思います。本日の時間があとわずかになってまいりましたので、何とか議会運営に協力をしてやっていきたいと思います。

さて、前回、市長の方に日野が住みよい都市ランキングのワーストになったことをどう思うかという質問をしましたところ、市長は雑誌社のコンテストの選考と実際の地方自治の尺度とは全く違うという答弁をされ、日野が一番だと私は思っているというような趣旨の答弁をもらいました。その中で、それだけの自負を持ってらっしゃる森田市長のおかげをもちまして、私がお願いしました保育料の口座の自動引き落としがやっと12月1日号に載りまして「吉冨さん、うそついてなかったのね」ということで、私は感謝しております。ぜひ市長のスタンスの中で福祉を進めていっていただきたいというふうに思っております。

さて、児童福祉の方で、毎回私はエンゼルプランというものをいつも市長の方へお願いをしているわけでございます。そして、私もエンゼルプランというのが新しい児童福祉の何か一つの施策の名前だというふうに勝手に解釈をしておりましたところ、総合的な国のプランだ、要は国家プロジェクトでやっていくというような内容がだんだん見えてまいりまして、やはりこの辺も市長の言うところの私の尺度が短かったんだなということで、反省をいたしております。実際の国の方でいきますと、厚生省、文部省、労働省、建設省ということで、ほとんど日野市でいえば、全事業が子供の子育てに向けて動き出すというふうに読み取った方が早いようなプランニングだということが、やっと私もわかってまいりました。明治の先人にいろいろ物事を学び取ったというような思いがいたしております。

東京都の方でもう一人、偉大な明治の方がいらっしゃったんですが、その方は今度、立候補をやめるというようなプレス発表がございました。うちの明治の先人は、ぜひ健康に留意されて頑張っていただきたい。そして、私のような若輩者に御指導、御鞭撻をよろしくお願いしたいというふうに思っております。とりあえず、今、無所属ですので。

先日、私が加盟しております日本保育協会というところの研修会に行ってまいりまし

た。その席で、厚生省の保育課長さんが講師をやっておられまして、今後の保育行政、エンゼルプランを中心に進めていくというような講演会がありまして、その後の雑談の中で保育課長にちょっとお聞きをいたしました。私も駆け出しとはいいますが、日野の市会議員をやっております。今、市はお金がないお金がないと、来年度の予算もおぼつかないというふうに皆さんが、口を合わせているのか現実なのかというのは、来年の予算を見ればわかることなんですが、その中で、国のおろしてくるものに対して、市町村が3割の負担をできないんじゃないですかと、幾ら国がやるといっても市町村、お金がないですよというふうに、課長に言いましたところ、エンゼルプランというのは国家プロジェクトでやっていきますから、財政的な不安はありません。地方に迷惑をかけるような財源ではやりませんというようなお返事でした。まあすべてじゃないとは思うんですけども、そのメインになる部分は、国の予算でやっていくというようなお話をいただきました。その辺は、私も当局じゃないんで、何が幾らついてつたかないのというのはわからないんで、その辺は後ほど部長の方で御説明いただきたいと思います。

そういう国の保証のある中で、日野市の保健・福祉計画とか、多摩川福祉ゾーンとかという何百億円も何千億円もするものが企画をされているんだなということで、また、ここで市長の造詣の深さという部分を、私はやっと理解することができました。その辺は、部長の方で、若干御説明をいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　御質問の21世紀への福祉ビジョンについて問うのうちの高齢化社会における子育て支援についてということを、今回の御質問にいただいているわけでございますが、高齢化が進む中で、女性の社会進出または晩婚化の問題、核家族化、少子化など子育てを取り巻くこの環境は、近年大きく変化をしてきているところでございます。特に子供の減少は、子供の健全な成長に影響を与えるばかりでなく、将来に向かっての人口構造上からしても、大変大きな社会問題というふうに考えております。子育ての環境づくりと申しましても、大変幅が広いわけでございますが、経済的な支援を初め、施設面を含んだ直接の子育て支援策があるというふうに思っております。

このようなことから、現在、各方面で検討されております子育て支援のための総合計画、いわゆるエンゼルプランでございますが、このことの必要性を感じているところでございます。具体的には、今も言われましたが、厚生省関係では、福祉的観点からの支援はもちろんでありますが、人づくりの観点での教育的支援が必要であるとか、また

子育てや教育にかかる経済的負担の軽減の問題、学校内外に通じたゆとりある教育の実現、さらに労働省関係におきましては、仕事と育児と両立支援の推進、また建設省においても、生活環境整備等の支援が考えられておりまして、行政として一元化、一本化した施策が求められているところでございます。日野市の子育ての支援の現状でありますが、子育てにかかわる関係課、児童福祉課、社会教育課、健康課等がございますが、これと市内の関係機関とのネットワーク化によりまして、連絡調整を図りつつ、現在あります保育園、児童館、学童クラブなどが地域の一般市民に対する子育て相談などの拠点となれるよう努力をしているところでございます。

したがいまして、将来的に、この子育てネットワークの中核施設といたしまして、子育て支援センターが必要になってくるというふうに考えております。このことにつきましては、保健・福祉計画の中にも盛り込んであるところでございます。

また、先ほどの国の厚生省の方の課長さんの方からの費用の問題ということでございますが、建前は10割国が持つというようなものでも、それにかかわる関係では必ず市の持ち出しがあるというのは実態でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さん。

**○5番（吉冨正敏君）**　3割自治の市町村ですから、3割は絶対出さなきゃいけないんだろうとは思いますが、つくるという意向があれば、補助金は出るというようなニュアンスで課長さんのお話がありました。

その子育てセンターというんですかね、そういうものの必要性という部分で、今、私のやっております保育園、それから公立の保育園等、今子育ての相談、育児の相談というのをやっております。それを、要するにネットワークにしていって中核施設として、子育てのセンターが必要だという今、形で動いております。

先日、田原議員の方からアトピーについてのお話とかというのがあったわけですが、今、私の保育園はゼロ歳児指定ということで看護婦さんと栄養士が基準配置で正職員としております。その中で、アトピーの状況食に対応できないという保育園が、どことは言いませんがある。それは、もちろん看護婦と栄養士が基準配置になってないからできないという部分がございます。そして、民間の方はあんまり父母会としての大きな動きは、今のところないんですが、公立の方は公立保護者会というのがありますので、そちらの方は、実は私のとこの卒園児が二代続けて会長をやっていまして、御多分に漏れず、お子さんは軽いアトピーということで、そういうような話も公立保護者会の方からきているというふうに思いますが、そのアトピーの中で、今新たに問題になってきて

いるのは、軽いアトピーの子は食事療法で何とか生活をしていけるんですね。ところが、重症のアトピーになりますと、今度ぜんそくになっちゃうんですね。そのぜんそくの子が、保育園ではぜんそくを起こさないんですよね。家へ帰って夜中になると発作を起こすんですよ。そうすると、大体今、日野の子は全部日野の市立病院にかかっています。そうすると、そこは佐々木先生がいまして、佐々木先生が全部対応していただいているんですが、夜中にぜんそくの発作を起こすとだれもいないらしいんですね。それで、八王子の都立病院にかけ合ってもだめ、それから、多摩の南部病院にかけ合ってもだめだということで、ぜんそくでひいひい言ってる子供を抱いて、お母さんは途方に暮れている。そういうような相談が育児相談の中へ入ってきます。では、吸入器を買えばいいでしょうというと、保健所が公害病のぜんそくには吸入器の補助をくれるんです。ところが、アトピーのぜんそくの子には補助金をくれないんですね。では、健康保険で買えばいいでしょうというと、健康保険の対象外だと。それが大体四、五万するらしいんですね。すると、お母さんの１カ月分のパートの賃金がパアというのが現状だそうです。吸入器を買うのも大変、そして、ぜんそくで子供が夜中にひいひい言ってて行く先の病院もない。先生何とかならないかというような育児相談がきます。

ぜひ子育て支援で、我々保育園が相談をすることはできますけど、医療行為はできませんので、子供たちのために24時間の緊急医療体制、それとそういう保険や今まであった古い――古い補助ですね、公害のぜんそくなんていうのは、もう。今、公害ぜんそくなんてめったにありませんから、そういう新しい体制に対する補助とかというのを、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

育児相談で、いきなりアトピーのぜんそくだのなんだの、いきなりわけのわからない話をしたんですが、皆さんも多分テレビは見てると思います。紙おむつの宣伝があります。そこへ、おしっこのつもりで水をばっと流しまします。何色でしょうか。テレビで流すのは水色なんです。生理用品も水色ですけども、そうすると、うちへ育児相談に来る子供のお母さんが、もうわかると思います。「うちの子は青いおしっこをしません」といって相談に来るんです。これが、今のお母さたちの現状なんです。ぜひそういうお母さんたちを守る、そして子供たちがこの高齢化社会を支えて無事に育っていけるためにも、子育てセンターを早急につくっていただきたいというふうに思います。

そして、今、武蔵野市に数字で０１２３と書いて、最初の頭の０を「お」と読むんですね。「０１２３吉祥寺」という乳児専用のオープンな施設がございます。ぜひ子育て家庭センターというんですかね、そのたぐいのセンターと、吉祥寺にある「０１２

3」のようなオープンな子育ての遊べる施設ですね、そういうものを日野市の方で至急御検討いただけるとありがたいと思います。

それと、もう1点ございまして、前回の決算委員会のときに、保育料の見直しはどうなっているんだとかという御質問が若干あったような気がしているんですが、ことし特別減税で年間に納めている税額が、多分全国民下がっていると思います。前年度の税額が下がると、保育料の負担額がお母さんのランクが減ります。ですから、今の保育料を来年1年は目をつぶって見直しをしないでいただいて、その分の差額をお母さんがどこそこへお金を使って、じゃ子供にあれを買ってあげようとかというふうに回るように、ぜひしていただけると、そうすると、経済効果として日野全体もお金が回って豊かになるというような部分に貢献するようになります。ぜひせっかくの特別減税ですので、保育料も来年度はぜひ据え置いていただきたいなというふうに思います。その辺のところを部長の方で御答弁お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　2点ほどの御質問でございます。再質問ですが。

この「0123」の吉祥寺のような、子育て相談の拠点を早急につくってほしいというような御質問でございます。これは、つくり方によって、いろいろまた規模やらいろいろございますけども、例えば武蔵野市のこの状況を見ますと、相当莫大な費用を実はかけているわけでございます。私どもの保健・福祉計画の中で、89ページに載せてございますが、将来のこの計画の中には、そういうものを織り込んでいきたいとは思っておりますけども、現有の保育園、児童館、学童クラブなど、こういうところをとりあえず拠点にしながら、また、民間の保育園さんにもその協力を願いながら、そういうことで当面は進めていって、また将来に向かって努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、保育料の値上げの件でございますが、既に国基準の問題からここ3年ほど据え置いてある関係で、相当差が出てきている実情でございます。長く置けば置くほど、次のときにそれを追いかけるのに大幅な値上げになるということがございます。少なくとも2年に1回ずつ、本来毎年でやっていくのがいいかと思いますが、2年に1回ずつ

で常にその数字をクリアできるようにしたいというふうに考えているところでございます。３年目になりますので、ぜひひとつ協力を得られるように市民の方にもＰＲをしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さん。

**○５番（吉冨正敏君）**　大変３年間据え置きというお言葉をいただきましたので、本来ですと、特別減税の効果でもう１年安くしていただけると、１回下がって、そこから上がってくるということで、お母さんたちは大変ありがたいんですが、逆を言えば、その分、大幅値上げになるというようなお話なんで、そういうふうに理解をしたいと思います。

市長の方へ最後にお聞きをしたいんですが、ぜひ吸入器の補助とか24時間の小児体制とかという部分、市長のお力でぜひ早期に進めていただきたいと思いますので、子育てについて全般的なお答えをいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　時代の傾向に伴いまして、育児情報が今の要するに市民の方々のお母さん層の年齢の方に正確にといいましょうか、知識に多少欠けていらっしゃる状況があるかもしれない。こういう状況の中で、児童福祉の施策といたしまして、しかも、それはまず最初に民間保育所にお願いをするという順序で、育児相談ということをお願いをしております。公立こそ、その先鞭をつけるべきではないかというふうにも言ってはおりますけど、まず民間施設にお願いをしよう。こういうことでありまして、今、余り私も知識は十分に持ち合わせておりませんが、よそにいい参考にし得る施設があるということであるならば十分学びたい、このように考えております。

それから、保育料のことにつきましては、日野市は国基準の２分の１ということを原則として長い間、堅持しております。したがって、事務的に２分の１を下回る際には若干の手直しをするということが、もう原則でもありますので、何を怠慢をしておるかというふうに、内部にはある程度指導をしておる状況がございます。

以上のとおりお答えを申し上げます。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さん。

**○５番（吉冨正敏君）**　保育料の方は国の２分の１というペースでやっていかれるというもう決定ということなんで、大変よくわかりました。お母さんたちも特別減税で少しは懐が明るいと思いますので納得はしていただけると思いますが、反対等のないように、福祉の方でぜひ値上げの御説明はやっていただきたいと思います。矢面に立ちますのが

園長ですので。また、自動振り込みが開始されますと、未収の部分が間違いなく入ってくるようになりますので、その分を計算しますと、値段を据え置いてもペイするかなという部分はあると思いますが、市長が２分の１は守るんだということなんで、わかりました。ぜひ、日野の未来を背負う子供たちのために、担当部局の方の御協力を得て、市長が先頭になってやっていただきたいと思います。以上、終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって19の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの質問を終わります。

一般質問19の２、多摩平地区のまちづくりについて問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

**○５番（吉冨正敏君）**　また、多摩平団地の建て替えという質問で申しわけないんですが、多摩平の建て替えと福祉の問題が、この１年間の私のライフワークという形で、計４回目になったのかなというふうに思います。先輩諸兄にいい加減にやめろよと言われるまではやってみたいというふうに思っております。

また、私の例の友達なんですが、またばかなことを言っておりまして「多摩平の団地が２種に用途変更になったということは、イコール団地の建て替えは決定だろう」というふうに、私に聞いてきたんですね。そこで、いや２種は、旧２種ですけどね「申請はしたけど、平成８年だか９年だよ。そして、団地の建て替えもまだ何も決まってないよ」というふうに答えたんですね。すると、そいつは不動産関係の方の仕事をやってましたんで「何言ってんだ、土地が２種になるということは、面積が倍になるんだろ。面積が倍になるのに、何で役所がただで判こを押すんだよ」というわけのわからないことを言うんですね。何言ってんだと、私は鈴木部長ともよく話をする中で、これは建設省とか東京都とか上から落っこってきたやつを仕方なしに判を押して上げていったんだ」というような説明はしたんですが、「いや、そんなはずはねえ。普通の取引だって最低必要経費と上のマージンは取るよ。それが２倍の面積になるんだよ。だったら３割ぐらいの取り分はあるんだろう」というふうに引かないんですね。その時点で、もうやっぱりこいつの言ってるのは正しいのかなと、私は考えまして、そこでもう考えはとまっちゃったんですね。私は、行政側の言い分が正しいとは思っていますけども、その友達の言ってることにも一理あると思うんですね。せっかく市長の権限で判を押して土地を２倍にしてやるんだから、それだけの見返りを市のためによこせというのは間違いじゃないな、そういう考え方もあってもいいなというふうに思います。

そんな中で、その辺の裏の話は私もよくわからないんで、鈴木部長の言うことを私は

信じておるんですが、そうしますと、面積が2倍になったということで、市に何のメリットがあったんだろうなという、その部分、まずこの辺に置いといてもらって、そうすると、いつも多摩平の自治会、きょうも会長さんが来てますけども、多摩平の自治会と市長と私や鈴木さんなんかとやっているときに、済みません夏井さんを落としました。やっているときに、市長は日野市の発展と公共の福祉のために多摩平団地を建て替えるという終始一貫した要旨ですけども、そういう発言をされている。ということは、日野市の発展と公共の福祉のために多摩平を建て替えるときに、何らかのメリットは市はもっと前面に請求すべきじゃないか、団地に対して。今までは私たち団地の住人は、建て替えてもらっちゃ困るよ。市長、何とかとめてくれという運動をしていたと思います。でも、市長はそれはとめることはできないんだよというのをずっと言ってきました。で、多摩平の団地を建て替える以上は、日野市の全体の発展と福祉のためにやっていくということを言ってきました。

だったらば、その多摩平団地の建て替えをどういうふうに公団住宅と日野市の利益として、市民の利益として推し進めていくのか、その部分をぜひ担当部局で検討していただきたいと思うんです。やはり住んでいる人間は、建て替えられるのは反対ですけども、建て替えると決まった以上は損はしたくない、そういう部分はあります。その部分、ぜひ検討お願いしたいと思います。

それから、建設委員会の方へ自治会の方で請願を出してまいりましたが、日野市の何とか部会というのに入れてくださいという請願をずっと出してきました。その中で、市長は、建て替えの部会の方は行政の機構だからだめだと至極もう単純明快な答えを一発で出されまして、それじゃ、民間人の入れるとこをつくってくださいという要望をしましたら、自治会の方でプランニングを持ってきなさい、それををたたいてみましょうということで、自治会と市役所側とプランニングのたたき台をもとに動き出したということで、部会に入れてくれという請願は取り下げというような形になっております。

その中で、自治会のプランニングは市と自治会と公団と第三者の学識経験者というんですか、それを交えてやっていこうというプランニングを出したんですが、とりあえず第1回という形で4階の、あれ庁議室というのかな、ところへ市長と前田助役と大崎部長と鈴木部長、それから、担当の河内課長、小林さんは係長だったかな、小林さんとということで、都合6人の市の代表者とそれから自治会側の会長、三役と大体6対6でしたかね、ぐらいで庁議室で初の会合を持つことができました。こういう形で自治会と日野市とが会合を持てたというのも、市長の御理解があってのことと、大変自治会の三

役の方々、感謝をしております。そして、こういうような形で、これから２回、３回、４回と市と自治会との会合が進めていかれるんだなということで、みんな大変楽しみにしています。

私はちょっとそれはまずいなと、今思っているんですね。市と自治会だけでやるということは、公団の建て替えを阻止するという動きになると思うんですね。市長は市民の福祉のために建て替えを進めると言っている。その席で、自治会長と担当部局は反対論を唱えるということで、大変まずい動きになっちゃうなということで、内心は心配をしております。何を言いたいかといいますと、そこで今、いろんな団地の住民の考えとか要点とかを、今整理をかけております。その整理をかけた後、その先に何を市長がやってくれるのかなという部分をお聞きしたいなと思います。

本来ですと、30ヘクタールぐらいになるんだったかな、ぐらいの大規模開発の問題を話し合うのに、住民の自治会長と市長と２人でやるべき問題じゃないと思います。もちろん、その自治会長というのは自治会という意味ですね。自治会と市と２者だけで決めるべき問題ではないと思います。それをいかにいろいろな第三者を交えて、公的に多摩平のまちづくり審議会というような形で進めていっていただけるかというところをお聞きしたいと思います。

やはり、昔の日野町の町長さん、町会議員さんたちもそういうのを考えて、多摩平の公団住宅を持ってきたと思います。やはり、私たちもその30年、40年先の多摩平をどうするかというのを考える義務がありますし、それを市側にやってもらうように働きかける義務があると思います。私の息子が、また多摩平に住むのかどうか知りませんが、住めば親子三代、子供が生まれれば親子四代ということで、おじいちゃんが多摩平をつくり直したんだということを、私は孫に言いたいと思います。そのためには、何というまちをつくったんだとは言われたくないんで、よくおじいちゃん、あんな20世紀の末のあんな時代にこんな21世紀のことを考えて物がつくれたねというぐらいのことを言われてみたいなというふうに、今思っております。

そんなところで、今後の第三者を交えた21世紀の多摩平を考える審議会のようなものを設置をするお考えがあるか。あれば、いつごろからやられるか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、行政の何とか部会というのがございました。その辺の何回かもう会議をやっていると思います。中間報告書が出せるようでしたらば、中間報告書をいただきたいと思います。

以上の２点、お聞かせ願いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず第１点目は、新しい委員会という提案でございますけれども、現在のところ、議員さんも御承知のとおり、先月でございますが、理事者と多摩平団地の自治会の代表者と一応お話し合いをさせていただきました。この中で、方向として、一応確認し合った内容といたしまして、これから都市整備部の都市計画課が窓口となりまして、情報の提供、それと、そういう積極的に話し合いをしていきましょう、ということで一応合意をされております。その合意に基づきまして、12月へ入りまして自治会の役員の方と都市整備部の中で話し合いを持っております。この中でも、これから話し合いをする大きな要点をお互いに整理しよう。また、進め方についてもひとつ整理をしましょう。これは多摩平の団地の方で、一応検討してみていただきたいという形で、現在は終わっている状況でございます。私どもといたしましては、この話し合いを積極的に今後進めていきたいという考え方を持っております。

また、一方におきまして、市にも行政指導本部というものが、もう既にできているのは御承知のとおりでございます。そこで、行政指導本部の９部会あるわけでございますけれども、この９部会から建て替えにかかわる要望関係、それから課題等が出ております。それで、今、都市計画の方でこれらをすべて整理を、今いたしている最中でございます。したがいまして、今後はこれらも含めまして、積極的に話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さん。

**○５番（吉冨正敏君）**　４月に設立されたばかりなんで、まだ１年経過してないんで検討中ということは、大変よくわかるんですが、やはりその先の日野というのを考えたときに、どこを基準として、その部会が検討しているのか、本部が。その部分のところを、ぜひ21世紀になって恥をかかないまちをつくれるというのを、ぜひ、市長が本部長だったかな、ということで、やっていただきたいと思います。

先ほどから、自治会と日野市が今コンタクトをとっていて、それの概略、詳細のを検討中、整理中であるというのは、私もわかっています。要するに、その先にどうしていただけるのかということなんですね。やはり市の言い分、自治会の言い分が整理がつかない間に公団が入ってくる。それから、ほかの善意の第三者が入ってくるということになると収拾がつかないという段取りはわかります。ですから、何も自治会も２年も

3年もたたなければ、その項目が整理がつかないということはないですから、ぜひ4月には、そういう形のものがスタートできるように調整を進めていただきたいというお願いなんですね。建て替える以上はこうだ、建て替えないならばこうだというような形で、今、話を整理しているわけですから、そこへもってきて基本的なテーブルは、市長は建て替えますと言ってるわけですから、建て替える方向で機関を設置して検討をしていただきたい。そして、その中で都営住宅をどうするとか、老人住宅をどうする、それから保育園、幼稚園、学校等の公共の用地を何%公団住宅に出させるかという問題があると思いますね。それこそ特養ホームを1戸つくれというようなことだってできるはずですね、二次変更で用地が倍になるんだから。30ヘクタール分の値段を計算したら、特養ホーム1戸ぐらいつくれと言ったって、これはおかしくないでしょう、市長。私はそう思うんですよね。私の主観ですからおかしいと思えばおかしいと言っていただいて、そういうことで、そういう部分を、いやそれは無理なんだよということだって説明があるはずだし、やはり公的な機関の中でオープンにやっていきたい。今、やはり多摩平の住民の方は建て替えにならないと思ってる人が多いんですね。多摩平は反対すれば、建て替えにならないんだというふうに思っているんです。

ところが、市長は多摩平は建て替えるんですと、公団も建て替えるんですと言ってるんです。建て替える人と建て替える人の真ん中に自治会長が座っているんです。私は住んでいるんです。ということは、もう建て替わるんです。あとは、部長の言うように要件の整理だけなんですよ。要件の整理が終われば、市長も公団住宅との協定書に判こを押すはずなんです。ですから、その協定書の判こを損をして押さないでいただきたい。(「そうだ」と呼ぶ者あり)おれが判こを押す以上は、特養ホームを一戸つくれ、おれが判こを押す以上は、市立病院をお前の金で建て替えろというぐらいの気構えで公団と臨んでほしい。それで、公団には、そういう発想はありませんと、今言ってると思うんですが、中堅勤労者のために、公団住宅は公団をつくっているというようなことを言ってます。日野は特別なんだ。公団住宅が老人用の住宅をつくりなさい。そうしなきゃ協定書に判こを押しませんよとか、あると思うんですよね、いろいろな考え方が。これは市長一人で考えてたって無理だと思うんですよ。やはり第三者を入れ、直接の住民、相手方の公団を入れ、その中でオープンに話し合っていって、やっていくべきだと思うんです。そういう機関をぜひ住民との基本的な整理事項の終わった後、速やかにつくっていただきたい。そうしないと、私も会長も単なる住民エゴの代表者だ、お前ら市議会でエゴばっかり言ってんじゃないというふうになっちゃう。私たちはエゴを言ってる

んじゃない。追い出されたくないから追い出されない部分をキープしてください。今4万5,000円で、4万5,000円の家賃を払えない老人はどこへ行っちゃったらいいのか。多摩川の橋の下で寝てなさいとは言えない。その部分をキープしてください。その先は市でいろいろやることはあるでしょう。せっかく1種住専を2種住専にして倍の面積にしたんだから、市だってもくろみがあるはずだし、公団との取引だってやっていけば、幾らでも生まれてくるはずなんですよ。その部分は、決して私たちはとめる気はないんですよ。

ですから、それをもっとオープンに出して、では戻り入居をした方々は何がほしいんですかと聞いてほしいんですよ。今、私たち住民がやっているのは、戻り入居を保障してください、家賃を低くしてくださいしか言ってないんですよ。帰ってきた多摩平がどうなってるかという話はしてないですよ。建て替えに同意する以上は、帰ってきた多摩平にこういうものをつくってくれという話は、まだ何もしてないはずなんですよ。その部分をぜひ、そういう会の中でオープンにやっていきたいというふうに思います。

部長にお聞きするのはちょっと心苦しいんで、市長、いかがでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　日本の経済成長の政策をとられた初期のころ、ちょうど昭和30年代前半の時期に当たるわけでありますが、今日の多摩平団地は、当時の住宅公団でも随一と言っていいぐらい、その規模においてあるいはその内容において、またでき上がりの環境においてすばらしいものであったということであります。そして、海外から、いわゆる日本の住宅政策を視察に来るお客を多摩平に案内したというふうにも聞いているくらいであります。そしてまた、入居してこられた、当時賃貸住宅だけで言うなば、2,800世帯の住民の方々が、偶然とはいえ、運よく日野市に居住を定められ、そしてまた日常生活の場となって、いろいろな新しい自治の考え方を大きく地方自治に入れていただいたという成果が、大変顕著にあったことがあるわけであります。そして、来てみれば、必要な、いわゆる地域施設がかなり欠如している。その結果が、例えば医療機関としては市立病院の思い立ちであり、また幼稚園や保育園、それらの施設が公立という形で設けられた。つまり、私のよく使う言葉ですが、長い年代をかけた八王子のような近隣に例をとれば、まちであれば、需要と供給がおのずから医療施設においても、あるいは保育園等の福祉施設においても、いろんな形で一定のバランスがあった。日野の場合は、もういきなり、いわゆる公団という当時のまた、これも新語でありますが、団地生活、つまり若い働き手を都市に迎えて、そしてなるべく低家賃で新しい

地域社会をつくっていただく、こういう政策に該当したのが、多摩平団地の生い立ちであります。

そして、その後三十数年間を経過し、社会的には経済成長がかなり高い水準に成長し、それから、いろいろな社会情勢の変化があった。とりわけ、初期のころに２ＤＫとか２ＬＤＫとか、そういう何か一世帯ではありますが、大変満たされた設計だというふうに言われた時代があるわけでありますけど、今日では、そのまたわざわざ団地サイズという言葉で言われるごとく、今日の標準世帯としてはスペースも狭いし、また構造上にもいろいろ不十分がある。ですから、建て替えを発想する側としては、単なる物理的なことではなくて、いろいろな政策として、今日に通用できる新しい時代に適合できる、こういう条件をつくろうということに、住宅政策の建て替えの根拠がある。これは、もう説明を聞かなくたって、またそれが当然だというふうに思うわけです。そして、もう一つ加えれば、公共下水道の処理場まで、日野市に買わされたといいますかね、そういういろいろな経過がありました。

ですから、最近になって、いわゆる建て替え計画、これは社会的に容認をされる、そういう状況下にある。内容の条件も、当然整わなきゃなりません。そして、私どもの日野市は、その後、自治体としてかなり発展をし、将来像をかなり具体的に描き得ている、人口規模は20万程度が適当ではないかというような考え方であります。それから、教育施設、その他、一応配置としては整った。それから、ここのところ10年ばかりまちの様相は、かなり近代化できたわけですが、人口がふえない、こういう恨みを感じております。市勢、いわゆる市のエネルギーはやっぱり一気では困るわけですが、できるだけまんべんなく徐々に人口がふえていく、つまり自然増の形でそれが満たされれば結構でありますし、多少の社会増があってもいいということを考えざるを得ないわけでありまして、建て替えという話が日野市に来ておるわけでありますから、このチャンスをいろいろな意味で、住民の方々にはなるべく100％満足をしてもらえる、それから、市のいわゆる市勢の発展にも大いに寄与していただく、今のいわゆる社会情勢に叶う中で、自治体の発展を期待をするということは、また時の行政の責任でなければならないと思っております。

そしてまた、住宅政策というのは日野市民だけの政策ではなくて、やはり国民に対する、つまり公共の福祉というのはそういう意味でありまして、住みたい人には、なるべく希望にふさわしいそういう住宅が提供できる。これはやっぱり自治体としての一つの責務だというふうに考えております。

そういうことを一定の根拠におきまして、現在の居住者にはなるべく理解をしていただき満足をしていただける、とりわけ弱者と言われる、いわゆる年金で生活をされる方々に対しては、かりそめにも大きな負担を課してはいけない、こういうまた大原則も最も大切だというふうに思っております。

伴って、都市計画上あるいは緑の政策上、また日野市のいろいろな施策にふさわしい状況を伴ってもらわなければならない。そしてまた、それに加えて、いわゆる2,000戸増戸という大きな課題が伴っております。公共の福祉というのは、そういう意味で唱えておるわけでありまして、その条件は、おおむね計画としてはお認めしましょう。どういう形で、それをじゃ具体的に展開をしていくかということは、これからの課題です。

こういうのが、今の現状でございまして、何か自治体の期待に外れているとかいうには、みずから省みて思い当たっておりません。自治会といういい組織もございますから、大変相談するにも都合がいい。そして、この間、行政側と多摩平自治会側の方々とお会いしましたのは、日野市の行政と多摩平団地が対立する関係は全くありません。つまり、日野市という陣営の中の大切な住民であり、また地域社会であります。それがゆえに、日野市は行政として、公団に対していろいろな要求もしなきゃなりませんし、調整も図っていかなきゃならない。それを調整という言い方で話しになることであれば、調整を図っていこうという考え方であります。

ですから、三者という言い方は、ちょっと該当していない。つまり、行政が大きくは行政指導という立場で表に立って、公団に対して、一定の指導という内容を詰めていく。その内容をなるべく自治会と御相談をし、共同理解の中で進めていく課題であるというふうに考えております。したがって、第三者という、どういう機関かは別といたしまして、自治会と十分話を詰める。そして、そういう大きな世の中に通用する立派な対応と、それから内容を提起していきたい、こういう考えであります。ですから、一つの陣営として矛盾することは全くない。したがって、内容的なことの共同理解を図る、そういう話し合いは十分詰めていきたい、こう考えております。

それから、公団に対しまして2,000戸の住宅を受け入れるということは、大変なことです。つまり、これくらい大きな協力はない。かつて、東京都との関係では、1,000戸都営住宅ができると、小学校１校地、2,000戸ふえると中学校１校地、これを東京都が負担をする。そして、当時最も要請の高かったいわゆる都営住宅の数の確保のために、自治体に対する、つまり都下の単位自治体に対するそういうすぐれた政策が行われたということを、我々は身をもって知っておるわけであります。したがって、今、何をお

願いするかということまで一番初めから言い出すことはない。おっしゃるような特養ホームなんていう程度のことで済むはずはありません。

そういうふうに考え方でおりますので、ひとつ御心配なく御相談もいたしますし、またお任せもいただくということで、どちらもめでたしめでたしの成果を上げたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　吉冨正敏さん。

**○5番（吉冨正敏君）**　特養ホームなんて、そんな安い値段じゃ売らないよという保証をいただきましたんで、多分市長の方で何かいろいろあるんだなというふうには思います。私、今ちょっとお米の値段がわからないんですが、日野の四百何十億円だかを何万石だかに直していきますと、多分何十万石に相当するぐらいの石高になると思います、お米の高さでいきまして。

市長は、よく私と自治会が行きますと、だれかが私を悪代官と呼んでいるというような発言をなさいます。（「今、言わないわよ」と呼ぶ者あり）それで、その中でまあ先を聞いてください。（「はい」と呼ぶ者あり）何十万石という日野市の城主、やっぱり森田名君という形で、ぜひ多摩平の住民が泣かないような行政をしていただきたい。そして、納税者が損をしないように、公団からありとあらゆるものを勝ち取っていただきたいということをお願いして最後にしたいと思います。

ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって19の2、多摩平地区のまちづくりについて問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時37分　散会

# 12月13日　火曜日　（第６日）

平成６年
第４回定例会　**日野市議会会議録　（第37号）**

12月13日　火曜日　（第６日）

**出席議員　（30名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島　久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田　勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 簇野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬　隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

**欠席議員**　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年12月13日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案第80号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議員提出議案第16号　日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（請願上程）

| | | |
|---|---|---|
| 日程第 4 | 請願 第 6 -54 号 | 診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情 |
| 日程第 5 | 請願 第 6 -55 号 | 核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願 |
| 日程第 6 | 請願 第 6 -56 号 | 日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「(仮称) クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願 |
| 日程第 7 | 請願 第 6 -57 号 | 減歩の諸点について見直して下さいの陳情 |
| 日程第 8 | 請願 第 6 -58 号 | 住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 |
| 日程第 9 | 請願 第 6 -59 号 | 3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 |
| 日程第 10 | 請願 第 6 -60 号 | 日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願 |
| 日程第 11 | 請願 第 6 -61 号 | 多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 |
| 日程第 12 | 請願 第 6 -62 号 | 乳幼児医療助成制度の充実を求める請願 |
| 日程第 13 | 請願 第 6 -63 号 | 日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願 |
| 日程第 14 | 請願 第 6 -64 号 | 清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 |

本日の会議に付した事件

日程第1から第14まで

午後１時５分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問20の１、日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統のバス増便を！の通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

**○17番（奥住日出男君）**　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統のバス増便を！ということで、４回目ぐらいになるかと思いますけれども、質問をいたします。

御案内のように、この路線は平成３年11月18日に開設をされまして、ちょうど３年が経過をしたところでございます。長年の懸案であったこのバス路線、いわゆる交通不便地域である日野台地域の住民からは、貴重な足を確保していただいたということで大変喜ばれておるところでございます。乗車率も平成５年度の実績率を見ますと、平均70％と、かなりの利用率でございます。大変重要な交通機関になっておるところでございますけれども、運行時間帯、これにちょっと問題がありまして、利用者からは朝、夕方の便をもう少しふやしてもらえないか、こういった要望が多く出されております。当然、当局の方にもこういった声は届いているかと思いますけれども、すなわち、始発が日野駅を午前８時、終バスが同じく日野駅を５時20分、こういう時間帯でございますので、なかなか通勤・通学者にとっては「もう少し朝晩、何とかなりませんかね」こういう要望となっておるわけでございます。

冒頭申し上げましたように、私もこれが開設して以来、増便について過去何回か質問をさせてもらっておりますけれども、公共交通機関である日野駅と豊田の駅が発着という規定になっておりますので、こういった声も当然かというふうに思います。

そこで、過去の要望時には「今後、十分検討をしていきたい。さらにはバス会社である京王帝都側とも十分折衝をしていきたい」こういう答弁がなされております。したがいまして、その後の検討結果並びに折衝経過等についてお答えをいただきたい、かように思います。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の日野駅、豊田駅間のミニバス、通称日野台路線と申しておりますけれども、御質問にもありましたように、以前から増便ということでの要請を受けておるところでございます。平成３年11月に開通いたしましてから、運行会社であります京王帝都電鉄の方とも折衝いたしておりますが、当座のときは、その利用状況を見てまた検討をしたいというような会社側の回答でもございました。

その後、利用状況につきましては、御質問にもございましたように70％近い乗車率ということで、平均１台につきまして９人から20人程度の利用というような、わずかではありますけれどもふえております。そのような利用状況がふえておるということで、市といたしましても運行会社であります京王側の方に、その後、増便はどうかというような折衝を行っておりますが、京王帝都側といたしましても、一つの運行形態を持つのにサイクルといいますか、ローテーションがございます。車の数、あるいは運転手の勤務時間というようなことがございまして、運行時間を早める、あるいは夜間の方に延ばす、延長するというようなことになりますと、バスの購入あるいは運転手の確保というようなことで、かなり費用がかかってくるということでございます。

この費用につきましては、やはりバスの経営を行っているという中では、赤字というようなことではなかなか会社としてもできないわけでございますが、そこを市が補助をいたして何とか運行をというふうに願っておるのが、この日野台路線に限らずミニバスの状況でございますが、しかし人員あるいは車両の確保で、倍増をいたすというような金額になりますと、なかなかこれも難しいというような状況が出てまいります。現在、高幡から日野駅の新しい便といたしまして、南平路線を考えておるわけですが、これにつきましても京王側としてはかなりの負担があるというような中で、いろいろ便を図るについては会社側も負担が出てくるというようなことで、なかなか積極的な回答は得られておらないわけでございますけれども、市といたしましては、南平路線が正式に決まった後、今後、日野台路線あるいは平山から高幡にかけてのミニバスの今後の充実を会社に働きかけていきたいというふうに思っておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　ありがとうございました。

財政難ということは重々承知しておりまして、無理な要望かと思いますけれども、今の部長の方の答弁で、高幡の路線が決まった、その後、充実ということで考えていきたいということなんですが、そちらの方の路線の見通しというのはいつごろになるのか。

それと、ただいまの御答弁の中で、倍増というふうな御答弁がございましたけれども、

私どもがささやかな要求をしているのは、朝晩、１本になるのか２本になるのかわかりませんけれども、例えば予算の範囲内で、この程度までは何とか可能だよとか、こういう要求ならば京王帝都側ものんでくれるだろう、何かその辺の歯どめ的なお考えがあるかどうか。その点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　私の答弁の中には、倍増という言葉も使わせていただきました。１本ふやすといいますか、２本ふやすのであっても車はもう１台買わなきゃいけない、あるいは人はもう１人ふやさなきゃいけないという意味では倍増になるわけですけれども、御質問にありましたように、朝に限りとか、あるいは夕方に限りというようなことでの増便につきまして、一般的には倍増になりますけれども、その部分だけを、一つ人の場合であったらば時間外というようなこと、まあ経費はかかりますけれども、倍ということでなくて割増し的な、若干の割増しで済むかどうかというようなことがあるわけでございます。そういうような具体的なことにつきましても、今後、交渉していきたいというふうに思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　ありがとうございました。

今後、交渉していくということで、前回からの答弁でも「今後、検討していく、折衝していく」ということで終始をしてきております。限られた財源をどううまく使うか、財政運営が大変厳しいのは承知しておりますけれども、やはり市長が常々言っておるように、本当に安心して住めるまちということ、住民本位のそういったまちづくりを進めているわけですから、可能な限りそういった面の御検討もしていただきたい、このように思います。この件の質問につきましては、今後エンドレスでタイムリー的に質問をしたいと思います。中間的な、今こんなふうになっているんですよ、というようなことが一番大事ですから、こういったところを住民の方にも御理解いただきながら、一日も早く、朝でもいいですし、朝がだめならば夕方の便でもいいですから、増便の方を努力をしていただきたい。このことを要望しまして、この質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって20の１、日野駅～日野台二丁目～豊田駅北口系統のバス増便を！を終わります。

一般質問20の２、市営住宅の建て替えについて問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

**○17番（奥住日出男君）**　市営住宅の建て替えについて、質問したいと思います。

ここ数年、進められております市営住宅の建て替え、この件につきましては、住宅困窮者にとって大変ありがたい施策であることは申すまでもないわけでございますけれども、現状を見ますと、申込者が大変多いということで、入居することが厳しい状況にあることは御案内のとおりでございます。

しかしながら、申し込みができる有資格者は、大変私は幸せではないか。収入が若干オーバーしてしまうケース、あるいは足りないケース、そういう方のことを考えますと、いろんな面で見直し、改善を図っていく必要があるんじゃないか。例えば収入基準の見直しを市民の声として国の側に、あるいは都の側に反映させていくとか、あるいは低所得者用の住宅、こういったものを建設をする、こういう策を講ずることが必要である、このように常々考えているところでございます。

そこで、３点について質問をしたいと思います。

１点目は、今後の建築計画でございます。数年前に私も今回と同じような質問をしましたときに、森田市長の方から構想として、市営住宅の建設戸数を1,000戸程度にしたい、こういう御答弁をいただいた経過がございます。その当時の市営住宅の戸数が 500戸にまだ満たない――満たされていたか、500未満だったと思うんですけれども、そういうことを記憶しておりますので、当時は倍増計画だな、こういうふうに受けとめたわけでございます。現在の戸数は、先日承認されました下田住宅、この27戸を含めて 624戸ということになっておるわけです。1,000戸の計画だと、あと376戸、こういう数字になるわけでございますけれども、構想も含めて建築計画をお聞かせいただきたい。これが１点。

２点目は、第２種住宅に一般世帯用向けを私は建築すべきじゃないか、このように考えますけれども、御見解をお伺いしたいというふうに思います。これは、働き手である一家の柱を失った一市民の実例でございますけれども、収入との関係で家賃が過重な支払いの状況にある民間アパートに入居している方でございますけれども、現在の収入源は遺族年金とパート収入でございます。御承知のように、市営住宅の申し込みの収入基準というのは、遺族年金は収入とみなさない、こういう規定がございます。したがって収入はゼロ、こういう計算でございます。残るはパート収入だけ。この方はまだお子さんが小さいものですから、なかなか普通のパートさんと同じようにフル時間働けない。「失礼ですけれど月収はどのくらいですか」というふうに聞きましたところ「６万から７万円ぐらいです」こういうことなんです。これだと、申し込みができないんです。ただ、家賃の３倍の収入があればよいという特別の基準がございますけれども、

これもいろいろ家族構成、子供が小さいですから親がその家へ行って面倒を見なきゃならない、こういったいろんな条件を加味すると、ある程度条件も決められてきてしまう。今の建て替えの、いわゆる中高層の市営住宅では、3倍の件を引用しても申し込みはできない。こういう状況にあるわけでございます。これは一つの実例ですけれども、ほかにもこういった住宅困窮者は数多くいらっしゃるんではないか、こんなふうに思います。そこで、ぜひ一般世帯向けの住宅として第2種住宅の建築の推進を願いたい。現在の第2種住宅は高齢者が主でございますから、やはり高齢者以外でも、こういった若い方にも低所得者という層がありますので、ぜひ推進を願いたい。また、現状で救済措置が何かあったら教えていただきたいと思います。これが2点目の質問です。

3点目は、収入基準の見直しについて、ちょっと不勉強で申しわけないんですけれども、いろいろとお聞きをしたい。収入基準をクリアーできずに困っている入居希望者が数多くいらっしゃるんですけれども、とりわけ若い人、こういった方からいろいろと問い合わせが多く来ております。今の若い方が結婚をされる。当然、共働きというケースが多くなっております。2人の収入を合わせるとかなり収入基準をオーバーしてしまう。収入基準に合わせて勤務を変えることというのはなかなか難しいし、どうしても収入基準の見直しを考えていただくしかないのか、こんな結論になるわけでございますけれども、収入基準というのは大体3年から4年に見直されてきております。ただ、その見直しが、今の数字を見るとかなり低いんじゃないか。現状にマッチしているかどうか疑問な点もございますので、収入基準の見直しがどんな資料を参考にして、どのような基準で見直されて改定されるのか。また、市の意見等はこういった改定の場に反映をできるのか、しているのか。また、そういった場所で、どんな形で反映して収入基準の見直しにつながっているのか。それと、次回の見直し時期、これがいつごろになるのか教えていただきたい。

以上3点、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答えいたします。3点ございます。

1点目の建て替え計画でございますけれども、現在、市営住宅は8団地ございます。今、建て替え中を含めまして5団地が中層住宅となっているわけでございます。今後の建て替えの対象地域でございますけれども、昭和36年度に建築しました木造の第一東光寺団地、それから昭和38年度に建てました第二東光寺団地、それに昭和31年建設の城址が丘団地の3団地でございます。

建て替え計画でございますけれども、第一東光寺団地は、現在48戸あるものを一応79戸、また第二東光寺団地、現在20戸を30戸に建て替える計画となっております。

建て替えの時期につきましては、平成８年度以降となっております。道路の整備、また仮住まい、そこに今いらっしゃる方の仮住まいが、確保を図りながら平成９年から11年にかけて行ってまいりたいと思っております。

また、一番古い城址が丘団地は、平山の区画整理の事業の中にございますので、その区画整理事業の進捗状態を見ながら建て替え計画をやってまいりたいと考えているところでございます。

２点目の、一般住宅の第２種の確保についてでございます。現在、御承知のとおり、向川原団地に264戸ございますが、その中で48戸が第２種でございます。それから今募集いたしました高幡団地につきましては、58戸中、28戸が第２種となってございますが、この第２種につきましては、高齢化社会の対応というために、高齢者住宅と、それから身障者用の住宅を受けて優先させていただきました。我々としても安い金額で入っていただくための第２種住宅につきましては、十分、認識しておりまして、さきに申しました東光寺団地の計画の作成、これは８年度に計画作成をしたいと思っておりますけれども、中で第２種の一般世帯向けの確保を図ってまいりたいと、今考えているところでございます。

また、同じ公営住宅の中でも、そこに大坂上の建て替え計画、これは７年から17年までだそうでございますけれども、268戸のうち74戸が第２種一般住宅となっておるようでございます。その節には地元割り当てというものがございますので、この地元割り当てを最大限確保するように要請をしてまいりたいと思っております。

それから収入基準の見直しでございますけれども、これは公営住宅法というのがございまして、その施行例の中に、第１種の住宅の申し込み収入基準が、月額所得が11万5,000円を超えて19万8,000円以下である、また第２種住宅が11万5,000円以下であると規定されております。公営住宅のこの収入の割合、すべて公営住宅法に基づいて決められておるような現状でございまして、日野市もそれに沿った申し込み資格は同額の規定でやっているところでございます。

見直しでございますけれども、前回の公営住宅法の見直しが平成３年１月に政令で改正がございました。そのときに収入基準の見直しがされたわけでございます。今まで改正状況を見ますと、昭和57年、61年、平成３年となっております。４年から５年間隔で見直しが行われるというのが実情でございます。今のところは日野市としては施行令

の改正があり次第、条例の改正をさせていただきたいと思っているところでございます。日野市独自でということがございますけれども、東京都がことしの２月に「東京都住宅政策審議会」というのがございまして、応能応益家賃負担制度というのが提言されまして、たしか７月の都議会で上程され、可決され、来年の１月から実施ということを聞き及んでございます。これについては、ここにございますように中身の詳しいことはあれですけれども、収入に応じて公営住宅法で上限は決められていますけれども、もっと収入に応じたきめの細かい家賃の決め方ができるというようなことで、高幡団地に一部それを取り入れたわけですけれども、将来、当市でもこのような制度が取り入れられるかということは検討していく課題だろうとは思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　どうもありがとうございました。再質問をやめようと思ったんですけれども、何点か再質問をさせてもらいます。

１点目の質問で、将来構想、どのぐらいの建築計画があるということなんですが、ただいまの総務部長の御答弁だと、第一東光寺団地の建て替えと城址が丘という構想が今言われたんですが、最終的に、過去、市長が、1,000戸ぐらい市営住宅を持ちたいという構想がございました。それが崩れていないのかどうか、あるいはもっとつくらなきゃだめなのか、そんなにお金がないからできませんよというのか、構想で結構ですから、もし何かそういった考えがあったらお聞かせください。なければ結構です。

二つ目の２種住宅の件でございますけれども、ただいまも高齢者を主にというようなお話でございました。ただ、日野市は保健福祉計画がことしから平成12年まで、７カ年でいろいろと施策を計画しまして、それを何とか事業実施したいという、こういうことで確認を見ているわけでございますけれども、この施策の中に、市民の自立と生活の安定を目指してというメインスローガンがございます。さらに、この中身をよく見ると、私もこの作成に携わった一員ですから、これについてどうのこうの言うつもりは毛頭ないんですけれども、この中に「母子・児童福祉の事業として家賃の助成や母子世帯用の公営住宅の整備確保を進めていきたい。さらには低所得者福祉の施策として第２種住宅の整備を推進していく」という、こういうことが述べられております。ただ、重点実施計画の中では、残念ながらひとり親家庭の家賃の助成だけなんですけれども、将来にわたって大変重要な保健福祉計画の中にも住宅関係が述べられているわけでございますので、ぜひこの第２種住宅の建築に向けては、一般世帯向けの建築を考えていただきた

い。御見解があればお聞きしたいんですけれども。

それで、救済措置があったら何か教えてほしいということなんですが、今の総務部長の御答弁だと、きめ細かくいろいろと収入基準をつくっていくということですけれども、例えば、今、家賃の３倍、ですから例えば１万円の家賃なら３万円の収入があれば申し込めるということなんですけれども、例えば川原付団地、３号棟が平成２年度に完成しまして家賃が４万5,000円になっているんです。ところが一気に４万5,000円にはならないんです。これは５年間で調整しますから、多分、初年度は１万円ぐらい。だんだん行って５年目に、ここで条例で決まった４万5,000円になる、こういうことなんです、市営住宅の家賃というのは。そうすると、４万5,000円の３カ月分、13万5,000円ですか、こういう収入がなきゃいけないのか、あるいは調整ですから初年度は１万円程度ですから３万円の収入でいいのか、この辺をちょっと、勉強不足で申しわけないんですけれども、教えていただきたい。

今、高幡団地が申し込みが終わりましたけれども、建て替えた。あそこは家賃が3,700円の平屋の住宅を中高層にしたんです。ですからあそこの入居者は今、川原付の３号棟に3,700円の家賃で新築の３ＤＫに入っているんです。これは平成７年度まで５年間、3,700円でずっと入れるんです。高級乗用車を持ったり、かなりの高額所得者が入居している。これは入居するときにはそれだけの基準をクリアーしていますから問題ないんですけれども、いろいろとそういうところを見てくると、何とか救済措置ができそうな気がするんですが、一事例だけを挙げて「これはどうなんだ。この人はどうなんだ。かわいそうじゃないか」と言うつもりは毛頭ないんですけれども、そういったところへメスをいれるのも一つの行政の仕事ではないかということなんで、その辺のところから救済措置があれば教えていただきたい。

３点目の収入基準の見直し、これは今も御答弁がございましたように国で決めるわけですから、市の方はその決まったことに対して何もできませんし、それに従ってやるという、これでいいんですけれども、例えば市長会か何かで、何か一市の意見等を述べる場面があるのか、できないのか、また述べたことがあるのか、過去にですね。こういうことがもしありましたら、これは市長の方からちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

以上３点でございます。大変貴重な時間ですから余り再質問したくないんで、端的に、明瞭に、わかりやすいように、ひとつお答えをいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

○市長（森田喜美男君）　　3点の質問の中、第1点と第3点について、私からお答えいたします。

かねて公営住宅の一番地元の自治体が建てますところの市営住宅、その市営住宅の数をできるだけ維持したい。当面1,000戸ぐらいをひとつ目途に持ちたいものだというふうに、住宅政策として述べたことがあるわけであります。今でもその考え方を大きく変えたということではありませんが、現実の問題として、新たに用地を確保して市営住宅の建築地とするということは、現状なかなか困難であります。したがいまして、既存の市営住宅を建て替える際に若干の増戸を図る、中高層化して若干の増戸を図るということを今進めてまいっております。

それに加えて、御承知のとおり「代用市営住宅」と仮称しておりますところの、つまり市民の建築物の提供によって市営住宅的扱いをする、こういう方策をとっておることは御承知のとおりであります。既に過去3年ほどの間に3棟、五十数戸、3人の御協力によって事業が進んでおるということがございます。これは家賃が若干、市営住宅から見れば高いわけでありますけれど、市の政策として戸数を相当数保持できる、そういう見通しができております。そういう形で、今後なるべく都営住宅あるいは公団住宅、その他供給公社の住宅等も含めて、いわゆる低家賃、賃貸住宅の戸数をなるべく確保していきたい、そういう考え方がございます。

第3点目、いわゆる公営住宅、とりわけ市営住宅の家賃の建築年次によってのアンバランス、確かに相当な矛盾もないわけではありません。それから、一たび、なにか入居という権利を確保すると、かなり優遇といいましょうか、ちょっと他から批判を受けかねない、いわゆる戻り入居までの仮住まいという期間があるわけでありまして、その仮住まいはたしか元の家賃に追加しない形で家賃徴収、使用料の徴収を行っていると思います。傾斜家賃方式をとっておりますので、5カ年間、いわゆる傾斜家賃でかなり優遇されておる。これはしかし建て替えのためにどうしても協力をしていただく、そのためのまた条件の提供でありますので、いずこも同じような方式がとられておるということでありまして、いろいろな矛盾もないわけではございませんが、特に市営住宅という事業の中で、市長会等から積極的に家賃等についての意見を当局に提言をするというふうな行動は、今までのところ経験をしておりません。必要があれば我々の方からも考えていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　いろいろ提言の問題でございますけれども、日野市市営

住宅条例の中にも「申込者の資格」という第５条がございます。ここには、いろいろな要件のものについて書かれているわけでございますけれども、いろいろ現在、住宅に困っている者とか、60歳以上の者であるとか、そういう中で現に管財課の方でも住宅問題についての相談は何件かいつも承っておりますので、細かい点に、いろいろの理由で困っていらっしゃる方があると思いますけれども、そういう方は遠慮なく相談いたしておりますから管財課の方へ、市営住宅また都営住宅の関係もそうですけれども、来ていただいて気軽に相談していただいて実情を訴えていただければ、それなりのアドバイスをしているのが現状です。これからもさせていただきたいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　ありがとうございました。

市長の方で、低家賃の戸数を確保していきたいということでございます。これは今すぐどうこうじゃなくて、こういった本当に住宅困窮者がばかを見ないように、何とかひとつ温かい施策を講じてほしいというお願いでございますから、今、前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ今後力を入れていただきたい。こういうふうに思いますけれども、今、総務部長が第５条の中の申込者の資格、本当に困っている人は何なりと相談してください、いろいろとアドバイスをしましょうということで、困っているから相談に来たんですよ。来たんですけれども一蹴されまして「だめですね。それじゃ申し込めませんね、あなたは」と、それだけなんです。ですから今みたいな、総務部長みたいな優しい方であれば、その方も何とかすがりつくような形になるんでしょうけれども、窓口でぱっと書類を見て「あ、だめです。あなたは申し込めません」こうなっちゃうんです。これがお役所仕事とは言いませんけれども、やはりもう少し違ったアドバイスをしていただくと、もっとその方もショックが和らいだのかなと。

この条例の中には「現に住宅に困窮していることが明らかであること」それと「収入に比して著しく過重な家賃の支払いをしなければならない者」、こういう申込者の資格と使用者の選考があるんです。今回、質問させていただいた、本当に困っている方、収入が少なくて申込ができない、まさしくこの資格があって、使用者の選考の中にも十分に入る方なんです。こういう方がいる。ただしゃくし定規に、数字的にこれこれこうだからだめですよじゃなくて、今総務部長が言ったようなことをぜひ窓口でも言っていただけるように御指導をお願いしたい、このように思います。

今の世の中、よく市長が大変温かい言葉を吐くんですけれども、この保健福祉計画、

生涯にわたって健康で安心して生活ができる福祉社会、福祉ということは満足ということですから、100%満足できなくても、それに近いような行政運営をぜひお願いをしていただきたい。このことを要望しまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって20の２、市営住宅の建て替えについて問うの質問を終わります。

一般質問21の１、地方自治とりわけ住民自治の後退を迫るような内容で、政府がすすめている「地方分権化」に対しての評価と見解を問うの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

**○８番（森田美津雄君）**　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

日本国憲法とともにスタートしました戦後の地方自治については、憲法第８条に地方自治の章を設け、92条で、地方公共団体の組織、運営に関する事項は「地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」というふうに規定をしております。この憲法の言う地方自治の本旨については、住民の権利の拡充、地方公共団体の自主性、自立性の強化、さらには地方公共団体の行政の公正という３原則を指すことは、今ではよく知られておるところであります。

また、保障される地方自治は、住民自治と団体の自治、つまり自治体の運営を地域の住民の意思総意に基づいて行うという原則と、中央政府などの外部からの統制などを排除した自治体の独立性の保障という二面によって構成されているということも、今では当然のように解釈をされております。

そこで、憲法がなぜ、わざわざ第８章を設けて地方自治を制度的に保障しているのか。この点は、地方自治の役割や権限とも大きく関係するところですので、ぜひともまずこの点を、まずどういうふうにお考えになっておられるか、お伺いをしたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の、憲法における地方自治の考え方でございますが、なかなか憲法学者でもいろいろあるわけで難しいところでございますが、御質問にありました地方自治のことですが、憲法が規定しております地方自治につきましては、地方自治を国の統治原理の一つとして明確に位置づけて、これを制度として保障し

ておるものと思っております。

特に８章の中の憲法92条には、地方自治の本旨というようなことが書かれておりますが、この地方自治の本旨ということにつきましても、憲法の中では明文な答えはないわけでございますけれども、地方自治という言葉を一般的に分析すれば、地方団体が独立の団体として自己に属する事務を自己の責任において自己の機関によって行うことであり、地方住民の意思に基づいて施策を行っていく、ということだと思っております。一般に憲法学者の中では、団体自治と住民自治との二つの要素を兼ね備えた地方自治を確立することだというふうに言われております。しかし、地方自治が民主主義の原点といいますか、基盤であるということではございますけれども、現在の日本の地方自治がどういう姿であるかということにつきましては、いろいろ意見があるところでございます。これまで地方行政調査会におきましても、地方自治ということを強く主張いたしまして、国と地方の関係の見直しというようなことが何とか答申されてきておるわけでございます。

最近では、地方分権という言葉で、その国と地方の役割を見直すというようなことが言われてきております。先月22日にも地方制度調査会で、地方分権についての答申がされておりますが、国の役割、地方の役割というようなことがある程度具体化して、これを法的に確立するようなことが答申されておりますけれども、こういうような際に、改めて地方自治の確立ということがどういうものであるかということを認識する機会であろうかと思います。そんなふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○８番（森田美津雄君）**　ありがとうございました。

ただいまのお話の中にありました、住民自治と団体自治ということを出されましたけれども、私もこの地方自治の中身として、先ほど触れました地方自治の本旨、これはまさに住民自治と団体自治ということを、ともにきちんと保障していくということが民主主義の統治体系の一部として大切なんだということだと思うんです。

この民主主義の統治体系の一部として、国民や住民の基本的な人権を保障するということが求められる。その人権の保障の原理ということは、まさに住民自治と団体自治を結びつけている、そのきずなである、あるいはそれを支える原理である、というところも異論のないところのようです。憲法の定める国政の統治体系というのは、言うまでもなく国民の基本的人権を保障するための手段であるわけです。このことは、具体的には憲法第３章をずっと見ていけば明らかになるところでありますし、全文をきちんと読

んでも、そういうことは明確に浮き彫りにされているというふうにも思います。

したがって、国政の統治体系が国民の基本的人権を保障するための手段であり、さらに地方自治の保障があるということは、国民や住民はその人権のために二重の統治体系を持つということを憲法が宣言しているというふうに解することが最も自然であるというふうに思うわけです。このことは、国、地方を問わずいずれの公権力も国民、住民の人権保障のために使えるべきである、こういう立憲民主主義憲法上の、また当然の帰結でもあるというふうに思うわけでもあります。したがって、本日の地方分権に関するテーマも、このような物差しをきちんと当てて検討することが憲法上の要請でもありますし、また国、地方公共団体の責任であるということを、まず確認しておく必要があろうかと思います。

そういう意味からすれば、地方の権限さえ多くすれば、国の政治はどのようなかじ取りで運営されようが構わないと言わぬばかりの分権論は、まさにおかしいわけでありまして、人権保障としての自治の利便を生かし切ったということにはならないというふうに思うわけであります。要するに人権保障は、憲法に基づく限り国政レベルでも地方自治体のレベルでも追求されていかなければならない。仮に自治体がその前線に立つとしても、そのことが国の政治が人権保障にかかわりを少なくしてもよいということには決してならないということも、しっかりと押さえておかなければならないと思います。

このような視点に立って、政府、財界が今進めてきております今の地方分権論議、それにまつわる諸問題を検討することが大切だろう、そういう方向を定めておかなければならないというふうな気がしております。

今、憲法の原理・原則がまた激動の歴史的な転換期を迎えているという認識はどなたもお持ちかと思います。現在憲法の原理・原則が、あるいは発展的、また場合によっては後退的な転換を余儀なくされ、あるいはまた質的な発展を一方で求められる。そういう意味では、大きく試されているというふうに言えようかと思うわけです。そうした意味では、先ほど部長もお触れになりましたけれども、民主主義と人権保障のあり方自体が大きく問われているというふうに言ってよいかとも思うわけです。

今、中心政治的な問題として、その具体化が政治日程にも上っている地方分権は、地方自治の重視が世界的な流れになる中で、日本特有のものではなく世界的な規模でも言われるところです。その意味では、近代以降の中央集権政治が世界的な規模で試されている、こういうことも言えようかと思います。この点、中央集権政治の伝統が特に強かった日本において、その矛盾は大きく噴出しているということが言えるかもしれま

せん。

第二次大戦後、人権の国際的保障の必要が唱えられて、1948年には、御承知のように世界人権宣言が採択され、66年の国際人権規約が、またこれを採択をされております。そして今、人権保障をより強固にするために、地方自治の国際保障が求められております。その意味では、まだ聞かれたことがないかもしれませんけれども、1988年に発行した「ヨーロッパ地方自治憲章」とか、あるいは現在、制定作業が進行中であります国連における世界地方都市宣言は、世界における地方自治の流れを方向づけるものとして注目に値すると言えるのではないかというふうにも思うわけです。

ところで、なぜ地方自治がこのように世界の流れの中で大きくクローズアップされ、分権が唱えられているかといえば、一つには、これまでの中央集権的な国家体制がいろいろな問題を噴出させた。一つには、官僚と中央の政治家による政治の独占、さらには財界と結びついて政・官・財の構造ができ上がり、その結果、統治機構が、最初に申し上げたような本来の目的である国民の権利の保障に十分な機能をし得なくなった。そして、その弊害を排除するためには、どうしても民主主義の枠としての地方自治を導入する必要があるというような背景が出てきたんだろう、認識されるに至ったんだろう、というふうに思うわけです。

さらには、福祉の問題をとらえても、地方自治は決定的な意義を有するということ、つまり福祉を与えられたものと考えないで、主権者としてみずから確立するものとして考えていこうとすれば、地域福祉外にはないわけでして、地方独自の計画を立てて押しつけるのではなく、地域の住民がみずから福祉を確立していくことこそが大切だというふうに言えるからだろう。

さらに、環境の問題を考えるときにも、既にヨーロッパでは自然エネルギーや交通廃棄物など、地球環境にとって最も重要な課題を解決するのは自治体以外にはないと考えるようになってきております。コミュニティを土台にしてエネルギーを管理する。交通を公共的なものにして廃棄物をリサイクルする。このように将来の地球環境を考えていくなら、改めて地方自治が地方自治にこだわらざるを得ないというふうに言えようかと思います。これらが相まって地方分権の論議が世界じゅうで行われているのだというふうに理解できようかというふうに思うわけです。

今、政府や財界が進めようとしている地方分権に関してはたくさんの論議があるわけですけれども、とりわけこの政府、財界の言うところの地方分権は、果たして今述べましたようなこと、これを踏まえて人権保障に焦点を合わせたものであるかどうか。と

りわけ住民自治の視点は持っているかどうか、この点が最も私は問題だろうというふうに思っております。

この間、国会で地方分権推進に関する全会一致の決議が、93年６月３日になされました。そのことを受けて行政改革推進審議会、ここでのパイロット自治体構想、さらには中核市と広域連合について、地方制度調査会に答申を求めました。これら国側からの提起が次々になされたり、あるいは政党や民間団体、自治体首長の提言等も相次いで出されておる中で、今回、今年度の11月５日の新聞報道によりますと、地方分権推進大綱の素案の、さらにもとになる答申が政府の行政改革推進本部地方分権部会、これによってまとめられております。

少しこれについて触れてみたいと思うわけでございますけれども、基本理念をまず掲げて、地方分権の推進の目的は「きめ細かな住民ニーズの実現、住民自治意識の向上、政・官・財癒着の構造の是正、地方公共団体の責任の明確化、地方政府の機能純化、東京一極集中の是正にある。簡素で効率的な行政の実現のために、国、地方を通じた規制緩和と行政組織のリストラが必要である」こんなふうに基本理念をうたい、そして国の役割、そして地方の役割を定め、国から地方への権限の委譲について、当面の地方分権は都道府県、市町村の二層性を前提にして国から都道府県への分権を最優先にするというふうな内容を持ち、具体的に機関委任事務制度については廃止するというふうに打ち出しておるわけです。

さらに、私どもが心配をしております財源基盤の整備について、地方財源の確保を図るべきだというふうには言っております。また、課税の自治権が強化されるべきであるということにも触れ、地方交付税や地方債、国庫補助金についても触れております。

そして一方で、自立的な地方行政の整備・確立というところで、市町村の数は基本的に多過ぎるので市町村の合併を促進させる。この点も私は大変問題だと思いますけれども、そういうふうなことが一方ではあり、つまり受け皿をつくるということを、この素案のもとになっている答申の中で述べております。

さらに、地方分権を推進する法律、これは来年１月に国会に提出されることは予定されているものですけれども、地方分権推進基本法をつくる。それから、ここでは地方分権の進展を監視する第三者機関として、地方分権推進委員会を設置する。そして実行機関としては首相を本部長とする地方分権推進本部を設置する、というようなことを触れております。

その後、今月の12月８日に、この答申は地方分権推進大綱素案として総務庁によっ

て策定されております。この内容も、もちろん先ほど答申を受けたものですから、大半は同じものですけれども、ただ、焦点の、国から地方への権限委譲に関しては、機関委任事務制度は廃止を含めて検討するというふうに後退をしておる。それから推進に当たる地方分権推進委員会の設置については、これはまだ政府の方針が決まらないというふうになっている。これは政府のいわゆる分権の案にしては、案に立ったとしても、後退をしておる。それから基本方針、これについても相当、各省庁の抵抗が強かったということが背景にあろうというふうに解説をされておりますけれども、後退をしておる。

国の権限委譲は、このようになかなか行政改革という立場での推進ということに立ったとしても、内部での抵抗が強くて、実際には地方に委譲されるということが難しいというふうな様相であります。このことは、パイロット自治体の構想の形骸化というか、その中身のなさにもうかがうことができるわけです。このパイロット自治体というのは、特定の自治体に国の許認可権限を実験的に委譲するということで、3年前ですか、始まったものです。今回は第3次の申請を募集したということですけれども、このパイロット自治体構想もなかなか各省庁の抵抗が強くて、法改正をするということではなくて、現行法の適用で対処するというふうに後退したために、実際にはせっかくその案を持って申請をしても、それにしっかりとした予算がついて、そして財源がついて、そして可能になっていくというものではないということになったために、どうも分権の試みとしての一つの事業としては頓挫してしまう。しかしイメージが悪いので、分権をするというふうに振るい上げた手をおろすことができないので、来年度もまた存続をしようということが村山首相のかけ声で決まっております。

少し長くなりましたけれども、こういう地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体の整備は、あるいは発表された地方分権大綱の素案について、行政の側でどのような御意見をお持ちかをお伺いできたらというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　地方分権という形の中で、幾つかの手法があるわけでございますが、御質問にもありましたように、広域自治体、あるいはパイロット自治体というようなことで言われておりますし、地方自治法の一部改正もございました。当市の場合、広域自治体というようなことでは、一般的には直接市がそういう考えを持っておりませんし、また、広域自治体ということになりますと、近隣の市町村が包含されるわけでございますが、そういうふうな呼びかけも現在のところございません。

一つには、中核都市といいますか、パイロット自治体というようなことで、一部国の事務を簡素化する、手続きを簡素化するという意味のパイロット自治体という制度もございますが、三多摩の中では三つばかりの市町村が申請しておるようでございますが、現在、当市の方としては考えを持っておるところではございません。

なお、地方分権につきましては、御質問にもございましたように、ただ上から与えられた分権ということではなく、やはり自治体がこういう事例についてはこうあるべきだというような意見を持って、それで配分すべきものというふうに考えておりますが、その一自治体の意見がどう通ずるかは、なかなか難しい中では、全国市長会あるいは都道府県の知事、あるいは議長会等の通称「地方６団体」と申しておりますけれども、ここの６団体が地方分権についての自治体側の意見を要綱としてつくり上げまして、これを政府の方に提出をしております。細かくは国の行うべき事務は外交とか、そういうようなことで16項目とか、あるいは自治体はどういうもの、それに財源的な裏づけというようなことも付して要望しておるところでございまして、そういう組織を通じての意見の出し方をとっているということです。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○８番（森田美津雄君）**　どうもありがとうございました。

今、要望として政府に上げているというお話でしたけれども、具体的にはそういう形になろうかというふうに思うわけです。

さらに、６団体の分権論といいますか、これについてもお触れになりましたけれども、分権論に対して民主的にきちんとやろうというような意見も、６団体の意見の中には多いわけでして、そういう点からもチェックをしていくということが必要かというふうに思っております。いずれにしても、私は現実的には官僚的中央集権といいますか、言葉が正確でないかもしれませんけれども、この体質自体が実態としては続いている。そしてその壁は相当厚いんではないかというふうに感じております。そういった意味では、地方分権推進法を一つつくったからといって、なかなか本当に我々が期待するような権限の委譲が財政的な基盤を持って地方に委譲されるということにはならないんではないか、というふうに思うところです。

それから、中核都市ということで少しお触れになりましたけれども、これは人口 100万を目安に政令指定都市という制度がありますけれども、政府はその下に中核市制度といって、政令指定都市に次ぐ人口規模で約30万以上の都市を想定して、これに都道府県の権限を大きく委譲しようというような構想を持っているかに聞いております。こ

れは、やはりまた後で触れたいと思うんですが、相当問題だろうという気がします。我々が求めているのは、地域の住民の声がしっかりと政治の場に登場して、そしてそれが施策として実現をする過程を我々は見たいわけでありますから、そういうことからすれば、広くしていくということは相当問題があるんだろうという気がしているわけです。

いずれにしても検討を要するのは、地方分権がもともと中央集権的なシステムを改革して、地方自治体の権限を拡大しようということにあるわけですけれども、今日、地方分権の名で掲げられているのは、先ほど来の中核都市と、さらにその先にある道州制というような構想もありますけれども、これを機軸とする地方制度の再編成を、その構想にほかならないんではないかというふうに私は危惧をしておりますし、この点、指摘される方も多いというふうに思っております。

その地方制度の再編成を主なねらいといいますか、主眼とした内容の提言に共通している特徴として、一つには、この中核都市等の広域圏を考えるということと同時に、権限とかあるいは義務の委譲がさまざまな、財界が言うような規制緩和の政策と結合しているという点、それからもっと問題なのは、この事務や権限の委譲が、しばしば財源の保障を抜きで提案され、結果的には市町村の財源負担を重くしている（「そのとおり」と呼ぶ者あり）。こういう矛盾をどう評価しても内包しているということだと思うわけであります。

確かに地方分権が単なる権限の委譲と、広域行政による効率化という視点から考えるならば、このような筋立てができようかと思うわけですけれども、住民の参加とか国の政治の行政に対する自治権の拡充といった、最初に触れたテーマからしますと、やはり民主化の視点というものが非常に欠落しているというふうに言わなければならないというふうに思うわけであります。

とりわけ問題なのは、国と地方の間の権限分担について、公的規制の緩和と結びついた事務事業の整理、さらには権限委譲の推進、この柱についてであります。報告によりますと、まずこの事務事業の整理について、国、地方を通じて公的規制の緩和、民間能力の活用等を積極的に推進し、不要不急の行政事務事業の整理を進めるというふうに述べている点であります。ここで、公的規制の緩和が自治体の仕事をできるだけ減らして民間の仕事に付していくというような関連で打ち出されていることに、注意を払っておく必要があるんではないかというふうに思うわけです。この点は、1993年10月の行革審の最終答申を引用したものです。

しかし、よく考えてみると、福祉や教育について公的規制の緩和を進めるという場合、

一体どんな規制が緩和をされるのかということが問題になろうかと思うわけです。ここで言われている規制緩和は、もう少し読んで見ますと「自己責任原則と市場原理の導入」であります。公的な関与を取り外して民間活力を導入し、自由に競争させるべきだということを具体的には言っているわけであります。これは既に従来から進められようとしている福祉や教育の部門に民間企業を参画させ、言ってみれば営利本位に運営させようというやり方をさらに推進をするということにほかならないというふうに思うわけであります。

例えば保育について見ると、93年２月に厚生省が設定した保育問題検討会で討論されている直接自由契約制度の導入、これがあります。これは保育の公的保障を取り外していこうというやり方であるわけです。福祉や教育、医療等の分野では、その運営は住民参加、地方自治を重視したものでなくてはならないわけでありますけれども、その水準は、公的に規制されなければなりません。お聞きなれない言葉かもしれませんが、いわゆるナショナル・ミニマム、つまり最低限のことをきちんと国家的には保障していく、そしてそれに対する財源が公的に保障されていなくてはならない、ということが大切だというふうに理解するわけです。したがって、これが規制緩和の名のもとに企業の営利に、企業が悪いといっているんではないですよ、企業の営利にゆだねるならば、金のある者は福祉、教育、医療が保障されるけれども、しかし一方で金のない者には保障されないということを、ここに読み切ってしまうことが必要だろうというふうに思うわけです。基本的人権が侵害されていくという結果をもたらす。そして、このことがまさに大通りを通れば地方自治の後退をもたらす。私は、こういう点はしっかりと見ていかないと大変危険なことになるというふうに思うわけです。

したがって、この規制緩和、あるいは民間活力の導入といっていいかもしれません、これと地方分権がセットとして出されているこの分権論、この点に限ってどのように評価されているか、あるいは御意見でも結構ですけれども、お聞かせいただければというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　公的規制、つまり規制の緩和というようなことが、たしか出ております。これは、ここ一、二年でなく、かなり以前からやはり一つの行政の見直しというようなことの中で出てきておると思います。私の少ない記憶の中の一つには、免許証の更新だとか、あるいは自動車の車検の問題だとか、いろいろありますけれども、規制が市場経済の中でどう位置づけられているかということがかなり問題

になっているわけでございますが、これの規制によりまして、余り経済に混乱が起きるということも問題かとは思いますが、一方では、やはりむだをなくす簡素化ということが必要だと思っております。

また、ここでたまたま行政改革というようなことの中に、この規制緩和がどう取り入れられていくかというようなことも分析、理解はまだいたしておりませんけれども、規制というものは全部緩和するんでなくて、やはり保健、衛生というような大きな安全性の問題やいろんな問題につきましては、やはりこれは継続していかなきゃいけませんし、また軽易なものであれば許す限り緩和すべきであろうというふうには思っておりますが、その位置づけにつきましてはそれぞれ議論があるところかと思いますので、そういう中でやっていく自治体としては、市の権限に及ぶものであればそれなりに検討もしなければなりませんが、一般的には国あるいは都道府県の仕事が多いわけでございますから、その中でよい結果を見詰めていきたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○8番（森田美津雄君）**　ありがとうございました。

大変難しいテーマといいますか、実際に具体的な場面では大変なことになっているわけですけれども、制度をどう解するかということになりますと、多少抽象的になってなかなか難しいというふうに私自身も思っているわけですけれども、こういうやりとりをしていく意味というのは、やっぱり大変あるんではないかというふうに思い、あえて質問をさせていただきました。

もちろん生活道路をきちんと安全につくるということもそうですけれども、生活道路から一歩出たところの大きい通りが大変危険だということになりますと、私どもはやはり安心して生活することはできないわけですから、この質問というのは、ちょっと大きい通りを出たところがどんなふうに安全かということを中身とする質問だというふうにお聞きになっていただきたいと思うわけであります。

御存じかどうかですが、「ひなの論理」という著書を熊本県知事であった細川さんと、それから出雲市長である岩國さんが共著で出されておりまして、その中の自慢話として営々と語られている「廃県治藩構想」というのがあるわけです。これは分権化の勧めなんですけれども、よく読んでみますと、これは都市経営論と行政効果論といいますか、自治体も経営的な手腕で運営しなさいということを言っているわけです。言ってみれば、そのこと自体は聞こえはそんなに悪くないんですけれども、これを突き詰めてみますと、自治体の株式会社論だったり、市内の最優秀企業の予想というようなスローガンを掲げ

まして、岩國市長の率いる出雲市役所は91年には日本能率化協会総合マーケティング優秀賞に輝いたということで、大変な自慢話を岩國市長はその後もいろいろなところに行って、しておられるわけですけれども、しかし、果たしてそういう視点といいますか、それでいいのかどうかということは、もう一度問い直される必要があろうというふうに思うわけです。企業と競い合うというマーケティングの視点、これは確かに目を見張るものがあるわけですが、人権保障とか、あるいは住民自治を貫く視点というのは、どこを読んでも極めて希薄だというふうに、お会いしたらぜひお話ししてみたいと思うんですけれども、私はそういうふうに思いました。

このような分権論は、住民の自治が十分でない団体自治の落とし穴に陥っているというふうに言えるんではないかと思うわけです。国民本位の国政は、しっかりと住民本位の地方自治に結びつけられなくてはいけないというふうに思った次第であります。

それと、少し戻りますけれども、権限の委譲が中核都市構想と結合して出されておりますけれども、地方自治制度再編の構想と結びついた権限の委譲ということ、これがあえて地方分権という言葉とともに出されている。そして決してうがった見方ではなくて、いろいろな資料を見ますと、その本命は道州制の実現である、今はその過程の中にあって中核都市の整備と結びついて地方制度の改革再編をしているんだというふうに解説するものが多いわけでありますけれども、本当に住民自治の実現や自治権の拡充を進めていこうというところから、そういう発想は私は出てこないんではないかというふうに思うんです。

さらに、この権限の委譲とか、先ほどの規制緩和の問題点として、先ほども触れましたけれども最も問題なのは、日本の場合には地方に65％ぐらいの税源が集中しているにもかかわらず、この権限の委譲を進めるといいながら、その財源措置が具体化されていかない。先ほどのパイロット自治体構想も、確かに構想としては分権のにおいがとてもするんですけれども、しかし、それが中身が伴っていないために、実際に自治体が申請をしてみると空手形のようなものであった、自助努力でやりなさいということを言ったにすぎないものであるというふうになってきますと、現在の分権論の中身は、実は規制緩和による民間活力の活用とも結びついた国側の財源の削減が重要なねらいとして、一方ではあるんではないかというふうに思わざるを得ないわけであります。

最近進められている教育、福祉、保健、この分野の一連の地方移管はそのことを一方で示しているというふうにも思うわけです。保健婦の人件費を削ったり、あるいは公立保育所保母の人件費を削ったり、あるいは私立高校などの経常費、これも合わせて93

年度には約3,000億円、国家負担金をカットする。そして政府の説明では、この地方移管は一般財源化という方法で行っている、だからカット分を地方交付税に算定する、一般財源化するということだから削減ではない、というふうに言うわけですけれども、しかし、翻って考えてみると、地方交付税の財源というのは不断にふえていくということではないわけでして、これは国税３税に見られるように、所得税と法人税と、さらに市税の32％、さらには消費税の19.2％、たばこ税の25％の合計だというふうに、その総額が決められているわけですから、地方移管が行われたからといって地方交付税の財源を拡充するということにはならないわけであります。

とりわけ今年度の我が日野市の税収は、これは23億円強の減収だ。確かに所得税の減税がなされた。その分がどの自治体にもこのようにはね返っているんだ。これは６月議会で中谷議員が質問されましたけれども、私たちのまちのような不交付団体、つまり国から地方交付税という形で財源がおりてこないような団体については、自助努力でこれを埋めていかなければならないという話になるわけです。そうしますと、この23億円を、言ってみればもろにかぶってくる。そして政府が言っているのは地方債を起こしてもいい、つまり借り入れをしていいということを言っているだけだというふうに私は理解をしているんですけれども、これは財源をカットしたというふうにしか言えないというのが、素直な見方ではないかというふうに思うわけです。財源の告示を行わずに従来支出していた国庫の負担だけを削減するということは、これに見られるように、結局、地方自治体にその財源負担がかぶってくるということになるわけでして、場合によってはそのためにほかの行政水準が切り下げられるということも起こってくるという、構造的な矛盾を引き起こすということにもなろうかと思うわけです。その結果、住民に必要な教育や福祉に対する公的保障は、おのずと後退を迫られるということにもつながってこようかと思うわけです。

地方制度を身軽にして財源保障をなしに仕事だけを地方自治体に委譲して、かつ公的規制の緩和をしていくということを押し進めるならば、その行く先というのは福祉に対する国の最低限の公的保障を放棄するということでありますし、先ほども触れましたように、福祉の民営化と営利化がさらに進められてくると、国民、住民にとっては貧富の差がどんどん生活の中で問われてくるということにもなろうかと思うわけです。

加えて、このような権限委譲が住民の暮らしと人権を保障するという立場からのものではなくて、これはうがった見方かもしれませんけれども、国連の常任理事国になりたいというような動きを世界的にしておりますから、国連をてこにしてアメリカとのパー

トナーシップによって海外に出た多国籍企業の世界戦略に歩みを合わせる国家的見地に立つものだとしたら、そして政府、財界、分権論に影響を持つ大前さんや小沢一郎さん流の分権論であるとするならば、国連軍に日本の自衛隊を派遣できるような改憲をするというような、改憲論にもつながってくる。つまり、地方自治を制度的に保障しようとする細かな配慮どころか、その存立そのものを私どもは危惧をする、そういうことにもつながろうかと。今すぐそれが形として見えるかどうかわかりませんけれども、私はそういう心配もしっかりとしておくことが必要ではないかというふうにも思っているわけです。そして、そのことは憲法の民主主義や基本的人権の尊重、さらには平和主義という最も大切な3本の柱のどれをも危うくしていくということになろうかと思うわけです。

このように見ていくと――私はここで質問したかったわけでありますけれども、大変難しいテーマになってまいりました。進めたいと思います――このように見ていきますと、地方分権が本来は住民や自治体が提起して、そこから地方自治への願いや運動が起こって、その中から分権論が形成されなくてはならないのに、専ら上から押しつけられたものであり、機能的な事務配分、また広域行政であったり、住民参加が欠けた分権論であるというふうに言わざるを得ないのではないかというふうに思うわけです。

先日の一般質問で、米沢議員が、自治省が先だって10月7日に通知という形で出した「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」、これは別名「地方行政のリストラ素案」というふうにも呼ばれているものですけれども、この中身については米沢議員が細かく検討されたとおりですので、検討を省略しますが、私が最も問題だというふうに思うのは、見てきましたように、一方で地方分権を進めるというふうに言いながら、他方ではこのように定員の管理を含めて自治体の内部の合理化にまで踏み込んで地方自治の意味をわきまえないで干渉する、これは大変な自己矛盾である、真意はどこにあるのですかと伺いたいぐらいです。

今、私たちは改めて憲法の立場を再確認して、とりわけ憲法第99条、これは明確にしておりますように、ちょっと読んでみますと「天皇または首相及び国務大臣、国会議員、裁判官、そのほかの公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」というふうに明言しておりますけれども、公務員が全体の奉仕者として、つまり人権保障の担い手としてしっかりと自覚を持って任務に全力を注ぐことが求められているというふうに思うわけです。その意味では、大変口はばったいんですが、事務方の情報収集、さらには研究、これが何にも増して大切であり、各所管の方々がしっかりと討議されること

によって、法令や条例との整合性を図るなどして、間違っても市長の選択と判断に誤りが出てくるというようなことがないようにすることが大切であります。そこをしっかりと共通の認識をし、そのことに立てば、私は今、一方で進められている押しつけの分権論に対してもしっかりと抗していけるし、住民自治を進める豊かな施策を生み出してもいける、みんなで頑張れる体制ができる、というふうに思うわけです。間違っても東京都のように先どりの行革をしたり、あるいは御承知のように、東大阪市のような市役所まるごとの民間委託というふうに言われるような、そういう方向にはならないというふうに思うわけです。

日野市の革新市政が20年以上にわたって「憲法を市政に生かそう、緑と清流を取り戻そう」ということをスローガンに掲げて市政運営の柱と据えていること、その意味こそが国民、住民の基本的人権の保障を市政の目的とし、住民自治をきちんと中心に据えた地方自治が行われている姿であろうというふうに、大変評価するところであります。また、そのことは同時に、今、世界の潮流の中で求められている地方分権の真の方向性、これは自治権を拡大し、地方自治をしっかりと前進をさせるという方向性でありますけれども、その先どりをしてきたものであり、合致するものであるというふうにも思うところであります。市長がよく言われる「地方自治は可能性の宝庫である」ということの真意が見えてきたように思います。

そこで、最後になりますけれども、市長は先ほど来、じっと耳を傾けていただきましたが、大変長い間お待たせしたというふうに思います。長い間、16万市民のリーダーとして心血を注いで地方自治前進の先頭に立ってこられた市長の見解を最後にお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　国会で論じていただきたいような内容だというふうに感じております。

犠牲の多かった、いわゆる太平洋戦争に日本国民が反省をして日本国憲法が制定をされた、その内容を最も正確に、そしてまた最も真っしぐらに政治に反映をし、行政にまたそれを実行していくということが、日本民族の一番の決意であったということから、あるべき姿を模索をしていく、私どもの地方自治の行政がそういうことであったというふうに思っております。力のない中で一番の憲法の理念がよりどころとすることができて、今御指摘の地方自治体という新しい考え方、土壌を場として、可能性をいろいろと確かめながら住民自治とともに今、行動をしてきたということであったと思います。

今、御指摘のとおり、特に中央政府あるいは財界から、いつもなにか非能率を指摘する形で、いわゆる地方行革だったとか、あるいはリストラだとかという指導が出てきておるわけでありまして、御指摘のとおりの質問に評価と見解を問うということに端的に答えるならば、その評価は極めて憲法に沿い得ていないこと、したがって、能率のことは地方自治体が大きく課題として努力をしなければなりませんが、なにかむだを繰り返しているというような認識に対しては、そのまた背景が大変弱い。したがって、中央と地方の関係をもっと正常化して、そして権限とともに財源を適切に分かち合うことだと思います。

地方自治という考え方は、日本の歴史の中にこれまでなかった考え方でありますので、なかなかそれを行政の場に展開をするに当たりましても、まだまだその基本的人権の守り方、あるいはそれに対する機能の能率化の仕方に大変不得手があるというふうに私も実感をしております。したがいまして、今、中央政府から指示といいましょうか、あるいは通知されているような形の地方行革、あるいは別の言葉で言われておるリストラというのは、もう一遍、市民の皆さんとともにしっかりと意思決定をして対応しなければならない、こういうことだというふうに感じております。

私ども微力の中でなるべく憲法に正しく沿って、そうして後世代の方々にいいふるさとに住まい得たという、そういう条件を具体的に残していく、こういうことが悠久の自治行政の中の仕事であった、そういうふうに考えてよろしいんではないかと思っておりますので、気を短く持たないで堂々と信念を持って取り組んでいかしていただきたいというふうに考えておりますということをお答えといたします。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○8番（森田美津雄君）**　どうも、学ぶことの多い御答弁をいただきました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって21の１、地方自治とりわけ住民自治の後退を迫るような内容で、政府がすすめている「地方分権化」に対しての評価と見解を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時21分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、区画整理事業の進捗を問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

日野市内の区画整理事業は、計画的に進めるべきであると私は考えています。特に日野市内の区画整理事業、市の施行の区画整理事業は６カ所にかけております。新規分の万願寺区画整理事業、東町の区画整理事業については、事業認可を受けながら来年度から事業を始めるという回答を得ているわけであります。１年先送りになったこれらの事業の中で、この計画的に進んできておりますモノレールの用地取得につきましても、１年間、おくれてしまったような形になっておるわけであります。そのような、この６月の定例会だったでしょうか、質問の中でそのようなことをお聞きしておりますが、これらのモノレールの用地の取得、これは、このモノレール事業というものが平成９年度までに完成することになっておりますので、少なくともこの区画整理事業が事業認可を受けた中で、１年先送りという形でありますけれども、１年先の来年度までの間に、これらのことが具体的に実際なっておるのかどうか、もう一度聞いておきたいと思います。

そして、当然、この第二万願寺区画整理事業が始まりますと、道路用地が確保できます。そういう形になりますと、当然、仮換地の指定をしなければなりません。その仮換地の中でも、なにか万願寺区画整理事業の中の人に聞きますと、これらの中で事業費の予算が確保できないので既存の道路を使うような形の中の意見も出ているようであります。これらが見直しを、一度事業認可を受けながらこれらの見直しをする場合においても、当然これは、そう簡単には私はこの見直しをするということについても、日野市の要望が通るかどうかというものは、よっぽどよくお話をして、特に地域の住民の皆さんの意見がどこにあるかを集約をしながら話をしてまとめなければ、こういう問題も解決がつかないのではないかということを感じておりますので、実際この既存の道路を使いながら、これらの事業変更もするのかどうか、これらのことをお聞きしたいと思

います。

そして私は、この区画整理事業を進める中で、予算が確保をできない、そして今までバブルがはじける前ですと、少なくとも土地の神話がありました。土地を持っておればどうにか問題を解決した部分があったわけです。それは地価が高騰していくことが予測できたからであります。今はこのようにバブルの崩壊後、土地の高騰ということも考えられない。そういう中から、私はやはりこれらの事業を区画整理事業というものが、当初、ないお金をはたいて建て売りを買った人もおるでしょう。そういう中では、そういう人には負担をかけないためにも、30坪だったでしょうか、1,000平米以下の建物に対しては負担をかけないという取り決めがあるわけですが、建て売りを買ってから10年、20年たった現在では、多少経済的な余裕も出てきて、そして区画整理事業に入ってきておる。そして協力する限り、今の用地よりも多少、大きい土地を用意したい、こういうような意向の人もいるわけであります。そういう方のためには、私は少なくとも、日野市の市の施行の区画整理事業を協力させるわけですから、こういう方の意見も取り入れるためには、少なくとも遺産相続とか先に土地を売ってもいいよという方がありましたら、そういう形の中で、土地がふえれば当然、減歩もありますから、それは負担金で払っていただく等をしながら、その土地の少ない部分の５坪とか10坪とか買いたいという方に対しては積極的に日野市の中で協力すべきではないかということを、私は感じておるわけであります。

また、私は日野市の中で、特に浅川処理区の下水道を考えた場合には、この地域の区画整理事業に接して、万願寺の区画整理事業を通しながら、国道のバイパスの用地を取得しております。そして先日、このバイパス分の橋の多摩川の架橋の工事に入ることになりました。そしてこれらの橋が当然できてまいりますと、万願寺の区画整理事業の中で大分進んでおります。そして一部、630メーター、８メートルぐらいでありましょうか、浅川、川崎街道まで取得しますと、当然、川崎街道までバイパスの工事は進むわけであります。そうしますと、この先、特に神明から川崎街道までの工事につきましては、相武国道事務所で４年前には、この調査費はつき、測量費もつき、用地を買収するばかりになっておるわけであります。その買収がいまだに建設省の方で進まない。その原因は何なのか。私は、こういう形で進めるということを地権者の皆さんに言っていただいておるわけですから、少なくとも日野市においてはこれらの国道の促進について積極的に私はお話を進めることが筋ではないか、このように考えておるわけですが、これらのことをどのように日野市の方では考えて、実際進めておるのか。

この今申し上げます3点のことについて、お答え願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、東町、それから万願寺第二の区画整理事業に関してでございますけれども、区画整理事業は認可をとりますと前段の一、二年、これは外の、外業は余りございません。主に換地の作業、内業が多いわけでございます。そこで、この両地区とも現在、換地の作業を進めておる段階でございます。東町につきましては、来年度中に換地を発表していきたい。それから第二万願寺につきましては、来年の春ごろには換地を発表していきたい、こういう予定で現在進めておるところでございます。したがいまして、事業そのもの、全体からいきますと、部分的に見直し等もございましたので多少おくれている部分がありますけれど、そんな大きなおくれは今のところは生じていないというふうに考えております。

モノレールとの関係でございます。確かにモノレールは9年度で完成、10年度早々開通、こういう予定になっております。この地区の中の都市計画道路がこの路線になっておりますので、この路線につきましては、東京都のモノレール担当と再三にわたりまして協議をいたしまして、現在この地区の用地を先に計画路線の部分を借り上げる、こういう形で一応合意を見ております。ただ、その費用的なものが当然かかってくるわけでございますので、その多くかかる費用につきましては、区画整理事業の中で負担するということは、これはできませんので、その費用については別途、東京都で負担していただく、こういうことで現在協議をしておる。ほぼそういう方向になりつつあります。したがいまして、今年度から一部用地の借り上げ等を行っておる段階でございます。

事業の見直しの件もございました。先ほど議員さんの方からのお話もございましたとおり、バブルの崩壊によりまして地価の下落がございました。両地区とも一番土地の高いときに認可を得ているわけです。したがいまして、当然、補助金関係、それから保留地処分、こういうものはすべて影響してきますので、事業の円滑な推進を図るためにどうしても見直しが必要だということで、この換地作業と合わせながら見直しをしている段階でございます。権利者の説明等につきましては、この換地作業と同時に、よく説明をし理解していただくよう努力していきたいというふうに思います。

土地の買い増しに協力をしろ、こういうふうなお話でございました。今までこの両地区とも、土地を例えば買い増ししたい方、こういう方に対しては、事業の説明会のたびに、買い増しをするとそういう方法、合併換地もできますよというお話はさせていた

だいておるわけでございますけれども、現在は基本的に換地作業がもう入っておりますし、ほぼ案そのものもまとまってきておる段階でございますので、現時点ではなかなか基本的には難しい状況にございます。しかし、その状況に応じては100％だめというわけもないと思いますので、多少の手直し等の中で検討できる箇所もあろうと思いますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、早急にひとつ担当部局に相談をしていただきたいというふうに思います。

下水道関係でございますけれども、このモノレール路線に流域本管が入る計画になっております。東京都の流域本部と、この工事の方法等につきましては、もう既に協議いたしておりますし、この用地が借り上げられた段階でできるだけ早い時期に敷設を同時にしていきたい、モノレールの関係もそれに合わせていきたいというふうに考えております。

万願寺の第一工区関係の方の都市計画道路、３・３・２号線の関係かと思いますけれども、川崎街道まで買収ということでのお話でございました。現在、万願寺第一から川崎街道までの距離につきましては、ちょっと今、数字は持ち合わせておりませんけれども、相当の用地の買収率になっております。現実にも買っておりますので、相当の数字になっているはずでございます。先般、市長の行政報告にもございましたとおり、新日野橋も着工されましたし、できるだけ早く日野バイパスが完成するように、これからも国に要望していきたいというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。それでは、幾つかを再質問させていただきます。

この土地の仮換地の説明に入っておる、そして東町が来年度、そして第二万願寺の区画整理事業は来年の春ごろまでに仮換地を行うという形でありますが、そのときに土地の買い増しについて説明しておるという話が出てきました。これを説明をしておるというのは、多分そこに集まった役員にはしておるんだと思うんです。そして、その役員の方が地域に行ってそのことを説明しない。そういう中から私のところに実際、この区画整理事業を協力する限り、ぜひその土地の、少し家も建て替えなきゃならない、雨漏りをしている、そういう状況の中で協力するんだから、少なくとも土地の買い増しをしたい部分については相談に応じていただけないかという問題提起をしていただいておるわけです。その要望を、そうしますと早急に、11人ぐらいいる中で60坪ぐらいあればいいという、こういうことですから、その相談に至急持ってくれば、ことし持って

くれば何とか応じてもらえるかどうか、このことをもう一度お聞きしたいと思います。

そして、国道３・３・２号線の件、これ、川崎街道までは今、都市整備部長から説明がありました。そしてここまでつながれば当然、神明上から川崎街道までの部分の相武国道事務所で手がけておるところの国道バイパスも、日野市では積極的に進めるべきであるということを要求したわけです。確かに日野市の事業でない。建設省の事業ですから、関係ないといえば関係ないかもわかりませんけれども、少なくとも多摩川のバイパスの橋ができ、川崎街道までこの国道が延びてくるわけですから、この神明から川崎街道までの建設省で予定をしておるところの国道の事業も一日も早く促進できるように、日野市でも努力することが必要ではないか、このようにお願いをしたわけですが、この部分についてどのような見解を持っておるのか、もう一度答弁していただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市計画整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず第１点目の、ここで、では今年度中にまとまったら可能かどうかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり換地設計はもう相当進んできている段階でございますので、この席で何とも、いいというふうに言い切ることはできません。ただ、もしそういう方がおりますれば、早急にその用地、どの程度の面積で、どこをどういうふうにされるのか、そういう具体的な内容で早急に協議をしていただきたい、その中で判断をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

２点目の、日野バイパス、確かに一日も――今の新日野橋、これが９年度ですか、片側開通するということでございますので、この日野バイパス全線が一日も早く完成するように、これからも市として促進の方法、方策をとっていくということは、これは当然のことでございます。今までも理事者を含めて国、都、そういう面に要請行動をその都度行っている段階でございます。今後も積極的に要請行動をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　ありがとうございました。

そういう形の中で努力があれば、必ずや一日も早くこの国道３・３・２号線のバイパスの道路が開通するということが明らかになってくるわけであります。今日までの区画整理事業を一つ一つ見てみるときに、いろいろ問題も提起していることは明らかであります。この神明の区画整理事業、このあたりも、当時は農家の人が多くて言う者があ

りませんでした。この区画を多く取りました。そして農地がやっていてもなかなか土地代も出ない。それじゃ遺産相続や、また住宅が込み始めてきて、この住宅をつくるときには自分の私道をつくらなきゃ家が建たないという中で、この大きな区画というのも問題があったなと言われておるわけです。

そういう面で、この区画整理が終わった中では、いろいろ反省すべきところが私はあると思います。そしてまた、第一万願寺区画整理事業の中で、今、土方英世さんが貸して日野市に提供しておるところの福祉ゾーンの土地、こういうところは、この計画的に事業を進めているならば、少なくともここはあんなに小刻みに道路が必要なかった。6,000坪の土地の中にです。仮にこの道路分は緑地とかそういうもので寄せるとしても、この事業計画を、しっかりと長期的な計画の中から事業計画を立てるならば、現在これらの用地の中の道路を見直して、これを改めるということも私はなかったものと思います。そういう中から私は再三、質問の中で、この区画整理事業というものはやはり地域の皆さんの意見を十二分生かせられるような、1人よりも10人、10人より100人の意見を聞いて生かせるならば、私はこの市民から要望されておる事業、これらのものが着実にできていくのではないか、このように思うわけであります。

特に区画整理事業が始まって少なくとも公園とか緑地、こういうものは黙っていたって政府から金が出るわけですから、これらのものはできるわけであります。そして、では公園と緑地だけ残せばいいのかということになりますと、他市と比較しまして、日野市の中には総合体育館もまだないわけであります。また、科学館とか、福祉の施設もまだ不十分だと私は思うわけであります。そういう施設をこの区画整理事業の中で、日野市の中の、要するに日野市全域の中からこの事業を一つ一つ、では平山の区画整理事業の中にはこういう施設をつくりましょう、東町の区画整理事業の中には、今、市民の森スポーツ・公園がある、そこには総合体育館をつくりましょう、そういうしっかりとしたところの日野市の全体の中で、日野市の中にスポーツ総合体育館が幾つできるか、また福祉の施設、また教育センターとかそういうもろもろの複合施設をつくる場合においても、こういうものをどこに位置づけしておくかということをしっかりと事業計画で立てていくならば、私は今言ったような道路をつくるときにまたそれを相乗りして、また事業計画を練り直すというようなことはないと思う。だから少なくともこの私たちの議会で取り上げているこういう問題につきまして、基本構想の中で明らかにして、そして日野市の中で全体的にこの請願、そしてこの議会から提出されているところのこういう要望をしっかりと、少なくとも絵にかいて、そして事業を進めるということが一番

大切ではないかということを、このように私は考えておるわけです。

そして私もどうしても平山、豊田の方へ向かっての国道３・３・２号線のバイパス分、特に堀之内の部分の事業認可を受けるならば、少なくともこの道路用地は確保できると思うんです。そしてその中から、浅川中央幹線につきまして、国道を貸していただいて、そこに本管をいける形になっております。ここを堀之内の区画整理、組合施行の区画整理事業を格上げすべきであるというお願いをいたしました。そうしますと、やはり日野市の区画整理事業は現在、市の施行が６カ所であります。６カ所やっている区画整理事業でありますので、この市の施行の区画整理事業に格上げしても予算が確保できないという説明をいただいたと私は思うんです。私は少なくともこれらの市の施行の区画整理事業である限り、やはり計画的に、年次的に進めていくということが一番大切であるということを強く感じておるわけです。

その中で、ぜひ私は、この部分をどういう形かで事業認可を受けて、実際、東京都の方で予算を受けてそれを道路の買い付けをするようなことを説明を受けたわけでありますが、これらのことを一日も早く解決するということが、この下水道においても地域差をなくす一番の早道である、このように考えておるわけです。ですから私は、再三申し上げておりますように、しっかりした絵を、日野市全体の中の絵をかいて、そしてその絵をかきながら日野市の中の区画整理事業、このほかに組合施行の区画整理事業が今８カ所ぐらいですか、そして今六つぐらいは計画されておりますから53カ所以上のものがあるわけです。こういう事業も整合性を持たせながら、やはり日野市全体の計画を進めていくということが必要じゃないか、このように考えておるわけであります。

ぜひ私は、これらの事業は、この短期間で解決しようとすると大変無理があると思うんです。そしてこれらの問題を市民の反対を押し切ってやれば、規模が縮小されてしまいます。そしてこれらの問題を10年後、または30年後に解決しようとしたら、もうまずこれからは私はできないと思うわけであります。そういう中で、ぜひ私はこれらの問題は、特に先ほど都市整備部長が、要するに事業計画を立てたのはバブル崩壊前の事業計画であったから、やはり予算の計上、こういう確保に対してこの問題が出てきておる、こういう時期でありますから、少なくともこれから事業を進める箇所につきまして、この地権者に対しても余り負担がかからないような形のこの事業を進めることが一番大切ではないかということを考えておるわけであります。

そして、これらの事業を進めるに当たっては、もっと地域の皆さんの意見を聞きながら、そしてこの地域の皆さんがよかったと思われるような、そういう区画整理事業を進

めていただきたい、このように思うわけであります。

そこで、市長の方でお答えしていただきたいと思うのは、現在、市の区画整理事業が今６カ所行われておりますが、そしてこれから行おうとしておる区画整理事業の中で、この地域の皆さんが不信感を持っていたり、また要望があった場合には、これらの問題を十分に取り入れたところの見直しを考えていただけるのかどうか、このあたりを市長からちょっとお答え願いたいと思うんですが。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　都市整備部長が既にお答えをしておりますとおり、個々の具体的な課題につきましても十分申し出ていただいて御相談をする、そして日野市の区画整理事業の一つの特徴になっております。とりわけ小宅地等の方々に対してできるだけの配慮をするというふうに申し上げたとおりであります。ぜひそのように地元でも申し出をいただきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。

そして、これは小さい問題であって、大きい問題として、今現在行われておるところの区画整理事業の中の公会堂問題も棚上げになっていたり、実際しているわけです。そういう少なくとも先ほど申し上げましたように、公園とか緑地という形では十分残していくことができるわけです。そして市民の要望として出てきておるところの公民館とか、また将来はやがては出てくるであろう教育センターの問題とか、また公共の施設として要望されているような、また私ども今後そういう土地があれば要望していきたいというような公共施設があるわけです。そういう問題は、やはりこの時期でありますから見直しをして、そういうところに当てはまるかどうかをやっぱり考える必要があるのではないか。それは当然、地域の特色を生かしたところのそういう施設をつくらなきゃなりませんから、そういう中で地域の皆さんの意見が反映できるようなものを考えていくということは当然だと思うんですが、そういう問題も逐次、反対されてできないからつくらないというんじゃなくして、やはりつくるために前向きにそういうものを年次的につくっていく。そして当然これらの裏づけとなるところの財源は日野市だけではできませんから、少なくともそういう時期に見合ったところの施設が、国や東京都で計画性があるかないか、こういうものをやはり確かめる必要があると私は思うんです。そしてそういうものを盛り込んでいくということが必要であると思うんですが、このあたり、いかがでしょうか、市長。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地区センタークラスのものは日野市自身でそれぞれの事業の一つの記念堂のような意味を含めて実現をしていこう、こういう考えであります。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　確かに地区センターも大分できてまいりました。私は会派で小樽の複合センター、これは医師会、保健所と、それから福祉センターがありました。福祉センターは、多分建坪が、１フロアーが100坪ぐらいです。そして100坪の建物で４階だったと思います。そして入浴サービスがあって、そこは一日置きにやっておる。それで大体100人以上入る。そしてフロアー、また各教室みたくなっておりまして、その中にはお年寄りがあふれるほどいるんです。「きょうは何人来ているんです」と聞きましたら「今ここに300人います」と。そういう使いやすい施設です。

私は、建物はともかくとして用地が確保できるならば、地区センター的なものは日野市でも確かにできるでしょう、この程度のものであるならば。しかしながら、これでは、やがてどの地域も整備されたものが出てくると思うんです。そしてそういうときになったときに、もっとまとまった地区センターの規模でない、もっと大きなものが必ずや、人が集まって、そして有効に利用できるような場所を必要とされてくる、このように思うわけです。そのための施設として、私は、だから日野市だけでできなければ、こういう計画があるということを訴えながらこの予算を確保するということが行政の役割であると、私はこのように思うわけであります。

そして、日野市の中では確かに財政豊かなとこだ、豊かなとこだということを言われ続けておりました。そして実際に私は豊かな部分は確かにあったと私は思うんです。そしてもう現在になりますと、私みたいな運動をする者にとってみると、運動する設備がないということが非常に残念でなりません。そういう不便さを感じておるのが現状でありますから、やはり年次計画を立てて、事業計画の中で事業を進めるということが一番大切であるということを強く申し上げなければならないと思うんであります。そしてこれらの事業を進めるに当たっては、先ほどから申し上げているように、地域の皆さんとよくお話をしながら、市民要望の高い問題をその地域に取り上げていくということが一番大切な形になってくる、このように思うのであります。

私の地域の今度は問題に移らせていただきたいと思います。日野市の中では、そういう中で、地域地域で、この地区、地域も下水道の事業の管のいけ方をしております。現在、市民の森スポーツ公園の中の下水管の工事をしておるようであります。私は、

少なくともこれらの事業の計画が万願寺区画整理事業、また東町の区画整理事業が事業認可を受けているわけです。この下水道の事業も下から、私は少なくともこの何年か前から計画があったわけです。これらの問題は下の方から管をいけてきて、そして事業を進めてくるということが私は理想であると思うんです。それで予算があるから管をいけたのかどうか、ちょっと私は理解に苦しむわけであります。そうしますと、この都道の促進につきまして、一番難問となるところの問題は、中央線を高架でもぐる、このところにあるわけであります。ちょうどあの地域に行っていただけばわかるように、このところは大変線路が土盛りしているところは低いわけです。やはり大体3メートル50下に潜らなければ、この道路は開通できない。そういう中で、少なくとも3メートル50の道路を下に下げるということになりますと、現在この両サイドに住んでおる、ここはもう既に区画整理事業は終わっております。この地域の駐車場に車も入らない状態になってしまう。こういう問題も私は考えていかなきゃならない。そして考えて、このような問題を早急に解決するように要望しておるわけであります。これらの問題がこの市民の森スポーツ公園の下水道の管をいけてくることによって、この地域の皆さんの不満というか、心配が募っておるのが現状であります。これらの問題を現在、東京都の事業となったわけでありますが、東京都の事業であるから日野市では協力しているかどうかわからないようなことでは、私は日野市民は納得をしない、このように思うんです。

そして、これらの中央線下を通るところの、この下へ潜るところの道路の問題、これらの問題、そして現在は測量も発達しております。当然ここにいけたところの下水管が接続ならないということはないと思いますけれども、これらの問題も確かに大丈夫なのかどうか、ちょっとこのあたりのことを教えていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　先ず第1点の下水でございますけれども、現在スポーツ公園のとこから現在の立日橋道路でございますけれども、上流に押しているわけでございます。基本的には議員さんが御指摘のとおり下水道工事は下流からやっていく、これが一番理想なわけでございますけれども、この接続をする都市計画道路に入る都市計画道路3・4・8号線にこの下水の本管が入ってくるわけでございますけれども、これは東京都の施行、流域の都の施行分ということになっておるわけです。したがいまして、公共下水道、市施行として行うのがちょうど今のスポーツ公園のところで接続する、こういうことになっておりますので、公共下水道から見ますと下流から一応やっておる、こういうことになっておるわけです。それで、先ほどもちょっとお話ししました流域下

水道については東京都に今そういう用地のあく状況を見て、モノレールと同時にしていただく、こういう計画を進めておるところでございます。

それからＪＲ中央線立体の関係でございますけれども、これは先ほど議員さんが御指摘のとおり東京都施行の工事分でございます。北側の方につきましては、四ツ谷前の区画整理事業の中で用地もほぼあいております。一日も早く事業に着工していただきたいわけですけれども、東京都が現時点でＪＲと協議をしている、その中で土床部分です、線路の下の砂利の部分があるわけですけれども、その厚さの問題で東京都とＪＲとまだ合意に達していない点がある。その高さが決まれば自動的に道路の位置が、路面の位置がおのずと定まってくるということになるわけでございますので、現在のところそういう調整をされているということでございます。一日も早くこれらも設計が整うように、これからも要請してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。

当初は、多摩川中央幹線も日野市施行の下水道でありました。それが日野市がおくれているという形の中で配慮いただいて、流域下水道に格上げをしていただいた経緯があるわけであります。その中で、現在行っておるところの市民の森スポーツ公園のところは市の施行の部分が入ってきておるということを、今お聞きしたわけでありますけれど、東京都の事業として、東京都でこれらの事業を取り組むということにつきましては、やはり東京都の事業であるという、東京都にお任せをするというようなことではなく、やはり協議をして、日野市で協議をすることによって、また協力をすることによって新しい道が開けてくるものであるならば、そして、新しい道というのは地域の皆さんにお願いをすることによって納得をしていただけるという形のこの事業が、私は理想である。

そして、今聞いておりますと、中央線下の、要するに路面の掘り下げ部分と厚さ、どの程度をトンネルをつくったら中央線が保てるかという、その強度の問題があるわけでありましょう。こういうものが解決するならば、金がない東京都でありませんので、少なくともこれらの問題は話の持っていき方によっては一日も早く今のＪＲと協議をして、これらの問題も取り組んでいただける、このように思うわけであります。ぜひもう少し積極的にこれらの問題を取り扱っていただいて、一日も早くこれらの問題が解決できるように努力していただきたい、このように思うわけです。

そうしますと、今は確かに北側の部分、これは今は東京都の都道としての用地がもう確保されてきております。この栄町、新町、また今度大坂上から来るところの下水道、

また姥久保から流れてくる幹線も使えるようになりますから、少なくとも日野本町の方におけるところの下水道は少しずつ見通しが立ったということが言えると思うわけであります。ぜひ私は、これらの東京都の意向はある、そして流域下水道に格上げしていただいた、そういう部分があります。ぜひこれらの問題は積極的に確保するための、そして道路ができるための努力をしていただいて、これらの問題を解決していただきたい、このように要望しておきます。

こういう中で、私はたびたび、もう毎回、この区画整理事業の進め方、そしてこれらの問題について質問させていただいております。私は自分が質問した事項を検討しながら、日野市の中で何が一番足りないのかということを考えてみたときに、やはり重要な案件は少なくとも自治省で指摘しているように、基本構想の中でしっかりと位置づけをして、そして位置づけの中から事業計画に踏み込んでいく。そして予算を確保するためにおいては、国や東京都と協議をするということが最も大切だと思うんです。日野市の予算だけでものをつくるなら、それはだれだってできると思うんであります。日野市以外の予算を持ってきて、国や東京都に要請をしながら、そして公共用地が確保できているならば、少なくとも「日野市にはこういう公共用地が用意はできます。この中にこういうものをつくっていただけないでしょうか」というような前向きな、積極的な行政側からの要請が最も必要であるということを強く感じております。どうぞそのように、私はこれらの問題を少なくとも基本構想の中で位置づけをしていただきたいということを要請して、この種の質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって22の１、区画整理事業の進捗を問うの質問を終わります。

一般質問22の２、日野市内の教育行政について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

**○16番（天野輝男君）**　日野市内の教育行政を考えてみたときに、他市と比較しまして子供たちを取り巻く環境というものは、風俗営業の店はさほどなく、子供たちが生活していく上においては、さほど悪い環境とは言えないと思うのであります。それでは、教育環境はどうか、整備されているのかと考えますときに、またこれも何もない市であるということを感じるわけであります。そして、私は、何が不足しておるのかということを考えてみたときに、私たちは少なくとも市民の１人として、やはりスポーツをしている人はスポーツをするような施設が必要とされるであろうと思うし、また、文化活動をしている人にとりまして、もっと使いやすい施設があるといいなということが当然、

考えられるわけであります。これらの不満を持っている方々の考え方が、請願とか陳情、そういう形で出てきているのが明らかであります。そして、これらの意見を私はもっともっと率直に、素直に聞き入れるべきではないか、ということを強く感じているわけであります。

そして日野市の中の特にこの地域の教育力と申しますと、やはり青少年健全育成等で日野市の考え方は中学校区を一つと基準にして考えておるわけであります。先日、沢田議員が、もっと小・中学校を開放すべきであるというような質問をしております。

そういう中で、私は、この施設が乏しいわけです。その乏しい施設を十二分に活用するには学校の体育館、また運動場、そして空き教室、こういうものをもっと積極的に開放することが必要ではないか、このように思うのであります。そしてこれらの中学校区の一つのまとまりを整備をしながら、やはりこれらの問題も少なくとも市民の皆さんが協力し、学んだり運動したり、健康を現状維持また筋力増強、体力の増進のために活動できるような場所が必要である、このように私は思うわけであります。

そこで、私は日野市の中の教育を考えたときに、教育行政の中で、文言は大分整備されてきておる、環境整備ができてきておるのではないかということを考えられるわけです。そして日野市の中の教育センターの問題も現在では余り予算もありませんし、これらのものをつくるということは現在は考えられない部分がありますが、やがてはこういうものが必ず必要となってくるわけであります。そういう中で、少なくとも建物ができなければ土地だけでもこれらの問題、教育センター等につきましても、教育のことは、ここに行けばすべて対応できるよというようなものをつくるべきである、計画をすべきである、ということを思うわけです。

そして日野市の中の現在、教育行政というものは東京都や都下と比較してどのあたりに位置づけができるのか、このあたりのことを教えていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　答弁させていただきます。

議員さんの今御指摘のように、いわゆる市民の方々が健康で明るい生活をしていくためには、スポーツ、文化の施設というものを有効に活用して豊かな生活をされるようなことが望まれるわけでございます。その中で、施設がもっともっと有効に活用されるようにという御指摘でございます。教育委員会といたしましても、現在あります施設の有効活用というものを積極的に考えてまいりたい、こう考えております。

また、学校教育におきましても、学校の施設開放ということを今後、今も一生懸命

取り組んでおりますが、今後もそれを拡大していって、そして児童・生徒は教育活動を行わない、あいている時間帯について市民の方々が活動、また御利用いただいて、そして文化的な、または体力増進的な活動ができるように部内でも、また学校の協力を得ながら検討を進めてまいりたい、こう思っております。

さて、教育行政が都下の中でどれくらいの位置を占めているかという御質問でございますけれども、実際のところ何を尺度にしてはかっていったらいいかということもあると思います。例えば学校の建築だとか、学校の教育内容だとか、それから社会施設の量だとか、数だとか、いろいろあろうかと、こう思います。学校教育の部類で言いますと、私はほかの市に対してもそんなに落ちているということはないと思います。例えば事業研究にしましても各校で取り組んでおりますし、それからまた研究発表会も非常に各学校で盛んに行っているというようなことを見る限りにおいては、遜色のないところではないか、こう思います。

また、厳密に数値的ないろいろな項目に分けての尺度を持って調査をしておりませんので、ちょっと議員さんの御指摘のところで的確なお答えができないことがとても残念でございますが、ひとつ御理解を賜りたい、こう思います。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　とりあえずは学校の教育内容につきまして、各学校で研究のテーマに取り組んで全員が勉強しておるということを聞いたわけでありますが、研究の内容、そして研究をする学校というのは、日野市内の、今７カ所ですか、９カ所、今やっておるんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長、答弁願います。

**○教育長（園田　匠君）**　ちょっと今のところ数はわかりませんけれども、文部省の研究調査校で第五小学校がこの前発表したばかりでございます。

それから東京都では、仲田小学校、それから日野第四中学校が取り組んでおります。そのほか日野市内で事業研究として校内研究は各校28校、それぞれに取り組んでおります。そのほかにまだ東京都の研究指定校を受けているのは何校かありますが、ちょっと手元に資料がございませんので。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　これらの文部省なり東京都の事業研究に参加するということになると、教員そのものも勉強しなきゃならない部分がある、このように思うわけです。

そしてこれらの勉強を、文部省なり東京都の教育のテーマをもとに勉強をしている学校というのは、日野市内全域に実施しているのかどうか。そして、この研究課題を受け入れる学校というのは限られた学校ではないかということを私自身感じるわけです。そのあたり、いかがなんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　研究テーマにつきましては、それぞれ全部の学校が年間研究計画を立てまして、研究テーマを持って研究に取り組んでいるという実情でございますが、正直に申し上げまして、どこの学校も同じ水準というわけにはまいりません。また、研究の質、量等については若干の学校の差異もあろうかと思いますが、そして１年間終わりましたところで研究収録に各学校まとめてもらっている、こういう実情でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　これらの問題で、特に28校、どういう形かで研究しておるという中では、予算というものがこういう問題、予算を必要とする部分が、教材を買うとか、また講師を呼ぶとか、そういう中で当然、予算がかかってくる問題があると思うんです。これらの問題はいかがなんでしょうか。予算の確保というものはしっかりできているかどうか。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　事業研究には全体の学校として全部やっているものは１校当たり幾らというような、今は12万ですが、12万の予算で事業研究をやって報告をしていただいております。各学校すべてです。

それから先ほど教育長が言いました文部省その他の奨励事業は、別の研究費によって賄っております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　そうしますと、予算は12万を出して研究をしていただいておる、こういうわけですね。

東京都や文部省の研究会をするという形になると、そうしますとその年に要求するという形では予算がつきにくいんじゃないかと思うんですが、これは前もって前年度に、こういう形の研究のテーマを持って研究したいから予算をもらえないかとか、そういうような要請があるのか。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　前年度に計画を立てて、そういう要請をして、市の方でもそれに対する予算を指導室の方につけております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　こういう形の中で――こういう形というのは、予算が、一般財源を切り詰めなきゃならない、そういう状況の中で、私は９月定例会のときに、定例会派のまとめているときに、平成５年度の決算、予算委員会の一番、大体五、六％を各部署では支給していたにもかかわらず、文教、特に教育行政に対して確かに前年度より施設ですね、大成荘とかそういうものの施設のなくなった分が少なくなっている部分もありましたけれども、それでも10％、十二、三％、５％ぐらいの予算の削減があったわけであります。私は少なくとも将来の子供たちを育てるという形の中では、こういう学校の研究費、こういうものに対してはもっと積極的に出して、そして自由な研究をしていただいて、将来の社会人となったときの子供たちが役に立つようなものをつくっていただきたいということを強く感じておるわけであります。

現在、日野市の中でも問題も多少あるわけであります。そして日野市の中で、特に私は一番この問題というのは、今、いじめの問題があります。私の友人の子供が今、高校３年生になりました。この子が中学３年生のときに、ある中学校に行っておりました。そしてその子の家庭はお父さんしかいません。お母さんが亡くなってしまって父子家庭でお父さんしかいないから、絶えずお友達が寝泊まりしておりました。そして１人の子と仲よくなったんです。その子がしょっちゅう、１カ月のうち20日も寝泊まりしておりました。そのうちに、その家に何がどこにあるかがわかるようになって、なにか随分お金も盗まれている。そればかりでなく、今度はこの子がダイクマに行って物を盗んで捕まったときに、そのお友達の名前を「私はこういうところに住んでこういう者です」と出したもんだから、その子の名前が学校に行きまして、学校でその子がぬれぎぬを着せられてしまったわけであります。そして子供ですから、もう腹が立って腹が立って勉強も投げやりになってしまっておりました。そしてちょうど夏休みのときに苦情が私のところにその友人から電話がありまして「泥棒を捕まえたんです」こういうわけです。「だからちょっと来てくれないか」私の友人だから飛んでいきました。そしてその子が、これはうそをついているなというのがわかったんです。どっかにお金を持っていると思いましたから全部体を下着をとってその娘に見てみなさい、こう言ったら

「ありません」。話をしているうちに、絶対これは持っているというのが私は感じたわけです。では、しようがないからおじさんが警察へ連れていくから警察へ行ってお話を素直にしようという形をとりました。ということは、その盗まれた子供が納得しないんです。「もう私、許せないんです。嫌な思いをさんざんして、1回、2回だったらいいけれども、もう何十回も嫌な思いをしておるんです。だから許せないんです」と余り強く言いますので、ではしようがないから警察へ連れていこうという形を私は言いました。その子供は「ああ、これで胸が晴れた」というわけです。そういう盗んだものを人に押しつけているとか、またいじめの問題も多分、この校内にあるんじゃないかということも感じておるわけです。だから子供たちの不安感、そして不信感を取り除くためには、やはり教育の現場の人たちがもっと厳密に、一方通行で子供たちの考え方を聞くのではなくして、これらの問題をどっちが正しいかということはなかなか判断が難しい部分があるでしょうけれども、子供の意見をよく聞いて、そして対応してあげなきゃいけないということを、そのとき感じたわけであります。

今は実際いじめの問題も大変な問題になっています。そういう中で、現在、日野市の中でいじめの問題なんかがあるのか、ないのか。そしてまた、日野市の中で、特に身障者も健康児と一緒に教鞭をとっております。そういう中で、私は、私の子供がもし身障者であるならば、私は素直に身障者学級に入れると思うんです。ということは、子供は能力が少し足りなくて、そこについていけない部分があるならば、やはり自分が伸び伸びと生活できるような場所で教育してあげるということが、私は親の責務だと思うんです。そういうのを私も何度か父母会に行ったりなにかして、学校の現場の先生も大変だなということも感じておりますし、やはりこういう問題もある程度方向づけができますれば、健康な人と一緒に遊ぶときは一緒でいいでしょう。要するに知識を学ぶとか、そういう新しいことに取り組むというような部分については、やはり同じようにやったらちょっと負担がかかり過ぎてしまうんじゃないかということを、私なりに、素人なりに感じておるわけです。こういう問題をどのように考えておるか、教えていただきたい。

そして、私も子供が中学へ行っておりますが、中学へ行きますと卒業式や入学式には国旗掲揚は大分しているようになりましたけれども、国歌を歌ったりしないというようなことが出てきて、地域差というか、学校差が出てきていると思うんです。こういう問題もやはり私は、日野市の中の学校でどこがどういう形でそういう教育もしておるということを、しっかりと把握していかなきゃならない部分があるんじゃないかと思うわ

けであります。

そして、私たちが将来、子供たちが少なくとも日野市の中から神奈川県やほかの県に行ったときに、やはり同じような形で教育目標を掲げて指導するということが日本人にとりまして、私は一番大切なことではないか、このように思うわけであります。そういう中で、私は少なくともこれらのことは、この文部省の指導要領の中で位置づけをされておりますが、こういう問題がどういう形で行われておるか、このあたりのことも教えていただきたいと思います。

とりあえずこの3点です。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　3点だと思いますが、最初の、いじめがあるのか、ないのかということなんですが、先般、沢田議員のときに御説明したとおりです。言葉の脅しとか、冷やかし、持ち物隠しとか、そういういじめはございます。

2番目の件ですけれども、身障の問題だと思いますが、どのようにやられているのかということですが、心身に障害がある児童・生徒の教育については、日野市公立学校長会へ委託事業である「日野市心身障害教育推進協議会」というところにお願いして、そこが中心となってどういう教育をしたらいいかということで、児童・生徒のふれあいを大切にした交流教育の推進や、心身に障害があるなしにかかわらず仲よく暮らせることができるようにという願いから、心身障害児理解教育というのを進めています。

また、心身に障害のある児童・生徒が適切な教育を受け、将来、社会参加や経済的にも自立できるよう専門的な指導ができる教育の場の一つとして、通級学級の設置を進めてまいりました。このような、日野市の教育委員会では、心身の障害がある児童・生徒の一人ひとりの教育的なニーズにこたえるような適切な教育の実現を目指してまいります。現在の通級学級も心身障害のある児童・生徒が在籍しております。中には子供の発達課題や、成長発達の状態から心身障害学級や養護学級で必要に応じて個別指導や小集団の学習を行って、自立への道を歩ませる指導や教育が必要な子供たちがあると考えますが、さまざまな状況から保護者の方が通常学級を選ばれております。ですから保護者のそういう御要望にもこたえながらやっているわけでございます。可能な限りこれらのお子さんたちの教育的なニーズにこたえるように努めてまいりますが、より専門的な指導やかかわりが大切であると考えますので、教育相談や条件整備を進めているところでございます。これが身障の問題でございます。

3番目の国歌、国旗でございますが、把握はされているかということですが、きちっ

と把握するように努めてまいりたいと思っております。把握をしているつもりでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。

いじめの問題というものは、このごろ脅しとか物隠し、その程度であるならば、そんなに根が深いものはないかということは思いますが、そういっても子供というのは目の届かないところで、どういう形の中でものを進めていいかわかりませんもので、いじめが起こったり、そしてこういう問題が発展してその児童が自殺をするとか、そういうようなことにならないように十二分に現場でも注意していただきたい、このように思います。

身障者の問題については、一応、対応策があるようであります。そういう中で、私はその子供の、確かに社会人となったときに自立ができるかどうかということが一番の大きなテーマであると思うわけです。その自立ができるという問題も、受け皿がない、そしてそういう新しい問題に取り組んだときに、どうしても普通の子供と違って時間がかかるという問題がありますので、やはりこういう子供さんの教育というものは専門的な知識を持った人が指導するということが理想である、このように思うわけです。そういう面でぜひ私は、これらの問題も専門的な教育者の育成をするということが必要になってきておると思うわけであります。ぜひそういう面で、こういう子供たちにも十分行き届いたところの日野市の中の教育をしていただければ幸いに思うわけであります。

国旗掲揚、国歌吹奏についての把握しておるというだけで、各学校を一応、念のため私自身も把握していきたいと思いますので、この部分をちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　ことしの３月の卒業式ですけれども、国旗の掲揚が19校、校庭、屋上等のポールのみの掲揚が２校、国歌の斉唱が14校、演奏のみが10校、斉唱も演奏もなかった学校が４校でした。

ことし４月の入学式では、式場の国旗の掲揚が25校、校庭、屋上のポールのみの掲揚が２校、国歌の斉唱が12校、演奏のみが10校、斉唱も演奏もなかった学校が６校でした。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　日野市の教育というもの、学校教育の中でこういう形の中で行われているのが実際であります。私はこういうものをぜひ改めていただきたい、このように思うわけです。

そして、このような中で日野市の教育委員、教育長もかわってまいりました。そして日野市の中の教育指導室長も行政から出ておる。23区は特別区ですから、東京都の方から職員が行っておる。そして三多摩27市の中では半分が東京都から来ておる。そして半分が市の職員の方から上がっておるという形の中で、教育委員長、教育長も新しくなられたことであるし、これらのものを総合的にどのように判断して、今後、日野市の教育行政というものをどのようにリードしていく意思なのか、このあたりの見解がございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

まず、指導室長がいわゆる東京都の派遣か、またはそれぞれの自治体の職員かということでございますけれども、現在のところ27市で見てみますと、御指摘のとおり10市が日野市と同様にそれぞれの自治体の職員の方、17市が東京都教育委員会の派遣、こういうことでございますけれども、私も実は指導室長を務めさせていただきましたんですが、指導室長の仕事というのは、いわゆる学校教育の指導にかかわる業務と、それから教職員の人事にかかわる業務と、大きく分けて二つがあろうかと思います。そして指導にかかわる業務につきましては、東京都の方から派遣された指導主事がおりまして、指導主事が主に当たることになっております。

そういった中での仕事ですが、どちらもそれぞれの優秀な方がそこに担当なさるということでございますから、業務をやっていく上には支障がないだろう、それに適した方がなられるということに支障はないだろう、こういうぐあいに考えております。そして、それぞれの自治体の判断でその配当が行われているということが実態ではないかというぐあいに考えております。

そして、次の２点目でございますけれども、教育をどのように私自身が考え、進めていこうとしているのかという御質問でございます。若干、時間をとらせていただいてよろしゅうございますでしょうか。（「はい。お願いします」と呼ぶ者あり）

私たちが今までに経験してきたことのないような、いわゆる科学技術の進歩、それから情報の発展ということで、社会の変化が非常に大きくなってきております。その波を

教育もまともに受けてきているという状態でございます。それで、学校教育も例外ではございません。それで、いわゆる学校教育の一つの改革期に当たっているという学者の先生もいるくらいに、学校教育に対する期待と、それから変化とが求められている時期ではないか、こういうぐあいに一応時期的には認識をしております。

学校教育は、法に基づいて行う、社会教育もそうでございますけれども、何といっても教育は、いわゆる教育基本法に定められております人格の完成を目指して平和的な国家社会の形成者を育成する、ということが基本にございます。

それでは、親御さんの立場に立って考えてみますと、我が子は学校で一生懸命勉強をし、学力をつけ、そして社会人として豊かな一生を生き生きとおくるということを親御さんは願っている、こう思います。どなたの親御さんも願うわけでございます。そういった期待に、いわゆる教育委員会はこたえていかなければいけない、こういうような認識を持っております。また、特に学校教育では、先ほど申しましたように、社会の大きな変化の中でございますので、やはり子供たちにみずから学習する意欲というもの、将来を見通して、自分のいわゆる生きる道を見通していく力というのをつけなくてはいけない。そのためには何といっても基礎学力をきちっとつけてやることも大事である。それと同時に、多くの人と協力をして生活をしていかなければいけません。そういう意味で、いわゆる豊かな心、人々と協力をしていく力、こういったことが学校教育に求められるだろう。いろいろ学力観はありますが、私はこの三つがとても大事だろう、こういうぐあいに考えております。こういった教育を推進し、子供たちに学力をつけ、そして自分の未来へ希望を持っていくような教育が実現できたらという願いを持っております。

一方、80年代性社会といわれるぐらいに教育社会になってくると同時に、産業構造も非常に発達して週休２日制がだんだん普及してまいっております。そういった中で、多くの方々の余暇というものが出てくる。そういう中で公民館、または図書館、ふるさと博物館、こういったものの充実をし、活用をより図っていくことが大事ではないか、こういうぐあいに思っております。こういったことを考えながら、事務局または多くの方々と力を合わせて頑張ってまいりたい、こう考えております。よろしくお願いをいたします。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。

そういう新しい教育長が参りまして、日野市の中の教育行政をお任せすることになったわけでありますが、やはり一番大きな問題は、学力をつけてあげないと子供たちは非行に走り、そして問題を起こすわけであります。特に学校教育の場においては、１人の子供も落ちこぼれがないような、そういう対応をしていただきたい、このように思います。

そして教育における教育力といいましょうか、施設、また日野市の中の教育につきましては、また力を合わせながらよりよいものを築いて、そして21世紀に向かって十分子供たちが社会人として対応できるような教育こそ、今後、要求されているわけです。これらの問題も十二分に対応してつくっていけるような問題を整えていけるよう努力してまいりたい、このように考えております。

大変ありがとうございました。これをもって私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって22の２、日野市内の教育行政について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問23の１、自治会館、地区センターの維持管理と栄町コミュニティセンターの建設について問うの通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

**○６番（小島　久君）**　それでは、手短に簡潔に質問をしたいと思います。あるいは私の質問は、過去に先輩議員の方々が質問をしたかもしれません。重複する点、お許し願いたいと思います。

まず、表題の質問について。いわゆる第３次基本構想、現在、審議中であります。あるいは、現在生きている第２次基本構想、この中に「参加と連帯でつくる市民自治のまち」、いわゆるコミュニティ計画というのが打ち出されております。内容には「市民自治を確立するためには市民がみずから参画し権利と義務を明らかにし、みずからの生活向上を図ることが重要です。行政は市民の生活を向上させることを目的として市民の要求を行政計画に的確に反映するとともに市民の幅広い活動に依拠し、それらを育てていくことが必要です。また、価値観が異なる市民同士が共同し連帯していくためには、

お互いの共通認識を高め、住民間の合意形成を築くことが重要であり、市民同士の豊かな人間性を築き、コミュニティの醸成を図ることを進めます」このようにうたわれております。

また具体的には三つほどございまして、その第１は「地域自治会のように、ある一定の地域、空間を区切ってつくられる、いわゆる地縁的な住民組織、そういう活動の場でもある。第２には、社会的な問題を解決することを目指して生まれる運動的な住民組織の活動の場である。第３には、スポーツ、文化団体などのように特定の目的を達成しようとしてつくられる機能的な住民組織の活動の場でもある」このようにうたわれております。まさにコミュニティ活動の拠点が自治会館であると同時に、それぞれの地区センターでありコミュニティセンターである、このように認識をするわけであります。

したがって、それらをもとにして地域の問題をとらえながら質問をさせていただきます。

質問の第１点。日野市内にある、いわゆる市が管理をしている地区センター、あるいは自治会館、それらは現時点で幾つあるか。また、日野本町にあります森町自治会館、あるいは栄町にあります四ツ谷の自治会館、それらのものはいつ設立されているかどうか、おわかりになりますればお答え願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　小島久君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　地区センター、これは半径300メートルという範囲の中に１カ所、こういう基本的な設置構想のもとに現在57館ございます。もちろん市管理のものでございます。

それから、ただいま御質問のありました自治会が所有をしております自治会共有の自治会館、集会所と申しますか、施設は45カ所ございます。それから日野本町４－５－２に設置されております自治会共有の森町自治会館、これは昭和42年４月10日の設立であるということでございます。それから栄町の１－20－３に設置されておりました四ツ谷自治会館、これは昭和36年９月１日の設立というふうに、調査の結果でございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　ありがとうございました。続けて質問をさせていただきます。

今お聞きいたしますと、森町の自治会館が昭和42年４月１日、今日まで27年ほど経過しております。また、今の御説明ですと、四ツ谷の自治会館につきましては36年に

設立され、現在はないという御答弁でございますけれども、まず、四ツ谷の自治会館が現在なくなった、いわゆる廃止されたその理由、またいつ廃止されたのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　四ツ谷自治会館につきましては、あの土地所有者１名でございまして、建物そのものは自治会の所有、こういうような位置づけでございました。その土地の所有者が昨年の２月にお亡くなりになったということで、相続が発生をした。相続税の対策といたしまして、自治会館の土地の返還要求が自治会にあったということでございます。土地面積は92平米、約28坪でございました。その上に建物が72平米程度、22坪程度でございますけれど、それが乗っておったということでございました。

昨年の４月に地元の自治会長さんが見えられまして、市でこの土地を買って地区センターの考えはないのか、こういうお話がございました。市といたしましては、土地の面積、ただいま申し上げました28坪程度、地区センターというのは建物自体100平米というのを基準としております。そうした中で、また近くの都営の栄町二丁目のアパートでございます、都営のアパート、そこに既にオープンしております100平米程度の地域開放型の集会所もある。また、同栄町二丁目アパート敷地内に500平米程度の都有地、そこの500平米程度の都有地を市が借りる手はずになっております。そこに地区センターの計画がありますということから、購入の考えはないということを伝えたわけでございます。

したがいまして、地元の自治会でも所有し切れないということから地主に返還されまして、既に戸建ての建物が建っておりますけれども、四ツ谷自治会館につきましては、そうした経緯の中で、昨年の10月26日をもって廃館、こういうことでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　今お伺いをいたしますと、いわゆる四ツ谷の自治会館は相続問題が発生をして、それによって廃止のやむなきに至った、こういう御答弁でございました。私がこの問題についてお伺いしたいのは、昨年の５月に土地、今御説明がありました28坪、建物22坪、つまりこれは自治会館でありますから、行政の手が行き届かない時期に地域の住民の有志によって土地を借り上げ、あるいは購入し、そして地域住民の寄付によってそれらの建物が建てられ、営々として今日まで来ているというのが、

先ほど説明がありました自治会館の45館の一つである。つぶされたから実際には46館あったんでしょうけれども、１個つぶされたから45館という説明だと私は思うわけであります。

そこで、昨年の５月に、この用地を自治会として存続したい、つまり市に何とか用地買収の費用を捻出していただけないでしょうか、こういう要請が栄町の自治会長さんから市の財政当局か、あるいは理事者にお願いをしたというふうに聞き及んでおります。

当時、この地域の土地は約100万円なんです、坪。しかし実際に市が購入するということになりますと時価どおりにはいきませんから、70万ぐらいで購入することをしていただけないでしょうか。つまり掛け算をしていただきますと1,950万ぐらいの価格になるわけでありますけれども、その旨をお願いしたところ、当初、財政当局としては「何とか市としてもその土地を購入し四ツ谷の自治会館が存続できるように考えてみましょう」温かい返事をしていただいた、このように当時の自治会長さんはおっしゃっているんですけれども、そういう事実があったかどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　担当ではなかったからということでは決してありませんけれど、この関係につきまして、私もいろいろお聞きしまして、そのような事実はなかった。当初から、私、先ほど申し上げました一つの理由づけ、地区センターとの兼ね合い、細かく配置しておる地区センターの関係、こうしたものから地域の方は「地区センターを」ということでございましたので、地区センターに今ある集会施設にかわるべく施設、こうした計画があるということの理由でお話をしたというふうに理解をしております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　企画財政部長、どうですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　四ツ谷自治会館が廃止といいますか、相続の問題でお困りになっているというようなことは聞いておりますが、市がそれに対応をどうするかということについては、財政当局としては特に考えを持たず、ただいま生活文化部長の方で申し上げましたように生活課の方で対応をいたしたという経緯がございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　現企画財政部長あるいは生活文化部長のお答えなら、公の席ではそういうふうに受けとめざるを得ませんけれども、私が聞いている範囲では、70

万坪、当時1,950万、そういう交渉をしたところ、当初は理解を示してくれたんですが、実際の交渉の段になりましたら50万にしてくれないか、1,450万円なら何とか御協力ができる、こういうふうに私は御相談を受けております。しかし、諸般の事情から、 100万円もする土地を相続の関係で50万しか出せないということであれば、明らかにあとの残りの部分は地域の住民から寄付によってそれを徴収しなければ、その自治会館を存続することが無理になるわけであります。

そこで話が出たのは、先ほど生活文化部長からお話がありました、地域に地区センター、いわゆる都営と申しておりましたけれども、これも話が大きく違うわけであります。私が聞いた話によりますと、一時的に自治会館の存続ということは難しいけれども、その付近にできる四ツ谷前の民間で、いわゆる組合施行をしている区画整理事業の中に保留地等の用地を確保し、そこに今まであった地区センターと同規模のものを、自治会館と同規模のものを建設したい、そういうお話を聞いております。

前段の部分で話が食い違うわけでありますから、このこともちろん伺ってないというお答えだろうと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。そういうお話は、当時の企画財政部長から市長の耳に入っておるでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　四ツ谷自治会館、地元の存続をしてほしいというお話は、私も直接聞きました。いろいろ何か方法はないかということは考えた経過はあったと思っておりますが、今、回答からも申しておりましたとおり、まさに一規模をなさない小宅地であるということ、隣接の四ツ谷の前、区画整理事業の中に、保留地ではなくて市有地があるということのよく説明もいたしまして、すっかり了解をされた形で決着がついた、このように承知をしております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。

つまり市長のお考えですと、四ツ谷前の区画整理の地域内に今まであった四ツ谷の自治会館にかわるべき用地を確保したいという考え方に受けとめてよろしいでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　そのとおりです。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。さすがは市長でございます。私は、一歩前進だというふうに思っております。

つまり、私が疑問に思うことは、自治会館と地区センター、自治会館については利用者は、市民は、同じなんです。いろいろな行事で会合するわけです。案件に差はありません。しかし、維持管理費は自治会館の場合には現在のところ建物の修繕費、新築費含めて寄付という行為で行っているわけです。ただし、これから御質問したい、いわゆるここに「市内の自治会所有集会所の増改築工事補助金及び修繕補助金交付要綱」昭和63年４月１日に制定され、平成２年10月１日に改正された要綱がございます。いいですか、市長、よく聞いてくださいよ。

自治会館の修繕があった場合、先ほど45館という御説明でした。つまり、その45館の管理運営をしている自治会の方々は、例えば窓が壊れた、畳が悪くなった、あるいはポットントイレを水洗にしたい、いろんな修繕がございます。そのときに、現在あるこの要綱によって補助金申請を出して、足らない分は地域の自治会の寄付によって修繕を行っているというのが現状なんです。つまりこの要綱の第２条によれば、１件100万円を限度とするという歯どめがかかっております。しかも補助金はそれの２分の１以内が出る。つまり100万円の工事ですと「50万円しか市が出しません。それで工事してください」したがって、あとの50万円は地域の自治会の会員の方が、つまりこの場合ですと恐らく自治会長さんを初め役員の方が、それぞれの自治会員の会員のところに行って足らないお金を集めて修繕をしているというのが現状なんです。

ところが一方、地区センターは、例えば窓が壊れた、水洗――どなたか質問もございましたけれども、水洗にしてください、あるいは畳をかえてください、これらは全部市の維持管理費でやっているんですよ。市長はふだん「主権在民、憲法を市政に生かそう」非常にすばらしいことです。これらの地区センターと自治会館は明らかに格差があるわけです。しかも今、自治会長さんのなり手がだんだん少なくなっている時期なんです。恐らく私の判断では、一自治会の会費というのは１カ月100円から300円ぐらいなんです。つまり年額に直しますと1,200円から3,600円ぐらいを自治会費としてそれぞれ徴収し、それは自治会独自の事業計画をもって運営しているというのが現状なんです。したがって、維持、修繕の補修費など、そういう金は自治会費の中から出てこないというのが現状なんです。

したがって、私は、市長にぜひ考えていただきたいのは、この平成２年10月１日に改正されました、いわゆる自治会館の増改築の交付要領の要綱ですね、これを見直していただいて、一度に100％というのは無理かもしれませんけれども、少なくても率をもう少し上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。市長にお答えを願いた

いと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　自治会館を古くから地域の集会施設としていろいろな有益な役割を果たしてきたということは、全く御指摘のとおりであります。

ただ、自治会館というのは私有地の上に、私有地というのは個人有地といいます、たまたま土地を貸していただける、あるいは提供していただける方があった。それから建物も何か財源があったというようなことで、その地域に限った、つまり地域に限定をされた用途の建物である。地区センターというのは、これは全市民に全く公平に開放してある日野市独自の優れたコミュニティ施設ということでありまして、自治会館と地区センターと、またその意味を正確に分けて考えるということもまた大切な公共事業でなければならない、こう思っております。

今日、地区センターが建て進んで50館以上にもなったという現実もありますし、公共施設が大型にかなり普及をした、こういうことも都市化の中で大きく前進をしているわけであります。自治会館の地域という限定をされた用途の中で、その存在の意味も十分評価できるわけでありますから、ある程度の応援といいますか、支援をするという仕組みが、現状の100万円を限度とする２分の１補助、こういう形になって長く機能をしてまいっております。自治会館もかなり建て進みましたし、過去の時代に土地をたまたま持たれる方が地域のために土地を提供してあげた、これが自治会館の性格でありましたり、あるいは消防詰め所の性格であったりしているわけでありますが、だんだんと土地事情が窮屈になったり、相続問題が発生する中で、その用地を公共化してほしい、この意見の出てくるのもまた当然だというふうに思っております。適切に対応したら地域の要望や、それから地区センターの機能と合わせながら、適正配置ということも考えて対応を整えていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　市長、説明はよくわかります。しかし、今の市長の説明ですと、自治会館は地域に限定した方が使用になる、こういう御説明でした。また、地区センターは全市民がお使いになる、こういう御説明でしたんですが、自治会館も地区センターも、利用する市民はあいていれば使うんですよ。また、貸していただけるんですよ。建物についての差別はないんです。冒頭、私がコミュニティ活動の報告を３点ほど申しました。利用する市民の側も、これは地区センターだから使いましょう、自治会館だから使いましょう、じゃないんです。最寄りの近いところであいているところ

は使わせていただけるんです。いただいているんです。したがって、私はぜひひとつ、この要綱を見直していただいて、補助率の引き上げをしていただきたい。

お疲れのようですから先へ進ませていただきます。そのことを要望しておきます。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、平成４年６月30日、東京都知事、鈴木俊一、日野市長、森田喜美男、（仮称）都営日野大坂上三丁目団地、第１期建設事業に関する協定書が、協定として締結されております。これは、ことし８月にこの大坂上都営住宅の工事が完成して、９月に入居が行われ、現在、入居が完了したというふうに伺っておりますけれども、そのとおり解釈してよろしいでしょうか。お答え願います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　本年の９月にオープンしている。オープンと申しますと、そこに集会施設があるという関係で申し上げました。入居がもう始まっておるということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　企画財政部長にお伺いいたします。いわゆるこの協定書によって、今既に入居が完了し、工事自体が完了したというふうに受けとめておるわけでありますけれども、この工事についての完了した、つまり竣工、竣工検査とか、あるいは竣工の立ち会いとか、そういうようなことはどのようにして竣工という判断をとっているのか、お答え願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　協定に基づきまして、それぞれの公共的施設を設置するという約束はしておるわけでございます。これのでき上がりにつきまして、協定書には細かくはうたってございませんが、実際の東京都の職員とのやりとりの中で、その供用ができるというようなことは承知しております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　つまり、東京都任せ。私もこの協定の案文、全部読ませていただきました。竣工という点については何も触れておりません。したがって、これに添付されている図面、これは計画上の図面であります。竣工図ではありません。ですから計画の図面と竣工の図面が本当に一体のものかどうか、あるいはこの条文の中にあるそれぞれの協定した案文が現地に生かされているかどうか。一つ、例をとってお聞きしてみたいと思います。

この協定の６条の中には、乙は、つまり市長は、道路に接する部分については生き垣緑化とし、公園等については周辺住民への開放を前提として設置する、このように協定がうたわれております。現地を見てください。生き垣緑化になっているかどうか。あるいは周辺住民にこの公園が開放されているというような状態になっているかどうか。これは人さまざまによって感覚の問題ですから、なっていると答える方もいるでしょう。あるいは、なっていないという方もいらっしゃるでしょう。しかし、その判断はどこでするかというと、これに対する公園計画あるいは緑地については、この地域については松を植えますとか、そだ木を植えますとか、つまりそういう計画があって、そのとおり植わっているかどうか立ち会って、あるいは竣工検査をして、そして本協定どおり完了したというのが本当の竣工じゃありませんか。やってないじゃないですか。冗談言っちゃいけませんよ。ちっとも竣工なんかしていないんです。

さらにつけ加えます。11条には、集会施設という協定がございます。「市長は本団地に設置する集会室を周辺住民にも利用できるように配慮する」こういう協定になっています。現地、ごらんになりましたか。入り口は、都営住宅、現第１期工事ができている都営住宅の入り口の方しかないんです。これとても、こういう協定をするんなら周辺住民は東西南北、集会所の設置の場所、その場所を見て、どこから周辺住民が、自動車とは言いませんよ、徒歩でどうして、どうやったら安全に集会施設に来るような、そういう通路、あるいは階段、あるいは道でも何でもいいですよ、それでなおかつもう完了した、竣工した。私は竣工してないと思うんです。したがって、この件についてどう解釈するか、もう一度答弁をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問にもありましたように、協定の文書では、例えば集会所につきましては周辺住民にも利用できるように配慮する、というような言葉だけで終わっております。この周辺住民にも利用できるよう配慮するというのが、入り口のこと、アプローチから考えるという御質問のこともよく理解できます。

しかし、この協定はあくまでも開放型集会所というようなことで利用できるように配慮をするというふうに、私どもは理解しております。確かに東西南北から一番近い距離で利用できるようなアプローチをつくることはベターではございますけれども、やはり施設の利用の中で、１方向あるいは２方向の入り口ということになろうかと思います。いずれにいたしましても、この協定が詳細といいますか、別紙の細かいものはございませんし、御指摘にもございましたように、竣工等についても十分うたわれておりません。

もう少し今後の東京都との関係、あるいは都市整備公団等の協定を今後やっていく上には、もう少しシビアにし、またその完了についても十分な竣工の検査といいますか、そういうような過程を確認していきたい、こういうふうに思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。

いずれにいたしても、こういう協定書だけですと不十分なんですよ。私が思うには、協定は協定で結構でございます。これに対して、今度は実際に東京都が施行するときには道路計画から公園計画から、あるいは出入り口の関係から「こういうふうな実施計画でやります」それを受けてそのとおりできたかどうか、竣工検査までして初めてこの協定が生きるということになるんじゃありませんか。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、都営日野栄町二丁目団地の建設事業に関する協定書、これは先ごろ都営住宅が完了したというふうに伺っておりますけれども、それに基づく協定書でございます。

まず、栄町二丁目の都営住宅の団地、これも竣工したというふうに聞いておるんですけれども、そういうふうに解釈していいかどうか。

また、いわゆる竣工したという判断は、今、御指摘をいたしましたけれども、竣工図はおろか検査、引き継ぎ、立ち会い、そういったものは行われているのかどうか。あるいは、その中には都市計画道路の３・４・８号線という計画道路が、この一番南の端に計画されております。それらの築造はどういう考えをお持ちなのか。また、それに並行いたしまして、親水路の水路を設置するというような協定になっております。それらは完了と見ていいのかどうか。あるいは道路計画、それらも含めて、道路というのは、この栄町の団地の中の道路です。さらにまた、雨水計画、汚水計画、雨水管はどういう措置がしてあるのか、汚水管は先行してあるのか、その辺について御答弁をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　栄町二丁目の都営住宅の件でございます。この都営住宅の建設に関する協定も、前段で御指摘のございましたような大坂上の都営住宅と同様の協定になってございます。したがいまして、その協定に竣工報告、あるいは竣工検査というような細かな決めをつけておりません。そういうような十分な配慮ができてないという点につきましては大坂上と同様でございまして、したがいまして、ここの竣

工ということにつきましては、団地そのもの、入居者といいますか、都営住宅としての竣工はできてございますけれども、いろいろ協定にございます都市計画道路、あるいは親水路の変更とかいうことにつきましては、まだ終わっておりません。

一つ例にとりますと、都市計画道路３・４・８号線は、この団地の中を通るわけでございます。この道路については、もちろん敷地を確保し事業をやっていくようにというようなことで協定はしておりますが、特に都市計画道路をつくるに当たりましては、関係者といいますか、入居者等に十分説明をしてつくっていくようにということでございます。協定を結んだのが平成３年11月13日でございまして、その後、都市計画道路につきましては平成４年７月６日に事業認可となっております。しかし、まだ東西の接続道路といいますか、延長の用地確保ができておりませんので工事には入っておりませんけれども、これの工事に入るときには、やはり協定に基づいて入居者に徹底するようにというようなことが今後、出てこようかとも思いますし、また、道路築造に関しましての親水路、あるいは用水と排水の設備につきましても、今後、御指摘のあったことを踏まえて協議していきたいと思っています。(「汚水、雨水はどうなっているの」と呼ぶ者あり)

下水につきましては、汚水管埋設に当たり事前に甲と協議し、つまり日野市と協議し、汚水整備計画と整合を図るということになってございます。先ほど申し上げましたように、既に入居をしておるわけでございまして、下水も供用しておるわけでございます。したがいまして、この汚水整備計画と整合を図って施行されたというふうに理解しております。

**○議長（福島盛之助君）**　　小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　　幾つか問題点を指摘しておきたいと思います。

先ほどの大坂上都営のときにも申し上げましたけれども、私はこの協定を見て、やっぱり完了あるいは竣工と認定するには、すごく矛盾があるんです。今、説明がありましたように、都営住宅の中だけの集会所とか、あるいは都営住宅自体の住宅そのものですね、これは確かに完了しております。しかし、協定に基づくところのいろいろなところがまだ不完全なんです。しかも私がその協定を見た中では、かなり協定自体にも改善をしなきゃならない点がたくさんあるんです。その幾つかを御紹介したいと思います。

まず、これ、今、都営住宅ですけれども、あすこのところを都営以外の方が造成をしたと仮定いたしましょう。いろんな造成者がいるわけです。いいですか。住宅公団もありますね。都営住宅もあります。東京都もあります。日野市が市営住宅をつくる

場合もあるでしょう。あるいは民間の開発業者が購入して開発する場合もあるでしょう。あるいは、あれだけの土地を持っている個人はないかもしれませんけれども、個人が開発する場合があるでしょう。あるいは供給公社もあるでしょう。たくさんな方々がその対象になるわけです。しかもそれは日野市から見れば、東京都は、この協定は日野市まちづくり指導要綱に準じて協定を結んでいるんでしょう。そうですね。いいですか。仮にこれが民間の開発業者であったなら、都市計画道路がその中に計画されていたとしたら、こういう協定で市長は了解しますか。用地だけ提供して、道路をつくらないで、協定してくれますか。お答え願います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　開発指導要綱で最近の、以前の古い話はちょっとわかりませんけれども、最近、その開発指導要綱の中でこういうふうな計画道路、大々的に入った地域というふうな地域、該当地が今のところございません。したがって、具体的にそういう例は余りないわけでございますけれども、ただ、部分的に接している地域、これは今の開発の中でも、民間の開発の中でもございます。そういう場合の扱いとしては、その都市計画道路の計画線まで一応セットバックしていつでもあけておいていただく、こういう指導はお願いをしております。

この地区が実際もし民間でやられたらどうするかというのは、またちょっと余りそういう経験がないものですからわかりませんけれども、開発指導要綱の中でも具体的に都市計画道路どうのこうのというのはないと思いますので、その状況に応じた中で、状況を見た上でやはり指導していく必要があるのかというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　都市整備部長、だめですよ、詭弁言っちゃ。区画整理区域内のところに、区画整理だって同じなんですよ。区画整理の中にある都市計画道路が入っていれば、用地はおろか工事までしなきゃだめなんですよ。あそこのところを仮に区画整理やるというふうに市が発案をした、こういう仮定をしたら、道路をつくらないで用地だけあけて「事業は終わりました」と言えます。言えないんですよ。だから例があるから、ないとかじゃないんです。つまり私から言わせれば、都営住宅の建設についてはかなり甘い面があるんです。だからいつも市長が言っているように、心して都営住宅、あるいはもう再三、吉冨議員からも多摩平団地の建て替えについても「市の執行部はしっかり腰を据えて対応しなさい」という激励が飛んでいるぐらいなんですよ。

さらに、この協定書の3条の中に道路、道路は6メートル以上確保しなきゃいけない、

それで東京都と協議する、こういう協定になっている。現実には地域内に５メートル道路があるんですよ。後で確認しておいてください。問題だけ指摘しておきます。

さらに、私が問題としたいのは、つまり雨水計画なんです。市長、よく聞いておいてください。いいですか。民間の開発業者、いわゆる住みよいまちづくり指導要綱、これによって開発をする場合には、周辺の水路とか、あるいは周辺の地域が溢水しないように雨水管を設置しなさい、こういう指導を行っています。この指導に従って民間の開発業者、あるいは個人施行業者、本当に苦しい中から予算を提供して協力しているんです。ところが、こういう大規模開発、東京都もしかり、区画整理もしかりなんです。市や都がやる開発行為の中には、例えばその地域内に降る降雨量によって、それに対応し得る貯水槽をつくるとか、そういう指導は行われてないわけです。恐らく「道路構造上の浸透性の構造によって雨水はその地域から外へ出さない、そういう計画で御協力していただいているんで、つくっておりません」そういう答えが返ってくると思うんです。だとしたら、民間の指導要綱に対するそういう雨水管もつくれというのは行き過ぎじゃありませんかということになってくるんです。つまり市が見本を示して初めて民間の皆様がそれに協力していただけるというのが、私は説得ある方法だと思うのであります。これは特に答弁は求めませんけれども、そういうことであります。

さらに、この協定書の中の15条の中には、都営住宅の入居に際して、いわゆる３・４・８号線が今事業としてできておりません。用地として確保されているだけです。したがって、そこに16メートルの道路ができますよということは、その入居者の方々に周知徹底いたします、こういうふうな協定になっているんです。この条文どおりに解釈すればそのとおりなんですけれども、実際問題としては市当局の方は協定は結んでありますけれども、今現在で東京都に入居された方に「ここに道路ができますよ」というＰＲをしたことがありますか。ちょっとお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　この15条につきましては、おっしゃるとおり入居者にその趣旨を周知するものとなってございます。現在、入居者のおります栄町二丁目団地には、掲示板として事業計画というものを立てておると思います。あとは、工事をいつやるかになるわけでございますけれども、先ほど説明いたしましたように、東西の延長部分がある程度確定してくれば同時に事業着手といいますか、工事をしていくことになろうかと思いますが、工事の際に改めて説明も再度されるという予定でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

○6番（小島　久君）　できるものなら、都営住宅と併設して計画が決まっているものなら、もう既に3・4・8は四ツ谷下の区画整理の中は完了しているわけですから、構造上も、あるいは幅員構成もそう大差がないと思うんで、こういう計画があるものについてはどんどん遠慮なくつくらせることが、私は後に問題を起こさない、そういうふうに理解をしておる次第であります。

さらにもう1点。今、この都市計画道路の予定地のところに親水路というんですか、水路の計画がございます。現実にはでき上がっているというふうに私も解釈いたしますけれども、つまり都市計画道路と並行してできている部分については行きますけれども、都市計画道路をつくる段になりますと、つまり親水路が横断しておりますから、その部分は構造的にオープンで横断させるということは私は不可能になると思うんです。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　建設部長。

○建設部長（桧山　茂君）　お答えいたします。

横断をしているというのは、その都営住宅の区域の中の部分でございましょうか。

（「道路上です。道路自体が横断される」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、私の方もちょっと現地を把握しておりませんので、よく調査をいたしまして後ほど回答したいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　つまり、竣工したという報告を受けたんですけれども、各部署にお尋ねをいたしますと、個々に、なかなかそのように至っていない。つまり竣工していないんです。ですから、これからの問題については、都営住宅の箱物だけができました用をもって竣工したということは、言わないでほしいと思うんです。

また、これからの問題として、竣工図面、あるいは検査、引き継ぎ、そういうようなものをしっかりしていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

次は、この協定によりまして、16条になりますか、施設の管理、帰属関係、つまり公共施設の管理、帰属関係ということで、この栄町の都営住宅の建設については500平米のコミュニティセンター用地を都営住宅側は確保いたします、そういう協定になっております。先ほどの質問と関連があるわけでございますけれども、現時点では栄町のいわゆる四ツ谷下の自治会館、ないわけでありますから、どこかで会合を開くということを申しても、そこではできないわけであります。先ほど来から竣工した、竣工したと

いうお話も承りました。私は、このコミュニティ建設こそ、この協定に基づいて用地だけの確保ではなく、都営住宅の建設と同時に、竣工と同時に、地域住民の方々の利便に供する、そういうことも必要ではなかったのかなという気がいたします。

さらにこの経過を見てみますと、昭和63年の当初に、協定は平成３年に協定を結んでおりますけれども、それ以前から、いわゆる神鋼跡地問題対策協議会というのが現地に発足をされまして、地域の役員、自治会の役員と共同でさまざまなコミュニティセンター建設に関する請願を当議会にも行ってきたというのが実情であります。それが平成元年３月７日に当市の市議会で採択された。そして執行機関に送られ、今日に来ている。市長、御存じですよね。つまり、今日まで６年間の歳月が過ぎているわけです、満ですよ。したがいまして、何とか財政が厳しい折ではございますけれども、この栄町のコミュニティセンター建設についての考え方、市長にお聞きしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　栄町の都営住宅につきまして、今いろいろ行政側の何といいましょう、対応不十分の指摘をいただいておるわけであります。確かに行政同士の、特に都と市という関係で竣工を届けるとか、検査とか、そういう点を確実に実施していないという点については、少々手落ちだなと思っております。

栄町の都営住宅というのは、実は御承知のとおり、もと神鋼電気の住宅地帯でありましたし、それを神鋼電気がよそに移る際に東京都に持ち込んで都営住宅用地として買ってくださいというふうな要請に応じていただきました。工場跡地は、御承知のとおり現在、都立高校と、それから市立中学になっております。随分長い間、10年ぐらいかけて遺跡調査も行った経過がありまして、地元からは、特に東光寺あるいは三小地区に文化施設をという長い熱心な運動もありました。そういうこととあわせ考えて、この都営住宅は着手する際には、いろいろな地元の要望も実現できるような取り組みをしたいというふうに考えておりました。

一番大きな協力といいましょうか、つまり新しくできる３・４・８号線の道路の上に三十数戸の住宅があるわけでありまして、その行く先を確保するその用地を、今、準備していただいた、これが一つあります。これはもちろん無償で御当人方がまた買い取るという関係になるわけですから、市として公共用地として確保したということではありませんけれど、道路の築造の際に、路線上の住宅をほかに必ずあっせんしなきゃならない、用地をあっせんしなきゃならないということは一応完了できた、そういうふうなことがありました。

それから、約500平米の……もう一つは、御承知のとおりの栄町サービスセンター、これも都営住宅の中に抱き込んでもらった。代金は払いましたけれど建築費も市が負担で、設計の中に抱き込んでもらった、こういう一つの成果がありました。その上に地域要望の将来の文化施設、こういう施設を予定する用地として500平米無償で借り受ける、こういう約束をお願いをいたしました。そういうお互いの行政に対する協力関係ということも当然でありますから、何と言いましょうか、行政事務の処理の厳しさに欠けた。欠けてはいけないということは当然でありますから、できたものを正確に受け取る、あるいは内容に記載されていることは実施してもらうということでなければいけないと思っております。

余計なことを言ったことになるかもしれませんが、大坂上都営住宅もまだ、あそこをよく通ってみて、竣工検査は終わったのか、日野市は引き継いだのか、公共施設と引き継いだのか、内々疑問に思っておったところでしたので、それもきちんと実施してもらうということをこれから全うしようと思っております。

それで、御質問のことなんですが、栄町に確保させてもらってあります500平米につきましては、地区センターという位置づけでかなり大まかなものをつくろう、こういう考えで内々心づもりをしているということでありますので、これをいつ実施できるかということで今後の財政等との整合を図っていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。

いつできるかということに対しては、ちょっと物足りないんですがね、市長。できるだけ早い時期に、ということは現実の問題としてもうないわけですから、片や都営住宅は完了した周辺の部分の、つまり協定上の用地は確保されましたけれども、センターとしては機能していない。ぜひひとつ市長の英断をもって建設に努力していただきたいと思います。そのことは、ひとつ要望しておきます。

さらに、前田助役に伺いますけれども、指導要綱の場合ですと、いわゆる公共公益施設負担金、1世帯当たり今幾らだかわかりませんけれども、二百数十万円、協力になっておりますよね。さらに公園、緑地、パーセント6％、汚水管の先行取得、計画道路があればその計画道路に従ってつくる、そういうことを都営住宅のこの区域に当てはめたとすれば、民間に当てはめて協力を願っているわけですから、東京都の住宅局から日野市のまちづくり指導要綱にはこういう条文があります、立派な条文です、これに従ってぜひひとつ財源の一部を負担していただけないでしょうか、そういう交渉をして

しかるべきだというふうに判断いたしますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　前田助役。

**○助役（前田雅夫君）**　お答えをいたします。

今、市が持っております「まちづくり指導要綱」につきましては、都営住宅あるいは公社住宅、住宅公団等の住宅につきましては、適用除外をいたしまして指導を行っております。しかしながら、指導の精神は指導要綱に載っている形で行っているのが実情でございます。

ただいま御説明のございました行政協力費でございますけれども、東京都につきましては、都営住宅に関連するところの地元公共施設の整備要綱というものを持っております。ちょっと名称は正確には忘れましたけれども、今申し上げましたそういう趣旨の要綱でございます。この要綱をごく簡単に申し上げますと、例えば都営住宅を1,000戸つくりますと、小学校の用地、これは国の補助等があればそういうものを差し引くわけでございますけれども、お金ないしは現物で地元自治会に提供する、あるいは中学校につきましては、2,000戸分で小学校と同じような形で協力をする、そういうことになっております。

そのほかにも必要でありますれば、幼稚園、保育園、その他福祉施設につきましても、その戸数に応じて対応するということでございます。したがって、行政協力費の趣旨、それから東京都が関連公共施設整備要綱といいますか、それにのっとってやるものとほぼ同様なものであるというふうに考えております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　小島　久君。

**○6番（小島　久君）**　最後の質問にしたいと思いますが、よくわかりました。つまり、小学校、中学校、それぞれ戸数によってその用地を確保するということになっておりますので、ぜひ日野市内の都営住宅の戸数を、例えば今出ている大坂上三丁目の都営住宅なり、栄町二丁目の都営住宅なり、かなり戸数が多いわけでありますから、財政当局も今、非常に厳しい財政事情だ、わかります。したがって、できるだけそういう費用をこの地区センターに投入してもらって、そしてすばらしい自治会ないし、あるいは地域住民のコミュニティセンターの場として活動してくださることを期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって23の１、自治会館、地区センターの維持管理

と栄町コミュニティセンターの建設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時１分　休憩

午後７時19分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の１、「日野市市民参加の推進に関する要綱」にそって市政をすすめよの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

**○18番（橋本文子君）**　お疲れのところ、あと１人でございますので、どうぞ皆様おつき合いください。特に傍聴者の方には遅くなって大変御迷惑をおかけしております。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

市民参加の市政というのは、今後の最大の課題だというふうに考えております。今回の一般質問の中でも、佐瀬議員の「来年の敗戦50周年の節目を迎える中で平和事業をぜひやってほしい。市民が参加して企画、立案できるものをしてください」という市民参加の要望、あるいはまた田原議員も「介護まで含めた地域相互介護福祉ということで福祉行政は民間の活力を生かしていける市民参画型の福祉を」と訴えられました。また中谷議員も「市立病院の建て替え、南部地域の医療施設に関して日野市全域の医療システムをどうつくり上げていくのか、市民が参加する形でまず基本設計をというお話をされました。

12月３日、市民参加をテーマにした学習会へのお誘いをいただき、勉強をしてまいりました。そこで学びましたことは、市政への市民参加とは「市民が参加して意見を述べたことがそれなりに遇される市政でなければならないこと、そして少数派の意見も大事にすること、初めの段階から計画づくりに市民がどう参画できるのか」そこがポイントだということでございました。市民参加の大前提としては、行政の持ち得ている情報をすべて公開しなければいけません。その情報に基づいて市民が議論を重ね、合意をしていく中で政策の決定をしていくことが大切だということです。市政に関する情報は市民の共有財産です。このことで私たちは一度、悔しい思いをしたことがあります。先ほども小島議員の方から大坂上の都営住宅の問題が出ておりましたが、その都営住宅

の建て替えをするころ、まだ形になっていない４年前だったと思います。女性センター建て替え発起人会という市民グループで当時、都内にある女性センターや女性会館等の見学を行っておりました。大坂上の都営住宅の中にぜひ女性センターのスペースを用意していただきたいという意見が一致いたしまして、それができないかということで、ある課長をお呼びしたときのことです。基本設計ができているのかどうか知りたかったものですから、情報を出してほしい旨、お願いをしました。そうしましたら課長の答えは「まだ何もない」ということだったんです。それから10日後ぐらいのある日、私たちは都庁に出向く用事がありましたので、ついでにということで大坂上の都営住宅の中に女性センターをつくってほしいということを話しましたところ「もう設計図もみんなできていますよ。市役所に行けばありますよ」そういうお答えなのです。今思い返してみても、これは行政の持っている情報を出していただけなかった非常に悔しい経験でした。市の情報はすべて市民の共有財産なのです。情報は原則として市民にすべて公開をされてしかるべきです。

このことで問題になるのは、どの時点で公開をするのかという点です。行政側でつくってしまった計画を市民の前に提示して、一方的に説明することではありません。どんな事業をいつ行うのか、そしてその予算はどれくらいあるのか、市民が政策決定の場に参画するためにはそれらの情報を持っていることが大前提だということになります。

そこでまとめてみますと、市民参加とは、行政の持っている情報は正しく早く市民に公開すること、政策決定のために参画する市民は公募を原則とすること、委員の選出に当たっては公正な方法で選出すること、市民参加の協議会等の会議はすべて公開すること、委員に選出されなかった人もオブザーバーとして参加できること、議事録や会議資料等、希望があれば市民に配付をすること、こういうことをすべて行って、市民参加といえるのではないでしょうか。

また、協議会等の協議時間とか回数についても、大方の市民の合意を得るまで何度でも会議を重ね、十分な議論を行うべきだと思います。このような市民参加のありようこそが、面倒な手続きではありますが、民主主義の理念を具現することであると同時に、また憲法を市政に生かすということになるのだと思います。そういうことで、このタイトルの中では、多摩平団地の建て替えの問題と、西平山地区の区画整理について、お尋ねをしてまいります。

最初に、多摩平団地の件でございます。ここに、毎日新聞に連載された記事ですが、三日間にわたりまして、ことしの７月３日、４日、５日と載せられた高層住宅に関す

る警告の記事がございます。これによりますと、芦屋市内の19階建てのマンションに住んでいる人の話では、15階に住んでおられますが、地面を打つ雨の音も聞こえない。ベランダに洗濯物を干すとき胸がドキドキして足が震えてしまう。エレベーターで知らない男性と乗り合わせると体が硬直してしまう。そんなことで、妊娠９カ月目の子供を死産してしまいました。

また、福岡市の15階建ての15階に住む馬場みきさんの長男、３歳は、アトピー性皮膚炎で、風邪を引くと小児ぜんそく状態になるそうです。風が強いから窓をあけられない。高いところに住んでいると外へ出るのがおっくうで下におりて外で遊ぶということが少なくなる。先日も田原議員の質問で、アレルギー性疾患の子供の話がありましたが、高層階に住む子供とアレルギーとの関係を東海大学医学部の逢坂文夫さんの調査がございます。ぜんそく様症状というので、ここにパーセンテージが出ておりますが、１、２階に住むお子さんでは6.8％、３、４階に住むお子さんでは7.4％、５階以上になりますと14.8％と、一気にそのぜんそくがふえるそうです。また、アレルギー性鼻炎につきましても、１、２階に住むお子さんは19.6％、３、４階で32.9％、５階以上になりますと37％、いずれも５階以上が高かったということでございます。住宅の機密性が高かったり、居住階が高くなるほど戸外に出る回数が減って体力が低下するために、ぜんそくとアレルギーになりやすいという御指摘です。

フランスとかイギリスでも、高層の高い建物が老人や子供に心理的な不安を生み、アメリカでは犯罪が多発している。そしてカナダでは、怒りっぽい人間になりやすい、やる気がなくなる、倦怠に陥りやすいと、高い建物については数々のよくない報告がなされています。

さて、そこで質問でございますが、先日、吉冨議員の御質問で、かなりいい報告が行政側から出ております。さらに住民の皆さんが、ぜひ二つの点について行政側のしっかりとした御答弁をとりつけてほしいという御希望でございましたので、２点、ここで質問をさせていただきます。

一つ、公団との基本協定を結ぶときに住民の合意を先にとりつけてから行ってください。これが１点です。

２点目、基本合意の内容については、住民と定期的に話し合いを行ってください。

まず、この２点についてお伺いをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　昨日の吉冨議員さんにもお答え申し上げたとおり、市の中に行政指導報告がございます。この中には9部会がございまして、この9部会で現在、要望、課題等を提出していただいております。この内容を今、都市計画の方で整理をしている段階でございます。

また一方、住民との話し合いでございますけれども、これも11月21日、多摩平の自治会の役員さんと理事者で話し合いを行っております。それで、その中で、これから都市計画課が窓口となりまして、ただいま議員さんの御指摘の情報等を積極的に提示していきます、話し合いを持っていきます、こういうことで今、これから話し合いを詰める、していく内容について自治会の方で一応整理をしていただく、それでそれを持ち寄って再度また市と話し合いをしていく、こういうふうな段どりになっております。

当然この中では、市の課題とか要望、こういうものも整理しながら、今後、自治会と十分話し合いの中で進めていきたいというふうに思っております。当然、今御質問の住民合意の上で基本協定ということでございますので、十分理解をしていただいた上で、こういう方法をとりつけて基本協定を結んでいきたいというふうに考えております。

それから、住民と定期的な話し合いということでございますけれども、これからの団地の自治会の方たちと今問題点を整理していただきまして、なにかニュースでは、昨日、私のテーブルの上にも置いてありましたけれども、団地の方の意向の方が大体固まってきたようでございますので、それを含めてこれから具体的な話し合いをさせていただきたい。その中で、どういう時期で、どういう方法で話し合っていくのか、その進め方についても話し合うことになっておりますので、その中で決めていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

話し合いを十分やりながらという、この二つの質問に対して、大変積極的な前向きのお返事が今ちょうだいできて、うれしいと思います。その前に、ぜひ行政の方でやっておいていただきたいことがございます。

一つは、あの公団の住宅というのは、たしか耐用年数が70年あるというふうに伺っております。現在まだその半分しかたっていない。ですから、その辺は一度、ここの団地のニュースにも出ておりますけれども、現在ある住宅の耐用性について鑑定を行ってほしい、という文言が出ておりますね。このことはぜひ早いうちにやってほしいというふうに思います。

それからもう一つ、最後の6番、まちづくりというところで、①の緑の保全というのがございます。あそこの団地には本当にさまざまな木が植わっています。そしてこの35年の間に大変生い茂って憩いの場になり、鳥がさえずるすみかであったり、さまざまな自然環境の、日野の中でもあそこの森だけはそのままずっと残してほしいという、団地の財産だけではなく日野市民の財産だと多くの人たちが言っているぐらいなんです。ですからそこの植生について、多摩平団地の中の植生について、ぜひ調査をやってほしいと思うんです。当然これは公団側でやるべきだというふうに思いますので、行政の方から公団の方へお願いをしていただいて、植生調査を出していただくようにお願いできませんでしょうか。

その2点、御質問いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、耐用年数の件でございますけれども、ここの団地の建て替え、基本的にはこれは国の一つの住宅政策の一環として行われているものでございまして、国の第6期ですか、住宅5カ年計画の中に位置づけられている、それに基づいた形で良好な、質のよい住宅を提供していこう、こういう大きな柱があろうかと思います。

そこで、それに基づきまして国が団地の建て替えをしていこう、増戸を2,000戸していこう、こういうふうな計画でございますので、その中で今の耐用年数云々というふうなことになりますと、これはまちそのものが、今計画されております建物、こういうものが増戸もなかなか難しいんではなかろうかと思います。そういうことから、今の時点では、私の方としてはその耐用年数の調査等をやるというふうな計画は、今のところは持っておりません。これが第1点目でございます。

2点目の、緑の保全関係、植生の調査ということでございます。これは今後、緑につきましては基本的にできるだけ残すんだというふうな、最大限残していく、これは公団の方も今までの話の中でも言っておりますし、また市の方から現在の緑地は最大限残すんだ、基本的にはすべて残すんだというふうな強い申し入れもしてございます。今後のそういう問題点につきましては、十分残すように指導はしていきたいと思いますし、また、公団の多摩平自治会の方からも植生についての話し合いの課題にもなっておるようでございますので、そこら辺は今後、具体的には十分団地の方たちと話し合っていきたいというふうにも考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

多摩平団地も一遍に建ったものではありませんね。更地のところへつくったわけですから、それでも３年ぐらいであれが全部建て終わったんでしょうか。例えば早く建てていても、それは材質がよければ耐用年数は長いです。そして新しい建物でも建て方によっては耐用年数が短いので、後の方が早く古くなってしまうということもあり得るわけで、そういうことからいきますと、やはり現状評価を十分していただくということが大変重要ではないかと思うんです。と申しますのも、あそこにお住まいを持ちながら、今800ぐらいは空き家になっているんですが、一遍に建て替えるということではないわけです。建て替えるに当たっては、どこからになりますか、耐用年数が短いものから順繰りにやってほしいというふうに思うんですけれども、その場合に、やはりどの建物がどの程度古くなっているのか、どの程度まだ使えるのかということを考えながらでないと、どこを一番に建て替えたらいいかということも考えられないわけですよ。ですから、耐用年数は調べる気はないとおっしゃいますけれども、それでもやはり本格的な調査でないにしても、おおよそのものはおわかりになると思います。そして、まだまだ使えるところは後に残しながら、なるべく時間をかけて長期にわたって建て替えが行えるように、この辺はたしか吉冨議員は一刻も早くというふうなお話をされておられましたけれども、私は急がば回れで、できるだけゆっくりとやることで本当にいい団地のつくりかえができるんじゃないないかというふうに思っております。

しかし、設計の上では、当然、全体を見回した中で設計を行うべきですから、そのしっかりとした基本設計をつくった上で建て替えはゆっくりと、というのが私の持論でございます。そして緑をなるべく残すためにはゆっくり建て替えをしなければ残らないと思うんですよ。一斉にやってしまうと、緑をどうしても切らなければ建て替えは不可能です。そういう意味では、少しずつ少しずつ建て替えていただくことが、まず重要ではないかというふうに思います。

それともう一つ、恐らく2,000戸増となると、西向きとか東向きの家が当然出てくるんじゃないでしょうか。何かここに計画の概要というのが、これはかなり前に出されたものですが「４時間日照を確保し」なんていう文言があるんです。４時間の日照確保というのは、南向きではありません。西向きなり東向きでないと４時間の日照の確保という数字にはならないはずです。ですから2,000戸増がまず無理じゃないかという気がするんです。西向き、東向きを考えるから2,000戸増というのが成り立つわけで、すべてを南向きにしていった場合、かなり高い14階建てなんていう建物を10棟もつくると

なると、これは不可能です、あの敷地の中では。少し紙の上で、図面の上でやってみていただきたいと思うんですが、そうなると当然2,000戸増、それは減らせないのかというところに私の思いは行きます。できることならふやす戸数は少ない方が日照の関係でもよくなるだろうと思います。

それともう一つ、あそこで、都営住宅でなければ住めませんよ、もうこれから建て替えた公団住宅の家賃ではとても払い切れませんよというお年寄り、あるいは年金暮らしの方、どのくらいいらっしゃるのか、ちょっとそこをお尋ねいたします。都営住宅、安い家賃の建物を、どうしてもそうでなければ、都営住宅でなければもう住めませんよとおっしゃっている方が数として把握できていると思うんですが、何名ぐらいいらっしゃいますか。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まだ私の方では正確にそういう数字的なものはつかんでおりません。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　私の伺ったところでは、935人だということです。つかんでいらっしゃらないというのは意外でした。こんなに大きな問題になっているのに、ちょっと遅いですね。

935人、本当に一番安い家賃でなければ住めないという方がいらっしゃるとすれば、ほぼ1,000人です。となると、外部からもまたお迎えするということを考えると、1,000人希望者がいらっしゃるということは、その倍の安い家賃の家が必要になるという計算が、従来の公団住宅の建て替え等では試算がなされているんですけれども、そうなると2,000戸ふやしたうち、2,000戸は都営住宅でなければいけない。そうすると、そうじゃない公団住宅に住む方が従来どおりの2,800人、当然、今住んでいる方が安い方の都営住宅にお入りになるとして、建つと仮定してです、お入りになるとして、そこへ1,000人ほど行かれるとすれば3,800人住むという計算になるんですが、それではちょっと、やっぱり日照の問題、あるいは緑の問題、車の駐車場の問題、さまざま考えると、ちょっと無理だっていう計算になるんです。2,000戸増はどうしてもやらなきゃいけないんでしょうか。それとも住民との話し合いで、そこは住民の意向が強ければ少し減らさざるを得ないということもお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この増戸、2,000戸云々ということにつきましてはま

だこれから、原則として2,000戸増戸、こういう形の考え方でございますので、これが今後の市とそれから自治会との話の中、また市と公団との話の中で、最終的に幾らになるか、これは確定ということではないと思います。約2,000戸という形で今までもお話ししておりますので、原則としては2,000戸を増戸したい、これは住宅政策の中で行いたい、国の政策としてやりたい、こういうことでございますので、国民の一番今望んでいるのは、やはり住宅政策であろうと思いますので、それはやはり私どもとしては尊重していきたいというふうな考え方は持っているということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ありがとうございます。

この「多摩平自治会ニュース」、昨日ちょうだいしたものです。12月12日発行ですから。ここの中に、日野市との協議事項案として、たくさん項目が出ています。「日野市は公団と基本協定を結ぶことを建て替え指定の前提としている。基本協定は事前に住民の承認を得ることとする」これは先ほどお約束しました。「基本協定の内容は市と自治会で協議する。そのため建て替え問題の争点を整理する」ということで、ここに建て替え問題の争点が(6)までであり、さらに丸で①、②、③、④と出されています。当然これは行政と住民との間で十分協議をしてから、その協議をした内容以外のものは公団に持っていかないというお約束を、今この場でとりつけさせていただきましたので、この点は今、傍聴なさっている方もしっかりと記憶にとどめておいてください。

住民の不安がなくなるまでしっかりと時間をかけてほしい。そして少数意見を大事にするということが本当に民主主義のやり方であり、憲法を市政に生かすということにもつながるわけですから、ぜひそういう民主的なやり方でじっくりと取り組んでいただくことを希望いたしまして、この公団住宅に対する質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、西平山地区区画整理についてでございます。

西平山地区の区画整理事業、さまざまな意見を持っている人が住んでおられます。日野市の住みよいまちづくり指導要綱、先ほどからたびたび質問の中でも出ておりますが、その第９条、自然保護では、事業者は良好な住環境を維持するための現状の樹林、わき水、水路等、素材を生かし自然の保存に努めなければならない。これは指導要綱ですが、当然、行政側が行う区画整理についても留意されなければいけない大変重要な問題だというふうに思います。ですからこの文言を西平山の区画整理に当てはめたとき、どのような形で整合性を図られるのか、まず最初にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　区画整理事業でございますけれども、区画整理事業は御承知のとおり、現在のまちを環境のいい、そして土地の利用効果が上がるような、こういうまちをつくる、これが区画整理事業でございます。そこで、今言われるような樹林とか、こういうものにつきましては、その計画の中で最大限、現状のいい環境の部分は残していくというのは当然のことでございます。この西平山区画整理事業の中でも、最大限そういう考慮はなされているというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　環境のいいという今お話、もう少し具体的に環境のいいという言い方は非常に幅が広いものですから、利用効果が上がるようなという御答弁は、そうだろうな、区画整理は、何やらとにかくコンパクトにコンパクトに利用効果を考えていらっしゃるような気がするものですから、環境のいいという、その辺の簡単な、どういうのを環境がいいというふうにとらえておられるのか、再度教えてください。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　住環境をよくするということですから、当然、公共の空間、公共空間も必要でございます。それから計画的に緑地、公園とか、そういうものも整備していく。当然、道路もその中に入るわけでございます。環境面ということになりますと、総体的に道路、公園、それから整ったまちができるということでございますので、通風上から、そういうすべての面からいきましても環境がよくなるということでございます。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　私の環境のいいという定義からいくと半分のようですが、これをいつまでも話していても先へ進めませんので、では２番目の質問をいたします。

保留地の面積はどれだけあるのでしょうか。住民の意向調査によりますと、買い増し希望者は約50％おられる。また、買い増し希望面積は約15平米から60平米ということですが、先ほども天野議員の質問の中で、買い増しに対して何とかしていただけないかという御質問がありましたが、相談に応じますよとおっしゃっておられましたね。こういう買い増し面積とか希望者の数は50％ということ、そういう住民の要望に対して、どのような対応あるいは配慮をしてこられましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　西平山の区画整理事業でございますけれども、御承

知のとおり、保留地減歩率でございますけれど1.2%ということになっております。したがいまして、保留地の面積は約１万平米ということになっております。この保留地の面積は、今、計画をいたしております学校とか、それから複合文化施設等のこういう用地に充てるという計画を持っております。

買い増しの方たちに対する対応ということでございますけれども、この地区に今までも何回となくお話し合いをさせていただきまして、買い増しをされる希望のある方は、ひとつ地主さんから直接買っていただくというふうな形で、それを事業の中で合併をするような方法をとりますという形で、この地区の中にそういうふうな希望者が、皆さん方で組合をつくりまして、それで現実にはそういう対応をさせていただいておる。今、それに参画し、または土地を買い求めた地主さんの数でございますけれども、全体で226名ほど、もう既に買い増しをされておるという状況、そういうふうな形の現在、換地の操作に入っている段階でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　226名の方が買い増しをされていると。また、先ほどの天野議員の質疑応答の中の言葉を引用させていただきますと、同じようなことを今おっしゃいましたね。「説明会のたびに合併換地ができますよという話をしてきた。しかしまだまだ希望者がいるんだ」という御質問がある中で、「相談に応じましょう、相談に来てください」というお答えがございました。

西平山地区に関しても、その組合に入って買っておられる方、あるいは組合に入らないで、それでも買い増し希望をしている方、さまざまおられると思うんです。その考え方はさまざまでして、先ほどの天野議員とのやりとりの経過からいくと、まだ買い増していない方はどうぞ相談に来てください、対応しますよ、というふうな御答弁がいただけるんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　西平山につきましては、今まだ換地の前段でございますので、土地を買い増しされ、希望の方で話し合いがつきましてこういう土地をこれだけ買い増ししたいということであれば、事前に申し出ていただきまして、その合併、要するに隣を買えば問題ないわけでございますけれども、恐らく隣というわけにいかないと思うんです、先買いする用地は。どこか遠くを買うという形になろうと思いますので、その換地の操作が可能かどうか、それらも判断をした上で市と直接指導をしていきたいというふうに思っておりますので、これはいろんな場でもこういうお話をしており

ますので、あくまでも個人の土地をひとつ買っていただくということで説明をいたしておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　昨年の３月１日、宅地の買い増しには特別配慮しますかという要望書を地権者の皆さんが市にお出しになっています。その回答として「実施に努めます」という回答なんです。それから、保留地面積１万平米というものに対して、回答は「保留地はふやしてもよい。ふやして買ってもらわねばならぬ」という、そういう回答が出ています。昨年の３月１日でございます。

こういう回答があるんですから、実施に、買い戻しには特別配慮していただけるというふうにとらえて、よろしいんですよね。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　今のちょっとお話だと、保留地ということの御質問かと思いますけれども、保留地は前段でお話ししましたとおり１万平米よりございません。したがって、皆さん方にそれを部分的に必要に応じて分割をして差し上げるというわけには、買い増しをしていただくというわけには、まいりません。あくまでも個人の土地をある一定の面積で買っていただくということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　個人の土地をそれぞれ個々に買ってもらわなければだめだと。もうあの地区には年金暮らしの方、ほとんど月々の暮らしというのは最低な、何というんでしょう、身をそぐような思いで暮らしておられる方がたくさんおられます。地主さんの言いなりの土地が買えるんだったら、だれでも買いますよ。だけれどもそれができないから、買えないから、ぜひ市で何とかしてくださいという御希望なんです。そういう方々に対して、やはり組合に入っていない、あるいはもう保留地は１万平米しかないからとか、いろんなことが言われても、実際に減歩されて狭くなって快適な暮らしを保障されるどころじゃなく、より窮屈な家が先には見えているというわけで、大変皆さん不安に感じておられるんです。

先ほどの念押しになりますが、それぞれ個々に行政側に相談に伺うという形で、換地設計について対応がしっかりとしていただけるかどうか、再度、確認をさせてください。質問です。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　先ほども申し上げておりますとおり、まず買い増し

をされる方、これは個人の相手の土地が見つからなければ買い増しをしたいといっても、これは不可能でございますので、そういう条件に合った土地がたまたまあります、ついては私の土地は買い増しをしても換地合併の可能性はどうかと。これも現時点で換地設計がすべて終わっているわけではございませんので、100%というわけにはなかなかいかないわけです。可能性としては大丈夫でしょうという形で、今まで買われている方たちにつきましてもそういう指導をしているわけです。したがって、そういうふうな指導であれば、これからできるだけ早い時期であれば可能でございます。

それから、小宅地がなお狭くなる、こういうふうなお話でございますけれども、日野市は御承知のとおり、130平米までは減歩をいただかない、こういう処置をとっております。330平方メートルまで順次減歩率の緩和を行っておる、こういう処置も行っておるわけでございますので、そこら辺も御理解を賜りたい、こういうふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　もうその辺は考え方の違いとしか言いようがないんですけれども、120平米といえば40坪ですよね。40坪で、もうそこまでは減歩しないからいいじゃないかというのは、やっぱりちょっと快適な暮らしを保障するというのにはほど遠いような気がするんです。例えば、せめて50坪とか、できることなら60坪までということでしたら話もわかるんですが、40坪までは減歩しないんだから快適な住宅を保障しているよと胸を張って言えるような内容ではないと、私は思うんです。

では、ちょっと角度を変えましょう。この間からも、あれはだれ、菅原議員でしたか、学校のことでお尋ねした方がありましたね。学校用地を確保すると公共用地の中で——文化センターをつくるというのはわかるんです。もう一つは、学校用地を確保したいとおっしゃるんですが、あのときの御答弁で二小は横ばい、滝合は減少ぎみというふうなお話でございました。それでもなおかつ学校用地を必要とされる理由は何なのか、これは教育長の方にお尋ねした方がいい内容だと思いますので、教育長にお尋ねしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。（「部長ですか。どちらでも御答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　区画整理でございますけれども、西平山と豊田南の区画整理があるわけですが、将来、区画整理が完成したときに人口がどのぐらいふえて、そしてその中に子供が何人ぐらいふえるかという予想をしまして、新しく区画整理になっ

たところには学校を設けてほしいという話で、区画整理に申し入れをしているわけですが、少なくとも学校用地は１万平米以上は必要になるわけです。そういうことで、区画整理の方に申し入れをしているところでございます。予想でいきますと、大体12学級ぐらいがふえる、完了時の12学級ふえるということで、子供は平成14年まで減りますけれども、それから横ばいから上昇の傾向に入ります。そういうことも含めて一応、区画整理の方に申し入れているところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　14年までは減るけれども15年からふえるというのは、何を根拠にそれは、どういうところからデータがあるんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　学校の人口の調査と、それから市の調査でございます。一応、子供の動きについては平成11年まで全部計算をしております。それ以降については関係機関の内容で、「全国並びに区市町村の統計の調査、公立小学校児童・生徒の推移」という調査の内容でいきますと、平成14年までが下がって、それから横ばいが少しあるんですが、それから徐々にふえるということになっております。こちらにあります。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　なにか、わかるようなわからないような御答弁で、本当にふえるんですか、12学級も。でも滝合は減っているんですよ。減っているんだから12学級ぐらい、あと滝合で賄えますよ。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　滝合の学校と二小の学校でなくて、区画整理で終了した時点でふえる人口のことを今申し上げました。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ふえなかったらどうするんでしょうね。では、ふえると今、言明されたわけですから、私はしっかり覚えておきますね。

３・３・２号線の両側に予定されている、あの側道の面積は、ほぼ２万平米と伺っていますが、豊田の駅の南の方は28メートルで終わっているんです。側道はないんです。どうして西平山だけ側道がなければいけないんでしょうか。側道をつけるから40メート

ルなんです。あるところまでは28メートルできたものが、なぜか西平山の少し手前の方から、平山橋より少し東の方から40になって、そのまま40が川まで続いている。あの２万平米、どうしてもとらなきゃいけない側道なんでしょうか。それとも面一にすればなくても済むんでしょうか。その辺、お伺いします。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　前段でも区画整理は、環境問題のお話が出ました。この都市計画道路３・３・２号線、これは通称、東京－八王子線というふうに言われている路線でございまして、将来的には相当の交通量が予測されるわけでございます。そこで、住宅地を通過するこの路線でございますので、交通公害等の対応をするためには、どうしても最低40メートル必要だということで計画をいたしておるわけでございます。

それで、豊田はという話でございますけれども、豊田も一部は40メートルになっておるわけでございますけれども、その28メートル区間につきましては、工事をする時点で、その周辺の土地利用との絡みの中で処理をしていく。また、今の時点でこの工事が具体的にいつ、どういうふうになるかということが決まっておりませんので、国が工事をやる時点でそれに対応できるような方策を逆に考えていかざるを得ないということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　そうすると、今の論法でいくと、例えば万願寺の方とか豊田南の40メートルになる直前までは、大変な車公害がおきてもどうにもできないというふうに、その公害をまき散らしになるんですか、28メートルのところが。どうでしょう。40メートルなければ公害から守れないということでしたら、28メートルのところは、ではもう知らぬぞということになるわけですよね。大丈夫でしょうか。逆にそっちが心配になってまいりますが。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、この区画整理事業の認可をとる時点の、時点のまず一つ差がございます。この交通公害等に対するこういう考え方ですね、環境のバッファゾーンの考え方、こういうものを定着してきたのが、万願寺の時期とは多少ずれておりますので、そういうふうな考え方も一つございますし、また、西平山につきましては、豊田の一部分もそうでございますけれども、一部、現在の陸橋の豊田からおりてくる道がございます。ここが立体になる関係もございまして、一部、半地下になるわけです。そういう関係もございますので、どうしても地下になりますと、そこの側

道がなければ対応が、全面の土地の利用ができない、こういう面もあるわけでございます。そういう面から、どうしてもこの地区は基本を40で、そのとりつけ箇所、そういう箇所につきましては48メートルで計画されているということでございます。（「え、48メートル」と呼ぶ者あり）立体部分でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　まだわかりません。本当に40メートルなければ公害から守れないならば、全部通して40メートルなければいけない。でも、そういうことを決める前に万願寺はやってしまったから、もう公害が大変まき散らされることはわかっていて、しようがないんだというふうに聞こえて、しようがないんです。

それにしても、ちょっと一貫性がないという気がします。時間が余りないので本当に急ぎ足になってしまうんですが、最後にどうしても要求することは申し上げますので、このことはそのくらいにします。

住居移転については曳家工法ですよね。どんなに手を尽くしても、丁寧にやっても、曳家では傷んでしまいます。私の親戚、所沢にあるんですが、やっぱり曳家で随分家が傷みました。ひびが入りました。そういう傷むようなことをするんじゃなく、やっぱり曳家ではなく建て替え方法をとるべきだと思うんですけれども、どうしてもできないとき、曳家のために傷んだ箇所については最後の最後まで責任がとっていただけるのかどうか、その点をお聞かせください。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この区画整理の場合は原則として曳家工法、これが原則でございます。国の補助金関係もそうでございますし、すべてそれに基づいた形の金額が、予算がされてくるわけでございます。

そこで、では移築等でやりなさいということになりますと、当然その事業費がまたかさんでまいりますし、おのずと減歩率も上がってくる、こういう現象になってくるものでございます。そこで、曳家工法で家が傷むというふうなことでございますけれども、これは今まで日野市はもうあちこちやってきておりますし、相当の家の移転も行っておるわけでございますけれども、そのような、家が壊れたとか、ひびが入ったとか、そういうふうな工事が終わった後のそういう話というのは私どもは聞いておりませんので、基本的には技術も進んでおりますので、そのようなことがない、こういうふうに私どもは考えております。

なお、移転につきましては、協議移転ということでございまして、双方話し合いの

上で金額を提示をして、それに基づきまして個人が、その方が業者何社かと契約をして実施する、こういう内容のものでございますので、そこら辺の多少の交渉の過程でいろんな問題点も、そういう契約の前に整理をしておけば、そういう問題はないというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　問題はないということなら、まあ絶対に変なふうな、ひび割れなんか起こさないというふうにおっしゃっているようですが、万が一そういうことがあったときには、最後の最後まできちっと補償していただくということをお約束していただかないと、簡単に、では曳家で結構ですっていうふうに住民の皆さんも言えないと思いますので、その辺は本当に丁寧にやってほしいと思います。

区画整理には審議会がありますね。その審議会は公開制度ではないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）冒頭でも述べましたように、ぜひ公開にしてください、会議を。それは民主主義の原則だからなんです。３月１日付の広報ひのの中で、市長の書かれた文章があります。「住民意識を正しく集約する方法として、国政でも自治体の場にも市民参加方式の開発の必要性」ということがうたわれています。さらに「市民参加を住民自治の大切なエネルギーとして機能する地方自治の発展こそ願うところであります」と結んでおられるわけです。その日に制定された「日野市市民参加の推進に関する要綱」の中での公開の原則第４条では「市民参加の場は公開を原則とし、民主的運営を図るものとする」と、うたっています。「公開を原則とし」と。それで、審議会の公開制度についてどんなふうにやるのか、その辺、お尋ねしたいんです。この公開、やってくれますか。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　審議会にもいろんな種類の審議会があると思います。区画整理のこの審議会というのは、個人の相手の個々の土地を評価したり、宅地を評価したりするわけでございます。場合によってはその場所の位置をここへ決める、そういうふうな非常に個人の持っておる情報を、権利を審査する、こういう審議会でございます。したがいまして、公平、それから公正な運営をする上で、この区画整理の審議会というのは原則非公開という形をとっておるわけでございます。これは、そういうことで公平、公正を守るという意味から、ひとつ御理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、それ以外、例えば重要な換地とか、個人の評価にかかわる以外のもので

ございますれば、その審議会の中で決定をすることによって、それは審議会として決定をすることによって公開することができる仕組みにもなっておりますので、そこら辺は条例の中でそういうふうな絡みになっておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　おかしいですね。公開が原則なのに、途中は見せられない、出てきたものだけ見せましょう、というふうなのはおかしいですよ。

市政の市民参加というのは、市民が参加して意見を述べることが大事なんですよね。そして、それなりに遇される。市民の意見が大事にされる。少数派の意見をどこまでも大事にするということがなければ、だめです。初めの段階から計画づくりに市民がどう参画できるのか、この大前提が、この区画整理ではなかったんじゃないか。ボタンのかけ違えが初めからあったんじゃないか。そうでなければ、住民の中から不満が出てきたり、さまざまな雑音が出てくるはずはないんです。ぜひとも少数の方々の御意見を大事にするという方向で、とにもかくにも計画はすべて住民の了解のもとに、さっきの多摩平団地のことと同じです。民主的にやっていただきたいと思います。住民の合意をすっきりと得られるまで、しっかりと市民参画型の市政を行っていただきたいんです。

この市民参加については、もう時間がないので、短くて結構です。市長からの御答弁を一言、多摩平と西平山についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　地方自治体の本来的なあり方として、全市民が参画して決定をしていくということが一番基本になるというふうに思っております。それがなかなか、1万人とか10万人とかいう自治体になりますと、みんなが集まってというわけにはまいりませんので、いわゆる間接制民主主義、議会制民主主義が今日の姿として整っておる、こういうことであります。ですから、特に政治不信の今日の時代でありますから、なるべく市民に参画をしていただく、そういう場を積極的に設けようというのが、我々の市民参加の推進に関する要綱の考え方であります。文字どおり100％実施するなんていうことは不可能であります。

特に区画整理事業は、これは区画整理法という非常に整った法の中で実施をするわけでありまして、その段階、段階のそれぞれのまた手順があります。その際に、意見の徴し方ということもありますし、また、不服であれば不服審査法によって申し立てをするということも法的に保障をされております。

審議会も、もちろんこれは選挙で出ていただく仕組みでありますから、公開で結構だと思いますから、申し出ていただいて審議会にお願いをすれば、多分公開になり得るだろうというふうに思います。

そういうことでありまして、多摩平の場合も西平山の場合も原則はなるべく意見を市民参加の形で集約をして、異論や矛盾のない形で完成をしていきたい。こういう、まさに政治姿勢と申しましょうか、私どもの行政姿勢の大きな特徴であります。

ただし、今も申し上げましたとおり、制度のもとに立っておる間接民主主義の仕組みでありますから、議会は議決権をお持ちになる。これを侵すことはできるわけはありません。したがって、議会という間接民主制の中で、手法として市民参加の手法をなるべく尊重しながら、全体に納得のいく、あるいは、よくみんなが理解をできる、そういう客観条件を整えながら前進をするというのが行政の姿勢でなければならない、このように申し上げておる次第であります。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ありがとうございました。駆け足で申しわけございません。それでは、今の質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって24の１、「日野市市民参加の推進に関する要綱」にそって市政をすすめよの質問を終わります。

一般質問24の２、各種審議会等、委員の選出についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

**○18番（橋本文子君）**　ここに総理府の調べがあるんですが、国の審議会等では女性委員の比率が、この20年で、20年前が2.4％、今10.4ということで、４倍強です。それから都道府県の、ここにデータもあるんですが、これは労働省婦人局調べで、大体 9.6％、女性が参画できている。

12月１日の広報で、（仮称）仲田総合体育館の建設検討委員の公募がありました。12月15日までということですから、まだ募集中ですね。昨年の３月６日、市長選挙に当たっての政策提言の中で、第９章「参加と連帯、市民自治のエネルギーを結集し自治のまちをつくります」と題して書かれた幾つかの項目の一つに「各種の審議会、委員会への委員選出を公募制に改めていきます」と書かれた、いわゆる公約の実現が早速、今、日野市では始まりました。私も大変共感を覚えているところですが、さきに公募された女性の行動計画の見直しのための委員選出の件に関しては、せっかく公募をしながら、抽選に当たっての作業が公開ではなかったんです。ということで、市民の中か

ら大変苦情が出ています。応募した方が「ぜひその抽選会に出たかった」と苦情が出ているわけです。

そこで、提案と質問をいたします。

一つ、各種審議会等委員の改選に当たっては必ず公募の形をとり、抽選に当たっては応募者全員の出席を求める中で、公平を図るため公開制にすること。

二つ、上記委員選出は、委員総数の２分の１を目標に女性の登用を積極的に行うこと。

三つ、各種審議会等すべて公開制とし、オブザーバーの参加を認める。また、要求があれば議事録（要点筆記でもよい）を市民に出してください。

以上３点を質問いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　各種審議会等の委員の選出についての御質問でございます。市民参加は住民自治の基本と理解しております。市におきましても、ことしの３月１日に市民参加の推進に関する要綱を制定いたしまして、市の施策や運営につきまして市民に参加をしていただくことを基本とした体系づくりというものをつくったわけでございます。

そして市民参加に当たりましては、その要綱では「女性の参加を積極的に進めるものとする」というような条文も設けてございます。その積極的な参加というような中では、具体的には２分の１を目標としておるところでございます。

御質問にありました「各種委員は必ず公募による」というような御質問でございましたが、審議会、委員会、協議会の内容にもよりますが、その構成におきまして、やはり市会議員を一部――委員の一部に市会議員さんから選出するとか、特定の協議会といいますか、機関から選出するというような内容の審議会あるいは協議会も出てこようと思います。したがいまして、全部を公募するということは必ずしもできないと思いますが、一般に特定の委員さんを除きまして公募を原則としていきたいというふうに思っております。

また、御質問の中に、女性、行動計画の策定委員の抽選の方法が公開でなかったというような御指摘もございましたが、私どもの基本とするところは、やはり公開制でございます。しかし、先ほど区画整理審議会等のこともございました。公開の中にも財産的なもの、個人のプライバシーの及ぶようなことも審議の中には出てこようかと思います。そういうような例外もあることは御理解いただきたいと思いますが、原則として

はやはり公募とか公開制とか、あるいは必要な議事録といいますか、情報公開制度がございますから、そういうようなものを利用していきたいというふうに考えております。

（「抽選で漏れた人をオブザーバーとして、そこら辺は」と呼ぶ者あり）

お答えが漏れたようでございます。失礼いたしました。抽選で漏れた方をオブザーバーとして、というようなことでございます。これも委員会を公開制にするかどうか、それぞれの審議会、協議会等によって運営の仕方が違ってこようかと思います。その審議会等の運営体制の中で決めていけばよろしいんではないかと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　当然プライバシーにかかわるような審議会等について、すべて公開制にしなさいと申し上げているんではございません。その辺は常識の上に立って、それで委員の募集の仕方も全部をということではなく、中には、いわゆる有識者というんでしょうか、そういう方とか、特別にお願いする方もあると思います。せめて半分は公募にし、そのうちのさらに半分を女性で埋めてほしいということが、今回の一番大きな私の要求になっておりますので、それをやってくださるということで、本当にありがとうございました。

それでは、市民参加の手法をなるべく尊重してという市長の御答弁、手短にお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　申し述べたとおりであります。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　これで２番目の質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって24の２、各種審議会等、委員の選出についての質問を終わります。

一般質問24の３、重度重複障害をもつ人の通所施設について、解決の見通しについて問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

**○18番（橋本文子君）**　重度重複障害を持つ人については、６月、９月に続いて三度目の質問になります。私もエンドレスのつもりでこのテーマには取り組ませていただいておりますが、きょうは恐らくいい回答が出るものと期待して、質問をさせていただきます。

既に24時間在宅になっておられる重い障害を持つ人について調査をされたと思いますが、その結果をお聞かせください。これが一つ目です。

もう一つ、質問をいたします。来年３月、八王子の東養護学校を卒業される予定の「ゆきちゃん」、４月から在宅にしないためにどのような方策が準備していただけましたでしょうか。お尋ねいたします。

以上２点、とりあえず御答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　まず、在宅の人についての訪問してニーズを調査、どのようにしたかということでございます。

重度重複障害者が在宅の方が38人でありますが、このうち通所している者が７人、入院中が７人、養護学校の在学中が13人、また３歳、４歳児の方でまだ学校に上がっていない方が３人、就労が１名、残る11人は18歳以上の在宅の方であります。この11人を中心に、調査を11月末までに個別に訪問調査を実施をいたしました。

調査の内容は、一つとして、施設の入所、通所の希望について。

二つ目に、在宅サービス制度の理解及び利用状況、ホームヘルプサービスとかデイサービス、ショートステイ等の希望等でございます。

三つ目としては、治療中の疾病等について。

また四つ目としては、今後、希望する福祉サービスについて。

五つ目に、家族構成。

六つ目には、本人の状態、食事、排泄、移動、着がえ、入浴、意思の疎通等についての調査を行ってございます。

今、お名前が出て「ゆきちゃん」という御質問がございました。この重度障害を持つ人の通所施設については、今現在、国や都の制度が十分でない現状では、自治体といたしましては限界があるわけでございますが、この御質問の件につきましては、八王子東養護学校卒業後の進路については二つの選択肢があるわけでございます。御家族にとっては、どちらも問題がこの二つについてあるというような状況でございます。重度重複障害者は卒業後の地域生活をさせる社会の参加の場と、個人のそれぞれの状況に合った療育が必要というふうに思っておりますので、現在、東京都の身体障害者療護施設、多摩更生園の施設の利用について依頼をし、具体的な詰めを行っております。この御家族が安心できる方法で４月から通所ができるように取り組んでいる状況でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　２問続けてお答えいただきました。

多摩更生園の方で何とか引き受けてもよいというふうなお返事が最終的に出るのは、

いつごろになりますでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいま申し上げましたように、この見通しは既に立っている状況でございます。さらに如実に詰めていきたいというふうに思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　どうもありがとうございました。

「ゆきちゃん」だけではなく、まだ在学をなさっている方が次々と卒業なさるわけです。「ゆきちゃん」１人が解決すればそれでいいということではなくて、本当にどこへも選択しようのない在宅しかできなかった重度の障害を持つ人が、これから安心して通所できるところが保障されるということが、まずは新しい選択肢が一つできたということで、通所を選ぶのも在宅を選ぶのも、それは本人の自由だというふうに私は考えております。

きょうは、前段では市民参加、市民が参画するということの大切さと、そしてそれをぜひこの日野市の中で全国に先駆けてきちっとやっていただきたいという思いがありまして、西平山の区画整理、あるいは多摩平の団地の建て替えの問題、そしてまた女性が各種審議会等に男性と同じような、半々で登用していただけたらというふうなことで、質問をさせていただきました。

民主主義とか市政への参画という中で一番重要なのは、やっぱり正しい情報が早いうちに出されているということが、市民参画の一番重要なところになろうかと思います。正しいきちっとした情報がなければ、参画しても意味がないことで、それと同時に、行政が何か少しもう決めてしまって「さあ、ここまで決めたけれども後を何とか市民が考えてくれ」というのも、本当の意味での参画ではないだろうと思います。どこまでも、何もつくられてない一番ゼロの最初の出発点のところで正しい情報、きちっとした情報、あるったけのすべての情報を市民に提供していただき、その情報をもとに市民に公募をする。公募して、たくさん集まってこられたら抽選で決める。その抽選も、見えないところでやるんじゃなく応募した皆さんの前できちっと抽選が行えるということ。先ほど申し上げた女性の行動計画に応募された方が「あれはどうなっていたんでしょうか。電話だけで、あなたは外れましたって通知をもらったんだけれども何か腑に落ちない」って、３人ですか、大変それは失望されておっしゃっておられました。公募されたから、いよいよ日野市も市民参画の時代が、夜明けが来たって思って応募したんだけれども、見えないところで抽選されるというのは本当に市民参加ということからいった

ら、これはそぐってないなという実感を持たれたようでございます。

今からが出発です。市長も12月１日にきちっと、住民自治の大切なエネルギーですと市民参加をうたっておられますので、これからはこの日野市の中で他市に先駆けて、本当に市民が生き生きと市政に参画できるような道が次々と恐らく市民の前に提示されるであろうということを期待して、きょうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって24の３、重度重複障害をもつ人の通所施設について、解決の見通しについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時41分　休憩

午後９時32分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

**○市民部長（永瀬誠一君）**　それでは、議案第80号、日野市市税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、御存じのとおり先般、地方税法の一部が改正されました。12月２日に交付されたものでございます。そのための改正でございます。なお、改正内容につきましては、国で示しました準則に従いまして整理をしたものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明いたします。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。条例32条の３の改正でございます。この項は、所得税の税率を規定した条文でございます。表の適用区分を改正するものでございまして、160万を200万、550万を700万に改めることによりまして、累進課税をなめらかにしまして個人の市民税の負担軽減を図るということが目的でございます。

下欄の52条の４でございますが、これは分離課税にかかわる所得税の所得割の税率を定めたものでございます。特に退職所得が該当するわけでございます。ただいま説明をいたしました32条の３、この改正と内容は全く同一のものでございます。

なお、この改正にあわせまして、付則の第９条の別表を改めております。この別表は、いわゆる退職所得、分離課税の特例規定を設けたものでございます。退職所得の税額につきましては、当分の間、この別表を使うということになっております。

次に、14、15ページでございます。中段の付則以降の改正でございます。付則の第５条の６、そしてその次の第５条の７の改正でございます。これは、特別減税の規定でございます。平成６年度は、御存じのとおり個人住民税の所得割の減税を行いました。20％相当額、20万円を上限に特別減税をいたしましたが、引き続き平成７年度、来年度も減税を実施するというものでございます。そのために条文の見出し、これを含めまして平成６年度を平成７年度に改めるものでございます。

なお、平成７年度の減税額は15％相当額、上限２万円という内容でございます。

恐れ入ります。９ページに戻っていただきたいと思います。付則でございます。これの第１条で施行期日を指定したものでございます。平成７年４月１日から施行となります。ただし、退職分離にかかわる改正は平成７年１月１日施行ということになっております。

第２条の改正は経過規定でございます。

以上が、簡単ですが条例改正部分の説明です。

ただ、法の適用をそのまま受けるために条例改正を必要としないもので、今回、改正が行われております。いわゆる人的控除といわれるもので、基礎控除、扶養控除、これらの控除が一律２万円ずつ引き上げになります。今回、この条例による市税の影響でございますが、制度減税、先ほど御説明いたしました税率区分の改正、これによる影響が市民税所得割で13億9,000万に当たります。

それと人的控除、いわゆる基礎控除、扶養控除等の一律２万円の引き上げによりまし

て、１億9,000万の市民税の影響でございます。

それと特別減税、来年は15％の上限２万円ということでございますが、これの影響が８億6,800万、合計しますと24億4,800万、この程度になることを見込んでおります。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議員提出議案第16号、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔７番議員　登壇〕

**○７番（小川友一君）**　まずもって貴重なお時間をいただきまして、御理解をいただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、議員提出議案第16号、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を述べさせていただきます。

本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズに即応しつつ活力に充ちた魅力ある地域社会を築き上げていくため、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の果たすべき役割はますます大きくなっているところであります。このような市民の期待にこたえるためには、地方公共団体みずからも行財政の効率化や事務事業の見直しについて不断の努力を傾注し、その役割を的確に果たしていくことが必要であります。地方公共団体みずからが自主的、主体的に行政運営全般にわたる点検を行い、抜本的な改革を進めていくことが急務であります。日野市の補完する普通財産は、その経済価値を保全、発揮することにより間接的に日野市の行政に貢献させようとする財産であります。

現在、普通財産を適正な対価なくして貸し付ける場合については、議会の議決または条例の定めるところにより行うことができるとされているわけでありますが、日野市財

産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、第４条に、普通財産の無償貸付、または減額貸付を行うことができる場合が規定されているところであります。現在の条例の規定は、公共的団体の収益的な使用を除く公共の用に供するときには、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるとするものであります。しかし、公共の用に供する普通財産の貸付については、無償また減額して貸付を行うことは理解ができるものでありますが、貸付の規模等に何らの制限を設けることなく行われることは、果たして妥当なのでしょうか。一定規模の普通財産の無償または減額貸付については、当該財産が市民の共通の財産であることにかんがみれば、すべてを市執行部の裁量にゆだねるものではなく、市民の意思を反映させることが適当であると考えるものであります。

本条例案は、一定規模以上、すなわち1,000平米以上の普通財産の無償または減額貸付については、市民を代表する議会の議決にかかわらしめることが妥当であると考えられるところから、所要の改正を行うものであります。

以上が日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案を提案する理由であります。

お手元に御配付させていただいた資料のとおり、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の本文、第４条にただし書を加え第４条を「普通財産は次の各号の１に該当するときはこれを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。ただし、第１号の公共的団体への貸付けの場合において、貸し付ける土地の面積が1,000平方メートル以上のものについては、この限りでない」という案を提案するものであります。

そしてまた、付則において、施行日を平成７年４月１日からと定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　二、三、伺いたいと思います。

一つは、手続き上の問題ですけれども、議会運営委員会で既に意見は述べたところでありますけれども、今もって納得ができませんので、提案者からこの点について、提案者としてのお考えを伺っておきたいと思います。

つまり、この種の議員提出議案については、とりわけ条例の一部改正という重要な案件であります。したがって、代表者会議等で事前に内容の説明、そして各会派での検討を求めるということがあって当然だと思いますし、さらには議会運営委員会は、御承

知のように委員長の開会冒頭での確認でもありました、つまり議員提出議案の締切はきょうの５時、13日の５時というふうに確認をされていたわけでありますけれども、この本議案については、それ以前に提出をされていた。

さらには、当然のこととして、この種の条例の一部改正は委員会に付託をして十分審議を尽くすべきだ、そして結論を出すのが至当かと思いますけれども、そういう点について大変乱暴な提出の仕方がされました。しかも即決で決めるということも、委員会で従来の慣行を破って多数で押し切るという形がとられました。この点について、大変疑問に思っておりますので、提案者としてこの点についての考えを伺っておきたいと思います。(「議運でやるべきだよ。おかしいよ」と呼ぶ者あり)

以上が１点であります。

２点目は、今、提案理由の説明として、るる述べられておりましたけれども、森田市長のことで20年余にわたって極めて民主的な行政運営が行われてきたところでありますけれども、とりわけ財産の管理、あるいはこの表題にある財産の交換、譲与、無償貸与等について、一度として市民から批判を受けるような行為はなかったわけであります。そのことを前提として議決機関、執行機関との信頼関係が成り立ってきたものと私は理解をいたしております。あえてここで、このような形で執行部側の提案を遮る形で、急いで、しかも即決で決めてしまおうというやり方については、一層議決機関、執行機関の信頼関係を損なうものだ、こう思いますけれども、この点について、どうお考えでしょうか。２点目であります。

３点目は、この議案の中身に若干、立ち入るわけでありますけれども、地方財務の参考書によりますと、次のように書かれております。

公有財産に関する議会の議決という項で「公有財産の取得、管理及び処分に関しては、従来、一般的事項を条例で定めることとされていたが、昭和38年の改正では法令に特別の定めがない限りすべて地方公共団体の長の権限（通常規則で定める）にゆだねられる」ということで、以下ずっと説明が加えられているわけですが、公有財産について議会の議決事件とされているのは次のとおりである。

一つとして、条例で定める場合を除くほか財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、また適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けること。

２として、１に定める場合を除くほか、この種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得または処分をすること。(1)の場合、最初の１ですが、

１の場合を除き財産の取得処分は通常執行機関限りでなし得るものであるが、契約の場合と同様条例で指定する重要なものについては個々の取得、処分をなすに当たって議決を要するものとしたものである。条例を定めるに当たっては、その種類及び金額について政令で定める基準に従うべきこととされている。財産の取得または処分の種類については、不動産または動産の買い入れまたは売り払い、括弧して、土地についてはその面積が都道府県によっては１件２万平方メートル以上、指定都市にあっては１件１万平方メートル以上、市町村にあっては１件5,000平方メートル以上のものにかかわるものに限るとされ、新たに条例で種類を追加すること及び政令に定める金額以下を条例で定めることはできないとされている――こう説明がされております。

私も大変不勉強ですので、提案者にお聞きするわけでありますけれども、この点についてはどう判断されるか。

以上、３点についてお伺いをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　１点目の質問、手続き上の問題について、提案者としての見解を示せということでありますけれども、あくまでも私は提案者の１人として、議会運営委員会の慎重審査に従って提案をさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、市民から指摘が20年間されてなかったのに、なぜ条例を改正するのかという御質問であります。我々は森田市長がそういうふうなことをしたからということではないわけであって、我々議会が市民の代弁者として議会の固有の権限を行使をするという意味の中で、今回の条例改正案を提案させていただいたということでありますので、御理解をいただきたい。

それから、執行部からの提案を遮ってというふうな、今、御質問、指摘があったわけでありますが、私は遮ったわけでありません。再三、執行部側に、６月議会で一般質問の中でお話を、質問をさせていただいて、一定の期間で執行部側から提案をしていただきたいという要請をしました。なおかつ執行部側としては、条例準則でほかの自治体でどこもやってない、議会から指摘はいただいたけれども余り法の改正案に対して前向きでないというふうな判断をしましたので、自分で案をつくって、私は法律家じゃありませんから、その案文が適切かどうか、そのプロである国の自治省の方で指導をしていただいて、本条例案を提案させていただいた。その資料ができた段階で執行部側で出しましたというふうなことを私の方には話がありましたけれども、その段階では我々会

派としては、ここまで来たのではもうやっぱり議員提出議案としてしっかり出すべきだというふうな総意がなされましたので提案をさせていただいた、こういうふうな経過であります。

3点目の御質問でありますが、公有財産の件で、今、96条に示されている部分を多分、質問をなされたと思うわけでありますが、この改正案はあくまでも初めてのものでありまして、政令で定められている面積、金額等に拘束されることはないというふうに判断します。ただいま質問の中に、いわゆる市の面積が5,000平米、契約金額が1億5,000万というふうな規定されているものは我々議会が介入できない、まさに地方自治法の中でうたわれているものでありますので、我々は介入すべきものでないというふうに判断するのと同時に、これが制定されたときは昭和39年、いわゆる5,000平米、2,000万を下回らなくてはならないというふうな政令で規定されています。今これをざっと計算しますと、平米4,000円、坪に直しますと1万3,000円ということです。時代の流れの中で、自治省が進んでこの政令は改正をすべきだというふうに私は私見的に考えます。

よって、今回の改正案と、この96条の部分とは合致をしないものだというふうな見解を持っております。(「そのとおり」「了解」と呼ぶ者あり)

以上です。

**○議長(福島盛之助君)**　米沢照男君。

**○30番(米沢照男君)**　この機会に、市長及び事務当局からちょっと見解を伺っておきたいと思いますが、現行の条例に対して、ただいま提案されたような一部改正の条例案が提出をされました。先ほど申し上げましたように、私はこれまでの長い間の議決機関と執行機関の信頼関係からいって、こうした唐突な議案の提出というのは、これまでの正常な関係、信頼関係を損なうものだというふうに思っておりますけれども、この一部改正の条例案に対してどのような見解をお持ちか、この機会に伺っておきたいと思います。

**○議長(福島盛之助君)**　坂口助役。

**○助役(坂口康雄君)**　それでは、市としての意見を若干、述べたいと思っております。

まず、第1点でございますが、地方自治法の第96条第1項第6号でございますが、これにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が定められている場合には、当然のことながら面積、金額、数量に関係なく議会の議決によらないで長が処分できるという規定でございます。

また、議決に付すべき事件、条例の制定、改廃等につきましては、議員の発案権は自治法の第112条に基づきまして議員定数の８分の１以上の賛成があれば文書をもって議会に提出することができる、という規定でございます。団体の意思決定すべき事件についての発案権は、単に特別な規定がない限り、議員、長の双方にあるということでございます。

この条例に制限を加えたところは、全国的に見ましても、全国的には準則に基づき制定がなされているので現状ではないと思っております。

いずれにいたしましても、議会で議決すべき事件ということで８分の１以上の賛成があるということでございますので、当然ながら議会にその提案権があるという解釈でございます。

最後になりますが、この条例は全国的な準則に基づきまして政令、運用されているということでございますので、あえて申し上げれば、他の団体との均衡も考慮をする必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　佐瀬昭二郎君。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　何点か、質問をしたいと思います。

提案理由を聞かせていただきました。理解できる部分もあるわけですけれども、全体として非常に一般論に終始をしていて、なぜ今、日野市でこの条例を改正しなければいけないのか。日野市の言わば行財政の現実に即した具体的な理由は一つも述べられていなかったと思います。そういうことが理由ではないのだというふうに、米沢議員とのやりとりで小川議員御自身がおっしゃっていましたけれども、米沢議員は、この20年間、市民からこれといった批判がないにもかかわらずなぜ提出するのか、提案するのかという、そういう話をしましたけれども、私は35年間について述べたいと思います。

現在の条例が、この日野市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例が制定されたのは1964年のことでありますが、それは1963年に自治法が大幅な改正が行われて、その際に、自治法96条の６項に、条例で定める場合は省くほかという１項が入れられたことに基づいて、自治省が条例準則をつくり、それに準拠するような形で全国の自治体が同じような条例を定めている。そして今のやりとりにも出てまいりましたけれども、この35年間、どこにも言わば本来、議会が議決すべきことなんだけれども、条例を定めた場合にはその限りじゃないという、言わば特例条項であろうと思いますが、その特例条項にさらに特例条項をつけてという、そういう改正が行われたという事実はないん

だろうと思うんです。だとすると、35年間、特にどこかの自治体でそういうことが大問題になったというようなことがあるのであれば、それを踏まえながら日野市ではどうするかという議論も、これも納得できるわけですけれども、そのような議論がもしあれば紹介していただきたいし、もしないのであれば、とりわけ今、日野市でこの条例を改正する特段の根拠を示す必要があるだろうというふうに思います。その点について、どうお考えか。それが１点です。

２点目は、米沢議員も指摘したことですけれども、政令が土地の売買に関して 5,000平方メートル以上については議会の議決を要するという定めをしている。これは小川議員も御確認いただけると思いますが、その規定が現状に合わないから改正すべきだというお話もありましたけれども、そう主張なさるのは御自由ですが、厳然としてその政令は今生きている。一方、きょう提案者は、条例の改正案を見ますと、1,000平方メートル以上については議会の議決を要するというふうになっている。非常に大きな開きがあると思います。政令に反する、さらに縛りをきつくするような条例を制定することが可能かどうかという法律論もあろうかと思いますけれども、日野市の相互に関連する条例、それは政令で定められているだけではなくて、日野市の日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例ではっきりと書かれていて、この条例と、今問題になっている条例とは言わば兄弟関係にあるというか、関連性がある相互関係を持った条例だと思いますが、その関係のある条例が整合性を持たない。一方は5,000平方メートル以上、一方は1,000平方メートル以上。もっとも5,000平方メートル以上は売買の場合ですが、つまり売り買いをする。売った場合は所有権を消滅するわけです。今問題になっているのは貸与する、別に所有権が消滅するわけではない。そういうことから言えば、なぜ貸与に関するボーダーラインが、ハードルが、1,000平方メートルという所有権が消滅する売買に関して、ハードルよりもはるかに低く設定されなければいけないのか。その根拠がないんだろうと思います。

やはり同じような条例が二つ日野市には存在して、その条例のそれぞれが全く違う基準を定めるというのは妥当ではないだろうと思います。この点についてお考えを伺いたいと思います。

３点目は――それは後にいたします。以上２点、お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　先ほどの質問と重複する部分があります。私は、第１番目の質問は、35年間、森田市長さんのもとで（「20年間だよ」と呼ぶ者あり）、20年間です

か、そういうふうなことがあったから是正を求めているのではない。市民の大切な財産を市民の代表として議会に来ている議会の議員固有の権限を行使するのは当然のことであります。市長の職務権限を越権していることではありませんし、予算に絡む条例改正でもない。いわゆる議員が執行部に対してチェックをしていきたいという条例でありますので、私はこれは今の市長さんじゃなくても、どなたが市長になっても、議員としてしっかりと執行をチェックしていくことは当たり前のことだというふうに思いますので、１番目の質問に対してはそういうふうに御答弁をさせていただきたい。

２番目の、条例準則だ、ほかの自治体はどこでもやっているんだ、というふうな話。この条例準則は、あくまでも自治省はマニュアルとして出している。その準則に基づいて、それぞれの自治体固有の条例を制定しなさいという条例準則と一緒に、通達も来ているわけです。これにこだわることはありません。自治体独自の条例を自治体独自でつくりなさいという通達も一緒に来ている。それに基づいて日野市議会としては必要だということで、今回の改正案を提案させていただいたということでありますので、条例準則に何もこだわることはない。全国でやっていないから、やってはいけないということはありません。

もう一つ、今、政令で定められているというふうなことで、御質問がありました。私は以前、この政令で定められている部分に関して、議会の議決ということで提案をさせていただいて、あれが改正された経過があるんです。ここにあります。今の地方自治体が事務の煩雑化に基づいて事務執行に弊害を与えるということで、経済動向も大分上がってきた。要するに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例ということで、議員提出議案として9,000万から１億3,000万に改正をした経過があります。平成４年12月21日に可決されています。そのときには、市長の権限を議会が容認をしたということであります。市の発展的なものに対して我々議会は積極的に市長に権限をゆだねているわけであります。それで、経済動向がどんどん大きくなってきた。日野市でも議員提出議案で条例が可決されたというふうな状況の中で、翌年、平成５年９月29日、市長通達で、１億5,000万にアップがなされたという経過があります。

我々議会は、市長に認めるものは認め、議会としてしっかりチェックしていくものは、しっかりチェックをしていくというふうな改正案でありますので、御理解をいただきたい。このように思います。

**○議長（福島盛之助君）**　　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　私が質問した1点目ですが、今なぜ日野市でこの改正を行わなければいけないのか、日野市の現実に即した具体的理由はあるのかないのか、その点についてはお答えがなかったように思いますが（「議会としての理想を果たそうという意識を持っているんだ」と呼ぶ者あり）、それにしても今、小川議員のお答えを聞いていて、さまざまなこの問題については多様な論点があるということを改めて感じました。この論点をしっかりと審議することが、それこそ市民に対する市民の大事な財産を運用する、どう運用するかということはそれはまた条例があるわけですから、慎重な審議が今求められているというふうに思います。

提案した小川議員も委員会への付託を省略して、本会議に言って即決をするというような、このやり方については、じくじたるものがおありになるのではないかと思いますが、十分な審議をして、大いに論戦を戦わせたい、そう思われているのではないかと思いますが、そのお気持ちをちょっとお聞かせいただきたいのが1点。

2点目は助役に伺いたいんですが、現行の条例で、これまで35年間、市の所有する財産の交換、譲与、貸与について、厳正で公正な運用が行われてきた、そのことについてはだれも異論はないと思うんですが、これからのことについて、今後も現行の条例で執行していくことに不都合があるのかないのか、その点について伺いたいと思います。（「理事者側と我々と立場が違う」「市会議員というのはそういうことじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　日野市の中で具体的に示せということであります。（「そういうことは聞いていません。大いに議論をしたいと思っているんじゃないか」「慎重審議についてです」と呼ぶ者あり）慎重審議は、今ここで慎重審議をしているわけですから、これがまさに慎重審議です。

日野市の状況ということであります。あえてお話をさせていただきます。

平成3年7月に日野市土地開発公社が取得した土地があります。5億7,324万円、大きなお金です。このものを公共的団体に貸与することは、これは結構なことだと思います。しかし、これだけの財源投資をして、財政負担をして求めた土地が、議会の議決も経ないで、市長の職務権限にゆだねられているという現実を見たときに、我々市民の代表としてここにいて、ここでチェックができないという条例は是正すべきだというふうに感じたわけであります。（「そのとおり。名答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口康雄君）　　2点目につきまして、お答え申し上げます。

自治省の条例準則に基づきまして、現在、現行の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございますが、現在に至るまでも、また今後についても現行条例で別段その運用上に問題はないというふうに考えております。

しかし、重要な事柄につきましては、そのようなことがあれば十分議会とも御相談していかなければならないんではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　　今、小川友一君。議員が指摘した事例は、私も大変重要な事例だと思います。やはり常任委員会に付託をして、一日かけて、じっくりとさまざまな側面から論議をすべき大事な問題だと思います。そういう意味では、やはり私はこのような形で本会議でいきなり即決をするというやり方には、到底同意できません。

質疑は以上とします。

○議長（福島盛之助君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　　挙手多数であります。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

次に、原案反対者の発言を求めます。佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　　提案されている改正案には到底賛成しがたい、そういう立場で意見を申し上げます。

この日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのは、市民の財産の運用の仕方を定めた極めて大事な、重い意味を持った条例だろうと思います。今回、提案されている改正案は、この市民の財産をどう運用する、とりわけその貸付のあり方について、市長の権限と市議会の権限、両者の関係のあり方にかかわる極めて重大な問題提起、提案であると私たちは受けとめております。先ほども申し上げたことですが、この問題については、さまざまな視点から、切り口から、慎重に、多面的に論議を尽くすことこそが、そしてそのことを通じて市民的な合意を形成することこそが、市議会の市民に対する責任であろうと思います。にもかかわらず、委員会の付託を省略し、

いきなり本会議で即決するというのは全く納得できないやり方だといわなければなりません。私たちは現行の条例がこれまで35年間、極めて公正、厳格に運用されてきた、そのことを疑うものでありませんが、しかし一方では、現行の条例が十全のものとも考えておりません。大いにこの点について論議に加わる用意があります。

そもそも現行条例は、1963年に地方自治法が改正されたことに伴い策定された自治省の条例準則に準拠してつくられたものです。63年の改定は、それまで地方自治法の規定では、市の財産の交換、譲与、貸付についてはすべて議会の議決を要していたものを、例外規定を設けて、その一部を議会の議決を要しないものとする、議会の立場からすると、議会の権限を縮小するような方向です。自治体全体としていえば、自治権を縮小するような方向で、この改定がなされた。このような経緯を踏まえるならば、やはりこの根拠となる一地方自治法のあり方それ自体について、今、問題提起があったわけですから十分な論議が必要だろうと考えております。しかし、この点についても再び申し上げるわけですが、十分な論議を尽くす機会を奪ってしまうような今回のやり方には、全く賛成できないわけであります。

また、先ほども申し上げたことですが、政令が現状に合わないとしても、合わないという指摘がそれなりの根拠を持つとしても、政令が存在していることは厳然たる事実であります。5,000平方メートル以上の土地の売買については議会の議決を要する。売買についてすら5,000平方メートルという単位であるわけですから、貸付について、それよりはるかに低い1,500平方メートルというような基準を、政令を無視するような形で提案することには、到底同意できません。これについても十分な論議が、市民的合意を形成する方向で出されるべきだろうと思います。

以上のような理由から、私たちは今回の改正案は十分論議をするに値する問題提起性を含んでいるという理解をしながら、その取り扱いの審議一蹴して十分な論議を保障しないこのやり方に全く容認できない。そういう立場から、この今回の提案には賛同しがたい、こういう意思を表明するものであります。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　次に、原案賛成者の発言を求めます。奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　原案に賛成の立場で意見を述べさせてもらいます。

先ほど、なぜ今突然にというようなお話が出ましたけれども、決して突然でも唐突でも何でもないと私は思います。過去は、私どもの会派の小川議員も何回となく市の公有財産についてどうあるべきか、管理、運営について質問をしてきております。代表的

な例が、先ほど提案者も言っていましたように、５億7,000数百万という野鳥の会のあの土地の貸付の問題、このときに問題がクリアーになりまして、自治法の中では、普通公共団体の財産を適切な対価なくして譲渡し、または貸し付けることを原則として禁止をしております、こういう条文がございます。ただ、日野市の場合には、これが無償で貸し付けることができるという条例がございます。（「自治法の規定は」と呼ぶ者あり）ただし、貴重な日野市の財産を全く無償で、しかも面積も何も全く制限も何もなくて、議会の議決、あるいは報告、そういうこともなくして、ただ市長の職務権限だけで決めるということは問題があるんではないか、こういう質問をしております。

これに対して市長の方は、確かに貴重な財産であるから根拠を明確にして適切な処理をしなければならない、行政指導当局等もお伺いして適切な処置をしたい、こういうことを言っています。一方、担当部長も、市の財産なので議会の議決をきちんと得ることが一番いい方法である、こういうことを言っているんです。最後に市長が地方分権論をいろいろと話をされた中で「これからは権限能力を分かち合うようにして主権在民の行政形態をつくっていくことが大切である」こういうことを言っているんです。

これは、いわゆる議会と執行部とが日野市の貴重な財産をチェックをして有効な財産運営をしていくべきである、こういうふうにもなるわけです。そのときに、市長執行部の方から条例改正に当たっての提案がなければ、議員提出議案として出させていただきますということも最後に言っております。その後、緊急的な課題ですから、早急に出す、こういうことを言っております。

現在は、確かに土地の売買については条例がございますけれども、再三、先ほど来言われていますけれども、貸与については何ら条例がないんです。我々が議会人として貴重な財産をチェックするのは、ごく当たり前なことでございます。したがいまして、今回、提案をされておりますこの議案については、もろ手を挙げて賛成をいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　次に、原案反対者の発言を求めます。米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　議員提出議案第16号、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成しかねる、こういう立場から一言意見を述べておきたいと思います。

一つは、冒頭から申し上げている手続の問題ですけれども、この案件のこれまでの経過を振り返ってみますと、どうしても多数の会派が一方的に、十分な手続を踏まずに、しかも即決という形で、あとはついてこいといわんばかりの極めて乱暴なやり方が目にきます。私は、議会がみずからの権限を行使してあれこれの議案について積極的に提案

をする、あるいは一部改正案も提出する、このことは本来的に大事なことだと思っております。しかし、だからといって、多数が常に数で押し切るというような姿勢は、改めるべきだと思います。議会運営委員会の中でも再三再四、強調しましたけれども、やはりこの種の重要な案件については委員会に付託をして、十分審議をすべきであります。この手続の問題が１点あります。

２点目は、先ほどから申し上げておりますように、これまでの経過の中で、この財産の管理、あるいは交換、譲与、無償貸付について、一度として市民から批判を受けるような行為は一切ない、こう確信をいたしております。今ここで急いで、しかも委員会付託まで省略をして即決をしなければならない必然性はないと、私は確信をいたしております。ましてや、この自治法96条に規定をされている、政令で定める基準は、もちろん財産の取得、処分にかかわる文面でありますけれども、しかし私は、無償貸付であっても、この基準である１件5,000平方メートルという基準は、一つの物差しであろうと思います。したがって、やはり委員会で十分この点についても審議をして、一定の方向を見出すべきが至当ではないか、こう思います。

再三申し上げますけれども、重要な案件だけに、十分委員会で審議を尽くすべきだ、こう考えております。したがって、この議案の採決に当たっては、当市議団としては退席をして棄権をいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　次に、原案賛成者の発言を求めます。小島　久君。

**○６番（小島　久君）**　民主クラブを代表いたしまして、議員提出議案第16号、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の意見を申し述べます。

まず、本条例の改正案は、先ほどの質問の中でありましたように、歯どめがかかってないという条例の案文になっております。つまり、この条例は、昭和39年10月13日、条例第12号によりまして制定されて今日まで来ておるものであります。しかし、時代の変遷とともに経済の動向も変わり、また地価の高騰も今日に及んでおります。30年の歳月がたっているわけであります。したがいまして、まちの形態も当時の状況から見ますと、大きく変貌しているのが実情であります。したがって、この変貌された地域の中にある日野市の普通財産、市民の大切な財産であるわけであります。したがいまして、この市民の大切な財産を議会の議決を得ず、ただ単に市長の職務権限のみで取り扱いできるような条例は断固として改正しなければならない、このように思うわけであります。

また、規模につきましては、1,000平米という枠を、歯どめをかけましたけれども、この1,000平米は、市内の国土利用計画法に基づく土地価格から言いますと、平米当たり20万から30万という市内の価格で算出されております。したがって、総額２億ないし３億、この金額の範囲内であれば市長に従前どおり権限を与え、それ以上のものについては、我々市民のチェック機関である議員にもその議案を提案をしていただく、このことが市民の期待に沿うものと判断をいたしまして、民主クラブを代表いたしまして賛成の意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。議員提出議案第16号、日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第６－54号、診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－54号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－55号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－55号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６－56号、日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願、請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28メートルとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情、請願第６－60号、日野市中小企業事業資金有志あっせん制度の改善を求める請願、請願第６－61号、多摩

平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－56号、請願第６－57号、請願第６－58号、請願第６－59号、請願第６－60号、請願第６－61号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－62号、乳幼児医療助成制度の充実を求める請願、請願第６－63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－62号、請願第６－63号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－64号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

12月14日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月20日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時33分　散会

# 12月20日　火曜日　（第７日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第38号）

12月20日　火曜日　（第７日）

**出席議員**　（29名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島　久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 18番 | 橋本文子君 | 19番 | 板垣正男君 |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 内田　勲君 |
| 22番 | 馬場繁夫君 | 23番 | 夏井明男君 |
| 24番 | 黒川重憲君 | 25番 | 福島盛之助君 |
| 26番 | 箕野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬　隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

**欠席議員**　（１名）

17番　奥住日出男君

**説明のため会議に出席した者の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

**会議に出席した議会事務局職員の職氏名**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝　君

**議事日程**

平成6年12月20日（火）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設）

日程第1　議案第73号　平成6年度日野市一般会計補正予算（第2号）
（総務委員会）

日程第2　議案第4号　第3次日野市基本構想の制定について

日程第3　議案第5号　政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について

日程第4　議案第70号　日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

日程第　5　議案　第　71　号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　6　議案　第　80　号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第　7　議案　第　72　号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　議案　第　74　号　平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第　9　議案　第　77　号　平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）

日程第　10　議案　第　78　号　平成6年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）

（建設委員会）

日程第　11　議案　第　75　号　平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第　12　議案　第　76　号　平成6年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（取り下げ）　（総務委員会）

日程第　13　請願　第　6－40　号　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願

（建設委員会）

日程第　14　請願　第　6－11　号　神明緑地の伐採反対に関する陳情

日程第　15　請願　第　6－39　号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第　16　請願　第　6－24　号　日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願

日程第　17　請願　第　6－30　号　「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情

日程第　18　請願　第　6－55　号　核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願

日程第　19　請願　第　6－36　号　私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のた

め、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情
（厚生委員会）

日程第　20　請　願　第　6－48　号　文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願
（継続審査）　（総務委員会）

日程第　21　請　願　第　6－9　号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情

日程第　22　請　願　第　6－12　号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情

日程第　23　請　願　第　6－13　号　真に国民のための公共事業を求める陳情

日程第　24　請　願　第　6－18　号　「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願

日程第　25　請　願　第　6－27　号　消費税率の引き上げ反対を求める請願

日程第　26　請　願　第　6－34　号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情

日程第　27　請　願　第　6－42　号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情

日程第　28　請　願　第　6－50　号　多摩市和田１８６９番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情

日程第　29　請　願　第　6－51　号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情

日程第　30　請　願　第　6－53　号　衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情
（文教委員会）

日程第　31　請　願　第　6－46　号　学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願
（厚生委員会）

日程第　32　請　願　第　6－7　号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願

日程第　33　請　願　第　6－22　号　日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願

日程第　34　請　願　第　6－37　号　犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情

日程第　35　請　願　第　6－44　号　保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情

日程第　36　請　願　第　6－45　号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情

日程第　37　請　願　第　6－54　号　診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情

日程第　38　請　願　第　6－62　号　乳幼児医療助成制度の充実を求める請願

日程第　39　請　願　第　6－63　号　日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願

（建設委員会）

日程第　40　請　願　第　6－10　号　公園建設に関する請願

日程第　41　請　願　第　6－15　号　程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第　42　請　願　第　6－26　号　地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願

日程第　43　請　願　第　6－29　号　潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願

日程第　44　請　願　第　6－32　号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願

日程第　45　請　願　第　6－47　号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

日程第　46　請　願　第　6－52　号　日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情

日程第　47　請　願　第　6－56　号　日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願

日程第　48　請　願　第　6－57　号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第　49　請　願　第　6－58　号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第　50　請　願　第　6－59　号　３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第　51　請　願　第　6－60　号　日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願

日程第　52　請　願　第　6－61　号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第　53　請 願　第 6 －64 号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

（継続審査議決）

日程第　54　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　55　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　56　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　57　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　58　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　59　議 案　第　81　号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　60　議員提出議案 第 17 号　村山内閣の即時退陣を求める決議

日程第　61　議員提出議案 第 18 号　都営住宅の「応能・応益的家賃負担制度」導入撤回を求める意見書

日程第　62　議員提出議案 第 19 号　骨粗鬆症に対する予防、治療対策を求める意見書

日程第　63　議員提出議案 第 20 号　核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書

日程第　64　議員提出議案 第 21 号　東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第12まで

午後４時33分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

本件については、四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　それでは総務委員会に付託されました歳入全般歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第２表地方債補正の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

歳入全般の補正額は４億222万円。歳出のうち議会費は、減額の250万円、総務費は4,392万6,000円、消防費103万1,000円、予備費は、減額の3,050万円でございます。

第２表は、日野緑地用地取得として6,820万円の地方債の補正でございます。

主な質疑といたしましては、国庫補助金や都補助金が減額になっているのはなぜか。企業公社の事業が拡大していく理由は何か。企業公社法人化について、株主と当初発行の600株と株式の総数としての2,400株との関連は。本店はどこに置く予定か。株式会社に道路公団が土地を貸せるのか。損失を出した場合どうするのか。施設管理費で二重管理運営にならないか。人事管理上の問題について。法人に市の職員が名前を連ねる問題点と職務専任義務との関係は。保養施設での送迎・旅行業等は運輸省の許可を得ているのか等の質疑が出されました。

主な意見としては、損失補てんのあり方が問題という意見が出たところで、もう少し時間がほしいということになり、この件についてはここで審議を打ち切り、本日、再度総務委員会を、午前、開会をしたところでございます。

開会後、宮沢清子君外１名の委員より修正案が提案されました。修正内容としては、総務費における日野市企業公社法人化事務経費3,050万円について予備費に組み替えるというものでございます。

主な提案理由としては、本店の所在地について道路公団との賃借関係の詰めがない。株式総数のあり方が疑問である。損失補てんのあり方が疑問である。役員名簿が不備である。地方公務員法第35条との関連で、職員が株式会社に名を連ねることへの疑義が

ある等の説明がございました。

質疑意見の後、採決に入り修正案は賛成少数により否決されました。次に、原案の採決に入り、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　何点かお尋ねいたします。

特に総務委員長を初め総務委員の皆様には、長時間わたりまして質疑をされましたこと大変に御苦労さまでございました。

それでは、今回の企業公社法人化経費ということで、補正予算で3,050万円の補正が上程されておりますけれど、これに関連しまして、まず第１点目としては、定款の第４条「本店の所在地」。これにつきましては東京・日野市に置くということで、定款では述べられておりますが、これは具体的に日野市のどこに設置をするんだという質疑がありましたか。もしあれば教えていただきたいと思うんです。

２点目としまして、第６条に、発行する株式の総数は2,400株、ということで、また今回設立に当たりまして第23条には600株、3,000万円ということで定款には示されておるところでございますが、この2,400株というものが、どういう形で設定されているのか。また600株につきましては、具体的にどういう内容性を持って、この600株というものが設定されたのか。その辺の部分については総務委員会で質疑があれば、その辺も教えていただきたい。

それから職員の採用、また職員の給料の待遇ということについて、商法法人にした場合どういう内容に、位置づけになっているのか。また、現の企業公社の中では、この辺の部分はどう位置づけされているか、この辺もちょっと総務委員会の中で質疑があれば状況をお伺いしたいと思います。

まず、その４点についてお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

**○総務委員長（田原　茂君）**　それでは、４点についてお答えをいたします。

第１点目の本店の所在地についてでございますが、これについて質問がございました。

市側の答弁としては、まず日野市ということしか書いていない理由については、定款ではここまででいいんだと、こういう規定があるそうでありますので、これはこれで了承と。じゃあ、どこに予定を具体的にしているんだという、再度、質問がありまして、それは現在企業公社の事務所がある現在地のところを予定していると、いわゆる高速道

路下でしょうか、に予定をしていますと、こういう答弁がございました。

２点目の株の件でございますが、これについても質問がございました。600株につきましての3,000万円の、この内容についてという質問もありました。

さらに、2,400株についての質問もございました。これについては、市側の答弁としては、いわゆる3,000万円の600株、これはもう資本金ということで、600株でスタートしたいんだと。

15日での質疑の中では、いわゆる2,400株につきましては、通常株式会社のあり方としては、当初の600株の４倍まで設定ができるんだと、こういうことで一応2,400株が「５．予定」として定款に入れてありますと。そのやり方としては、今後その2,400株を増資として募集をしていきたいと、こういう答弁がございました。その募集する場合においても、市が全額かもしくは民間の知恵も借りたいということで、民間の株主も予定をしているというような答弁もありまして、しかしながら２分の１以上は市が出資していきたいと、こういうような答弁がありました。

そして本日、再度、委員会を開いたところでございますが、その席でもこの辺については質問がありまして、これについての答弁といたしましては、その2,400株につきましては、きょうの時点ではということで、2,400株にはこだわらないと、600株でやっていきたいというような答弁もきょうございました。

４点目、職員の採用ということですが、賃金体系ということの質問がございました。

これについては、市側の答弁としては、シルバー人材センターは今ございますが、この賃金体系を一応参考にしてやっていきたいという答弁とともに、全く市役所と同じだというような答弁もあったんですが、それについての再度質問で、市側の答弁としては、能力的なものも取り入れていきたいというようなことも答弁があったというふうに記憶しております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　どうもありがとうございました。

それではその問題を、今度担当の部長の方にお伺いしたいんですけれど、まず定款におきましては、確かに所在地は最小限の市町村ということで、日野市ということでは理解するところでございますが、現在地に設置をするということで、当然現在地の場所ということにつきましては高速道路下ということで、これは日野市が借り受けている場所に当たると思うんですけれど、これにつきましては具体的に問題はないのか、その辺お

尋ねしたいと思います。

２点目として、今総務委員長が答弁の中に、市側が600株でやっていきたいんだと、総額としては2,400株で。その辺のいきさつが、ちょっとよくわかりにくいので、もう少し詳細にわたって御説明をお願いしたいと思います。

それから職員の採用については、どういうふうな採用基準をお持ちなのか、試験があるのかないのか。当然、具体的な法人化にする以上、そのような基準はお持ちかと思いますので、その辺を具体的にどういう形になっているのかお尋ねいたします。

あわせて、現状はどうなっているのか、その辺についても教えていただきたいと思います。以上、お願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　高速下の用地の件でございます。この件についてお答えしたいと思います。

委員会でも担当課長が答えましたけれども、昭和40年に建設省の道路局長通達がございまして、それに、高架道路の路面下の占用許可について、という通達がございます。

その中に、高架下の占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先すると、お貸しすると。高架下の占用は、原則として、道路管理者と同等の管理能力をする者に一括して占有させる、ということでございます。

どのようなものが、そこに建てられるのかという内容の中に、いろいろございますけれども、日野市としては事務所、倉庫、その他これらに類するものの中に該当するということで、昭和63年９月に占用許可をいただいて、あそこに事務所を建てております。

市が借りているわけでございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の600株の件でございます。

定款の案では2,400株の総数、600株の当初発行ということになっております。総務委員長さんがお答えいたしましたように、600株の４倍までは株式として定款に定めることができるというようなことで、2,400株ということで記載しております。しかし今回3,000万円、つまり600株で発足したいと。この3,000万円につきましては、現在企業公社の総事業費が３億から４億の規模でございます。そういう中では、事業の中の１カ月分の経費に相当するというようなことで、事業の回転資金等にもそれが運用できるというような一つの目安もございますし、株式会社につきましては資本金が1,000万円以上と

いうことの商法上の規定もございますが、当面それだけの事業であれば3,000万ぐらいがふさわしいんではないかというような一般的な判断で3,000万とさせていただいてございます。

2,400株につきましては、将来そこまで増資できるというような一定の枠を当初から持っておるわけでございますが、事業の状況によって、拡大によって資本金を増資することが出てくればそこで市の方の出資金等も検討していただくわけですが、定款につきましても初めから枠がなくても、それぞれ定款でその都度定款の変更をすることができますので、当初3,000万で発足していきたいと。したがいまして、3,000万の範囲で株数を定款で決めていってもいいんではないかというようなことを委員会でお答えいたしております。

それから、職員の採用基準でございますけれども、職員の採用につきましては、やはり筆記試験等の試験を行って採用していくというような予定でございます。現在の、これまでの企業公社におきましても、そういうような形で試験制度で行っております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、現在の企業公社については試験を行って採用しているんだということで間違いありませんね。その辺もう一度確認いたします。

それと今後商業法人になった場合、試験を行っていくんだというような答弁かと思うんですけれど、この辺については具体的に、今回の定款以外にその試験採用の基準もしくはそれに関する何か明確な規約とか当然あるかと思うんですけれども、それについてお伺いします。

それと株式ですけど、これは法律に沿いまして４分の１ということはよく理解しておりますけれど、そうしますと総額として2,400株と。当面として600株であると。それと将来的に支障が出てきたときに、当然これは株を増資していくと。そういう場合、これ具体的にその資金の調達はどういう形にしていくのか、その辺の方針なり明確なものをお伺いいたします。

先ほど高速道路下の事務所につきましても、確かに占有許可を取って日野市の建物が

建つということは、十分承知をしているところなんですけど、その中で公共的、公営的な部分については大丈夫なんだというような趣旨の答弁がございますが、今回の商業法人という形でもし認定されて発足した場合、現状の場所において一民間企業が市の施設、それも高速道路下で市が借用しているところをさらに入るということで、これは問題は当然ないんでしょうけれど、確認のために、どういう部分で問題はないんだと、それに当然それなりの下調べはできているんでしょうから、それについてお伺いいたします。

以上、お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　職員の採用でございますけれども、試験制度で行うということでございます。また、現在もそうしているというような中で確認の御質問がございました。職員というのは、常用の職員について試験制度ということで考えております。一般にパートといいますか、臨時的な職員につきましては筆記試験等は省略させていただいております。今後も、株式化しても、そのようなことでいきたいと思っております。

株式会社になりますと、定款はもちろん基本となるものでございますけれども、その後株主総会の規定、取締役会規定、職務分掌規定、事務決裁規定、印章管理規定とか就業規則、給与規則、経理規定とか嘱託職員雇用要綱だとか監査役及び会計監査人の監査基準だとかいろいろな規定を整備しなければなりません。こういうような規定の中に、今後の職員採用につきましても、現在も規定がございますので、それをさらに株式会社に合うようなといいますか現在の基準を基礎として、そういうようなことで定めていきたいというように思っております。

今後の増資でございますが、企業公社が一般株式会社として営利が主体で利潤が上がり、配当が出るというような会社であれば一般からの増資、株式引き受けということもあるわけでございます。また第３セクター的にして株式を引き受けるという依頼もあるわけでございますが、現状考えております企業公社につきましては、発足当初から100％の市の出資を予定しておるところでございますので、今後増資というようなことが出てくれば、市の方の議会にお願いして予算で出資を認めていただくというようなことになろうかと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　高架下の用地でございますけれども、今度お願いしてお

ります企業公社は、全額出資の会社であるということでございますから、公共的な団体と認めておりますので、問題はないんではないかと認識しておりますけれども、ただ株式会社ということになれば、場合によっては、自分独自で事業もできるということになるんではないかと思いますので、そのときになった場合に念のために道路公団の方へ、この件についての問い合わせを早急にして確認してみたいと思っているところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今、総務部長の方から答弁いただきましたけど、そうしますと今までは、この場所に商法法人の民間企業が設置をすることについては、何ら問い合わせはしていないだと。結局は、市が100％出資している会社であるから、多分大丈夫だろうということで、見切り発車をしているんだということでよろしいわけですね。確認していないんですね。ちょっとそれをお尋ねします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今、私が答えましたのは、株式会社になっても今の株式会社であれば、公共的な仕事についているわけですから、問題ないとは認識しておりますけど、念のためということを申し添えたわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ですから、確認はしていないんですね。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　確認はしてございません。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、日野市が借用したときには、当然借用する場合に契約等がされていますけれど、その中にその辺についてどう明確にされているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　先ほど63年９月に占用認可をいただきましたと。これは３年間の期限でございます。ことしの４月１日から平成９年３月30日までの占用許可をいただいているわけですけれども、占用の目的は事務所の設置と倉庫の設置という目的でお借りしているところでございます。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　それは今、日野市の業務という形で借りているわけですね。

今度は株式になってきますと、その形態が変わってきますね。そのことについて、なぜ確認をしないでいるんですかね。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　先ほどもちょっとお答え申したと思いますけれども、任意団体でございますけれども、今の企業公社は公共的な団体ということを受けて許可をいただいている。ですから企業公社が、あそこの土地を許可を受けているんではなくて、日野市が一括して許可をいただいているということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　わかりました。

そうすると日野市が許可を受けているので、日野市が今度新しく法人化した企業に貸しても問題はないんだというような認識でよろしいわけですね。

そのためには、今の部長の答弁では、法人化になっても公営的な企業なんだと。それがよりどころとなって問題ないんだという解釈として考えてよろしいですか。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　そのとおりでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　じゃあ、そういうことで確認もしないで見切り発車したということでよろしいわけですね。（「確認は必要ないよ」と呼ぶ者あり）

それとこの高速道路下の借用については第三者機関に貸し出しというか、占用施設を第三者に転貸しないこと、ということが義務づけられていますね、公共施設においては。公共的団体が、それを公共的な目的でお借りしているわけです。それを市が又貸しをして、まして法人に貸していくということは、第三者に貸していくということは又貸ししているということですね。そうなると、これは占用許可条件には当たらないんですね。ですから市が行おうとしていることは、明らかに問題的なものですよ。それを何も確認しないで、そういうふうな設定をしているんですか。これはおかしいですよ、どう見たって。答弁お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　先ほど申しましたように、この許可を受ける上に日野市はこういう事務所と倉庫を設置するために占用許可をお願いするということで、それでその許可をいただいて今日まできているわけです。

何遍も申し上げますけれども、別に又貸しという形ではないと認識しておりますので、

今まで公共的な仕事をやっているわけですから、それで認識しているところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　総務部長、少し認識が違いますよ。日野市が、確かに倉庫や事務として借りることは理解できるんです。それを市が利用していくということであれば問題ないです。それを新しく設立する商業法人の、利益を目的とした商業法人、民間企業に日野市が借りた土地に、その一部分をお貸しするんです。だから第三者機関に又貸しをするということですよ。で、そういう危機がありながら、確認もしていないということはとんでもないことですよ。そういういいかげんなことでは困るんです、いいかげんなことでは。なぜ最初からその点確認をしないんですか。答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　契約更新するときも現状の姿と、昭和63年に行かれたときと内容的に変わっていませんので、そのままお話をして再度占用許可をいただいているところでございます。

ですから特別に又貸しという認識は持っていないところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今度新しく商業法人、商法法人で別会社ができるんですよ。ですから条件は変わってくるわけです、条件が。それを新しく法人化をしていこうという中で、なぜそれを確認をしないんですか。それはどう見てもおかしいですよ。

あくまでも商法法人というのは、利益を目的としている会社なんですよ。確かに、現状にて100％市が出資していれども、法人格を取っていく商業法人ですよ。だから、日野市とは切り離していく一民間企業なんですよ。それはおかしいじゃないですか。

部長、こんないいかげんなことは許せませんよ。（「そんなの賛成する人の顔が見たい」と呼ぶ者あり）それも確認もしない、こんな行政がありますか、こんなことが。こんなばかな話ありませんよ。理解できません。もう一度答弁お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　この高架下は、市の責任において借りているわけですから、当初63年から今度、ことしの４月、契約更新するも同じ状態でやって市が借りているということで、企業公社が借りているわけじゃございませんので、その点は問題ないと思います。

ただ、先ほど私がお答えしましたのは、株式化になったときに私共的なことが、も

しかこの企業公社がやるとなったときに、この高架下の問題について問題がないかどうかは確認してみたい。それは確かにおっしゃるとおりに、前もって確認しておけばいいということはそのとおりでございますけれども、私たちの認識としては、公共的なことを引き続いてやるんだということを受けたものですから、確認しなかったということでございます。以上でございます。(「了解」「問題なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福島盛之助君)**　馬場繁夫君。

**○22番(馬場繁夫君)**　全然、理解できないんですね。いいですか、少なくとも、市が新しく市とは別の公益法人をつくろうというんじゃないんですよ。ですから、今までとは明らかに別の、法人格の、商業法人の株式会社ができるわけですよ。これは日野市と全然別の団体なんです。それをつくろうというんですから。当然現在の、市が借りている場所であっても、その入る内容が変わってくるわけですよ。ですから、当然それを確認するのは当たり前ですよ。

まして、ここでは、占用施設を第三者に転貸しないこと、というのは、明確にうたわれているんですよ。これを確認しましたら、この第三者というのは商業法人、民間の施設を絶対入れないんだと、そういう意味なんだということなんですよ。ですから、公共団体が第三者に転貸をしない、このことを言われているんですよ、第三者に。

ですから、幾ら商法法人の株式会社ですから、これは市の道路用地じゃないんですよ。そこのところを、もっとしっかりとしなきゃだめですよ。完全にこれは違法ですよ。事前にしっかりと明確にしなきゃ、明確に。ですから、ちゃんと確認をして、問題がないか明確にした上で、この事務所の設置というのを決めなきゃいけないんですよ。それを怠っているんですよ。

その答弁は納得できませんので、もっと納得した答弁をお願いします。

**○議長(福島盛之助君)**　助役。

**○助役(前田雅夫君)**　一般論になるかもしれませんけれども、ただいまのお尋ねの件につきましてお答えをいたしたいと思います。

ただいまの、高架下の事務所といいますのは、いわゆる行政財産として事務所として公団から土地を借りて、建物をつくって使用しているということでございます。

要するに事務所でございますから、市役所の事務所というふうにお考えをいただいていいんではないかというふうに思います。

市役所の、いわゆる財産、事務所でありますと、これは公の施設でございますから、公の施設でありまた公用の施設でございますので、使用許可というものができるわけで

ございます。したがって、例えば、市の外郭団体である財団法人でありますとか、福祉事業団でありますとか、市が全額出資している株式会社でございますけれども、こういったものがこの庁舎に使用許可として置けるか置けないかという、そういう判断になるわけでございます。

私どもの法的解釈は、市の事務所でございますから、使用許可の範囲であれば貸し付けができるというふうに考えているわけでございます。

先ほど、総務部長がお答えしましたけれども、一応そういう解釈はしておりますけれども、この企業公社が発足をするということは、順調にいきましても来年度4月1日以降ということになるわけでございます。念のため、総務部長がその確認をしますと、そういうことを申し上げているというわけでございます。

したがって、法律的には使用許可であれば問題はないと。要するに社会の説法になりますけれども、行政財産の使用許可といいますのは最長1年。1年以上を超えるようなものは、使用許可とはならないわけでございます。そういう法の建前で運用をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今の助役の答弁については、一般論としては理解します。

その一般論は何かというと、日野市が現在持っている、日野市が直接持っている公共施設を第三者に使用していく、許可を与えていく、についてはそれは適用されるでしょう。それについては、今助役が言われたとおりです。

ところが今回の場合については、日野市が借用している高架下を、日野市が借用してそこに建物を建てていると。そして、そこに第三者機関を貸していくというとでは趣旨が変わってきます。そうしますと、その所有者である国の方の借用する基準というものに従って日野市がそこの管理・運営をしていくというのが、当然の基本的な部分になるでしょう。

そうしますと、この高架道路の路面下の占用許可についてということで、基準がありまして、それになりますと地方行政が占用施設を第三者に転貸してはいけないんだということは、これは明確になっているわけですよ。そうなると、先ほどの助役の答弁とは違ってくる。先ほどの答弁は、この部分そのまま当てはまらないということは明確なんです。ですからこれは持ち主側の、日野市じゃなくて日野市はあくまでも借りて、借りているものを第三者機関に貸していくということに対して問題ですから、その点、答弁違いますよ。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　大変長くなって恐縮なんですが、先ほど申し上げましたように、市の事務所として土地を借用をしているということでございまして、市は貸し付けをしているのではなくて、使用許可を与えているということでございます。

法律的には、貸し付けと使用許可は完全に分けて解釈もし、運用しているわけでございますので、その辺の御理解はいただきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そういう論法からきますと、じゃあ使用許可なんだと。そうなると一民間団体についても、だれにでも貸していいという、そういうような解釈も成り立ってしまう。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　先ほどもお答えしましたけれども、その使用許可を与える相手が何でもいいということではございません。やはり、いわゆる公益性、公共性がなければ、これは使用許可は与えない。純然たる民間の法人なり個人なりに貸すということになりますれば、これは法律上は無理だというふうに思います。

もし、そういう貸し付けをするということであれば、普通財産で貸し付けをすると、いわゆる有料で貸し付けをするということになるわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　有料で貸すのは当然なことです。そのことを私は問うているんじゃなくて借りたものをさらに、言い方は使用許可にしても、それを本来の市行政が行政目的によって借りたものを、法人化を取った一民間企業に使用許可をおろすということは、これはやはりこの趣旨からいってもおかしいんじゃないですか。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　説明がちょっと不十分なのかもしれませんけれども、今、企業公社の株式会社化といいますのは、いわゆる資本を全額市が負担をする、いわゆる市が出捐をするということでございます。将来的にも、先ほど企画財政部長も言っていましたけれども授権資本を2,400株ですか、そういう話もありましたけれども、仮に将来大きくしたとしても、51％は公共が株を持つべきであろうという話をいたしました。

今回、そういう2,400株というのは、非常に将来にあいまいさを残すと。3,000万、600株に基本とした方がいいんじゃないかということで600株の説明をしたと思うんです。

したがって、会社の出資内容、性格からいきましても、公共性を持つ団体というふ

うに私どもは理解をしているということでございます。

これは株式会社とは全く違いますけれども、今この庁舎内でも、例えば印刷を委託しております会社でありますとか、これは福祉関係になりますけれど売店の委託でありますとか、あるいはキャッシュディスペンサーと言うんですかＣＤとかそういう銀行の現金支払機、こういったものも使用許可を与えているということでございます。

さらにつけ加えますと、例えば、私は現地を見ておりませんけれども、小金井市は市庁舎を土地・建物まですべて借りております。じゃあ、その建物が公共性のある団体に市として貸し付けができるか否かということになれば、これは法律的には使用許可は可能だというふうに思っております。多分そういう形で運用をしているというふうに理解をしております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今、助役が答弁いただきましたけど、確かにその市が持っている自分の敷地に建てた公共施設をそういう許可を与えて、市民ないし職員の利便性の中で許可を与えていくということは、これは当然日野市の条例からいってできるわけですよ。それは何ら問題はないんです。そのことを私は言っているんじゃないんですよ。日野市の土地でない借りた土地に、日野市が建物を建てて、そうなると日野市の適用外の部分があるんですね。そこに抵触するんではないかと、それを言っているわけですよ。

ですから今の助役の答弁が納得できないです。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　私は、貸し付けるということは一切言っておりません。使用許可であれば可能であるということを申し上げているわけでございます。

ですから、議員さんも心配をして、企業公社が株式会社になったときに、実際にその占用条件に反するのではないかという御心配だと思うんです。現時点では、私ども心配はしておりませんけれども、先ほど総務部長から申し上げましたように、念のため、この企業公社の発足は４月以降になるわけでございますから、それまでに十分調査検討をし、また公団にも確認もしたいと、そういうことを念のため申し添えているわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　いつも論法は逆なんですね。設立する前に問題がないように調査をし、事務所をどこにするのか明確にして、そして議会にお願いをしていく、承認してもらっていくんだと、これが本来行政のあるべき姿ですね。

議会に指摘されたから後で確認をしていこう、まだ4月まで時間があるから、その間に確認をしていこうなんていうのは、これは本末転倒ですよ。行政のやるべきことじゃありませんよ。なぜもっと前に、その辺については問題がないように、しっかりと調査して行っていますと確認したらこうですと、事務所をいつまでに移転しますとか、そうい明確な回答があれば、私たち納得するんですよ。それも調査もしないで、問われたから後でやる。その辺が基本的におかしいですよ。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　定款の案でも担当部長からも説明をし、ただいまの議論も出ているわけでございますけれども、本社の位置を日野市に置くという、そういう形になっております。

これは、先ほどお話が出たように、商法に基づけばそれで足りるということでございます。ですから、この問題の指摘を私ども十分受け止めて対応したいというふうに思いますけれども、現時点で、別段、この株式会社化にするについての支障といいますか、問題といいますか、そういうものはないというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　助役、それは大きな間違いですね。いいですか、少しでも議会と理事者側の信頼関係によって成り立つんですね。そのためには、当然新しい、いろいろと新規事業をしていく。まして、日野市では初めての法人化していこう、そういう中でいろいろな問題点をクリアしてちゃんとした形で議会にお願いをしていく。この原則を破ることをやるんであれば、これは信頼関係が損なわれるわけですよ。

今、助役の答弁は納得できないし、また見方を変えれば問題的な発言ですよ。議会軽視的にもとれる発言になってきますよ。だからそういうことがないように、行政側はこれだけのたくさんの優秀な部長さんがいて課長がいるんです。それらの担当で、十分問題のないようなものをつくり上げて、議会に提案すればいいんですよ。そうすれば、私だって、こんな質問なんかしなくて済むんですよ。それをやらない行政の姿こそ問題なんですよ。それを指摘をしているわけですよ。ですから、助役の先ほどの答弁は理解できないですね。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　馬場議員さんの御質問の趣旨は十分わかります。確かに、前もってそこまで確認をして議会対応すればよかったわけでございますけれども、私ども法律的には問題ないということで今日に至ったわけでございますけれども、御質問の趣

旨は十分よくわかりますので早急に、後手になるわけでございますけれども、道路公団とも十分話し合い、確認を早急にいたしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。(「さらに了解」と呼ぶ者あり)

**○議長(福島盛之助君)**　馬場繁夫君。

**○22番(馬場繁夫君)**　ですから、最初からそういう答弁をして下さいよ。これだけ時間かけて、再三やって、そういう答弁ですから。ですから、議会が指摘しなければ……。もっとしっかりした答弁の仕方をして下さいよ。お願いしますよ。

それから先ほど質問しました株ですけど、額面2,400株。当面として600株、3,000万円。そうしますと、確かに法的には4倍の2,400株ということは、よくわかるんですけど、将来的にどういうふうに株を、例えば増資をしていくか。当然、増資する場合については、株主総会等をかけて承認されれば増資ということは可能であろうし、またそれに応じて、議会の方にお願いをしていくんだと。それはよくわかるんですけど、もしここで、私たちが承認するということは、将来的にもこの2,400株、1億2,000万円をもう認めたということになるような、大きな問題なんですよね。ですから、この2,400株を将来的にどういう運用をしていくんだと、その辺についてもっと具体的な方針なり明確なものがありませんと私たちは理解しにくいんですよね。この600株については、資料で大枠の内容が提示されています。その後については、何ら方針も明確になっていません。

先ほど助役は51%は、少なくとも、確保していくんだと。その後の49%は民間にどういう形にするのか、その辺がよく見えてきませんので、もう少しその辺について明確な方針を打ち出して下さい。

**○議長(福島盛之助君)**　企画財政部長。

**○企画財政部長(大崎茂男君)**　2,400株につきましては、先ほどその4倍というようなひとつの基準といいますか、標準があるというようなことで御説明いたしましたけれども、じゃあ今後どうしていくんだということでございますけれども、この企業公社は市の仕事を引き受けていくわけでございます。今まで日野山荘あるいは大成荘というようなことで委託を受けてきたわけです。

今後、市の新しい事業をお引き受けするということになりまして、設備的な投資あるいは資金的なものが不足するということであれば、増資をしていかなければならないかというふうに思っておりますが、ただ現在、あくまでも予定でございまして、はっきりと次に何があると、何の仕事が大きく出て増資をしなければならないということは、

具体的にはございません。

したがいまして、企業公社を法人化するに当たりましては、当面600株の3,000万で発足すると。総数についても600株で行って、それでその後の変化につきましては、定款を直すとともに、もちろん出資については議会の議決が必要でございますから、今後の事業の拡大あるいは増資については、その時点で変更していきたいというふうに考えておるところでございます。

51%につきましては、半数以上の出資をしていれば一応公共的といいますか、団体というふうに判断できることによりまして市長、助役等の兼職も法で認められているわけでございます。したがいまして、そういう意味で51%以上というふうに助役から説明があったわけでございますけれども、先ほど私の答弁にもありましたように、今後増資していくというようなことでありましても、ほとんどが市の仕事を引き受けるということになってきますし、その必要なものについては市から融資を仰がなければならないというふうなことで、51%以上ということでほぼ100%の関係が続くんではないかというふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと51%というのは、日野市が過半数以上の株を持つことによって指導権を握っていくんだと、公共性を保つんだと、そういう意味であって、今後は100%日野市が出資をして、民間には株を譲渡しないんだということで間違いないわけですね。その辺について、もう一度確認いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　当初の説明は、いわゆる2,400株ということで説明をしましたけれども、これは将来2,400株まで発行できるという、そういう定款になっていたわけでございます。

御質問なりいろいろ御意見の中で、やはり2,400株というのは、どうもちょっとまずいと。やはり今予算計上している3,000万、要するに600株の１株５万円と。そういう形でこの株式会社はスタートしようということでございます。

したがって、今度この資本金を多くするには、定款のいわゆる変更をしなければならないというふうなことでございます。それで51%の話は、2,400株というふうな大きなことになりますと、例えば株式会社にかなり民間の活力といいますか、そういうものを入れようということになれば、民間の資本もやっぱり入れることも、道としてはあるわけでございます。仮に、そういうことになった場合には、やはり公共が51%、過半数

以上持たなければ、この会社の趣旨は通らないだろうと、そういうことで少し飛躍した2,400株の話をしたということでございます。ですから、今の時点ではいわゆる3,000万の資本ということで、定款を固まるというふうに御理解いただいて結構でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ちょっとわかりにくいんですね。

企画財政部長の答弁では、2,400株については100％日野市から株を持っていただくんだと、そういう答弁にとれるわけです。助役の答弁は、何かもう民間の活力を含んで非常にその辺ちぐはぐ、一貫性がないんですよね。これは、もっとはっきりして下さい。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　今、株式会社日野市企業公社ということでスタートする法人は、全額日野市出資の株式会社ということでございます。

私は、2,400株の話が出たわけですから、そこで仮定の話としてしたわけでございます。これは今後の問題でございますから、増資をするとかあるいはその増資の内容をどうするか、そういうことは正確には今後の問題だというふうに御理解をいただきたいと思います。

もし、その51％云々ということが誤解であれば、取り消しをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　要するに、総株2,400株ということが定款に明白になっている以上、今後いろいろな資金が必要になった場合、当然今までの答弁からいきますと、日野市がそれを肩がわりしていく、株を日野市が買い入れていくと。資金提供は日野市が行っていくんだということになってまいりますね。そうなると、当然それを最終的に議会にかかってくると。それで議会がそれを承認するかしないかと大きな問題になってくるわけです。

それから、この2,400株について、将来的に、100％間違いなく日野市がやるのか。先ほど、ひとつの将来的な今後の問題として、助役が民間的な部分も含んだようなニュアンスの答弁がありましたが、これは大きな差が起こるわけですね。

私たちは、少なくとも将来的には、これについては１度認めると認めざるを得なくなるという議会の大きな責任問題になるわけですよ。ですからあいまいな答弁では納得ができないんですよね。当然2,400株ということを定款にした以上は、もっと具体的に、それについては方針が明確になっていないで議会に出されるということは、これはいか

がなものかと思いますよ。ですからその辺は、もっとしっかりとした方針を明確に打ち出して下さい。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　ちょっと説明がいろいろ複雑になって、行き違いがあるのではないかと思うんですけれども、今、市が正式に考えておりますのは、定款では600株ということで、定款でいきたいというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　日野市が当面として600株ということですね。これは間違いありませんね、600株は。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　当面ではなくて、企業公社がスタートするときのいわゆる定款、これが600株ということでスタートするということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　総務委員会で質疑した中では、今企業公社として600株でスタートするんだと。総務委員会の資料等の中では2,400と、その食い違いがあるようですけど、それについてどうなんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　株式数につきましては、一般商法的な慣例で定款をつくらせていただきました。

総務委員会の御審議の中で将来の増資、そういうようなことで十分そこまで見通せないというような御指摘、今後の市の出費等にも心配があるというようなことがございました。

私どもとして、一般的な商法の手続で2,400といたしましたけれども、はっきり2,400をいつするというようなことは予定してございませんので、それは増資が必要であれば、先ほど答弁いたしましたように定款に定めて、それからもちろん増資を大体引き受ける市の議会、予算議会で承認を得るというような手続を踏みたいと。

したがいまして、2,400株にはこだわらないといいますか、2,400株を当初発行のとおりの600株で、議会の御意見に沿っていくことも考えておるというような、総務委員会で答弁をいたしました。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　何かこんがらかってよくわからないんですけど、であれば、

初めから総株数を600株でやったらどうですか。そうすればはっきりするじゃないですか。

2,400株で、総株数2,400株で定款でやること自身が混乱を招くんではなんですか。最初から、スタート時点の600株が総株数とするんだと、そういうふうに訂正すればいいんじゃないですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　議会の御指摘等を十分考慮いたしまして、そのようにしたいというふうに総務委員会でも答弁いたしましたし、今後予算の執行といいますか、3,000万のこれからの執行、つまり定款をきちっとつくり登記していく中で、そういうところは600株ということでやっていきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　それは非常に重要な問題ですね。2,400株というのを総株数として、その辺が十分総務委員の方に審議の中に、また総務委員会の中でその辺はちゃんと皆さんに明確にその趣旨がのっかっているんですかね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　そういうふうに600株でいきたいということを申し上げましたけれども、当初出しました定款の差し替えというようなことをしてございませんから、今御質問の中では、2,400株という定款の案で御質問いただいているわけですが、これは議会の御意見を十分反映した、そういうような定款に改めて、600株で発足していきたいということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　非常に納得できないです、今の。

非常に重要な部分ですね、総株数というのは。それが、てっきり私たちは、この資料からいって2,400と思っていたわけですよ。そうしたら、いつの間にか600に変わっている。こんなばかな話はないですよ。それで議会で審議をする。こんなおかしなことありませんよ。

もう少しこういうのは整合性をしっかり持ってやっていただきたいですよ。これは重要な部分ですから。（「質疑が終わった後に一方的に出てきただけでしょう」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今、総務委員の方が、何か話によりますと質疑が終わった後

に出てきたんだと。もしそれが事実であれば、ちょっと問題ですから、それを確認していただきたい。ですから少し休憩をお願いします。これじゃ議事進めませんから。

（「休憩どころじゃない」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。

午後５時42分　休憩

午後７時33分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。助役。

**○助役（前田雅夫君）**　総務委員会におきまして、参考資料として、定款案で株式数を2,400株と説明いたしました。審議経過を踏まえ、本日の委員会において株式数を600株に訂正いたしましたが、訂正発言の時期に適正を欠き、まことに御迷惑をおかけいたしました。

また、本日の委員長報告の質疑に際しましても、冒頭で訂正の報告に明確性を欠き、まことに申しわけなく思っております。よろしく御理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今の助役の答弁で一応は理解してまいりますが、2,400株というのと600株では随分隔たりがありますので、私としてはしっかりとした方針の中で対応に適切が欠いたんだというふうに理解をしてまいります。

それと先ほど質問の中で、職員の採用及び処遇について答弁いただきましたが、先ほどの答弁の中では、これからそれについては具体的に明確にしていくんだというような趣旨の答弁がありましたが、本来、議会に法制化の方針を打ち出す中に、最初の時点で規則とかそういうものを明確にして、本来であれば出していただきたい。

たしか今の、株式にするときに株式にして、その役員の、社長というんですかね、を含んで理事会の中で、今後もいろいろなものをつくり上げていくんだという趣旨の答弁でございましたが、行政が初めて法制化をするということであれば、事前に、その辺については十分協議をして、ひとつの方針、方向性を具体的に案として明確にしていくと、そして議会に提示をしていく。そして議会側は審議する場合について、その辺が十分見えてくると。そしてそういう中で、例えば理事会というか役員会というかその中で最終的に決定をすべきであって、今の中では残念ながら、議会に提案したときも具体的なそういうものが私たちには見えてこない。質疑の中で、先ほど試験制度を設けていくんだという答弁がございましたが、それをどういうふうにしていくのか。職員の待

遇ということは、非常に重要な部分がありますから、その辺もしっかりした方針なり具体的な文章で私どもの方に、最初の時点でいただければ、内容は見えてくるわけですよ。その辺が見えてこない中で、私たちは将来的な懸念を感じていくわけですよ。その辺が非常に心配なんです。

ですから、職員の待遇等についても質問をさせていただいたわけですから、その辺についてちょっと答弁いただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　定款以外にもいろいろな規定、先ほども申し上げましたけれども、職務分掌規定とか取締役会規定とか事務決裁規定とか経理の規定とか給与の規定、そういうものを設けなければいけません。そういう中では、定款もそうでしたが、一つの商法法人としてのスタイルがございます。そういうふうなものにのっとって行う予定でございまして、それをはっきり参考資料として出すべきだったことを、今反省をしておりますが、特に採用につきましては、これまでも一応公募――広報で募集いたしまして、筆記試験等によります競争といいますか制度を設けております。この精神をそのまま株式会社にしても引き続いていきたいということで、たくさんある規定を適正に整備していきたいということで、よろしく御理解をいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　それでは企業公社の役員案ということで、私ども資料をいただいておりまして、代表取締役には助役であると。取締役の中には生活文化部長と社会教育部長と。そして市の関係の中では、監査役が市の収入役と市の監査委員が予定を案ではされているところでございますが、これはもう御本人には了解済なのか。もう辞令交付が出ていると思うんですけれども、これについてまず生活文化部長、社会教育部長、それから収入役について辞令交付というか、市長からのその辺が出ているのか、ちょっと御確認いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　役員の案につきましては、定款並びに役員案もはっきり明記できればよろしいんですが、役職名で運営案として出しているところもございます。いずれにいたしましても、この予算を審議していただく資料として、こういう予定である、つまり現在ある企業公社の役員をそのまま株式化に移行しても、そのままにしていくという考えの中で、案として持ちえたものでございまして、まだ本人の了解とか発令行為とかというものはいたしておりません。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　じゃあ確認しますけど、まず坂口助役にその件でもう一度お尋ねします。それと生活文化部長、社会教育部長、市の収入役以下について、今企画財政部長の言われた辞令交付等がまだ出ていないのか、それについて確認いたします。

○議長（福島盛之助君）　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　企業公社の人事につきましては、今企画財政部長がお答えしたとおりでございますが、決定はしてございませんが、概ねこの役職をもってやるという方針は決定しております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　収入役。

○収入役（落合　豊君）　現在の企業公社の監査というふうなことで、たしか８月の半ばだと思いますが、市長から辞令をいただいております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいま企画財政部長がお答えになりましたことで認識をしております。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　現在の企業公社の理事を務めておりますが、まだ株式会社の辞令等はいただいておりません。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　生活文化部長についても、同じく辞令は受けていないということでよろしいわけですね。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいまの、現の任意団体と申します公社、これの辞令はいただいております。

したがいまして前段の、企画財政部長が申し上げましたとおりのことで、今のものはいただいていないということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　わかりました。

そうしますと、助役につきましては、決定していないけど方針は決まったんだと。非常にわかりにくいんですけど、もう少しその辺内容的にわかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　現在、私、企業公社の理事長を仰せつかっておりますが、法人化に際しましては、助役が代表取締役をやれということで、市長から指示を受けております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　わかりました。

総務委員長に、突然ですけど、お尋ねしたいんですけど、きょうの総務委員会の中で役員案につきまして、取締役につきましては何か質疑があったのか。また、もしどんな答弁があったのか、総務委員会の内容でお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　役員案については、まず名称のあり方から含めて質問がありました。

株式会社と書いていなくて、日野企業公社役員案と。おかしいんじゃないかと、こんな質問があったりして、なおかつこの市生活文化部長、市社会教育部長、元部長と、この御３名の取締役の方については、最初の担当部長の方からの、この資料によりますと空欄でございました。これについての質疑がありました。その中では、人事異動等も含めて載せられないというような事情が、説明があったわけであります。

しかしながら、本日の総務委員会の席上、口頭でいいから言えないのかというようなまた質問がありまして、では、申し上げます、ということで、きょうの総務委員会の中では口頭でありました。それから後に資料としては出ましたが、とりあえず口頭で取締役市生活文化部長の欄には小野宗市さんと、住所もきちっと述べられましたが、あと取締役として同じく市の社会教育部長大谷俊夫さんという形で、名前が最初は口頭で話が担当部長よりあったわけでございます。

市元部長については、今のところまだ決まっていないということでの話で、これはいまだに空欄と、こういうような状況でございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の総務委員長の説明にありましたように、総務委員会の中で取締役名につきましては質問を受けて、そこで生活文化部長と社会教育部長のお名前が明確に、企画財政部長等から出されたと。

そうしますと先ほどの答弁の中では生活文化部長と社会教育部長は、それぞれ新しい案については、具体的な話がないと。これおかしな部分が出てきたんですけど、こんなことがあっていいんですかね。

一方、収入役については８月半ばに話があったと。これは、随分おかしなことが出てきたんですけど、これはどう考えたらよろしいんですかね。御本人の御了解がない。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　空欄というようなことで、御提案申し上げました役員の案があれば示すようにというような御意見もございましたので、その案を出したわけですが、当て職といいますか助役あるいは収入役、担当部長というようなことで、現在の企業公社の役員をそのまま移行する形を考えたわけでございますが、空欄と申しましたのは、この予算を御審議していただきお認めいただいた後、これから会社を設立する定款をはっきり決めたりいろいろな規定を決めて、それから役員も決めていくわけでございます。それで、その発足は３月末日あるいは４月１日を予定しておりますので、当て職といいますか社会教育部長というようなことで、現在の社会教育部長がその時点での確認が十分でないものですから、あくまでもその発足時におります生活文化部長あるいは社会教育部長ということで空欄にさせていただいて、またその旨を御説明申し上げたわけでございますが、やはりその部長職が現在は存在するわけですから、本日現在の名前をもって一応名簿としてさせていただきましたが、それはあくまでもきょう現在のことということで、実際に発足のときには人事の退職、異動等もございますのでかわるというようなことも総務委員会では御説明申し上げたわけでございます。

また、収入役さんが８月にその辞令を受けてというのは、収入役という役職につきましたことによって、８月に就任いたしましたので企業公社の役員として、現在の企業公社として発令行為をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、新しい株式会社設立に関しては、助役以外だれもまだ発令していないということになりますか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　会社にするということは、この補正予算を御審議いただき御承認を得た上で、それぞれに手続に入るわけでございます。

考え方として助役を取締役会で代表取締役に選任しようという案でございまして、まだ助役に取締役というような発令行為はいたしておりませんし、また実際に会社ができておりませんので、そういう発令はできかねるということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうすると、まだ具体的には案であるから決まっていないんだと。この予算が認められて、初めて決めていくんだということになってくるわけですね。

それでよろしいわけですね。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　はい。そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　でも、私たち議会に出されるときには、当然案であっても、その案には公共性があっていく。公共性がない案であっては大変なことになりますよね。

例えば35条に職務専念義務があると。これはもう当たり前のことですけど、この辺から解釈をしていきますと、部長職の方に理事になっていただくという場合、これは法律的に解釈してどういうふうな形の中で職務専念義務を取り外していくのか。この辺はどういう形の中でやっていくのか。その辺についてもうちょっと、これからの方針を明確にしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　助役あるいは収入役の企業への兼業ですか、これにつきましては地方自治法によりまして兼業の緩和がなされております。２分の１以上出資する企業については、兼任ができるということでございます。

また、それ以下の取締役いわゆる部長等でございますが、これにつきましては地方公務員法第38条の営利企業への従事の制限の規定がございます。したがいまして、これらについてはこの規定によりまして任命権者の許可を得てやるということでございます。

よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　それは十分承知しているところでございます。

そうすると、その任命権者によって対応するというのはよくわかるんですけれども、そうしますと、具体的に法人化された企業に部長がいかれる場合、この職務権限が免除されていく。本来であれば休職するとか退職するとか、いろいろな部分を明確にして出向という形になっていくと。その辺は今回どういうふうにとらえていくのか、それについてお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　今、御質問のいわゆる地方公務員法の第35条の職務に専念す

る義務のことでございますが、この職務に専念する義務の主旨から見ても、職員は、法律または条例に特定の定めがある場合を除き、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならない、というような法の精神でございます。

したがいまして、職務に専念する義務の免除につきましては、かなりシビアな範囲にとどまるというふうに理解しておりますが、これからの企業公社につきましては、いわゆる事業の内容といたしましては、公益公共的事業でございますので、その辺は職務に専念する義務の免除ということで、企業に従事することがまた任命権者の許可を得て従事することは可能だというものでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　わかりました。

要するに公営的であると。だから免除その他もできるんだという解釈で、部長及び助役について派遣をしていくんだということでよろしいわけですね。

そうしますと先ほど休憩前において、助役が答弁の中で株が51％以上と49％以下というように立て分けをされて、そうしますと公益性というのは49％以下もしくは49％以上市が株数を持っているのが公益性なのか。その公益性について、どういう基本的なお考えで公益性というのを言われているのか、その辺をお尋ねしたいんですけど。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（坂口泰雄君）**　いわゆる第３セクターと申しますか、民間50％あるいは地方公共団体50％の出資でいろいろ第３セクターがあるわけでございます。したがいまして、これらの派遣職員について、非常に最近問題疑義があるところでございます。

平成４年の２月、浦和地裁で上尾市のいわゆる開発株式会社に職員を派遣して、その給料は市が支払っていたということで、その判決を見ますと違法な公金の支出だというような判例が出ております。

そういうようなことで、現在自治省の方では、特にその第３セクターが昭和60年度代から急速にふえております。そういうようなところから職員の身分派遣制度を現在検討しております。そういう中で、当然フィフティー・フィフティーの出資になった場合もそれは公益性の事業といわゆる営利事業両方あるわけですので、その場合には派遣する職員は必ず営利事業には従事しないと。例えば机の並べ方もはっきり区分けして、公益事業に従事するというような区分けが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　なかなか難しい論点になってきたんですけれども、要するに営利事業か公益性かという判断は、あくまでも49％と51％の株の問題であると。そして、解釈をしてよろしいわけですかね。ちょっと、その辺がよくわかりにくいのと、先ほど事業の中で、民間の仕事と公益性と立て分けて机を並べて、なかなかその辺が、現実的にはかなりむずかしいなという感じがするんですけど。その辺あわせてもう一度、日野市として公益性と営利目的の法人というのは、どう立て分けていくのか。

今回、論議の根底的には、あくまで公益性なんだという論点を行政側はとって持っておりますので、公益性というのはどういうふうに、先ほどとダブりますけど、考えているか。その辺をもう少しわかりやすく、一つの論点を明確にしていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　第３セクターの場合には、その辺の区分け区分というのが非常に難しいと。また公益事業と営利事業は、これが必ずしも分離できない場面もあろうかと思いますが、いずれにしてもそこをはっきり明確にするような、そういうようなシビアな配慮が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

なかなか第３セクターの場合には、必ずしも営利企業と公益事業ははっきり分離する、当面それから脱皮して、初めて第３セクターとしての効率といいますか、そういうものが上がっていくわけですので、それがなかなか現段階では、どうやったら明確になるかということは、なかなか回答しにくいところでございますけれども、気持ちの上としては、できるだけその辺を明確にするような、そういう配慮をぜひしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今、助役から答弁いただきまして、第３セクターという、再三にわたって答弁がありましたけど、これは第３セクターなんですか。これは第３セクターじゃないんでしょう。その辺はっきりしていただかないと混乱しますので。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　現状では第３セクターではございません。

ただし、将来、持ち株そのものがフィフティー・フィフティーになった場合には、これは第３セクターと言えるんではないかと思っております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　また話がおかしくなってきたんですよ。

先ほどの、株式について600株だということで最終的には落ちつきましたけど、そのときにもそれ以前の段階の中で、企画財政部長と前田助役の中でも意見が当初は、ずれていました。片方は100%出資の企業公社なんだと。助役は49%、51%というそういう部分がありました。今、また坂口助役は将来的に民間を受け入れてやっていきたいんだと。

何でこの短い間にこんなに話が錯綜して、企業公社のとらえ方が違うんですか。統一性がない、統一性が。おかしいですよ、どう見たって。何でこんなに話に食い違いが出てくるんですか。

ですからそこのところ、もっとはっきり明確にして下さい。お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（坂口泰雄君）**　今、第3セクターということでお答えいたしましたけれども、第3セクターという言葉の使われ方につきましては、現在のところ定義そのものはまだ確定しておりませんが、いわゆる民間セクターと公共セクターその中間を一般的に第3セクターと言われております。ですから公共団体からの資本と民間からの資本を入れて経営するのが第3セクターでございますので、その中には公共的な事業もあれば営利的な事業も混在しているということで、例えばの話で、フィフティー・フィフティーの場合には第3セクターになり得ると言ったんですけれども、現状では、日野市の株式会社につきましては100%出資でございますので、また事業の内容がすべて公共事業でございますので、第3セクターとは言えません。

したがいまして、株の導入によっては第3セクターということもなり得るわけでございますが、現状では当分の間は第3セクターじゃなく100%出資の企業公社ということで発足したいというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　当分の間というのはいつまでですか、当分の間というのは。

もっとその辺はっきりして下さいよ。何か先がちぐはぐなんですよ。当分の間というのは、将来第3セクターにするんだという形になりますよね。そうすると、さっき株式について600株ということを明確にしたことが、またおかしな問題になっちゃうわけなんですよ。もっと統一見解をしっかり出して下さいよ。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（坂口泰雄君）**　将来にわたりまして、100%出資の企業公社としてやっていきたいと思います。（「よし」「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　だから初めからそうして下さいよ。（「初めから言っているんだよ、そういうことを」と呼ぶ者あり）

それで、先ほどの肝心な答弁がないんですよ。要するに公益的というのは、どういうふうに位置づけしているのか。公益的という意味をもう少しはっきりとわかりやすく、これを公益的なんだということを、例えば今回の日野市の企業公社については、なぜ公益的なんだと。その公益的というものを明確にお示しを願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　私も商法を、内容を詳しいわけじゃございませんから本当に恐縮なんですけれども、商法の中で議決の種類が幾つかあるわけでございます。単純なものは、いわゆる株主総会の過半数の議決。それ以外にも、ものによって採決の取り方が違うわけでございます。ですから、その株主総会でのいわゆる過半数51％という、そこがポイントで自治法なり地方公務員法なりが定められているというふうに理解をしております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の助役の答弁では株式の中で51％と。ひとつの基準が公益的であるという答弁であったわけですが、それでよろしいのか。企画財政部長にもう一度そのことをお尋ねいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　市長等の兼業禁止の、地方自治法142条の中で、２分の１以上出資している法人についての兼業はできるというようなことですが、その２分の１以上出資している会社に兼業できるという趣旨は、株の過半数を持っていれば、その株主の方の意向が十分反映できると。つまり市長なり市の者がそこにいて、市の公共的業務を十分発言し、監督できるという立場で、51％という意味が出てきたというふうに言われておりますけど、私もそういうふうに感じております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　株の51％以上を出資する行政が株式を持っている場合については、公益性であると。違いますか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　公共的業務という範囲はなかなか解釈が難しいんですが、株で51％と言っている142条は、その公共性を十分反映できるということで兼業が

できるということです。

一方、私は公共的な業務というのは、今回の企業公社の定款の趣旨にも、日野市の行政サービス事業の適正な受託公社として、地域社会の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする、ということで、地域発展、市民福祉ということですから、公共性というふうにも言っているわけですし、また一般的に公益法人とか公益団体というのは、監督官庁等がかなり厳しい指導監督ができて、公共的といいますか、そういうような事業をいうというふうに理解しております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ちょっとあいまいでよく理解できないんですよ、それが公益性なのか。要するに、一つはこの定款に出ている目的が、公共的な部分がある、一つは公共性なんだというふうに一つは答弁ではあったような気がするんですけど。

そうしますと、商法法人の位置づけというのは、これはどういう形で考えたらいいんですかね。商法法人、財団法人、社団法人、いろいろと法人格でもたくさんあるんですね。そうすると、この社団法人、財団法人、これも公益性なんですよ。そうすると商法法人、これも公益性だというふうに定義できるわけですね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　商法法人がすべて公共性ということでなく、その事業の内容、種目、その事業に対する国とかそういうような法律での規制、監督等があるものがいろいろあるわけでございますが、つまり一般に公益事業と言われておりますガス、電気、鉄道というようなものも株式会社でございますけれども、公益事業というふうに言われております。その電気とかガスについては、やはり法律的に国のいろいろな規制、監督があるという意味でもそういうようなことかと思います。

したがいまして商法法人の株式会社であれば、すべて営利企業あるいは株式会社であれば公益法人というふうには一律的には解釈できませんで、その事業の内容によるかというように思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　事業の内容によって公益性かどうか判断するということでよろしいわけですね。もう一度確認します。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　そのように思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　法人には大きく分けて２つあるんですね。一つは公法人。この公法人というのは、今部長が言われた、国から行政目的となる与えられた法人ですよ。ですからＪＲとか国民健康保険とか土地区画整理組合とかＮＴＴ、日本銀行、日本道路公団等、これを公法人という、公法人。そのほかにこの公法人以外を私法人。この私法人の中に公益法人を立て分ける。この公益法人の中にはまた幾つか、これはもう公益を目的とした民法34条によって設立した法人であるとあるわけです。要するに公益を求めない、公益を目的で営利を目的としない法人、学校法人とか社会福祉法人とか宗教法人とかその他これを公益法人というんです。そのほかに社団法人、財団法人というのがまた分かれていくわけですね。そうすると、この社団法人にしても内部組織が人の集合体、構成員の利益を目的としている部分については、これは社団法人だと。財団法人というのは、一定の目標のために結成された財産の集合体というのを財団法人というんですね。

これはすべて公益的な部分を公益的だと。これは公益的法人であっても公益的な企業なわけですよ。公益性のある法人になるわけですよ。

日野市の場合は、これとは違って特別法、このほかに特別法という法律がありまして、それに基づいて商法の中で規制されている商法法人なんです、商法法人。ですから、この立て分けからいくと、これはあくまで営利を目的としているんだと。だから、これは法律的には公益性の法人じゃないんですよ。公益性の法人というのは財団法人とか社団法人とか、そういうことをいうんであって、あくまでもこれは商法法人。利益を目的とした法人なんですよ。これが法律的な解釈なんですよ。ですから、先ほど答弁があったように事業内容云々じゃないんですね。この立て分けによっていろいろと手続が変わってくるわけですよ。

ですから、先ほどの公益法人というのは公共性がないんですよ。これは、法律的にこういうふうに立て分けているんですから。特別法に入っている商法法人です。そこに位置づけているのが本来の企業公社なんですよ。法律的には公益性ではないんですよ。ここのところをしっかりと立て分けないと、おかしい問題になっちゃうんですよ。

さっきから公益性、公益性と言っていますけれどね、残念ながら日野市は公益性という論点が明確になっていないんですよ。ですから公益性についてもう一度明確に、私の言ったことが違うんだということがあれば、明確に根拠を示して下さい。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問にありました法的な、いろいろな公法人ある

いは民法で言う法人もございます。株式会社は商法での法人でございます。一般的には商業と言いますか商売を主とする、営業をするということが主体のものが株式会社かと思います。

しかし、これまでも御説明いたしましたように、内容といたしましては市の直接する市民へのサービスをするものを一たん引き受けて、同じことをするというようなことから公共の団体であると。したがいまして、法的な議論もありますけれども、一方には中身といいますか、内容についての性格付けもできるというふうに考えて公共会社というふうに理解しております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　心情的にはよくわかるんです、気持ちは。

ですけど行政が仕事をする場合、法的根拠に基づいて仕事をするわけですよ。ですから当然法律的にこの商法法人はどういう位置づけをしているのか、その論点がなければ今の部長の答弁は納得できないですよ。

定款というのは商法法人なんですね。財団法人になると寄附行為になってくるんですよ。そこに大きく、その内容が違うんですね。寄附行為になると、確かに公益的な仕事の内容になるわけですよ。商法法人ですから、これは定款に従って登記をするわけですよ。一般の民間企業と同じ手続をするわけですよ。利益を目的としたこれは法人なんですよ、今回日野市がつくると言っているのは、商法法人ですから。そこのところをちょっと誤解をしないでいただきたいと思うんです。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　たしか、おっしゃるとおり財団法人は寄附行為でございます。株式会社は定款でよりますけれども、株式会社、有限会社、合弁会社といろいろ会社はございますけれども、それはその会社の設立の内容によって分けているというふうに理解しております。

株式会社は、その資金を株によって受けると。株を受けていただくことによって、資本金を得て仕事をするという形式が違っておると思います。ただ業務の内容としましては、財団法人であっても営利を目的としているというものもありますようです。

私どもの企業公社は株式を募集するといいますか、そういう組み立ての法人ではございますけれども、公共事業を行うということにしておるわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　確かに財団法人であっても、最近は営利というものも視点に

置くような幅の広いとらえ方が若干出てきたようであります。

しかし、本来の目的は公益的な部分をメインとしながら少し幅を広げてきたと。ですから目的はあくまでも公益なんだという前提でなった中で、部分的には認めてきているのが今の現状だと思うんですね。

それから、この商法法人は初めから会社設立の目的が、利益を目的とした商法法人の位置づけの中でやっているわけです。ですから先ほどの公益性という法的な根拠性がないわけですよ。気持ち的には、確かに日野市から委託を受けて仕事をしている、要するに公益的な仕事をもらって仕事をしているということでは理解も示しますけど、法律的な根拠性から見ますと、これは商法法人ですから。ですからそこのところを法律的な根拠を持って、しっかりやっていただかないとおかしい問題になりますよ。ですから、その辺をもっと明確に、市の方で目的を明確にしながら、どの方がいいかということをもっとしっかりと論議をして整理をして、その上でちゃんと提案したらいいんですよ。そしてもっと明確に、法律的にはこうなんだという、私たち議会に明確に提示をしてその上で議案として出して下さいよ。そうすれば納得いくんですよ。それがはっきりしないんですよ。その部分はあいまいでは困るんですよ、大事なことですから。その辺もう一度答弁お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　これまで企業公社を設立いたしまして、任意団体といいますか人格なき社団ということで、任意団体できたわけです。これをはっきり位置づけるために財団法人化ということで進めてきたわけですが、保養所だけの仕事というふうに、一つ限定するというようなことであれば財団としての設立も可能なんですが、現在市の行う事業にできるだけ協力し、その市の仕事を受けていこうということで複数に及ぶわけでございます。そういう中では財団としての目的ではないというようなことで、これもやはり上部団体にいろいろ指導を受けまして、現状の企業公社を法人化するのは株式会社の方向しかないであろうと。ただ株式会社にすると、これは商法法人であるから自治体が設立すべきものであるというようなことは、特にそういうような指摘はなかったわけでございまして、株式会社としてつくれるというような結果を得ましたことによりまして、これまで御提案してきたわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　なかなか理解できませんけど、時間が余り経過すると申しわけありませんので、この問題についてはこの辺で抑えますけど、納得できませんので、

もっとしっかりとした位置づけをもってやっていただきたい。

それで今回600株、3,000万の株式を発行して、その3,000万円の資本的な利用の仕方というふうな中で幾つか問題点を答弁いただきたいと思うんですけど、一つは、今回700万円をかけましてマイクロバスを購入していくと。そういう3,000万円の使途についてはいわれておるところですけれども、当然認可を取った形の中でやっていくと思うんですけど、この辺の認可についてはいつごろ取れるのか、その辺について具体的にいままでいろいろな角度から調査したでしょうから、大体認可はいつごろ取れるのか、その辺についてお願いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　株式化に当たると同時に、企業公社が市の仕事を受けて市民サービスをしていく中で、特に遠距離にございます日野山荘につきまして、市民の足の便を考えましてバス輸送できないかというような一つの案を現在持っております。

そういう中では、今後バスを購入して市民サービスができ、なおかつ採算も取れるような方法ということで、事務局としては一つの案として出してございますが、現在の企業公社の仕事はそのまま株式会社で移行いたしますけれども、新たな仕事になりますれば、やはりこれは株主会あるいは取締役会で正式に決めていただいて方向づけをするつもりでございます。

したがいまして、一つの今後の展望といいますか、こういうこともどうだろうというような案として、今後の企業公社の将来を見たわけでございますが、そういう中では正式な手続を踏んでからスタートするわけでございますから、バスの運行認可というようなことについての、まだ打診なり手続というものは、役員人事と同様行っておらないところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　随分驚いた答弁ですね。少なくとも3,000万の内訳として、運転資金ということで今回700万円が600株のうちの3,000万の中に、これが明確に資料として、資本金の設定についてという中で明確に示されているわけです。

当然この中に保養所利用者送迎事業ということで、この事業の中身を見るとバスの事業として認可が取れるか取れないかまだ検討もしていない、動きもしていないという中で案として出てきている。これは余りにも3,000万円の資本的な金額についての中身は余りにもずさんじゃないですか。

少なくとも日野市が600株、3,000万を出資する以上は、当然それは見込みがあって、スタートできるんだという見込みがあって、初めてこれは案として俎上に上がってくるわけでしょう。まだ具体的に全然それができていない、調査もしていない。もし、これが取れなかったらどういうことになるんですか。

私たちにはこういう内容で600株3,000万という金額が提示されているわけですよ。で、これがだめだったというわけにはいきませんよ、これは。こんな無責任的なやり方をしないでいただきたいんですよ。ですから、もっとその辺明確にして下さい。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　3,000万につきましては、やはり基本的な企業公社の運営として、資本金ということで位置づけるわけですが、それの使途につきましては、企業公社を運営していく必要なものに充てるわけでございますが、これは現在の企業公社でも3,000万の資金は持ち得ていないわけですが、一般の事業の中で運転しているわけですが、資本金につきましては、第一義的にはやはり会社運営のための資金というようなことに理解しております。

それから、事業を今後推進していく中で必要なものにつきましての投資にも使うわけでございますが、企業公社を株式化にする上でのシミュレーションといいますか、今後どんな形でもっていくかということの中では、できれば市に関係した市民会館の喫茶店などの運営が採算が取れるというようなことであれば、それもやっていきたいというようなこと。そういうような一つの、今後のやっていけるであろうというようなものを見てバスも一つ考えたわけでございます。

その3,000万はやっていけるだろうかどうかというようなことの、まだ十分討議していない内容で3,000万と決めたわけではございませんで、3,000万は、一つはこの３億から４億になる事業をやっている法人としては、3,000万ぐらいの元手が必要ではないかというようなことで予定させていただいたわけでございまして、はっきりバスを買うというようなことは、今後の株主総会なり取締役会で決めさせていただくということでございます。

あくまでも現在の事務的な展望というか、案でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今の部長の答弁では、3,000万ぐらいで一般的には成立していくんだと、そういうあいまいな中で3,000万円を決めたんだと。そして、この3,000万円については運転資金を充てていくんだというような解釈でよろしいですかね。今の企画

財政部長の答弁を要約しますと。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社は、サービスを主とする会社でございますので、特に大きな機械とかあるいは建設をするというような設備投資というようなことは予定にございません。したがいまして、サービスをするという中では投資的なものは少なく、あくまでも運転資金が主体と、このように思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　今、サービスを主体とする、設備投資はしていかないんだというような答弁をいただきましたけど、ここに資料があるんですね。これはいただいた資料ですけど、大きく４点ありまして、その４点目に運転資金ということで、先ほど述べさせてもらった、保養所利用者送迎事業ということでマイクロバス購入700万円と。これは明確になっているんですね。先ほどの部長の答弁では、随分この資料とは違うんですね、内容が。

そうすると、この資本金の設定についてという項目ですよね。今回600株、3,000万円というのが資本金ですよね。具体的に総計算すると3,000万なんですよ。その中にバスが入っているんですよ。これは案にしても今回の600株のうちの3,000万円の内訳として、こういう資料として出されている以上は、当然これは見込みがあると。資本金の設定の中でですから。当然この3,000万円の運転資金の中にマイクロバス購入があるわけですよ。

これは、すごい理解できないですね。これをやっぱり出す以上は明確に事業として許可が取れるんだという前提で出してこないと、先ほどの運転資金云々と言っても理解できないんですよ。現にこの資料があるんですから。

具体的に認可を取らなくてもバスを購入してやるのかどうか。もうちょっと具体的に、これについては説明していただきたいんですよ。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社の株式化への移行という中で、今後の企業公社をどうしていくかという考えの中に、先ほど申し上げました、バス運行というようなものも考えの中にはございますが、あくまでも資本金は資本としてはっきり大事に置かなければなりませんし、その扱いについてはすべてその会社の決議機関で決めていくということになろうかと思いますが、大変恐縮ですが、3,000万があればこんなふうにも使えるというような案でございまして、特に運転資金が主体であるということは間違

いございませんが、運転資金につきましてもたくさんある、つまり資本金が5,000万なら、5,000万あれば運転資金もそれだけ余裕があるわけでございますが、3,000万の中で当面事務的な運営をしていく中では電話代だとか備品を購入するとか車を購入するというようなことでは、これは運転資金以外に使わなければならない。その残ったものについては運転資金として使っていきたいということの考えでございます。

この運転資金の2番目に送迎事業というふうになっておりますが、私が運転資金ということを答弁いたしておりますのは、これは資金繰りも含んだものでございます。そういうような中で運転資金と言っておりますが、一つの案として、あくまでも案としてお示ししておりますので、これでやっていくんだという決めは、あくまでも会社の決議機関で決まってからになります。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　非常にわかんないんですよ。

一つは、こんなふうにも使えるという案を議会に提示して、とんでもないですよ。こんな無責任はないですよ、無責任は。こんなふうにも使えるということで、3,000万円を資料として出されて、こんなことが納得できますか。（「できない」と呼ぶ者あり）

さも、私たち一般市民は「ああ、大成荘にはバスで行けるな」と、こう言って喜びますよ。ところが送迎事業として運輸省の許可は明確になっていない。こんなこと資料として、案として出すこと自身がおかしいんじゃないですか。案として出すんであれば、議会に3,000万600株を認めてもらう以上もっと具体的な方針を明確にして議会に提示して、それで審議してもらう。だからまだ許可も取れるか取れないものを案として、こんなふうな案もあると。余りにも行政のやることじゃないですよ。これはおかしい、どう見たって。納得できないですよ、これは。

これは、どう見てもおかしいですよ。行政がこんなことやったら大変なことになりますよ。何かあると最後は、理事会なりにかけて決めてもらうんだと。設立の前提の中では、案というのは実施性がある案を出してもらう。その過程の中ではいろいろな問題をある程度クリアしていく、そして発車できるんだと、ＯＫできるんだという前提の中で案を出していく。そして議会に説明をし了解していく。それを最後に株式会社で設立したときに、再度それをもう一度かけて了解してスタートしていくんだと、これがそうでしょう。

だから、初めからできないというのが明確になっている中、これを議会で出されて、最後には「こんなふうな案もあります」と。こんな議会を冒涜した内容はありません

よ。こんないいかげんなことありませんよ、本当に。もっとしっかりして下さいよ。

もう一度、納得いくよう答弁して下さい。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（坂口泰雄君）**　今の案につきましては、いわゆる将来のシミュレーションということで、一つの案として提示したわけでございますが、基本的には資本金の設定につきましては、株式会社の最低資本金は1,000万円以上ということで、これは商法で規定されておるところでございます。

日野市の企業公社の資本金の3,000万円の設定でございますが、これにつきましては日野市が責任を持って設立する株式会社といたしまして、社会的に認知してもらう金額が必要でございます。その金額が3,000万円ということでございます。また、日野市の財政力に見合った金額は適当であるということで3,000万円を設定したわけでございます。

資本金は新規事業を初めといたしまして、各種事業等への投入資金となるわけでございます。したがいまして、3,000万円の設定された資本金の中で、今後事業の見通し等も立てていく必要があるかと思っております。

特に資本金は、拡大再生産されなければならないわけでございますので、当然のことながらこれらを人件費等に充てる、あるいは人件費の補てん等に充てるというような経営は絶対あってはならないということではないかと思っております。

いろいろシミュレーション的なことで案として提示してございますが、基本的にはただいま申し上げました、日野市が責任を持って設立する株式会社としての社会的認知を得るということで3,000万円を設定したわけでございます。

よろしく御理解のほどお願い申し上げます。（「了解」「よし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　そうしますと、私どもに資料として出された「資本金の設定について」という3,000万円はシミュレーションですね。将来のシミュレーションですね。

それで間違いないですね。将来のシミュレーションですね。もう一度確認します。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　資本金の設定のほかに、事業についての基本的な考え方というようなことが前の文章にも出ておりますが、あくまでも現状の企業公社を引き継ぐと同時に、将来なお事業を市から受けて、その市のサービスにプラスをしていこ

うという考えでもったものでございまして、ここにありますマイクロバスにつきましてはあくまでも今後の予定の一つでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　この3,000万のうちの、運転資金の２番目のマイクロバス購入費のみが今後の予定ですか。そのほかについては、これは今回予定しています600株の資金運用になってくるんですか。お尋ねします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　１番が駐車場事業、２番が保養所利用者送迎事業、３番が介護用品の展示・販売事業等、４番が設立当初の事務・人件費等となっております。

特に２番、３番につきましては、現在行っている事業ではございません。そのほかにも任意団体でやっている中での経費を株式会社に移行することによって、所有権を移転するというような費用もございます。電話等がそういうことに使われます。

ですから２番の保養所のバスと介護用品の展示・販売事業というのは、今後の事業の予定といいますか一つの考え方の中で入れさせていただきました。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　資本金の設定についてというのは、今の部長の答弁でいきますと２番目と３番目、保養所利用者送迎事業と介護用品の展示・販売と、この２つが将来的な部分だということになるわけですね。それで間違いないわけですね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　事業といたしましては、そういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　余り細かく言いたくないんですけど、先ほどの助役の答弁ではシミュレーションであると。そういう言い方をすると、これすべてがシミュレーションの内容にとれるんですね。このところにバス事業はシミュレーションという。

そうなると、今の企画財政部長の答弁とはちょっとニュアンスが変わってくる。非常にあいまいなんですよ。統一していないんですね。これはどうなっているんですかね。

特に、１番の事務所の借り上げ料とか、１番、２番、電話、ファックスとか、車両の購入とか、これは今回の3,000万の中に含まれているんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　先ほど言いましたように２番、３番の事業以外につ

きましては、当然必要となる一般的な経費というような中で基本となるものですから、含まれておるということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　はっきりしてきたのは、資本金の設定の中で3,000万円のうちに２番と３番、1,200万円については、これは今回予定はしていないんだというふうに解釈してよろしいわけですね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　今回といいますか、将来こういうこともやっていく中では、マイクロバスなんかの購入も、それが成り立つものであればやっていきたいという中で、一つの案として示したものでシミュレーションと言えるかもしれませんが、２番、３番については、会社設立時点ではすぐに購入とかバス運行というものは考えておるものではございません。あくまでも会社の運営を取締役会等で決めてから、それを実行するということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　また、わからなくなってきたんですね。

会社設立して決めてから云々ということですけど、少なくとも3,000万円ということで、明確に打ち出されて資料として出されているわけですよ。当然、こういう状況であれば、また指摘しなければ、だれが見ても今回の600株の3,000万円、これを日野市から資金を調達して法人化設置して、これをこの購入費等に充てていく3,000万円だというふうに認識は当然しますよね。この２番、３番だけがそうじゃない。であれば、ここのところに入れておくことがおかしいんじゃないですか。それは別枠で将来的にこういうふうにしていきたいんだということで明確になればいいんですけど、これはもうごちゃまぜなんですね。質疑しなきゃ何もわからないんですよ、これ。

こういういいかげんなことで、いかがなものですかね。理解できませんよ、これじゃ。もっとしっかりしていただきたいんですよ。やるものとやれないものと明確にしなきゃ。

それとも何とかいけるんだという、そういう形の中で、もう資金調達入れたんですかね。理解できないです、これは。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　資本金の設定ということで、資料として御提出申し上げましたけれども、資本金につきましては助役からも答弁させていただきましたけれども、一つの日野市の外郭団体としての企業公社として、事業の規模あるいは市の財政

力からして3,000万が一つの目安だろうということで3,000万が決まってきております。

したがいまして、バスを幾らで買う、何が幾らかかるからという、予算のような積み上げで資本金を設定いたしたものではございません。したがいまして3,000万につきましては、こんなふうに使っていきたいという一つの案でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　なおさらわからなくなりました。

要するに日野市の資金力からいって3,000万円ぐらいなんだと。こんなあいまいじゃ理解できないですね。ですから商法法人として法人化していくんだと、こういうふうに事業として進めていくんだと、そのために運転資金としてこのぐらい必要なんだと、あとはその他もろもろの基本的な購入をしていくんだと、これが大体どのくらいかかるんだと、それで大枠として3,000万かかっていくんだと。こういうことだったら理解ができますけど、今、最終的には日野市の資金力からいって3,000万。こういういいかげんとも言えるような答弁は納得できないですよ。

事業を始める以上、その資金についてはもっと明確にしていく、はっきりしていく。債務についてわからない人も、大体こういうような使途でこういうふうにしていくんだ、そのためにはこうなんだという、その方針を明確にしていただきたいんですね。そしてそれが株数になってくる。それが基本だと思うんです。ですから今の答弁は、非常に理解できない。

企業公社の役員案に戻りますけど、今回商法法人でスタートしてまいりますが、これは当然赤字が出ては困るんですね。

赤字が出たら、赤字はどういう形で補てんされていくんですかね。それについて、もちろん赤字は出ないように一生懸命やっていくんでしょうけど、万が一、何かの理由で赤字が出た場合は、その赤字をどういう形で補てんをしていくのか。これについてちょっと確認いたします。（「それは聞いたよ」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　赤字の件につきましては、市の肩がわりをする仕事ということですから、はっきり市から資金がどれだけ出るということが明確になっております。内容につきましても、それなりの委託金はやっていけるという委託金の中で行うということですし、委託者であります市の行政責任者が、この会社の役員になっております。ですから一心同体というような関係であるわけでございます。

したがいまして、その点は十分市側と公社側と密にいたしまして、市の業務を効率よ

く赤字の出ないようにということで進んでいきたいと思います。

しかし、万が一、赤字ということが言われました。特に万が一という中では、大きな災害といいますか事故、そういうようなことで欠損というか、そういうようなことは予想されます。しかし、これにつきましては不慮のことでございます。やはり会社の有限責任といいますか株主の中でそれだけの負担なりをしていかざるを得ないでしょうが、一般的には、前段で申し上げましたように、赤字のないような運営でいきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　わかりました。

もちろん、赤字になっては困りますので、赤字のないように運営してもらうんですけれども、万が一、不慮のいろいろな事故等がおきて、赤字になってしまったと。そうしますと、この赤字をどういうような形の中で解消していくか。例えば場合によっては資本を増加して、増加した中で赤字を補てんしていくのか。それとも日野市が、この株式会社にお金は出せないんですね。株の増資か何かであれば出せますけれども、一商法法人ですから、一民間企業ですからね、ここにそのまま補助金を出すわけにいきませんよね。そうするとどういう形で、万が一、当然法人化というものを目指していれば、当然いろいろな、どういうふうな展開になっていくかわかりませんし、一生懸命やってもいろいろな中で出る場合があります。そういう最悪のことも当然想定はして計画を立てるのが当たり前なことですね。ですから、万が一なった場合どうするのか、その辺もう少しわかりやすく説明していただきたいんです。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　事故等も一つの例にいたしましたけれども、十分な注意を払ってそれぞれの議決機関で議決してなおかつ赤字というようなことであれば会社の責任となるわけです。会社の責任となれば、やはり株主といいますか、にも負担が出てくるわけでございます。影響があるわけでございます。

したがいまして、一つには市から貸付金を得るとかあるいはまた出資金を得るとか、そういう手続は経なければならないかと思いますが、それはあくまでも発生した場合のことですが、注意を十分払って年期をもって赤字のないものにしていく所存でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　最終的には、出資している日野市が責任を持っていくという

形になってまいりますよね。

例えば、商法法人である代表取締役、この社長、社長もしくは取締役、この人たちに責任がかかってくるんじゃないですかね。結局、社長の会社運営の責任というのが出てきますね。当然、これ。そうなると当然取締役についても、会社ですからあくまでも、そのぐらいの社長や取締役については責任があるんですよ、これ。会社ですから。何でもかんでも日野市ということではないと思うんですね、会社ですから。

そうなると、社長に就任する助役、場合によっては個人的な責任が出てきますよ。例えば何か事故が起きた場合、これは責任は社長の責任になってくるんですよ、会社組織ですから。で、当然それによっては取締役、これは生活文化部長なり社会教育部長にも責任が出てくるわけですよ。

非常に、株式会社の役員になるということは大変なことですよ。この中では、例えば生活文化部長、少なくともこのまま認められていけば、これも役員になっていくんですよ。そして何かあった場合、責任という部分が出てきますよね、そういうものがあるということなんですよ。これは大変なことですよ。

これは助役も任命権者の市長の命令で社長に就任していく。これでもし事故が起きたら助役の、社長の責任になりますよね。この辺は、それでも問題ないんですかね。

それぞれ助役と生活文化部長にその辺の心構えなり、そういう形でよろしいのか確認をしておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（坂口泰雄君）**　社長に就任した場合には、当然その覚悟はできているつもりでございます。（「よし」「赤字なんか出さないでがんばれ」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　会社経営になりますので、これは商法にのっとった経営ということですから、そのことがないようにがんばるということになるというふうに認識します。（「よし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ありがとうございました。

お尋ねしたいんですけれども、（「まだやるの」「がんばれ」と呼ぶ者あり）本来、この日野市が商法法人であります企業公社に仕事を委託をしていく。そして委託された側の企業公社の取締役に生活文化部長や社会教育部長が就任をしているんだと。

一方では、自分の関係の部署から仕事を発注をして、そしてまた同じものを受けて、

今度また民間の企業に委託をしていく。一人の部長が委託を出して委託を受けていく。こういうおかしな実態が出てくるんですね。こういうことは、基本的には望ましい姿ではないんじゃないですかね。そうなると、一つの競争原理というものが働かなくなってしまう。極端なことを言いますと、企業公社が採算性が何らかの理由で取れなくなってきている、赤字になってきている。そうした場合こういう形態でいくと、例えば大成荘ですか、委託金プラス11.055%の費用を上積みして委託しているんですね。これを利益が上がってきたから1%上げようとか、こんなことになりやすくなるんですね。そういう可能性が出てくるわけですよ。

その上にこの監査役。日野市の監査役をやっている人が企業公社の監査役も兼ねているわけですよ。収入役も同じく兼ねているんです。こうなるとまるっきりの日野市の企業になっちゃうんですね。そうすると、この商法法人ということと矛盾してくるんです。

この資料を見ますと民間の活力。実際に民間の活力は入ってきていないんですよ。それであれば、直接日野市から委託してしまえば、もっと安く上がるんじゃないんですか。

本当に経営を考えるんであれば、全部日野市の関係部長が社長を初め取締役をおさめていく、監査も全部やっていく。これはどう見たっておかしいですよね。少なくとも民間の活力というものを取り入れるんであれば、少なくとも民間の経営能力のあった人が社長に就任したり取締役に就任して、何人かは市の関係者が入っているんだと、そうなれば民間の活力のノウハウが生きてくるんですね。そういう形態になっていないわけですよ。100%市の職員。これでは市長の答弁とも食い違いが出てくるんですよ、これ。

この体制では理解できません。ちょっとそれについて答弁お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　企業公社の役員構成についての御質問でございます。

企業公社の役員につきましては、一般的には、株主の意見が反映できるようにというのが、役員の構成でございます。

したがいまして、100%出資の市がそれに関与するということは、一般的と理解しております。つまり社会教育部長あるいは生活文化部長等は、それぞれ大成荘、日野山荘等も住民サービスを担当している部署でございます。その仕事が十分市の行政の反映ができているかどうか、企業公社を十分見つめるという意味で、意見を十分出すという場としてそれぞれ役員に就任していただくという目的でございます。

確かに、おっしゃられる民間の知恵というようなことがございます。これにつきましては、役員は市が当面全員関係いたしますけれども、やはり職員等の中で民間的なセン

スのある、経験のある人等が今後採用になっていく中で、そういうようなノウハウも得ていきたいというように思っております。

監査につきましても、やはり市が出資している団体等につきましては、あるいは補助金を出しているような団体につきましては、監査員の監査ができるわけです。そういう意味もございまして、二重ということにもなりましょうけれども、やはり企業公社の監査役に市の一切の仕事をお願いしているという中では、監査役ということで考えておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　非常に理解に乏しいんですけれども、いいですか、先ほどの答弁の中に、将来的に民間の職員を雇用していくと。それが民間の活力云々だと。少なくとも、これは運営していく、企業公社を総体的に切り回していくんだということであれば、一職員を将来的に雇うということは、全体的な企業公社の民間のノウハウ云々ということにはならない。少なくともその辺の立場の中で責任をもってやっていくんだということで、初めて民間の経営方針というのが生きてくるわけです。一従業員を雇っていく、それは民間活力にはなっていかない。根本的には違いはありますよね。それと同時に、今、監査役の中で市が出資しているから……わかります、だったら、お二人のうちの一人が、少なくともっと別な視点、民間的な経営の視点を持った人の監査役を入れて、民間的なノウハウをしっかり持って、この企業が経営的に問題ないのか、厳しい民間のレベルでチェックをしていく。そういうものがあって初めて民間的な能力が発揮できるんですよ。監査役二人が収入役であったり市の監査役である。十分そういう視点が生きてこないんですよ、これ。こういうことじゃ理解できないですよ。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　前にも御答弁申し上げましたように、現在の役員体制を当面移行するという形の案をお示ししたわけでございます。

御指摘にありました監査等の中で民間の考えを持った監査が、確かにそういう御指摘も必要かと思います。移行していって一つの形ができた中では、そういう民間の力を十分取り入れていきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　まだ、たくさんあるんですけど、いろいろと外野席もうるさくなりましたので（「当たり前じゃない」と呼ぶ者あり）まとめに入りたいんですけど、いろいろな問題点を抱えながらスタートしていく。やはりスタートするときには、もっ

と一つ一つを明確にして、問題がないように整理して議会に出していただく。それでスタートしていただきたいんです。

何でこういう不明確なまま無理やりスタートするんですか。２月の定例会に出され３月の定例会に出されて、３月は少なくとも決算で否決されているんですね。ですから本来であれば、すぐこの12月定例会で出さないで、もっと内容を詰めてその上で改めて出していく。これが本来の行政のあるべき姿です。

今、何点か質問しましたけど、いろいろな問題がまだ明確になっていない。問題を含んでいるわけですよ。ですから、こんな状況で何で急いで出さなければいけないんですか。急ぐ理由がわからないんですよ、急ぐ理由が。もっとすっきりして、全会一致で、少なくともこれが通れるように手直しをして出していただきたかったんですよ。そうすれば問題はないんです。で、質問しても明確な部分がない。ですからなぜこれ急いで、慌てて、２月、３月継続、そして第２回、第３回、そしてこの第４回定例会でまた続けて出していく。市が普通の議会と理事者側の信頼関係では考えられない、異常なことですよ。

そこまで無理やり出して通していこうという、行政側の急ぐ理由について答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　お願いする理由でございますけれども、前からお話しておりますように、法人化を目指して進めてきたわけでございます。その法人化については、とる道は株式会社という法人ということに結論が出ました。

そういうようなことで株式会社をお願いしたわけですが、その間９月の定例議会の決算審議の中でも任意団体でのあり方、何で人格がないところに兼業とかいろいろ現在の任意団体の違法性、適法性、そういうふうなところに疑義があるということでの御指摘も受けました。

そういうような中から、できるだけ人格をはっきりし責任を明確にすべきだということで、特に会社のひとつの設立、事業期間というようなものを、一般の会計年度とする４月を最初とする決算期間を３月までというようなことで、また市の予算での委託先の問題、そういうようなこともございまして、この12月議会が会社を設立するにはリミットだというふうに判断しておりまして、再び御提案させていただいたわけでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　少なくとも、平成２年に準備室が設けられまして、平成３年に任意団体である企業公社が設立したわけです。その間、現在も約３年近く期間があります。その間に、なぜもっと議会に十分納得できるような種々の問題を整理して、矛盾がないようにして、指摘がないようにちゃんとして、ことしの２月定例会等で出されれば問題なくスムーズにいったでしょうけど、そういう準備が整わない中で２月出され指摘され、３月に、第３回定例会に出され指摘されて、第４回定例会でだしていくと。

今までは確かに任意団体の職員の派遣等、そういう人的な機構的な部分が第２回定例会、第３回定例会の中で審議をされてきたと。で、ここで初めて第４回定例会で、この600株、3,000万円についての内容がやっと初めて審議されてきたんだと。ですから内田委員も意見の中で、そういう意味では入り口に来たんだというような趣旨の意見を述べていたように、初めて法制化へ向けての内容にやっと触れた。それがまだまだ納得できないいろいろな趣旨の問題点がある中で強引に見切り発車したと、これが今の実態ですね。

ですから、なぜこの長い期間の間の中で、問題ないように十分審議してこなかったのか、それについて最後にお尋ねいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　法人化に向けましては、十分予想を調査したり、東京都に伺って相談したり、いろいろしてまいったわけでございます。

その間、企業公社の内容ということについては議会に、特に予算審議というような中で、企業公社という内容も予算の中に直接あらわれなかったこともありまして、企業公社の内容については、経過報告等についてはいたしておりませんが、決して怠っていたわけではなく、いかにしたら法人化になるかというようなことで、財団法人と株式会社との問題に時間がかかったというようなことの中です。

また、十分な準備ができていなかったというようなことにつきましては、前々回の予算の修正等につきましては、まだ役員構成がはっきりしていないとか、会社側はどうなふうにしていくんだかシミュレーションが十分でないというような、いろいろな予算修正の御指摘も受けました。

そういうようなことで、私どもの定款の御指摘について、それなりに努力してきたわけでございます。時間がかかったことについては、大変申しわけなく思っております。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後９時18分　休憩

午後９時48分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に文教委員長の審査報告を求めます。（「簡潔にがんばれ」と呼ぶ者あり）

〔文教委員長　登壇〕

**○文教委員長（竹ノ上武俊君）**　文教委員会の審査経過を御報告申し上げます。

議案第73号の平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）のうち、歳出の教育費についてでございます。補正額は2,189万円でございました。

質疑された項目だけ申し上げます。ランチルームについて、また予算編成については総枠を最初に決めてあるのか、積み上げ方式かということなどについての質疑が行われました。さらに生徒派遣費補助金についての質疑も行われました。また小・中学校の水道料金の引き上げに関する質疑、同じく水質に関する質疑などもございました。

また、学校給食の磁器食器についての質疑などが、活発に行われた次第でございます。

要望意見といたしましては、雨漏りまた大規模改修、ランチルームの拡大、社会人講師の充実等について、新年度予算で全面的に実現する方向で教育委員会にがんばってほしい、そういう観点から文教予算というものは総枠で確保して、それを教育委員会が独自に予算編成をするということをしてほしいなど、全体として文教予算をもっとふやしてほしいという意見が多かった次第でございます。

全会一致、原案可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔厚生委員長　登壇〕

**○厚生委員長（橋本文子君）**　議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）のうち、民生費、衛生費、労働費につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず民生費ですが、補正額は２億6,033万5,000円で、その内訳は社会福祉費8,659万円、児童福祉費7,859万円、生活保護費9,515万5,000円でございます。

身体障害者、心身障害者、老人、児童等それぞれ扶助の対象がふえたための補正をお願いするものでございます。

質疑応答といたしましては、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームへの入所待ちは何人ぐらいおられるのかとの質問に対して、特養ホームでは101名、養老ホームでは23名という御答弁でございました。

その他学童クラブについては、現在５時までお預かりしている現行に対しまして、時間延長の希望者がいないのかとの質問に対して、希望者はあるが、これから冬に向かい５時になると真っ暗になるので、今のところ時間延長の予定はないということでございました。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

次は衛生費でございます。補正額は859万4,000円の増になります。

清掃総務費のうちの廃棄物減量等推進審議会委員報酬の18万円につきましては、当初委員会の回数を４回と決めて発足いたしましたが、熱心な委員の皆さんの御希望で分科会３回の補正を９月議会で追加し、今回はさらにまとめの合同会を１回開くための補正予算を計上するものでございます。

その他144万9,000円のごみ処理費は、グリーンボックス30個とオレンジボックス10個分の購入費でございます。これも厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

次は労働費でございます。20万円の補正額が計上されております。職員人件費の職員手当等が補正内訳でございます。

以上、民生費、衛生費、労働費の補正予算につきましては、すべて慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

**○建設委員長（沢田研二君）**　議案第73号の建設委員会に付託されました平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）歳出のうち、農業費、商工費、土木費についての

審査報告を申し上げます。

農業費の補正は888万8,000円で、職員人件費が主なものです。

商工費の補正は2,185万4,000円で、主には商工金融対策経費で、融資の利用が大幅アップのため、保証協会保証料補助金及び融資斡旋利子補給金などの補正が必要となったものです。

土木費の補正は6,850万2,000円ですが、そのうち約6,000万円が都市計画費であり、その主な内容は、下水道費の約３億1,000万円が繰り出されたのに対して、街路事業費の都市計画道路３・４・14号線築造に伴う道路用地購入費に２億6,600万円強を要するのと、日野緑地用地取得費として約1,000万円要するというのが主な内容でございます。

審査の結果、全会一致可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）のうち、企画調整費日野市企業公社法人化事務経費3,050万円に対しまして、賛成できない立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど質疑をさせていただきましたので、簡単に指摘だけをさせていただきます。

まず株式会社日野市企業公社の定款によりますと、第４条の本店の所在地につきましては東京・日野市に置くということで、住所が中央高速道路下の現在の企業公社がある、設置される場所に予定をされているということが明確になっております。

ところが、この高架道路の路面下の占用につきましては、日野市が借用を受けている場所であると。その借用を受けている場所におきましては、占用施設を第三者に転貸してはいけないんだという部分がありますが、日野市におきましては今回の株式会社を設置する場合、一企業に許可を与えるということは本来の趣旨に反しますので、これについては納得できない。先ほど答弁の中でも陳謝がありましたように、納得できないことを一つは指摘をしておきます。

それから第６条の、株数の総数は2,400株と。これが委員会の中で600株に軽減されて、額面600株でスタートするということが修正されたところでございますが、この株についても一貫性がない。3,000万の600株についても同じように一つの方針が、日野市の財

政能力から見て600株、3,000万円だという答弁がありましたように、その株についても非常にあいまいである。この企業公社を設立する以上、株発行数を使用目的に明確にした上で株を発行すべきであるということを指摘しておきます。

職員の採用につきましても、またそのほか種々の規定につきましても、日野市という公共事業体が、新たに日野市で初めてという商法法人の株式の企業公社を設立する以上は、議会に議案として提出する前には、この職員の待遇や採用等を含んだ主な規定については、明確にした上で議会審議に臨んでいただきたい。そのことによって企業公社の大枠の対応がつかめていくと。この辺が不明確で、今後私たち議会が十分対応できない中で、この役員会で決まってしまうという部分がなってまいりますので、本来であれば、もう少しその辺は明確になった形で議会に提出していただきたかったと。それがないのはまことに残念であります。

それと今回の3,000万円という基本的な財産の運用につきまして、資本金の設定につきまして、私どもに資料をいただきました。この資料がそれぞれ答弁者によってニュアンスが変わってきている。しかも、この3,000万円の資金につきましても、特に保養所利用の送迎事業、また介護用品の展示・販売等につきましても、これが将来的な位置づけであると。今回の3,000万円の根拠性には、資金の中には入っていないんだと。一つのこういうふうな案として、こんなふうな使い方もあるんだというような位置づけで、非常に不明確であると。

本来であれば、まして送迎という許可を必要とするような事業については、もっと慎重に、その方針が明確になって初めて打ち出されるべきである。ところが、それがあいまいな中で議会に出されたということは納得できないこともあわせて指摘をしているところであります。

また役員の問題点につきましても、当初空欄で出されたりいろいろな質疑の中で空欄を埋めるとか、非常にあいまいな点が余りにも多過ぎる。ましてや株式という中で社長を初め、取締役を初めとする役員については、大変な責任もかかってくると。このような状況があるにもかかわらず空欄で出して、また本人の事前なる了解、また本人が申し出て、それに基づいて本来であれば任命権者が任命していくという基本的なルールもないままでスタートしていくと。株式会社設立の役員構成についても不明確であると、そういう基本的な手順を余りにも踏んでいないということも問題が多いわけであります。

特に損失補てんについては、当然本来であれば取締役を初めとする役員がこの株式会社を運営していく以上、損失補てんが出る場合については負担をしていくんだと。その

ぐらい重みがある役員構成であることを十分踏まえて、この役員構成及び損失が出た場合、市がすべて支払うということではなく、その辺のことをもっと明確に、株式会社が日野市と別組織の利益を求める企業体として責任あって運用できるようなシステム体系が欠如していることも指摘をせざる得ないところでございます。

ましてや、今回の法人に対しても公益性ということは再三答弁に出てきましたが、法的な部分での公益性ということが不明確である。利益を求める商業法人とこの公益性というのは随分かけ離れたものがありますから、その辺のことを十分明確に、事業に当たっては精査していきながらやりませんと、本来の特別法の商法の部分の意味から外れてしまうということも指摘をしておきます。

質疑の中でもいろいろな答弁も、担当部長や助役等にちぐはぐなことがあったり、内容に十分な、納得できる答弁ができなかったことが多々あると感じております。本来であれば平成2年に準備室ができて、平成3年に任意団体として設立されて、平成6年までの長きにわたりまして、時間的な余裕がありながら十分な詰めができていないで、未完成のまま平成6年の第2回及び第3回の議会で承認されないで、平成6年第4回定例会でも議案として出されてしまう。議会と行政の信頼関係に立ったものが崩れてしまう。

ましてや今年度の第3回定例会においては、決算委員会が企業公社の派遣等の問題で認定されなかったという一つの大きな議会の判断があったわけでございます。

本来であれば、この判断を見るならば、少なくとも次の第4回定例会に出すんではなく、それも踏まえながら内容的に精査して、議会に十分納得ができて、日野市で始まって以来の法人化でありますから、全会一致で対応できるような、十分な対応をした上で議会に上程すべきだったことを指摘いたします。

以上、2点につきまして、また質疑の中でも指摘したことも含めまして、現在の中では企業公社の内容の入り口部分の審議にやっと入ってきたという状況下においては、まだまだ不明確な部分がありますから時期尚早である。もう少し多くの議会に納得できる資料やまた問題点を明確にして、将来本当に安心できるような対応できる内容で出すべきであるということで、今回の法人化については認めることができない。時期尚早であるということで、補正予算のうちに日野市企業公社法人化事務経費としての3,050万円については認められないということを意見として申しておきます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって議案第73号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４号、第３次日野市基本構想の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　議案第４号、第３次日野市基本構想の制定について総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

主な質疑といたしましては、三つの要素・５本の柱について一字一句たりとも修正できないのか、抜本的な要望は受け入れられないのか等の質疑がございました。

主な意見としては、全く新しい変化が盛り込まれていない、市民要望が、一般質問で取り上げたものが入っていない、三つの要素・５本の柱については修正の提案が受け入れられていない、大きなところが変わっていない等の意見でございました。

採決に入り、賛成少数により否決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。執印真智子君。

**○14番（執印真智子君）**　２点質問させていただきます。

これは総務委員会に出された資料ということで、いただいているようにも思いますけれども、私、議案提案のときに文章表現について２点質問をしております。大変読んでいてわかりにくいということで、もう少しわかりやすい書き方をするべきではないかという福祉の部分と文化の継承の部分について質問しておりますが、それは委員会ではどのように審議をされ、市の対応はどのようであったのでしょうか。

２点目は、もう一つは女性の社会参加の促進という項目について、これは基本構想ではなくて基本計画の部分なんですけれども、本会議でも質問させていただいて、その後一般質問の中でやはり時代に合わないので、ここは議決する部分ではありませんけれども、やはり書き直しをすることが必要ではないかということで意見を述べておりますが、そのときには修正を考えるという旨の答えがあったわけですけれども、その点については委員会の中で話があって、市からどのような対応がなされているのか、その２点をお伺いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

**○総務委員長（田原　茂君）**　大変申しわけないんでございますが、今回の12月議会の総務委員会の席では、そのようなことの詰めというかいわゆる確認がちょっとなかったものですから、９月議会、６月議会であったかと私は記憶をしております。私の記憶も大変よいものではありませんので、部長の方からこの辺のところの答弁をさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　基本構想の審査報告の中では、ただいま総務委員長さんがお話しされましたように、今定例会ではその点には触れておりませんが、前回触れております。

文章がわかりにくい点、特に10ページ等のところで主語、述語等がはっきりしないとかいうような点も指摘されました。これについては特に意味するところが変わらずに、表現的におかしいことであれば、御了解がいただければ差しかえも考えておりますというようなことで、差しかえ文もつくった経緯がございます。

それから女性の参加につきましては、基本計画の中でございますけれども、これも議決業務ではございませんけれども、その御指摘につきまして原案を策定した委員会がございます。そういうようなところにも一応諮りまして、その言葉については修正をするというような意向が出ております。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○８番（森田美津雄君）**　委員長に一つお伺いいたします。

この基本構想の制定については、これからのまちづくりという意味で本当に基本的な考え方を盛り込んだことになるということに理解するわけですけれども、報告が少しわからない点がありましたのでお伺いいたします。

全国的にも、こういう基本構想が議会の委員会によって否決をされたというような例が、私はあるかないかということを確かめることはしていないんですけれども、そういうふうな例があるのかどうか。それと同時に、今回賛成少数により否決ということになったという御報告ですけれども、採決に当たってそれぞれこういう大切なことですから反対なりあるいは賛成なりのそれぞれ意見が活発に交わされたというふうに思うんですけれども、とりわけ反対意見にどういうふうなことがあったのか、これをあわせて、特に後半については委員長も十分に理解されておると思いますので、御報告願いたいというふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　　まず１点目の否決をされた例はあるかどうかということですが、このことについて直接議論にはなったことがないという記憶をしておりますので、それは後で事務局の方であるのかどうか御答弁をお願いしたいと思っております。

２点目の、とりわけ反対意見がどのようなものがあったのかと。それは、いわゆるこの基本構想の原案に対する反対という意味での意見ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど少し触れましたけれども、各委員会の中でも議論があったりとかあるいは各会派で個別的に担当部局に修正要望があったとかということがあったわけですが、その中でやはり、細かいところについては先ほどの議論の中にもあったように、細かい文言については多少の変更箇所があったということではございましたが、大きなタイトルというんでしょうか、抜本的な一つのテーマというんでしょうか、それは三つの要素あるいは５本の柱ということが推されているわけです。この中で一会派から、これについてはいわゆる具体的なものとしてこういうふうにしたらいいんじゃないかという形での福祉あるいは環境というような問題での抜本的な、大きなテーマそのものの変更を市当局、担当部局にこれからの21世紀を踏まえて、あるいは今後の高齢化社会を踏まえて、こういった点をまず抜本的に頭に据えて、そこから細かい基本構想の骨組みをつくっていくべきであると。このようなことが提案をされているわけであります。

ところがこれらについては、先ほども申し上げたように、一字一句たりとも修正がされていないと、こういうことについてやはり我々の意見が取り入れられなかったということでの、これらについての賛成しがたい意見ということがるる述べられてきているわけであります。

大きなものとしては、そういったところが、各委員の発言の中では多々出ていたと。集約して大体その辺が大きな要因ではなかったのかなと、あるいはまたあえて言えば、質疑の中でいろいろとやっている中では、議会の方で直せば、それは修正が可能であるという市当局の答弁もあったわけですが、その中で余りにも市当局がみずからの判断でやるという意味においては、余りにも議会に対する開き直りじゃないかというようなことも議論の中でありました。

そういうふうなやりとりの中で、最終的に賛成少数ということでの否決がなされたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　基本構想の議案に対しての否決の例があるかどうかというようなお尋ねでございます。

これにつきまして、私もそういうような資料を入手したことはございませんし、統計的にもとっていないわけですが、最近の中あるいは近隣の中では、そのような結果については聞き及んでおりません。

**○議長（福島盛之助君）**　森田美津雄君。

**○8番（森田美津雄君）**　このような基本構想という、相当時間も費やして用意されたものだと思いますし、内容的にも第2次基本構想を踏まえた上で精査されたものだというふうにも理解をするわけですけれども、また基本的な考え方として相当市民的にも理解をされてきたものが、既に案として町の中にも相当出回って市民の目にも触れているというふうに理解するわけですけれども、それだけに慎重な審議も、また質疑という中で委員会でもなされたというふうに理解をしているんですけれども、手続の問題として採決に入られるという場合に質疑を終結して、さらにこういう事柄ですから相当市民の負託という意味でも委員会は重大な責任を負っているというふうに思うんですけれども、その場で意見を出し尽くしている、まだ余りあるというほどの今後の町の大きな海をつくっていくという意味でも大切なものだというふうに理解するところですけれども、手続面でそういう段階に至って十分な意見が出るような場を委員長としておつくりになったかどうか、そのことを一つお伺いをしたいというふうに今思っているところです。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

**○総務委員長（田原　茂君）**　御存じのとおり、今回で4回目の審議にたしかなると思います、3、6、9、12と。こういうことでございますので、私としては第3次基本構想についての議論の時間も含めて十分討論をし、なおかつ常任委員会としての時間のほかにも各会派あるいは個人的も含めて、いろいろな意味での担当部局とのやりとりを踏まえた上で、やはりこれは一つの結論としての集約を今12月議会ですべきだろうという気分が私は十分高まってきていると。結果的にはこういう結果になりましたが、それはそれで議論を尽くした上での、良識ある議員の結論はここに達したということでありますので、私としては十分深い議論をした中での、なおかつ委員の中でもありましたが、やはり今後のことを考えれば考えるほど抜本的なことが我々というよりも反対という形で出された中では、そういったものをもう一度市当局で考え直していただく意味において、ここで否決をしてでも採点をされるべきであると、こういうような意見が占めているというような中では、結果は至極妥当な一つの時間的な中での今回の結論ではなかったかなと、結論はともかくとして、委員長としては時間的なものとしては一つの時期であったというふうに判断をしておるわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君）　委員長がそういう御理解に到達されたことに対する情熱を支えるそれぞれの質疑の中で出されたことというのは、私なりにも理解をするんですけれども、ただきわめて形式的にお伺いしますけれども、採決される前に事柄の重大性からすると、きわめて形式的にお聞きするんですが、意見を述べるという機会を具体的に発言をされた上で、十分に意見が出たという場をおつくりになったかどうか、この点だけお伺いをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　手続的な点ということでお聞きになっていると思いますので、私も手続的な意味での回答をいたしますが、あくまでも討論、質疑、説明、質疑、意見と、最終的にはその状況の中で、いろいろな意見を吸い上げた中で、私が判断をして決をとるあるいは継続するとかという形をとるわけであります。そんな意味では、ほとんど全員に近い形で意見を述べられて、一部述べられていない方もいますが、当然多数の方々が意見を述べられた上での一つのこれは判断でございますので、私の意見としては十分出尽くしているというふうな判断で採決に入ったと、こういうことでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　共産党市議団を代表いたしまして議案の第4号、第3次日野市基本構想の制定について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

御案内のように、この基本構想、基本計画につきましては、市が平成3年度から具体的な関係予算を議会に提案いたしまして、3年度、4年度、5年度、3カ年にわたって作成に努力を行ってまいったものであります。

それに基づきまして昨年の6月、市議会の各会派に市側の原案を説明しております。

さらに同じ6月には、各行政委員会、諸団体あわせて55団体、684人の意見を求めるべく、この基本構想なり基本計画の原案を送りましてそれぞれの団体、市民の間で論議は行われた経過がございます。

さらに7月には、15日号だったと思うんですが、「広報ひの」に掲載されました全文が市民の一層見る機会を広めまして、それぞれの意見を求める機会をつくったという経過がございました。

これらに基づいて市に寄せられました市民の意見は、基本構想、基本計画あわせて27

2件と報告されております。相当細部にわたっての意見が寄せられ、全面的な市民の検討を付された結果寄せられた意見だと考えております。

総務委員会に配られました資料などによりますと、市民のこれらの意見は細かく文章化されまして、資料として委員会の審査の参考にもしたわけであります。そしてこれらの意見を市の対応といたしまして記載された内容も明確に述べられまして、基本構想の中での文章上の修正あるいは基本計画での修正、そして今後の対応等と市側の対応が細かく記載されたわけであります。最大限市民の意見を尊重するという立場を明らかにしたものであると判断しております。

なお、議会においても総務委員会の審査等を通じまして、出された意見に基づきまして、部分的な修正が行われてきたということは先ほどの委員長の報告にあったとおりであります。

しかし、この基本構想、基本計画をつくるのは、やはりそのときの執行者の考えなりあるいはこれからの日野の都市像を描いたものになることは言うまでもありません。

そのもとで最大限の修正を行うという考えにあったわけでありますが、この基本構想の柱となる三つの要素・5本の柱ということは先ほど言われておりますけれど、この考えの基本となる柱まで変えろということになりますと、私はこの都市像に対する根本的な考えの相違ということになってくるんではないかと思います。その点で、市側がこの三つの要素・5本の柱についての考えを理解してほしいということで説明があったわけでありますけれど、その点まで変えなければ反対だということは、私は態度としてはちょっと行き過ぎではないかというふうに思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

意見の違いがあるならばそれなりの意見を申し述べ、そしてこの基本構想は基本構想として実施に当たるべく議会でも可決するというのが議会側の対応ではないかと考えております。

よって議案第4号、全会一致可決されますように意見として申し上げておきたいと思います。

**○議長(福島盛之助君)**　次に執印真智子君。

**○14番(執印真智子君)**　先ほど委員長、部長の御説明の中で、本会議場での私どもの指摘に対し、市から修正が出されてきた点が確認されましたので、原案賛成の立場で一言意見を述べさせていただきます。

昨年の7月に私どもからの意見を企画に上げさせていただきました。そのすべてが見直されたわけではございませんので、まだまだ不備な点が残っていることも事実ではあ

りますし、それは多かれ少なかれ、立場が違っても市民の多くが感じているところだと思います。しかし、時間的に第３次基本計画の初年度が終わってしまう時期となっております。それぞれが感じる不備な点については、基本計画の中で議論しつつ進め、さらに５年後あたりをめどにローリングをし、具体的に解決するのがよいのではないかと考えます。

また、今回の基本構想、基本計画の作成については、短期間で市民参加を求めたという感が否めませんので、ローリングの際には十分な時間をとり、市民参画で進めていくべきだということをあわせて申し上げまして、原案賛成の意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　一ノ瀬隆君。

**○28番（一ノ瀬　隆君）**　議案第４号の第３次日野市基本構想の制定について、私は原案賛成の立場で総務委員会での審議に参加してきました。

まず、この基本構想の原案作成までの企画課を中心とした担当者の努力を評価いたしました。93年６月の市議会各会派、各議員と各行政委員会の委員への説明と意見徴収を経て93年７月15日号の広報によって全市民へ発表し、意見・要望を求めています。272件の市民の意見を踏まえての、ことし94年３月の市議会提案だと説明されています。

さらに本会議、そして総務委員会の意見をもとに５項目の訂正ないし補強が表明されました。第１回定例会から第４回定例会まで４回の総務委員会の審議が重なりましたが、現在の総務委員の任期を考えると、ここで結論を出すべきだと考えたところです。

しかし、ここでこの議案、基本構想が否決されるとは驚きであります。地方自治法第２条第５項には「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」とあります。基本構想に即して行政の運営を行うという重大なものでありますから、これを議決するのも議会の義務だと私は思います。

総務委員会では賛成意見のみがあり、反対意見の開陳が全くないまま採決されました。賛成少数で否決となり唖然といたしました。原案に賛成できないならば、修正案を出すべきであります。事基本構想の議案に関して、それなくして否決は考えられないことです。修正案も出されず、反対意見も全くない否決を決めた総務委員会の結論を踏襲することなく、この本会議で堂々と修正案を提出し行政の指針となる基本構想がない状況にもっていかないでいただきたいと思います。

基本構想の否決は、全国でも全く例がないと聞いているところです。

私ども護憲市民会議は、引き続き「緑と文化の市民都市」を目指す都市像としている基本構想原案に賛成を表明し、意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　黒川重憲君。

**○24番（黒川重憲君）**　議案第４号、第３次日野市基本構想の制定について一言意見を申し上げます。

結論は否決であります。そもそも基本構想とは、日野市の将来のあるべき姿を描き、この目標に到達するために必要な基本的施策の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とし、基本計画、実施計画への基礎となるべきものであります。

そういった意味を踏まえて、何とか妥協点は見出せないものか、文言の追加、部分的に修正を加え、お互いに納得をし、これからの10年間の指針となるべき基本構想にと市側と折衝を重ねてまいりましたが、残念ながらその努力は実りませんでした。

御案内のように、昭和46年７月に日野市は第１次基本構想がつくられました。しかし、これは基本計画、実施計画にと進展は見られませんでした。そして57年に、森田市政誕生９年目にして第２次基本構想ができあがり、62年から68年の基本計画、そして今回の第３次基本構想へと続いてきたわけであります。

昭和38年に市制が引かれた私たちの町この日野市。当時５万足らずだった人口も今日16万有余になり、三多摩27市の中でも財政的にも人工的にも上位にランクをされ、多摩の中核都市として大きく発展を遂げました。

昭和48年、森田市長誕生以来、遂に６期目に入り21年間の長きにわたり市政を担ってきたことは、率直にその実績は認めざるを得ないと思います。しかしながら、当時の日野市の町の形態・状況を考え、見るときに福祉の問題、下水道、道路整備、文化施設、教育等々ハード、ソフト両面にとやることはいっぱいございました。どこを見ても充実させなければならない、整備をしなければならないことであふれておったわけであります。

このように発展途上にあるときには、何をやっても市民の要望にこたえられ、言いかえれば、仮に私がその任にあっても、そのぐらいの仕事はできたと言わざるを得ないのであります。（「そうだ」「できない」と呼ぶ者あり）

しかし、これからが大変なわけです。土台がある程度でき上がった上には、案外やりやすさがあり反面、通り一遍の行政では市民に大きな不満を残し、ますます多種多様にわたる市民要望に十分にこたえることは大変難しいものであります。

先般、鈴木東京都知事が勇退宣言をいたしました。市長としても同世代の方がやめられるわけでございますので、やや一抹の寂しさは隠しきれないと思いますが、森田市長においては自分一人になっても、ますますやる気になっているものと想像にかたくありません。どうか当初の予定どおり、あと１期ぜひ全うしていただきたいと思うわけであります。

どうせ私たちは、もう野党は勝つ力もありませんし、まったくバラバラでございますので、また、いつも選挙のときには２人の候補を抱えるという、こういう大変な選挙をして勝つ見込みはないわけであります。平成９年の市長選挙には、私ども公明は恐らく自主投票かあるいは森田支持があり得ると、こう考えてもいいと思います。私は、ですから、今度この席から一番向こうの席へ座る可能性もある。しかし、もっとも向こうの方たちが、お前は向こうへだめだと、こう言われるかもしれませんけれども、（「言わないよ」と呼ぶ者あり）大変久しぶりにマイクの前に立ちましたものですから、やや脱線をいたしました。

第３次基本構想策定の主な問題点といたしましては、昭和57年第４回定例市議会で第２次日野市基本構想が議決をされ策定をされました。

基本構想では、日野市の創造を主権者である市民の自治と参加によって進め、市民の命と暮らしを守りながら豊かな生活環境を築くために、向こう10年間にわたる道程を見通して、とるべき施策の大綱を示すことが構想の目的とされているところであります。

目指す都市像を「緑と文化の市民都市」と定め、この都市像実現のため三つの要素及び５章から構成をされております。３要素の一つは「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」また基本目標の第５章は「参加と連帯でつくる市民自治のまち」とうたわれ、基本構想の終章の後段部分には「住民主権、住民主役の市政の発展がつらぬかれ、市民の生命と暮らしを何よりも大切にし、豊かな生活環境を創造するために、力をあわせてこの構想を推進する」と明記されております。

昭和63年３月発行の日野市基本計画においても、市長は、この計画策定を契機として、これからの日野のまちづくりに参加意識と連帯感による市民自治を強めていただくことができればまことに幸いです、と述べられております。

さらに「広報ひの」等においても、市民参加や市民自治など幾度となく述べられており、以上のことからも明らかなように日野市の特徴は都市像を築き上げていく重要な要素に「市民自治、市民参加」を掲げているところであります。

しかしながら、「第３次基本構想・基本計画」策定プロセスは庁内にプロジェクトチー

ムを作成し調査作成業務は地域計画研究所に委託をし、「日野市基本構想・基本計画(案)」が策定をされました。驚くことに基本構想策定の審議会が設置されていない、また市民参加については、平成5年7月15日の「広報ひの」に1回だけ基本計画(案)を掲載し、そして同月の30日までには御意見、御要望を文章でお寄せ下さい。そしてまた最小限の各種団体への説明だけに記し、これが果たして「人間尊重、自治、参加、連帯の都市」の市民参加であるとは甚だ疑問を感じざるを得ないのであります。

1、2の他市の例を紹介してみますと、町田市においては市民の代表が9人、学識経験者7人、市議会議員7人、市の職員2人の総勢25人による審議会を設置してシンポジウム、職員意識調査、広報に掲載や市議会、庁内における中間報告、全体と地区別の公聴会の開催を幾度となく行っているところであります。

また、市民自治や市民参加を全面に掲げていない三鷹市でも基本構想策定経過では、策定段階より市民参加が行われている。そして各住区コミュニティー・カルテ作成委員会による街づくりプランの策定、懸賞論文や作文の募集、まちづくり子供会議の開催、三鷹市長期計画案市民会議の開催、会議数は延べ20回にも及んでいる等であります。

さらに、学識経験者の参加、職員参加のまちづくり連続講座の開催、市議会に基本構想審査特別委員会を設置し、都合5回もの審議をしているところであります。

さて、第1章では第3次基本構想を策定するにあたりまして、第2次基本構想策定以後の社会的、経済的変化をどのようにとらえていくかがますます重要な課題となってきています。「地球規模の環境問題が発生し生存の危機という状態が起きています」「この時期における総合計画の性格について」「国際社会に向けての平和を基調とした国際交流と貢献のあり方」「高齢化社会の進展」「環境に優しいライフスタイルへの転換」「情報社会への対応」と6点について述べております。しかし都市像や3要素及び5本の柱は何一つ変化をしていないのであります。第2次基本構想そのままであります。

これでは何のため社会的、経済的変化の中で、ますます重要な課題と述べていることが全く意味不明であり、新しい時代の変化や市民ニーズが構想の中に盛り込まれていないことは問題があります。

例えば平成3年第4回定例会で第3次基本構想のキーワードといたしましては、在宅福祉を中心とした医療・保健・福祉の連携等、高齢化社会をどう位置づけをしていくか、厚生省や東京都が福祉計画の中で言われている地域福祉の位置づけ、地域福祉を基本計画の中で関連性や整合性を図り全体としての福祉をつくり上げるのか、介護を含む地域の助け合い市民意識の高揚が課題でありましょう。また環境都市が重要な位置づけとなっ

てまいります。まちづくりは日野市のイメージと個々の特色を持つ都市景観やアメニティーの発想を持つ質の高い住宅都市の形成を図るべきであります。そのためには第３次基本構想策定は、多くの職員参加と市民参加による真の豊かさを求めた市民のための基本構想を策定すべきであるとの我が党の問いに対し、市長は、御指摘、御提言まことにそのとおりと。日常も考えておるところとそう格差はないつもりでございますがまだ至らない点も多々あって、何か意に沿わないとおっしゃるその御意見もわかるような気もいたします。努めて御提言を尊重しながら、これからの一定の期間になるべく市民の御意見、議会の御意見等を広く取り入れ、将来に支障のない、悔いのないまちづくりをつくっておくということが一番大切なことだろうと思っておりますと、このように述べているわけであります。

残念ながら、第３次基本構想は少しもそのような経過に至っていない状況では、何のための市長の答弁だか、また市長の議会対応に大きな疑義を感じているところであります。

日野市行財政の調査検討の最終答申によりますと、市民参加のまちづくりの中で市民が相互に連帯を深め、学び合いながら、まちづくりに取り組める小・中ブロックレベルの地区センターを順序だてて建設する必要があります。市民がこれらを基礎に地区別市民協議会のような組織をつくるならば、これらと共同してまちづくりを取り組むことになると提言をしております。しかし、私ども、我が日野市はハードの地区センターの建設だけを行い、ソフトの地区別市民協議会等のコミュニティーの促進を行ってこなかったことは大きな問題であり、市民自治と大きくかけ離れた行政運営であり、新しい自主的な福祉の出発に大きな間違いを犯そうとしているのであります。

それは、保険福祉計画は従来の計画のあり方と異なり、本格的な高齢化社会に対応するため、老人福祉法、老人保険法の一部改正により、市町村がみずからの責任で自主的に将来的な自分たちの町の福祉計画を立てることであります。

日野市保険福祉計画によると、基本理念の一つに「地域連帯の創造」とあり、市民の主体的な社会参加のもとに地域内に世代を超えたぬくもりのある人的交流を実現し、お互いに支え合う地域社会を創造しますとあります。基本構想には、これからの福祉を支える地域福祉や地域コミュニティーの理念が大変不明確である。また健常者中心としたまちづくりからお年寄りや体の不自由な人もともに生活をできるまちづくり、生きがいや世代を超えた自由時間、余暇などの総合的福祉のまちづくりが大変不透明であります。

これからの行政の最重要課題は高齢化をどう乗り切るかであり、10年間に及ぶ基本構想に総合的福祉のまちづくりビジョンがないことは大変問題であると指摘せざるを得ないのであります。

もう一つの重要課題といたしましては、再三我が党が提言を行っております環境問題であります。経済効率を中心とした社会風潮の中で、自然破壊、動植物や生態系の破壊は人間自身の生存の危機にもつながっております。このかけがえのない緑の地球を守ることは、私たちを初め、未来のある子供たちや人類の生存を守ることにもなります。そのためには私たちが生活している身近な地域で、自然の生態系が持っている自立性、安全性、循環性を回復するためできるところから個人や地域で、また行政は計画立案から循環型都市や環境行政が必要となり、この総合的環境の視点が基本構想に位置づけられていないのはまことに残念であり、時代の認識不足を感ずるところであります。

都市像を「緑と文化の市民都市」と位置づけておりますが、都市像に各施策の連動性が極めて低く、目標達成への方向や優先、まちづくりビジョンが大変に不明確であります。

「緑と文化の市民都市」の緑については、緑被率、緑視率の方針や点在した緑を有機的に結ぶ緑のネットワーク等の自然的都市景観の位置づけが理念や特色に欠け、都市像に緑を掲げた割には弱さを感ずるところであります。

また、都市像に文化を掲げた割には、歴史の文化を継承していく教育環境、公民館や図書館等の施設サービス、都市デザイン、都市景観、行政の文化的や法的な存在を超え、文化の創造発進基地行政としての発想が乏しく、文化創造の貧困性すら感じざるを得ないのであります。(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

強いトップダウン方式では、優秀な職員であっても行政組織体として能力を発揮できないばかりか、新しい方向や時代にふさわしい視点の基本構想にまとめることが十分できなかったのではないかと推測できるものであります。今後は行政の管理職の勇気ある対応に期待をいたしたいと思います。

議会での答弁のあり方や議会制民主主義に即した議会対策など、新たな行政課題等を克服し、新しい時代の市民ニーズに即した現在及び将来に責任が持てる基本構想を築き上げることをお願いを申し上げまして、日野市第3次基本構想を否決することに賛成の意見といたします。

**○議長(福島盛之助君)**　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は否決であります。本件は委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって議案第４号、第３次日野市基本構想の制定の件は否決されました。

これより議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について、総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

質疑なく意見のところで、板垣正男君外１名の委員により修正案が提案されました。

修正内容としては、資産公開の対象を市長の外助役、収入役及び教育長、さらに市議会議員に広げるものであり企業団体献金の禁止をうたっております。

また審査会の設置、審査結果の閲覧と市民の調査請求権も明記されております。さらに虚偽報告等の公表と第１審有罪判決後の説明会の明記もございます。

この修正案に対する主な質疑としては、市長にこそ絶大な権限があるのであって、三役や議員は権限などはない、政治倫理に結びついて資産公開する必要はないのではないか、かえって市民が誤解をしてしまうのではないか、議員はどういう権限があって資産をふやすことができるというのか等の質疑の後に修正案について採決に入り、賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に原案の採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。佐瀬昭二郎君。

**○９番（佐瀬昭二郎君）**　ただいまの審査報告について１点だけ質問をしたいと思います。

後段の原案の採決の結果ですが、賛成多数で可決すべきものと決したという御報告だったと思います。内訳を聞かせていただきたいんですが、何人が反対をし、何人が賛成をしたか。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　　御報告申し上げます。

私としては、明らかに多数ということでの判断で採決を可決いたしました。だれかれということは、私の口からは言う必要はないというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　　私はだれかれを言えと言っているのではなくて、賛成は何名で反対は何名かということを教えていただきたいと聞いているんです。

○議長（福島盛之助君）　　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　　多数でございます。

○議長（福島盛之助君）　　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　　全会一致を多数と言い間違えているのではありませんか。

○議長（福島盛之助君）　　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　　決してそのようなことはございません。全会一致でなく多数ということで私は判断をいたしました。

○議長（福島盛之助君）　　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　　これ以上、私はその場にいませんので、これでおしまいにしますけれども、後の意見のところで我が会派の代表がその点について触れると思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　質問させていただきます。

委員長より修正案が出されたということで報告がありまして、その中身についても御説明を受けたわけですが、これは市民よりこの議案にかかわる6－24号、日野市政治倫理確立の条例制定を求める請願というのが出されていますけれども、その請願の要旨についてはどうなっているかというような御説明はありましたでしょうか。

それから、修正案の質疑の中で、市長についてはいろいろな権限があるのでわかるが、市議会議員についてはどうなんだろうかという話があったということがありましたけれども、市長の資産公開についてのみもう少し厳しくするというような修正案のような話というのは、委員会の中では全く話はなかったんでしょうか。今回は市長、助役、市議会議員、収入役、教育長まで修正案に入ったということなんですが、市長の資産公開についてのみ修正を考えていきましょうかというようなお話は、委員会の中ではこれまで出なかったんでしょうかという質問なのでよろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　それでは第１番目の質問でございますが、おっしゃられるとおり請願の第６－24号、これは後報告で出てまいりますが、修正案提出者よりこの請願の７つの項目に全部網羅したひとつの案ですと、こういう説明がございました。

あと２点目の件ですが、市長の資産について云々というお話ですか、これについてはそういう議論はございませんでした。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　そうしますと話し合いの中では、これは３回継続になって今回の結論になったということだと思いますけれども、今回こういった市民の請願をベースにした形で修正案が出てきたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　総務委員長。

○総務委員長（田原　茂君）　ベースという言葉は使っておりませんでしたが、一応この請願の方の７項目を網羅してありますという説明がございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　議案第５号のいわゆる政治倫理条例は市長のみの資産の公開でありますが、市長だけでなく市長の配偶者も加えなくては意味がない。さらには助役、収入役等も含めるべきである。市議会議員も含むべきだという意見もあり、現実に条例として施行されているところもあります。

総務委員会で提出されている請願に沿い、市議会議員も含めた修正案が板垣委員から出され、私も賛成いたしました。

市長から提出された原案に修正案を出すのは与党ではないという声が聞こえました。

しかし、私どもは、市長から提案された市長の資産公開の条例制定について反対するものではありません。さらにこれに補強し、請願にもあらわれた市民の意向を反映して市議会議員も含めた資産公開を修正案という形で提案したのであります。その性質上、市長からは提案しにくいものを私どもが提案したといっていいものです。決して、反市長の立場をとったものではないことは明白であります。

残念ながら、修正案は賛成少数で否決されました。残された原案に対して私は、当然、賛成いたしました。先ほどの佐瀬議員の指摘にもかかわらず明らかにされませんでしたが、明らかに全会一致、原案が可決されたところであります。

修正案に賛成して原案に賛成するのは間違っているという声が聞こえてきました。

この際、この点を明らかにしておきたいと思います。議長や委員長から求められた賛成の意思表示にそれを抑えること、すなわち手を挙げてはならないという法規は全くありません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)このケースの場合、修正案が2つ以上あった場合などを考えれば明瞭ですし、修正案は原案から遠いものから採決するという大原則も、こういうケースを考え原案優勢をあわせて考えたものであります。修正案を含めて同一議案の採決の場合、何度でも挙手してもよい。このケースはその典型であると申し上げたいのであります。

以上、意見を申し上げておきます。

**○議長(福島盛之助君)**　次に、執印真智子君。

**○14番(執印真智子君)**　政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の議案について原案反対、修正案賛成の立場で一言意見を述べさせていただきます。

もとより私は、現市長や議会の仲間に疑いを持っているわけではございませんし、私自身もこの5年近い議員生活の中でお金に絡む誘惑があった経験はただの一度もございませんが、日本の他の自治体や国で聞かれる汚職など、公職にある者の不祥事で国民の怒りはおさまることがありません。しかし、それは怒りを通り越して今やあきらめにかわり、政治そのものに対しての無関心となってしまいました。その無関心の渦は、当然のように日野市をものみ込み、この日野市でも昨年の市長選の投票率は51.85%、この2月の市議選では51.71%とどちらも前回より4～6%投票率が下がるという形になってあらわれています。

森田市長も3月の広報で現在の政治の状況を憂い、市民参加の必要性を訴えていらっしゃったわけですが、であればこそ、まず、国の法律に準じた条例を提案するのではなく、日野市独自の厳しい基準を持った条例を制定し、みずからの透明性と政治姿勢をこの日野市で受け継いでいくべきであると考えます。

議会としても政治腐敗によって政治離れが進んだこの状況の中ですので、我が身が潔白であればこそ市民に対して、まず資産公開という形で、その姿勢を明らかにするべきであると考えます。

また、今回は修正案として市長についてだけでももっと厳しい条例にするというようなことも考えていただきたかったという思いが残っております。

以上の理由から、私は原案に反対し修正案に賛成をいたします。

**○議長(福島盛之助君)**　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　それでは議案第70号、議案第71号、議案第80号につきましての総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年11月の行政手続法の施行に関し、施行法の整備に伴うものでございます。

質疑・意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。

次に議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高幡団地市営住宅の建て替えに伴い入居者使用の駐車場を設置し、条例を改正するものでございます。

主な質疑といたしましては、審議会の結論を見ないでこういう改正案が出てきた理由は何か、審議会のあり方を今後どう考えていくか、１世帯に１台の割合で確保されているのか、緊急車両は入れるのか、料金は幾らか等の質疑がされました。

主な意見といたしましては、周辺の道路の道幅が広がると路上駐車がしやすくなるので緊急車両が入れなくなる可能性があるので、その辺のところを気配りをしていただきたいというものでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものでございます。

主な質疑といたしましては、累進性の緩和を図る内容と考えていいのかというものでございました。

主な意見としては、累進性の緩和については高額所得者に多く、低所得者には少ない、税収の減については手当がほとんどないので、国の責任ある補てんをとってほしいというものでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、３議案の審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

**○19番（板垣正男君）**　議案第80号について意見を申し述べたいと思います。

この議案の提案の際にも説明がございましたし、今、総務委員長の報告の中にありましたように、条例改正の趣旨は累進税率の緩和を行うということが中心点だということでございます。国会での法案の成立に基づきまして条例改正ということで、追加議案として提出されたものであります。

今回の税率改正は三つありますが、個人市民税の取得割の税率適用区分の見直し、二つ目に個人市民税の退職所得の分離課税にかかわる所得割の税率適用区分の見直し、三つ目は個人市民税の所得割の特別減税ということで、来年度の実施が行われるものでございます。それぞれ平成７年４月１日施行、そして１月１日施行ということでございますが、提案の説明にありましたように累進の税率を緩和するということでございますから、高額の所得者に大きな減税効果をもたらすという内容になっているわけでございます。これは国会で日本共産党国会議員団の衆議院・参議院の質疑などでも明らかにされましたように、累進税率の緩和で1,000万以上の高額所得者に大きな減税の効果をもたらすということが明らかになったわけでございます。しかもこの減税によって、地方自治体の税収の減が指摘されているわけでありますが、今年度政府のとりましたこの地方自治体の減収に対する補てんは、減収債によって賄うということが行われました。特に不交付団体については何ら責任のある措置がとられていないということで、来年度にもわたってこの措置が継続されるんではないかというふうにみられているわけであります。

すなわち、補てんの行われるものにつきましては、交付税率で元金の返済分75％だ

けはみるけれど、あとの25%及び利子については地方自治体の責任で補てんしなさいということになりますし、交付税を受けていない日野市のような団体については一切政府の補てん策はないということになっているわけであります。

したがって、地方自治体の財政は今でもいわゆる起債がどんどんふえていると、借金づけの財政になっているということに一層輪をかけるということにならざるを得ないわけでありまして、政府のその責任は重大だと言わなければなりません。

首相である村山富市さんは、人に優しい政治をするとおっしゃっておりますけれど、地方自治体に対しては一向に優しくはない。(「そうだ」と呼ぶ者あり) むしろ冷たい。地方財政破壊をもたらすような悪政が行われているといっても過言ではないと思うわけでございます。

市長並びに関係部長におきましては、今後一層政府にこうした実態を改めるように、機会あるたびに意見を上げるように、強く意見として申し上げておきたいと思います。

**○議長(福島盛之助君)**　これをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。

本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(福島盛之助君)**　御異議ないものと認めます。よって議案第70号、日野市職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第71号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第80号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号、日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第74号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第77号、平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第2号)、議案第78号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(福島盛之助君)**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

**○厚生委員長(橋本文子君)**　議案第72号、74号、77号、78号一括して御審議をお願

いいたします。

まず議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は、東京都の医療条項の一部が10月１日付で改正されたものに準拠するものでございます。お手元に配付されている資料のとおりミトコンドリア脳筋症の次に追加されるもので、遺伝性（本態性）ニューロパチーという病名でございます。この病気は原因不明ですが、四肢の末端から抹消神経が麻痺して筋萎縮症になるものです。

日野市には該当する方は今のところございません。東京都全体では約30名ほどおられるそうでございます。

質疑応答なく、全会一致可決すべきものと決しました。

議案第74号、国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ798万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ54億3,234万8,000円とするものでございます。これはエイズ予防に関する予算で、全額国庫負担となっております。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）につきまして厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

当初予算では9,800万円程度の赤字予算を組んでおりましたところ、４月から10月までの７カ月間で、収益が58.3％目標であったものが60.2％と約２％オーバーの収入をみることができました。この分でいきますと３月の年度末には赤字予算が若干短縮される見通しとなっております。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

最後に議案第78号、平成６年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案につきましては大変活発なやりとりがございました。ことしの夏は水不足のため、地下水のくみ上げがフル回転されたそうですが、その説明に対して委員の方から日野の水はまずいのかとか、合成洗剤やトリクロロエチレンによる地下水汚染はないのか、あるいはまた東京都は地盤沈下を防ぐためになるべくダムの水を使い、地下水は25％までと都条例で定められているが大丈夫なのか等の質問がありました。答弁としては、水質については、毎日検査をしているが水質は変わっていないことが報告されました。ま

た水のおいしい、まずいということでは、水の温度とか気温によって感じ方が異なるそうで、気温マイナス10度ぐらいのときを一番おいしいと感じるそうです。またミネラルの含有量が水の味に大きく影響するとのことでございました。

渇水対策としては、地下水をくみ上げる以外に方法がないのかとの質問に対して、日野の水道水は利根川の水が主に使われているが、ほかにも多摩川系の小河内ダムからも取り入れていること、また今後の対策として東京都はダムを5カ所計画中で、水量確保についても602万トンから692万トンにふやす予定になっているとのことでございました。

市民の皆さんに広く節水意識を普及する手だてとしては、産業祭等を通してパンフレットや節水ごまの配付をしてきたとのことでございます。

厚生委員会といたしましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。

本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第72号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第74号、平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号、平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第2号）、議案第78号、平成6年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号、平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第76号、平成6年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

**○建設委員長（沢田研二君）**　議案第75号、第76号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第75号は、土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）であります。万願寺、万願寺第２、東町、３地区からの繰越金5,331万円の歳入を万願寺地区、豊田南地区内の水道整備等を主とする歳出です。

質疑なく、全会一致可決と決した次第です。

議案第76号は、下水道事業特別会計補正予算（第２号）であります。一般会計からの繰入金と繰越金の相殺による6,000万円を下水道の埋設委託料として歳出するものです。

採決の結果、全会一致可決すべきものと決した次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第75号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第76号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時20分　休憩

午後11時57分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を12月21日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会期は12月21日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。12月21日の会議は議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって、12月21日の会議時間は午前０時に繰り上げることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前０時より開議いたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後11時59分　延会

# 12月21日　水曜日　（第８日）

平成６年
第４回定例会

## 日野市議会会議録　（第39号）

12月21日　水曜日　（第８日）

**出席議員**　（29名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島　久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 18番 | 橋本文子君 | 19番 | 板垣正男君 |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 内田　勲君 |
| 22番 | 馬場繁夫君 | 23番 | 夏井明男君 |
| 24番 | 黒川重憲君 | 25番 | 福島盛之助君 |
| 26番 | 簇野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬　隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

**欠席議員**　（１名）

17番　奥住日出男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 桧山茂君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | 小俣雅義君 | 次長 | 田中正美君 |
| 書記 | 濃沼哲夫君 | 書記 | 橘達雄君 |
| 書記 | 山田二郎君 | 書記 | 田倉芳夫君 |
| 書記 | 鈴木俊之君 | 書記 | 堀辺美子君 |
| 書記 | 永野裕子君 | | |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝　君

議事日程

平成6年12月21日（水）
午前0時開議

（取り下げ）　（総務委員会）
日程第1　請願第6－40号　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願
（建設委員会）
日程第2　請願第6－11号　神明緑地の伐採反対に関する陳情
日程第3　請願第6－39号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願
（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第　4　請　願　第　6－24　号　日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願

日程第　5　請　願　第　6－30　号　「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情

日程第　6　請　願　第　6－55　号　核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願

日程第　7　請　願　第　6－36　号　私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情

（厚生委員会）

日程第　8　請　願　第　6－48　号　文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　9　請　願　第　6－9　号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情

日程第　10　請　願　第　6－12　号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情

日程第　11　請　願　第　6－13　号　真に国民のための公共事業を求める陳情

日程第　12　請　願　第　6－18　号　「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願

日程第　13　請　願　第　6－27　号　消費税率の引き上げ反対を求める請願

日程第　14　請　願　第　6－34　号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情

日程第　15　請　願　第　6－42　号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情

日程第　16　請　願　第　6－50　号　多摩市和田１８６９番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情

日程第　17　請　願　第　6－51　号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情

日程第　18　請　願　第　6－53　号　衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情

（文教委員会）

日程第　19　請　願　第　6－46　号　学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願

（厚生委員会）

日程第　20　請　願　第　6－7　号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願

日程第　21　請　願　第　6－22　号　日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願

日程第　22　請　願　第　6　－37　号　犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情

日程第　23　請　願　第　6　－44　号　保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情

日程第　24　請　願　第　6　－45　号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情

日程第　25　請　願　第　6　－54　号　診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情

日程第　26　請　願　第　6　－62　号　乳幼児医療助成制度の充実を求める請願

日程第　27　請　願　第　6　－63　号　日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願

（建設委員会）

日程第　28　請　願　第　6　－10　号　公園建設に関する請願

日程第　29　請　願　第　6　－15　号　程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第　30　請　願　第　6　－26　号　地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願

日程第　31　請　願　第　6　－29　号　潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願

日程第　32　請　願　第　6　－32　号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願

日程第　33　請　願　第　6　－47　号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

日程第　34　請　願　第　6　－52　号　日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情

日程第　35　請　願　第　6　－56　号　日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願

日程第　36　請　願　第　6　－57　号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第　37　請　願　第　6　－58　号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第　38　請　願　第　6　－59　号　３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確

保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第 39 請 願 第 6 -60 号　日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願

日程第 40 請 願 第 6 -61 号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第 41 請 願 第 6 -64 号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

（継続審査議決）

日程第 42 議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第 43 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 44 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 45 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第 46 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第 47 議 案 第 81 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 48 議員提出議案 第 17 号　村山内閣の即時退陣を求める決議

日程第 49 議員提出議案 第 18 号　都営住宅の「応能・応益的家賃負担制度」導入撤回を求める意見書

日程第 50 議員提出議案 第 19 号　骨粗鬆症に対する予防、治療対策を求める意見書

日程第 51 議員提出議案 第 20 号　核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書

日程第 52 議員提出議案 第 21 号　東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第52まで

午前０時０分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより請願第６－40号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願。本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　それでは御報告申し上げます。

請願第６－40号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願につきましては、去る12月６日都合により取り下げをしたい旨の書類が提出されました。

12月15日の総務委員会におきましてそれを確認し、承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　ただいまの委員長報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって請願第６－40号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願の取り下げの件は承認することに決しました。

これより請願第６－11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情、請願第６－39号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

**○建設委員長（沢田研二君）**　請願第６－11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情でございます。

本請願は、平成６年５月16日に受け付けされ、神明二丁目にお住まいの中村厚子様外74名の方から出された陳情です。６月議会におきまして建設委員会に付託され、以降慎重審議を行ってきたところですが、平成６年12月２日請願代表者の中村厚子様より議長あてに取り下げのお願いが提出されました。

当委員会としては、この取り下げを承認することに決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

請願第６－39号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件でございます。

本請願は平成６年９月１日に受け付けされた多摩平自治会長笹原武志様から出された請願です。９月の定例会におきまして、本委員会に付託されたものでございます。

請願事項として出された４項目のうち１項目に改善・前進がみられたとの理由から、議長あてに取り下げの願いが提出されました。その意を受けて、当委員会はこの取り下げを承認することに決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　ただいまの委員長報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって請願第６－11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情、請願第６－39号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の取り下げの件は承認することに決しました。

これより請願第６－24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

**○総務委員長（田原　茂君）**　請願第６－24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願について、総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

特に質疑・意見もなく、採決の結果、不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。執印真智子君。

**○14番（執印真智子君）**　今回の審議については質疑・意見がなかったということですが、継続になっている間にどのような質疑があったのかというようなことを、御記憶の範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

**○総務委員長（田原　茂君）**　私も記憶がそんなによくないものですから、誤った答弁をしても申しわけありませんので、私の口から、今の時点では、申し上げられない

ということで御了承いただきたいと思うんですが……。

**○議長（福島盛之助君）**　執印真智子君。

**○14番（執印真智子君）**　ぜひ、その点は聞きたいところなんですけれども、記憶がないということですので、今後につきましては最後の委員会のものだけではなくて、何回か継続になっているものにつきましては、その経過というものも少し御報告をいただければありがたいかなというふうに思いますので、本日はこれで結構でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

**○19番（板垣正男君）**　請願の第6－24号について、採択すべきという立場で意見を申し述べておきたいと思います。

日野の議会に、資産公開を含めた政治倫理の確立を求める条例案の提案がこの3月に市長から提案をされました。以来、付託されました総務委員会で審査を行ってまいりましたが、今、議題となっております請願については、6月の議会に総務委員会に付託されたものであります。並行して審査が行われてきたことは、議案第5号の審査報告の委員長報告でも明らかになっているところでございます。

この問題の経過を申し上げますと、実は昨年の12月でありますけれど、我々日本共産党市議団が政治倫理条例の案を作成いたしまして、議会の各会派にお届けし御検討いただくようにお願いをした経過がございます。（「もらっていない」と呼ぶ者あり）無会派の議員にもお配りをさせていただきました。

なお、市長にはもちろんこの案を提起いたしまして、市の内部でも御検討いただくようにお願いをしてきたところであります。

そして、先ほど申し上げましたように、ことしの3月議会、市長から議案の第5号といたしまして、政治倫理確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定についての議案が提案されたわけであります。6月議会には、今議題となっております請願の提出が市民から行われて、12月の、ついこの間行われました総務委員会で私どもから修正案を提案するという経過をたどっているわけであります。この審査の中で、条例案と一緒に審査を行ってまいりましたので、私は請願の内容も含めた審査が行われてきたと、このように判断をしておるところであります。

市側の議案に対する説明とあわせまして、資料も幾つか提出をしていただきました。例えば川崎の倫理条例に関する資料、大阪の堺市に関するもの、また大阪の堺市が初めて地方自治体としては政治倫理に関する、資産公開に関する条例を制定する際のベース

になったと言われておりますアメリカの倫理法の概要、そして国会議員の資産公開法と自治省条例モデル案、稲城市の条例案の比較表などを提出いただきまして、それらも含めて慎重に審査を行ってきた経過があるわけであります。

我々は、総務委員会の審査の中でも明らかにしておりましたように、市長が提案いたしました議案第５号の条例案については、もちろんそれなりの意味を持っているということから賛成でありましたし、そういう態度も表明してまいりました。

しかし請願に盛られておりますようなことや、あるいは昨年の12月共産党市議団の提案いたしました倫理条例の内容等から見まして、さらに市長案を充実させる必要があるという観点から質問も行ってまいりましたし、修正案も提出したということでございます。

この請願の趣旨といたしましては、資産の公開は市長ばかりではなくて、議員にも及ぶことが必要だということが書かれているわけでございまして、骨子といたしましては７点にわたってまとめられているものであります。

例えば、一つは、市長、助役、収入役、教育長、市議会議員を対象とした資産公開をつくることということでありましょう。条例にするということであります。

二つ目には公職者の地位利用、職務権限の不当な乱用等を禁止した政治倫理基準を入れるということ。

三つ目には、資産公開は条例適用対応者の配偶者及び扶養親族を含むものとする。

４点目に資産公開の内容は、不動産・動産等の取り引き、収入、贈与、もてなし、関連会社等における地位及び肩書、税の納付状況を含む資産報告書の提出を義務づけ、市民の閲覧に供すること。

５点目に市民が参加した政治倫理審査会の設置を義務づけること。

６点目に市民の調査請求権を保障すること。

７番目に問責制度を盛り込む、というものでございます。

これらの内容は、ほぼ、我々がさきに発表いたしました政治倫理条例案の内容と合致するものでもございます。そこで、この請願の趣旨を生かすということからの意味も含めて、我々は修正案を提出した次第でございます。さきに発表いたしました内容をさらに検討いたしまして、修正案としたわけであります。

提案者は私になりましたけれど、護憲市民会議の一ノ瀬隆議員の賛同を得て総務委員会に提出いたしました。結果は賛成少数で否決はされたものの、市民の願っている内容に合致するものであるというふうに自負をしているものでございますし、また全国の地

方自治体などが制定してまいりました政治倫理に関する条例の内容とほぼ合った内容でもあるということでもございます。

この条例との関連で、修正案の内容を一部御紹介をさせていただきたいと思いますけれど、（目的）として第１条、この条例は、市長、助役、収入役及び教育長並びに市議会議員について、政治倫理の高揚を図り、その資産等に関する報告書の提出を義務づけ、市民に市長等及び議員の高潔性を判断する機会を与えることによって、市長等及び議員が市民の厳粛な信託に基づく立場であることを自覚し、職務の遂行に当たり市民全体の奉仕者として、清潔な地方自治と民主政治の発展に寄与することを目的とする。

第２条に、市長等及び議員は、前条の目的を達成するために高い道徳性と倫理性を自覚して職務に努めなければならない。

第２項、市及び市議会は、市長等及び議員に対する市民の信頼を損なうおそれのある事件が発生した場合には、前条の目的に照らして必要な措置をとるものとする。

第３項、市民は、主権者として、市長等及び議員が前条の目的に反する行為をとらないよう監視するとともに、前条の目的に反する行為を求めてはならない。

第３条に、市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（１）市民全体の代表として、その品位と名誉を損なわないような一切の行為を慎み、その職務に関して疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

（２）いかなる名目にかかわらず企業、団体献金を受けないこと。

第４条、市長及び議員は、毎年１月１日現在に有する資産、地位及び肩書並びに前年１年間の所得及び贈与並びに税等の納付状況について記載した報告書を毎年５月31日までに、市長等にあっては市長に、議員にあっては市議会議長に提出しなければならない。

第２項、市長等及び議員は、前項の資産報告書の提出の際その配偶者及び扶養子女に係る資産報告書も併せて提出しなければならない。

第５条、資産報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする、ということで資産並びに地位及び肩書、所得及び贈与、税等の納付状況が記載されてございます。

これは、一部議案第５号とダブりますので省略しておきたいと思います。

第６条には、市長及び議長は、第４条の規定により提出された資産報告書をその提出期限から30日以内に公表し市民の閲覧に供さなければならない。

第２項、何人も実費でこれらの資産報告書の写しを請求することができる。

第３項、資産報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から７年を経過する日までとする。

第７条、資産報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、日野市政治倫理審査会を置く。

第２項、審査会の委員は７人とし、うち３人は専門的な識見を有する者、他は地方自治法第18条に定める選挙権を有する公募に応じた市民の中から市長が委嘱する。

第３項、審査会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

第４項、審査会の委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５項、審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の３分の２以上の同意を要する。

第６項、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第７項、審査会は、市長または議長に、市長等及び議員の行為規範を定めるために必要な提言を行うことができる。

第８条、議長は、第４条の規定により提出された資産報告書の写しを市長に送付し、市長は、市長等及び議員の資産報告書の写しを、毎年６月30日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

第２項、審査会は、資産報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。

第３項、審査会は、第１項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から起算して60日以内に意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

第４項、市長は、前項の規定により提出された意見書のうち、議員にかかる意見書を議長に送付しなければならない。

第９条、市長及び議長は、前条第３項の規定により提出された意見書を提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供さなければならない。

第２項、意見書の写しの請求及び閲覧期間については、第６条第２項及び第３項の規定を準用する。

第10条、市民は、資産報告書に疑義があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

第２項、前項の規定により調査の請求を受けたときの手続等については、第８条の例による。

第３項、市長または議長は、前項の規定により調査結果の報告を受けたときは、７日以内にその調査結果を請求者に文書で回答しなければならない。

第11条、市長または議長は、審査会の意見書に資産報告書の提出の遅滞、虚偽の報告または調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を市広報で公表しなければならない。

第12条、市長等または議員が、その職務に関連し、またはその地位を利用した不正行為によって収賄罪、贈賄罪、職権濫用罪、詐欺罪、背任罪、横領罪、公職選挙法違反等の罪により第一審裁判所で有罪判決の言い渡しを受けた後もなおその職にある場合には、市長等については市長が、議員については議長が、当該市長等または議員の控訴期間満了後、速やかに市民に対する公開の説明会を開催しなければならない。

第２項、市民は、前項の規定により説明会が開催されないときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50名以上の連署をもって、市長または議長に説明会の開催を請求することができる。

第３項、市民は、説明会において当該市長等または議員に質問することができる。

第13条、市長等または議員が前条に規定する有罪判決を受け、その刑が確定し失職する場合を除き、市長または市議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置をとるものとする。

第２項、市長または市議会は、前項の措置に際して審査会に諮問し、意見書の提出を求めるものとする。

第14条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則１、この条例は、平成７年12月１日から施行する。

附則２、この条例の施行日以後新たにこの条例の適用を受けることとなった者が最初に提出する資産報告書においては、第４条第１項中「前年１年間」とあるのは「就任の日からその年の12月31日まで」と読み替えるものとする、という修正案でございまして、よって請願との内容とも合致するということを私が先ほど来申し上げている者でございます。

今、全国各地の地方自治体の少なくないところで、ゼネコンなどの企業との癒着あるいは不正な献金を受けたなどによって逮捕されるというようなことなどがみられるわけであります。

市長の資産の報告のみにとどまらないで、市の三役、教育長、そして議員の資産公

開を含む政治倫理の確立を求めることが、今、強く求められていることだと考えているわけであります。

こうした観点に立つならば、本請願の採択は当然なことではないかと考えているわけでございます。(「そのとおり」と呼ぶ者あり) 日本共産党市議団、修正案の内容等もあわせて、この請願の内容の審査そして採択する必要性についても申し上げてまいりました。

総務委員会では不採択と決定したわけでありますけれども、この本会議で改めてこの請願の採択が行われるよう強く要望いたしまして意見といたします。

**○議長(福島盛之助君)**　執印真智子君。

**○14番(執印真智子君)**　請願第6－24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願について採択の立場で意見を申し上げます。

賛成の理由につきましては、裏も表もなく政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について先ほどの議案第5号と同じでありますので、先ほどの意見をもって意見といたします。

市長についての条例はここでつくられるわけですが、これをスタートとして、今後は市民の声を生かす方向で考慮をいただき、検討されることを望んでいるということをつけ加えさせていただきます。以上です。

**○議長(福島盛之助君)**　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長(福島盛之助君)**　挙手多数であります。よって請願第6－24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第6－30号、「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情、請願第6－55号、核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(福島盛之助君)**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第６－30号、「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情、請願第６－55号、核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願について、総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

特に質疑・意見もなく、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－30号、「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情、請願第６－55号、核兵器廃絶の国際条約締結をに関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－36号、私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第６－36号、私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情について、総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

主な質疑といたしましては、私立と公立幼稚園とのバランスはどうか、都の補助率43％と毎年２ポイントずつアップするということの意味は、等の質疑がございました。

特に意見もなく、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって請願第６－36号、私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－48号、文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

**○厚生委員長（橋本文子君）**　請願第６－48号、文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成６年９月13日の定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。請願者は山田啓二朗様で外251名の方から出されております。50名前後の音楽団体でも無料または格安で気軽に練習できる施設がほしいという趣旨で、公立校の空き教室、特別教室を市民開放していただきたいという内容の請願でございます。

請願事項は３項目ございまして、１．だれもが安心して気軽に利用でき、大編成にも対応できる音楽練習場を早期にたくさんつくって下さい。２．日野市東部会館にバス、ドラム、ティンパニ、譜面台を設置し、だれもが気軽に利用できる格安の値段で借用できるようにして下さい。３．公立校の空き教室、特別教室を早期に市民に開放して下さい。という３項目でございます。

学校教育部長の説明では、近い将来第五小学校と南平小学校を開放していきたいということなので、趣旨採択という委員の声のある中で、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。（「趣旨採択か、どっちだ」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって請願第６－48号、文化施設の充実と公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情、請願第６－12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第６－13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第６－18号、「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願、請願第６－27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願、請願第６－34号、日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情、請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情、請願第６－50号、多摩市和田1869番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情、請願第６－51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情、請願第６－53号、衆議院議員選挙定数配分格差是正に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本10件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－46号、学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願、請願第６－22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願、請願第６－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情、請願第６－44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情、請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情、請願第６－54号、診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情、請願第６－62号、乳幼児医療助成制度の充実を求める請願、請願第６－63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－10号、公園建設に関する請願、請願第６－15号、程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第６－26号、地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願、請願第６－29号、潤徳小学校の北側の環境の保全

を求める請願、請願第６－32号、緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願、請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願、請願第６－52号、日本の農業と食糧を守り、安全で安定的な食糧の供給を求める陳情、請願第６－56号、日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願、請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情、請願第６－60号、日野市中小企業事業資金融資あっせん制度の改善を求める請願、請願第６－61号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第６－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本14件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第42、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関す事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第43、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第44、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第81号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第81号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給料の改定、扶養手当の額及び勤務１時間当たりの給与額の算出方式を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　それでは議案第81号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表によって御説明いたしますので、恐れ入りますが、８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。

まず、第７条の扶養手当の関係でございます。第７条の４項、扶養手当の親族のうち、欠配第１子を除いた、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、加算する額を1,000円から2,000円に改める内容のものでございます。

次に第14条でございます。これは勤務時間１時間当たりの給与額の算出式を改める内容のものでございます。

これは、現在東京都及び他市と同様に、現行の算出方式でございますけれども、ちょっと御説明申しますと、現行の１時間当たりの算出の方式は、分母が40時間掛ける52週となっております。分子が給料プラス調整手当プラス特殊勤務手当掛ける12カ月というのが現行でございますが、分子の方に住居手当を加えると。それから分母の方に国民の祭日と年度末の祭日分を差し引いたもので割った額と改めるものでございます。

この内容は労基法の関係でございます。今まで各市も国の算出を使っていましたので、これを労基法に改めるという内容のものでございます。

次に10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。第16条でございます。

これは12月に支給する期末手当を現行より0.1カ月減額し1.9カ月にするものでございます。

次に、恐れ入りますけれども、改正案で御説明いたしたいと思いますので、３ページをお開き願いたいと思います。

まず、この３ページの別表でございます。給料表（一）というのは一般行政職の給料でございます。１等級から６等級の内容でございます。

４ページ、５ページでございますけれども、４ページの給料表の（二）は、下段にございます、医師の給料表の改定内容でございます。それから５ページの給料表（三）は看護婦、助産婦、准看護婦の給料表を改定するものでございまして、1.18％の国の勧告に基づきまして、給料表（一）、（二）は改めてございます。給料表の（三）の適用者については1.14％で改定を行ってございます。

次に６ページの附則の件でございます。この第１項は、施行期日及び適用月日を定めたものでございます。この改正条例につきましては平成６年４月１日から適用するものでございます。それから、第２項の最高号給の切り替えにつきましては、参考資料にあるとおりの内容でございます。

次に第３項でございますが、これは期末手当の特例措置を定めさせていただいたものでございまして、本年度に支給する期末手当につきましては、12月期は２カ月、３月期は0.4カ月に調整し支給することを定めさせてもらったものでございます。それから、４項は給与の内払いという規定になっております。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

お手元にその細かい参考資料としてございますので、ひとつ御参考にしていただきたいと思います。すべて、期末手当についても給料についても、人事院勧告どおりの内容でございます。

それから、お手元に平成６年度の給与改定概要、期末手当の資料をお配りさせていただきました。本来でしたら、全協等で、詳しく御説明しなきゃいけなかったんですけれど、時間があれなもので、本会議で参考資料として提出しましたので、ひとつこれをご覧になって御了承願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第81号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、村山内閣の即時退陣を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○10番（中谷好幸君）　　議員提出議案第17号、村山内閣の即時退陣を求める決議について提案させていただきます。提案の理由・趣旨につきましてはお手元に配付した案文のとおりでございます。よろしく御賛同いただけますようにお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　　挙手少数であります。よって議員提出議案第17号、村山内閣の即時退陣を求める決議の件は否決されました。

これより議員提出議案第18号、都営住宅の「応能・応益的家賃負担制度」導入撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○30番（米沢照男君）　　議員提出議案第18号ですが、文案については、お手元に配付したとおりであります。文面の一番下段にちょっとミスプリントがありました。「本日野市議会は、東京に対して……」とありますが、これは「東京都に対して」の誤りで

ありますので１字書き加えていただきたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手少数であります。よって議員提出議案第18号、都営住宅の「応能・応益的家賃負担制度」導入撤回を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第19号、骨粗鬆症に対する予防・治療対策を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

**○20番（鈴木美奈子君）**　議員提出議案第19号、骨粗鬆症に対する予防・治療対策を求める意見書でございます。案文につきましては皆様のところに配付されておりますので、ぜひ、これを可決されますようによろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第19号、骨粗鬆症に対する予防・治療対策を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第20号、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

**○12番（田原　茂君）**　議員提出議案第20号、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書でございます。これにつきましては請願につきまして、全会一致採択したものの内容でございます。案文は、お手元に配付されたとおりでございます。よろしく御可決のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第20号、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第21号、東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

**○12番（田原　茂君）**　議員提出議案第21号、東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書でございます。これにつきましても請願につきまして、全会一致採択された内容でございます。案文は、お手元に配付されたとおりでございます。よろしく御可決のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第21号、東京都の私立幼稚園への公費助成拡充を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成６年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前０時54分　閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　福　島　盛之助

署名議員　　小　川　友　一

署名議員　　森　田　美津雄